

○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例	(子青・総務課)	(第29号)	106
○ 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例	(子青・総務課)	(第30号)	108
○ 名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(子青・総務課)	(第31号)	110
○ 名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例	(住都・総務課)	(第32号)	111
○ 名古屋市営路外駐車場条例の一部を改正する条例	(住都・総務課)	(第33号)	114
○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例	(住都・総務課)	(第34号)	115
○ 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例	(緑土・総務課)	(第35号)	118
○ なごや平和の日を定める条例	(総務・総合調整室)	(第36号)	120
○ 名古屋市地下街建築基準条例	(住都・建築指導課)	(第37号)	122
○ 名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	(住都・建築指導課)	(第38号)	126

規 則

○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第15号)	128
○ 名古屋市中小企業振興会館条例施行細則の一部を改正する規則	(経済・産業企画課)	(第16号)	131
○ 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則及び名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第17号)	132
○ 公印規則の一部を改正する規則	(総務・法制課)	(第18号)	134
○ 名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第19号)	139
○ 名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則	(消防・総務課)	(第20号)	141
○ 名古屋市消防団規則及び消防団員の階級に関する規則の一部を改正する規則	(消防・総務課)	(第21号)	145
○ 名古屋市総合体育館条例施行細則等の一部を改正する規則	(ス市・スポーツ振興室)	(第22号)	147
○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第23号)	151
○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第24号)	154
○ 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第25号)	157
○ 被服貸与規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第26号)	161
○ 管理職手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第27号)	170
○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第28号)	174

○ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第29号)	181
○ 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第30号)	183
○ 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第31号)	184
○ 名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第32号)	185
○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第33号)	186
○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第34号)	188
○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第35号)	272
○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第36号)	291
○ 名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第37号)	297
○ 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第38号)	299
○ 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第39号)	308
○ 名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第40号)	320
○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第41号)	323
○ 名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第42号)	326
○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第43号)	330
○ 名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第44号)	336
○ 名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第45号)	338
○ 名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第46号)	349
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第47号)	359
○ 会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第48号)	395

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の 団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正 する規則	(総務・行政改革推進室)	(第49号)	399
○ 保健所長委任規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第50号)	401
○ 出納員等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・人事課)	(第51号)	402
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則	(会計・出納課)	(第52号)	404
○ 名古屋市民会館条例施行細則等の一部を改正する規則	(観光・総務課)	(第53号)	408
○ 名古屋市地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法 律施行細則	(観光・歴史まちづくり推進室)	(第54号)	412
○ 名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第55号)	420
○ 名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第56号)	422
○ 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正 する規則	(緑土・総務課)	(第57号)	423
○ 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則等の一部を改正する 規則	(緑土・総務課)	(第58号)	425
○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則	(住都・建築指導課)	(第59号)	427
○ 名古屋市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行 細則の一部を改正する規則	(住都・建築指導課)	(第60号)	430
○ 名古屋市文化芸術推進評議会規則	(観光・文化芸術推進課)	(第61号)	432

告

示

○ 有料公園施設の利用の禁止について	(緑土・緑地管理課)	(第153号)	434
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第154号)	435
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第155号)	439
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可	(緑土・緑地事業課)	(第156号)	442
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課)	(第157号)	443
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可	(緑土・緑地事業課)	(第158号)	444
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課)	(第159号)	445
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の認可	(緑土・緑地事業課)	(第160号)	446
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の認可に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課)	(第161号)	447
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可	(緑土・緑地事業課)	(第162号)	448

○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧 (緑土・緑地事業課)	(第163号)	449
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可 (緑土・緑地事業課)	(第164号)	450
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧 (緑土・緑地事業課)	(第165号)	451
○ 名古屋市土原土地区画整理組合の解散認可 (住都・市街地整備課)	(第166号)	452
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第167号)	453
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第168号)	454
○ 建築協定の認可 (住都・建築指導課)	(第169号)	455
○ 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の解散認可 (住都・市街地整備課)	(第170号)	456
○ 環境目標値を定める告示の一部改正について (環境・地域環境対策課)	(第171号)	458
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第172号)	462
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課)	(第173号)	463
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課)	(第174号)	472
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退 (健福・保護課)	(第175号)	475
○ 名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画の策定について (環境・減量推進室)	(第176号)	477
○ 市議会の議決を経た予算の要領 (財政・財政課)	(第177号)	575
○ 市議会の議決を経た予算の要領 (財政・財政課)	(第178号)	577
○ 名古屋市場輝荘施設の使用料の収納事務の委託について (観光・歴史まちづくり推進室)	(第179号)	652
○ 令和6年度一般廃棄物処理実施計画 (環境・減量推進室)	(第180号)	653
○ 事後調査結果中間報告書(工事中)について (環境・地域環境対策課)	(第181号)	672
○ 事後調査結果中間報告書(工事中)について (環境・地域環境対策課)	(第182号)	674
○ 名古屋市障害者スポーツセンターの臨時開館について (ス市・スポーツ振興室)	(第183号)	676

○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第184号)	677
○ 名古屋市明願土地区画整理組合の解散認可	(住都・市街地整備課)	(第185号)	679
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第186号)	680
○ 名古屋市消防団規則第5条の2第2号に規定する教養の課程の指定及び同条第3号に規定する大学の指定についての一部改正について	(消防・消防団課)	(第187号)	699
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について	(緑土・都市農業課)	(第188号)	700
○ 清純な施設環境を保持すべき施設の指定の一部改正について	(健福・環境業務課)	(第189号)	701
○ 名古屋市東谷山フルーツパークの休所日の開所について	(緑土・都市農業課)	(第190号)	704
○ 名古屋市地球温暖化対策指針について	(環境・脱炭素社会推進課)	(第191号)	705

達

○ 名古屋市自殺対策推進本部規程の一部改正	(健福・総務課)	(第4号)	732
○ 名古屋市ため池環境保全協議会規程の一部改正	(緑土・総務課)	(第5号)	733
○ 名古屋市総合排水計画策定協議会規程の一部改正	(緑土・総務課)	(第6号)	735
○ 名古屋市役所防火防災管理規程の一部改正	(総務・総務課)	(第7号)	737
○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(総務・給与課)	(第8号)	741
○ 職名及び補職名規程の一部改正	(総務・給与課)	(第9号)	748
○ 課長代理設置規程の一部改正	(総務・給与課)	(第10号)	750
○ 名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程の一部改正	(健福・総務課)	(第11号)	753
○ 課長補佐設置規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第12号)	755
○ 区役所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第13号)	777
○ 名古屋市区役所支所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第14号)	781
○ 名古屋市東京事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第15号)	783
○ 名古屋市収納管理・特別徴収事務センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第16号)	784
○ 名古屋市市税事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第17号)	785
○ 名古屋市市民活動推進センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第18号)	787
○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第19号)	788

○ 名古屋市中央卸売市場に属する市場処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第20号)	790
○ 名古屋市環境科学調査センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第21号)	792
○ 名古屋市環境事業所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第22号)	793
○ 名古屋市処分場処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第23号)	796
○ 名古屋市環境局工場処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第24号)	797
○ 名古屋市立中央看護専門学校処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第25号)	798
○ 名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第26号)	800
○ 名古屋市食品衛生検査所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第27号)	801
○ 名古屋市動物愛護センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第28号)	802
○ 名古屋市食肉衛生検査所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第29号)	803
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第30号)	804
○ 名古屋市精神保健福祉センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第31号)	813
○ 名古屋市厚生院処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第32号)	815
○ なごや人権啓発センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第33号)	817
○ 名古屋市児童福祉センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第34号)	818
○ 名古屋市西部児童相談所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第35号)	820
○ 名古屋市東部児童相談所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第36号)	821
○ 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第37号)	822
○ 名古屋市西部地域療育センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第38号)	824
○ 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第39号)	825
○ 名古屋市緑都市整備事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第40号)	827
○ 名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第41号)	829
○ 名古屋市ポンプ施設管理事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第42号)	830

○ 名古屋市土木事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第43号)	832
○ 名古屋市東山総合公園処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第44号)	836
○ 副市長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第45号)	842
○ 区長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第46号)	847

会 計 管 理 者 達

○ 名古屋市会計管理者事務代決規程の一部改正		(第1号)	848
------------------------	--	-------	-----

市 会 達

○ 名古屋市会事務局課長補佐設置規程		(第1号)	855
○ 名古屋市会事務局処務規程の一部改正		(第2号)	856
○ 市会事務局職員の職名及び補職名規程の一部改正		(第3号)	857
○ 市会事務局事務局長以下代決規程の一部改正		(第4号)	858
○ 市会事務局情報あんしん条例施行規程の一部改正		(第5号)	860

監 査 委 員 規 程

○ 名古屋市監査事務局規程の一部を改正する規程		(第1号)	862
○ 事務局長以下代決規程の一部を改正する規程		(第2号)	866
○ 名古屋市監査事務局職員の職名及び補職名規程の一部を改正する規程		(第3号)	868
○ 名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程		(第4号)	870

教 育 委 員 会 規 則

○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則		(第1号)	873
○ 公所と称する規則等の一部を改正する規則		(第2号)	881
○ 名古屋市学校事務センター規則等の一部を改正する規則		(第3号)	884
○ 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則		(第4号)	899
○ 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則		(第5号)	901
○ 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則		(第6号)	904
○ 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則		(第7号)	906
○ 名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則		(第8号)	908
○ 名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則		(第9号)	910
○ 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則		(第10号)	912
○ 名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則		(第11号)	913
○ 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則		(第12号)	917
○ 名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則		(第13号)	919
○ 名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則		(第14号)	920

- 名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第15号) 926

教 育 委 員 会 告 示

- 名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について (第7号) 928
- 名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について (第8号) 929
- 名古屋市立中学校の通学区域の設定及び変更について (第9号) 930

名 教 委 訓 令

- 名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正 (第1号) 931
- 名古屋市立学校文書管理規程の一部改正 (第2号) 933

名 教 委 教 訓 令

- 名古屋市教育委員会事務局課長補佐設置規程 (第1号) 935
- 名古屋市教育委員会課長代理設置規程の一部改正 (第2号) 939
- 教育次長以下代決規程の一部改正 (第3号) 940

人 事 委 員 会 規 則

- 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第6号) 944
- 編入市町村職員の採用に関する規則の一部を改正する規則 (第7号) 946
- 試験企画委員等に関する規則の一部を改正する規則 (第8号) 948
- 一般職の任期付職員の採用等の承認に関する規則の一部を改正する規則 (第9号) 949
- 名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則の一部を改正する規則 (第10号) 950
- 職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則 (第11号) 951
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (第12号) 952
- 名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (第13号) 959

上 下 水 道 局 管 理 規 程

- 名古屋市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正 (第7号) 960
- 名古屋市上下水道局会計規程等の一部改正 (第8号) 962
- 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正 (第9号) 965
- 名古屋市上下水道局分課規程 (第10号) 970
- 名古屋市上下水道局課長代理設置規程等の一部改正 (第11号) 993
- 名古屋市上下水道局副係長設置規程及び名古屋市上下水道局職員のサービスの宣誓の実施に関する規程等の一部を改正する規程の一部改正 (第12号) 1013
- 名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程及び名古屋市上下水道局職員の名札着用に関する規程の一部改正 (第13号) 1014
- 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正 (第14号) 1016

○ 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び 休暇等に関する規程の一部改正	(第15号)	1017
○ 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の 一部改正	(第16号)	1023
○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正	(第17号)	1025
○ 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する 規程の一部改正	(第18号)	1027
○ 名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及 び奨励手当の支給に関する規程の一部改正	(第19号)	1056

交 通 局 告 示

○ 料金等徴収事務の委託について	(第2号)	1059
○ 共通乗車区間の運転系統について	(第3号)	1075
○ なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発売 及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類につ いて	(第4号)	1076

交 通 局 管 理 規 程

○ 高速電車運転取扱規程の一部改正	(第8号)	1079
○ ICカード乗車券取扱規程の一部改正	(第9号)	1080
○ 高速電車安全管理規程等の一部改正	(第10号)	1081
○ 名古屋市交通局事務分掌規程の一部改正	(第11号)	1116
○ 名古屋市交通局課長補佐等設置規程	(第12号)	1144
○ 職務に専念する義務の免除基準に関する規程等の一部改正	(第13号)	1154
○ 会計年度任用職員就業規程の一部改正	(第14号)	1158
○ 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部改正	(第15号)	1160
○ ドニチエコきっぷの特例に関する規程の一部改正	(第16号)	1197
○ 乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程の一部 改正	(第17号)	1198
○ 認定鉄道事業者制度業務実施規程の一部改正	(第18号)	1199

公 告

○ 名古屋市志段味古墳群歴史の里の利用料金の公告 (教育・文化財保護室)	1200
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (経済・地域商業課)	1201

雑 報

○ 職員の懲戒処分 (総務・人事課)	1205
-----------------------	------

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第11号）
 - 1 改正内容
地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 6条関係）
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市保護施設条例の一部を改正する条例（第12号）
 - 1 改正内容
名古屋市植田寮（更生施設）及び名古屋市厚生院（救護施設）の廃止に伴い、規定の整備を行います。（第 1条関係）
 - 2 施行期日
令和 7年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的な報告に関する条例の一部を改正する条例（第13号）
 - 1 改正内容
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条及び第 2条関係）
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例（第14号）
 - 1 廃止内容
名古屋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第77号）を廃止します。
 - 2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（第15号）

- 1 改正内容

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）

- 2 施行期日

- 令和 6年 4月 1日から施行します。

- 火災予防条例の一部を改正する条例（第16号）

- 1 改正内容

- 建築基準法（昭和25年法律第 201号）の一部改正に伴い、消防用設備等の技術上の基準に関する規定の整備を行います。（第46条、第49条及び第52条関係）

- 2 施行期日

- 令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市文化芸術推進基本条例（第17号）

- 1 制定の趣旨

- 文化芸術の振興及び文化芸術により生み出される価値の関連分野への活用の推進（以下「文化芸術の推進」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務、文化芸術活動を行う者及び事業者の役割を明らかにするとともに市の施策の基本となる事項を定めることにより、もって魅力と活力にあふれるまちづくりに寄与することを目的とします。

- 2 主な内容

- (1) 文化芸術の推進に関する基本理念並びに市の責務並びに文化芸術活動を行う者及び事業者の役割を定めます。（第 3条から第 6条関係）

- (2) 文化芸術の推進に関する基本的な計画及び施策並びに名古屋市文化芸

術推進評議会について定めます。（第 7 条から第11条関係）

3 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例を廃止する条例（第18号）

1 内容

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例（令和 2年名古屋市条例第53号）を廃止します。

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市消防団条例の一部を改正する条例（第19号）

1 改正内容

消防団員の任命資格の区域を拡大する必要があるほか、名古屋市立たかしま小学校の新設及び機能別消防団の一部廃止に伴い、規定の整備等を行います。（第 3条及び別表関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例（第20号）

1 改正内容

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、浮き屋根を有する特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改定します。（別表関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市公告式条例の一部を改正する条例（第21号）

1 改正内容

条例及び規則の公布手続について、規定の整備を行います。（第 2 条関係）

2 関係条例の整理

1の改正に伴い、名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）の規定の整理を行います。

3 施行期日

令和 6年10月 1日から施行します。

○ 乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（第22号）

1 改正内容

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金に係る制度変更等に伴い、乗合自動車の貸切乗車券の料金を改定します。（附則第 4項関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（附則第 5項関係）

2 施行期日

令和 6年 7月 1日から施行します。

○ 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例（第23号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市立稲永小学校及び名古屋市立野跡小学校を統合し、名古屋市立あおなみ小学校を設置します。（別表小学校の表関係）
- (2) 名古屋市立なごやか中学校及び名古屋市立上志段味中学校を設置します。（別表中学校の表関係）

2 施行期日

別表中学校の表の改正規定のうち名古屋市立なごやか中学校に係る部分は令和 7年 4月 1日から、名古屋市立上志段味中学校に係る部分は令和 8年 4月 1日から、別表小学校の表の改正規定は令和 9年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市子ども適応相談センター条例の一部を改正する条例（第24号）

1 改正内容

名古屋市子ども適応相談センターの名称を変更するとともに、規定の整備を行います。（題名、第 1条及び第 2条関係）

2 関係条例の整理

1の改正に伴い、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例（平成11年名古屋市条例第40号）の規定の整理を行います。

3 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例（第25条）

1 改正内容

(1) 無形の民俗文化財の登録制度について、規定の整備を行います。（第 1条及び第10条の 2から第11条関係）

(2) 有形の市指定文化財について、規定の整備を行います。（第 2条及び第10条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例（第26号）

1 改正内容

令和 6年度における職員の定数を定めるものです。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（第27号）

1 改正内容

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当等に関し必

要な事項を定める等するものです。

- (1) 題名を「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改めます。（題名関係）
- (2) 会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額及びその支給方法等を規定します。（第 8条の 2、第10条及び第11条関係）
- (3) 非常勤の職員に支給される報酬の額の改定等を行います。（別表第 1 から別表第 3まで関係）
- (4) 会計年度任用短時間勤務職員の報酬の額の算出に係る端数処理の変更を行います。（別表第 4関係）
- (5) その他規定の整理を行います。（第 1条、第 8条及び第11条関係）

2 関係条例の整理等

会計年度任用職員の勤勉手当等に関する必要な事項の規定等に伴い、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）、職員の育児休業等に関する条例（平成 4年名古屋市条例第17号）、職員懲戒条例（昭和26年名古屋市条例第50号）、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第 5号）、名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和 3年名古屋市条例第20号）、名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和 5年名古屋市条例第27号）及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4年名古屋市条例第40号）の規定の整理等を行います。

3 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 3月31日から施行します。

- 名古屋市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例（第28号）

1 改正内容

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4年法律第52号）の制定に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（第29号）

1 改正内容

名古屋市南陽第二保育園を廃止します。（第 1条関係）

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例（第30号）

1 改正内容

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日等

(1) 令和 6年 4月 1日から施行します。

(2) この条例の施行の日前の医療型児童発達支援に係る第 2条の規定による改正前の名古屋市地域療育センター条例の規定による使用料については、なお従前の例による。

○ 名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（第31号）

1 改正内容

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例（第32号）

1 改正内容

- (1) 許可を受けた後、その許可を受けた屋外広告物等の表示内容等を変更しようとする場合、市長にその旨を届け出ることとします。（第 5 条関係）
- (2) 許可証の交付等に関する規定を削除します。（第11条関係）
- (3) 許可証をはり付けない者に対する罰金に関する規定を削除します。（第37条関係）
- (4) 手数料の額を改定します。（別表関係）
- (5) その他規定の整備を行います。（第 3 条、第 5 条、第 5 条の 3、第 5 条の 4、第 6 条、第38条及び別表関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市営路外駐車場条例の一部を改正する条例（第33号）

1 改正内容

市営路外駐車場の使用料の割引に関して規定の整備を行います。（第 3 条関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（第34号）

1 改正内容

- (1) 市営住宅の入居者の資格に関して規定の整備を行います。（第 5 条及び第34条の 2 関係）
- (2) 市営住宅の用途廃止に伴い、別表を改正します。（別表関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行します。

○ 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（第35号）

1 改正内容

- (1) 白川公園駐車場の廃止等を行います。（別表第 1 関係）
- (2) その他規定の整備を行います。（第 2 条及び第 6 条関係）

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ なごや平和の日を定める条例（第36号）

1 制定の目的

なごや平和の日を定め、名古屋空襲により犠牲になられた方々を悼むとともに、悲惨な戦争の体験・記憶を後世に語り継ぐことにより、市民の恒久平和の実現を希求する意識の醸成を図り、もって平和な社会の発展に寄与することを目的とします。（第 1 条関係）

2 主な内容

- (1) なごや平和の日は、5 月 14 日とします。（第 2 条関係）
- (2) 市及び市民は、なごや平和の日を中心に、平和意識の醸成を図るための取組を行います。（第 3 条関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市地下街建築基準条例（第37号）

1 制定の趣旨

地下街の建築基準に関して必要な事項を定めます。（第 1 条関係）

2 主な内容

地下街の建築基準について定めます。（第 2 条から第 7 条関係）

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第38号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市地下街建築基準条例（令和 6年名古屋市条例第37号）の制定に伴い、規定の整備を行います。
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）の一部改正に伴い、新設された認定制度に係る事務の手数料を定めます。
- (3) その他規定の整理を行います。

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則（第15号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部改正により、名古屋市千代田橋保育園、名古屋市富田第三保育園、名古屋市牧野原保育園を廃止するため、規定の整備を行います。（第 2条及び附則第 3項関係）
- (2) 名古屋市丸池保育園について、4歳以上児の定員を増加させ、異年齢保育を終了するため、規定の整備を行います。（第 2条及び附則第 3項関係）
- (3) 名古屋市野南保育園、名古屋市神松保育園、名古屋市本地保育園について、4歳以上児の定員を減少させ、継続的に異年齢保育を実施するため、規定の整備を行います。（第 2条及び附則第 3項関係）
- (4) 令和 6年度障害福祉サービス等報酬改定により、補足給付の基準費用額が見直されることに伴い、障害児入所施設を利用する者に係る食事の提供に要する費用を見直すため、規定の整備を行います。（第 5条の 2 関係）

2 施行期日等

- (1) 令和 6年 4月 1日から施行します。
- (2) この規則による改正後の名古屋市児童福祉施設条例施行細則第 5条の 2第 1項の規定は、令和 6年 4月分の使用料から適用し、同年 3月分以前の使用料については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市中企業振興会館条例施行細則の一部を改正する規則（第16号）

1 改正内容

施設使用料の減免の対象者として新たに指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証の交付を受けている者を加えるため、規定の整備を行います。（第 9条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日

- 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則及び名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の一部を改正する規則（第17号）

- 1 改正内容

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項第1号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成18年厚生労働省告示第531号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

- 2 施行期日

- 令和 6年 4月 1日から施行します。

- 公印規則の一部を改正する規則（第18号）

- 1 改正内容

- (1) 事務の円滑化のため、長期優良住宅事務専用の市長印を作成します。
（別表関係）
 - (2) 令和 6年度の組織改正に伴い、規定の整理を行います。（別表関係）

- 2 施行期日

- 令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第19号）

- 1 改正内容

- 駐車場使用料の減免の対象者として新たに指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証の交付を受けている者を加えるため、規定の整備を行います。（第5条関係）

- 2 施行期日

- 令和 6年 4月 1日

- 名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則（第20号）

- 1 改正内容

(1) 消防局の組織改正に伴い、規定の整備を行います。(第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第11条及び附則関係)

(2) 見出しの追加を行います。(第9条、第10条、第11条及び第12条関係)

2 関係規則の整理

消防法等施行細則(昭和37年名古屋市規則第45条)及び名古屋市消防吏員服制等に関する規則(平成元年名古屋市規則第103号)の規定の整理を行います。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

○ 名古屋市消防団規則及び消防団員の階級に関する規則の一部を改正する規則(第21号)

1 改正内容

名古屋市消防団条例(昭和38年名古屋市条例第64号)の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日

令和6年4月1日

○ 名古屋市総合体育館条例施行細則等の一部を改正する規則(第22号)

1 改正内容

(1) 施設使用料の減免の対象者として新たに指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証の交付を受けている者を加えるため、規定の整備を行います。

(2) 名古屋市山田西プールを廃止するため、名古屋市プール条例施行細則(令和2年名古屋市規則第78号)の規定の整備を行います。(第12条及び別表関係)

2 施行期日

令和6年4月1日

○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則(第23号)

1 改正内容

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（附則別表関係）
- (2) 医師等に係る初任給調整手当の特例について、規定の整備を行います。（附則第 3項及び附則第 4項関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則（第24号）

1 改正内容

- (1) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 2条、第 5条、第 6条、第 8条、第17条、第20条、第21条、第24条及び第30条関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（第 3条、第 9条、第15条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は公布の日から施行します。

○ 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（第25号）

1 改正内容

定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額について、規定の整備を行います。（第 2条及び別表第 2関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 被服貸与規則の一部を改正する規則（第26号）

1 改正内容

- (1) 事務事業の見直しに伴い、貸与する被服の変更等を行います。（別表関係）
- (2) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第 4条、第 9条及び別表関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第27号）

1 改正内容

- (1) 地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）の改正に伴い、規定の整理を行います。（別表第 1関係）
- (2) 売春防止法（昭和31年法律第 118号）の改正に伴い、規定の整理を行います。（第10条の 2関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（第 2条及び第15条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（第28号）

1 改正内容

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びに職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 3条、第 9条及び第11条関係）
- (2) 成績率及び職務段階別加算割合の見直しに伴い、規定の整備を行います。（第15条の 2及び第15条の 3関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（第 2条、第 4条、第 7条、第 8条及び附則第 3項から第 5項関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第29号）

1 改正内容

- (1) 地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）の改正に伴い、規定の整理を行います。（別表第 1関係）
- (2) 売春防止法（昭和31年法律第 118号）の改正に伴い、規定の整理を行います。（第10条の 2関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（第 2条及び第15条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

- 地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（第30号）

1 改正内容

組織改正に伴い、規定の整理を行います。（本則関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

- 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第31号）

1 改正内容

規定の整理を行います。（第 3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

- 名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第32号）

1 改正内容

規定の整理を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

- 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第33号）

1 改正内容

- (1) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 1 条の 3、第 1 条の 4、第 4 条及び第 9 条関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（附則第 3 項関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。ただし、一部の規定は公布の日から施行します。

○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第34号）

1 改正内容

- (1) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第23条関係）
- (2) 初任給の上限号給の改正に伴い、規定の整備を行います。（別表第 5 の 2 関係）
- (3) 昇格制度の改正に伴い、規定の整備を行います。（別表第 6 及び別表第 6 の 2 関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第35号）

1 改正内容

- (1) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第19条関係）
- (2) 昇格制度の改正に伴い、規定の整備を行います。（別表第 3 及び別表第 3 の 2 関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第36号）

1 改正内容

- (1) 題名を「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則」に改めます。(題名関係)
- (2) 会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給について、規定の整備を行います。(第 8条の 2から第 9条、第11条及び別表関係)
- (3) 期末手当の支給を受ける会計年度任用短時間勤務職員について、規定の整備を行います。(第 7条関係)
- (4) その他規定の整理を行います。(第 1条、第 3条、第 8条、第16条、第18条及び附則第 2項関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則 (第37号)

1 改正内容

- (1) 児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) の一部改正に伴い、規定の整理を行います。(第 2条及び第 7条関係)
- (2) その他規定の整理を行います。(第 2条関係)

2 施行期日等

- (1) 令和 6年 4月 1日から施行します。
- (2) この規則による改正後の名古屋市地域療育センター条例施行細則第 7条第 1項の規定は、令和 6年 4月分の使用料から適用し、同年 3月分以前の使用料については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則 (第38号)

1 改正内容

- (1) 児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備します。(第12条、第14条の 3、第14条の 4及び第17号様式の 5から第17号様式の10関係)
- (2) その他規定の整理を行います。(第 6条の 2の 3及び第18条関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則（第39号）

1 改正内容

- (1) 許可期間の限度に関する規定を整備します。（第4条関係）
- (2) 許可申請及び許可の内容の変更について規定を整備します。（第3条及び第5条関係）
- (3) 許可証の交付等に関する規定を削除します。（第12条、附則第4項、別記第7号様式及び別記第8号様式関係）
- (4) 手数料の額を改定します。（別表第2関係）
- (5) その他規定の整備を行います。（第1条、第3条の2、第5条の2、第6条、別表第1、別表第1の2、別記第1号様式から別記第3号様式まで及び別記第5号様式関係）

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

○名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第40号）

1 改正内容

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正に伴い、関連する規定の整備を行います。
- (2) 市営住宅及び定住促進住宅の同居者の資格等に関して、規定の整備を行います。
- (3) 市営住宅及び定住促進住宅の家賃の減額の基準に関して、規定の整備を行います。
- (4) 督促状の様式について、規格を整理します。

2 施行期日

令和6年4月1日（家賃の減額の手続等に関する規定は公布の日）から施行します。ただし、この規則の施行の際現に定住促進住宅に入居している者に対する家賃の減額の基準の適用については、なお従前の例によるものとしします。

○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則（第41号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15条）の一部改正に伴い、白川公園駐車場に関する規定を削除します。（別表第 1、別表第 2 1及び別表第 3関係）
- (2) 施設使用料の減免の対象者として新たに指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証の交付を受けている者を加えるため、規定の整備を行います。（第18条関係）
- (3) その他規定の整備を行います。（第 6条関係）

2 施行期日

- (1) 令和 7年 4月 1日から施行します。ただし、第 6条の改正規定は公布の日から、有料公園施設の使用料の減免に関する規定は令和 6年 4月 1日から施行します。
- (2) この規則の施行に伴う経過措置を定めます。

○ 名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則（第42号）

1 改正内容

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 1条から第11条まで及び第 1号様式から第11号様式まで関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則（第43号）

1 改正内容

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第14条の 3、別表、別記様式第 2号、別記様式第 4号の 2、別記様式第 8号の 1、別記様式第 8号の 2、別記様式第 8号の 7及び別記様式第20号関係）

(2) 保険料の減免について、規定の整備を行います。(附則関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則(第44号)

1 改正内容

(1) 看護第一学科の廃止に伴い、規定の整備を行います。(第 2条、第 3条、第 7条、第12条の 2、第24条、別表第 1、別表第 2、第 1号様式及び第 4号様式関係)

(2) 看護第二学科の学生定員を変更します。(第 3条関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第45号)

1 改正内容

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第 123号)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)の一部改正に伴い、規定の整備を行います。(第10条、第13条、第18条、第 6号様式、第 9号様式、第13号様式、第13号様式の 2、第14号様式、第15号様式、第15号様式の 2、第16号様式、第17号様式、第19号様式、第21号様式及び第22号様式関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第46号)

1 改正内容

(1) 高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可に係る規定の整備を行

います。

(2) その他規定の整理を行います。

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第47号）

1 改正内容

効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、役割や機能の低下した組織について統合・廃止を行うとともに、新たな行政課題に対応するため、令和 6年度の組織改正等を行います。（第 1条、第 2条、第 5条、第 6条、第 8条及び第 9条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則（第48号）

1 改正内容

令和 6年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 2条、第 3条条及び第 4条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2条第 1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則（第49号）

1 改正内容

公益的法人等への職員の派遣について、派遣先団体の整備を行います。（別表第 4関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 保健所長委任規則の一部を改正する規則（第50号）

1 改正内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）の一部改正等に伴い、規定を整備します。（本則関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 出納員等に関する規則の一部を改正する規則（第51号）

1 改正内容

令和 6年度組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（別表第 1及び別表第 2関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（第52号）

1 改正内容

- (1) 指定金融機関等の検査について、規定を整備します。（第14条関係）
- (2) 地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、規定を整備します。
（第51条の 3、第52条、第86条、第87条、第 106条及び第 156条関係）
- (3) 支出負担行為の事前合議について、規定を整備します。（第62条関係）
- (4) 資金前渡のできる経費について、規定を整備します。（第74条関係）
- (5) 前金払のできる経費について、規定を整備します。（第83条関係）
- (6) 過誤納金の払戻しについて、規定を整備します。（第95条関係）
- (7) 物品の受払について、規定を整備します。（第 136条、第 137条、第 142条、第 143条、第 147条、第 148条及び第 150条関係）
- (8) 払込書の様式について、規定を整備します。（第23号様式の 2関係）
- (9) 組織改正に伴い、用語の定義、会計管理者の事務代理及び物品出納員の規定を整備します。（第 3条、第 4条の 2及び別表第 2関係）
- (10) 引用条例の名称変更及び所属長の定義等について、規定を整備します。（第74条、第84条、第85条及び第 156条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市民会館条例施行細則等の一部を改正する規則（第53号）

1 改正内容

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行細則（第54号）

1 制定の趣旨

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の手續等に関する事項について定めます。

（第 2条から第 4条及び第 1号様式から第 3号様式関係）

(2) 歴史的風致形成建造物の増築等の届出について定めます。（第 5条、

第 4号様式及び第 5号様式関係）

(3) 歴史的風致形成建造物の所有者の変更の届出について定めます。（第

6条及び第 6号様式関係）

3 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第55号）

1 改正内容

(1) 名古屋市営路外駐車場条例（昭和41年名古屋市条例第44号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 3条関係）

(2) 駐車場使用料の減免の対象者として新たに指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証の交付を受けている者を加えるため、規定の

整備を行います。（第 6 条関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則（第56号）

1 改正内容

墓地の使用料及び管理料の減免に係る規定の整備を行います。（第17条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第57号）

1 改正内容

(1) 名古屋市大曾根駐車場の入出場の取扱い時間を変更します。（第 2 条関係）

(2) 施設利用料金の減免の対象として新たに指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証の交付を受けている者を加えるため、規定の整備を行います。（第 3 条関係）

2 施行期日等

(1) 令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

(2) この規則の施行に伴う経過措置を定めます。

○ 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則等の一部を改正する規則（第58号）

1 改正内容

施設利用料金の減免の対象として新たに指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証の交付を受けている者を加えるため、規定の整備を行います。

2 施行期日等

(1) 令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

(2) この規則の施行に伴う経過措置を定めます。

○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第59号）

1 改正内容

(1) 名古屋市地下街建築基準条例（令和 6年名古屋市条例第37号）の制定に伴い、規定の整備を行います。（第15条関係）

(2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第14条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第60号）

1 改正内容

(1) 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）

(2) その他規定の整備を行います。（第 1条及び第 2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市文化芸術推進評議会規則（第61号）

1 制定の目的

名古屋市文化芸術推進評議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とします。（第 1条関係）

2 主な内容

評議会の会長及び副会長、合議体、部会並びに事務局について必要な事項を規定します。（第 2条から第 6条関係）

3 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

- 名古屋市自殺対策推進本部規程の一部を改正する規程（第 4号）
 - 1 改正内容
令和 6年度の組織改正等に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市ため池環境保全協議会規程の一部を改正する規程（第 5号）
 - 1 改正内容
組織改正等に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市総合排水計画策定協議会規程の一部を改正する規程（第 6号）
 - 1 改正内容
組織改正等に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市役所防火防災管理規程の一部を改正する規程（第 7号）
 - 1 改正内容
 - (1) 令和 6年度の組織の改正等に伴い、規定の整備を行うもの（別表第 3 及び別表第 4関係）
 - (2) 本庁舎 7階部分の防火防災責任者について、実態に合わせ変更するもの（別表第 3関係）
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第 8号）

1 改正内容

- (1) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2 条、別表第 1 及び別表第 2 関係）
- (2) 中央卸売市場北部市場に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1 及び別表第 2 関係）
- (3) 厚生院に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1 関係）
- (4) 中央看護専門学校に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1 関係）
- (5) あげぼの学園に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1 関係）
- (6) 環境事業所に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 2 関係）
- (7) 東山総合公園に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 2 関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 職名及び補職名規程の一部を改正する規程（第 9 号）

1 改正内容

組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3 条関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 課長代理設置規程の一部を改正する規程（第 10 号）

1 改正内容

組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1 条から第 3 条関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

- 名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程の一部を改正する規程（第11号）
 - 1 改正内容
令和 6年度の組織改正に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 課長補佐設置規程の一部を改正する規程（第12号）
 - 1 改正内容
令和 6年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条関係）
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 区役所処務規程の一部を改正する規程（第13号）
 - 1 改正内容
 - (1) 令和 6年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条及び第 2条関係）
 - (2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。（第 2条関係）
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市区役所支所処務規程の一部を改正する規程（第14号）
 - 1 改正内容
 - (1) 令和 6年度の区役所支所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3条関係）
 - (2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。（第 3条関係）
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市東京事務所処務規程の一部を改正する規程（第15号）
 - 1 改正内容

- (1) 東京事務所に設置する課長補佐の人数を見直します。(第 3 条関係)
- (2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 3 条及び第 4 条関係)
- 2 施行期日
令和 6 年 4 月 1 日から施行します。
- 名古屋市収納管理・特別徴収事務センター処務規程の一部を改正する規程 (第16号)
 - 1 改正内容
組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 4 条関係)
 - 2 施行期日
令和 6 年 4 月 1 日から施行します。
- 名古屋市市税事務所処務規程の一部を改正する規程 (第17号)
 - 1 改正内容
 - (1) 市税事務所に設置する課長補佐の人数を見直します。(第 3 条及び第 4 条関係)
 - (2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 3 条関係)
 - 2 施行期日
令和 6 年 4 月 1 日から施行します。
- 名古屋市市民活動推進センター処務規程の一部を改正する規程 (第18号)
 - 1 改正内容
組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 3 条関係)
 - 2 施行期日
令和 6 年 4 月 1 日から施行します。
- 名古屋城総合事務所処務規程の一部を改正する規程 (第19号)
 - 1 改正内容
 - (1) 名古屋城総合事務所の組織改正に伴い、規定を整備します。(第 3 条

関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 3条関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程の一部を改正する規程 (第20号)

1 改正内容

組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 3条、第 4条及び第 5条関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市環境科学調査センター処務規程の一部を改正する規程 (第21号)

1 改正内容

組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 5条関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市環境事業所処務規程の一部を改正する規程 (第22号)

1 改正内容

(1) 環境事業所の組織改正等に伴い、規定を整備します。(第 1条、第 2条、第 3条、第 4条、第 5条及び第 6条関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 4条関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市処分場処務規程の一部を改正する規程 (第23号)

1 改正内容

(1) 処分場の組織改正に伴い、規定を整備します。(第 3条関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 3条関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市環境局工場処務規程の一部を改正する規程 (第24号)

1 改正内容

組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 3条関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立中央看護専門学校処務規程の一部を改正する規程 (第25号)

1 改正内容

(1) 中央看護専門学校の組織改正に伴い、規定を整備します。(第 3条及び第 4条関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 3条関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所処務規程の一部を改正する規程 (第 26号)

1 改正内容

(1) 令和 6年度の組織改正に伴い、規定を整備します。(第 1条及び第 4条関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 3条関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市食品衛生検査所処務規程の一部を改正する規程 (第27号)

1 改正内容

(1) 令和 6年度の組織改正に伴い、規定を整備します。(第 1条及び第 4

条関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 3条関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市動物愛護センター処務規程の一部を改正する規程 (第28号)

1 改正内容

(1) 令和 6年度の組織改正に伴い、規定を整備します。(第 1条及び第 4条関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 3条関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する規程 (第29号)

1 改正内容

(1) 令和 6年度の組織改正に伴い、規定を整備します。(第 1条及び第 4条関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 3条関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程 (第30号)

1 改正内容

(1) 保健所の組織改正に伴い、規定を整備します。(第 3条、第 4条及び第 5条関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第 4条関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する規程 (第31号)

1 改正内容

組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。（第 2 条及び第 3 条関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市厚生院処務規程の一部を改正する規程（第32号）

1 改正内容

(1) 厚生院の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3 条及び第 4 条関係）

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。（第 3 条関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ なごや人権啓発センター処務規程の一部を改正する規程（第33号）

1 改正内容

組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。（第 3 条関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉センター処務規程の一部を改正する規程（第34号）

1 改正内容

(1) 児童福祉センターの組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3 条関係）

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。（第 3 条関係）

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市西部児童相談所処務規程の一部を改正する規程（第35号）

1 改正内容

(1) 西部児童相談所の組織改正に伴い、規定を整備します。(第3条関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第3条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

○ 名古屋市東部児童相談所処務規程の一部を改正する規程(第36号)

1 改正内容

(1) 東部児童相談所の組織改正に伴い、規定を整備します。(第3条関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第3条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部を改正する規程(第37号)

1 改正内容

(1) 保育園の組織改正に伴い、規定を整備します。(第3条及び第4条の2関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第4条及び第5条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

○ 名古屋市西部地域療育センター処務規程の一部を改正する規程(第38号)

1 改正内容

組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第3条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

○ 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所処務規程の一部を改正する規程(第39号)

1 改正内容

(1) 大曾根北・筒井都市整備事務所の組織改正等に伴い、規定を整備します。(第1条、第2条及び第4条関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第2条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

○ 名古屋市緑都市整備事務所処務規程の一部を改正する規程(第40号)

1 改正内容

(1) 緑都市整備事務所の組織改正等に伴い、規定を整備します。(第1条、第2条及び第4条関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第2条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

○ 名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所処務規程の一部を改正する規程(第41号)

1 改正内容

(1) ささしまライブ24総合整備事務所の組織改正に伴い、規定を整備します。(第2条関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第2条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

○ 名古屋市ポンプ施設管理事務所処務規程の一部を改正する規程(第42号)

1 改正内容

(1) ポンプ施設管理事務所の組織改正に伴い、規定を整備します。(第1条及び第3条関係)

(2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。(第3条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

○ 名古屋市土木事務所処務規程の一部を改正する規程（第43号）

1 改正内容

- (1) 土木事務所の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3条関係）
- (2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。（第 3条、第 4条及び第 5条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市東山総合公園処務規程の一部を改正する規程（第44号）

1 改正内容

- (1) 東山総合公園の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3条、第 4条及び第 5条関係）
- (2) 組織の最小単位の拡大に伴い、規定を整備します。（第 3条及び第 4条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第45号）

1 改正内容

令和 6年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3条、第 5条、第 6条、第12条、別表第 1別表第 2及び別表第 3関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 区長以下代決規程の一部を改正する規程（第46号）

1 改正内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）の一部改正に伴い、規定を整備します。（別表第 4関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

教育委員会規則のあらまし

○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則（第 1号）

1 改正内容

(1) 組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、組織名称に変更が生じるため、規定を整備します。（第 2条、第 3条、第 5条から第 7条及び第 9条関係）

(2) 効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、新たな行政課題に対応するため、令和 6年度の組織改正を行います。（第 2条、第 3条、第 9条及び第11条関係）

2 関係規則の整理

名古屋市野外教育センター処務規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第12号）について、1の改正に伴い、規定の整理を行います。（附則第 2項関係）

3 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 公所と称する規則等の一部を改正する規則（第 2号）

1 改正内容

名古屋市子ども適応相談センター条例（昭和63年名古屋市条例第57号）の一部改正及び組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、以下の規則の規定を整備します。

(1) 公所と称する規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号）

(2) 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第30号）

(3) 名古屋市子ども適応相談センター条例施行規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第29号）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市学校事務センター規則等の一部を改正する規則（第 3号）
 - 1 改正内容
組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、組織名称に変更が生じるため、規定を整備します。
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則（第 4号）
 - 1 改正内容
補職名について、規定を整備します。（第 3条関係）
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則（第 5号）
 - 1 改正内容
 - (1) 教育支援部高等学校教育課に所属する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 2関係）
 - (2) 組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、組織名称に変更が生じるため、規定を整理します。（第 2条、別表第 1及び別表第 2関係）
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則（第 6号）
 - 1 改正内容
名古屋市立桜台高等学校等の生徒定員及び名古屋市立名古屋商業高等学校等の学科を変更します。（別表関係）
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則（第 7号）
 - 1 改正内容
 - (1) 名古屋市立若宮高等特別支援学校の設置に伴い、規定の整備を行います。（第 2条及び別表関係）
 - (2) 名古屋市立特別支援学校の高等部の生徒定員を変更します。（別表関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（第 8号）
 - 1 改正内容
 - (1) 共同学校事務室の設置に伴い、規定を整備します。（第13条の 2関係）
 - (2) 名古屋市立なごやか中学校の設置の準備行為を行うことに伴い、規定を整備します。（第30条の 2関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員の職の設置に関する規則（第 9号）
 - 1 改正内容
 - 共同学校事務室の設置及び組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、規定を整備します。（第 2条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則（第10号）
 - 1 改正内容
 - 就学援助の給付について、規定を整備します。（第 8条関係）
 - 2 施行期日

令和 6年 9月 1日から施行します。

○ 名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則（第11号）

1 改正内容

体育館に冷暖房設備を設置したことに伴い、規定の整備を行います。（様式関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則（第12号）

1 改正内容

(1) 名古屋市立守山西中学校の武道場の供用を開始します。（別表第 1関係）

(2) 名古屋市立豊正中学校の運動場の開放月日を変更します。（別表第 2関係）

(3) 体育館の使用料について、規定の整備を行います。（別表第 3関係）

2 施行期日等

(1) 令和 6年 4月 1日から施行します。

(2) 新たに供用を開始する武道場を使用するために必要な手続は、施行日前においても行うことができることとします。

(3) この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料は、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（第13号）

1 改正内容

規則の公布手続について、規定の整備を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 6年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則（第14号）

1 改正内容

観覧料等の減免の対象者として新たに指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証の交付を受けている者を加えるため、規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第15号）

1 改正内容

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。（第 2条、第 5条及び第18条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

名 教 委 訓 令 の あ ら ま し

- 名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部を改正する規程（第1号）
 - 1 改正内容
組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、組織名称に変更が生じるため、規定を整理します。（第2条、第9条、第11条、第16条、第28条及び別表第1関係）
 - 2 施行期日
令和6年4月1日から施行します。
 - 3 施行期日
令和6年4月1日から施行します。

- 名古屋市立学校文書管理規程の一部を改正する規程（第2号）
 - 1 改正内容
共同学校事務室の設置に伴い、規定を整備します。（第31条関係）
 - 2 施行期日
令和6年4月1日から施行します。

名教委教訓令のあらまし

- 名古屋市教育委員会事務局課長補佐設置規程（第 1号）
 - 1 制定の趣旨
組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、新たに組織名称ができるため、規定を整備します。
 - 2 主な内容
組織及び組織名称の変更に伴い、分掌事務等を整備します。
 - 3 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市教育委員会課長代理設置規程の一部を改正する規程（第 2号）
 - 1 改正内容
組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、組織名称に変更が生じるため、規定を整理します。（第 2条及び第 3条関係）
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

- 教育次長以下代決規程の一部を改正する規程（第 3号）
 - 1 改正内容
 - (1) 組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、組織名称に変更が生じるため、規定を整理します。（第 1条、第 3条、第 4条、第 6条及び別表第 1から別表第 2関係）
 - (2) 令和 6年度の教育委員会事務局の組織改正等に伴い、規定の整備を行います。（別表第 1及び別表第 2関係）
 - (3) その他規定の整理を行います。（別表第 2関係）
 - 2 施行期日
令和 6年 4月 1日から施行します。

名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第11号

名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市保護施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月25日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第12号

名古屋市保護施設条例の一部を改正する条例

名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第 1条の表中

「

救 護 施 設 更 生 施 設	名古屋市植田寮	天白区植田山二丁目 101番地
更 生 施 設	名古屋市笹島寮	中村区名駅南二丁目 9番22号
救 護 施 設	名古屋市厚生院	名東区勢子坊二丁目1501番地

を

「

救 護 施 設	名古屋市植田寮	天白区植田山二丁目 101番地
更 生 施 設	名古屋市笹島寮	中村区名駅南二丁目 9番22号

に

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の名古屋市植田寮更生施設及び名古屋市厚生院救護施設の利用に係るこの条例による改正前の名古屋市保護施設条例の規定による使用料については、なお従前の例による。

名古屋市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的な報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月25日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第13号

名古屋市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的な報告に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的な報告に関する条例（平成18年名古屋市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第38条の 2第 3項」を「第38条の 2第 2項」に改める。

第 2条第 1項中「第38条の 2第 3項」を「第38条の 2第 2項」に改め、同条第 2項中「、前項」を「、同項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。

名古屋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6年 3月25日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第14号

名古屋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例を廃止する条例

名古屋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第77号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 6年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に作成された指定介護療養型医療施設の入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する記録の保存については、なお健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第36条第 2項（同省令第50条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の例による。この場合において、同省令第36条第 2項中「 2

年間」とあるのは、「2年間（第2号に掲げる記録にあつては、5年間）」
と読み替えるものとする。

名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月25日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第15号

名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 2条の表第53条の 2第 2項の項中「第53条の 2第 2項」を「第53条の 3第 2項」に改め、同表第 104条の 3第 2項（第 105条の 3において準用する場合を含む。）の項中「第 104条の 3第 2項」を「第 104条の 4第 2項」に改め、同表第 139条の 2第 2項（第 140条の13及び第 140条の15において準用する場合を含む。）の項中「第 139条の 2第 2項」を「第 139条の 3第 2項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第16号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第46条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 2号ただし書中「主要構造部」を「特定主要構造部（建築基準法第 2条第 9号の 2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第49条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号及び同条第 3項第 1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第52条第 1項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。

名古屋市文化芸術推進基本条例をここに公布する。

令和6年3月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第17号

名古屋市文化芸術推進基本条例

文化芸術は、人々の日常に溶け込み、生活に彩りと潤いをもたらすとともに創造性をはぐくむものであり、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となるものである。更に、文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与するほか、新たな需要や高い付加価値を生み出すことで、質の高い経済活動の実現に寄与するものである。

名古屋は、日本の中央に位置し、古くから、多くの街道が通る交通の要衝であるとともに、発展した港を有する舟運の拠点となっており、全国から人や物が集まった。江戸時代には名古屋城の城下町として発展し、能や狂言、茶華道など武家のたしなみとされる文化芸術が花開くとともに、町民にも芝居や踊りなどが広まった。活発な人の往来や物資の流通と、今も生きる「芸どころ名古屋」の気風は、常に新しい価値を創り出そうとするものづくり文化をはぐくみ、明治時代以降の本市の産業の発展の源泉となった。

このように、本市において長年にわたり受け継がれた独自の文化芸術は、社会に活力を生み出し、これが更に文化芸術それ自体に活力をもたらしてきた。今後も本市が都市の求心力を高めながら、持続的に発展していくためには、文化芸術により生み出される様々な価値の重要性を十分に認識して、この文化芸術と社会との相互作用を維持していく必要がある。

ここに、文化芸術のたゆまぬ創造を促し、併せて誰もが等しく文化芸術を享受できるような環境の整備を図るとともに、文化芸術と様々な分野との有機的な連携を促進することで、文化芸術の多様な価値を好循環させ、もって名古屋のまちを魅力と活力にあふれるものとすることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興及び文化芸術により生み出される価値の関連分野への活用の推進（以下「文化芸術の推進」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、もって魅力と活力にあふれるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術活動を行う者 市内で文化芸術活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 市民等 市民（市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。以下同じ。）、文化芸術活動を行う者及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

- (1) 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されるこ

と。

- (2) 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民がその年齢、障害の有無又は経済的な状況にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られること。
- (3) 文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されること。
- (4) 多様な文化芸術の保護及び発展が図られること。
- (5) 市民等が誇りと愛着を持って継承してきた本市の特色ある文化芸術の発展が図られること。
- (6) 本市の文化芸術が国内外に発信されるよう、文化芸術に係る交流の推進が図られること。
- (7) 文化芸術活動を行う者に対する支援が行われるとともに、文化芸術を担う人材の育成が図られること。
- (8) 文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の推進に関する施策（以下「推進施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 市は、推進施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体、文化芸術活動を行う者、事業者その他の関係者との連携に努めるものとする。

(文化芸術活動を行う者の役割)

第5条 文化芸術活動を行う者は、その行う文化芸術活動が文化芸術の推進に資するものであることを認識し、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その実情を踏まえつつ、その事業活動を通じて、文化芸術の推進に貢献するよう努めるものとする。

(推進計画)

第7条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術の推進に関する基本的な計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ名古屋市文化芸術推進評議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、推進計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(情報の収集及び提供)

第8条 市は、市民等による文化芸術の推進に関する取組に資するよう、当該取組に関する情報の収集及び提供を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、文化芸術の推進の重要性に関する市民等の理解と関心を深めるとともに、市民等による文化芸術の推進に関する主体的な取組を促進するため、広報及び啓発を行うものとする。

(関係者の連携)

第10条 市は、推進施策を実施するに当たっては、文化芸術活動を行う者、事業者その他の関係者の間の連携が図られるよう努めるものとする。

(名古屋市文化芸術推進評議会)

第11条 市長の附属機関として、名古屋市文化芸術推進評議会（以下「評議会」という。）を置く。

2 評議会は、市長の諮問に応じ、推進計画及び文化芸術の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

3 評議会は、文化芸術の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

4 評議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、評議会に臨時委員若干

人を置くことができる。

- 6 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 7 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。
- 9 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。
- 10 評議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。
- 11 前各項に定めるもののほか、評議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（財政上の措置）

第12条 市は、推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第18号

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例を廃止する
条例

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例（令和2年名古屋市条例第53号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第19号

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

名古屋市消防団条例（昭和38年名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項第 2号中「当該消防団の区域内（水上消防団にあってはその区域外を含む。）」を「市内」に改める。

別表 1基本消防団の表中

「	名古屋市しま だ消防団	名古屋市立しまだ小学校の通学区域一円	25人	を
	名古屋市高坂 消防団	名古屋市立高坂小学校の通学区域一円	25人	
」				

名古屋市しまだ消防団	名古屋市立たかしま小学校に統合される直前の名古屋市立しまだ小学校の通学区域一円	25人	に
名古屋市高坂消防団	名古屋市立たかしま小学校に統合される直前の名古屋市立高坂小学校の通学区域一円	25人	

改める。

別表 2機能別消防団の表中

名古屋市マイスター消防団	市内一円	814人	を
名古屋市大学生消防団	市内一円	200人	

名古屋市大学生消防団	市内一円	200人	に
------------	------	------	---

改める。

附 則

この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第20号

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表危険物製造所等の設置の許可の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、同表高压ガスの製造の許可の項中

「

高压法第 5条第 1 項第 1号に該当す	処理容積が 1,000万立 方メートル以上の設備	91,000円
-------------------------	-----------------------------	---------

る者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	処理容積が 500万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満の設備	75,000円
	処理容積が 100万立方メートル以上 500万立方メートル未満の設備	60,000円
	処理容積が50万立方メートル以上 100万立方メートル未満の設備	44,000円
	処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	27,000円
	処理容積が 2万 5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	21,000円
	処理容積が 5,000立方メートル以上 2万 5,000立方メートル未満の設備	16,000円
	処理容積が 1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満の設備	13,000円
	処理容積が 200立方メートル以上 1,000立方メートル未満の設備	11,000円
	処理容積が 100立方メートル以上 200立方メートル未満の設備	7,400円

」

を
「

高压法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する者（充・設備による液化石油ガスの充・の許可を受けた者を除く。） であって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの	処理容積が 1,000 立方メートル以上の設備	91,000 円
	処理容積が 500 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備	75,000 円
	処理容積が 100 立方メートル以上 500 立方メートル未満の設備	60,000 円
	処理容積が 50 立方メートル以上 100 立方メートル未満の設備	44,000 円
	処理容積が 10 立方メートル以上 50 立方メートル未満の設備	27,000 円
	処理容積が 2 万 5,000 立方メートル以上 10 万立方メートル未満の設備	21,000 円
	処理容積が 5,000 立方メートル以上 2 万 5,000 立方メートル未満の設備	16,000 円
	処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備	13,000 円

	処理容積が 200立方メートル以上 1,000立方メートル未満の設備	11,000円
	処理容積が 100立方メートル以上 200立方メートル未満の設備	7,400円
	高压法第 5条第 1項第 1号に該当する者（充・設備による液化石油ガスの充・の許可を受けた者に限る。）であって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの	6,000円

に改める。

附 則

この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。

名古屋市公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第21号

名古屋市公告式条例の一部を改正する条例

名古屋市公告式条例（昭和25年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項中「市役所の掲示場に掲示して」を「名古屋市公報に掲載して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により名古屋市公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6年10月 1日から施行する。
（名古屋市財政事情の公表に関する条例の一部改正）
- 2 名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）の

一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「市役所の掲示場に掲示して」を「名古屋市公報に掲載して」に改める。

乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第22号

乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
例

乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例（昭和50年名古屋市条例第42
号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項第 1 号の表大型車の項中「7,590 円」を「9,750 円」に改め、同
表中型車の項中「6,400 円」を「8,230 円」に改め、同項第 2 号の表大型車の
項中「160 円」を「200 円」に改め、同表中型車の項中「130 円」を「180 円」
に改める。

附則第 5 項を次のように改める。

5 前項の規定にかかわらず、交通局長が特に必要があると認めるときは、同
項第 1 号及び第 2 号に規定する運賃額を別に定める額とすることができる。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第23号

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「	名古屋市立稲永小学校	名古屋市港区稲永四丁目6番35号	を
	名古屋市立野跡小学校	名古屋市港区野跡一丁目4番11号	」
「	名古屋市立あおなみ小学校	名古屋市港区稲永四丁目6番35号	」に

改める。

別表中学校の表中

「	名古屋市立日比津中学校	名古屋市中村区高道町2丁目2番36号	」を
「	名古屋市立日比津中学校	名古屋市中村区高道町2丁目2番36号	」に、
	名古屋市立なごやか中学校	名古屋市中村区名駅四丁目19番1号	
「	名古屋市立志段味中学校	名古屋市守山区下志段味一丁目1309番地	」を

名古屋市立志段味中学校	名古屋市守山区下志段味一丁目1309番地	に
名古屋市立上志段味中学校	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1764番地の1	

改める。

附 則

この条例中別表中学校の表の改正規定のうち名古屋市立なごやか中学校に係る部分は令和7年4月1日から、名古屋市立上志段味中学校に係る部分は令和8年4月1日から、別表小学校の表の改正規定は令和9年4月1日から施行する。

名古屋市子ども適応相談センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第24号

名古屋市子ども適応相談センター条例の一部を改正する条例

名古屋市子ども適応相談センター条例（昭和63年名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市教育支援センター条例

第1条中「名古屋市子ども適応相談センター」を「名古屋市教育支援センター」に改める。

第2条第1項中「名古屋市子ども適応相談センター」を「名古屋市教育支援センター」に、「不登校児を早期に学校へ登校させること」を「その社会的自立に資すること」に改め、同条第2項第1号中「不登校児」の次に「及びその保護者」を加え、「及び心理療法による治療」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の一部改正)
- 2 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例(平成11年名古屋市条例第40号)の一部を次のように改正する。
第7条中「名古屋市子ども適応相談センター」を「名古屋市教育支援センター」に改める。

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第25号

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第182条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第2条第7項を削る。

第10条第1項中「、第2条第7項の規定による同意が得られなかったとき」を削り、同条第3項中「（第2条第7項の規定による同意が得られなかったことによるものを除く。）」を削り、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（市登録無形民俗文化財の登録）

第10条の2 教育委員会は、無形の民俗文化財（法第2条第1項第3号に規定する民俗文化財をいう。）（法及び県条例の規定による指定及び登録を受けたもの並びに市指定無形民俗文化財を除く。）で、かつ、名古屋市の区域内

に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを名古屋市登録無形民俗文化財（以下「市登録無形民俗文化財」という。）として登録することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ名古屋市文化財調査委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定による登録は、告示して行うものとし、その効力は、告示があった日から発生する。

（補助）

第10条の3 市は、市登録無形民俗文化財の保存及び活用に要する経費の全部又は一部につき、予算の範囲内で補助し、又は負担することができる。

（登録の抹消）

第10条の4 教育委員会は、市登録無形民俗文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったとき、又は特別の事由があると認めるときは、その登録を抹消するものとする。

- 2 前項の規定による登録の抹消をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ名古屋市文化財調査委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第10条の2第3項の規定は、第1項の規定による登録の抹消を行う場合について準用する。
- 4 市登録無形民俗文化財が法若しくは県条例の規定による指定若しくは登録又は市指定無形民俗文化財の指定を受けたときは、市登録無形民俗文化財の登録は、抹消されたものとする。
- 5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するものとする。

第11条第1項中「及び前条第3項」を「、第10条第3項、第10条の2第2項及び前条第2項」に、「属せしめられた」を「属させられた」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第26号

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「53人」を「54人」に改め、同条第2号中「11,646人」を「11,752人」に改め、同条第3号中「2,177人」を「2,162人」に改め、同条第4号中「4,434人」を「4,497人」に改め、同条第5号中「2,403人」を「2,491人」に改め、同条第6号中「13,069人」を「13,285人」に、「11,046人」を「11,276人」に改め、同条第7号中「28人」を「29人」に改め、同条第8号中「32人」を「33人」に改め、同条第9号中「23人」を「26人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第27号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例

第1条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条第2項中「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第8条の2 会計年度任用短時間勤務職員（市長が定める者に限る。）には、勤勉手当を支給する。

2 前項の規定により支給する勤勉手当の額は、給与条例第20条の2、第20条の4及び第20条の5の規定を準用して算定する。この場合において、給与条例第20条の2第5項において準用する給与条例第20条第5項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当」とあるのは、「報酬（名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条に規定する報酬に限る。）及びこれに対する地域手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。

第10条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第11条の見出し中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条各号列記以外の部分中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第1号中「、区に」を「に」に改め、同条第4号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (行政委員会の委員等)

番号	区分	報酬の額	旅費
1	固定資産評価審査委員会の委員	日額 17,100円	特別職員
2	農業委員会 会長 会長職務代理 委員	月額 58,000円 月額 53,500円 月額 49,000円	特別職員 特別職員 特別職員
3	農地利用最適化推進委員	月額 49,000円	特別職員
4	監査委員 識見を有する者の中から選任された監査委員 市議会議員の中から選任された監査委員	日額 29,500円 日額 27,000円	特別職員 特別職員
5	人事委員会 委員長 委員	日額 29,500円 日額 27,000円	特別職員 特別職員
6	市選挙管理委員会 委員長 委員長職務代理 委員 地方自治法第189条第3項の規定により臨時に充てられた委員	日額 29,500円 日額 27,000円 日額 27,000円 日額 12,600円	特別職員 特別職員 特別職員 特別職員
7	区選挙管理委員会 委員長 委員 地方自治法第252条の20第6項において準用する同法第189条第3項の規定により臨時に充てられた委員	日額 21,000円 日額 18,200円 日額 12,600円	特別職員 特別職員 特別職員
8	選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。	7級とする。ただし、選挙長にあっては、特別職員とする。
9	投票管理者及び投票立会人 投票所の投票管理者 期日前投票所の投票管理者 投票所の投票立会人 期日前投票所の投票立会人	日額 16,500円 日額 14,600円 日額 15,500円 日額 13,700円	7級 7級 7級 7級

		ただし、職務時間内に 交替する場合にあって は、報酬の額に職務を 行った時間数を乗じ、 これを投票所を開く時 刻から投票所を閉じる 時刻までの時間数で除 して得た額（その額に 1円未満の端数がある ときは、これを切り捨 てた額）とする。	
10	教育委員会の委員	日額 27,000円	特別職員

備考 旅費の欄中「特別職員」は、旅費条例第8条に規定する職員をいい、「級」は給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。

別表第2（附属機関の委員等）

番号	区分	報酬の額	旅費	所管	
1	防災会議委員及び専門委員	日額 12,600円	8級	防災危機管 理局	
2	国民保護協議会委員	日額 12,600円	8級		
3	特別職報酬等審議会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	総務局	
4	情報保護アドバイザー	日額 12,600円	8級		
5	法制アドバイザー	日額 12,600円	8級		
6	行政不服審査会 会長 委員及び臨時委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級		
7	公文書等専門委員	日額 12,600円	8級		
8	経営アドバイザー	日額 15,300円	8級		
9	外郭団体経営検討委員	日額 12,600円	8級		
10	職員分限審査アドバイザー	日額 12,600円	8級		
11	職員倫理審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級		
12	職員傷病審議会委員	日額 19,800円	8級		
13	公務災害補償等審査会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級		
14	公立大学法人評価委員会委員及 び臨時委員	日額 12,600円	8級		
15	入札監視等委員会委員	日額 12,600円	8級		財政局
16	空家等対策審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級		スポーツ市 民局
17	町名、町界審議会委員、特別委 員及び臨時委員	日額 12,600円	8級		
18	指定特定非営利活動法人審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級		
19	情報公開審査会 会長及び委員長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級		
20	個人情報保護審議会 会長及び委員長 委員及び専門委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級		
21	消費生活審議会委員及び臨時委 員	日額 12,600円	8級		
22	男女平等参画苦情処理委員	日額 12,600円	8級		
23	男女平等参画審議会				

	会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
24	スポーツ推進委員	年額 19,800円	6級	
25	スポーツ推進審議会委員	日額 12,600円	8級	
26	障害者スポーツセンター運営審議会委員	日額 12,600円	8級	
27	大規模小売店舗立地審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	経済局
28	名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	観光文化交流局
29	文化芸術推進評議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
30	伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
31	環境審議会委員及び専門委員	日額 12,600円	8級	環境局
32	地域環境審議会委員	日額 11,700円	7級	
33	環境影響評価審査会委員及び特別委員	日額 12,600円	8級	
34	公害健康被害認定審査会委員	日額 19,800円	8級	
35	住居の不良堆積物対策審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
36	社会福祉審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	健康福祉局
37	災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 12,600円	8級	
38	高齢者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
39	民生委員推薦会委員	日額 12,600円	8級	
40	地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
41	介護認定審査会委員	日額 16,200円	8級	
42	福祉有償運送運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
43	障害者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
44	精神保健福祉審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
45	精神医療審査会委員	日額 19,800円	8級	
46	精神保健指定医	1回 19,800円	8級	
47	透析療法審査委員会委員	日額 10,000円	8級	
48	障害者差別解消調整委員会委員	日額 12,600円	8級	
49	障害支援区分認定等審査会委員	日額 16,200円	8級	
50	国民健康保険運営協議会委員	日額 12,600円	8級	

51	保健所運営協議会委員	日額	12,600円	8級	
52	感染症予防協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
53	感染症診査協議会 委員 部会委員	日額	12,600円	8級	
		日額	19,800円	8級	
54	予防接種健康被害調査委員会委員及び臨時委員	日額	19,800円	8級	
55	衛生研究所等疫学倫理審査委員会委員	日額	12,600円	8級	
56	指定難病審査会委員及び臨時委員	日額	19,800円	8級	
57	食の安全・安心推進会議委員及び特別委員	日額	12,600円	8級	
58	人とペットの共生推進協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
59	なごや子ども・子育て支援協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	子ども青少年局
60	子育て支援企業認定審査会委員	日額	12,600円	8級	
61	障害児早期療育指導委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
62	発達障害者支援体制整備検討委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
63	中央療育センター等倫理審査委員会委員	日額	12,600円	8級	
64	児童虐待事例検証委員会委員	日額	12,600円	8級	
65	障害児保育指導委員会委員	日額	12,600円	8級	
66	子どもの権利擁護委員	1時間	10,000円	8級	
67	いじめ問題再調査委員会 委員長 委員、臨時委員及び調査員	日額	17,600円	8級	
		日額	15,300円	8級	
68	都市計画審議会 会長 委員、臨時委員及び専門委員	日額	13,500円	8級	住宅都市局
		日額	12,600円	8級	
69	都市高速道路調査専門委員	日額	15,300円	8級	
70	広告・景観審議会 会長 委員及び臨時委員	日額	13,500円	8級	
		日額	12,600円	8級	
71	交通問題調査会 会長 委員	日額	13,500円	8級	
		日額	12,600円	8級	
72	建築紛争調停委員会委員	日額	12,600円	8級	
73	建築審査会 会長 委員	日額	15,300円	8級	
		日額	13,500円	8級	

74	開発審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級		
75	土地利用審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級		
76	土地区画整理審議会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級		
77	土地区画整理事業評価員	日額 12,600円	8級		
78	市街地再開発審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級		
79	放置自動車廃物判定委員会委員	日額 12,600円	8級	緑政土木局	
80	自転車等駐車対策協議会委員	日額 12,600円	8級		
81	緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会委員	日額 12,600円	8級		
82	緑の審議会 会長 委員及び専門委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級		
83	東山動植物園再生専門委員	日額 12,600円	8級		
84	子どもいきいき学校づくり推進 審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	教育委員会 事務局	
85	産業教育審議会 委員 専門員	日額 12,600円 日額 5,400円	8級 8級		
86	いじめ対策検討会議 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級		
87	社会教育委員	日額 12,600円	8級		
88	文化財調査委員会委員及び臨時 委員	日額 12,600円	8級		
89	図書館協議会委員	日額 12,600円	8級		
90	博物館協議会委員	日額 12,600円	8級		
91	美術館協議会委員	日額 12,600円	8級		
92	科学館協議会委員	日額 12,600円	8級		
93	指定管理者選定委員会委員及び 臨時委員	日額 12,600円	8級		関係局

備考 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。

別表第3 (その他の非常勤の特別職の職員)

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	災害対策委員		区政協力委員としての級に準ずる。	防災危機管理局
2	災害救助地区本部員		4級とする。ただし、区政協力委員を兼務する者にあつては、その級に準ずる。	
3	市政資料館館長	日額 29,760円	9級	総務局
4	情報化推進参与	日額 15,630円	8級	
5	総括産業医	月額 117,000円	7級	
6	産業医	1回 21,400円	7級	
7	総括衛生管理医師	月額 21,400円	7級	
8	衛生管理医師	1時間 21,400円	7級	
9	名古屋市政策顧問	日額 15,630円	9級	財政局
10	区政協力委員 市区政協力委員議長協議 会議長、副議長及び会計 区政協力委員協議会議 長及び副議長 学区区政協力委員会委員 長 区政協力委員		8級 7級 5級 4級	スポーツ市民局
11	客員起業家	日額 50,000円	8級	経済局
12	歴史的建造物保存活用アドバイザー	日額 12,600円	8級	観光文化交流局
13	名古屋城調査研究センター 所長	月額 117,000円	8級	
14	名古屋城建造物専門員	日額 21,400円	7級	
15	生物多様性推進参与	日額 15,630円	8級	環境局
16	公害保健嘱託医	日額 21,400円	7級	
17	厚生統計調査調査員	日額とし、9,000円を上限として任命権者が定める額に、1,000円を上限として任命権者が定める額に調査対象数を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、任命権者が別に定める厚生統計調査を行う者については日額とし、		健康福祉局

		9,000円を上限として任命権者が定める額とする。		
18	厚生統計調査指導員	日額とし、9,000円を上限として任命権者が定める額とする。		
19	福祉施設嘱託医師	日額 21,400円		
20	厚生院嘱託医	日額 49,400円		
21	社会福祉事務所嘱託医	月額 117,000円	7級	
22	民生委員 市民生委員連盟理事長及び副理事長 区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長 民生委員協議会会長 民生委員		8級 7級 5級 4級	
23	認知症施策推進参与	日額 15,630円	8級	
24	知的障害者更生相談所嘱託医	日額 49,400円		
25	身体障害者更生相談所判定医師	日額 49,400円		
26	精神保健福祉施策推進参与	日額 49,400円	7級	
27	特別児童扶養手当認定嘱託医	日額 21,400円		
28	保護課嘱託医	月額 117,000円		
29	国民健康保険移送費審査嘱託医	日額 21,400円		
30	保健環境委員 市保健環境委員会会長及び副会長 区保健環境委員会会長及び副会長 学区保健環境委員会会長 学区保健環境委員会副会長 保健環境委員		8級 7級 5級 5級 4級	
31	保健所嘱託医	日額 21,400円	7級	
32	国民健康・栄養調査員 医師 管理栄養士 保健師その他	日額 21,400円 日額 6,400円 日額 6,400円		
33	配偶者暴力防止参与	日額 15,630円	8級	子ども青少年局
34	児童虐待対策参与	日額 15,630円	8級	
35	児童相談所参与	日額 15,630円	8級	
36	児童福祉施設嘱託医師 嘱託医師 地域療育センター嘱託医師	日額 21,400円 日額 49,400円		
37	保育所嘱託医 産後休暇明け園等 一般園	年額 402,500円 年額 251,600円		

38	統合保育スーパーバイザー	1回	8,300円		
39	児童扶養手当等嘱託医	日額	21,400円		
40	児童相談所スーパーバイザー	1時間	6,800円		
41	児童相談所児童福祉専門員	日額	21,400円		
42	エリア支援保育所担当歯科医	1回	21,500円	7級	
43	子どもの権利擁護機関参与	日額	15,630円	8級	
44	子どもの権利擁護機関専門調査員	1時間	8,600円	7級	
45	児童委員			民生委員としての級に準ずる。	
46	景観アドバイザー	日額	12,600円	8級	住宅都市局
47	農業土木委員 農業土木委員（重要） 農業土木委員（一般） 農業土木委員補助員	年額とし、17,730円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、8,865円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、4,925円に担当地区数を乗じて得た額とする。			緑政土木局
48	特別支援教育スーパーバイザー	1回	21,400円	7級	教育委員会事務局
49	特別支援教育アドバイザー	1回	15,000円	4級	
50	ことばのアドバイザー	1回	15,000円	4級	
51	幼児教育アドバイザー	1回	15,000円	4級	
52	いじめ対策検討会議調査員	日額	12,600円	8級	
53	医療的ケア指導医	1回	21,400円	7級	
54	教育支援嘱託医	1回	21,400円	7級	
55	学校産業医	月額	200,000円	7級	
56	学校衛生管理医師	1回	21,400円	7級	
57	学校医 内科 眼科及び耳鼻咽喉科 精神科	年額とし、284,000円に460円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、241,000円に460円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、241,000円に24,600円に相談回数を乗じて得た額を加算した額とする。		7級 7級 7級	

	精神科（特別支援学校）	とする。 年額 417,900円	7級	
58	学校歯科医	年額とし、241,000円に460円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
59	学校薬剤師	年額とし、205,400円に4,640円に学級数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
60	教育支援センター参与	日額 15,630円	8級	
61	教育支援センター嘱託医師	1回 21,400円	7級	
62	教育支援センターセラピスト	1回 18,500円	7級	
63	博物館長	日額 29,760円	9級	
64	博物館参与	日額 15,630円	8級	
65	美術館長	日額 29,760円	9級	
66	美術館参与	日額 15,630円	8級	
67	科学館長	日額 29,760円	9級	
68	教育センター嘱託弁護士	1回 25,900円	7級	
69	教育センター嘱託医師	1回 21,400円	7級	
70	教育センター特別教育相談員	1回 21,400円	7級	
71	教育センター嘱託心理士	1回 18,500円	7級	
72	教育センター嘱託社会福祉士	1回 18,500円	7級	
73	消防局産業医	1回 21,400円	7級	消防局
74	消防局衛生管理医師	1回 21,400円	7級	
75	消防団員（基本消防団） 市消防団連合会長	年額とし、41,700円に8,000円を上限として市長が定める額に出場回数に乗じて得た額を加算した額とする。	8級	
	区消防団連合会長（市消防団連合会長である者を除く。）	年額とし、41,700円に8,000円を上限として市長が定める額に出場回数に乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
	消防団長（市消防団連合会長又は区消防団連合会長である者を除く。）	年額とし、41,700円に8,000円を上限として市長が定める額に出場回数に乗じて得た額を加算した額とする。	5級	

	副団長	年額とし、38,400円に8,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級
	部長	年額とし、35,100円に8,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級
	班長	年額とし、31,800円に8,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級
	団員	年額とし、28,500円に8,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級
76	消防団員（機能別消防団）	1回 1,000円	4級

- 備考 1 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。
- 2 1の項災害対策委員には、第7条に定める費用弁償のほか、月額2,509円を支給する。
- 3 10の項区政協力委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市区政協力委員議長協議会議長、副議長及び会計、区政協力委員協議会議長及び副議長並びに学区区政協力委員会委員長にあっては月額3,501円、区政協力委員にあっては月額2,509円を支給する。
- 4 22の項民生委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市民生委員連盟理事長及び副理事長、区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長並びに民生委員協議会会長にあっては月額3,501円、民生委員にあっては月額2,509円を支給する。
- 5 30の項保健環境委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市保健環境委員会会長及び副会長、区保健環境委員会会長及び副会長並びに学区保健環境委員会会長にあっては月額3,501円、学区保健環境委員会副会長及び保健環境委員にあっては月額2,509円を支給する。
- 6 45の項児童委員には、第7条に定める費用弁償のほか、月額2,509円を支給する。

別表第4 1の項中「100円」を「1円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、同年3月31日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第10項中「100円」を「1円」に改める。

第12条の3第1項第3号及び第4号、第12条の4第1項、第12条の8第1項並びに第12条の9第1項中「その他」を「その他の」に改める。

第12条の11第1項第1号中「その他市長が定める職員」を削る。

第12条の12第1項、第12条の19第1項第1号及び第12条の24第1項中「その他」を「その他の」に改める。

第20条の8第3項中「（第20条）の次に「及び第20条の2」を加える。

第24条中「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「、区に」を「に」に改める。

附則第16項中「65,900円」を「66,700円」に改める。

別表第7 1 行政職給料表級別基準職務表5級の項中「係長又は主査」を「課長補佐」に改め、同表6級の項中「係長」を「課長補佐」に改め、同表7級の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表8級の項中「参事」を「担当部長」に改める。

別表第7 2 消防職給料表級別基準職務表5級の項中「係長又は主査」を「課長補佐」に改め、同表6級の項中「係長」を「課長補佐」に改め、同表7級の項中「主幹」を「担当課長」に改める。

別表第7 6 医療職給料表(1)級別基準職務表2級の項中「主幹又は係長若しくは主査」を「担当課長又は課長補佐」に改める。

別表第7 7 医療職給料表(2)級別基準職務表5級の項中「係長又は主査」を「課長補佐」に改め、同表6級の項中「係長」を「課長補佐」に改

め、同表 7 級の項中「主幹」を「担当課長」に改める。

別表第 7 8 医療職給料表 (3) 級別基準職務表 5 級の項中「係長、看護師長又は主査」を「課長補佐又は看護師長」に改め、同表 6 級の項中「係長」を「課長補佐」に改め、同表 7 級の項中「主幹」を「担当課長」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年名古屋市条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 2 項中「(地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 2 第 1 項各号に掲げる者を除く。)」を削る。

第 6 条中「地方公務員法」の次に「(昭和 25 年法律第 261 号)」を加える。

(職員懲戒条例の一部改正)

- 4 職員懲戒条例 (昭和 26 年名古屋市条例第 50 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。

第 4 条第 3 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (平成 31 年名古屋市条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を次のように改める。

(経過措置)

- 3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。) 第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員 (以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。) (名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (令和 6 年名古屋市条例第 27 号) による改正後の名古屋市非常勤

の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後非常勤条例」という。）別表第4 5の項に掲げる者その他任命権者が定める者を除く。）の報酬（改正後非常勤条例第2条に規定する報酬に限る。）の額については、改正後非常勤条例第2条及び別表第4の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、報酬（改正後非常勤条例第2条に規定する報酬に限る。）及びこれに対する地域手当に相当する報酬に1,000分の1,025を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。ただし、改正後非常勤条例第3条に規定する報酬（附則第6項の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第15条から第17条までに規定する手当に相当する報酬を除く。）、改正後非常勤条例第8条に規定する期末手当及び改正後非常勤条例第8条の2に規定する勤勉手当の額の算定の基礎となる報酬の額は、改正後非常勤条例第2条及び別表第4の規定により定められる額とする。

附則第7項本文を次のように改める。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）（任命権者が定める者を除く。）の給料（改正後給与条例第6条の2の規定による調整前の給料をいう。）の月額については、当該会計年度任用職員に適用される給料表の給料月額にかかわらず、当該給料月額に、基礎額（この項の規定を適用する前の当該会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に1,000分の1,025を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

（名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 6 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和3年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第10項の前の見出し中「病院局の」を削り、同項中「施行日の前日現

に病院局に所属する職員が同日に退職し」を「次の各号のいずれかに該当し、かつ」に、「当該」を「当該各号の」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 施行日の前日現に病院局に所属する職員が同日に退職したとき。

(2) 令和6年3月31日から名古屋市立中央看護専門学校条例を廃止する条例（令和3年名古屋市条例第42号）の施行の日の前日までの間に、健康福祉局健康部中央看護専門学校に所属する職員が退職したとき。

附則第11項中「令和9年3月31日」を「令和11年3月31日」に、「後、同日」を「日」に改める。

（名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 7 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第1条の規定による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和6年名古屋市条例第27号）による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に、「60の項、62の項及び64の項」を「63の項、65の項及び67の項」に改める。

（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 8 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第22項中「前項の規定による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和6年名古屋市条例第27号）による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。

附則別表第3 5級の項中「係長又は主査」を「課長補佐」に改め、同表6級の項中「係長」を「課長補佐」に改め、同表7級の項中「主幹」を「担

当課長」に改め、同表 8 級の項中「参事」を「担当部長」に改める。

名古屋市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第28号

名古屋市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例

(名古屋市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1条 名古屋市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年名古屋市条例第 6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第 1条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第 2条中「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和 5年厚生労働省令第36号）」に改める。

第 3条及び第 4条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

(名古屋市児童を虐待から守る条例の一部改正)

第 2条 名古屋市児童を虐待から守る条例（平成25年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 4号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第 9条第 1項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附 則

この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第29号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項の表中

「

〃	名古屋市南陽第一保育園	名古屋市港区東茶屋二丁目 305 番地
〃	名古屋市南陽第二保育園	名古屋市港区知多二丁目2401番 地

を

「

〃	名古屋市南陽第一保育園	名古屋市港区東茶屋二丁目 305 番地
---	-------------	------------------------

に

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第30号

名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例

(名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1条 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第 100号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 2項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

(名古屋市地域療育センター条例の一部改正)

第 2条 名古屋市地域療育センター条例（平成 5年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号中「第43条第 1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第 2号を削り、同項第 3号を同項第 2号とし、同条第

2項中「前項第 3号」を「前項第 2号」に改める。

第 4条第 1項第 1号中「及び医療型児童発達支援」を削り、同条第 2項中「医療型児童発達支援並びに」を削り、「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号中「及び医療型児童発達支援」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の医療型児童発達支援に係る第 2条の規定による改正前の名古屋市地域療育センター条例の規定による使用料については、なお従前の例による。

名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第31号

名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第 101号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「、省令第64条」を削る。

附 則

この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第32号

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例

名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 4 号中「街路燈柱」を「街路灯柱」に改める。

第 5 条第 1 項中「に変更を加え」を「の変更（規則で定める変更を除く。）をし」に、「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、色彩その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

第 5 条の 3 及び第 5 条の 4 中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項本文」に改め、「の申請又は」の次に「同条第 1 項ただし書若しくは」を加える。

第 6 条第 3 項第 2 号中「街路燈柱」を「街路灯柱」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第37条を次のように改める。

第37条 削除

第38条中「から前条まで」を「及び第36条」に改める。

別表中

「

広告板及び広告塔	面積5平方メートル又は長さ5メートル	1,300円以内
建築物又は工作物に直接表示するもの	は長さ5メートル	

を

」

「

広告塔及び広告板（立看板を除く。）	面積5平方メートル又は長さ5メートル	1,900円以内
建築物又は工作物に直接表示するもの	は長さ5メートル	

に

」

改め、同表電柱広告、標識広告及びこれらに類するものの項中「180円」を「300円」に改め、同表広告宣伝用自動車の項中「6,000円」を「9,000円」に改め、同表車体広告（広告宣伝用自動車に係るものを除く。）の項中「3,000円」を「4,500円」に改め、同表その他のものの項中「300円」を「500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第5条第1項、第5条の3及び第5条の4の規定は、令和6年10月1日（以下「適用日」という。）以後の変更に係る許可の申請を行う場合について適用し、適用日前の変更に係る許可の申請を行う場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例別表の規定は、適用日以後に許可期間（新条例第4条第4項（新条例第5条第3項において準用する場合を含む。）の期間をいう。以下同じ。）が開始する許可に係る手数料について適用し、適用日前に許可期間が開始する許可に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

名古屋市営路外駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第33号

名古屋市営路外駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市営路外駐車場条例（昭和41年名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市長は、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、通用時間に相当する料金からその 2 割以内の額を割り引くことができる。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第34号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同項第 3 号ア（ウ）中「中学校若しくは小学校若しくはこれらに準ずる学校に在学する者又は小学校若しくはこれに準ずる学校就学の始期に達するまでの者」を「18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」に改める。

第34条の 2 第 1 項中「第 5 条第 1 項各号」の次に「（同条第 2 項第 2 号から第 6 号までに掲げる者にあつては、同条第 1 項第 2 号を除く。）」を加える。

別表中

「

仲 田 荘	千種区若水二丁目
西 田 代 荘	千種区自由ヶ丘 1 丁目

を

」

「

仲 田 荘	千種区若水二丁目
-------	----------

に、

」

「

西 あ じ ま 荘	北区西味錠四丁目
西 上 飯 田 荘	北区上飯田通 1 丁目

を

」

「

西 あ じ ま 荘	北区西味錠四丁目
-----------	----------

に、

」

「

稲 西 荘	中村区稲西町
笈 瀬 荘	中村区太閤三丁目

を

」

「

稲 西 荘	中村区稲西町
-------	--------

に改

」

める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市条例第35号

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項を削る。

第6条第2項中「（有料予定公園施設を含む。以下同じ。）」を削り、「通り」を「とおりに」に改める。

別表第1 1 有料公園施設の表中

「

洗 堰 緑 地	野 球 場
白 川 公 園	駐 車 場

を

」

「

洗 堰 緑 地	野 球 場
---------	-------

に、

」

「

蛇池公園	野球場
	テニスコート

を

」

「

蛇池公園	野球場
	テニスコート
白水公園	野球場

に改める。

」

別表第1 2 有料予定公園施設の表を次のように改める。

2 削除

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第6項を削る改正規定、第6条第2項の改正規定、別表第1 1 有料公園施設の表の改正規定（白水公園の項に係る部分に限る。）及び別表第1 2 有料予定公園施設の表の改正規定は、公布の日から施行する。

なごや平和の日を定める条例をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第36号

なごや平和の日を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、なごや平和の日を定め、名古屋空襲により犠牲になられた方々を悼むとともに、悲惨な戦争の体験・記憶を後世に語り継ぐことにより、市民の恒久平和の実現を希求する意識の醸成を図り、もって平和な社会の発展に寄与することを目的とする。

(なごや平和の日)

第2条 なごや平和の日は、5月14日とする。

(平和意識の醸成を図るための取組)

第3条 市及び市民は、なごや平和の日を中心に、平和意識の醸成を図るための取組を行う。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市地下街建築基準条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第37号

名古屋市地下街建築基準条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法施行令（昭和25年政令第 338 号。以下「令」という。）第 128 条の 3 第 6 項の規定に基づき、地下街の建築基準に関して必要な事項を定めるものとする。

(構えに接する地下道)

第 2 条 地下街の各構えは、次に該当する地下道に 2 メートル以上接しなければならない。ただし、公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものにあつては、その接する長さを 2 メートル未満とすることができる。

- (1) 壁、柱、床、はり及び床版は、建築基準法施行令第 128 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づく地下街の各構えの接する地下道の壁等の耐火性能（昭和44年建設省告示第1729号）で定める耐火性能を有すること。
- (2) 幅員は、両側が各構えと接する地下道にあつては 6 メートル以上、その他の地下道にあつては 5 メートル以上とすること。

- (3) 天井までの高さは、3メートル以上とすること。
- (4) 段を設けないこと。
- (5) 傾斜路の勾配は、15分の1を超えないこと。
- (6) 傾斜路の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。
- (7) 床面において20ルクス以上の照度を確保する照明設備を設けていること。
- (8) 天井及び壁の内面の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造っていること。
- (9) 長さが60メートルを超える地下道にあつては、避難上安全な地上に通ずる直通階段（以下単に「直通階段」という。）を各構えの接する部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けていること。
- (10) 直通階段は、令第23条第1項の表(2)項に適合するものであること。
- (11) 末端は、当該地下道の幅員以上の幅員の出入口で道に通ずること。ただし、その末端の出入口が2以上ある場合においては、それぞれの出入口の幅員の合計が当該地下道の幅員以上であること。
- (12) 非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備で、地下街の各構えの接する地下道に設ける非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備の構造方法を定める件（昭和44年建設省告示第1730号）で定める構造方法を用いるものを設けていること。
- (13) 各構えとの境界は、排水溝又はタイル等により容易に識別できるものとする。

（構え）

第3条 地下街の各構えは、次に定める構造としなければならない。

- (1) 令第128条の3第2項、第3項及び第5項の規定に適合すること。
- (2) 居室の各部分から地下道（当該居室の各部分から直接地上へ通ずる通路を含む。）への出入口の一に至る歩行距離は、30メートル以下とすること。
- (3) 出入口は、直通階段から3メートル以内の部分に設けないこと。
- (4) 床は、これに接する地下道の床より低くしないこと。ただし、当該構えの排水に支障がない場合は、この限りでない。

（設備）

第4条 地下街には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 換気設備で次に掲げる要件に該当するもの

ア 換気上有効な給気機及び排気機を有すること。

イ 給気機の給気量が排気機の排気量を超えること。

ウ 地下街の床面積（構えの床面積及び地下道の面積の合計をいう。以下この条において同じ。）1平方メートルごとに、毎時30立方メートル（空気調和設備で、地下街の床面積1平方メートルごとに毎時30立方メートル以上の空気を供給することができるものにあつては、毎時10立方メートル）以上の新鮮な外気を取り入れること。

(2) 物品の搬入及び搬出の設備

(3) 地下街の床面積が1,000平方メートルを超える場合は、1以上の公衆便所

(防湿措置)

第5条 地下街の直接土に接する部分は、防湿上有効な構造としなければならない。

(地下街避難安全性能を有する地下街に対する基準の適用)

第6条 地下街のうち、当該地下街が地下街避難安全性能を有するものであると市長が認めたものについては、第2条第2号から第5号まで、第9号、第11号及び第12号（排煙設備に係る部分に限る。）並びに第3条第1号から第3号までの規定は、適用しない。

2 前項の「地下街避難安全性能」とは、当該地下街のいずれの室（火災の発生のおそれの少ない室を定める件（平成12年建設省告示第1440号）で定める室を除く。）で火災が発生した場合においても、当該地下街に存する者の全てが当該地下街から地上までの避難を終了するまでの間、当該地下街の各居室及び各居室から地上に通ずる地下道、階段その他の地下街の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。

(既存の地下街に対する制限の緩和)

第7条 この条例の規定の施行の際現に存する地下街の増築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合において、市長が安全上、防火上、避難上又は衛生上支障がないと認めたものについては、第2条から第4条までに掲げる基準は、その一部を緩和し、又は適用しないことができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第38号

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(名古屋市建築基準法施行条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第 4 号イ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同条第 5 号イ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第39号の 5 の次に次の 1 号を加える。

(39)の 6 令第 137 条の12第 6 項又は第 7 項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査

既存建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の認

定申請手数料 27,000円

第17条第45号の8から第45号の12までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第45号の13中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同条第54号及び第55号を次のように改める。

(54) 名古屋市地下街建築基準条例（令和6年名古屋市条例第 号。以下「地下街条例」という。）第6条第1項の規定に基づく地下街避難安全性能に係る認定の申請に対する審査

地下街避難安全性能に係る認定申請手数料 27,000円

(55) 地下街条例第7条の規定に基づく既存の地下街に対する制限の緩和の認定の申請に対する審査

既存の地下街に対する制限の緩和の認定申請手数料 27,000円

第17条第56号から第58号までを削る。

(名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条の6第1項第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月25日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第15号

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉施設条例施行細則（平成17年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項の表中

「

名古屋市千代田橋保育園	20人	20人	50人	90人	を
-------------	-----	-----	-----	-----	---

」

削り、

「

名古屋市野南保育園	20人	20人	50人	90人	を
-----------	-----	-----	-----	-----	---

」

「

名古屋市野南保育園	20人	20人	25人	65人	に
-----------	-----	-----	-----	-----	---

」

改め、

「

名古屋市富田第三保育園	20人	20人	50人	90人
-------------	-----	-----	-----	-----

を

」

削り、

「

名古屋市丸池保育園	20人	20人	25人	65人
名古屋市神松保育園	20人	20人	50人	90人

を

」

「

名古屋市丸池保育園	20人	20人	50人	90人
名古屋市神松保育園	20人	20人	25人	65人

に、

」

「

名古屋市本地保育園	30人	20人	50人	100人
-----------	-----	-----	-----	------

を

」

「

名古屋市本地保育園	30人	20人	25人	75人
-----------	-----	-----	-----	-----

に

」

改め、

「

名古屋市牧野原保育園	20人	20人	50人	90人
------------	-----	-----	-----	-----

を

」

削る。

第5条の2第1項第1号中「1,418円」を「1,466円」に改める。

附則第3項の表中「、名古屋市千代田橋保育園」、「、名古屋市牧野原保育園」、「、名古屋市富田第三保育園」及び「、名古屋市野南保育園」を削り、「名古屋市南陽第三保育園」の次に「、名古屋市丸池保育園」を、「名古屋市東山保育園」の次に「、名古屋市野南保育園」を加え、「、名古屋市丸池保育園」及び

「

名古屋市本地保育園			10人
-----------	--	--	-----

を
」

削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市児童福祉施設条例施行細則第 5条の 2第 1項の規定は、令和 6年 4月分の使用料から適用し、同年 3月分以前の使用料については、なお従前の例による。

名古屋市中企業振興会館条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月25日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第16号

名古屋市中企業振興会館条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市中企業振興会館条例施行細則（昭和58年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同号カ中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市中企業振興会館条例施行細則第9条の規定は、施行日以後の利用料金について適用し、施行日前の利用料金については、なお従前の例による。

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則及び名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月25日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第17号

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則及び名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則（平成元年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第 8条第 1項第 1号中「1,418円」を「1,466円」に改める。

(名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則（平成25年名古屋市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項第 1号中「1,418円」を「1,466円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 2 第 1条の規定による改正後の名古屋市総合リハビリテーションセンター条

例施行細則の規定及び第 2 条の規定による改正後の名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の規定は、令和 6 年 4 月分の使用料から適用し、同年 3 月分までの使用料については、なお従前の例による。

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月25日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第18号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和37年名古屋市規則第 9号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中

「

やまと 古字	方 21	屋外広告物	屋外広告物事 務専用	住宅都市 局 都市計画 部 ウォーク ブル・景 観推進課 長	を
		名古屋 市長印			
		事務専用			

」

「

やまと 古字	方 21	<table border="1"> <tr><td>屋外広告物</td></tr> <tr><td>名古屋市長印</td></tr> <tr><td>事務専用</td></tr> </table>	屋外広告物	名古屋市長印	事務専用	屋外広告物事務専用	住宅都市局 都市計画部 ウォークブル・景観推進課長	
屋外広告物								
名古屋市長印								
事務専用								
やまと 古字	方 21	<table border="1"> <tr><td>長期優良住宅</td></tr> <tr><td>名古屋市長印</td></tr> <tr><td>事務専用</td></tr> </table>	長期優良住宅	名古屋市長印	事務専用	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する事務専用	住宅都市局 建築指導部 建築指導課長	
長期優良住宅								
名古屋市長印								
事務専用								

に、

」

「

やまと古字	方 21	<table border="1"> <tr><td>国土利用計画</td></tr> <tr><td>名古屋市長印</td></tr> <tr><td>事務専用</td></tr> </table>	国土利用計画	名古屋市長印	事務専用	国土利用計画法施行事務専用	住宅都市局 都市整備部 まちづくり企画課長	
国土利用計画								
名古屋市長印								
事務専用								
やまと古字	方 21	<table border="1"> <tr><td>耐震化支援</td></tr> <tr><td>名古屋市長印</td></tr> <tr><td>事務専用</td></tr> </table>	耐震化支援	名古屋市長印	事務専用	名古屋市民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱、名古屋市民間戸建木造住宅除却工事補助金交付要綱、名古屋市民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱及び名古屋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱に基づく補助金の交付に関する事務並びに名古屋市耐震相談員派遣実施要綱に基づく耐震相談員の派遣に関する通知事務専用	住宅都市局 都市整備部 耐震化支援課長	
耐震化支援								
名古屋市長印								
事務専用								

を

」

やまと古字	方 21	<table border="1"> <tr><td>耐震化支援</td></tr> <tr><td>名古屋市長印</td></tr> <tr><td>事務専用</td></tr> </table>	耐震化支援	名古屋市長印	事務専用	名古屋市民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱、名古屋市民間戸建木造住宅除却工事補助金交付要綱、名古屋市民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱及び名古屋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱に基づく補助金の交付に関する事務並びに名古屋市耐震相談員派遣実施要綱に基づく耐震相談員の派遣に関する通知事務専用	住宅都市局 市街地整備部 耐震化支援課長	
耐震化支援								
名古屋市長印								
事務専用								
やまと古字	方 21	<table border="1"> <tr><td>国土利用計画</td></tr> <tr><td>名古屋市長印</td></tr> <tr><td>事務専用</td></tr> </table>	国土利用計画	名古屋市長印	事務専用	国土利用計画法施行事務専用	住宅都市局 まちづくり企画部 まちづくり企画課長	
国土利用計画								
名古屋市長印								
事務専用								

に改

め、同項管守者の欄中「道路建設部用地管理課長」を「路政部用地管理課長」に、「都市農業課長」を「農政部都市農業課長」に改め、同表市会計管理者印の項管守者の欄中「出納課長」を「会計課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第19号

名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則（平成28年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同条第 6 号中「平成 26 年法律第 50 号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 難病法第 28 条第 2 項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則第 5 条の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に

係る使用料については、なお従前の例による。

名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第20号

名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則

名古屋市消防局組織規則（昭和38年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項中「消防局長に」を「消防局長及び次長に」に改め、同項を同条第 3項とし、同条第 1項の次に次の 1項を加える。

2 消防局長に事故があるときは、第 6条第 1項に定める次長が、その職務を代理する。

第 3条中「特別消防隊、消防航空隊、救急救命研修所」を「救急救命研修所、本部機動部隊、消防航空隊」に、

「 特別消防隊 「救急部
消防航空隊 救急課
救急部 を 救急救命研修所 に改め、同条に次の 1項を加え
救急課 本部機動部隊
救急救命研修所」 消防航空隊 」

る。

2 本部機動部隊及び消防航空隊は、部に属しないものとする。

第4条第1項中「特別消防隊、消防航空隊及び救急救命研修所」を「救急救命研修所、本部機動部隊及び消防航空隊」に改め、同項総務部総務課の項第10号中「他部課学校」を「他部課隊学校」に改め、同項消防部消防課の項第2号を次のように改める。

(2) 警防技術の指導に関すること。

第4条第1項消防部消防課の項第10号中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、同課の項第11号中「部内他課隊」を「部内他課」に改め、同項消防部指令課の項第1号中「情報処理システム」を「情報システム」に改め、同部特別消防隊の項及び消防航空隊の項を削り、同項救急部救急課の項第4号中「救急訓練及び」を削り、同部救急救命研修所の項の次に次のように加える。

本部機動部隊

- (1) 警防業務の実施に関すること。
- (2) 警防技術の研究及び訓練に関すること。
- (3) 災害防御の特殊技術の研究及び訓練に関すること。

消防航空隊

- (1) 航空機の運用に関すること。
- (2) 航空機の運航による消防業務に関すること。
- (3) 航空消防に関する特殊技術及び装備の研究に関すること。

第6条の見出しを「役職者」に改め、同条第1項を次のように改める。

局に次長、部に部長、学校に校長、課に課長、救急救命研修所に所長、本部機動部隊及び消防航空隊に隊長、別に定めるところにより課に課長補佐、救急救命研修所に所長補佐、本部機動部隊及び消防航空隊に隊長補佐を置く。

第6条第2項中「特別消防隊」を「本部機動部隊」に改め、同条第3項中「部又は学校」を「局、部及び学校」に改める。

第7条を次のように改める。

(次長等)

第7条 次長は、上司の命を受けて消防局の広域連携及び人材育成に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 部長、校長、課長、所長、隊長、課長補佐、所長補佐及び隊長補佐は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 次長及び部長は、局内重要事項について消防局長を補佐する。

第9条に見出しとして「(副隊長)」を付する。

第10条に見出しとして「(担当部長)」を付する。

第11条に見出しとして「(担当課長)」を付し、同条第1項の表を次のように改める。

担当課長を置く組織		表示する分担事項	分担事項の細目	数
局	総務部	企画調整	1 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。	1
		広域応援に係る調査研究	1 広域応援に係る調査研究に関すること。	1
		災害対応に係る連絡調整	1 災害対応に係る連絡調整に関すること。	1
		消防団施設整備	1 消防団施設の管理に関すること。 2 消防団機械器具の整備保存に関すること。	1
	消防部	指令管制等	1 指令管制に関すること。 2 災害対応に係る初動対応に関すること。	3
	救急部	救急業務企画	1 救急業務の企画及び調整に関すること。 2 救急隊の運用基準に関すること。	1
		警防活動	1 警防活動に係る調整に関すること。	1

		救急活動	1 救急活動に係る調整に関する こと。	1
	消防学校	消防音楽隊	1 消防音楽隊による防火思想 の普及高揚に関する こと。 2 カラーガード隊に関する こと。	1

第12条に見出しとして「（局付担当部長等）」を付する。

附 則

- 1 この規則は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 2 消防法等施行細則（昭和37年名古屋市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第 6条第 1号中「及び特別消防隊」を削り、同条第 2号を同条第 3号とし、同条第 1号の次に次の 1号を加える。

（2）本部機動部隊
- 3 名古屋市消防吏員服制等に関する規則（平成元年名古屋市規則第 103号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項中「特別消防隊、消防航空隊及び救急救命研修所」を「救急救命研修所、本部機動部隊及び消防航空隊」に改める。

名古屋市消防団規則及び消防団員の階級に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 6年 3月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第21号

名古屋市消防団規則及び消防団員の階級に関する規則の一部を改
正する規則

(名古屋市消防団規則の一部改正)

第 1条 名古屋市消防団規則（昭和38年名古屋市規則第97号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 1条の 2を次のように改める。

(機能別消防団の業務)

第 1条の 2 条例第 1条の 2第 3項の規則で定める特定の業務は、次に掲げ
る業務とする。

- (1) 自主防災活動（名古屋市防災条例（平成18年名古屋市条例第66号）第
7条第 1項に規定する自主防災活動をいう。第 5条第 3項において同
じ。）その他地域活動に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- (2) 消防団の広報に関する業務
- (3) 消防団の庶務の処理等の業務

第 3 条第 2 項中「団員」を「消防団員（以下「団員」という。）」に改める。

第 5 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「名古屋市大学生消防団」を「機能別消防団」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とする。

第 5 条の 2 を次のように改める。

（機能別消防団に置く団員を任命するために必要な要件）

第 5 条の 2 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める必要な要件は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学のうち市長が指定する大学の学生であることとする。

第 23 条ただし書を削る。

別表第 1 特別表彰旗の項中「人絹京錦二重あわせ」の次に「又は人絹綾錦二重あわせ」を加える。

（消防団員の階級に関する規則の一部改正）

第 2 条 消防団員の階級に関する規則（昭和 38 年名古屋市規則第 96 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市総合体育館条例施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第22号

名古屋市総合体育館条例施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市総合体育館条例施行細則の一部改正)

第1条 名古屋市総合体育館条例施行細則(令和2年名古屋市規則第72号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同項第6号中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋市体育館条例施行細則の一部改正)

第2条 名古屋市体育館条例施行細則(令和2年名古屋市規則第73号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同項第6号

中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行細則の一部改正)

第3条 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行細則（令和2年名古屋市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同項第6号中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部改正)

第4条 名古屋市瑞穂公園条例施行細則（令和2年名古屋市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同項第6号中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋市志段味スポーツランド条例施行細則の一部改正)

第5条 名古屋市志段味スポーツランド条例施行細則（令和2年名古屋市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同項第6号中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋市プール条例施行細則の一部改正)

第6条 名古屋市プール条例施行細則（令和2年名古屋市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同項第6号中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

第12条第3項中「、名古屋市山田西プール」を削る。

別表中「及び名古屋市山田西プール」を削る。

(名古屋市名城庭球場条例施行細則の一部改正)

第7条 名古屋市名城庭球場条例施行細則（令和2年名古屋市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同号カ中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則の一部改正)

第8条 名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同条中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により登録者証の発行を受けている者

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

初任給調整手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第23号

初任給調整手当規則の一部を改正する規則

初任給調整手当規則（昭和37年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項及び第 4 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

期 間	金 額
1 年 未 満	251,700 円
1 年 以 上 2 年 未 満	251,700
2 年 以 上 3 年 未 満	251,700
3 年 以 上 4 年 未 満	251,700
4 年 以 上 5 年 未 満	251,700
5 年 以 上 6 年 未 満	251,700
6 年 以 上 7 年 未 満	251,700
7 年 以 上 8 年 未 満	251,700
8 年 以 上 9 年 未 満	251,700
9 年 以 上 10 年 未 満	251,700
10 年 以 上 11 年 未 満	251,700
11 年 以 上 12 年 未 満	251,700
12 年 以 上 13 年 未 満	251,700
13 年 以 上 14 年 未 満	251,700
14 年 以 上 15 年 未 満	251,700
15 年 以 上 16 年 未 満	251,700
16 年 以 上 17 年 未 満	249,100
17 年 以 上 18 年 未 満	246,500
18 年 以 上 19 年 未 満	243,900
19 年 以 上 20 年 未 満	241,300
20 年 以 上 21 年 未 満	238,700
21 年 以 上 22 年 未 満	227,300
22 年 以 上 23 年 未 満	215,400
23 年 以 上 24 年 未 満	203,400
24 年 以 上 25 年 未 満	191,600
25 年 以 上 26 年 未 満	179,800
26 年 以 上 27 年 未 満	165,400
27 年 以 上 28 年 未 満	151,100
28 年 以 上 29 年 未 満	136,800
29 年 以 上 30 年 未 満	122,500
30 年 以 上 31 年 未 満	107,500
31 年 以 上 32 年 未 満	92,700
32 年 以 上 33 年 未 満	77,500
33 年 以 上 34 年 未 満	59,500
34 年 以 上 35 年 未 満	41,100

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第24号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「衛生研究所業務課に所属する」の次に「主任（看護師又は准看護師の業務に従事する者に限る。）」を加え、同条第3項及び第4項中「その他」を「その他の」に改める。

第3条中「その他」を「その他の」に改める。

第5条第1項中「その他」を「その他の」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第3項中「係長段階」を「課長補佐段階」に改める。

第6条第1項中「その他市長」を「その他の市長」に改め、同条第2項中「その他」を「その他の」に改め、同条第4項中「係長段階」を「課長補佐段階」に改める。

第8条第1項中「都市農業課生産振興係に勤務する」を「緑政土木局農政部都市農業課に勤務する主任（獣医師の業務に従事する者に限る。）」に改め

る。

第9条第1項及び第2項並びに第15条第1項中「その他」を「その他の」に改める。

第17条第1項中「住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進室」を「住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進課」に改める。

第20条中「その他」を「その他の」に、「又は」を「、主任（保健師の業務に従事する者に限る。）又は」に改める。

第21条第1項中「施設棟4階に勤務する」の次に「主任（看護師の業務に従事する者に限る。）又は」を加える。

第24条第1項第9号中「通所支援係長」を「所長補佐（通所支援）」に改め、同条第4項第1号中「（保険係を除く。）」を削り、同条第5項第3号中「中央療育センター診療相談係、同センター主査（地域療育センターに係る企画調整）及び同センター主査（診療）」を「中央療育センターにおける名古屋市児童福祉センター処務規程（昭和46年名古屋市達第17号）第3条第3項中央療育センターの分掌事務中第1号から第9号までに掲げる業務に専ら従事する者」に、「又は心理判定員」を「若しくは心理判定員」に改め、同項第4号中「主査（発達障害者支援）」を「所長補佐（発達障害者支援）」に改め、同項第5号中「関する相談」の次に「、看護」を、「行う」の次に「保育士、保育員、保健師、看護師、准看護師、」を加え、「ケースワーカー又は」を「ケースワーカー、セラピスト若しくは」に改め、同条第10項第31号中「又は第4号」を「から第5号まで」に改め、「250円（」の次に「主任（保健師、看護師又は准看護師の業務に従事する者に限る。）」、」を加え、同項第32号中「第5項第5号又は第6号」を「第5項第6号」に改め、同項第33号中「320円（」の次に「主任（保健師、看護師、准看護師、理学療法士又は言語聴覚士の業務に従事する者に限る。）」、」を加え、同条第14項中「第3項」の次に「（医師の業務に係る部分を除く。）」を加える。

第30条第1項第1号中「消防局消防部消防航空隊長」を「消防局消防航空隊長」に、「同隊運航係長」を「同隊隊長補佐（運航）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第24条第14項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特殊勤務手当規則第24条第14項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第25号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（平成29年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「給料の調整額」を「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給料の調整額」に、「別表」を「別表第1」に改め、「切り捨てた額とする。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額は、その者に適用される別表第2の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級に応じて同表の右欄に掲げる調整基本額にその者に係る調整数を乗じて得た額に当該定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てた額) とする。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表 (2)	1 級	6,600 円
	2 級	8,100 円
	3 級	9,300 円 (条例別表第 3 2 教育職給料表 (2) 備考第 2 項の規定の適用を受ける職員にあっては、9,600 円)
	4 級	11,700 円
教育職給料表 (4)	1 級	6,300 円
	2 級	8,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(令和4年名古屋市規則第100号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「同項中「別表」とあるのは、「給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(令和4年名古屋市規則第100号)附則別表」」を「同条第2項中「職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)の給料の調整額は、その者に適用される別表第1」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第3項又は第4項の規定により採用された職員の給料の調整額は、給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(令和4年名古屋市規則第100号)附則別表」と、同条第3項中「定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額は、その者に適用される別表第2」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第8項又は第9項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料の調整額は、給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則附則別表」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該暫定再任用短時間勤務職員」に改める。

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第26号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和36年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「又は区」を削る。

第9条第3項中「及び区」を削る。

別表1甲類環境局の項中「清掃主事」を「主任（清掃主事の業務を行う者に限る。）及び清掃主事」に、「（事務係）」を「に勤務する所長補佐（所長補佐（事務）」に、「処分場業務係」を「処分場」に、「係長」を「場長補佐（業務）」に改め、同類区役所の項中「保健師及び」を「保健師並びに」に、「主査」を「課長補佐及び主任」に改める。

別表2乙類経済局の項中「中央卸売市場本場管理課施設係」を「中央卸売市場本場管理課」に、「中央卸売市場北部市場管理課施設係」を「中央卸売市場北部市場管理課」に、「係長」を「課長補佐（施設）」に、「技師」を「主任（技師の業務を行う者に限る。）及び技師」に改め、同類観光文化交流局の項

中「名古屋城総合事務所管理活用課保存維持係」を「名古屋城総合事務所管理活用課」に、「係長」を「課長補佐（保存維持）」に、「勤務する技師」を「勤務し、保存維持業務を行う主任及び技師」に改め、同類環境局の項中「環境科学調査センター監視係に勤務する者」を「環境科学調査センターに勤務する所長補佐（監視）並びに監視業務を行う主任及び技師」に改め、「指導を行う」の次に「主任及び」を加え、「施設課事務係、処分場業務係及び」を削り、「係長、主査」を「課長補佐（課長補佐（事務）を除く。）、場長補佐（整備）、主任（技師の業務を行う者に限る。）」に、「主幹」を「担当課長（整備）」に改め、同類健康福祉局の項中「看護師」を「主任（看護師の業務を行う者に限る。）及び看護師」に改め、「及び厚生院管理課に勤務する」の次に「主任（理学療法士又は作業療法士の業務を行う者に限る。）、」を加え、「主査（情報管理）」を「課長補佐（情報管理）」に、「主査（栄養管理）」を「課長補佐（栄養管理）、主任（管理栄養士の業務を行う者に限る。）」に改め、「同課管理係に勤務する」を削り、「主査（介護）及び同課介護係に勤務する者（介護員を除く。）」を「課長補佐（介護統括）、課長補佐（介護）、主任（看護師の業務を行う者に限る。）及び看護師」に、「係長、主査（感染症予防の推進）」を「課長補佐（事業）、課長補佐（感染症予防の推進）、主任（看護師の業務を行う者を除く。）」に、「主査（感染症対策）及び」を「課長補佐（感染症対策）、」に、「主事及び」を「主任（獣医師の業務を行う者を除く。）、主事及び」に、「主事を」を「主任（獣医師の業務を行う者を除く。）及び主事を」に、

「

衛生研究所食品部及び生活環境部に勤務する者	作業服（下・夏）	3年
	作業服（下・冬）	3年
	白衣（2着）	1年

を

」

「

衛生研究所食品部及び生活環境部に勤務する者	作業服（下・夏）	3年
	作業服（下・冬）	3年
	白衣（2着）	1年

に改め、同

感染症対策課に勤務し、採血を行う主任及び看護師	予防衣	1年
-------------------------	-----	----

」

類子ども青少年局の項中「理学療法士」を「主任（理学療法士又は作業療法士の業務を行う者に限る。）、理学療法士」に、「児童福祉センター中央療育センター診療相談係」を「児童福祉センター中央療育センター」に、「勤務する主事」を「勤務し、児童に関する療育相談等を行う主任（保育士、保健師、看護師、理学療法士及び作業療法士の業務を行う者を除く。）及び主事」に、「係長、児童の養育等を行う主査」を「荘長補佐（指導）、児童の養育等を行う荘長補佐、主任」に改め、「あつては児童の養育等を行う」の次に「主任、」を加え、「係長、児童の養育等を行う主事」を「園長補佐（指導）、児童の養育等を行う主任、主事」に、「及び児童相談所保護係に勤務する」を「並びに児童相談所に勤務し、一時保護児童の生活観察等を行う」に改め、「及び保育園を除く。）に勤務する」の次に「主任（保健師、看護師又は准看護師の業務を行う者に限る。）、」を、「児童福祉施設に勤務する」の次に「主任（管理栄養士又は栄養士の業務を行う者に限る。）、」を加え、同類住宅都市局の項中「監理指導室」を「監理指導課」に、「都市整備部」を「市街地整備部、まちづくり企画部」に、「参事」を「担当部長」に改め、「、室長」を削り、「主幹」を「担当課長」に改め、同類緑政土木局の項中「主幹及び主査、同課指導検査係に勤務する係長」を「担当課長（技術評価等）、課長補佐（指導検査）、課長補佐（検査）、課長補佐（技術評価等）並びに指導検査業務を行う主任（技師の業務を行う者に限る。）」に、「路政部道路管理課監理係に勤務する係長、主事」を「路政部道路管理課に勤務する課長補佐（監理）並びに監理業務を行う主任、主事及び技師、同部測量調査課に勤務する課長補佐（用地測量）並びに用地測量業務を行う主任」に、「道路建設部道路建設課橋梁計画係、橋梁整備係、橋梁保全係及び立体交差係に勤務する」を「道路部道路建設課に勤務し、立体交差の新設及び改良を行う主任及び技師、同部橋梁施設課に勤務し、橋梁計画業務、橋梁整備業務、橋梁保全業務及び大規模施設業務を行う主任及び」に改め、「、同課用地測量係に勤務する係長及び技師」を削り、

「主査（東山の森）及び主査（施設管理・調整）、同課維持係に勤務する係長」を「課長補佐（維持）、課長補佐（東山の森）及び課長補佐（施設管理・調整）並びに維持業務を行う主任」に、「同総合公園再生整備課に勤務する主幹、係長、主査」を「同総合公園再生整備課に勤務する担当課長、課長補佐、主任（技師の業務を行う者に限る。）」に、「園長、係長」を「園長、園長補佐、主任（技師の業務を行う者に限る。）」に、「係長（管理係に勤務する者を除く。）、主査（リニア関連工事等調整）」を「所長補佐（所長補佐（管理）、所長補佐（公園催事指導）及び所長補佐（公園適正利用）を除く。）、主任（技師の業務を行う者に限る。）」に、「路政部道路利活用課境界測量総括係、東部方面境界測量係及び西部方面境界測量係に勤務する係長」を「路政部測量調査課に勤務する課長補佐（境界測量総括）、課長補佐（東部方面境界測量）、課長補佐（西部方面境界測量）並びに境界測量総括業務、東部方面境界測量業務及び西部方面境界測量業務を行う主任」に、「土木事務所、路政部道路管理課監理係」を「土木事務所に勤務する運転士、路政部道路管理課に勤務し監理業務を行う運転士」に、「路政部道路管理課路政係及び道路維持課、道路建設部、河川部河川管理課、都市農業課、緑地部並びに」を「道路部、河川部、農政部、緑地部及び」に改め、

「

河川部河川管理課監理指導係に勤務する係長及び技師、同部河川工務課施設整備係に勤務し、機械又は電気設備の整備を行う技師、ポンプ施設管理事務所に勤務する所長、係長（事務係に勤務する者を除く。）及び技師、緑地部緑地管理課に勤務する課長、主幹及び主	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏） ◎防寒衣 安全靴	3年 3年 3年 2年 4年 3年
--	---	----------------------------------

を

査、同課指導係に勤務する者、同部緑地事業課に勤務する課長及び主査（防災公園整備）並びに同課整備係に勤務する者		
--	--	--

「

河川部河川管理課に勤務する課長補佐（監理指導）並びに監理指導業務を行う主任及び技師、同部河川工務課に勤務し、機械又は電気設備の整備を行う主任及び技師、緑地部緑地管理課に勤務する課長、担当課長（公園適正利用）、課長補佐（指導）、課長補佐（公園適正利用）並びに指導業務を行う主任及び技師並びに同部緑地事業課に勤務する課長、課長補佐（整備）、課長補佐（防災公園整備）並びに整備業務を行う主任及び技師	○作業服（上）	3年
	○作業服（下・夏）	3年
	○作業服（下・冬）	3年
	シャツ（盛夏）	2年
	◎防寒衣	4年
	安全靴	3年
ポンプ施設管理事務所に勤務する所長、所長	○作業服（上）	3年
	○作業服（下・夏）	3年

に、「都市

補佐（所長補佐（事務）を除く。）、主任（技師の業務を行う者に限る。）及び技師	○作業服（下・冬）	3年
	シャツ（夏）	2年
	◎防寒衣	4年
	安全靴	3年

」

農業課」を「農政部都市農業課」に、「主幹並びに同課農業土木係に勤務する係長」を「担当課長（農業振興）、課長補佐（農業土木）並びに農業土木業務を行う主任（技師の業務を行う者に限る。）」に、「主査（ふれあい農業等）並びに同課生産振興係に勤務する係長」を「課長補佐（生産振興）、課長補佐（ふれあい農業等）並びに生産振興業務を行う主任」に、「主査（畜産指導・家畜防疫）並びに同課生産振興係に勤務する」を「課長補佐（畜産指導・家畜防疫）並びに畜産指導又は家畜防疫業務を行う主任、」に改め、「（畜産指導又は家畜防疫業務を行う者に限る。）」を削り、「及び主幹」を「及び担当課長」に、「係長及び獣医師」を「園長補佐、主任（獣医師の業務を行う者に限る。）及び獣医師」に改め、同類区役所の項中「看護師」を「主任（看護師又は歯科衛生士の業務を行う者に限る。）、看護師」に、「主査」を「主任及び課長補佐」に改める。

別表3 丙類総務局の項中「シャツ（盛夏）」を「シャツ（夏）」に改め、同類スポーツ市民局の項中「スポーツ推進部スポーツ施設室」を「スポーツ推進部スポーツ施設課」に改め、「勤務する」の次に「主任（技師の業務を行う者に限る。）及び」を加え、同類経済局の項中「主幹、係長（業務係に勤務する者を除く。）、主査」を「担当課長（施設長寿命化の推進）、課長補佐（課長補佐（業務）を除く。）、主任（技師の業務を行う者に限る。）」に改め、同類観光文化交流局の項中「名古屋城総合事務所管理活用課保存維持係に勤務する」を「名古屋城総合事務所管理活用課に勤務し、保存維持業務を行う」に改

「

め、同類環境局の項中	作業服（上・夏）	2年	を
	作業服（上・冬）	2年	
	○作業服（下・夏）	2年	
	○作業服（下・冬）	2年	

」

「

作業服（上）	2年
○作業服（下・夏）	2年
○作業服（下・冬）	2年
シャツ（盛夏）	2年

に、「事務係に勤務する者（技士を

」

除く。）」を「工場長補佐（事務）、主任（技師の業務を行う者を除く。）、主事」に改め、同類子ども青少年局の項中「地域療育センター診療相談係」を「地域療育センター」に改め、「（洗濯業務」の次に「又は調理業務」を加え、「地域療育センター通所支援係に勤務する」を「地域療育センターに勤務し、調理業務を行う」に改め、同類住宅都市局の項中「都市整備部」を「市街地整備部、まちづくり企画部」に、「参事」を「担当部長」に、「主幹」を「担当課長」に改め、同類緑政土木局の項中

「

作業服（上・夏）	2年
作業服（上・冬）	2年
○作業服（下・夏）	2年
○作業服（下・冬）	2年

を

」

「

作業服（上）	2年
○作業服（下・夏）	2年
○作業服（下・冬）	2年
シャツ（盛夏）	2年

に、「道路建設部用地補償課評価係

」

に勤務する技師及び緑地部緑地事業課事業推進係」を「道路部用地補償課に勤務し、評価を行う主任（技師の業務を行う者に限る。）及び技師並びに緑地部緑地事業課」に改め、「評価を行う」の次に「主任及び」を加え、「及び同総合公園東山植物園緑地造園係に勤務する」を「に勤務する業務技師及び技士並びに同総合公園東山植物園に勤務し、緑地造園業務を行う」に、「東山総合公

園東山植物園指導園芸係に勤務する業務技師」を「東山総合公園東山植物園に勤務し、指導園芸業務を行う業務技師及び技士」に改め、同類区役所の項中「勤務する」の次に「主任（技師の業務を行う者に限る。）及び」を加え、同類教育委員会事務局の項中「技師」を「主任（技師の業務を行う者に限る。）及

び技師」に、

エプロン（料理用）	（ 2	2 年
着）		
エプロン（ドライ用）		2 年

を

「

エプロン（料理用）	2 年	に改める。
エプロン（ドライ用）	1 年	

」

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の被服貸与規則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて貸与している被服の取扱いについては、次項の規定の適用を受けるものを除き、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則別表2乙類緑政土木局の項の規定に基づきシャツ（盛夏）を貸与されている職員（ポンプ施設管理事務所に勤務する所長、所長補佐（所長補佐（事務）を除く。）、主任（技師の業務を行う者に限る。）及び技師に限る。）、同表3丙類総務局の項の規定に基づきシャツ（盛夏）を貸与されている職員、同類環境局の項の規定に基づき作業服（上・夏）若しくは作業服（上・冬）を貸与されている職員（業務士に限る。）又は同類緑政土木局の項の規定に基づき作業服（上・夏）若しくは作業服（上・冬）を貸与されている職員に対してこの規則による改正後の被服貸与規則（以下「改正後規則」という。）別表2乙類緑政土木局の項の規定に基づき貸与するシャツ（夏）、同表3丙類総務局の項の規定に基づき貸与するシャツ（夏）、同類環境局の項の規定に基づき貸与する作業服（上）若

しくはシャツ（盛夏）又は同類緑政土木局の項の規定に基づき貸与する作業服（上）若しくはシャツ（盛夏）の最初の貸与する期日は、改正後規則第6条の規定にかかわらず、現に貸与されているこれらの被服の保存期間が満了する日の直後の同条に規定する期日とする。

管理職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第27号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 円」を「1 円」に改める。

附則第 5 項第 1 号中「局付理事、区付理事及び室付理事」を「局付担当局長、区付担当局長及び室付担当局長」に改め、同項第 2 号中「局付参事及び区付参事」を「局付担当部長及び区付担当部長」に改め、同項第 3 号中「局付主幹」を「局付担当課長」に、「及び室付主幹」を「、区付担当課長及び室付担当課長」に改め、同項第 5 号を削り、附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項中「主幹（生活安全対策に係る連絡調整）」を「担当課長（生活安全対策に係る連絡調整）」に、「主幹（交通安全対策に係る連絡調整）」を「担当課長（交通安全対策に係る連絡調整）」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 次の各号に掲げる職に係る管理職手当の区分は、第 2 条第 2 項の規定にか

かわらず、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、当該各号に定める区分とする。この場合における第3条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、これらの規定中「前条第2項」とあるのは、「附則第6項各号」とする。

- (1) 担当局長（学校教育調整） 2種
- (2) 担当部長（学校教育調整） 4種
- (3) 指導主事（令和6年3月31日現に別表第1中区分が2種に属する職にある職員のうち、同年4月1日以後引き続き定年前再任用短時間勤務職員となった者に限る。） 9種

別表第1市長の事務部局内部部局の項中「監」を「担当局長」に改め、「人権施策推進室長」を削り、「参事（）」を「担当部長（）」に、「地域企画又は農政」を「又は地域企画」に、「3種参事」を「3種担当部長」に改め、「室長（会計室長、市長室長及び人権施策推進室長を除く。）」を削り、「主幹（）」を「担当課長（）」に、「5種主幹」を「5種担当課長」に、「6種主幹」を「6種担当課長」に改め、同表市長の事務部局区役所及び区役所支所の項中「地域力推進室長、」を「地域力推進課長、」に、「及び主幹（医務総括）」を「及び担当課長（医務総括）」に改め、「（総務課長」の次に「地域力推進課長」を加え、「及び室長（地域力推進室長を除く。）」を削り、「主幹（主幹（医務総括）」を「担当課長（担当課長（医務総括）」に改め、同表市長の事務部局その他市税事務所の項中「及び室長」を削り、「主幹」を「担当課長」に改め、同表市長の事務部局その他中央卸売市場南部市場の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表市長の事務部局その他工業研究所の項中「参事」を「担当部長」に、「主幹」を「担当課長」に改め、同表市長の事務部局その他名古屋城総合事務所の項中「室長」を削り、「主幹」を「担当課長」に改め、同表市長の事務部局その他処分場の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表市長の事務部局その他精神保健福祉センターの項中「副所長」の次に「及び担当課長」を加え、同表市長の事務部局その他厚生院の項中

管理課長	6種	を	管理課長	6種
主幹	8種			

に改め、同表市長の事務部局その他児童福祉センターの項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表市長の事務部局その他西部児童相談所の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表市長の事務部局その他東部児童相談所の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表市長の事務部局その他大曾根北・筒井都市整備事務所の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表市長の事務部局その他緑都市整備事務所の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表市長の事務部局その他東山総合公園の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表消防局内部部局の項中

消防局長	1種	を	消防局長	1種
			次長	2種

に、「特別消防隊長、消防航空隊長及び救急救命研修所長」を「救急救命研修所長、本部機動部隊長及び消防航空隊長」に、

主幹	7種	を	担当課長、本部機動部隊副隊長及び消防航空隊副隊長	7種
消防航空隊副隊長	8種			

に改め、同表監査事務局の項中「及び室長」を削り、「主幹」を「担当課長」に改め、同表選挙管理委員会事務局の項中

次長	4種	を	次長	4種
			課長	5種

に改め、同表市会事務局の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表教育委員

会事務局内部部局の項中「監」を「学校づくり推進監」に、「参事」を「担当部長」に、「及び室長（指導室長）」を「（義務教育課長、高等学校教育課長及び特別支援教育課長）」に、「主幹」を「担当課長」に、「指導室長及び」を「義務教育課長、高等学校教育課長、特別支援教育課長及び」に改め、同表教育委員会事務局その他の項中「子ども適応相談センター」を「教育支援センター」に改め、同表教育委員会事務局その他博物館の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表教育委員会事務局その他科学館の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表教育委員会事務局その他小学校の項中

「 校長 」	を	「	
		室長	8種
		校長	9種
		」	

に改め、同表教育委員会事務局その他中学校の項中

「 校長 」	を	「	
		室長	8種
		校長	9種
		」	

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（管理職手当規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 管理職手当規則の一部を改正する規則（令和4年名古屋市規則第101号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100円」を「1円」に改める。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第28号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第3号イ」を「第4条第3号ウ」に改める。

第3条第2号中「一会計年度」の次に「（6月に支給する場合には、当該年度の前年度の12月2日から3月31日までの期間を含む。）」を、「第7条第1項に掲げる職員」の次に「及び第8条第1項に掲げる職員」を加える。

第4条第3号イただし書中「前条第2号に該当する職員」を「地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員のうち、条例第20条又は非常勤条例第8条第1項の規定の適用を受ける職員に相当する職員でない者」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号。以下「非常勤条例」という。）第8条第1項の規定の適用を受ける職員

第7条第1項中「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）」を「非常勤条例」に改める。

第8条中「企業職員給与条例の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。）若しくは」を削り、「会計年度任用職員」を「職員（1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）」に改め、「（前条第1項に掲げる期間から同条第2項に掲げる期間を除算した期間に相当する期間に限る。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の期間の算定については、前条第2項に掲げる期間に相当する期間を除算する。

第9条第2号中「第3条第3号、第4号」を「第3条第2号から第4号まで」に改める。

第11条第1項中「職員」の次に「又は非常勤条例第2条第1項第4号に掲げる者のうち1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上の者（任命権者が定める者を除く。）」を加え、同条第2項第8号中「第14条の2」の次に「又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第17条第4項」を加える。

第15条の2第1項第7号中「係長段階」を「課長補佐段階」に改め、同条第2項中「（前項第1号、第2号、第8号若しくは第9号の職員のうち職務の級5級若しくは6級にある者、同項第7号の職員のうち段階別職位表に掲げる係長段階の職にある職員又は同項第10号の職員のうち職務の級4級にある者（以下「特定管理職員以外の評価対象職員」という。）であって市長が別に定める1年間の業績について特に良好な評価がなされた職員（市長が別に定める者に限る。）については、当該各号に定める割合に100分の5を超えない範囲内で市長が別に定める割合を加算して得た割合）」を削り、同項第1号中「又は」を「、」に改め、「4級にある者」の次に「、同項第11号の職員又は同項第13号の職員」を加え、同項第2号中「又は」を「、」に、「若しくは同項第13号の職員であって」を「のうち段階別職位表に掲げる部長段階の職にある者又は同項第13号の職員のうち」に改め、同項第3号の次に次の1号を加える。

(3) の2 前項第1号、第2号、第8号若しくは第9号の職員のうち職務の級6級にある者であって課長代理の職務を命ぜられた者若しくは段階別職

位表に掲げる課長補佐段階の職にある者であって当該段階の職において相当長期の経験を有する者として市長が別に定める者（以下「長期経験課長補佐」という。）、同項第4号若しくは第5号の2の職員のうち職務の級3級にある者又は同項第7号の職員のうち職務の級2級にある長期経験課長補佐 100分の10.5

第15条の2第2項第4号中「前項第1号、第2号、第8号若しくは第9号の職員のうち職務の級6級にある者であって課長代理の職務を命ぜられた者、段階別職位表に掲げる係長段階の職にある者であって当該段階の職において相当長期の経験を有する者として市長が別に定める者（以下「長期経験係長」という。）、同項第6号」を「前項第6号」に、「前号」を「第3号」に、「同項第4号若しくは第5号の2の職員のうち職務の級3級にある者、同号」を「同項第5号の2」に、「117号給以上である者、」を「117号給以上である者又は」に改め、「又は同項第7号の職員のうち職務の級2級にある長期経験係長」を削り、同号の次に次の2号を加える。

(4)の2 前項第1号、第2号、第8号若しくは第9号の職員のうち職務の級5級若しくは6級にある者（第3号の2に掲げる者を除く。）、同項第7号の職員のうち職務の級2級にある者であって段階別職位表に掲げる課長補佐段階の職にある者（第3号の2に掲げる者を除く。）又は同項第10号の職員のうち職務の級4級にある者 100分の8.5

(4)の3 前項第1号、第2号、第6号、第8号若しくは第9号の職員のうち職務の級4級にある者、同項第4号から第5号の2までの職員のうち職務の級2級にある者（第4号に掲げる者を除く。）、同項第7号の職員のうち職務の級2級にある者（前各号に掲げる者を除く。）又は同項第10号の職員のうち職務の級3級にある者であって、長期の経験を有する者として市長が別に定める者 100分の8

第15条の2第2項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 前項各号に掲げる職員のうち長期の経験を有する者として市長が別に定める者（前各号に掲げる者を除く。） 100分の7.5

(6) 前項第1号、第2号、第6号、第8号若しくは第9号の職員のうち職務の級4級にある者又は同項第10号の職員のうち職務の級3級にある者（

いずれも第4号の3に掲げる者を除く。) 100分の5.5

第15条の2第2項第7号中「第1号から前号まで」を「前各号」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「掲げる職員」の次に「のうち会計年度任用職員以外の職員」を加え、「(特定管理職員以外の評価対象職員であって市長が別に定める1年間の業績について特に良好な評価がなされた職員(市長が別に定める者に限る。))については、当該各号に定める割合に100分の5を超えない範囲内で市長が別に定める割合を加算して得た割合)」を削り、同項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 前項第3号の2に掲げる職員のうち第1項第4号又は第5号の2の職員であって職務の級3級にある者 100分の10.5

第15条の2第3項第4号中「次号」を「第4号の4」に改め、同号の次に次の3号を加える。

(4)の2 前項第3号の2に掲げる職員(第3号の2に掲げる者を除く。) 100分の9

(4)の3 前項第4号の2に掲げる職員 100分の8.5

(4)の4 前項第4号に掲げる職員のうち第1項第4号若しくは第5号の2の職員であって職務の級2級にある者(その者の号給が117号給から128号給までの号給である者に限る。)若しくは同項第5号の職員であって職務の級2級にある者(その者の号給が121号給から132号給までの号給である者に限る。)又は前項第4号の3に掲げる職員 100分の8

第15条の2第3項第5号を次のように改める。

(5) 前項第5号に掲げる職員 100分の7.5

第15条の2第3項第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 前項第6号に掲げる職員 100分の5.5

第15条の2第4項を削り、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項第2号中「附則第5項第1号」の次に「若しくは第6項第1号」を加え、同項第3号中「属する職」の次に「又は同規則附則第5項第4号に定める職」を加え、同項第4号中「属する職」の次に「(同規則附則第5項第4号に定める職を除く。))」を加え、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項中「第5項に掲げる」を「第4項に

規定する」に、「前2項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とする。

第15条の3第1号中「1,000分の915から1,000分の1,035」を「1,000分の875から1,000分の1,060」に、同条第2号中「10,000分の4,325から10,000分の4,925」を「10,000分の4,175から10,000分の5,025」に改める。

附則第3項中「第15条の2第2項第4号」を「第15条の2第2項」に、「同号」を「同項第3号の2」に、「長期経験係長」を「長期経験課長補佐」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項第6号中「第4号の3」とあるのは「第3号の2及び第4号の3」とする」に改める。

附則第4項中「あつては、」を「あつては」に改め、「同項第5号に掲げる職員の区分」の次に「、定年前再任用短時間勤務職員のうち市長が別に定める者にあつては同項第6号に掲げる職員の区分」を加える。

附則第5項中「同条第3項第5号」を「同条第3項第4号の4」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第15条の2第6項第3号及び第4号の改正規定、次項の規定並びに附則第5項中期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（令和4年名古屋市規則第107号）附則第2項の改正規定（「第1項に規定する」と、「」の次に「同条第5項第4号中「第6項第2号」とあるのは「第6項第2号若しくは管理職手当規則の一部を改正する規則（令和4年名古屋市規則第101号）附則第3項」と、「」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当規則（以下「改正後規則」という。）第15条の2第5項第3号及び第4号（管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）附則第5項第4号に係る部分に限る。）の規定は令和3年4月1日から、改正後規則第15条の2第5項第4号（管理職手当規則附則第5項第4号に係る部分を除く。）及び附則第5項の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則附則第2項（改正後規則第15条の2第5項第4号に係る部分に限る。）の規定は令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第5号）附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する改正後規則第15条の3第1号の規定の適用については、「1,000分の875から1,000分の1,060」とあるのは、「10,000分の4,575から10,000分の5,125」とする。

(期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 4 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（平成29年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第2条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当規則（以下「改正後規則」という。）」を「期末手当及び勤勉手当規則」に、「及び第2項第5号」を「並びに第2項第4号の2及び第6号」に、「改正後規則第15条の2第1項第10号」を「同条第1項第10号及び第2項第6号」に、「同条第2項各号列記以外の部分及び同項第5号」を「同項第4号の2」に改める。

- 5 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（令和4年名古屋市規則第107号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当規則」を「期末手当及び勤勉手当規則」に改め、「第3項まで及び」の次に「第5項第4号並びに」を加え、「同条第2項中「6級にある者、同項第7号の職員」とあるのは「6級にある者、同項第7号の職員若しくは暫定再任用職員」と、同項第1号」を「同条第2項第1号」に、「及び第4号」を「、第3号の2、第4号の2及び第4号の3」に改め、「同項第5号中「第9号の職員のうち職務の級5級若しくは6級」とあるのは「第9号の職員若しくは暫定再任用職員のうち職務の級6級にある者（前号に掲げる者を除く。）、同項第1号、第2号、第8号若しくは第9号の職員のうち職務の級5級」と、「又は同項」とあるのは「、同項」と、「2級」とあるのは「2級若しくは暫定再任用職員のうち職務の級5級」と、「職にある者」とあるのは「職にある者又は暫定再任用職員のうち職務の級4級にある者」と、」を削り、「、

第1項各号に掲げる職員」を「会計年度任用職員以外の者」に、「同項第5号中「に掲げる者」とあるのは「に掲げる者（暫定再任用職員のうち職務の級4級にある者を除く。）」を「同項第4号の4中「前項第4号の3に掲げる職員」とあるのは「前項第4号の3に掲げる職員（暫定再任用職員を除く。））」と、同項第5号の2中「前項第6号に掲げる職員」とあるのは「前項第4号の3に掲げる職員（暫定再任用職員に限る。）又は第6号に掲げる職員」に改め、「第1項に規定する」と、「」の次に「同条第5項第4号中「第6項第2号」とあるのは「第6項第2号若しくは管理職手当規則の一部を改正する規則（令和4年名古屋市規則第101号）附則第3項」と、「」を加える。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た かし

名古屋市規則第29号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改
正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則（昭和43年名古屋市規
則第46号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同条第 3 項」を「第 4 条第 1 項」に改める。

第10条の 2 第 2 号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は売春防止法（昭
和31年法律第 118 号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容さ
れている場合」を削る。

第15条第 1 項中「に支給」を「の支給」に改める。

別表第 1 第 2 項第 5 号中「皮膚かきよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第 3
項第 3 号中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同表第 4 項第 3 号中「うるし」
を「漆」に改め、同表第 7 項中第16号を第17号とし、第11号から第15号までを
1 号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の 1 号を加える。

(11) 3・3′—ジクロロ—4・4′—ジアミノジフェニルメタンにさら

される業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第30号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和40年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第5号中「運転指令室副長」を「運転指令室、運転区及び営業所の副長」に改め、「及び首席助役、運転区の副長及び首席助役、営業所の副所長及び首席助役」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第31号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年名古屋市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第5号ア(イ)」を「第2条第6号ア(イ)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第32号

名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則（平成17年名古屋市規則第116号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる事項」を「公正な人事行政の運営に資するため、市民に公表することが望ましい事項として総務局長が定めるもの」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第33号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項中「総括係長」を「総括課長補佐」に改める。

第1条の4第1項中「総括係長」を「総括課長補佐」に改め、同条第3項中「消防局長」の次に「、次長」を加え、「参事、局付参事」を「担当部長、局付担当部長」に改める。

第4条第2項中「総括係長」を「総括課長補佐」に改める。

第9条第1項中「職員」を「、職員」に改め、「及び区」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

2 次項の規定による改正後の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和63年名古屋市規則第2号。以下「改正後規則」という。）及び附則第4項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正等）

3 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

4 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第8項又は第9項の規定により採用された職員に対する改正後規則附則第5項の規定の適用については、同項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める」とあるのは、「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第8項又は第9項の規定により採用された」とする。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第34号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第4号中「保険係」を「名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第7号）第3条第3項区民福祉課の分掌事務中第43号から第55号までに掲げる業務に専ら従事する者」に、同項第9号中「教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援室」を「教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援課」に改める。

別表第5の2上限号給表中「55」を「56」に、「47」を「48」に改める。

別表第6昇格時号給対応表1行政職給料表中

「

4級	5級	6級	7級
1	4	2	1

「

4級	5級	6級	7級
1	5	2	2

1	4	2	2
1	4	2	3
1	4	2	4
1	4	2	5
2	5	2	6
3	6	2	7
4	7	2	8
5	8	2	9
6	9	2	10
7	10	2	11
8	11	2	12
9	12	2	13
10	13	3	14
11	14	4	15
12	15	5	16
13	16	6	17
14	17	7	18
15	18	8	19
16	19	9	20
17	20	10	21
18	21	11	22
19	22	12	23
20	23	13	24
21	24	14	25
22	25	15	26
23	26	16	27
24	27	17	28
25	28	18	29
26	29	19	30
27	30	20	31

1	5	2	3
1	5	2	4
1	5	2	5
1	5	2	6
2	6	2	7
3	7	2	8
4	8	2	9
5	9	2	10
6	10	2	11
7	11	2	12
8	12	2	13
9	13	2	14
10	14	3	15
11	15	4	16
12	16	5	17
13	17	6	18
14	18	7	19
15	19	8	20
16	20	9	21
17	21	10	22
18	22	11	23
19	23	12	24
20	24	13	25
21	25	14	26
22	26	15	27
23	27	16	28
24	28	17	29
25	29	18	30
26	30	19	31
27	31	20	32

28	31	21	32
29	32	22	33
30	33	23	34
31	34	24	35
32	35	25	36
33	36	26	37
34	37	27	38
35	38	28	39
36	39	29	40
37	40	30	41
38	41	31	42
39	42	32	43
40	43	33	44
41	44	34	45
42	45	35	46
43	46	36	47
44	47	37	48
45	48	38	49
46	49	39	50
47	50	40	51
48	51	41	52
49	52	42	53
50	53	43	54
51	54	44	55
52	55	45	56
53	56	46	57
54	57	47	58
55	58	48	59
56	59	49	60
57	60	50	61

28	32	21	33
29	33	22	34
30	34	23	35
31	35	24	36
32	36	25	37
33	37	26	38
34	38	27	39
35	39	28	40
36	40	29	41
37	41	30	42
38	42	31	43
39	43	32	44
40	44	33	45
41	45	34	46
42	46	35	47
43	47	36	48
44	48	37	49
45	49	38	50
46	50	39	51
47	51	40	52
48	52	41	53
49	53	42	54
50	54	43	55
51	55	44	56
52	56	45	57
53	57	46	58
54	58	47	59
55	59	48	60
56	60	49	61
57	61	50	62

58	61	50	62
59	62	51	63
60	63	51	64
61	64	52	65
62	65	52	66
63	66	53	67
64	67	53	68
65	68	54	69
66	69	54	70
67	70	55	71
68	71	55	72
69	72	56	73
70	72	56	74
71	73	57	75
72	73	57	76
73	74	58	77
74	74	58	78
75	75	59	79
76	75	59	80
77	76	60	81
78	77	60	82
79	78	61	83
80	79	61	84
81	80	62	85
82	81	62	86
83	82	63	87
84	83	63	88
85	84	64	89
86	85	64	
87	86	65	

を

58	62	50	63
59	63	51	64
60	64	51	65
61	65	52	66
62	66	52	67
63	67	53	68
64	68	53	69
65	69	54	70
66	70	54	71
67	71	55	72
68	72	55	73
69	73	56	74
70	73	56	75
71	74	57	76
72	74	57	77
73	75	58	78
74	75	58	79
75	76	59	80
76	76	59	81
77	77	60	82
78	78	60	83
79	79	61	84
80	80	61	85
81	81	62	86
82	82	62	87
83	83	63	88
84	84	63	89
85	85	64	90
86	86	64	
87	87	65	

に改

88	87	65	
89	88	66	
90	89	67	
91	90	68	
92	91	69	
93	92	70	
94	93	71	
95	94	72	
96	95	73	
97	96	74	
98	97	75	
99	98	76	
100	99	77	
100	100	78	
101	100	79	
102	101	80	
103	101	81	
104	102	82	
105	102	83	
106	103	84	
107	103	85	
108	104	86	
109	105	87	
110	106	88	
111	107	89	
112	108	90	
113	109	91	
114	110	92	
115	111	93	
116	112	94	

88	88	65	
89	89	66	
90	90	67	
91	91	68	
92	92	69	
93	93	70	
94	94	71	
95	95	72	
96	96	73	
97	97	74	
98	98	75	
99	99	76	
100	100	77	
101	101	78	
102	101	79	
103	102	80	
104	102	81	
105	103	82	
106	103	83	
107	104	84	
108	104	85	
109	105	86	
110	106	87	
111	107	88	
112	108	89	
113	109	90	
114	110	91	
115	111	92	
116	112	93	
117	113	94	

	113	95	
	114	96	
	115	97	
	116	98	
	117	99	
	118	100	
	119	101	
	120	102	
	121	103	
	122	104	
	123	105	
	124	106	
	124		
	125		
	125		
	126		
	126		
	127		
	127		
	128		
	129		
	130		
	131		
	132		
	133		
	133		
	133		
	133		

117	114	95	
118	115	96	
118	116	97	
119	117	98	
119	118	99	
120	119	100	
120	120	101	
121	121	102	
122	122	103	
123	123	104	
124	124	105	
124	125	106	
125	125		
126	126		
127	126		
128	127		
129	127		
130	128		
131	128		
132	129		
133	130		
134	131		
135	132		
136	133		
137	133		
138	133		
139	133		
140	133		

める。

別表第 6 昇格時号給対応表 2 消防職給料表中

4 級	5 級	6 級	7 級
1	4	2	1
1	4	2	2
1	4	2	3
1	4	2	4
1	4	2	5
2	5	2	6
3	6	2	7
4	7	2	8
5	8	2	9
6	9	2	10
7	10	2	11
8	11	2	12
9	12	2	13
10	13	3	14
11	14	4	15
12	15	5	16
13	16	6	17
14	17	7	18
15	18	8	19
16	19	9	20
17	20	10	21
18	21	11	22
19	22	12	23
20	23	13	24
21	24	14	25
22	25	15	26
23	26	16	27

4 級	5 級	6 級	7 級
1	5	2	2
1	5	2	3
1	5	2	4
1	5	2	5
1	5	2	6
2	6	2	7
3	7	2	8
4	8	2	9
5	9	2	10
6	10	2	11
7	11	2	12
8	12	2	13
9	13	2	14
10	14	3	15
11	15	4	16
12	16	5	17
13	17	6	18
14	18	7	19
15	19	8	20
16	20	9	21
17	21	10	22
18	22	11	23
19	23	12	24
20	24	13	25
21	25	14	26
22	26	15	27
23	27	16	28

24	27	17	28
25	28	18	29
26	29	19	30
27	30	20	31
28	31	21	32
29	32	22	33
30	33	23	34
31	34	24	35
32	35	25	36
33	36	26	37
34	37	27	38
35	38	28	39
36	39	29	40
37	40	30	41
38	41	31	42
39	42	32	43
40	43	33	44
41	44	34	45
42	45	35	46
43	46	36	47
44	47	37	48
45	48	38	49
46	49	39	50
47	50	40	51
48	51	41	52
49	52	42	53
50	53	43	54
51	54	44	55
52	55	45	56
53	56	46	57

24	28	17	29
25	29	18	30
26	30	19	31
27	31	20	32
28	32	21	33
29	33	22	34
30	34	23	35
31	35	24	36
32	36	25	37
33	37	26	38
34	38	27	39
35	39	28	40
36	40	29	41
37	41	30	42
38	42	31	43
39	43	32	44
40	44	33	45
41	45	34	46
42	46	35	47
43	47	36	48
44	48	37	49
45	49	38	50
46	50	39	51
47	51	40	52
48	52	41	53
49	53	42	54
50	54	43	55
51	55	44	56
52	56	45	57
53	57	46	58

54	57	47	58
55	58	48	59
56	59	49	60
57	60	50	61
58	61	50	62
59	62	51	63
60	63	51	64
61	64	52	65
62	65	52	66
63	66	53	67
64	67	53	68
65	68	54	69
66	69	54	70
67	70	55	71
68	71	55	72
69	72	56	73
70	72	56	74
71	73	57	75
72	73	57	76
73	74	58	77
74	74	58	78
75	75	59	79
76	75	59	80
77	76	60	81
78	77	60	82
79	78	61	83
80	79	61	84
81	80	62	85
82	81	62	85
83	82	63	85

を

54	58	47	59
55	59	48	60
56	60	49	61
57	61	50	62
58	62	50	63
59	63	51	64
60	64	51	65
61	65	52	66
62	66	52	67
63	67	53	68
64	68	53	69
65	69	54	70
66	70	54	71
67	71	55	72
68	72	55	73
69	73	56	74
70	73	56	75
71	74	57	76
72	74	57	77
73	75	58	78
74	75	58	79
75	76	59	80
76	76	59	81
77	77	60	82
78	78	60	83
79	79	61	84
80	80	61	85
81	81	62	85
82	82	62	85
83	83	63	85

に改

84	83	63	85
85	84	64	85
86	85	64	
87	86	65	
88	87	65	
89	88	66	
90	89	67	
91	90	68	
92	91	69	
93	92	70	
94	93	71	
95	94	72	
96	95	73	
96	96	74	
97	97	75	
98	98	76	
99	99	77	
100	100	78	
101	100	79	
102	101	80	
103	101	81	
104	102	82	
105	102	83	
106	103	84	
107	103	85	
108	104	86	
109	105	87	
110	106	88	
111	107	89	
112	108	90	

84	84	63	85
85	85	64	85
86	86	64	
87	87	65	
88	88	65	
89	89	66	
90	90	67	
91	91	68	
92	92	69	
93	93	70	
94	94	71	
95	95	72	
96	96	73	
97	97	74	
98	98	75	
99	99	76	
100	100	77	
101	101	78	
102	101	79	
103	102	80	
104	102	81	
105	103	82	
106	103	83	
107	104	84	
108	104	85	
109	105	86	
110	106	87	
111	107	88	
112	108	89	
113	109	90	

	109	91	
	110	92	
	111	93	
	112	94	
	113	95	
	114	96	
	115	97	
	116	98	
	117	99	
	118	100	
	119	101	
	120	102	
	121	103	
	122	104	
	123	105	
	124	105	
	124		
	125		
	125		
	126		
	126		
	127		
	127		
	128		
	129		
	130		
	131		
	132		

114	110	91	
115	111	92	
116	112	93	
117	113	94	
117	114	95	
118	115	96	
118	116	97	
119	117	98	
119	118	99	
120	119	100	
120	120	101	
120	121	102	
121	122	103	
122	123	104	
123	124	105	
124	125	105	
125	125		
126	126		
127	126		
128	127		
129	127		
130	128		
131	128		
132	129		
133	130		
134	131		
135	132		
136	133		

める。

3	1
3	1
3	1
3	1
3	1
3	1
3	1
3	1
3	1
3	1
3	1
3	1
3	1
3	1
3	1
3	1
4	2
5	3
6	4
7	5
8	6
9	7
10	8
11	9
12	10
13	11
14	12
15	13
16	14
17	15
18	16
19	17

4	2
4	2
4	2
4	2
4	2
4	2
4	2
4	2
4	2
4	2
4	2
4	2
4	2
4	2
4	2
4	2
5	3
6	4
7	5
8	6
9	7
10	8
11	9
12	10
13	11
14	12
15	13
16	14
17	15
18	16
19	17
20	18

20	18
21	19
22	20
23	21
24	21
25	22
26	22
27	23
28	23
29	24
30	24
31	25
32	26
33	27
34	28
35	29
36	30
37	31
38	32
39	33
40	34
41	35
42	36
43	37
44	37
45	38
46	38
47	39
48	39
49	40

21	19
22	20
23	21
24	22
25	22
26	23
27	23
28	24
29	24
30	25
31	25
32	26
33	27
34	28
35	29
36	30
37	31
38	32
39	33
40	34
41	35
42	36
43	37
44	38
45	38
46	39
47	39
48	40
49	40
50	41

50	40
51	41
52	42
53	43
54	44
55	45
56	45
57	46
58	46
59	47
60	47
61	48
62	48
63	49
64	49
65	50
66	50
67	51
68	51
69	52
70	52
71	53
72	54
73	55
74	56
75	57
76	57
77	58
78	58
79	59

を

51	41
52	42
53	43
54	44
55	45
56	46
57	46
58	47
59	47
60	48
61	48
62	49
63	49
64	50
65	50
66	51
67	51
68	52
69	52
70	53
71	53
72	54
73	55
74	56
75	57
76	58
77	58
78	59
79	59
80	60

に改める。

79	
79	
80	
80	
80	
81	
81	
81	
82	
82	
82	
83	
83	
83	
84	
84	
84	
84	
85	
85	
85	
85	
86	
86	
86	
87	
87	
87	
88	
88	
88	
89	

80	
80	
81	
81	
81	
82	
82	
82	
83	
83	
83	
84	
84	
84	
85	
85	
85	
85	
86	
86	
86	
87	
87	
87	
88	
88	
88	
89	
89	
89	
90	

89	
89	
90	
90	
90	
91	
91	
91	
92	
92	
92	
93	
93	
93	
94	
94	
94	
94	
95	
95	
95	
95	
96	
96	
96	
97	
97	
97	
98	
98	
98	
99	

90	
90	
91	
91	
91	
92	
92	
92	
93	
93	
93	
94	
94	
94	
95	
95	
95	
95	
96	
96	
96	
97	
97	
97	
98	
98	
98	
99	
99	
99	
100	

別表第 6 昇格時号給対応表 4 教育職給料表 (3) 中

3 級	3 級
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2

1
1
1
1
1
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

2
2
2
2
2
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55

27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56

56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
81
81
82
82

を

57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
82
82
83
83

に改める。

82
83
83
83
84
84
84
85
85
85
85
86
86
86
86
87
87
87
87
88
88
88
88
89
89
89
89
89
90
90
90
90
90
91
91
91

83
84
84
84
85
85
85
86
86
86
86
87
87
87
88
88
88
89
89
89
89
89
90
90
90
90
90
91
91
91
91
92
92
92

91
92
92
92
92
93
93
94
94
95
95
96
96
97
97
98
98
99
99
100
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109

92
93
93
93
93
94
94
95
95
96
96
97
97
98
98
99
99
100
100
101
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110

別表第6 昇格時号給対応表4の2 教育職給料表(4) 中

3 級	4 級
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1

3 級	4 級
3	2
4	2
5	2
6	2
7	2
8	2
9	2
10	2
11	2
12	2
13	2
14	2
15	2
16	2
17	2
18	2
19	2
20	2
21	2
22	2
23	2
24	2
25	2
26	2
27	2
28	2
29	2

29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	2
40	3
41	4
42	5
43	6
44	7
45	8
46	9
47	10
48	11
49	12
50	13
51	14
52	15
53	16
54	17
55	17
56	18
57	18
58	19

30	2
31	2
32	2
33	2
34	2
35	2
36	2
37	2
38	2
39	2
40	3
41	4
42	5
43	6
44	7
45	8
46	9
47	10
48	11
49	12
50	13
51	14
52	15
53	16
54	17
55	18
56	18
57	19
58	19
59	20

59	19
60	20
61	20
62	21
63	21
64	22
65	22
66	23
67	23
68	24
69	24
70	25
71	26
72	27
73	28
74	29
75	29
76	30
77	30
78	31
79	31
80	32
81	32
82	33
83	34
84	35
85	36
86	37
87	37
88	38

を

60	20
61	21
62	21
63	22
64	22
65	23
66	23
67	24
68	24
69	25
70	25
71	26
72	27
73	28
74	29
75	30
76	30
77	31
78	31
79	32
80	32
81	33
82	33
83	34
84	35
85	36
86	37
87	38
88	38
89	39

に改める。

89	38
90	39
91	39
92	40
93	40
94	41
94	42
95	43
95	44
96	45
96	46
97	47
97	48
98	49
98	49
99	50
99	50
100	51
100	51
101	52
101	52
102	53
103	53
104	54
105	54
106	55
106	55
107	56
107	56
108	57

90	39
91	40
92	40
93	41
94	41
95	42
95	43
96	44
96	45
97	46
97	47
98	48
98	49
99	50
99	50
100	51
100	51
101	52
101	52
102	53
102	53
103	54
104	54
105	55
106	55
107	56
107	56
108	57
108	57
109	58

108	58
109	59
109	60
110	61
111	61
112	62
113	62
114	63
115	63
116	64
117	64
118	65

」

109	59
110	60
110	61
111	62
112	62
113	63
114	63
115	64
116	64
117	65
118	65
119	66

」

別表第 6 昇格時号給対応表 5 研究職給料表中

「

4 級	5 級
3	1
3	2
3	3
3	4
3	5
3	6
3	7
3	8
3	9
3	10
3	11
3	12
3	13
3	14

「

4 級	5 級
4	2
4	3
4	4
4	5
4	6
4	7
4	8
4	9
4	10
4	11
4	12
4	13
4	14
4	15

3	15
3	16
3	17
3	18
3	19
3	20
3	21
4	22
5	23
6	24
7	25
8	26
9	27
10	28
11	29
12	30
13	31
14	32
15	33
16	34
17	35
18	36
19	37
20	38
21	39
22	40
23	41
24	42
25	43
26	44

4	16
4	17
4	18
4	19
4	20
4	21
4	22
5	23
6	24
7	25
8	26
9	27
10	28
11	29
12	30
13	31
14	32
15	33
16	34
17	35
18	36
19	37
20	38
21	39
22	40
23	41
24	42
25	43
26	44
27	45

27	45
28	45
29	46
30	46
31	47
32	47
33	48
34	48
35	49
36	50
37	51
38	52
39	53
40	54
41	55
42	56
43	57
44	58
45	59
46	60
47	61
48	62
49	63
50	64
51	65
52	66
53	67
54	68
55	69
56	70

を

28	46
29	46
30	47
31	47
32	48
33	48
34	49
35	49
36	50
37	51
38	52
39	53
40	54
41	55
42	56
43	57
44	58
45	59
46	60
47	61
48	62
49	63
50	64
51	65
52	66
53	67
54	68
55	69
56	70
57	71

に改める。

57	71
58	72
59	73
60	74
61	75
62	76
62	77
63	78
64	79
65	80
66	81
67	82
68	83
69	84
70	85
71	86
72	87
73	88
74	89
74	90
75	91
75	92
76	93
	93
	94
	94
	95
	95
	96
	96

58	72
59	73
60	74
61	75
62	76
63	77
63	78
64	79
65	80
66	81
67	82
68	83
69	84
70	85
71	86
72	87
73	88
74	89
75	90
75	91
76	92
76	93
77	94
	94
	95
	95
	96
	96
	97
	97

	97
	98
	99
	100
	101
	102
	103
	104

」

	98
	99
	100
	101
	102
	103
	104
	105

」

別表第 6 昇格時号給対応表 6 医療職給料表 (1) 中

「

「

2 級
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
2

2 級
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
3

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

を

4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

に改める。

33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62

34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63

63	64
64	65
65	66
65	66
66	67
66	67
67	68
67	68
68	69
68	69
69	70

」 」

別表第 6 昇格時号給対応表 7 医療職給料表 (2) 中

4 級	5 級	6 級	7 級
1	4	2	1
1	4	2	2
1	4	2	3
1	4	2	4
1	4	2	5
1	5	3	6
1	6	4	7
1	7	5	8
1	8	6	9
1	9	7	10
1	10	8	11
1	11	9	12
1	12	10	13
2	13	11	14
3	14	12	15

4 級	5 級	6 級	7 級
1	5	2	2
1	5	2	3
1	5	2	4
1	5	2	5
1	5	2	6
1	6	3	7
1	7	4	8
1	8	5	9
1	9	6	10
1	10	7	11
1	11	8	12
1	12	9	13
1	13	10	14
2	14	11	15
3	15	12	16

4	15	13	16
5	16	14	17
6	17	15	18
7	18	16	19
8	19	17	20
9	20	18	21
10	21	19	22
11	22	20	23
12	23	21	24
13	24	22	25
14	25	23	26
15	26	24	27
16	27	25	28
17	28	26	29
18	29	27	30
19	30	28	31
20	31	29	32
21	32	30	33
22	33	31	34
23	34	32	35
24	35	33	36
25	36	34	37
26	37	35	37
27	38	36	38
28	39	37	38
29	40	38	39
30	41	39	39
31	42	40	40
32	43	41	40
33	44	42	41

4	16	13	17
5	17	14	18
6	18	15	19
7	19	16	20
8	20	17	21
9	21	18	22
10	22	19	23
11	23	20	24
12	24	21	25
13	25	22	26
14	26	23	27
15	27	24	28
16	28	25	29
17	29	26	30
18	30	27	31
19	31	28	32
20	32	29	33
21	33	30	34
22	34	31	35
23	35	32	36
24	36	33	37
25	37	34	38
26	38	35	38
27	39	36	39
28	40	37	39
29	41	38	40
30	42	39	40
31	43	40	41
32	44	41	41
33	45	42	42

34	45	43	41
35	46	44	42
36	47	45	42
37	48	46	43
38	49	47	43
39	50	48	44
40	51	49	44
41	52	50	45
42	53	51	45
43	54	52	46
44	55	53	46
45	56	54	47
46	57	54	47
47	58	55	48
48	59	55	48
49	60	56	49
50	61	56	50
51	62	57	51
52	63	57	52
53	64	58	53
54	64	58	53
55	65	59	54
56	65	59	54
57	66	60	55
58	66	60	55
59	67	61	56
60	67	61	56
61	68	62	57
62	69	63	58
63	70	64	59

34	46	43	42
35	47	44	43
36	48	45	43
37	49	46	44
38	50	47	44
39	51	48	45
40	52	49	45
41	53	50	46
42	54	51	46
43	55	52	47
44	56	53	47
45	57	54	48
46	58	54	48
47	59	55	49
48	60	55	49
49	61	56	50
50	62	56	51
51	63	57	52
52	64	57	53
53	65	58	54
54	65	58	54
55	66	59	55
56	66	59	55
57	67	60	56
58	67	60	56
59	68	61	57
60	68	61	57
61	69	62	58
62	70	63	59
63	71	64	60

を

に改

64	71	65	60
65	72	66	61
66	73	67	62
67	74	68	63
68	75	69	64
69	76	70	65
70	77	71	65
71	78	72	66
72	79	73	66
73	80	74	67
74	80	75	67
75	81	76	68
76	81	77	68
77	82	78	69
77	82	79	
78	83	80	
78	83	81	
79	84	82	
79	85	83	
80	86	84	
80	87	85	
81	88	86	
82	89	87	
83	90	88	
84	91	89	
84	92	90	
85	93	91	
86	94	92	
87	95	93	
88	96	94	

64	72	65	61
65	73	66	62
66	74	67	63
67	75	68	64
68	76	69	65
69	77	70	66
70	78	71	66
71	79	72	67
72	80	73	67
73	81	74	68
74	81	75	68
75	82	76	69
76	82	77	69
77	83	78	70
77	83	79	
78	84	80	
78	84	81	
79	85	82	
79	86	83	
80	87	84	
80	88	85	
81	89	86	
82	90	87	
83	91	88	
84	92	89	
85	93	90	
86	94	91	
87	95	92	
88	96	93	
89	97	94	

89	97	95	
90	98	96	
91	99	97	
92	100	98	
92	101	99	
93	102	100	
93	103	101	
94	104	102	
94	105	103	
95	106	104	
95	107	105	
96	108	106	
	109		
	110		
	111		
	112		
	113		
	114		
	115		
	116		
	117		
	117		
	117		
	117		
	117		
	117		
	117		
	117		
	117		
	117		
	117		

90	98	95	
91	99	96	
92	100	97	
93	101	98	
93	102	99	
94	103	100	
94	104	101	
95	105	102	
95	106	103	
96	107	104	
96	108	105	
97	109	106	
98	110		
99	111		
100	112		
101	113		
102	114		
103	115		
104	116		
105	117		
105	117		
106	117		
106	117		
106	117		
106	117		
106	117		
106	117		
107	117		
107	117		
108	117		
109	117		
110	117		

	117		
	117		
	117		
	117		
	117		
	117		
	117		
	117		
	117		
	117		

111	117		
112	117		
113	117		
114	117		
115	117		
116	117		
117	117		
118	117		
119	117		
120	117		

める。

別表第6 昇格時号給対応表 8 医療職給料表 (3) 中

4 級	5 級	6 級	7 級
1	4	2	1
1	4	2	2
1	4	2	3
1	4	2	4
1	4	2	5
2	5	2	6
3	6	2	7
4	7	2	8
5	8	2	9
6	9	2	10
7	10	2	11
8	11	2	12
9	12	2	13
10	13	3	14
11	14	4	15

4 級	5 級	6 級	7 級
1	5	2	2
1	5	2	3
1	5	2	4
1	5	2	5
1	5	2	6
2	6	2	7
3	7	2	8
4	8	2	9
5	9	2	10
6	10	2	11
7	11	2	12
8	12	2	13
9	13	2	14
10	14	3	15
11	15	4	16

12	15	5	16
13	16	6	17
14	17	7	18
15	18	8	19
16	19	9	20
17	20	10	21
18	21	11	22
19	22	12	23
20	23	13	24
21	24	14	25
22	25	15	26
23	26	16	27
24	27	17	28
25	28	18	29
26	29	19	30
27	30	20	31
28	31	21	32
29	32	22	33
30	33	23	34
31	34	24	35
32	35	25	36
33	36	26	37
34	37	27	38
35	38	28	39
36	39	29	40
37	40	30	41
38	41	31	42
39	42	32	43
40	43	33	44
41	44	34	45

12	16	5	17
13	17	6	18
14	18	7	19
15	19	8	20
16	20	9	21
17	21	10	22
18	22	11	23
19	23	12	24
20	24	13	25
21	25	14	26
22	26	15	27
23	27	16	28
24	28	17	29
25	29	18	30
26	30	19	31
27	31	20	32
28	32	21	33
29	33	22	34
30	34	23	35
31	35	24	36
32	36	25	37
33	37	26	38
34	38	27	39
35	39	28	40
36	40	29	41
37	41	30	42
38	42	31	43
39	43	32	44
40	44	33	45
41	45	34	46

42	45	35	46
43	46	36	47
44	47	37	48
45	48	38	49
46	49	39	50
47	50	40	51
48	51	41	52
49	52	42	53
50	53	43	54
51	54	44	55
52	55	45	56
53	56	46	57
54	57	47	58
55	58	48	59
56	59	49	60
57	60	50	61
58	61	50	62
59	62	51	63
60	63	51	64
61	64	52	65
62	65	52	66
63	66	53	67
64	67	53	68
65	68	54	69
66	69	54	70
67	70	55	71
68	71	55	72
69	72	56	73
70	72	56	74
71	73	57	75

42	46	35	47
43	47	36	48
44	48	37	49
45	49	38	50
46	50	39	51
47	51	40	52
48	52	41	53
49	53	42	54
50	54	43	55
51	55	44	56
52	56	45	57
53	57	46	58
54	58	47	59
55	59	48	60
56	60	49	61
57	61	50	62
58	62	50	63
59	63	51	64
60	64	51	65
61	65	52	66
62	66	52	67
63	67	53	68
64	68	53	69
65	69	54	70
66	70	54	71
67	71	55	72
68	72	55	73
69	73	56	74
70	73	56	75
71	74	57	76

を

に改

72	73	57	76
73	74	58	77
74	74	58	77
75	75	59	77
76	75	59	77
77	76	60	77
78	77	60	77
79	78	61	77
80	79	61	77
81	80	62	77
82	81	62	77
83	82	63	77
84	83	63	77
85	84	64	77
86	85	64	
87	86	65	
88	87	65	
89	88	66	
90	89	67	
91	90	68	
92	91	69	
93	92	70	
94	93	71	
95	94	72	
96	95	73	
96	96	74	
97	97	75	
98	98	76	
99	99	77	
100	100	78	

72	74	57	77
73	75	58	77
74	75	58	77
75	76	59	77
76	76	59	77
77	77	60	77
78	78	60	77
79	79	61	77
80	80	61	77
81	81	62	77
82	82	62	77
83	83	63	77
84	84	63	77
85	85	64	77
86	86	64	
87	87	65	
88	88	65	
89	89	66	
90	90	67	
91	91	68	
92	92	69	
93	93	70	
94	94	71	
95	95	72	
96	96	73	
97	97	74	
98	98	75	
99	99	76	
100	100	77	
101	101	78	

101	100	79	
102	101	80	
103	101	81	
104	102	82	
105	102	83	
106	103	84	
107	103	85	
108	104	86	
109	105	87	
110	106	88	
111	107	89	
112	108	90	
	109	91	
	110	92	
	111	93	
	112	94	
	113	95	
	114	96	
	115	97	
	116	98	
	117		
	118		
	119		
	120		
	121		
	122		
	123		
	124		
	124		
	125		

102	101	79	
103	102	80	
104	102	81	
105	103	82	
106	103	83	
107	104	84	
108	104	85	
109	105	86	
110	106	87	
111	107	88	
112	108	89	
113	109	90	
114	110	91	
115	111	92	
116	112	93	
117	113	94	
117	114	95	
118	115	96	
118	116	97	
119	117	98	
119	118		
120	119		
120	120		
120	121		
121	122		
122	123		
123	124		
124	125		
125	125		
126	125		

	125		
	125		
	125		
	125		
	125		
	125		
	125		
	125		
	125		
	125		

127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		

める。

別表第6の2降格時号給対応表1行政職給料表中

2級	3級	4級	5級	6級
29	5	5	13	1
30	6	5	13	2
31	7	5	14	3
32	8	5	15	4
33	9	6	16	5
34	10	7	17	6
35	11	8	18	7
36	12	9	19	8
37	13	10	20	9
38	14	11	21	10
39	15	12	22	11
40	16	13	23	12
41	17	14	24	13
42	18	15	25	14
43	19	16	26	15

2級	3級	4級	5級	6級
29	5	5	13	1
30	6	5	13	1
31	7	5	14	2
32	8	5	15	3
33	9	5	16	4
34	10	6	17	5
35	11	7	18	6
36	12	8	19	7
37	13	9	20	8
38	14	10	21	9
39	15	11	22	10
40	16	12	23	11
41	17	13	24	12
42	18	14	25	13
43	19	15	26	14

44	20	17	27	16
45	21	18	28	17
46	22	19	29	18
47	23	20	30	19
48	24	21	31	20
49	25	22	32	21
50	26	23	33	22
51	27	24	34	23
52	28	25	35	24
53	29	26	36	25
54	30	27	37	26
55	31	28	38	27
56	32	29	39	28
57	33	30	40	29
58	34	31	41	30
59	35	32	42	31
60	36	33	43	32
61	37	34	44	33
62	38	35	45	34
63	39	36	46	35
64	40	37	47	36
66	41	38	48	37
68	42	39	49	38
70	43	40	50	39
72	44	41	51	40
74	45	42	52	41
76	46	43	53	42
78	47	44	54	43
80	48	45	55	44
82	49	46	56	45

44	20	16	27	15
45	21	17	28	16
46	22	18	29	17
47	23	19	30	18
48	24	20	31	19
49	25	21	32	20
50	26	22	33	21
51	27	23	34	22
52	28	24	35	23
53	29	25	36	24
54	30	26	37	25
55	31	27	38	26
56	32	28	39	27
57	33	29	40	28
58	34	30	41	29
59	35	31	42	30
60	36	32	43	31
61	37	33	44	32
62	38	34	45	33
63	39	35	46	34
64	40	36	47	35
66	41	37	48	36
68	42	38	49	37
70	43	39	50	38
72	44	40	51	39
74	45	41	52	40
76	46	42	53	41
78	47	43	54	42
80	48	44	55	43
82	49	45	56	44

84	50	47	57	46
86	51	48	58	47
88	52	49	59	48
91	53	50	60	49
94	54	51	62	50
97	55	52	64	51
100	56	53	66	52
104	57	54	68	53
108	58	55	70	54
112	59	56	72	55
116	60	57	74	56
121	61	58	76	57
126	62	59	78	58
136	63	60	80	59
141	64	61	82	60
145	65	62	84	61
145	66	63	86	62
145	67	64	88	63
145	68	65	90	64
145	69	66	92	65
145	70	67	93	66
145	71	68	94	67
145	72	69	95	68
145	73	70	96	69
145	74	71	97	70
145	75	72	98	71
145	76	74	99	72
145	77	76	100	73
145	78	78	101	74
145	79	80	102	75

84	50	46	57	45
86	51	47	58	46
88	52	48	59	47
91	53	49	60	48
94	54	50	62	49
97	55	51	64	50
100	56	52	66	51
104	57	53	68	52
108	58	54	70	53
112	59	55	72	54
116	60	56	74	55
121	61	57	76	56
126	62	58	78	57
136	63	59	80	58
141	64	60	82	59
145	65	61	84	60
145	66	62	86	61
145	67	63	88	62
145	68	64	90	63
145	69	65	92	64
145	70	66	93	65
145	71	67	94	66
145	72	68	95	67
145	73	69	96	68
145	74	70	97	69
145	75	71	98	70
145	76	72	99	71
145	77	74	100	72
145	78	76	101	73
145	79	78	102	74

145	80	81	103	76
145	81	82	104	77
145	82	83	105	78
145	83	84	106	79
145	84	85	107	80
145	85	86	108	81
145	86	87	109	82
145	87	88	110	83
145	88	89	111	84
145	89	90	112	85
145	90	91	113	86
145	91	92	114	87
145	92	93	115	88
145	93	94	116	89
145	94	95	117	89
145	95	96	118	89
145	96	97	119	89
145	97	98	120	89
145	98	99	121	89
145	99	100	122	89
145	100	101	123	89
145	101	102	124	89
145	102	103	125	
145	103	104	126	
145	105	106	127	
145	106	108	128	
145	107	110	129	
145	108	112	130	
145	109	113	131	
145	110	114	132	

を

145	80	80	103	75
145	81	81	104	76
145	82	82	105	77
145	83	83	106	78
145	84	84	107	79
145	85	85	108	80
145	86	86	109	81
145	87	87	110	82
145	88	88	111	83
145	89	89	112	84
145	90	90	113	85
145	91	91	114	86
145	92	92	115	87
145	93	93	116	88
145	94	94	117	89
145	95	95	118	89
145	96	96	119	89
145	97	97	120	89
145	98	98	121	89
145	99	99	122	89
145	100	100	123	89
145	101	101	124	89
145	102	102	125	
145	103	103	126	
145	104	104	127	
145	105	106	128	
145	106	108	129	
145	107	110	130	
145	108	112	131	
145	109	113	132	

145	111	115	133	
145	112	116	133	
145	113	117	133	
145	114	118	133	
145	115	119	133	
145	116	120	133	
145	117	121	133	
145	118	122	133	
145	119	123		
145	120	124		
145	121	125		
145	121	126		
145	121	127		
145	121	128		
145	121	129		
145	121	130		
	121	131		
	121	132		
	121	134		
	121	136		
	121	138		
	121	140		
	121	141		
	121	142		
	121	143		
	121	144		
	121	145		
	121	146		
	121			
	121			

145	110	114	133	
145	111	115	133	
145	112	116	133	
145	113	117	133	
145	114	118	133	
145	115	119	133	
145	116	120	133	
145	117	121	133	
145	118	122		
145	119	123		
145	120	124		
145	122	125		
145	124	126		
145	126	127		
145	128	128		
145	129	129		
145	130	130		
145	131	131		
145	133	132		
145	134	134		
145	135	136		
145	136	138		
145	137	140		
145	138	141		
145	139	142		
145	140	143		
145	141	144		
145	142	145		
145	143			
145	144			

	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			
	121			

145	145			
145	146			
145	147			
145	148			
145	149			
145	149			
145	149			
145	149			
145	149			
145	149			
145	149			
145	149			
145	149			
145	149			
	149			
	149			
	149			
	149			
	149			
	149			
	149			
	149			
	149			

に改める。

別表第 6 の 2 降格時号給対応表 2 消防職給料表中

2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
21	5	5	13	1
22	6	5	13	2
23	7	5	14	3

2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
21	5	5	13	1
22	6	5	13	1
23	7	5	14	2

24	8	5	15	4
25	9	6	16	5
26	10	7	17	6
27	11	8	18	7
28	12	9	19	8
29	13	10	20	9
30	14	11	21	10
31	15	12	22	11
32	16	13	23	12
33	17	14	24	13
34	18	15	25	14
35	19	16	26	15
36	20	17	27	16
37	21	18	28	17
38	22	19	29	18
39	23	20	30	19
40	24	21	31	20
41	25	22	32	21
42	26	23	33	22
43	27	24	34	23
44	28	25	35	24
45	29	26	36	25
46	30	27	37	26
47	31	28	38	27
48	32	29	39	28
49	33	30	40	29
50	34	31	41	30
51	35	32	42	31
52	36	33	43	32
53	37	34	44	33

24	8	5	15	3
25	9	5	16	4
26	10	6	17	5
27	11	7	18	6
28	12	8	19	7
29	13	9	20	8
30	14	10	21	9
31	15	11	22	10
32	16	12	23	11
33	17	13	24	12
34	18	14	25	13
35	19	15	26	14
36	20	16	27	15
37	21	17	28	16
38	22	18	29	17
39	23	19	30	18
40	24	20	31	19
41	25	21	32	20
42	26	22	33	21
43	27	23	34	22
44	28	24	35	23
45	29	25	36	24
46	30	26	37	25
47	31	27	38	26
48	32	28	39	27
49	33	29	40	28
50	34	30	41	29
51	35	31	42	30
52	36	32	43	31
53	37	33	44	32

54	38	35	45	34
55	39	36	46	35
56	40	37	47	36
58	41	38	48	37
60	42	39	49	38
62	43	40	50	39
64	44	41	51	40
66	45	42	52	41
68	46	43	53	42
70	47	44	54	43
72	48	45	55	44
74	49	46	56	45
76	50	47	57	46
78	51	48	58	47
80	52	49	59	48
83	53	50	60	49
86	54	51	62	50
89	55	52	64	51
92	56	53	66	52
96	57	54	68	53
100	58	55	70	54
104	59	56	72	55
108	60	57	74	56
118	61	58	76	57
123	62	59	78	58
128	63	60	80	59
129	64	61	82	60
129	65	62	84	61
129	66	63	86	62
129	67	64	88	63

54	38	34	45	33
55	39	35	46	34
56	40	36	47	35
58	41	37	48	36
60	42	38	49	37
62	43	39	50	38
64	44	40	51	39
66	45	41	52	40
68	46	42	53	41
70	47	43	54	42
72	48	44	55	43
74	49	45	56	44
76	50	46	57	45
78	51	47	58	46
80	52	48	59	47
83	53	49	60	48
86	54	50	62	49
89	55	51	64	50
92	56	52	66	51
96	57	53	68	52
100	58	54	70	53
104	59	55	72	54
108	60	56	74	55
118	61	57	76	56
123	62	58	78	57
128	63	59	80	58
129	64	60	82	59
129	65	61	84	60
129	66	62	86	61
129	67	63	88	62

129	68	65	90	64
129	69	66	92	65
129	70	67	93	66
129	71	68	94	67
129	72	69	95	68
129	73	70	96	69
129	74	71	97	70
129	75	72	98	71
129	76	74	99	72
129	77	76	100	73
129	78	78	101	74
129	79	80	102	75
129	80	81	103	76
129	81	82	104	77
129	82	83	105	78
129	83	84	106	79
129	84	85	107	80
129	85	86	108	81
129	86	87	109	82
129	87	88	110	83
129	88	89	111	84
129	89	90	112	85
129	90	91	113	
129	91	92	114	
129	92	93	115	
129	93	94	116	
129	94	95	117	
129	95	96	118	
129	96	97	119	
129	97	98	120	

を

129	68	64	90	63
129	69	65	92	64
129	70	66	93	65
129	71	67	94	66
129	72	68	95	67
129	73	69	96	68
129	74	70	97	69
129	75	71	98	70
129	76	72	99	71
129	77	74	100	72
129	78	76	101	73
129	79	78	102	74
129	80	80	103	75
129	81	81	104	76
129	82	82	105	77
129	83	83	106	78
129	84	84	107	79
129	85	85	108	80
129	86	86	109	81
129	87	87	110	82
129	88	88	111	83
129	89	89	112	84
129	90	90	113	
129	91	91	114	
129	92	92	115	
129	93	93	116	
129	94	94	117	
129	95	95	118	
129	96	96	119	
129	97	97	120	

129	98	99	121	
129	99	100	122	
129	101	101	123	
129	102	102	124	
129	103	103	125	
129	104	104	126	
129	105	106	127	
129	106	108	128	
129	107	110	129	
129	108	112	130	
129	109	113	131	
129	110	114	133	
129	111	115		
129	112	116		
129	113	117		
129	114	118		
129	115	119		
129	116	120		
129	117	121		
129	117	122		
129	117	123		
129	117	124		
129	117	125		
129	117	126		
	117	127		
	117	128		
	117	129		
	117	130		
	117	131		
	117	132		

129	98	98	121	
129	99	99	122	
129	100	100	123	
129	101	101	124	
129	102	102	125	
129	103	103	126	
129	104	104	127	
129	105	106	128	
129	106	108	129	
129	107	110	130	
129	108	112	131	
129	109	113	133	
129	110	114		
129	111	115		
129	112	116		
129	113	117		
129	114	118		
129	115	119		
129	116	120		
129	117	121		
129	118	122		
129	119	123		
129	120	124		
129	122	125		
129	124	126		
129	126	127		
129	129	128		
129	130	129		
129	131	130		
129	132	131		

	117			
	117			
	117			
	117			

	145			
	145			
	145			
	145			

に改める。

別表第6の2降格時号給対応表3教育職給料表(2)中

2級	3級
41	41
41	42
41	43
42	44
43	45
44	46
45	47
46	48
47	49
48	50
49	51
50	52
51	53
52	54
53	55
54	56
55	57
56	58
57	59
58	60
59	62

2級	3級
41	41
41	41
41	42
41	43
42	44
43	45
44	46
45	47
46	48
47	49
48	50
49	51
50	52
51	53
52	54
53	55
54	56
55	57
56	58
57	59
58	60

60	64
61	66
62	68
63	69
64	70
65	71
66	72
67	73
68	74
69	75
70	76
71	77
72	78
73	79
74	80
75	82
76	84
77	86
78	88
79	89
80	90
81	91
82	92
83	94
84	96
85	98
86	100
87	102
88	104
89	106

を

59	62
60	64
61	66
62	68
63	69
64	70
65	71
66	72
67	73
68	74
69	75
70	76
71	77
72	78
73	79
74	80
75	82
76	84
77	86
78	88
79	89
80	90
81	91
82	92
83	94
84	96
85	98
86	100
87	102
88	104

に改める。

90	108
91	109
92	110
93	111
94	112
95	114
96	116
97	117
98	117
99	117
100	117
101	117
102	117
103	117
104	117
105	117
106	117
107	117
108	117
109	117
110	117
111	117
112	117
113	117
114	117
115	117
116	
119	
122	
125	

89	106
90	108
91	109
92	110
93	111
94	112
95	114
96	116
97	117
98	117
99	117
100	117
101	117
102	117
103	117
104	117
105	117
106	117
107	117
108	117
109	117
110	117
111	117
112	117
113	117
114	117
115	
116	
119	
122	

128	
131	
134	
137	
140	
143	
146	
149	
152	
155	
158	
161	
164	
167	
170	
173	
176	
177	

」

125	
128	
131	
134	
137	
140	
143	
146	
149	
152	
155	
158	
161	
164	
167	
170	
173	
176	

」

別表第 6 の 2 降格時号給対応表 4 教育職給料表 (3) 中

「

2 級
33
34
35
36
37
38
39
40

「

2 級
33
33
34
35
36
37
38
39

41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70

40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69

71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

を

70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99

に改める。

101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
115
118
121
124
127
130
133
136
140
144
148
152
154
156
158
160
162
164

100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
115
118
121
124
127
130
133
136
140
144
148
152
154
156
158
160
162

166	164
168	166
169	168
170	169
171	170
172	171
173	172
174	173
175	174
176	175
177	176

」 」

別表第6の2降格時号給対応表4の2教育職給料表(4)中

特2級	3級	特2級	3級
1	37	1	37
1	38	1	37
2	39	1	38
3	40	2	39
4	41	3	40
5	42	4	41
6	43	5	42
7	44	6	43
8	45	7	44
9	46	8	45
10	47	9	46
11	48	10	47
12	49	11	48
13	50	12	49
14	51	13	50

15	52
16	54
17	56
18	58
19	60
20	62
21	64
22	66
23	68
24	69
25	70
26	71
27	72
28	74
29	76
30	78
31	80
32	81
33	82
34	83
35	84
36	86
37	88
38	90
39	92
40	93
41	94
42	95
43	96
44	97

14	51
15	52
16	54
17	56
18	58
19	60
20	62
21	64
22	66
23	68
24	69
25	70
26	71
27	72
28	74
29	76
30	78
31	80
32	81
33	82
34	83
35	84
36	86
37	88
38	90
39	92
40	93
41	94
42	95
43	96

45	98
46	99
47	100
48	102
49	104
50	106
51	108
52	110
53	112
54	114
55	116
56	117
57	118
58	119
59	120
60	122
61	124
62	126
63	128
64	129
65	129
66	129
67	129
68	129
69	129
70	129
71	129
72	129
73	129
74	129

を

44	97
45	98
46	99
47	100
48	102
49	104
50	106
51	108
52	110
53	112
54	114
55	116
56	117
57	118
58	119
59	120
60	122
61	124
62	126
63	128
64	129
65	129
66	129
67	129
68	129
69	129
70	129
71	129
72	129
73	129

に改める。

75	129
76	129
77	129
78	129
79	129
80	129
81	129
82	129
83	129
84	129
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
94	
96	
98	
100	
102	
104	
106	
108	
109	
110	
111	
112	

74	129
75	129
76	129
77	129
78	129
79	129
80	129
81	129
82	129
83	129
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
94	
96	
98	
100	
102	
104	
106	
108	
109	
110	
111	

114	
116	
118	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	

」

112	
114	
116	
118	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	

」

別表第6の2 降格時号給対応表5 研究職給料表中

「

3 級	4 級
21	1
21	2
21	3
22	4
23	5
24	6
25	7
26	8
27	9
28	10
29	11
30	12
31	13

「

3 級	4 級
21	1
21	1
21	2
21	3
22	4
23	5
24	6
25	7
26	8
27	9
28	10
29	11
30	12

32	14
33	15
34	16
35	17
36	18
37	19
38	20
39	21
40	22
41	23
42	24
43	25
44	26
45	27
46	28
47	29
48	30
49	31
50	32
51	33
52	34
53	35
54	36
55	37
56	38
57	39
58	40
59	41
60	42
61	43

31	13
32	14
33	15
34	16
35	17
36	18
37	19
38	20
39	21
40	22
41	23
42	24
43	25
44	26
45	27
46	28
47	29
48	30
49	31
50	32
51	33
52	34
53	35
54	36
55	37
56	38
57	39
58	40
59	41
60	42

62	44
63	46
64	48
65	50
66	52
67	53
68	54
69	55
70	56
71	57
72	58
73	59
74	60
75	61
76	62
77	63
78	64
79	65
81	66
82	67
83	68
84	69
85	70
86	71
87	72
88	73
89	74
90	75
91	76
92	77

を

61	43
62	44
63	46
64	48
65	50
66	52
67	53
68	54
69	55
70	56
71	57
72	58
73	59
74	60
75	61
76	62
77	63
78	64
79	65
81	66
82	67
83	68
84	69
85	70
86	71
87	72
88	73
89	74
90	75
91	76

に改める。

94	78
96	79
97	80
97	81
97	82
97	83
97	84
97	85
97	86
97	87
97	88
97	89
97	90
97	91
97	92
97	93
97	94
97	95
97	96
97	98
97	100
97	102
97	104
97	105
97	106
97	107
97	108
97	109
97	110
97	111

92	77
94	78
96	79
97	80
97	81
97	82
97	83
97	84
97	85
97	86
97	87
97	88
97	89
97	90
97	91
97	92
97	93
97	94
97	95
97	96
97	98
97	100
97	102
97	104
97	105
97	106
97	107
97	108
97	109
97	110

97	112
97	113

97	111
97	112

」

」

別表第6の2降格時号給対応表6医療職給料表(1)中

「

「

1級
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40

1級
17
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39

41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70

を

40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69

に改める。

71	70
72	71
73	72
74	73
75	74
76	75
77	76
78	77
79	78
80	79
82	80
84	82
86	84
88	86
89	88

」 」

別表第6の2降格時号給対応表7医療職給料表(2)中

「

2級	3級	4級	5級	6級
29	13	5	5	1
30	14	5	5	2
31	15	5	6	3
32	16	5	7	4
33	17	6	8	5
34	18	7	9	6
35	19	8	10	7
36	20	9	11	8
37	21	10	12	9
38	22	11	13	10
39	23	12	14	11

「

2級	3級	4級	5級	6級
29	13	5	5	1
30	14	5	5	1
31	15	5	6	2
32	16	5	7	3
33	17	5	8	4
34	18	6	9	5
35	19	7	10	6
36	20	8	11	7
37	21	9	12	8
38	22	10	13	9
39	23	11	14	10

40	24	13	15	12
41	25	14	16	13
42	26	15	17	14
43	27	16	18	15
44	28	17	19	16
45	29	18	20	17
46	30	19	21	18
47	31	20	22	19
48	32	21	23	20
49	33	22	24	21
50	34	23	25	22
51	35	24	26	23
52	36	25	27	24
53	37	26	28	25
54	38	27	29	26
55	39	28	30	27
56	40	29	31	28
57	41	30	32	29
58	42	31	33	30
59	43	32	34	31
60	44	33	35	32
61	45	34	36	33
62	46	35	37	34
63	47	36	38	35
64	48	37	39	36
66	49	38	40	38
68	50	39	41	40
70	51	40	42	42
72	52	41	43	44
74	53	42	44	46

40	24	12	15	11
41	25	13	16	12
42	26	14	17	13
43	27	15	18	14
44	28	16	19	15
45	29	17	20	16
46	30	18	21	17
47	31	19	22	18
48	32	20	23	19
49	33	21	24	20
50	34	22	25	21
51	35	23	26	22
52	36	24	27	23
53	37	25	28	24
54	38	26	29	25
55	39	27	30	26
56	40	28	31	27
57	41	29	32	28
58	42	30	33	29
59	43	31	34	30
60	44	32	35	31
61	45	33	36	32
62	46	34	37	33
63	47	35	38	34
64	48	36	39	35
66	49	37	40	36
68	50	38	41	38
70	51	39	42	40
72	52	40	43	42
74	53	41	44	44

76	54	43	45	48
78	55	44	46	50
80	56	45	47	52
82	57	46	48	54
84	58	47	49	56
86	59	48	50	58
88	60	49	51	60
91	61	50	52	61
94	62	51	53	62
97	63	52	54	63
100	64	53	55	64
104	65	54	56	66
108	66	55	58	68
112	67	56	60	70
116	68	57	62	72
126	69	58	64	73
131	70	59	66	74
136	71	60	68	75
137	72	61	70	76
137	73	62	72	77
137	74	63	73	78
137	75	64	74	79
137	76	66	75	80
137	77	68	76	82
137	78	70	77	84
137	79	72	78	86
137	80	73	79	88
137	81	74	80	89
137	82	75	81	89
137	83	76	82	89

76	54	42	45	46
78	55	43	46	48
80	56	44	47	50
82	57	45	48	52
84	58	46	49	54
86	59	47	50	56
88	60	48	51	58
91	61	49	52	60
94	62	50	53	61
97	63	51	54	62
100	64	52	55	63
104	65	53	56	64
108	66	54	58	66
112	67	55	60	68
116	68	56	62	70
126	69	57	64	72
131	70	58	66	73
136	71	59	68	74
137	72	60	70	75
137	73	61	72	76
137	74	62	73	77
137	75	63	74	78
137	76	64	75	79
137	77	66	76	80
137	78	68	77	82
137	79	70	78	84
137	80	72	79	86
137	81	73	80	88
137	82	74	81	89
137	83	75	82	89

137	84	77	83	89
137	85	78	84	89
137	86	79	85	89
137	87	80	86	89
137	88	81	87	89
137	90	82	88	89
137	92	83	89	89
137	94	84	90	89
137	96	86	91	89
137	97	88	92	89
137	98	90	93	89
137	99	92	94	89
137	101	93	95	89
137	102	94	96	89
137	103	95	97	
137	104	96	98	
137	105	97	99	
137	106	98	100	
137	107	99	101	
137	108	100	102	
137	110	101	103	
137	112	102	104	
137	114	103	105	
137	116	104	106	
137	117	105	107	
137	117	106	108	
137	117	107	109	
137	117	108	110	
137	117	109	111	
137	117	110	112	

を

137	84	76	83	89
137	85	77	84	89
137	86	78	85	89
137	87	79	86	89
137	88	80	87	89
137	90	81	88	89
137	92	82	89	89
137	94	83	90	89
137	96	84	91	89
137	97	86	92	89
137	98	88	93	89
137	99	90	94	89
137	100	92	95	89
137	101	93	96	89
137	102	94	97	
137	103	95	98	
137	104	96	99	
137	105	97	100	
137	106	98	101	
137	107	99	102	
137	108	100	103	
137	110	101	104	
137	112	102	105	
137	114	103	106	
137	116	104	107	
137	117	105	108	
137	118	106	109	
137	119	107	110	
137	120	108	111	
137	121	109	112	

137	117	111	113	
137	117	112	114	
137	117	113	115	
137	117	114	116	
137	117	115	117	
137	117	116	117	
137	117	117	117	
137	117	118	117	
137	117	119	117	
137	117	120	117	
137	117	121	117	
137	117	122	117	
137	117	123		
137	117	124		
137	117	125		
137	117	126		
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			

137	122	110	113	
137	123	111	114	
137	124	112	115	
137	126	113	116	
137	130	114	117	
137	132	115	117	
137	133	116	117	
137	134	117	117	
137	135	118	117	
137	136	119	117	
137	137	120	117	
137	138	121	117	
137	139	122		
137	140	123		
137	141	124		
137	142	125		
137	143			
137	144			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			

	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			

137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			

に改める。

別表第6の2降格時号給対応表8医療職給料表(3)中

2級	3級	4級	5級	6級
29	5	5	13	1
30	6	5	13	2
31	7	5	14	3
32	8	5	15	4
33	9	6	16	5
34	10	7	17	6
35	11	8	18	7
36	12	9	19	8
37	13	10	20	9
38	14	11	21	10
39	15	12	22	11

2級	3級	4級	5級	6級
29	5	5	13	1
30	6	5	13	1
31	7	5	14	2
32	8	5	15	3
33	9	5	16	4
34	10	6	17	5
35	11	7	18	6
36	12	8	19	7
37	13	9	20	8
38	14	10	21	9
39	15	11	22	10

40	16	13	23	12
41	17	14	24	13
42	18	15	25	14
43	19	16	26	15
44	20	17	27	16
45	21	18	28	17
46	22	19	29	18
47	23	20	30	19
48	24	21	31	20
49	25	22	32	21
50	26	23	33	22
51	27	24	34	23
52	28	25	35	24
53	29	26	36	25
54	30	27	37	26
55	31	28	38	27
56	32	29	39	28
57	33	30	40	29
58	34	31	41	30
59	35	32	42	31
60	36	33	43	32
61	37	34	44	33
62	38	35	45	34
63	39	36	46	35
64	40	37	47	36
66	41	38	48	37
68	42	39	49	38
70	43	40	50	39
72	44	41	51	40
74	45	42	52	41

40	16	12	23	11
41	17	13	24	12
42	18	14	25	13
43	19	15	26	14
44	20	16	27	15
45	21	17	28	16
46	22	18	29	17
47	23	19	30	18
48	24	20	31	19
49	25	21	32	20
50	26	22	33	21
51	27	23	34	22
52	28	24	35	23
53	29	25	36	24
54	30	26	37	25
55	31	27	38	26
56	32	28	39	27
57	33	29	40	28
58	34	30	41	29
59	35	31	42	30
60	36	32	43	31
61	37	33	44	32
62	38	34	45	33
63	39	35	46	34
64	40	36	47	35
66	41	37	48	36
68	42	38	49	37
70	43	39	50	38
72	44	40	51	39
74	45	41	52	40

76	46	43	53	42
78	47	44	54	43
80	48	45	55	44
82	49	46	56	45
84	50	47	57	46
86	51	48	58	47
88	52	49	59	48
91	53	50	60	49
94	54	51	62	50
97	55	52	64	51
100	56	53	66	52
104	57	54	68	53
108	58	55	70	54
112	59	56	72	55
116	60	57	74	56
126	61	58	76	57
131	62	59	78	58
136	63	60	80	59
137	64	61	82	60
137	65	62	84	61
137	66	63	86	62
137	67	64	88	63
137	68	65	90	64
137	69	66	92	65
137	70	67	93	66
137	71	68	94	67
137	72	69	95	68
137	73	70	96	69
137	74	71	97	70
137	75	72	98	71

76	46	42	53	41
78	47	43	54	42
80	48	44	55	43
82	49	45	56	44
84	50	46	57	45
86	51	47	58	46
88	52	48	59	47
91	53	49	60	48
94	54	50	62	49
97	55	51	64	50
100	56	52	66	51
104	57	53	68	52
108	58	54	70	53
112	59	55	72	54
116	60	56	74	55
126	61	57	76	56
131	62	58	78	57
136	63	59	80	58
137	64	60	82	59
137	65	61	84	60
137	66	62	86	61
137	67	63	88	62
137	68	64	90	63
137	69	65	92	64
137	70	66	93	65
137	71	67	94	66
137	72	68	95	67
137	73	69	96	68
137	74	70	97	69
137	75	71	98	70

137	76	74	99	72
137	77	76	100	73
137	78	78	101	74
137	79	80	102	75
137	80	81	103	76
137	81	82	104	77
137	82	83	105	
137	83	84	106	
137	84	85	107	
137	85	86	108	
137	86	87	109	
137	87	88	110	
137	88	89	111	
137	89	90	112	
137	90	91	113	
137	91	92	114	
137	92	93	115	
137	93	94	116	
137	94	95	117	
137	95	96	118	
137	96	97	119	
137	97	98	120	
137	98	99	121	
137	99	100	122	
137	101	101	123	
137	102	102	124	
137	103	103	125	
137	104	104	125	
137	105	106	125	
137	106	108	125	

を

137	76	72	99	71
137	77	74	100	72
137	78	76	101	73
137	79	78	102	74
137	80	80	103	75
137	81	81	104	76
137	82	82	105	
137	83	83	106	
137	84	84	107	
137	85	85	108	
137	86	86	109	
137	87	87	110	
137	88	88	111	
137	89	89	112	
137	90	90	113	
137	91	91	114	
137	92	92	115	
137	93	93	116	
137	94	94	117	
137	95	95	118	
137	96	96	119	
137	97	97	120	
137	98	98	121	
137	99	99	122	
137	100	100	123	
137	101	101	124	
137	102	102	125	
137	103	103	125	
137	104	104	125	
137	105	106	125	

137	107	110	125	
137	108	112	125	
137	109	113	125	
137	110	114	125	
137	111	115	125	
137	112	116	125	
137	113	117	125	
137	114	118	125	
137	115	119	125	
137	116	120	125	
137	117	121	125	
137	117	122	125	
137	117	123		
137	117	124		
137	117	125		
137	117	126		
	117	127		
	117	128		
	117	129		
	117	130		
	117	131		
	117	132		
	117	134		
	117	135		
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			

137	106	108	125	
137	107	110	125	
137	108	112	125	
137	109	113	125	
137	110	114	125	
137	111	115	125	
137	112	116	125	
137	113	117	125	
137	114	118	125	
137	115	119	125	
137	116	120	125	
137	117	121	125	
137	118	122		
137	119	123		
137	120	124		
137	122	125		
137	124	126		
137	126	127		
137	129	128		
137	130	129		
137	131	130		
137	132	131		
137	133	132		
137	134	133		
137	135			
137	136			
137	137			
137	138			
137	139			
137	140			

	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			
	117			

137	141			
137	142			
137	143			
137	144			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
137	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			
	145			

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年名古屋市条例第43号）附則第4項又は第6項の適用を受ける職員の昇給の号給数及び号給の調整については、他の職員との権衡を考慮して、別に定めるところにより、調整することができる。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

- 3 初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（昭和34年名古屋市規則第59号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表中 「

34	211,400
----	---------

」 を 「

34	212,300
----	---------

」 に、

「

35	211,400
----	---------

」 を 「

35	213,200
----	---------

」 に、 「

36	211,400
----	---------

」 を

「

36	214,000
----	---------

」 に、 「

37	213,200
----	---------

」 を 「

37	214,700
----	---------

」 に、

「

38	214,000
----	---------

」 を 「

38	215,400
----	---------

」 に改める。

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第35号

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改
正する規則

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規
則第69号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第3号中「保険係」を「名古屋市区役所支所処務規程（昭和38
年名古屋市達第7号）第3条第3項区民福祉課の分掌事務中第43号から第55号
までに掲げる業務に専ら従事する者」に改める。

別表第3 昇格時号給対応表 4 級の欄中

「	「
1	2
1	2
1	2
1	2
1	2

1
1
1
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27

2
2
2
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57

29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58

58		59
59	を	60
60		61
61		62
62		63
63		64
64		65
65		66
66		67
67		68
68		69
69		70
70		71
71		72
72		73
73		74
74		75
75		76
76		77
77		78
78		79
79		80
80		81
81		82
81		82
82		83
82		83
83		84
83		84
84		85

に改める。

84
85
86
87
88
89
89
90
90
91
91
92
92
93
93
94
94
95
95
96
96
97
97
98
98
99
99
100
100
101

85
86
87
88
89
90
90
91
91
92
92
93
93
94
94
95
95
96
96
97
97
98
98
99
99
100
100
101
101
102

102
103
104
105
105
106
106
107

」

103
104
105
106
106
107
107
108

」

別表第3の2降格時号給対応表3級の欄中

「

10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

「

9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27

29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58

28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57

59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88

を

58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87

に改める。

90
92
94
96
97
98
99
100
102
104
106
108
110
112
114
116
118
120
122
124
125
126
127
128
130
132
133

」

88
90
92
94
96
97
98
99
100
102
102
104
106
108
110
112
114
116
118
120
122
124
124
125
126
127
127
128
130
132

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則(平成29年名古屋市規則第62号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1(」の次に「同規則第12条第1項第1号に定める勤務成績を昇給区分として決定された者及び」を加える。

附則別表第1 5級の欄中

「	3	「	4
	3		4
	3		4
	3		4
	3		4
	4		5
	5		6
	6		7
	7		8
	8		9
	9		10
	10		11
	11		12
	12		13
	13		14
	14		15
	15		16
	16		17
	17		18
	18		19

19	20
20	21
21	22
22	23
23	24
24	25
25	26
26	27
27	28
28	29
29	30
30	31
31	32
32	33
33	34
34	35
35	36
36	37
37	38
38	39
39	40
40	41
41	42
42	43
43	44
44	45
45	46
46	47
47	48
48	49

49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
71
72
72
73
73
74
74

を

50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
72
73
73
74
74
75
75

に改める。

75	76
76	77
77	78
78	79
79	80
80	81
81	82
82	83
83	84
84	85
85	86
86	87
87	88
88	89
89	90
90	91
91	92
92	93
93	94
94	95
95	96
96	97
97	98
98	99
99	100
99	100
100	101
100	101
101	102
101	102

102	103
102	103
103	104
104	105
105	106
106	107
107	108
108	109
109	110
110	111
111	112
112	113
113	114
114	115
115	116
116	117
117	118
118	119
119	120
120	121
121	122
122	123
123	124
123	124
124	125
124	125

」 」

附則別表第2 4級の欄中

「	「
6	5

7	6
8	7
9	8
10	9
11	10
12	11
13	12
14	13
15	14
16	15
17	16
18	17
19	18
20	19
21	20
22	21
23	22
24	23
25	24
26	25
27	26
28	27
29	28
30	29
31	30
32	31
33	32
34	33
35	34
36	35

37	36
38	37
39	38
40	39
41	40
42	41
43	42
44	43
45	44
46	45
47	46
48	47
49	48
50	49
51	50
52	51
53	52
54	53
55	54
56	55
57	56
58	57
59	58
60	59
61	60
62	61
63	62
64	63
65	64
66	65

を に改める。

67	66
68	67
69	68
70	69
71	70
72	71
74	72
76	74
78	76
80	78
81	80
82	81
83	82
84	83
85	84
86	85
87	86
88	87
89	88
90	89
91	90
92	91
93	92
94	93
95	94
96	95
97	96
98	97
99	98
100	99

101	100
102	101
103	102
104	103
106	104
108	106
110	108
112	110
113	112
114	113
115	114
116	115
117	116
118	117
119	118
120	119
121	120
122	121
123	122
124	123
125	124
126	125
127	126
128	127
129	128
130	129
131	130
132	131
134	132
136	134

137

」

135

」

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第36号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和元年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則

第1条中「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。

第3条中「介護休暇」の次に「（以下「介護休暇」という。）」を、「部分休業」の次に「（以下「部分休業」という。）」を、「昭和26年名古屋市人事委員会規則第13号」の次に「。以下「職免規則」という。」を加え、「同規則」を「職免規則」に改める。

第7条中「一会計年度」の次に「（6月に支給する場合においては、当該年度の前年度の12月2日から3月31日までの期間を含む。第8条の2において同じ。）」を加える。

第8条第2項中「除く。」の次に「以下「育児休業職員」という。」を加え、同条の次に次の4条を加える。

（勤勉手当の支給を受ける会計年度任用短時間勤務職員）

第8条の2 条例第8条の2第1項の「市長が定める者」は、基準日にそれぞれ在職する1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上で一会計年度内における任期が6月以上の者（任命権者が定める者を除く。）とする。

（勤勉手当に係る期間）

第8条の3 勤勉手当の算定の基礎となる期間は、1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上の者として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 法第29条の規定により停職にされている会計年度任用短時間勤務職員であった期間
- (2) 育児休業職員であった期間
- (3) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間又は公務遂行中に行方不明となって休職にされていた期間を除く。）
- (4) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年名古屋市条例第8号。以下「職務専念義務特例条例」という。）及び職免規則第2条第8号の規定による職務に専念する義務の免除の承認を得て引き続き勤務しなかつた期間（公務又は通勤（非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第47号）第2条の2に規定する通勤をいう。）に起因する負傷又は疾病により勤務しなかつた期間を除く。）が52日（勤務しなかつた時間について当該職員の1日当たりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。以下この号において同じ。）をもって1日と換算する。）を超える場合には、その勤務しなかつた期間（勤務しなかつた時間について当該職員の1日当たりの正規の勤務時間をもって1日と換算し、換算後に1日に満たない端数があるときは1日とする。）

- (5) 職務に専念する義務の免除の承認を得ないで勤務しなかった期間（当該期間内の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）及び休日（職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第9条に規定する休日をいう。第8号及び次項において同じ。）を含む。）
- (6) 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日（勤務しなかった時間について当該職員の1日当たりの正規の勤務時間をもって1日と換算する。次号及び第8号において同じ。）を超える場合には、その勤務しなかった期間（勤務しなかった時間について当該職員の1日当たりの正規の勤務時間をもって1日と換算し、換算後に1日に満たない端数があるときは1日とする。次号及び第8号において同じ。）
- (7) 職務専念義務特例条例及び職免規則第2条第9号の2の2の規定による職務に専念する義務の免除の承認を得て勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間
- (8) 介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から当該期間内の週休日及び休日を除いた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間
- 3 前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する期間が週休日及び休日のみである場合には、同項に規定する期間はなかったものとする。

（勤勉手当の支給割合）

第8条の4 条例第8条の2第2項の規定に基づき、会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額の算定に給与条例第20条の2第2項の規定を準用する場合における同項に規定する割合は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて別表に規定する割合に次条に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合及び当該期間内における職員の勤務成績を基礎として市長が定める割合（基準日以前6箇月以内の期間において戒告、減給又は停職の処分を受けた職員にあっては、当該割合から、100分の20から100分の100までの範囲内で別に定める割合を減じた割合）による。

（成績率）

第8条の5 成績率は、支給する時期ごとに1,000分の915から1,000分の

1,025 までの範囲内で職員の勤務成績に応じて市長が別に定める割合とする。

第9条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第11条第4項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第16条中「及び区」を削る。

第18条の見出し中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条中「第10条第4号」を「第11条第4号」に改める。

附則第2項の見出し中「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表

勤務期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100 分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100 分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100 分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100 分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100 分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100 分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100 分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100 分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100 分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100 分の15
15日以上 1 箇月未満	100 分の10
15日未満	100 分の 5
0	0

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第5号）附則第3項の規定の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則第8条の5の規定の適用については、同条中「1,000分の915から1,000分の1,025」とあるのは、「10,000分の4,575から10,000分の5,125」とする。

名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第37号

名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市地域療育センター条例施行細則（平成 5 年名古屋市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第 2条の表を次のように改める。

名称	種別	対象となる児童	定員
名古屋市中央療育センター	児童発達支援センター	主として知的障害のある児童	30 人
		主として難聴児	30 人
		主として肢体不自由のある児童	40 人
名古屋市西部地域療育センター		主として知的障害のある児童	40 人

第 7条第 1項第 1号中「又は医療型児童発達支援」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市地域療育センター条例施行細則第 7条第 1項の規定は、令和 6年 4月分の使用料から適用し、同年 3月分以前の使用料については、なお従前の例による。

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第38号

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の3中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

第12条第5項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第14条の2の次に次の2条を加える。

（親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業の届出）

第14条の3 法第34条の7の2第2項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の開始の届出は、親子再統合支援事業等開始届（第17号様式の5）によって行わなければならない。

2 法第34条の7の2第3項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自

立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の変更の届出は、親子再統合支援事業等変更届（第17号様式の 6）によって行わなければならない。

- 3 法第34条の 7の 2第 4項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の廃止又は休止の届出は、親子再統合支援事業等廃止・休止届（第17号様式の 7）によって行わなければならない。

（妊産婦等生活援助事業の届出）

第14条の 4 法第34条の 7の 5第 2項の規定による妊産婦等生活援助事業の開始の届出は、妊産婦等生活援助事業開始届（第17号様式の 8）によって行わなければならない。

- 2 法第34条の 7の 5第 3項の規定による妊産婦等生活援助事業の変更の届出は、妊産婦等生活援助事業変更届（第17号様式の 9）によって行わなければならない。

- 3 法第34条の 7の 5第 4項の規定による妊産婦等生活援助事業の廃止又は休止の届出は、妊産婦等生活援助事業廃止・休止届（第17号様式の10）によって行わなければならない。

第18条第 1項中「国立高度専門医療センター及び」を削り、「独立行政法人国立病院機構」の次に「及び国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター」を加え、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第17号様式の 4の次に次の 6様式を加える。

第17号様式の 5

<p>親子再統合支援事業等開始届</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>(宛先) 名古屋市長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所 名 称 代表者</p> <p>児童福祉法第34条の 7の 2第 2項の規定により、親子再統合支援事業等の開始について、次のとおり届け出ます。</p>		
事 業 の 種 類		
事 業 の 内 容		
代表者の氏名又は法人の名称		
代 表 者 の 住 所 又 は 法人の主たる事務所の所在地		
事業の用に供する施設の 名称、種類及び所在地	名 称	
	種 類	
	所在地	
事 業 開 始 予 定 年 月 日		
併 せ て 提 出 す る 書 類	<p>1 定款その他の基本約款</p> <p>2 運営規程</p> <p>3 主要職員の履歴書</p> <p>4 収支予算書</p> <p>5 事業計画書</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第17号様式の 6

親子再統合支援事業等変更届			
			年 月 日
(宛先) 名古屋市長			
			住 所 名 称 代表者
年 月 日付けで届け出た親子再統合支援事業等の事項の変更 について、児童福祉法第34条の 7の 2第 3項の規定により次のとおり届け出 ます。			
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第17号様式の 7

<p>親子再統合支援事業等廃止・休止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 名古屋市長</p> <p style="text-align: right;">住 所 名 称 代表者</p> <p>年 月 日付けで届け出た親子再統合支援事業等の^{廃止}_{休止}について、児童福祉法第34条の 7の 2第 4項の規定により次のとおり届け出ます。</p>	
事 業 の 種 類	
事 業 の 内 容	
廃止 休止しようとする年月日	
廃 止 休 止 の 理 由	
現に便宜を受けている者に対する措置	
休 止 の 予 定 期 間	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第17号様式の 8

妊産婦等生活援助事業開始届 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>		
(宛先) 名古屋市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所 名 称 代表者</div>		
児童福祉法第34条の 7の 5第 2項の規定により、妊産婦等生活援助事業の開始について、次のとおり届け出ます。		
事 業 の 種 類		
事 業 の 内 容		
代表者の氏名又は法人の名称		
代 表 者 の 住 所 又 は 法人の主たる事務所の所在地		
事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地	名 称	
	種 類	
	所在地	
事 業 開 始 予 定 年 月 日		
併 せ て 提 出 す る 書 類	1 定款その他の基本約款 2 運営規程 3 主要職員の履歴書 4 収支予算書 5 事業計画書	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第17号様式の 9

妊産婦等生活援助事業変更届			
			年 月 日
(宛先) 名古屋市長			
			住 所 名 称 代表者
<p>年 月 日付で届け出た妊産婦等生活援助事業の事項の変更 について、児童福祉法第34条の 7の 5第 3項の規定により次のとおり届け出 ます。</p>			
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第17号様式の10

妊産婦等生活援助事業廃止・休止届 年 月 日 (宛先) 名古屋市長 住 所 名 称 代表者 年 月 日付で届け出た妊産婦等生活援助事業の ^{廃止} _{休止} について、児童福祉法第34条の 7の 5第 4項の規定により次のとおり届け出ます。	
事 業 の 種 類	
事 業 の 内 容	
廃止 休止しようとする年月日	
廃 止 休 止 の 理 由	
現に便宜を受けている者に対する措置	
休 止 の 予 定 期 間	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

附 則

この規則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第39号

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市屋外広告物条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「以下」を「次条ただし書及び第 7 条の 2 第 3 号を除き、以下」に改める。

第 3 条第 1 項中「及び」を「並びに」に改め、「第 5 条第 1 項」の次に「本文及び第 2 項」を加え、「別記第 1 号様式により」を「別記第 1 号様式による」に改め、同条第 2 項中「次の」の次に「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 条例第 4 条第 1 項及び条例第 5 条第 1 項本文の規定により許可を受けようとする者 次の図書
 - ア 広告物の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置の場所及び状況を示す図面
 - イ 形状、寸法、材料、構造、色彩及び意匠に関する仕様書及び図面

ウ 条例第3条の2第1項に規定する広告物又は掲出物件については、広告物の表示又は掲出物件の設置の場所及び状況を示す写真

エ その他市長が必要と認めて指示した書類

(2) 条例第5条第2項の規定により許可を受けようとする者 条例第13条の2第1項又は第2項に規定する点検の結果の報告書及びこれに関する写真
第3条第3項及び第4項を削る。

第3条の2中「第5条第1項」の次に「本文」を加え、「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(許可期間の限度)

第4条 条例第4条第4項の規定による許可の期間の限度は、3年とする。ただし、はり紙、はり札その他これらに類するもの、立看板、広告旗、広告幕又はアドバルーンにあつては、3月とする。

(変更)

第5条 条例第5条第1項本文に規定する規則で定める変更は、広告物又は掲出物件をその許可当時の位置、表示内容、意匠、色彩、形状、規模又は特に付せられた条件に変更を加えない程度で修繕し、補強し、又は塗り替える場合をいう。

2 条例第5条第1項ただし書の規則で定める事項は、表示内容、意匠又は色彩とする。

3 条例第5条第1項ただし書の規定により届出をしようとする者は、別記第3号様式による屋外広告物表示内容等変更届出書を市長に提出しなければならない。

4 前項の届出書には、変更の内容を記載した図書を添付しなければならない。

第5条の2第3項中「第3条第2項」の次に「(第1号に係る部分に限る。)」を、「届出書」の次に「の提出」を加える。

第6条の見出しを「(氏名等の変更等の届出)」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

附則第4項を削る。

別表第1 広告物等規格表第1 項（注）中「地域以外の地域」を「用途地域の指定のない区域」に改め、同表第4 項第1 号を次のように改める。

(1) 共通基準

ア 運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある蛍光し、反射し、又は発光する塗料、材料その他これらに類するものを使用しないこと。

イ 走行中に広告物の表示が変化しないこと。

別表第1 広告物等規格表第4 項第5 号を削り、同項第6 号中「前各号に掲げる自動車」を「前2 号に掲げる自動車及び広告宣伝用自動車」に改め、同号を同項第5 号とし、同表第5 項各号列記以外の部分を次のように改める。

電光表示装置等

別表第1 広告物等規格表第5 項第1 号中「電光ニュースその他の」を削り、同号イ及びウを次のように改める。

イ 第1 種低層住居専用地域、第2 種低層住居専用地域、第1 種中高層住居専用地域及び第2 種中高層住居専用地域、用途地域の指定のない区域並びに風致地区及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1 項に規定する特別緑地保全地区には設置しないこと。ただし、自己の居所、事業所若しくは営業所又は管理する土地若しくは物件に、管理上の必要に基づいて表示面積0.5 平方メートル以下のものを設置する場合は、この限りでない。

ウ 第1 種住居地域、第2 種住居地域及び準住居地域に設置する場合

(ア) 一つの電光表示装置の表示面積は、5 平方メートル以下とすること。

(イ) 建築物又は工作物の壁面と一体になるように設置すること。ただし、地上に設置する場合は、この限りでない。

(ウ) 屋上には設置しないこと。

別表第1 広告物等規格表第5 項第2 号ア中「準住居地域」の次に「、用途地域の指定のない区域並びに風致地区及び特別緑地保全地区」を加える。

別表第1 の2 都市景観形成地区内における広告物等規格表第2 項第1 号ウ及び同項第2 号ウ中

「ウ その他

電光ニュースその他の電光表示装置及び映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物」

「ウ 電光表示装置等

電光表示装置及び映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物」

改め、同表第3項第3号中

「(3) その他

電光ニュースその他の電光表示装置及び映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物」

「(3) 電光表示装置等

電光表示装置及び映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物」

に改め、同表第4項第3号中

「(3) その他

電光ニュースその他の電光表示装置及び映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物は、設置しないこと。ただし、表示に動きがないもの等、市長が周辺環境への十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。」

「(3) 電光表示装置等

電光表示装置及び映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物は、設置しないこと。ただし、表示に動きがないもの等、市長が周辺環境への十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。」

に改め、同表第5項第3号中

「(3) その他

電光ニュースその他の電光表示装置及び映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物は、設置しないこと。ただし、表示に動きがないもの等、周辺環境への十分な配慮を行うものであって、公共性の高いもの又は景観上デザインが優れているものと市長が認めた場合は、この限りでない。」

を

「(3) 電光表示装置等

電光表示装置及び映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物は、設置しないこと。ただし、表示に動きがないもの等、周辺環境への十分な配慮を行うものであって、公共性の高いもの又は景観上デザインが優れているものと市長が認めた場合は、この限りでない。」

に改め、同表第7項第3号中

「(3) その他

電光ニュースその他の電光表示装置及び映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物は、設置しないこと。ただし、表示に動きがないもの等、市長が周辺環境への十分な配慮を行うものであって、公共性の高いもの又は景観上デザインが優れているものと認めた場合は、この限りでない。」

を

「(3) 電光表示装置等

電光表示装置及び映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物は、設置しないこと。ただし、表示に動きがないもの等、周辺環境への十分な配慮を行うものであって、公共性の高いもの又は景観上デザインが優れているものと市長が認めた場合は、この限りでない。」

に改め、同表第8項第3号中

「(3) その他

電光ニュースその他の電光表示装置及び映像（レーザー光線による場

合を含む。)により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物は、設置しないこと。ただし、一つの表示面の表示面積が0.5平方メートル以下のもので、かつ、市長が周辺環境への十分な配慮を行うものであって、公共性の高いもの又は景観上デザインが優れているものと認めた場合は、この限りでない。」

を

「(3) 電光表示装置等

電光表示装置及び映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物は、設置しないこと。ただし、一つの表示面の表示面積が0.5平方メートル以下のもので、かつ、周辺環境への十分な配慮を行うものであって、公共性の高いもの又は景観上デザインが優れているものと市長が認めた場合は、この限りでない。」

に改める。

別表第2手数料表を次のように改める。

別表第2 手数料表

区分		単位（1件）	手数料の額
広告塔及び広告板（立看板を除く。）	電光表示装置を有しないもの	面積5平方メートル（長さによる場合は5メートル。以下同じ。）	1,300円 (600円)
	電光表示装置を有するもの	面積5平方メートル	1,900円 (1,200円)
建築物又は工作物に直接表示するもの	電光表示装置を有しないもの	面積5平方メートル	1,300円 (600円)
	電光表示装置を有するもの	面積5平方メートル	1,900円 (1,200円)
電柱広告、標識広告及びこれらに類するもの		1個	300円
立看板及び広告旗		1個	150円
広告幕		1個	500円
アドバルーン		1個	700円
広告宣伝用自動車		車体1台	9,000円
車体広告（広告宣伝用自動車に係るものを除く。）	面積3平方メートル以下のもの 又は乗合自動車 で枠方式によるもの	車体1台	900円
	その他のもの	車体1台	4,500円
はり紙、はり札及びこれらに類するもの		100枚	400円
その他のもの		1個	500円
備考 ()内の額は、許可期間が1年以下の場合に適用する。			

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式を次のように改める。

第1号様式

屋外広告物許可申請書(新規・変更・継続)

年 月 日			
(宛先) 名古屋市長			
申請者 住所 (表示・設置者) 氏名 (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名) 電話 ()			
第4条第1項 名古屋市屋外広告物条例 第5条第1項本文 の規定により、次のとおり申請します。 第5条第2項			
1 表示又は設置の場所	区		
2 種類		3 数量	
4 表示面積	面積	規模	
	内訳 平方メートル		
	計 平方メートル		
5 主な表示内容	<input type="checkbox"/> 表示内容等を3月以内ごとに変更		
6 表示又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
7 管理者	住所 氏名 電話 ()		
8 前許可日	年 月 日	9 前許可番号	第 号
10 土地、建物等の所有者	住所 氏名		
11 広告物又は掲出物件の所有者	住所 氏名		
12 広告物又は掲出物件の占有者	住所 氏名		
13 工事施工者	住所 氏名 電話 ()		登録番号
14 工事着手予定日	年 月 日	15 工事完了予定日	年 月 日
16 景観計画における区分	<input type="checkbox"/> 大規模広告物 <input type="checkbox"/> 都市景観形成地区 (地区)		
17 他の法令、条例又は規則による出願、届出又は許可の日			
18 公益認定の申請の有無	<input type="checkbox"/> 有 名古屋市屋外広告物条例第7条第4項第1号の規定による公益上必要な広告物としての認定を同条例施行細則第9条の規定により申請します。 (表示又は設置の目的:) <input type="checkbox"/> 無		
			※名古屋市受付
			※手数料金額

- (注) 1 該当する□の中にレ印をつけてください。
 2 13以降の欄は、継続の許可の申請の場合は記入する必要はありません。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式

屋外広告物許可書

住所 氏名 様 先に申請のあったことは、次のとおり許可します。 年 月 日 名古屋市長 印			
表示又は設置の場所	区		
種類		数量	
表示面積	面積	規模	
	内訳 平方メートル		
	計	平方メートル	
主な表示内容			
期間	年 月 日から 年 月 日まで		
管理者	住所 氏名	電話 ()	
許可の条件			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式

屋外広告物表示内容等変更届出書

年 月 日			
(宛先) 名古屋市長			
(表示・設置者) 住 所 氏 名 (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名) 電 話 ()			
名古屋市屋外広告物条例第5条第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。			
1 表示又は設置の場所	区		
2 種 類		3 数 量	
4 許 可 日	年 月 日		
5 許 可 番 号	第 号		
6 変 更 内 容	(変更前) (変更後)		
7 工 事 施 工 者	住所 氏名	電話 ()	登録番号
8 工事着手予定日	年 月 日	9 工事完了予定日	年 月 日
10 景観計画における区分	<input type="checkbox"/> 大規模広告物 <input type="checkbox"/> 都市景観形成地区 (地区)		
		※ 名 古 屋 市 受 付	

(注) 1 該当する□の中にレ印をつけてください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第 5 号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「設置場所」を「設置の場所」に改める。

別記第 7 号様式から別記第 8 号様式(その 2)までを次のように改める。

第 7 号様式及び第 8 号様式 削除

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市屋外広告物条例施行細則(以下「新規則」という。)の規定(第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 12 条、別表第 2、別記第 3 号様式、別記第 5 号様式、別記第 7 号様式及び別記第 8 号様式の規定を除く。)は、令和 6 年 10 月 1 日(以下「適用日」という。)以後に許可期間が開始する許可について適用し、適用日前に許可期間が開始する許可については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 5 条及び別記第 3 号様式の規定は、適用日以後の変更に係る許可の申請を行う場合について適用し、適用日前の変更に係る許可の申請を行う場合については、なお従前の例による。
- 4 新規則別表第 2 の規定は、適用日以後に許可期間が開始する許可に係る手数料について適用し、適用日前に許可期間が開始する許可に係る手数料については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市屋外広告物条例施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 6 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第40号

名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市営住宅条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項の規定に基づく」を削る。

第 3 条の 2 第 3 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 公営住宅への入居を希望する者と、互いを人生のパートナーとし、生活共同体を構築することを約した関係にあると愛知県知事が定めるところにより認められた者

第 8 条第 2 項第 2 号中「第 3 条の 2 第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加える。

第13条第1項第4号の表2の項中

(6) 所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦又は同項第31号に規定するひとり親で、現に18歳に満たない者と同居し、その者を同項第34号に規定する扶養親族としているもの	を
--	---

(6) 所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦又は同項第31号に規定するひとり親で、現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居し、その者を同項第34号に規定する扶養親族としているもの	に
--	---

改める。

第22号様式の9備考第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、この様式に定める規格を縮小した規格で作成することができる。

(名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部改正)

第2条 名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成9年名古屋市規則第115号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく」を削る。

第4条の2第3号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 定住促進住宅への入居を希望する者と、互いを人生のパートナーとし、生活共同体を構築することを約した関係にあると愛知県知事が定めるところにより認められた者

第5条第1項第1号中「35歳」を「40歳」に改め、「前条第2号」の次に「又は第3号」を加え、同項第2号中「中学校若しくは小学校若しくはこれらに準ずる学校に在学する者又は小学校若しくはこれに準ずる学校就学の始期に達するまでの」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ

る」に改める。

第13条第1項第2号中「小学校又はこれに準ずる学校就学の始期に達するまでの者があり、かつ、収入が268,000円以下である」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は出産する予定の者がある」に改め、同条第5項中「超えない」の次に「範囲内で月を単位として定める」を加え、同項ただし書中「減額期間は、」の次に「通算して10年を超えない範囲内で」を加える。

第11号様式の11備考第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、この様式に定める規格を縮小した規格で作成することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の名古屋市定住促進住宅条例施行細則第13条第1項及び第5項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に定住促進住宅に入居している者に対する家賃の減額の基準の適用については、なお従前の例による。

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第41号

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「（有料予定公園施設を含む。以下同じ。）」を削る。

第18条第 1 項中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同項第 6 号中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同項中第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 難病法第28条第 2 項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

別表第 1 中

「

二の丸東駐車場 (名城公園)	1月2日から12月28日まで	午前 8 時30分から 午後 6 時30分まで
-------------------	----------------	----------------------------

駐車場（白川公園）	1月4日から12月28日まで		午前8時から午後9時まで
-----------	----------------	--	--------------

を

「

二の丸東駐車場 （名城公園）	1月2日から12月28日まで		午前8時30分から 午後6時30分まで
-------------------	----------------	--	------------------------

に改める。

別表第2 1 駐車場の使用料の表中

「

名城公園	1台1回 大型自動車 600円 普通自動車 180円 自動二輪車及び 原動機付自転車 100円
白川公園	1台1回 普通自動車 180円 自動二輪車及び 原動機付自転車 100円

を

「

名城公園	1台1回 大型自動車 600円 普通自動車 180円 自動二輪車及び 原動機付自転車 100円
------	---

に改め、同表備考中「、白川公園」を削る。

別表第3中

「

名城公園	駐 車 場	30分利用で きる駐車券	1冊 1,800円
白川公園			
鶴舞公園		11枚つづり	1冊 2,000円
若宮大通公園		又は11枚組	1冊 1,800円

」

を

「

名城公園	駐 車 場	30分利用で きる駐車券	1冊 1,800円
鶴舞公園			1冊 2,000円
若宮大通公園		11枚つづり 又は11枚組	1冊 1,800円

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は公布の日から、第18条の改正規定及び次項の規定は令和6年4月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市都市公園条例施行細則第18条の規定は、一部施行日以後の使用に係る使用料について適用し、一部施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第42号

名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則
の一部を改正する規則

名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則（平成24年名古屋市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「、介護保険法（平成 9年法律第 123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか」を削る。

第 2条中「法第70条第 1項」を「介護保険法（平成 9年法律第 123号。以下「法」という。）第70条第 1項」に改め、「、法第78条の 2第 1項、法第79条第 1項」を削り、「、法第 115条の 2第 1項、法第 115条の12第 1項及び法第 115条の22第 1項」を「及び法第 115条の 2第 1項」に改め、「指定の申請」の次に「（これと同時にする法第72条の 2第 1項ただし書及び法第 115条の 2の 2第 1項ただし書の規定による申出を含む。）」を加え、「指定（開設許可）申請書（第 1号様式）」を「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣

が定める様式（令和 5年厚生労働省告示第 331号。以下「告示」という。）別紙様式第 1号(1) 」に改め、同条に次の 1項を加える。

2 法第78条の 2第 1項、法第79条第 1項、法第 115条の12第 1項及び法第 115条の22第 1項の規定による指定の申請（これと同時にする法第78条の 2の 2第 1項ただし書及び法第 115条の12の 2第 1項ただし書の規定による申出を含む。）は、告示別紙様式第 2号(1) に市長が定める書類を添付して行うものとする。

第 3条中「法第78条の12、」及び「、法第 115条の21及び法第 115条の31」を削り、「、法第79条の 2第 1項、法第86条の 2第 1項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第 107条の 2第 1項」を「及び法第86条の 2第 1項」に、「指定（開設許可）更新申請書（第 2号様式）により」を「告示別紙様式第 1号(2) に市長が定める書類を添付して」に改め、同条に次の 1項を加える。

2 法第70条の 2第 1項（法第78条の12、法第 115条の21及び法第 115条の31において準用する場合に限る。）及び法第79条の 2第 1項の規定による指定の更新の申請は、告示別紙様式第 2号(2) に市長が定める書類を添付して行うものとする。

第 3条の次に次の 1条を加える。

（指定特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請）

第 3条の 2 法第70条の 3第 1項の規定による申請は、告示別紙様式第 1号(3) に市長が定める書類を添付して行うものとする。

第 4条中「指定を不要とする旨の申出書（第 3号様式）」を「告示別紙様式第 1号(4) 」に改める。

第 5条中「、法第78条の 5第 1項、法第82条第 1項」を削り、「、法第 115条の 5第 1項、法第 115条の15第 1項、法第 115条の25第 1項及び旧法第 111条」を「及び法第 115条の 5第 1項」に、「変更届出書（第 4号様式）により」を「告示別紙様式第 1号(5) に市長が定める書類を添付して」に改め、同条に次の 1項を加える。

2 法第78条の 5第 1項、法第82条第 1項、法第 115条の15第 1項及び法第 115条の25第 1項の規定による変更の届出は、告示別紙様式第 2号(4) に市

長が定める書類を添付して行うものとする。

第 6条の見出し中「等」を削り、同条中「第75条」を「第75条第 1項」に改め、「、法第78条の 5、法第82条」を削り、「第99条」を「第99条第 1項」に、「第 113条」を「第 113条第 1項」に、「、法第 115条の 5、法第 115条の15及び法第 115条の25」を「及び法第 115条の 5第 1項」に改め、「による」の次に「再開の」を加え、「事業の再開に係るものにあつては再開届出書（第 5号様式）により、事業の廃止又は休止に係るものにあつては廃止・休止届出書（第 6号様式）により、それぞれ」を「告示別紙様式第 1号(6) に市長が定める書類を添付して」に改め、同条に次の 1項を加える。

2 法第78条の 5第 1項、法第82条第 1項、法第 115条の15第 1項及び法第 115条の25第 1項の規定による再開の届出は、告示別紙様式第 2号(5) に市長が定める書類を添付して行うものとする。

第 6条の次に次の 1条を加える。

(廃止又は休止の届出)

第 6条の 2 法第75条第 2項、法第99条第 2項、法第 113条第 2項及び法第 115条の 5第 2項の規定による届出は、告示別紙様式第 1号(7) に市長が定める書類を添付して行うものとする。

2 法第78条の 5第 2項、法第82条第 2項、法第 115条の15第 2項及び法第 115条の25第 2項の規定による届出は、告示別紙様式第 2号(3) に市長が定める書類を添付して行うものとする。

第 7条中「、法第91条及び旧法第 113条」を削り、「指定辞退届出書（第 7号様式）により」を「告示別紙様式第 2号(6) に市長が定める書類を添付して」に改め、同条に次の 1項を加える。

2 法第91条の規定による指定の辞退は、告示別紙様式第 1号(8) に市長が定める書類を添付して行うものとする。

第 8条中「介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更許可申請書（第 8号様式）により」を「告示別紙様式第 1号(9) に市長が定める書類を添付して」に改める。

第 9条中「介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請書（第 9号様式）により」を「告示別紙様式第 1号(10)に市長が定める書類を添付して」に改め

る。

第10条中「介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可申請書（第10号様式）により」を「告示別紙様式第 1号(11)に市長が定める書類を添付して」に改める。

第11条を次のように改める。

（指定介護予防支援の委託の届出）

第11条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第 140条の35第 1項及び第 2項の規定による届出は、告示別紙様式第 2号(7) により行うものとする。

第 1号様式から第11号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 6年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 施行日以後に受ける指定又は許可の申請をする者で市長が定めるものに対する新規則の適用については、なお従前の例による。

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第43号

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第14条の 3第 1項第 1号中「同条第 3項」を「同条ただし書」に、「同条第 1項又は第 2項」を「同条本文」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが一の世帯に属する場合には、これらの基礎賦課額の合算額。以下この条において同じ。）」を削り、同項第 2号中「同条第 3項」を「同条ただし書」に、「同条第 1項又は第 2項」を「同条本文」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが一の世帯に属する場合には、これらの後期高齢者支援金等賦課額の合算額。以下この条において同じ。）」を削り、同条第 2項各号中「同条第 3項」を「同条ただし書」に、「同条第 1項又は第 2項」を「同条本文」に改め、同条第 3項中「未就学児の数が」を「未就学児（第19条の 3第 1項に規定する未就学児をいう。以下この項において同じ。）の数が」に改める。

附則第20条中「令和 6年 3月」を「令和 7年 3月」に改める。

別表中

「	2	省令附則第 5 条及び第 6 条	第 2 号	国民健康保険退職被保険者等異動届	を	」
「	2		第 2 号	削除	に、	」
「	4 の 2	省令第 6 条第 1 項	第 4 号 の 2	国民健康保険被保険者証	を	」
「	4 の 2		第 4 号 の 2	削除	に	」

改める。

別記様式第 2 号を次のように改める。

第 2 号 削除

別記様式第 4 号の 2 を次のように改める。

第 4 号の 2 削除

別記様式第 8 号の 1 中

「	療養を受けた 被保険者氏名		退職被保険者等 の該当の有無	を	」
	個人番号				

「

療養を受けた 被保険者氏名	
個人番号	

に改め

」

る。

別記様式第 8号の 2中

「

退職被保険者等の 該当の有無	
傷病名	

を

」

「

傷病名	
-----	--

に改める。

」

別記様式第 8号の 7中

「

傷病名	退職被保険者等の該当の有無

を

」

「

傷	病	名

」

に改める。

別記様式第20号中

「

氏 名		退職被保 険者等の 該当の有無	
個人番号			
生年月日	年 月 日		

」

を

氏 名		に
個 人 番 号		
生 年 月 日	年 月 日	

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第20条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「新規則」という。）第14条の 3の規定は、令和 6年度分の保険料から適用し、令和 5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 新規則別記様式第 8号の 1、別記様式第 8号の 2、別記様式第 8号の 7及び別記様式第20号の規定は、施行日以後の療養分から適用し、同日前の療養分については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第44号

名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則

名古屋市立中央看護専門学校規則（昭和50年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項の表中

「

看護第一学科	3年	3年課程（全日制）
看護第二学科	4年	3年課程（昼間定時制）

を

」

「

看護第二学科	4年	3年課程（昼間定時制）
--------	----	-------------

に

」

改め、同条第 2 項中「看護第一学科にあつては 6 年、看護第二学科にあつては」を削る。

第 3 条の表中

「

看護第一学科	40人	40人	40人
看護第二学科	40人	80人	40人

を

」

「

看護第二学科	40人	40人	40人
--------	-----	-----	-----

に

」

改める。

第 7 条中「看護第一学科にあつては別表第 1、看護第二学科にあつては別表第 2」を「別表」に改める。

第 12 条の 2 第 2 項中「別表第 1 基礎分野の項及び別表第 2 基礎分野の項」を「別表基礎分野の項」に改める。

第 24 条中「第 2 条第 1 項に定める修業年限」を「4 年」に、「看護第一学科にあつては別表第 1 に定める単位を、看護第二学科にあつては別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

第 1 号様式及び第 4 号様式中「看護第一学科
看護第二学科」を「看護第二学科」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第45号

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成 8年名古屋市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1項中「第33条第 7項」を「第33条第 9項」に改め、「第13号様式の 2）」の次に「、同条第 6項の規定による入院期間の更新の場合にあっては医療保護入院者の入院期間更新届（第14号様式）」を加え、「医療保護入院同意書」を「医療保護入院に関する家族等同意書」に改め、「第15号様式）」の次に「（同条第 6項の規定による入院期間の更新の場合にあっては医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書（第15号様式の 2））」を加え、同条第 2項中「第33条の 7第 5項」を「第33条の 6第 5項」に改める。

第13条第 1項中「、同条第 2項において準用する同条第 1項の規定による報告は医療保護入院者の定期病状報告書（第22号様式）によって」を削り、「第22号様式の 2」を「第22号様式」に改める。

第18条中「第33条の 7第 1項」を「第33条の 6第 1項」に改める。

第 6号様式中「訪問指導等」を「訪問支援等」に改める。

第 9号様式（裏）中「訪問指導」を「訪問支援」に改める。

第13号様式（表）中「同条第 7項の規定により」を「同条第 9項の規定により、次のとおり」に、

「

家族等の同意により 入院した年月日	年 月 日	を
----------------------	-------	---

」

「

家族等の同意により 入院した年月日	年 月 日	に改め、同様式（裏）中
今回の医療保護 入院の入院期間	年 月 日まで	

」

「

入院を必要と認め た精神保健指定医 氏 名	署名	を
-----------------------------	----	---

」

「

入院を必要と認め た精神保健指定医 氏 名	署名	に改める。
選任された退院後 生活環境相談員の 氏 名		

」

第13号様式の 2（表）中「同条第 7項」を「同条第 9項」に改める。

第14号様式を次のように改める。

（宛先）名古屋市長

病院所在地
病 院 名
管理者氏名

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

医療保護入院者	氏名		性別	男・女	生年 月 日	年 月 日 (満 歳)
	住所					
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項による入院)	年 月 日	今回の入院 年 月 日	年 月 日 (入院形態)			
入院届又は前回の入院期間更新届での入院期間	～ 年 月 日 年 月 日	本更新後の入院期間	年 月 日まで			
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症			
入院又は前回更新日からの治療の内容と、その結果（更新前の入院期間に係る病状または状態像の経過の概要）						
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向					
<現在の精神症状> <その他の重要な症状> <問題行動等> <現在の状態像>	I 意識 II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害） III 記憶 IV 知覚 V 思考 VI 感情・情動 VII 意欲 VIII 自我意識 IX 食行動					
医療保護入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載してください。〕						

(裏)

今後の治療方針（患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。）						
本更新に係る診察の年月日	年 月 日					
更新が必要と診断した精神保健指定医師名	署名					
退院に向けた取組の状況（選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について）	医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日（年 月 日）					
今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等	氏名		性別	男・女	生 年 月 日	年 月 日
	住所					続柄
	氏名		性別	男・女	生 年 月 日	年 月 日
	住所					続柄
	1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村長					
今回の更新に同意をした家族等（上記の家族等と同じ場合は記載不要）	氏名		性別	男・女	生 年 月 日	年 月 日
	住所					続柄
	氏名		性別	男・女	生 年 月 日	年 月 日
	住所					続柄
	1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村長					
法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨等	<input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした。					
	家族等へ通知を發した日 年 月 日 家族等に示した回答期限 年 月 日 （回答期限は、通知を發した日から2週間を経過した日であることを留意）					
	通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件） 年 月 日（ <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ）） 年 月 日（ <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ））					
審査会の意見						
名古屋市の措置						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第15号様式中「医療保護入院同意書」を「医療保護入院に関する家族等同意書」に、

「
| 病院管理者 様 を |
|
|」

「
| 病院管理者 様 |
|
|」

に改め、同様式の

次に次の 1様式を加える。

医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書

1 医療保護入院期間の更新に関する同意の対象となる精神障害者本人

氏名		生年 月日	年 月 日
住所			

2 医療保護入院期間の更新に関する同意者の申告事項

氏名		生年 月日	年 月 日
住所			
氏名		生年 月日	年 月 日
住所			

本人との関係

- 1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等
 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人
 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ ）
 （選任年月日 年 月 日）

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

- ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族 ②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人 ③本人に対して児童虐待、高齢者虐待若しくは障害者虐待を行った者、身体に対する暴力等を行った配偶者又はこれらに準ずる者 ④精神の機能の障害により本人の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ⑤未成年者

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者について貴病院における入院の期間を更新させることに同意します。

病院管理者 様

年 月 日

氏名

氏名

注 親権者が両親の場合は、両親とも署名してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第16号様式中「第33条の 7第 1項」を「第33条の 6第 1項」に改める。

第17号様式（表）中「第33条の 7第 2項」を「第33条の 6第 2項」に改める。

第19号様式中「訪問指導等」を「訪問支援等」に改める。

第21号様式（表）中

「

生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴（平成20年 3月31日以前に広告している神経科における受診歴を含む。）等を記載してください。〕	(陳述者氏名 続柄)
初回入院期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (入院形態)
前回入院期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (入院形態)
初回から前回までの入院回数	計 回

」

を削り、

「

処遇、看護及び指導の現状	隔 離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要
	注意必要度	i 常に厳重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要
	日常生活の介助指導必要性	i 極めて手間の掛かる介助と指導 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ()

」

を

病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、 精神科受診歴 (平成20年 3月31 日以前に広告し ている神経科に おける受診歴を 含む。)等を記 載してください。)	(陳述者氏名 続柄)		
初回入院期間 前回入院期間 初回から前回ま での入院回数	年 月 日～ 年 月 日(入院形態) 年 月 日～ 年 月 日(入院形態) 計 回		
過去12か月間の外 泊の実績	1 不定期的 2 定期的 (i 月単位 ii 数か月単位 iii 盆や正月) 3 なし		
過去12か月間の治 療の内容と、その 結果を記載してく ださい (過去12か 月間に行動制限が 行われた際はその 必要性についても 記載してください。)。			
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向		

を

「

病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症
過去12か月間の治療の内容と、その結果を記載してください（過去12か月間に行動制限が行われた際はその必要性についても記載してください。）。			
症 状 の 経 過	1 悪化傾向	2 動揺傾向	3 不変 4 改善傾向
任意入院継続の必要性（通院へ変更ができない理由について具体的に記載してください。）			
今後の治療方針			

」

に改め、同様式（裏）中

「

任意入院継続の必要性（通院へ変更ができない理由について具体的に記載してください。）	
今後の退院へ向けた取り組み	

」

を削り、同様式を第22号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 6年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定は、施行日以後に生じた届出、同意又は報告（以下「届出等」という。）の事由に係る届出等について適用し、施行日前に生じた届出等の事由に係る届出等については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届等は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第46号

名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成 9年名古屋市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第 4条中「第 2条第 7号」を「第 4条第 7号」に、「別記様式」を「第 6号様式」に改め、同条を第 6条とし、第 3条を第 5条とする。

第 2条第11号中「法第39条第 1項の規定による高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）」を「法第39条第 1項の高度管理医療機器等」に改め、同条を第 4条とし、第 1条の次に次の 2条を加える。

（管理者の兼務の許可）

第 2条 法第39条の 2第 2項ただし書の許可を受けようとする者は、管理者兼務許可申請書（第 1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも該当していると認める

ときは、許可をするものとする。

- (1) 申請者が法第39条第 1項の高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は貸与業の許可を受け、又は受けようとする者（以下「販売業者等」という。）であること。
- (2) 法第39条の 2第 1項の高度管理医療機器等営業所管理者（以下「管理者」という。）が、同項の規定に基づき設置される営業所（以下「当該営業所」という。）以外の営業所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事すること（以下「兼務」という。）。
- (3) 管理者が兼務する全ての営業所が、同一所在地にある同一の倉庫にあること。
- (4) 同一の者を管理者とすることについて、管理者が兼務する全ての営業所の販売業者等が承諾をしていること（複数の販売業者等がある場合に限る。）。
- (5) 管理者の業務の遂行に支障がないと認められること。

3 市長は、法第39条の 2第 2項ただし書の許可をする旨の決定をしたときは管理者兼務許可書（第 2号様式）により、許可をしない旨の決定をしたときは管理者兼務不許可通知書（第 3号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更及び廃止の届出）

第 3条 法第39条の 2第 2項ただし書の許可を受けた者は、管理者が兼務する他の営業所が減少した場合（次項第 3号又は第 5号の場合を除く。）は、速やかに、管理者兼務許可変更届書（第 4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 法第39条の 2第 2項ただし書の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者兼務許可廃止届書（第 5号様式）に管理者兼務許可書を添えて、速やかに、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該営業所を廃止した場合
- (2) 管理者を変更した場合
- (3) 管理者が兼務する全ての業務に従事しなくなった場合
- (4) 管理者が兼務する他の営業所が増加した場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める場合
別記様式を第 6号様式とし、同様式の前に次の 5様式を加える。

管 理 者 兼 務 許 可 申 請 書

年 月 日

（宛先）名古屋市長

住所
氏名

〔 法人の場合は、その名称、主たる
事務所所在地及び代表者の氏名 〕

次のとおり、管理者の兼務の許可を申請します。

兼務する 営業所	名 称 〔 許 可 番 号 〕 〔 許 可 年 月 日 〕	
	所 在 地	
	販売業者等の氏名 〔 法人の場合は、法人の 名称及び代表者の氏名 〕	
管 理 者	住 所	
	氏 名	
	資 格	
	免 許 番 号	
備 考	担当者名（ ） 連絡先（ ）	

(裏)

(併せて提出する書類)

管理者が兼務する全ての営業所の販売業者等が、同一の者を管理者とすることについて承諾していることを証する書類又はその写し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

管 理 者 兼 務 許 可 書

指 令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日申請のあった管理者の兼務については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の 2第 2項ただし書の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

名古屋市長



記

1 兼務する営業所について

(1) 営業所の名称

(2) 営業所の所在地

(3) 販売業者等の氏名

2 兼務する管理者の氏名

備考 1 行政不服審査法第82条第 1項及び行政事件訴訟法第46条第 1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

管 理 者 兼 務 不 許 可 通 知 書

指 令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日申請のあった管理者の兼務については、下記の理由により許可しないので、名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第 2条第 3項の規定に基づき通知します。

年 月 日

名古屋市長



記

1 申請した兼務について

- (1) 営業所の名称
- (2) 営業所の所在地
- (3) 販売業者等の氏名
- (4) 管理者の氏名

2 不許可の理由

備考 1 行政不服審査法第82条第 1項及び行政事件訴訟法第46条第 1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 4号様式

管理者兼務許可変更届書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所
氏名

(法人の場合は、その名称、主たる
事務所所在地及び代表者の氏名)

次のとおり、申請事項の一部を変更しましたので、届け出ます。

管理者兼務許可書の 許可番号及び許可年月日		指令 第 号 年 月 日	
変 更 内 容		変 更 前	変 更 後
兼務して いる営業所	名 称 (許 可 番 号) (許 可 年 月 日)		
	所 在 地		
	販売業者等の氏名 (法人の場合は、法人の 名称及び代表者の氏名)		
変 更 年 月 日			
備 考	担当者名 () 連絡先 ()		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

管 理 者 兼 務 許 可 廃 止 届 書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所
氏名

(法人の場合は、その名称、主たる
事務所所在地及び代表者の氏名)

次のとおり、廃止しましたので、届け出ます。

管理者兼務許可書の 許可番号及び許可年月日		指 令 第 号 年 月 日
兼務して いた営業 所	名 称 (許 可 番 号) (許 可 年 月 日)	
	所 在 地	
	販売業者等の氏名 (法人の場合は、法人の 名称及び代表者の氏名)	
管 理 者	住 所	
	氏 名	
廃 止 年 月 日		
備 考	担当者名 () 連絡先 ()	

(併せて提出する書類)
管理者兼務許可書の原本

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 2 名古屋市薬事法施行細則の一部を改正する規則（平成21年名古屋市規則第 21号）の一部を次のように改正する。

附則第 2項中「第 4条」を「第 6条」に改める。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第47号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「危機管理企画課」を「防災企画課」に改め、「アジア・アジアパラ競技大会推進課」を削り、

「 空港対策課

「 空港対策課」を アジア・アジアパラ競技大会推進部 に、

アジア・アジアパラ競技大会推進課」

「ごみ減量部 「資源循環部

減量推進課 を 資源循環企画課 に、

資源化推進課」 資源循環推進課」

「保健医療課」を 「保健医療課 に、
感染症対策課」

「医療連携推進課」を「医療連携推進課
生活衛生部」に改め、

「新型コロナウイルス感染症対策部
感染症対策課」を削り、
「新型コロナウイルス感染症対策課」

「交通企画課」を「交通企画・モビリティ都市推進課」に、「都市整備部」を
「市街地整備部」に改め、

「まちづくり企画課
名港開発振興課」を削り、
「耐震化支援課」

「アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進課」を

「名古屋競馬場跡地開発推進課
耐震化支援課
まちづくり企画部」に、
「まちづくり企画課
名港開発振興課」

「用地管理課
道路利活用課 自転車利用課
道路維持課 道路利活用課
自転車利用課 測量調査課
道路建設部」を「道路部」に、
「用地管理課 道路建設課
用地補償課 橋梁施設課
道路建設課」
「道路維持課
用地補償課」

「河川工務課」を「河川工務課
農政部」に改め、同条第2項を削る。

第2条防災危機管理局の項中「危機管理企画課」を「防災企画課」に改め、
同局防災企画課の項第1号中「危機管理」を「防災」に改め、同課の項第2号
中「国民保護に係る企画及び総合調整」を「職員及び市民の防災意識の普及啓

発」に改め、同課の項第4号中「危機管理関係機関」を「防災関係機関」に改め、同課の項第10号中「危機管理」を「防災」に改め、同局危機対策課の項第6号中「情報処理システム」を「情報システム」に改め、同課の項第9号を次のように改める。

(9) 危機管理に係る企画及び総合調整に関すること。（他課の主管に属するものを除く。）

第2条防災危機管理局危機対策課の項第9号の次に次の3号を加える。

(10) 危機管理関係機関及び団体との連絡調整に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(11) 国民保護に係る企画及び総合調整に関すること。

(12) 国民保護関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

第2条総務局企画部企画課の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) シティプロモーションの推進に関すること。

第2条総務局総合調整部アジア・アジアパラ競技大会推進課の項を削り、同部の項の次に次のように加える。

アジア・アジアパラ競技大会推進部

アジア・アジアパラ競技大会推進課

(1) アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る総合調整に関すること。

(2) アジア・アジアパラ競技大会の広報に関すること。

(3) アジア・アジアパラ競技大会の計画等に関すること。

(4) アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。

(5) 名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関すること。

(6) 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会に関すること。

(7) その他アジア・アジアパラ競技大会に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。

第2条財政局税務部税制課の項第9号中「低所得世帯に対する給付金」を「定額減税補足給付金」に改め、同課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、

同条経済局産業労働部産業企画課の項中第9号を第10号とし、第8号を削り、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) クリエイティブ産業の振興に関すること。

(6) 産業デザインの振興に関すること。

第2条経済局イノベーション推進部次世代産業振興課の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 企業の先進技術の活用に係る支援に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。

第2条経済局イノベーション推進部次世代産業振興課の項中第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同部スタートアップ支援課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条環境局環境企画部脱炭素社会推進課の項第2号中「低炭素都市なごや戦略実行計画」を「地球温暖化対策実行計画」に改め、同局地域環境対策部大気環境対策課の項第2号中「低公害車及び低燃費車」を「次世代自動車」に改め、同局ごみ減量部の項を次のように改める。

資源循環部

資源循環企画課

- (1) 循環型社会の実現に向けた施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理基本計画の推進に関すること。
- (3) 循環型社会の実現に向けた自主的な活動の支援に関すること。
- (4) 循環型社会の実現に向けた普及啓発に関すること。
- (5) プラスチック資源循環の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (6) 部内他課の主管に属しないこと。

資源循環推進課

- (1) 事業系ごみの資源循環及び適正処理に関すること。
- (2) 食品ロスの削減及び生ごみ資源化の推進に関すること。
- (3) 行政回収による資源循環推進に関すること。

第2条環境局事業部作業課の項第7号中「資源化推進課」を「資源循環推進

課」に改め、同条健康福祉局監査課の項第9号中「に係る調整」を削り、同号を同課の項第10号とし、同課の項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 福祉総合情報システムの標準化に関すること。

第2条健康福祉局高齢福祉部介護保険課の項第7号中「指定介護予防支援事業者」を「地域ケア推進課の主管に属するもの」に改め、同局健康部保健医療課の項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 局長の指定する健康危機管理に係る総合的な企画及び調整に関すること。

(9) 局長の指定する健康危機管理対応力の強化に係る調整に関すること。

第2条健康福祉局健康部保健医療課の項の次に次のように加える。

感染症対策課

(1) 局長の指定する感染症の予防及び医療に係る企画及び調整に関すること。

(2) 予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。

(3) 局長の指定する新興再興感染症対応力の強化に係る調整に関すること。

第2条健康福祉局の項中「環境薬務課」を「生活衛生部
環境薬務課」に改め、同局生活衛生部環境薬務課の項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 部内他課公所の主管に属しないこと。

第2条健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部の項を削り、同条子ども青少年局企画経理課の項第6号を次のように改める。

(6) 局所管財産の管理の調整に関すること。

第2条子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課の項第5号中「指導」を「援助」に改め、同課の項第6号中「、指導」を削り、同課の項第12号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号を同課の項第14号とし、同課の項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 発達障害児者の支援に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。

(11) 医療的ケア児の支援に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。

第2条子ども青少年局保育部保育運営課の項第5号中「保育企画課」を「他局室部課」に改め、同局子ども未来企画部子ども未来企画課の項中第4号を削

り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条住宅都市局監理指導課の項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 設計、調査等の委託及び工事に係る電算システムの管理に関すること。
第2条住宅都市局都市計画部ウォークابل・景観推進課の項第2号中「に関する調査」を「に係る調査」に改め、同課の項第3号中「に関する知識」を「に係る知識」に改め、同課の項中第6号を第8号とし、同課の項第5号中「屋外広告物」の次に「に係る調査及び企画」を加え、同号を同課の項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 屋外広告物の規制及び誘導に関すること。

第2条住宅都市局都市計画部ウォークابل・景観推進課の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) ウォークابلなまちづくりに係る調査及び企画に関すること（局内他部署の主管に属するものを除く。）。

第2条住宅都市局都市計画部の項中「交通企画課」を「交通企画・モビリティ都市推進課」に改め、同部交通企画・モビリティ都市推進課の項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地域公共交通に係る企画及び調整に関すること。

第2条住宅都市局建築指導部建築審査課の項第5号中「及び地下街に関する制限の緩和」を削り、同部建築安全推進課の項第3号を次のように改める。

(3) 名古屋市地下街建築基準条例による認定に関すること。

第2条住宅都市局住宅部住宅企画課の項第1号中「住宅事業」を「住宅施策」に改め、同課の項第3号中「促進等」を「促進」に改め、同課の項第4号中「分譲マンションの管理の支援等」を「マンション施策の推進」に改め、同課の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 若年・子育て世帯の住環境整備に関すること。

第2条住宅都市局住宅部住宅整備課の項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 市営住宅等の敷地及び附帯施設の管理に関すること（住宅管理課の主管に属するものを除く。）。

第2条住宅都市局の項中「都市整備部」を「市街地整備部」に改め、同局市街地整備部まちづくり企画課の項、同部名港開発推進課の項及び同部耐震化支援課の項を削り、同部市街地整備課の項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 部内他課公所の主管に属しないこと。

第2条住宅都市局市街地整備部の項中「アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進課」を「名古屋競馬場跡地開発推進課」に改め、同部名古屋競馬場跡地開発推進課の項第1号中「アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発」を「名古屋競馬場跡地開発」に改め、同課の項の次に次のように加える。

耐震化支援課

(1) 建築物等の耐震対策に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。

第2条住宅都市局市街地整備部の項の次に次のように加える。

まちづくり企画部

まちづくり企画課

(1) 市街地の開発及び整備に係る調査及び企画に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。

(2) 市街地の開発及び整備に係る相談及び調整に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。

(3) 都市計画区域内の土地についての調査及び資料の収集並びに情報の提供に関すること。

(4) 国土利用計画法の施行に関すること。

(5) 土地利用審査会に関すること。

(6) 部内他課の主管に属しないこと。

名港開発振興課

(1) 港及びその周辺地区における総合的な施策の企画及び調整に関すること。

(2) 港及びその周辺地区における開発及び整備の推進に関すること。

(3) 名古屋港管理組合の負担金に関すること。

(4) 名古屋港管理組合との連絡調整に関すること。

第2条緑政土木局路政部及び同局道路建設部の項を次のように改める。

路政部

道路管理課

- (1) 道路の監察及び監理に関すること。
- (2) 道路の占用許可及び道路に関する工事の承認に関すること（道路利活用課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 部内他課の主管に属しないこと。

用地管理課

- (1) 局所管未利用土地の管理及び処分に関すること。
- (2) 未登記土地の調査及び処理に関すること。
- (3) 寄附、売払い、交換等に係る登記に関すること。
- (4) 局所管の代替地等の有効活用に関すること。
- (5) 局所管の用地取得に伴う代替地のあっせんその他の生活再建措置に関すること。
- (6) 局所管の用地取得に係る企画及び調整に関すること。
- (7) 事業収束に係る用地取得の調整に関すること。
- (8) 土地収用に関すること。
- (9) 損失補償基準の確立のための調整に関すること。
- (10) 工事の施行に伴う補償の調整に関すること。
- (11) 局長の指定する用地取得に係る検査に関すること。
- (12) 局所管事業の用地の取得に伴う土地の調査及び評価に関すること。

自転車利用課

- (1) 自転車利用に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 自転車駐車対策に関すること。
- (3) 道路附属物自動車駐車場に関すること。
- (4) 自転車通行空間の整備に関すること。

道路利活用課

- (1) 道路の利活用に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 道路に関する住民協働に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 道路の認定、変更及び廃止に関すること。
- (4) 道路関係財産の管理に関すること。
- (5) 他道路管理者その他関係機関等との道路に係る協定及び連絡調整に関すること。

ること。

- (6) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する工事及び占用工事の調整に関すること。

測量調査課

- (1) 道路、河川、公園等の境界測量に関すること。
(2) 国土調査法に基づく地籍調査に関すること。
(3) 市有地（住宅都市局の主管に属するものを除く。）及び局事業用地の測量に関すること。

道路部

道路建設課

- (1) 道路の新設及び改良の工事（道路建設課の主管に属する工事に限る。次号において同じ。）に係る事業計画の策定に関すること。
(2) 道路の新設及び改良の工事に関すること。
(3) 電線類の地中化に関すること。
(4) 道路の立体交差の新設及び改良の工事に関すること。
(5) 部内他課の主管に属しないこと。

橋梁施設課

- (1) 橋りょうの事業計画に関すること。
(2) 橋りょうの新設及び改良の工事に関すること。
(3) 橋りょうの維持修繕に関すること。
(4) 局長の指定する大規模な土木施設の新設及び改良の工事に係る事業計画の策定に関すること。
(5) 局長の指定する大規模な土木施設の新設及び改良の工事に関すること。
(6) 局長の指定する大規模な土木施設の維持修繕に関すること。

道路維持課

- (1) 道路及び道路の附属物の維持修繕に関すること。
(2) 道路の清掃に関すること。
(3) 交通安全施設の新設及び改良の工事に関すること。
(4) 道路掘削跡復旧に関すること。
(5) 道路の舗装工事及び受託に係る道路の舗装工事に関すること。

- (6) 道路の環境整備（緑道にあつては、道路部所管の土木施設の基盤整備に限る。）に関する事（自転車利用課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 土木事務所の庁舎営繕に関する事。

用地補償課

- (1) 局所管事業の用地の取得及び補償に関する事（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 局所管事業の工事の施行に伴う補償に関する事（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 局所管事業の用地の取得に伴う建物等の調査及び評価に関する事（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 局所管事業の工事の施行に伴う補償の調査及び評価に関する事（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。

第2条緑政土木局河川部河川工務課の項第1号中「都市農業課」を「農政部」に改め、同局の項中「都市農業課」を「農政部 都市農業課」に改め、同局緑地部緑地事業課の項第4号中「路政部」を「道路部」に改める。

第5条第2項の表健康福祉局の項中「担当局長（長寿社会企画）」を「担当局長（地域共生社会推進）」に改め、「担当局長（新型コロナウイルス感染症対策）」を削り、同表住宅都市局の項及び緑政土木局の項を次のように改める。

住宅都市局	担当局長（都市整備）、担当局長（まちづくり推進）
緑政土木局	担当局長（道路・河川）

第6条第2項中「及び総合調整部」を「総合調整部及びアジア・アジアパラ競技大会推進部」に改め、同条第6項中「地域環境対策部及びごみ減量部」を「及び地域環境対策部」に改め、同条第7項中「担当局長（長寿社会企画）」を「担当局長（地域共生社会推進）」に、「高齢者の福祉」を「地域共生社会の推進」に、「健康福祉局高齢福祉部所属職員」を「その事項に関して所管の職員」に改め、同条第8項中「新型コロナウイルス感染症対策部」を「生活衛生部」に、「担当部長（医療連携推進）、担当部長（生活衛生）、担当部長（新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整）及び担当部長（新型コロナウイ

ルスワクチンに係る調整)」を「担当部長（健康危機管理）及び担当部長（医療連携推進）」に改め、同条第10項を削り、同条第11項中「子ども青少年局子ども未来企画部所属職員」を「その事項に関して所管の職員」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「担当局長（まちづくり調整）」を「担当局長（都市整備）」に、「都市整備部所属職員（担当部長（市街地整備）を含む。）」を「市街地整備部所属職員」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「担当局長（都市活性）」を「担当局長（まちづくり推進）」に、「住宅都市局リニア関連都心開発部」を「住宅都市局まちづくり企画部及びリニア関連都心開発部」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「担当局長（公園緑地・農政）」を「担当局長（道路・河川）」に、「都市農業、公園緑地及び東山総合公園」を「道路及び河川」に、「緑政土木局担当部長（農政）の分担事項を所管する組織、緑地部及び東山総合公園所属職員（担当部長（農政）を含む。）」を「緑政土木局路政部、道路部及び河川部所属職員」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を同条第14号とする。

第8条第1項の表防災危機管理局の項中

「

危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関すること。 2 危機管理に係る施策の推進に関すること。	5
想定最大規模災害対策推進	1 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る企画及び総合調整に関すること。 2 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。	1

を

」

「

危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関すること。 2 危機管理に係る施策の推進に関すること。	4
想定最大規模災害対策推進	1 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る企画及び総合調整に関すること。 2 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。	1
危機対策・危機管理	1 危機管理に係る企画及び総合調整に関すること。 2 危機発生時の対応に係る企画及び総合調整に関すること。	1

に改め、同表

」

経済局産業技術・技術革新支援の項第2号中「スタートアップの振興」を「イノベーションの創出」に改め、同表環境局技術の項を次のように改める。

技 術	1 ごみ中間処理施設の建設計画の策定に関すること。 2 ごみ中間処理施設の建設及び管理運営に関すること。 3 局長の指定する処分場に関すること。	1
-----	--	---

第8条第1項の表中

健康福祉局	健康危機管理 対応力強化に 係る総合調整	1 局長の指定する健康危機管理対応力の 強化に係る総合調整に関する事 こと。	1	を
	医療連携推進	1 医療連携の推進に関する事 こと。 2 医療関係施設に係る特命事項の処理に 関する事 こと。 3 医療連携に係る特命事項の処理に関す る事 こと。 4 前3号に掲げる事項に係る予算執行等 に関する事 こと。	1	
	生活衛生	1 斎場の整備に関する事 こと。 2 局長の指定する環境衛生、薬務、食品 表示及び獣医務に関する事 こと。	1	
	新型コロナウイルス ワクチンに係る総合 調整	1 局長の指定する新型コロナウイルスワ クチンに係る総合調整に関する事 こと。	1	
	新型コロナウイルス ワクチンに係る調整	1 局長の指定する新型コロナウイルスワ クチンに係る調整に関する事 こと。	2	

健康福祉局	障害者差別解消・バリアフリーの推進	1 局長の指定する障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。 2 局長の指定するバリアフリーの推進及び整備に係る企画調整に関すること。	1
	健康危機管理対応力強化に係る総合調整	1 局長の指定する健康危機管理対応力の強化に係る総合調整に関すること。	1
	健康危機管理	1 局長の指定する健康危機管理に関すること。	1
	医療連携推進	1 医療連携の推進に関すること。 2 医療関係施設に係る特命事項の処理に関すること。 3 医療連携に係る特命事項の処理に関すること。 4 前3号に掲げる事項に係る予算執行等に関すること。	1
子ども青少年局	子ども未来応援	1 ライフステージを通した子ども・若者・子育て家庭への支援に係る事業に関する企画及び調整に関すること。	1

改め、同表住宅都市局交通企画の項を次のように改める。

交通企画・モビリティ都市推進	1 総合交通に係る企画及び調整に関すること。	1
	2 交通施設の管理に関すること。	

第8条第1項の表住宅都市局市街地整備の項を削り、同表緑政土木局の項中

用 地	1 局所管の用地取得に関する事 2 局所管未利用土地の管理及び処 3 局所管未利用土地の管理及び処 4 局所管未利用土地の管理及び処	1	を
農 政	1 農畜産業に関する事 2 前号に掲げる事項に係る予算執行等 3 前号に掲げる事項に係る予算執行等	1	

管 理	1 道路管理に係る法務に関する事 2 局所管の用地取得に関する事 3 局所管未利用土地の管理及び処 4 自転車駐車対策に関する事	1	に改める。
-----	---	---	-------

第9条第1項の表防災危機管理局地域強靱化に係る人材育成等の項及び危機管理に係る連絡調整の項を次のように改める。

防災啓発・ 人材育成等	1 職員及び市民の防災意識の普及啓発 に関する事 2 地域強靱化に係る人材育成の推進に に関する事（危機対策課の主管に属す るものを除く。） 3 被災者支援に係る企画及び調整に関 する事。 4 局長の指定する防災に係る企画及び 総合調整に関する事。	1
危機管理に 係る連絡調 整	1 危機管理に係る連絡調整に関するこ と。 2 危機管理に係る施策の推進に関する こと。	32

第9条第1項の表防災危機管理局新型コロナウイルス感染症対策等に係る総合調整・広報の項を削り、同局の項中

「

広域連携	1 危機管理に係る近隣市町村等との連 携の推進に関する事。 2 その他広域にわたる危機管理に関す る企画及び総合調整に関する事。 3 東日本大震災の被災地支援等に関す ること。	1
初動対応	1 危機管理に係る初動対応に関するこ と。	3

を

」

「

危機管理・ 広域連携	1 危機発生時の対応に係る企画及び総合調整に関すること。 2 危機管理に係る近隣市町村等との連携の推進に関すること。 3 その他広域にわたる危機管理に関する企画及び総合調整に関すること。 4 東日本大震災の被災地支援等に関すること。	1
初 動 対 応	1 危機管理に係る初動対応に関すること。	3
要配慮者対策	1 局長の指定する要配慮者対策の推進に関する企画及び総合調整に関すること。	1

に改め、同表総

」

務局企画部の項中

「

企画・水に係る施策の調整	1 東海各県との連絡調整に関すること。 2 S D G s の推進に係る調整に関すること。 3 水に係る施策の調整に関すること。 4 局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関すること。	1
--------------	---	---

を

」

「

企画・水に係る施策の調整	1 東海各県との連絡調整に関する事 2 SDGsの推進に係る調整に関する 3 水に係る施策の調整に関する事 4 局長の指定する事項に係る企画及び 連絡調整に関する事。	1
シティプロモーション	1 シティプロモーション推進に関する こと。	1

に改め、同局の

」

項中

「

総合調整部	公民連携推進に係る企画調整	<p>1 公民連携推進に係る企画及び調整に関すること。</p> <p>2 大学等と連携した政策の推進に関すること。</p>	1
	事業調整	<p>1 アジア・アジアパラ競技大会の開催都市業務に関すること。</p> <p>2 アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。</p> <p>3 アジア・アジアパラ競技大会の選手村に係る総合調整に関すること。</p>	1
	選手村に係る総合調整	<p>1 アジア・アジアパラ競技大会の選手村に係る総合調整に関すること。</p>	1
	競技会場に係る連絡調整	<p>1 アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る連絡調整に関すること。</p>	1
	瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整	<p>1 瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整に関すること。</p>	1
	アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整	<p>1 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の推進に係る総合調整に関すること。</p> <p>2 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の広報に関すること。</p> <p>3 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の計画等に関すること。</p> <p>4 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総</p>	1

を

		合調整に関すること。 5 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の選手村に係る総合調整に関すること。	
--	--	--	--

「

総合調整部	公民連携推進に係る企画調整	1 公民連携推進に係る企画及び調整に関すること。 2 大学等と連携した政策の推進に関すること。	1
アジア・アジアパラ競技大会推進部	事業調整	1 アジア・アジアパラ競技大会の開催都市業務に関すること。 2 アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。 3 名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関すること。	2
	名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整	1 名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関すること。	1
	競技会場に係る連絡調整	1 アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る連絡調整に関すること。	1
	瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整	1 瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整に関すること。	1
	アジア・アジアパラ競	1 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の推進に係る総合調整に関すること。	1

に改め、

	技大会に係る企画調整	<p>ること。</p> <p>2 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の広報に関すること。</p> <p>3 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の計画等に関すること。</p> <p>4 局長の指定するアジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。</p> <p>5 局長の指定する名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関すること。</p>	
--	------------	--	--

」

同表財政局税務部低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整の項及び固定資産評価審査委員会事務及び特命事項に係る調査研究の項を次のように改める。

定額減税補足給付金	1 定額減税補足給付金の支給に係る調整に関すること。	1
固定資産評価審査委員会事務等	<p>1 固定資産評価審査委員会に関すること。</p> <p>2 市税（個人の県民税及び森林環境税を含み、軽自動車税の環境性能割を除く。）に係る審査請求その他不服申立て及び犯則事件に関すること。</p>	1

第9条第1項の表経済局産業労働部新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等の項を削り、同局イノベーション推進部技術革新支援の項を次のように改める。

技術革新支援	<p>1 局長の指定するイノベーションの創出に係る事業の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 企業の先進技術の活用に係る支援に関すること。</p>	1
--------	---	---

第9条第1項の表環境局環境企画部生物多様性の保全の項及び生物多様性に係る企画調整の項を次のように改める。

生物多様性に係る企画調整	1 生物多様性に係る施策の企画及び総合調整に関すること。 2 生物多様性なごや戦略実行計画の推進に関すること。 3 生物多様性の主流化の推進に関すること。 4 生物多様性に係る国内外の地方公共団体等との連携の推進に関すること。 5 外来生物の対策に係る企画及び調整に関すること。	1
生物多様性の保全	1 生物多様性の保全に係る施策の推進に関すること。 2 なごや生物多様性センターの運営に関すること。	1

第9条第1項の表環境局環境企画部環境施策の国際連携に係る企画調整の項を削り、同局施設部の項中

「

建設計画	1 ごみ中間処理施設の建設計画及び建設推進の総括に関すること。	1
------	---------------------------------	---

を

」

「

建設計画	1 ごみ中間処理施設の建設計画及び建設推進の総括に関すること。	1
猪子石工場大規模改修	1 猪子石工場の処理施設に係る大規模改修に関すること。	1

に改め、同表健

」

康福祉局の項中

	健康福祉に係る特命事項の処理	1 健康福祉に係る特命事項の処理に關すること。	1	を
	システム標準化等	1 福祉総合情報システムの標準化に關すること。 2 DXの推進に係る調整に關すること。	1	

	システム標準化	1 福祉総合情報システムの標準化に關すること。 2 福祉総合情報システムの運用及び管理に關すること。	1	に改め、
	DXの推進	1 DXの推進に關すること。	1	

同局高齢福祉部事業者指定の項第3号及び事業者指導の項第3号中「指定介護予防支援事業者」を「地域ケア推進課の主管に属するもの」に改め、同局障害福祉部の項中

障害者差別 解消・バリアフリーの 推進	1 障害を理由とする差別の解消の推進に關すること。	1	を
	2 バリアフリーの推進に關すること。		

「

障害者差別 解消・バリ アフリーの 推進	1 障害を理由とする差別の解消の推進 に関すること。	1
	2 バリアフリーの推進に関すること。	
バリアフリ ー整備に係 る企画調整	1 バリアフリー整備に係る企画及び調 整に関すること。	1

に改め、同局生

」

活福祉部システム標準化等に係る調整の項を次のように改める。

システム標 準化に係る 調整	1 生活保護システムの標準化に関する こと。	1
----------------------	---------------------------	---

第9条第1項の表健康福祉局健康部中央看護専門学校に係る総合調整の項を
次のように改める。

中央看護専 門学校に係 る総合調整	1 中央看護専門学校に係る総合調整に 関すること。	1
-------------------------	------------------------------	---

第9条第1項の表健康福祉局健康部の項中

「

健康危機管 理対応力強 化に係る調 整	1 局長の指定する健康危機管理対応力 の強化に係る調整に関すること。	1
------------------------------	---------------------------------------	---

を

」

「

健康危機管理対応力強化に係る調整	1	局長の指定する健康危機管理対応力の強化に係る調整に関する事。	1
健康危機管理	1	局長の指定する健康危機管理に関する事。	5
救急対策等	1	救急対策等に係る調整に関する事。	1
予防接種	1	予防接種（法令に定めるものを除く。）に関する事。	1
新興再興感染症対応力強化に係る調整	1	局長の指定する新興再興感染症対応力強化に係る調整に関する事。	2

に改め、同部八

」

事斎場再整備の項及び動物愛護管理・検査業務管理の項を削り、同局新型コロナウイルス感染症対策部の項を次のように改める。

生活衛生部	八事斎場再整備	1	八事斎場の再整備に関する事。	1
	旅館業等の許可指導に係る企画調整	1	旅館業等の許可指導に係る企画調整に関する事。	1
	動物愛護管理・検査業務管理	1	動物の愛護等に関する事。	1

第9条第1項の表子ども青少年局の項中

「

監査指導	1 社会福祉法人及び児童福祉施設の指導監査に関すること。	1
	2 局長の指定する監査に関すること。	

を

」

「

監査指導	1 社会福祉法人及び児童福祉施設の指導監査に関すること。	1
	2 局長の指定する監査に関すること。	
子ども未来 応援	1 ライフステージを通じた子ども・若者・子育て家庭への支援に係る事業に関する企画及び調整に関すること。	1

に改め、同局子

」

育て支援部女性福祉の項第1号中「指導」を「援助」に改め、同項第2号中「、指導」を削り、同部障害児・発達支援の項を次のように改める。

障害児・発達支援	1 障害児の療育等に関する事（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。	1
	2 障害児に係る施設の設置の計画及び手続に関する事。	
	3 障害児に係る施設の認可及び運営に関する事。	
	4 発達障害児者の支援に関する事（他局室部課の主管に属するものを除く。）。	
	5 医療的ケア児の支援に関する事（他局室部課の主管に属するものを除く。）。	
	6 指定障害児通所支援事業者の指定及び運営に関する事。	
	7 指定障害児相談支援事業者の指定に係る審査及び運営に関する事。	
	8 地域療育センターに関する事。	

第9条第1項の表子ども青少年局保育部の項中

「

待機児童対策	1 局長の指定する待機児童対策に関する事。	1
--------	-----------------------	---

を

」

「

待機児童対策	1 局長の指定する待機児童対策に関すること。	1
保育指導・監査	1 特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び特定地域型保育事業者の指導監査並びに認可外保育施設等の指導監督に関すること。 2 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設等の保育等の指導に関すること。 3 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設等の給食に係る調理及び栄養の指導に関すること。	1

に改め、同局子

」

ども未来企画部子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理の項を削り、同表住宅都市局都市計画部の項中

「

防災・都市施策	1 市街地復興計画に関すること。 2 その他都市防災に関すること。 3 長期都市施策に係る企画、調査及び調整に関すること。 4 居住誘導区域外等の区域内における建築等の届出等に関すること。	1
---------	---	---

を

」

防災・都市 施策	1	市街地復興計画に関すること。	1
	2	その他都市防災に関すること。	
	3	長期都市施策に係る企画、調査及び調整に関すること。	
	4	居住誘導区域外等の区域内における建築等の届出等に関すること。	
三の丸まち づくり	1	三の丸地区のまちづくりに係る調査、企画及び連絡調整に関すること。	1

に改め、同局住

宅部の項中

整備計画等	1	市営住宅等の整備計画に関すること。	1
	2	名城地区の住宅の整備計画に関する こと。	
	3	市営住宅の耐震対策に関すること。	
	4	民間の活力を活用した市営住宅の整備に関する こと。	

を

子育て住環 境整備等	1	若年・子育て世帯の住環境整備に関 すること。	1
	2	その他住宅施策に関すること。	
整備計画等	1	市営住宅等の整備計画に関すること。	1
	2	名城地区の住宅の整備計画に関する こと。	
	3	市営住宅の耐震対策に関すること。	
	4	民間の活力を活用した市営住宅の整備に関する こと。	

に改め、同局の

項中

「

都市整備部	金山まちづくりに係る連絡調整	1 金山地区のまちづくりに係る連絡調整に関する事 こと。	1
	港関連事業等に係る特命事項の処理	1 港関連事業等に係る特命事項の処理に関する事 こと。 2 港湾区域内の公有水面の埋立てに係る意見に関する事 こと。	1
	金城ふ頭開発	1 金城ふ頭地区の開発に関する事 こと。	2
	志段味総合整備	1 志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関する事 こと。 2 志段味地区における特定土地区画整理事業の認可及び指導監督に関する事 こと。	1
	中志段味事業推進	1 中志段味地区における事業の推進に関する事 こと。	1
	アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進	1 アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進に関する事 こと。	1

を

」

市街地 整備部	志段味総合 整備	1 志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関すること。 2 志段味地区における特定土地区画整理事業の認可及び指導監督に関すること。	1
	中志段味事業 推進	1 中志段味地区における事業の推進に関すること。	1
	名古屋競馬 場跡地にお ける民間開 発の調整	1 名古屋競馬場跡地における民間開発の調整に関すること。	1
まちづ くり企 画部	金山まちづ くりに係る 連絡調整	1 金山地区のまちづくりに係る連絡調整に関すること。	1
	港関連事業 等に係る特 命事項の処 理	1 港関連事業等に係る特命事項の処理に関すること。 2 港湾区域内の公有水面の埋立てに係る意見に関すること。	1
	金城ふ頭開 発	1 金城ふ頭地区の開発に関すること。	2

に改め、

同局リニア関連都心開発部の項中

栄	1 栄地区における開発の事業推進に関すること。	1	を
---	-------------------------	---	---

「

三の丸まちづくり	1 三の丸地区のまちづくりに係る調査、企画及び連絡調整に関する事 こと。	1
栄 開 発	1 栄地区における開発の事業推進に関する事 こと。	1

に改め、同表緑

」

政土木局企画の項を次のように改める。

企 画 調 整	1 道路、河川、公園等の総合的な整備に係る調査及び企画に関する事 こと。 2 局長の指定する土木事務所に係る局内重要事項の総合調整に関する事 こと。 3 局資産の有効活用に係る企画及び調整に関する事 こと。 4 その他局長の特命による事務事業に関する事 こと。	1
---------	---	---

第9条第1項緑政土木局路政部の項及び道路建設部の項を次のように改める。

路政部	自転車通行空間	<ul style="list-style-type: none"> 1 自転車通行空間の整備に関すること。 2 局長の指定する自転車対策に係る企画及び調整に関すること。 	1
	都心部自転車対策	<ul style="list-style-type: none"> 1 都心部の自転車対策に係る企画及び調整に関すること。 2 コミュニティサイクルに係る企画及び調整に関すること。 	1
	道路の利活用に係る企画調整	<ul style="list-style-type: none"> 1 局長の指定する道路の利活用に係る企画及び調整に関すること。 2 局長の指定する道路に関する住民協働に係る企画及び調整に関すること。 	1
	リニア関連調整	<ul style="list-style-type: none"> 1 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する工事及び占用工事の調整に関すること。 2 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する利活用に係る企画及び調整に関すること。 3 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する認定、変更及び廃止に係る技術上の調査及び指導に関すること。 4 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する他道路管理者その他関係機関等との協定及び連絡調整に関すること。 	1
	測量	<ul style="list-style-type: none"> 1 局長の指定する区域に係る道路、河川、公園等の境界測量に関すること。 2 局長の指定する区域に係る道路台帳、河川台帳、都市公園台帳等の調製のための測量に関すること。 	1

		<p>3 局長の指定する区域に係る測量標に関すること。</p> <p>4 局長の指定する区域に係る国土調査法に基づく地籍調査に関すること。</p>	
道路部	特定道路建設等	<p>1 局長の指定する道路の立体交差の新設及び改良の工事に関すること。</p> <p>2 市有地（住宅都市局の主管に属するものを除く。）及び局事業用地の測量に関すること。</p>	1
	名城公園地下横断歩道	<p>1 名城公園地下横断歩道の新設及び改良の工事に関すること。</p>	1
	安全対策	<p>1 交通安全施設等整備事業実施計画の立案に関すること。</p> <p>2 交通安全施設の新設及び改良の工事に関すること。</p>	1
	特定用地	<p>1 局長の指定する道路事業用地及び街路事業用地の取得及び補償に関すること。</p> <p>2 局長の指定する道路事業及び街路事業の工事の施行に伴う補償に関すること。</p>	1

第9条第1項緑政土木局の項中

	農業振興	1 局長の指定する農地振興に関すること。 2 第2条緑政土木局都市農業課の分掌事務中第6号から第14号まで、第19号及び第20号に掲げること。	1	を
	農業企画	1 局長の指定する都市農業の振興に関すること。 2 第2条緑政土木局都市農業課の分掌事務中第15号から第18号までに掲げること。	1	

農政部	農業振興	1 局長の指定する農地振興に関すること。 2 第2条緑政土木局農政部都市農業課の分掌事務中第6号から第14号まで、第19号及び第20号に掲げること。	1	に改め
	農業企画	1 局長の指定する都市農業の振興に関すること。 2 第2条緑政土木局農政部都市農業課の分掌事務中第15号から第18号までに掲げること。	1	

る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市感染症診査協議会に置く感染症部会等に関する規則（平成19年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第8条中「健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策課」を「健康福祉局健康部感染症対策課」に改める。

- 3 名古屋市食の安全・安心条例施行細則（平成20年名古屋市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第10条中「健康福祉局健康部食品衛生課」を「健康福祉局生活衛生部食品衛生課」に改める。

会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第48号

会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則

会計管理者補助組織規則（昭和39年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「出納課」を「会計課」に改め、「審査課」を削る。

第3条の見出し中「課長等」を「課長」に改め、同条第1項を次のように改める。

前条の課の長の補助組織として、次の組織を置く。

課長補佐（庶務）

課長補佐（調査）

課長補佐（システム）

課長補佐（収入業務に係る総合調整）

課長補佐（出納）

課長補佐（審査）（3）

第3条第2項中「出納課における」を「会計室における」に、「出納課長」

を「課長」に改め、同条第3項を削る。

第4条を次のように改める。

(課の分掌事務等)

第4条 課の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。

会 計 課

- (1) 室内の人事、文書及び予算決算に関すること。
- (2) 室内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (3) 室事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。
- (4) 源泉徴収所得税並びに特別徴収に係る個人の住民税及び森林環境税の払出手続に関すること。
- (5) 歳計現金及び歳入歳出外現金の保管に関すること。
- (6) 基金に属する現金並びに歳入歳出外現金等、公有財産及び基金に属する有価証券の出納保管に関すること。
- (7) 重要物品出納管理簿等の整理に関すること。
- (8) その他物品会計に関すること。
- (9) 会計事務の総括に関すること。
- (10) 会計制度に係る企画、調査研究及び調整に関すること。
- (11) 会計事務に係る区会計管理者との連絡調整及び指導に関すること。
- (12) 出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。
- (13) 歳入の徴収又は収納の事務の受託者の検査に関すること。
- (14) 委託を受けた各種団体の出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。
- (15) 歳入の徴収又は収納の委託の事前合議に関すること。
- (16) 現金出納員及び物品出納員に関すること。
- (17) 財務会計総合システムの運用及び管理に関すること。
- (18) 決算に関する書類の作成及び取りまとめに関すること。
- (19) 指定金融機関等に関すること。
- (20) 歳入関係帳票の記録管理等及び収入証拠書の整理に関すること。
- (21) 現金（基金に属する現金を除く。）の出納に関すること。
- (22) 支払済に係る歳出関係帳票の記録管理等及び支払証拠書の整理に関すること。

- ること。
- (23) 口座振替の登録に関すること。
 - (24) 歳入歳出外現金に係る事前協議に関すること。
 - (25) 歳入歳出外現金の受払の記録管理に関すること。
 - (26) 委託を受けた各種団体の出納に関すること。
 - (27) 支出負担行為の事前合議に関すること。
 - (28) 支出命令、振替命令、還付命令及び更正命令の審査、精算の確認並びに戻入通知の受理に関すること。
 - (29) 歳入歳出外現金及び基金に属する現金に係る払出通知の審査に関すること。
 - (30) 審査出納員に関すること。
 - (31) 室長の指定する会計に関する事務に関すること。
- 担当課長（出納）
- (1) 指定金融機関等に関すること。
 - (2) 歳入関係帳票の記録管理等及び収入証拠書の整理に関すること。
 - (3) 現金（基金に属する現金を除く。）の出納に関すること。
 - (4) 支払済に係る歳出関係帳票の記録管理等及び支払証拠書の整理に関すること。
 - (5) 口座振替の登録に関すること。
 - (6) 歳入歳出外現金に係る事前協議に関すること。
 - (7) 歳入歳出外現金の受払の記録管理に関すること。
 - (8) 委託を受けた各種団体の出納に関すること。
 - (9) 支出負担行為の事前合議に関すること。
 - (10) 支出命令、振替命令、還付命令及び更正命令の審査、精算の確認並びに戻入通知の受理に関すること。
 - (11) 歳入歳出外現金及び基金に属する現金に係る払出通知の審査に関すること。
 - (12) 審査出納員に関すること。
 - (13) 室長の指定する会計に関する事務に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第49号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則（平成14年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

一般財団法人自治体国際化協会

を

「

地方税共同機構

一般財団法人自治体国際化協会

に改める。

」

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第50号

保健所長委任規則の一部を改正する規則

保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則第19号中「第44条の3の3及び第50条の4」を「第44条の3の6及び第50条の7」に改める。

本則第24号中「第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項」を「第44条の3の5第6項及び第50条の6第6項」に改める。

本則第24号の2中「第4項及び第5項」を「第7項及び第8項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

出納員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第51号

出納員等に関する規則の一部を改正する規則

出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第 1現金出納員 1出納員の表総務局の項第 1号中「総合調整部アジア・アジアパラ競技大会推進課」を「アジア・アジアパラ競技大会推進部アジア・アジアパラ競技大会推進課」に改め、同表スポーツ市民局の項第 1号中「同部スポーツ施設課」の次に「、同部スポーツ戦略課」を加え、同表環境局の項第 1号中「ごみ減量部減量推進課」を「資源循環部資源循環企画課」に改め、同表健康福祉局の項第 2号を次のように改める。

2 厚生院管理課長

別表第 1現金出納員 1出納員の表住宅都市局の項第 1号中「都市整備部まちづくり企画課、同部名港開発振興課、同部市街地整備課、同部アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進課」を「市街地整備部市街地整備課、同部名古屋競馬場跡地開発推進課、まちづくり企画部まちづくり企画課、同部名港

開発振興課」に改め、同表緑政土木局の項第 1号中「同部道路利活用課、同部道路維持課、同部自転車利用課、道路建設部用地管理課、同部用地補償課、同部道路建設課」を「同部用地管理課、同部自転車利用課、同部道路利活用課、道路部道路建設課、同部橋梁施設課、同部道路維持課、同部用地補償課」に、「都市農業課」を「農政部都市農業課」に改め、同表教育委員会事務局の項第 1号中「指導部指導課」を「教育支援部義務教育課」に改め、同項第 2号を次のように改める。

2 図書館の副館長補佐及び図書館分館の館長補佐

別表第 2物品出納員 1出納員の表本庁の項第 1号中「消防局総務課」を「消防局総務部総務課」に改め、同項第 2号中「特別消防隊副隊長、消防航空隊隊長補佐（航空消防）、」を削り、「救急救命研修所所長補佐（救急救命研修）」の次に「、本部機動部隊の庶務担当隊長補佐、消防航空隊隊長補佐（航空消防）」を加え、「人事委員会事務局審査課課長補佐（調査）」を「人事委員会事務局審査課課長補佐（庶務・調査）」に改め、同表公所総務局の項第 1号を次のように改める。

1 公所の庶務担当副館長補佐又は庶務担当次長補佐

別表第 2物品出納員 1出納員の表公所教育委員会事務局の項第 2号中「、子ども適応相談センター」を「及び教育支援センターの庶務担当所長補佐」に、「図書館、図書館分館、」を「図書館の副館長補佐、図書館分館の館長補佐並びに」に改め、「庶務担当所長補佐、」及び「又は庶務担当館長補佐」を削る。

附 則

この規則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第52号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「会計室出納課」を「会計室会計課」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項中「会計室次長」を「会計室会計課長」に改める。

第14条を次のように改める。

（指定金融機関等の検査）

第14条 指定金融機関等の検査は、市長が別に定めるところにより行うものとする。

第51条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（公金の収納の委託）

第51条の 3 法第 243 条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づき、公金の収納に関する事務を委託することができる歳入等（法第 231 条の 2 の 2 に規定する歳入等をいう。以下同じ。）は、法第 243 条の 2 の 5 第 1 項各号のいずれにも該当

する歳入等とする。

第52条の見出しを「（公金の徴収又は収納の委託の手續）」に改め、同条第1項中「次に掲げる」を「法第243条の2第1項の規定に基づき、歳入の徴収又は歳入等の収納に関する」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者（」を「指定公金事務取扱者（歳入の徴収又は歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。」に、「収入金の徴収又は」を「歳入の徴収又は歳入等の」に改め、同条第4項中「、納入」を「及び納入」に、「及び」を「並びに歳入等の」に改める。

第62条中「次の各号のいずれかに該当する」を「支出負担行為のうち市会計管理者が異例と認めるものについて、」に改め、同条各号を削る。

第74条第1項第5号中「国民健康保険法」の次に「（昭和33年法律第192号）」を加え、同項第16号中「休業補償の付加給付に関する条例」を「休業補償等の付加給付に関する条例」に改め、同項第21号中「介護保険法」の次に「（平成9年法律第123号）」を加え、同項第28号を次のように改める。

(28) 削除

第83条に次の2号を加える。

(4) 講習会、懇談会その他の会合への参加に要する経費

(5) 受験料

第84条及び第85条を次のように改める。

第84条及び第85条 削除

第86条第1項中「（法第231条の2の2に規定する歳入等をいう。）」を削る。

第87条の見出し中「支出事務」を「公金の支出」に改め、同条中「令第165条の3」を「法第243条の2の6」に、「支出事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者（歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。）」に改める。

第95条第1項中「（以下「還付請求書等」という。）」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第106条中「第165条の6第1項」を「第165条の5第1項」に改める。

第136条第1項中「物品受入通知書（第91号様式）」の次に「又は市会計管

理者が認める場合これに代わる書類（以下「物品受入通知書等」という。）」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項中「次の各号」を「次」に、「物品受入通知書」を「物品受入通知書等」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 消耗品（寄附又は交換により受け入れたもの及び切手、印紙、乗車券その他これらに類するものを除く。）
- (2) 出張先において、職員が取得して直ちに消費する物品
- (3) その他市会計管理者が指定する物品

第137条第1項中「物品払出通知書（第94号様式）」の次に「又は市会計管理者が認める場合これに代わる書類」を加える。

第142条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「第141条第2項」を「前条第2項」に、「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とする。

第143条第1項中「前条第3項及び第4項」を「前条第2項及び第3項」に改め、同条第2項中「前条第3項」を「前条第2項」に改める。

第147条中「重要物品」を「令第166条第2項に規定する財産に関する調書のうち物品の項に掲げる「重要な物品」（以下「重要物品」という。）」に改める。

第148条第1項中「第142条第4項」を「第142条第3項」に改める。

第150条中「第136条第1項本文」を「第136条第1項」に、「第142条第3項及び第4項」を「第142条第2項及び第3項」に改める。

第156条中「第243条の2の2第1項前段」を「第243条の2の8第1項前段」に、「所属長」を「局（名古屋市事務分掌条例第1条に規定する局及び室、会計室、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに市会事務局をいう。）又は区の長」に改める。

別表第2出納員の項中「特別消防隊、消防航空隊及び」を削り、「救急救命研修所」の次に「、本部機動部隊及び消防航空隊」を加える。

第23号様式の2注2の項中「にあつては、区役所内指定金融機関派出所に払い込むこと。この場合において」を「を払い込む場合においては」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市会計規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和6年度に係る会計手続から適用し、令和5年度に係る会計手続については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項に規定する従前の公金事務又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項に規定する従前の公金事務を行っている者にこれらの従前の公金事務を行わせる場合における新規則の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

名古屋市民会館条例施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第53号

名古屋市民会館条例施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市民会館条例施行細則の一部改正)

第1条 名古屋市民会館条例施行細則(昭和47年名古屋市規則第65号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同号カ中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋市文化小劇場条例施行細則の一部改正)

第2条 名古屋市文化小劇場条例施行細則(平成6年名古屋市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同号カ中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同号中

ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋市音楽プラザ条例施行細則の一部改正)

第3条 名古屋市音楽プラザ条例施行細則(平成8年名古屋市規則第80号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同号カ中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋市民ギャラリー条例施行細則の一部改正)

第4条 名古屋市民ギャラリー条例施行細則(平成6年名古屋市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同号カ中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋市民御岳休暇村条例施行細則の一部改正)

第5条 名古屋市民御岳休暇村条例施行細則(昭和48年名古屋市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同号カ中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則の一部改正)

第6条 名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則(平成16年名古屋市規則第92号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同項第6号中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋市文化のみち榎木館条例施行細則の一部改正)

第7条 名古屋市文化のみち榎木館条例施行細則（平成20年名古屋市規則第131号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同項第6号中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋市場輝荘条例施行細則の一部改正)

第8条 名古屋市場輝荘条例施行細則（平成24年名古屋市規則第112号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同項第6号中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋市国際展示場条例施行細則の一部改正)

第9条 名古屋市国際展示場条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第1号中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同号カ中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加え

る。

キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋国際会議場条例施行細則の一部改正)

第10条 名古屋国際会議場条例施行細則(平成2年名古屋市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同号カ中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の名古屋市文化小劇場条例施行細則第8条の規定、第3条の規定による改正後の名古屋市音楽プラザ条例施行細則第9条の規定、第4条の規定による改正後の名古屋市民ギャラリー条例施行細則第8条の規定、第5条の規定による改正後の名古屋市民御岳休暇村条例施行細則第6条の規定及び第9条の規定による改正後の名古屋市国際展示場条例施行細則第6条の規定は、施行日以後の利用料金について適用し、施行日前の利用料金については、なお従前の例による。

名古屋市地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行細則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第54号

名古屋市地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成20年政令第 337 号）及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成20年文部科学省・国土交通省令第 1 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見の聴取等)

第 2 条 法第12条第 2 項の規定による所有者の意見の聴取は、歴史的風致形成建造物の指定に関する意見書（第 1 号様式）を提出させて行うものとする。

2 法第12条第 2 項の規定による公共施設の管理者の同意の取得は、歴史的風致形成建造物の指定に関する同意書（第 2 号様式）を提出させて行うものとする。

(指定の通知)

第3条 法第14条第1項の規定による通知は、歴史的風致形成建造物指定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(標識の記載事項等)

第4条 法第14条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 歴史的風致形成建造物の文字
- (2) 歴史的風致形成建造物の名称及び所在地
- (3) 指定番号及び指定年月日

2 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(増築等の届出)

第5条 法第15条第1項の規定による届出は、歴史的風致形成建造物増築等届出書(第4号様式)により行うものとする。

2 法第15条第2項の規定による届出は、歴史的風致形成建造物増築等変更届出書(第5号様式)により行うものとする。

(所有者の変更の届出)

第6条 法第18条の規定による届出は、歴史的風致形成建造物所有者変更届出書(第6号様式)により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

歴史的風致形成建造物の指定に関する意見書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所有者 住所
氏名

年 月 日付けで照会のあった歴史的風致形成建造物の指定について、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第2項の規定により、次のとおり意見を提出します。

建造物の 名称	
建造物の 所在地	名古屋市 区
指定についての 意見	<input type="checkbox"/> 指定しても差し支えない。 <input type="checkbox"/> その他 ()

- (注) 1 法人にあつては、住所欄にその事務所又は事業所の所在地を、氏名欄にその名称及び代表者氏名を記入してください。
- 2 該当する□の中にレ印をつけてください。その他の場合には、()内にその内容を具体的に記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 2 号様式

歴史的風致形成建造物の指定に関する同意書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

公共施設管理者 住所
氏名

次の建造物を、歴史的風致形成建造物として指定することについて、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第2項の規定により同意します。

建造物の 名称	
建造物の 所在地	名古屋市 区

(注) 法人その他の団体にあつては、住所欄にその事務所又は事業所の所在地を、氏名欄にその名称及び代表者氏名を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式

歴史的風致形成建造物指定通知書

年 月 日

様

名古屋市長



地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定により、あなたの所有する建造物を次のとおり歴史的風致形成建造物として指定しましたので、同法第14条第1項の規定により通知します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
歴史的風致形成建造物の 名 称	
歴史的風致形成建造物の 所 在 地	名古屋市 区
指 定 の 理 由	
有 形 文 化 財 等 の 該 当 の 有 無	

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 4 号様式

歴史的風致形成建造物増築等届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

届出者 住所
氏名

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第15条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物の増築等について、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却
指 定 番 号	
歴史的風致形成建造物の 名 称	
行 為 の 場 所	
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
設 計 又 は 施 行 方 法	
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

- (注) 1 法人その他の団体にあつては、住所欄にその事務所又は事業所の所在地を、氏名欄にその名称及び代表者氏名を記入してください。
- 2 該当する□の中にレ印をつけてください。
- 3 この届出書には、次の図書を添えてください。
- (1) 当該行為の設計仕様書及び設計図
 - (2) 当該歴史的風致形成建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図面（縮尺 2,500 分の 1 以上のもの）
 - (3) 当該歴史的風致形成建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真
 - (4) 届出者が歴史的風致形成建造物の所有者以外の者であるときは、当該所有者の意見書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 5 号様式

歴史的風致形成建造物増築等変更届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

届出者 住所
氏名

年 月 日付けで届け出た歴史的風致形成建造物の増築等に係る事項の変更について、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号		
歴史的風致形成建造物の 名 称		
行 為 の 場 所		
設 計 又 は 施 行 方 法	変 更 前	
	変 更 後	

(注) 1 法人その他の団体にあつては、住所欄にその事務所又は事業所の所在地を、氏名欄にその名称及び代表者氏名を記入してください。

2 この届出書には、次の図書を添えてください。

- (1) 当該行為の設計仕様書及び設計図
- (2) 当該歴史的風致形成建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図面（縮尺 2,500 分の 1 以上のもの）
- (3) 当該歴史的風致形成建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真
- (4) 届出者が歴史的風致形成建造物の所有者以外の者であるときは、当該所有者の意見書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 6 号様式

歴史的風致形成建造物所有者変更届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

届出者 住所
氏名

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第18条の規定により、歴史的風致形成建造物の所有者の変更について、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	
歴史的風致形成建造物の 名 称	
変 更 年 月 日	年 月 日
新所有者の住所氏名	住所 氏名

(注) 法人にあつては、住所欄にその事務所又は事業所の所在地を、氏名欄にその名称及び代表者氏名を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第55号

名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営路外駐車場条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「、前項」を「、同項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 3 条第 4 項」を「第 3 条第 5 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「第 3 条第 4 項」を「第 3 条第 5 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 条例第 3 条第 4 項の規定により、百貨店業その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい事業を営む者で市長が必要と認めるものが料金を納付する場合は、当該料金の 1 割を割り引く。

第 6 条第 1 項中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同項第 6 号中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同項中第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次

に次の 1 号を加える。

- (7) 難病法第28条第 2 項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市営路外駐車場条例施行細則の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（平成27年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項ただし書中「新規則第 3 条第 2 項」を「名古屋市営路外駐車場条例施行細則第 3 条第 3 項」に改める。

- 4 名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（平成30年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項ただし書中「新規則第 3 条第 2 項」を「名古屋市営路外駐車場条例施行細則第 3 条第 3 項」に改める。

- 5 名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（令和 4 年名古屋市規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「この規則による改正後の名古屋市営路外駐車場条例施行細則（以下「新規則」という。）第 3 条第 2 項」を「名古屋市営路外駐車場条例施行細則第 3 条第 3 項」に改める。

附則第 3 項中「新規則」を「名古屋市営路外駐車場条例施行細則」に改める。

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第56号

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（昭和63年名古屋市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号中「一般墓地使用者」の次に「（本市に住所を有する者に限る。次号及び第3号において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第57号

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則（平成21年名古屋市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

名古屋市大曾根駐車場	午前7時から翌日の午前1時まで
------------	-----------------

」

を

「

名古屋市大曾根駐車場	午前6時30分から翌日の午前1時まで
------------	--------------------

」

に改める。

第3条中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同条第6号中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則第3条の規定は、施行日以後に納付する利用料金について適用し、施行日前に納付された利用料金については、なお従前の例による。

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第58号

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則（平成27年名古屋市規則第101号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 7 号中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同項中第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 難病法第28条第 2 項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証の交付を受けている者が利用するとき。

(名古屋市農業センター条例施行細則の一部改正)

第 2 条 名古屋市農業センター条例施行細則（令和 4 年名古屋市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同号カ中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、

同号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

(名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則の一部改正)

第3条 名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則(昭和55年名古屋市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同項第6号中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則第4条の規定は、施行日以後に納付する利用料金について適用し、施行日前に納付された利用料金については、なお従前の例による。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第59号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表の1項左欄中「第3項」の次に「、令第137条の12第6項若しくは第7項」を加える。

第15条第1項の表以外の部分中「法に」を「法及び令に」に、「条例及び」を「条例並びに」に、「6項」を「7項」に改め、同項の表中

「
法、令、県条例、法に基づく本市
の条例及び高度地区の規定
」を

「
法、令、県条例、法及び令に基づ
く本市の条例並びに高度地区の規
」に、

定

4	県条例第31条ただし書、県条例第32条、県条例第34条、県条例第35条又は県条例第36条第2項	(1) 1項右欄に掲げる図書 (2) 令第129条の2第1項の全館避難安全検証法により検証した際の計算書
5	大規模集客施設制限地区条例第2条第1項第1号	(1) 1項右欄に掲げる図書 (2) 規則第1条の3第1項の表2(29)項(ろ)欄に掲げる図書のうち日影図 (3) 申請に係る地区計画の区域の現況図
6	高度地区第2項第2号又は第3号	(1) 1項右欄に掲げる図書 (2) 規則第1条の3第1項の表2(29)項(ろ)欄に掲げる図書のうち日影図

を

4	大規模集客施設制限地区条例第2条第1項第1号	(1) 1項右欄に掲げる図書 (2) 規則第1条の3第1項の表2(29)項(ろ)欄に掲げる図書のうち日影図 (3) 申請に係る地区計画の区域の現況図
5	名古屋市地下街建築基準条例（令和6年名古屋市条例第37号。以下「地下街条例」という。）第6条第1項	(1) 1項右欄に掲げる図書 (2) 地下街避難安全性能を有することを明示した図書

6	地下街条例第7条	(1) 1項右欄に掲げる図書 (2) 申請に係る建築物について、地下街条例第2条から第4条までの規定に適合しているかどうかを明示した図書
7	高度地区第2項第2号又は第3号	(1) 1項右欄に掲げる図書 (2) 規則第1条の3第1項の表2(29)項(ろ)欄に掲げる図書のうち日影図

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第60号

名古屋市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則
の一部を改正する規則

名古屋市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成14年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号）」を削る。

第 2 条第 1 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 2 号中「法第21条第 1 項に規定する」を「建設業法（昭和24年法律第 100 号）別表第 1 の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第 3 条第 1 項の」に改め、「又は」の次に「法第21条第 1 項の規定による」を加え、同条第 2 項中「第 3 条第 2 項」を「第 6 条第 2 項」に、「前項第 2 号に規定する図書」を「省令第 2 条第 3 項に定めるもの及び前項各号に掲げる図書で変更に係るもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市文化芸術推進評議会規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第61号

名古屋市文化芸術推進評議会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、名古屋市文化芸術推進基本条例（令和 6 年名古屋市条例第17号）第11条第11項の規定に基づき、名古屋市文化芸術推進評議会（以下「評議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第 2 条 評議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、評議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 評議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 評議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 評議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

（部会）

第4条 部会は、評議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を評議会に報告する。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（関係者の出席）

第5条 評議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 評議会の庶務は、観光文化交流局において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市告示第 153号

有料公園施設の利用の禁止について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 5条の規定により次のとおり都市公園の一部の利用を禁止します。

令和 6年 3月25日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用を禁止する有料公園施設の名称
押切公園野球場
- 2 利用を禁止する期間
令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで
- 3 利用を禁止する理由
下水道工事のため

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 154号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第41条第 1項、第42条の 2第 1項、第 46条第 1項及び第53条第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社TWG	訪問看護ステーション ひだまりの郷なごや北	名古屋市北区如意三丁目75番地	令和 6年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社フジキナ	うえのやま訪問看護ステーション北	名古屋市北区中切町 2丁目62番地	令和 6年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社HIMARI	HIMARI 訪問看護ステーション	名古屋市西区枇杷島三丁目26番11号	令和 6年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社FUJIYAMA	訪問看護ステーションふじやま	名古屋市西区大野木四丁目 367番地	令和 6年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社エセ	クラシラス訪	名古屋市昭和区	令和 6年	訪問看護

ンシア	問看護ステーション	藤成通 2丁目12番地の 1	2月 1日	介護予防訪問看護
株式会社L U A G O	訪問看護リハビリステーション松柏苑	名古屋市緑区有松1808番地	令和 6年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社P u r	ナースケアまほろ	名古屋市名東区上社四丁目 131番地	令和 6年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ボン ドワイエム	訪問看護ステーションよいかん名古屋名東	名古屋市名東区極楽四丁目 904番地	令和 6年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社T W G	ヘルパーステーション ひだまりの郷なごや北	名古屋市北区如意三丁目75番地	令和 6年 2月 1日	訪問介護
合同会社清爽	F K介護	名古屋市北区黒川本通 4丁目30番地	令和 6年 2月 1日	訪問介護
株式会社F U J I Y A M A	訪問介護ステーションふじやま	名古屋市西区大野木四丁目 367番地	令和 6年 2月 1日	訪問介護
株式会社ベネッセスタイルケア	グランダ那古野ケアステーション	名古屋市中村区那古野一丁目39番12号	令和 6年 2月 1日	訪問介護

株式会社ベネッセスタイルケア	アリア八雲・山手通ケアステーション	名古屋市昭和区八雲町54番地の2	令和 6年 2月 1日	訪問介護
株式会社さくら介護グループ	さくら・介護ステーション たかばた南	名古屋市中川区打中二丁目 269番地	令和 6年 2月 1日	訪問介護
一般社団法人 take steps	ヘルパーステーション take steps	名古屋市守山区東山町13番27号	令和 6年 2月 1日	訪問介護
株式会社L U A G O	ヘルパーステーション松柏苑	名古屋市緑区有松1808番地	令和 6年 2月 1日	訪問介護
株式会社 Believe	訪問介護ステーション チャレンジ	名古屋市緑区桃山一丁目77番地	令和 6年 2月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社のぞみ	デイサービス つぼみ	名古屋市中村区 剣町 175番地	令和 6年 2月 1日	地域密着型通所介護
善進印刷有限会社	デイサービス いっぽ善進	名古屋市港区当知町字堤外 653番地	令和 6年 2月 1日	地域密着型通所介護
有限会社ウッドイー・ライフサービス	デイサービス K I G I	名古屋市港区九番町 5丁目16番地	令和 6年 2月 1日	地域密着型通所介護
株式会社HK	ひかりの里	名古屋市緑区有	令和 6年	地域密着型通所介

R	有松	松町大字桶狭間 字高根24番地の 1	2月 1日	護
株式会社LU AGO	デイサービス 松柏苑	名古屋市緑区有 松1808番地	令和 6年 2月 1日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
合同会社橋本	ケアプランゆ う	名古屋市東区東 大曾根町29番11 号	令和 6年 2月 1日	居宅介護支援
株式会社中日 ビジネス	中日介護相談 センター	名古屋市熱田区 二番一丁目11番 5号	令和 6年 2月 1日	居宅介護支援
株式会社なな かまど	ケアプランセ ンター柊	名古屋市天白区 池見一丁目16番 地の 5	令和 6年 2月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 155号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社リベルケア	訪問看護 リベル 守山	名古屋市守山区 笹ヶ根三丁目 209番地	令和 5年 12月 8日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ミズノ	訪問看護ステーション ひだまりの郷 なごや北	名古屋市北区如 意三丁目75番地	令和 5年 12月28日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社松柏苑	松柏苑訪問看護 リハビリステーション	名古屋市緑区有 松1808番地	令和 5年 12月28日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
--------	--------	---------	-------------	---------

株式会社コスモハウス	訪問介護事業所コスモ	名古屋市守山区 新守山1105番地	令和 5年 12月11日	訪問介護
合同会社COLORFUL	ケアステーションにじいろ	名古屋市港区高木町 2丁目10番地	令和 5年 12月22日	訪問介護
株式会社ミノ	ヘルパーステーション ひだまりの郷 なごや北	名古屋市北区如意三丁目75番地	令和 5年 12月28日	訪問介護
株式会社安井接骨院	さくら・介護ステーション やすい	名古屋市中川区 打中二丁目 269番地	令和 5年 12月28日	訪問介護
株式会社わかば	訪問介護事業所 咲空（さくら）	名古屋市守山区 新城 4番16号	令和 5年 12月28日	訪問介護
株式会社松柏苑	ヘルパーステーション 松柏苑	名古屋市緑区有松1808番地	令和 5年 12月28日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
株式会社ごかんホールディングス	フィットネスデイ ごかん 浄心	名古屋市西区見玉一丁目17番 1号	令和 5年 12月28日	地域密着型通所介護
ベルリオ有限公司	リハビリデイサービス R i n g l e	名古屋市昭和区山花町 130番地	令和 5年 12月28日	地域密着型通所介護
株式会社松柏苑	松柏苑	名古屋市緑区有松	令和 5年	地域密着型通所介護

苑		松1808番地	12月28日	護
---	--	---------	--------	---

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
医療法人有仁 会	医療法人有仁 会居宅介護支 援ゆうあい	名古屋市守山区 瀬古東二丁目 411番地	令和 5年 12月15日	居宅介護支援
株式会社ライ フリズム	ケアプランセ ンター ライ フリズム	名古屋市天白区 平針台一丁目 105番地の1	令和 5年 12月28日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 156号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 5・6・1号東山公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

名古屋市千種区星が丘山手、星が丘元町、東山通 5丁目、田代町字唐山及び字瓶杵、東山元町 3丁目、4丁目及び 5丁目、天白町大字植田字植田山、昭和区八事富士見、名東区にじが丘 1丁目、植園町 1丁目及び 3丁目、藤巻町 1丁目、2丁目及び 3丁目並びに天白区天白町大字八事字裏山及び字山田地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 157号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 5・6・1号東山公園に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 6年 3月26日から令和13年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 158号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 5・5・7号明德公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

名古屋市名東区猪高町大字猪子石字鰻廻間並びに大字藤森字香流及び字森並びに石が根町地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 159号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 5・5・7号明德公園に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 6年 3月26日から令和13年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 160号

名古屋都市計画事業の事業計画の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画事業の種類及び名称
名古屋都市計画公園事業 2・2・1403号汐田公園
- 2 施行者の名称
名古屋市
- 3 事務所の所在地
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- 4 事業地の所在
名古屋市緑区鳴海町字上汐田地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 161号

名古屋都市計画事業の事業計画の認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 2・2・1403号汐田公園に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 6年 3月26日から令和 9年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を含め定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 162号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画事業の種類及び名称
名古屋都市計画公園事業 5・5・4号鶴舞公園
- 2 施行者の名称
名古屋市
- 3 事務所の所在地
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- 4 事業地の所在
名古屋市昭和区鶴舞一丁目及び中区千代田五丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 163号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 5・5・4号鶴舞公園に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 6年 3月26日から令和10年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 164号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 5・5・2号中村公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

名古屋市中村区中村町字河原、字高畑、字茶ノ木、字待屋及び字木下屋敷、東宿町 1丁目、東宿町 2丁目並びに日比津町字南諏訪野地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 165号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 5・5・2号中村公園に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 6年 3月26日から令和13年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 166号

名古屋市土原土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第45条第 2項の規定により、次の組合の解散について認可しました。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 組合の名称

名古屋市土原土地区画整理組合

2 解散の事由

事業の完成

3 解散認可の年月日

令和 6年 3月26日

4 清算人の氏名及び住所

氏 名	住 所
高 田 晴 夫	名古屋昭和区東畑町 2丁目18番地の 3
稲 熊 文 寛	名古屋市天白区久方二丁目11番地
稲 熊 昭 則	名古屋市天白区島田四丁目1902番地
大 矢 裕 三	名古屋市天白区鴻の巣二丁目 309番地
岡 島 晋 一	碧南市鶴見町 4丁目11番地
武儀山 勝 彦	名古屋市緑区滝ノ水二丁目1820番地
渡 邊 正 志	名古屋市天白区境根町76番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 167号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市千種区不老町 1番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 168号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 3月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市中川区福川町 2丁目 1番の一部

2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第169号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定により告示するとともに、同条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和6年3月26日

名古屋市長 河村 たかし

1 建築協定の名称

徳川山町地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市千種区徳川山町二丁目2番 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 170 号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第45条第 2 項の規定により、次の組合の解散について認可しました。

令和 6 年 3 月 26 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 組合の名称

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合

2 解散の事由

事業の完成

3 解散認可の年月日

令和 6 年 3 月 26 日

4 清算人の氏名及び住所

伊 豆 克 廣	名古屋市守山区下志段味二丁目 913 番地
伊 藤 正 臣	名古屋市守山区下志段味一丁目 3606 番地
伊 藤 政 利	名古屋市守山区下志段味一丁目 4001 番地
加 藤 公 生	名古屋市守山区下志段味五丁目 304 番地
加 藤 尚 史	名古屋市守山区東禅寺 804 番地 グランドマンション ダン 501 号
加 藤 鈞	名古屋市守山区下志段味五丁目 1305 番地
加 藤 洋 興	名古屋市守山区下志段味三丁目 410 番地
加 藤 義 久	名古屋市守山区下志段味二丁目 420 番地
加 藤 惠 久	名古屋市守山区下志段味一丁目 901 番地
河 内 豊	名古屋市守山区桜坂三丁目 101 番地
木 全 義 春	名古屋市守山区下志段味二丁目 915 番地

高坂勝彦	名古屋市守山区下志段味一丁目 310 番地
寺平徳夫	名古屋市守山区桜坂二丁目 710 番地
長塚武彦	名古屋市守山区下志段味五丁目 910 番地
野田幸治	名古屋市守山区下志段味一丁目1701番地
野田正明	名古屋市守山区下志段味三丁目2222番地
松田勝利	名古屋市守山区下志段味五丁目1617番地
水野嘉志郎	名古屋市守山区桜坂二丁目2103番地

名古屋市告示第171号

環境目標値を定める告示の一部改正について

平成17年名古屋市告示第402号（環境目標値を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和6年3月27日

名古屋市長 河村 たかし

2 水質汚濁に係る環境目標値を次のように改める。

2 水質汚濁に係る環境目標値

水の安全性に関する目標、水質の汚濁に関する目標及び親しみやすい指標による目標について、それぞれ次のとおりとする。

(1) 水の安全性に関する目標

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

(2) 水質の汚濁に関する目標

表1に掲げる地域について、表2のとおりとする。

(3) 親しみやすい指標による目標

表1に掲げる地域について、表3のとおりとする。

(4) 達成年度

ア 水の安全性に関する目標

設定後直ちに達成し、維持するよう努めるものとする。

イ 水質の汚濁に関する目標、親しみやすい指標による目標

令和12年度（2030年度）を目途として、その達成維持を図るものとする。

表 1 地域区分

水域	区分	水質のイメージ	地域
河川	☆☆☆	川に入っでの遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、植田川（全域）、扇川（全域）、庄内川上流部（水分橋から上流の水域に限る。）、庄内川下流部（水分橋から下流の水域に限る。）、矢田川下流部（大森橋から下流の水域に限る。）、香流川（全域）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆☆	水際での遊びが楽しめる	中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、天白川（全域）、鞍流瀬川（全域）、矢田川上流部（大森橋から上流の水域に限る。）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、福田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
ため池	☆☆	水際での遊びや自然観察が楽しめる	河川☆☆☆区分及び☆☆区分に流入するため池
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	河川☆区分に流入するため池
海域	☆☆	水際での遊びが楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属さない海域

表2 水質の汚濁に関する目標

区分 水質のイメージ 項目	河川			ため池		海域		測定方法
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆	
	川に入っ ての遊 びが楽 しめる	水際 での遊 びが楽 しめる	岸 辺の散 歩が楽 しめる	水際 での遊 びや自 然観察 が楽し める	岸 辺の散 歩が楽 しめる	水際 での遊 びが楽 しめる	海 辺の散 歩が楽 しめる	
水素イオン 濃度 (pH)	6.5以上8.5以下			—	—	7.8以上8.3以下		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	—	—	—	—	規格21に定める方法
化学的 酸素要求量 (COD)	—	—	—	6 mg/L 以下	8 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	規格17に定める方法
浮遊物質 量 (SS)	10mg/L 以下	15mg/L 以下	20mg/L 以下	15mg/L 以下	20mg/L 以下	5 mg/L 以下	10mg/L 以下	付表9に掲げる方法
溶存酸素 量 (DO)	5 mg/L 以上		3 mg/L 以上	—	—	5 mg/L 以上		規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
ふん便性 大腸菌群 数	1000 個/100mL 以下	—	—	—	—	—	—	メンブランフィルター法又は、疎水性格子付きメンブランフィルター法
全窒素	—	—	—	0.6mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法(ただし、海域については、規格45.4に定める方法。)
全 ^{リン} 燐	—	—	—	0.05mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.09mg/L 以下		規格46.3に定める方法
全亜鉛	0.03mg/L 以下			0.03mg/L 以下		0.01mg/L 以下	0.02mg/L 以下	規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)
ノニル フェノール	0.002mg/L 以下			0.002mg/L 以下		0.0007 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	付表11に掲げる方法
直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその 塩(LAS)	0.05mg/L 以下			0.05mg/L 以下		0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	付表12に掲げる方法

注1 「測定方法」の欄において「規格」とは、日本産業規格K0102をいい、「付表」とは昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表に掲げるものをいう。

2 pH、DO、ふん便性大腸菌群数及び河川・海域のSSは日間平均値とする。

3 BOD、CODの年間評価については、75%水質値によるものとする。

4 全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS及びため池のSSについては、年間平均値とする。

表3 親しみやすい指標による目標

区分 水質のイメージ 項目	河川			ため池		海域	
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆
	川に入っ ての遊 びが楽 しめる	水際 での遊 びが楽 しめる	岸 辺の散 歩が楽 しめる	水際 での遊 びや自 然観察 が楽し める	岸 辺の散 歩が楽 しめる	水際 での遊 びが楽 しめる	海 辺の散 歩が楽 しめる
水のにごり (透視度)	にごり がない (おおむ ね70cm 以上)	にごり が少な い (おおむ ね50cm 以上)	にごり があ る (おおむ ね30cm 以上)	にごり が少な い (おおむ ね50cm 以上)	にごり があ る (おおむ ね30cm 以上)	にごり がない (おおむ ね70cm 以上)	
水におい	顔を 近づ けても 不快で ないこ と。	水際 に寄っ ても不 快でな いこ と。	橋や 護岸 で不快 でない こ と。	不快 でない こ と。		不快 でない こ と。	
水の色	異常 な着色 のない こ と。			水の 華(ア オコ)等 の異常 な着色 のない こ と。		赤潮・ 苦潮等 の異常 な着色 のない こ と。	
水の流	流 れがあ るこ と。			-	-	-	-
ごみ	ご みが捨 てられ ていな いこ と。						
生き物	生 き物が 生息・ 生育し ていな るこ と。						
指標生物	(淡水 域) アユ、 モロコ 類、 ヒラタ カゲロ ウ類、 カワゲ ラ類	(淡水 域) カマツ カ、 オイカ ワ、 コカゲ ロウ類 、 シマト ビケラ 類、 ハグロ トンボ	(淡水 域) フナ類 、 イトト ンボ類 、 ミズム シ(甲 殻類) 、 ヒル類 (汽水 域) フジツ ボ類、 ゴカイ 類	オイカ ワ、 ウチワ ヤンマ 、 チョウ ウトン ボ、 トビケ ラ類、 ガガブ タ、 クロモ 、 ヒルム シロ類 、 コウホ ネ	フナ類 、 イトト ンボ類 、 コシア キトン ボ、 ボ、 ミズカ マキリ 類、 ヨシ、 ガマ類 、 ヒシ類	(海 域) クロダ イ、 マハゼ 、 シロギ ス、 カレイ 類、 ヤドカ リ類、 アサリ (干 潟) チゴガ ニ、 アナジ ャコ、 ヤマト シジミ	(海 域) ボラ、 スズキ 、 イソギ ンチャ ク類、 フジツ ボ類 (干 潟) ニホン ドロソ コエビ 、 ゴカイ 類、 ヤマト オサガ ニ

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 172号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
チーム13	名古屋市守山区白沢町34番地の 1	令和 6年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 173号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社日本エルダリーケアサービス
介護事業者の所在地	旧	東京都港区芝四丁目 1番23号
	新	東京都港区港南二丁目15番 3号
介護事業所の名称		にじのさと北サービスセンター
介護事業所の所在地		名古屋市北区平安一丁目 2番 3号
変更年月日		令和 5年12月24日

介護事業者の名称		株式会社日本エルダリーケアサービス
介護事業者の所在地	旧	東京都港区芝四丁目 1番23号
	新	東京都港区港南二丁目15番 3号
介護事業所の名称		にじのさと中川サービスセンター

介護事業所の所在地	名古屋市中川区高畑二丁目 101番地
変更年月日	令和 5年12月24日

介護事業者の名称	旧	有限会社寿商店
	新	有限会社ケアサポート
介護事業所の所在地	名古屋市中村区小鴨町66番地	
介護事業所の名称	ヘルパーステーションくまさん	
介護事業所の所在地	名古屋市中川区富永三丁目49番地	
変更年月日	令和 2年 6月11日	

介護事業者の名称	有限会社ケアサポート	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区小鴨町66番地	
介護事業所の名称	ヘルパーステーションくまさん	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区富永三丁目49番地
	新	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東六反畑4260番地の 2
変更年月日	令和 5年11月 1日	

介護事業者の名称	株式会社アップグレード	
介護事業者の所在地	名古屋市中区栄三丁目15番33号	
介護事業所の名称	訪問介護ステーションあゆみ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区大当郎三丁目2009番地
	新	名古屋市中川区打出一丁目60番地の 2
変更年月日	令和 6年 2月10日	

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都港区芝四丁目 1番23号
	新	東京都港区港南二丁目15番 3号
介護事業所の名称	にじのさと南サービスセンター	

介護事業所の所在地	名古屋市南区内田橋二丁目20番22号
変更年月日	令和 5年12月24日

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都港区芝四丁目 1番23号
	新	東京都港区港南二丁目15番 3号
介護事業所の名称	にじのさと名東サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市名東区本郷三丁目 171番地	
変更年月日	令和 5年12月24日	

介護事業者の名称	けんこう長寿株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区引山二丁目 803番地	
介護事業所の名称	けんこう長寿訪問介護	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区引山三丁目 223番地
	新	名古屋市名東区引山二丁目 803番地
変更年月日	令和 6年 2月 1日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	旧	メグラス在宅クリニック
	新	メグラス在宅クリニック葵
介護事業所の所在地	名古屋市東区葵三丁目14番 3号	
変更年月日	令和 4年12月 1日	

介護事業所の名称	旧	愛歯科クリニック
	新	愛医科歯科クリニック
介護事業所の所在地	名古屋市西区城町69番地	
変更年月日	令和 5年 7月20日	

介護事業所の名称	旧	大須病院
----------	---	------

	新	重工大須病院
介護事業所の所在地	名古屋市中区松原二丁目17番 5号	
変 更 年 月 日	令和 6年 1月 1日	

介護事業所の名称	とくしげ在宅クリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区徳重五丁目 415番地
	新	名古屋市緑区徳重三丁目2914番地
変 更 年 月 日	令和 6年 1月 1日	

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	愛歯科クリニック
	新	愛医科歯科クリニック
介護事業所の所在地	名古屋市西区城町69番地	
変 更 年 月 日	令和 5年 7月20日	

介護事業所の名称	旧	大須病院
	新	重工大須病院
介護事業所の所在地	名古屋市中区松原二丁目17番 5号	
変 更 年 月 日	令和 6年 1月 1日	

介護事業所の名称	とくしげ在宅クリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区徳重五丁目 415番地
	新	名古屋市緑区徳重三丁目2914番地
変 更 年 月 日	令和 6年 1月 1日	

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	メグラス在宅クリニック
	新	メグラス在宅クリニック葵
介護事業所の所在地	名古屋市東区葵三丁目14番 3号	

変 更 年 月 日	令和 4年12月 1日
-----------	-------------

介護事業所の名称	旧	愛歯科クリニック
	新	愛医科歯科クリニック
介護事業所の所在地	名古屋市西區城町69番地	
変 更 年 月 日	令和 5年 7月20日	

介護事業所の名称	旧	大須病院
	新	重工大須病院
介護事業所の所在地	名古屋市中區松原二丁目17番 5号	
変 更 年 月 日	令和 6年 1月 1日	

介護事業所の名称	旧	アイン薬局名城病院店
	新	アイン薬局三の丸店
介護事業所の所在地	名古屋市中區三の丸一丁目 3番 1号	
変 更 年 月 日	令和 5年11月 1日	

介護事業所の名称	とくしげ在宅クリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑區徳重五丁目 415番地
	新	名古屋市緑區徳重三丁目2914番地
変 更 年 月 日	令和 6年 1月 1日	

5 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

介護事業者の名称	株式会社介護福祉サービス	
介護事業者の所在地	名古屋市港区小碓一丁目 232番地	
介護事業所の名称	旧	デイサービスセンターほっとひと生き第 1
	新	デイサービスセンターほっとひと生き
介護事業所の所在地	名古屋市港区小碓一丁目 232番地	
変 更 年 月 日	令和 5年12月25日	

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	北医療生活協同組合	
介護事業者の所在地	名古屋市北区上飯田北町 1丁目20番地の 2	
介護事業所の名称	北医療生協指定居宅介護支援事業所	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区上飯田北町 1丁目14番地の 1
	新	名古屋市北區城東町 5丁目 114番地
変更年月日	令和 5年 8月 1日	

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都港区芝四丁目 1番23号
	新	東京都港区港南二丁目15番 3号
介護事業所の名称	にじのさと中川	
介護事業所の所在地	名古屋市中川区高畑二丁目 101番地	
変更年月日	令和 5年12月24日	

介護事業者の名称	社会福祉法人ケアマキス	
介護事業者の所在地	名古屋市天白区笹原町1701番地	
介護事業所の名称	居宅介護支援事業所ケアマキス笹原	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区笹原町1703番地
	新	名古屋市天白区笹原町1701番地
変更年月日	令和 6年 2月10日	

7 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都港区芝四丁目 1番23号
	新	東京都港区港南二丁目15番 3号
介護事業所の名称	にじのさと北サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市北区平安一丁目 2番 3号	
変更年月日	令和 5年12月24日	

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都港区芝四丁目 1番23号
	新	東京都港区港南二丁目15番 3号
介護事業所の名称	にじのさと中川サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市中川区高畑二丁目 101番地	
変更年月日	令和 5年12月24日	

介護事業者の名称	株式会社アップグレード	
介護事業者の所在地	名古屋市中区栄三丁目15番33号	
介護事業所の名称	訪問介護ステーションあゆみ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区大当郎三丁目2009番地
	新	名古屋市中川区打出一丁目60番地の 2
変更年月日	令和 6年 2月10日	

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都港区芝四丁目 1番23号
	新	東京都港区港南二丁目15番 3号
介護事業所の名称	にじのさと南サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市中川区内田橋二丁目20番22号	
変更年月日	令和 5年12月24日	

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都港区芝四丁目 1番23号
	新	東京都港区港南二丁目15番 3号
介護事業所の名称	にじのさと名東サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市中川区本郷三丁目 171番地	
変更年月日	令和 5年12月24日	

8 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都港区芝四丁目 1番23号
	新	東京都港区港南二丁目15番 3号
介護事業所の名称	にじのさと北サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市北区平安一丁目 2番 3号	
変更年月日	令和 5年12月24日	

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都港区芝四丁目 1番23号
	新	東京都港区港南二丁目15番 3号
介護事業所の名称	にじのさと中川サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市中川区高畑二丁目 101番地	
変更年月日	令和 5年12月24日	

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都港区芝四丁目 1番23号
	新	東京都港区港南二丁目15番 3号
介護事業所の名称	にじのさと南サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市南区内田橋二丁目20番22号	
変更年月日	令和 5年12月24日	

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都港区芝四丁目 1番23号
	新	東京都港区港南二丁目15番 3号
介護事業所の名称	にじのさと名東サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市名東区本郷三丁目 171番地	
変更年月日	令和 5年12月24日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 174号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
さくら・介護ステーションやすい	名古屋市中川区打中二丁目 269番地	令和 6年 2月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
高田医院	名古屋市西区秩父通 1丁目52番地	令和 6年 1月 1日
山田歯科医院	名古屋市港区東海通 4丁目11番地	令和 6年

		4月 1日
本郷眼科	名古屋市名東区本郷二丁目83番地	令和 6年 4月 1日
磯貝歯科医院	名古屋市天白区高島二丁目1701番地 の 2	令和 5年 12月31日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
高田医院	名古屋市西区秩父通 1丁目52番地	令和 6年 1月 1日
山田歯科医院	名古屋市港区東海通 4丁目11番地	令和 6年 4月 1日
本郷眼科	名古屋市名東区本郷二丁目83番地	令和 6年 4月 1日
磯貝歯科医院	名古屋市天白区高島二丁目1701番地 の 2	令和 5年 12月31日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
高田医院	名古屋市西区秩父通 1丁目52番地	令和 6年 1月 1日
山田歯科医院	名古屋市港区東海通 4丁目11番地	令和 6年 4月 1日
本郷眼科	名古屋市名東区本郷二丁目83番地	令和 6年 4月 1日
磯貝歯科医院	名古屋市天白区高島二丁目1701番地 の 2	令和 5年 12月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 175号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 6年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月日
梅兼歯科	名古屋市西区枇杷島四丁目24番19号	令和 6年 2月29日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月日
梅兼歯科	名古屋市西区枇杷島四丁目24番19号	令和 6年 2月29日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養指導

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
梅兼歯科	名古屋市西区枇杷島四丁目24番19号	令和 6年 2月29日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 176 号

名古屋市第 6 次一般廃棄物処理基本計画の策定について

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）第 6 条第 1 項の規定により、市が行う第 6 次一般廃棄物処理基本計画を次のように決めました。

なお、平成 28 年名古屋市告示第 178 号は廃止します。

令和 6 年 3 月 28 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

名古屋市 第6次 一般廃棄物処理基本計画

～「もったいない」のその一歩先へ～

計画期間：令和6(2024)年度～令和22(2040)年度



令和6年3月
名古屋市



シャチのジュンちゃん

はじめに

平成11（1999）年2月、本市は右肩上がりで増え続けていたごみの減量を呼びかけるため、「ごみ非常事態宣言」を発表しました。

それ以降、市民・事業者の皆様との協働により、徹底した分別・リサイクルに取り組むとともに、「もったいない」の心でごみも資源も元から減らす発生抑制の取り組みを推進し、総排出量・ごみ処理量・埋立量を大幅に削減することができました。

これもひとえに、市民・事業者の皆様のご協力と地域役員の皆様の献身的なご尽力の賜物です。あらためて、この間の皆様のお力添えに心から感謝申し上げます。

一方で、「ごみ非常事態宣言」から25年が経過し、少子化・高齢化の進行や価値観・コミュニティの多様化、デジタル化の進展など社会が大きく変化しています。加えて、プラスチックの資源循環や食品ロスの削減が地球規模の課題になるなど、ごみ処理・資源化を取り巻く状況も刻々と変化しています。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の達成や脱炭素社会の実現、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けた動きが加速しており、本市においても一層の取り組みが求められています。

新たに策定した「第6次一般廃棄物処理基本計画」では、「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします」を基本理念に掲げ、社会の変化に的確に対応しながら、「プラスチックの資源循環」と「食品ロスの削減」に重点を置いた施策を推し進めるとともに、ごみ減量だけではなく資源を効率よく循環させることで、将来世代にわたって安心して住み続けられる持続可能な循環型都市の実現を目指してまいります。

従来の「もったいない」の取り組みを発展させ、『「もったいない」のその一歩先へ』を合言葉に、これまでより一歩踏み込んだ取り組みの実践に向け、ともに歩みはじめましょう。

引き続き、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

目次

第1部 ごみ処理基本計画 1

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 計画の位置づけ 4
- 3 計画期間 6
- 4 計画の構成 7

第2章 本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況と課題

- 1 人口減少、少子化・高齢化に伴う人口構造の変化 8
- 2 価値観・コミュニティの多様化 10
- 3 デジタル化の進展 11
- 4 災害や感染症への対応 12
- 5 脱炭素社会の実現、循環経済への移行 13

第3章 本市のごみ処理・資源化の現状

- 1 人口と世帯数等の推移 14
- 2 ごみ処理量等の推移 15
- 3 ごみと資源の内訳 16
- 4 ごみ処理・資源化体制 19
- 5 ごみ処理事業における温室効果ガス排出量等 26
- 6 ごみ処理・資源化事業に伴う経費 28
- 7 5次計画の振り返り 29

第4章 計画の基本理念と目標値

- 1 基本理念 32
- 2 目標値 34

第5章 「持続可能な循環型都市」の実現に向けた施策の展開

- 1 施策体系 38
- 2 重点施策1 プラスチック資源循環の推進 42
- 3 重点施策2 食品ロスの削減／食品ロス削減推進計画 52
- 4 施策1 環境にやさしい学びと行動の推進 61
- 5 施策2 2R（リデュース・リユース）の推進 64
- 6 施策3 分別・リサイクルの推進 67
- 7 施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保 71
- 8 施策5 快適に住み続けられるまちづくり 77

第6章 計画の推進に向けて

- 1 パートナーシップによる計画の推進 80
- 2 計画の進行管理 81
- 3 取り組みスケジュール 82

第2部 し尿等処理基本計画 87

第1章 計画の策定にあたって 88

第2章 計画の基本方針

- 1 処理区域内 88
- 2 処理区域外 88
- 3 計画期間 88

第3章 処理計画

- 1 し尿等の処理量の将来予測 89
- 2 水洗化等普及促進 89
- 3 収集・運搬計画 90
- 4 処分計画 90

一般廃棄物処理基本計画の改定に関する懇談会 92

※「名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画」は、「ごみ処理基本計画」と「し尿等処理基本計画」から構成し、「食品ロス削減推進計画」を内包しています。

第1部 ごみ処理基本計画

1 計画策定の趣旨

本市では、平成11（1999）年2月の「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を達成する原動力となった市民・事業者との協働をベースに、3R（「発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」「再生利用（リサイクル）」）の取り組みを推進するため、平成28（2016）年3月に「名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「5次計画」という。）を策定しました。

5次計画策定以降、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）、令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されるとともに、「2050年カーボンニュートラル」に向けた地球温暖化対策の一つとして、3R＋Renewable（再生可能資源への代替）をはじめとする循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が位置づけられるなど、ごみ処理・資源化を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、本市の人口も減少局面を迎えており、少子化・高齢化の進行に伴う人口構造の変化、自然災害への対応などが引き続き求められているほか、新型コロナウイルス感染症の長期化・深刻化がもたらした人々の暮らし・働き方・価値観の変化、デジタル化や脱炭素化に向けた世界的な動きの加速など多様化・複雑化する社会経済情勢の変化に的確に対応していくことが求められています。

環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」では、「目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」とされており、5次計画は策定から8年が経過しています。

この間、ごみ非常事態宣言から20年以上が経過し、少子化・高齢化の進行、外国人住民の増加やごみ処理量が横ばいの状況などを踏まえ、ごみ・資源の排出が困難な方への支援や「分かりやすい・分けやすい」区分による分別収集の実施などの取り組みを行ってきましたが、今後も社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくことが必要です。

そこで、全国の高齢人口がピークを迎える令和22（2040）年頃を見据え、『「もったいない」のその一歩先へ』を合言葉に、持続可能な循環型都市なごやの実現に向け、これまでの取り組みから一歩踏み込んだ施策を総合的かつ計画的に推進していくため、このたび5次計画を改定し、「名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「6次計画」という。）を策定しました。

1990年代、本市のごみ処理量は一貫して右肩上がりが増え続け、平成10（1998）年度には年間100万トンに迫り、焼却・埋立の両面で処理能力の限界を迎えつつありました。

本市は、藤前干潟に次の埋立処分場を建設する計画を進めていましたが、藤前干潟が渡り鳥の重要な飛来地であったため埋立反対の声が高まり、「市民生活が大切か、渡り鳥が大切か」悩み抜いた末、「市民生活も渡り鳥も、どちらも大切」として藤前干潟の埋立計画を中止し、大幅にごみを減らすことを呼びかけるごみ非常事態宣言を発表しました。

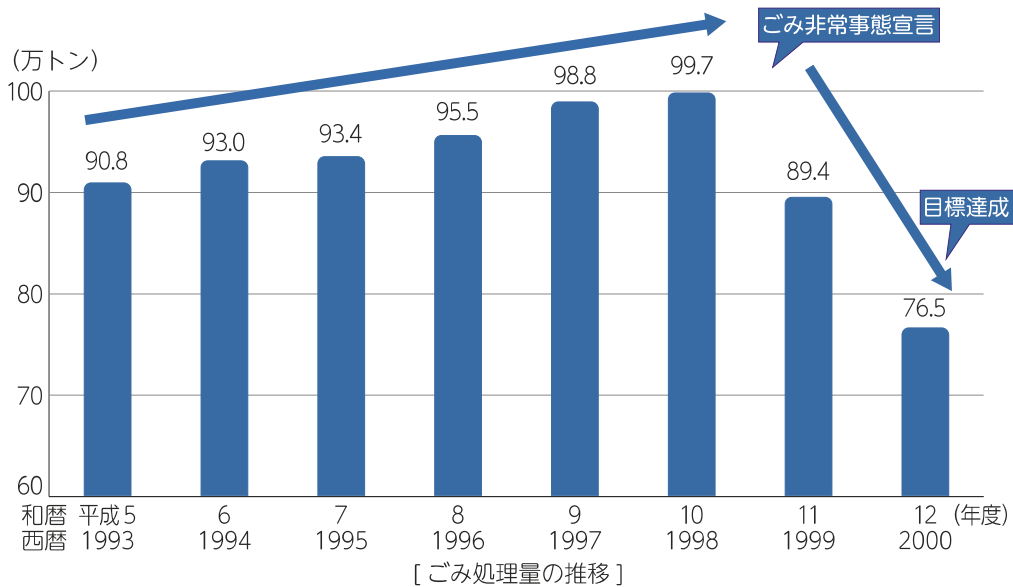
ごみ非常事態宣言後は、市民・事業者との協働のもと、プラスチック製容器包装、紙製容器包装などの新たな資源収集をはじめ、様々な施策を矢継ぎ早に実施し、平成12（2000）年度のごみ処理量は76.5万トンと、ごみ非常事態宣言に掲げた目標を達成することができました。

【ごみ非常事態宣言発表の経緯】



市民・事業者との協働による徹底した分別・リサイクルの取り組み

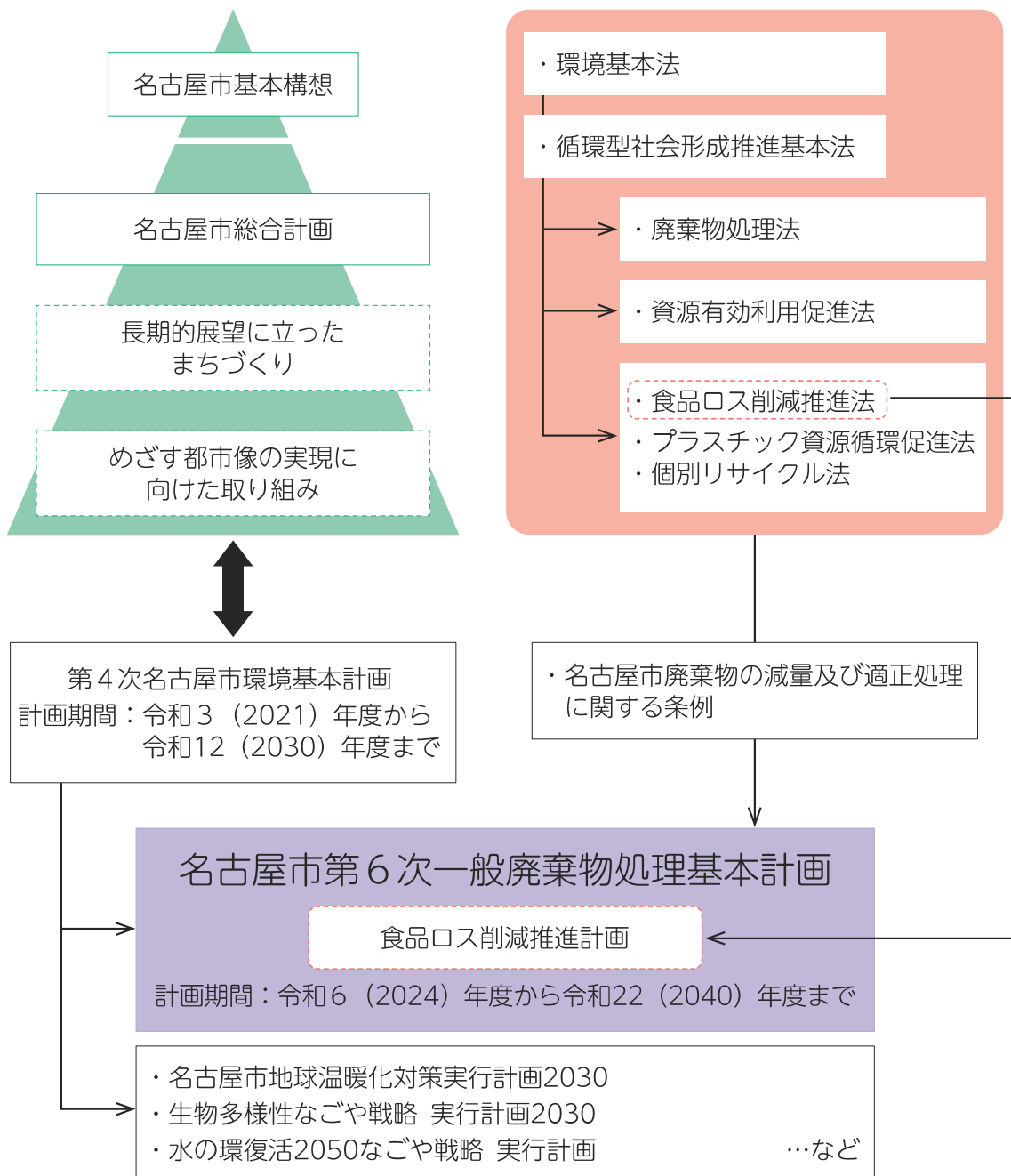
平成11（1999）年2月 「ごみ非常事態宣言」 トリプル20
20世紀中に20%、20万トンのごみ減量目標



2 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第6条第1項に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理について定める長期計画であり、「名古屋市総合計画」及び「名古屋市環境基本計画」を上位計画とし、これらの計画との整合を図りながら総合的・一体的推進を目指します。

また、「食品ロス削減推進法」に規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を本計画に内包して策定します。



コラム 第4次名古屋市環境基本計画

本市では、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に進めるため、令和3（2021）年9月に、持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえ、「第4次名古屋市環境基本計画」を策定しました。

循環型都市の実現に向けた施策については、施策Ⅲ「廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、適正処理を推進する」に位置づけられています。

みんなで目指す 2030年のまちの姿

**パートナーシップで創る
快適な都市環境と自然が調和したまち**

施策	施策の柱
（4つの環境都市等の共通目標） 【施策Ⅰ】 全ての主体の環境に関わる学びと行動、パートナーシップを推進する	1 環境に関わる学びを推進する（P57～） 2 環境にやさしい行動を促進する（P59～） 3 パートナーシップを推進する（P60～）
（健康社会都市） 【施策Ⅱ】 健康で安全、快適な生活環境の保全をはかる	1 大気環境の向上をはかる（P62～） 2 水環境の向上をはかる（P63～） 3 土壌汚染の調査や対策等対策を推進する（P64～） 4 騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する（P64～） 5 公害による健康被害の救済と予防を行う（P65～）
（循環型都市） 【施策Ⅲ】 廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、適正処理を推進する	1 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を推進する（P66～） 2 分別・リサイクル（再生利用）を推進する（P67～） 3 こまごまの適正な処理を推進する（P68～）
（自然共生都市） 【施策Ⅳ】 生物多様性の保全と持続可能な利用、水循環機能の回復をはかる	1 生物多様性の持続化を推進する（P70～） 2 豊かな自然と暮らしを活かしたまちづくりを推進する（P71～） 3 国土にあった生きものを保全する（P72～） 4 水循環機能の回復を推進する（P73～）
（社会貢献都市） 【施策Ⅴ】 気候変動に対する緩和策と適応策を推進する	1 温室効果ガスの排出削減を推進する（P74～） 2 気候変動によるリスクへの備えを推進する（P77～）

コラム 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsとは、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12（2030）年までの世界目標のことで、貧困やジェンダー平等、気候変動、エネルギー、経済成長など環境・経済・社会に関する17の世界共通の目標と169のターゲットが設定されています。

本市では、令和元（2019）年7月にSDGs達成に向けた取り組みを先導的に進めていく「SDGs未来都市」に選定され、「名古屋市SDGs未来都市計画」に基づき、取り組みを進めています。その取り組みの一つに、ごみ・資源の発生抑制、分別・リサイクルなどの3Rの推進を掲げており、本計画においてもSDGsの理念を踏まえ、循環型都市の実現に向けた施策を推進していきます。

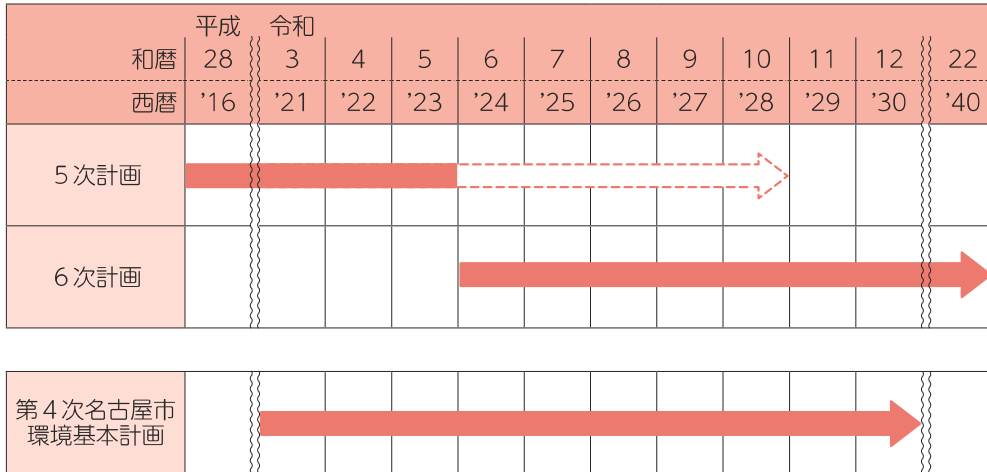


出典：国際連合広報センターウェブサイト

3 計画期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和22（2040）年度までの17年間とします。

なお、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、社会経済の状況やごみ量・質の変化、ごみ処理・資源化の技術革新等に適切に対応するため、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。



4 計画の構成

本計画は、以下のように本章を含む全6章から構成しています。

- 第1章 (P2～)**
 計画の策定にあたって
- 第2章 (P8～)**
 本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況と課題
- 第3章 (P14～)**
 本市のごみ処理・資源化の現状

第4章 計画の基本理念と目標値 (P32～)

**パートナーシップで支え合う
 持続可能な循環型都市なごやをめざします**

「協働」	「資源循環」	「安心」	「地球にやさしく」		
パートナーシップで支え合う	3Rが定着し、資源が循環している	だれもが困ることなく、安心して住み続けられる	環境負荷が少なく、地球と共生している		
					
目標値	総排出量	資源分別量	ごみ処理量	埋立量	品目別の発生抑制・資源分別率

第5章 「持続可能な循環型都市」の実現に向けた施策の展開 (P38～)

重点施策

プラスチック資源循環の推進

食品ロスの削減

施策1 環境にやさしい学びと行動の推進

施策2 2R（リデュース・リユース）の推進

施策3 分別・リサイクルの推進

施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保

施策5 快適に住み続けられるまちづくり

施策の柱
13

取り組み
63

第6章 計画の推進に向けて (P80～)

本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況と課題

5次計画策定以降、少子化・高齢化の進行や外国人住民が増加したほか、新型コロナウイルスの感染拡大により、デジタル化が急速に進展するなど、社会は大きく変化しました。

また、気候変動問題、天然資源の枯渇、生物多様性の損失などの環境問題の解決に対する機運の高まりから、脱炭素社会の実現、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けた動きが加速しています。

本章では、6次計画を策定するにあたり、本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況と課題について、以下の項目別に整理します。

- 1 人口減少、少子化・高齢化に伴う人口構造の変化
- 2 価値観・コミュニティの多様化
- 3 デジタル化の進展
- 4 災害や感染症への対応
- 5 脱炭素社会の実現、循環経済への移行

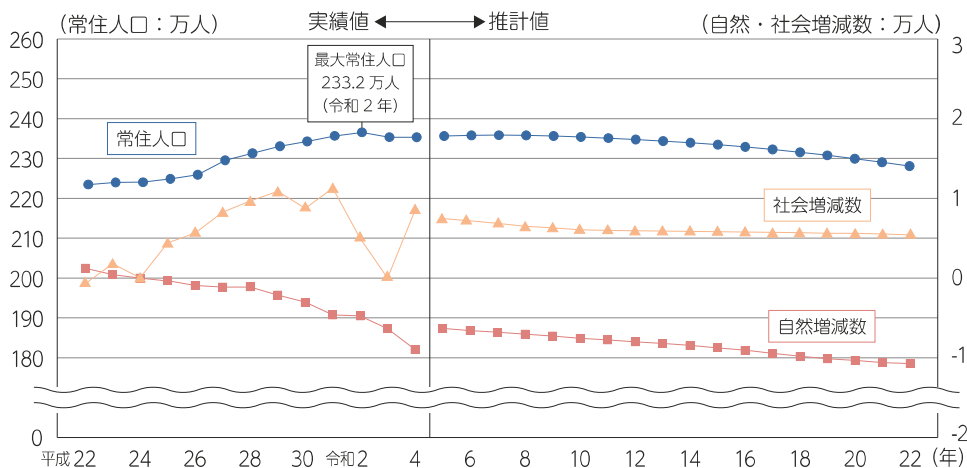
1 人口減少、少子化・高齢化に伴う人口構造の変化

本市の人口は、令和2（2020）年まで24年連続で増加しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国外からの転入者が大幅に減少したことなどにより、令和3（2021）年は減少に転じました。令和4（2022）年は国外からの転入者が再び増加しましたが、人口は引き続き減少しており、今後も減少傾向は続くと思込まれます。

また、単独世帯の増加などにより、世帯数の増加傾向は今後も続くと思込まれており、特に高齢単身世帯および高齢夫婦世帯が増加することが思込まれます。

このような人口減少、少子化・高齢化に伴う人口構造の変化により、ごみ・資源の発生量は変動するほか、今後も増加が想定されるごみ・資源の排出が困難な方への排出支援などを行っていく必要があります。

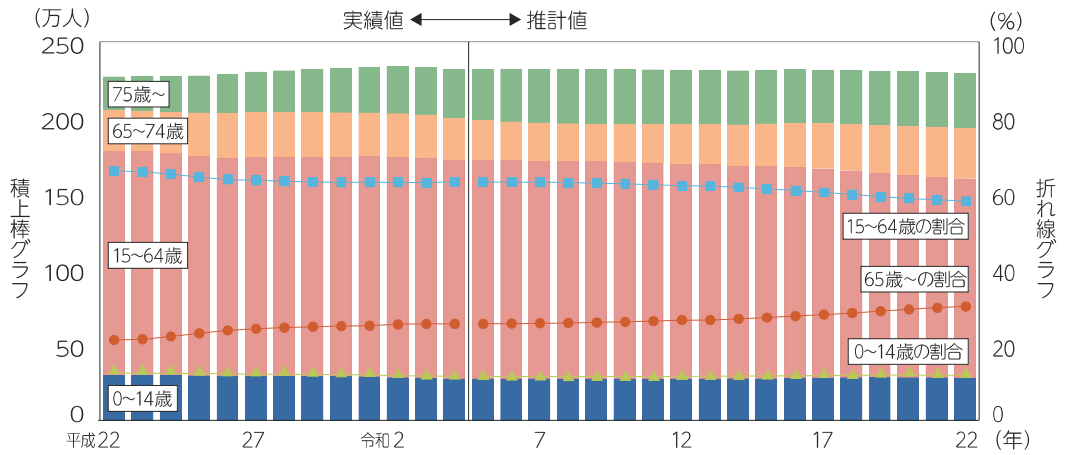
■本市の人口の推移と推計



出典：名古屋市次期総合計画中間案（令和5年7月公表）

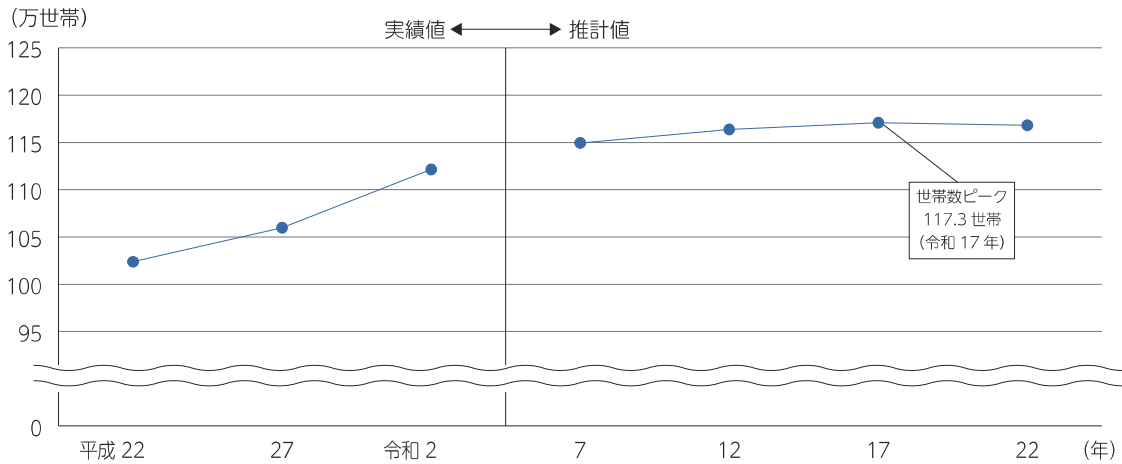
〔実績値 名古屋市「統計なごやweb版」愛知県人口動向調査結果（名古屋市分）
推計値 名古屋市推計（令和4年10月1日現在）〕

■本市の年齢構成別人口の推移と推計



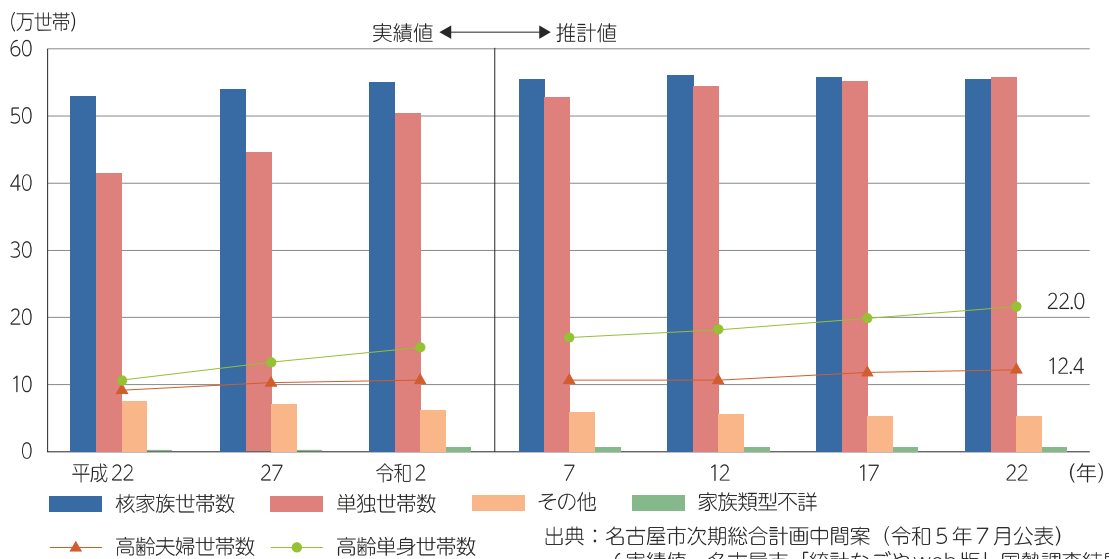
出典：名古屋市次期総合計画中間案（令和5年7月公表）
 （実績値 名古屋市「統計なごやweb版」愛知県人口動向調査結果（名古屋分））
 （推計値 名古屋市推計（令和4年10月1日現在））

■本市の世帯数の推移と推計



出典：名古屋市次期総合計画中間案（令和5年7月公表）
 （実績値 名古屋市「統計なごやweb版」国勢調査結果）
 （推計値 名古屋市推計（令和4年10月1日現在））

■本市の世帯の家族類型別一般世帯数の推移と推計



出典：名古屋市次期総合計画中間案（令和5年7月公表）
 （実績値 名古屋市「統計なごやweb版」国勢調査結果）
 （推計値 名古屋市推計（令和4年10月1日現在））

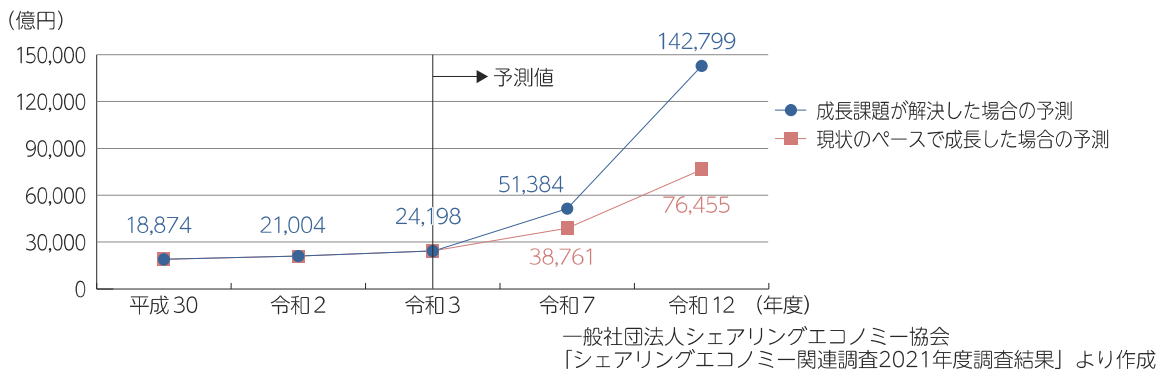
2 価値観・コミュニティの多様化

社会経済情勢の変化に伴い人々の価値観は多様化しており、モノの「保有」ではなく「利用」を通して価値を得るサービス（シェアリング・エコノミーなど）の普及が進んでいます。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、テレワークやデリバリー・テイクアウトが浸透するなど、人々の暮らし・働き方やその価値観は大きく変化しています。

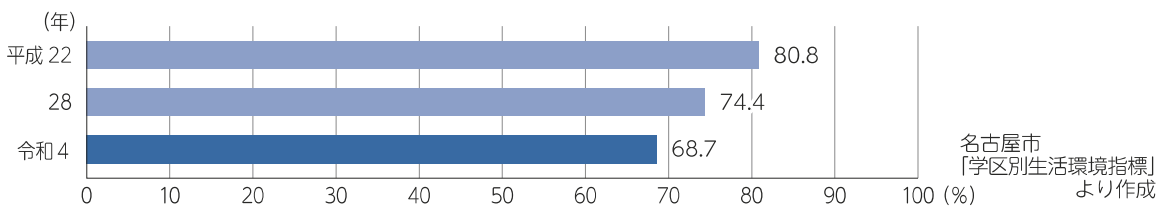
一方で、地域社会においては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、SNSなどの新たなコミュニティが拡大するとともに、地域コミュニティの中心的な役割を果たしている町内会への加入率が低下するなど、市民生活に関わる情報の入手方法等が多様化しています。また、外国人住民は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い大幅に減少しましたが、今後は増加傾向が続くと見込まれることから、情報の伝達にはさらなる工夫が必要です。

このような状況を踏まえ、新たなサービスの活用等に向けた事業者との連携を進めるとともに、多様な媒体の活用や情報を発信する対象に応じたきめ細かな広報・啓発を行う必要があります。

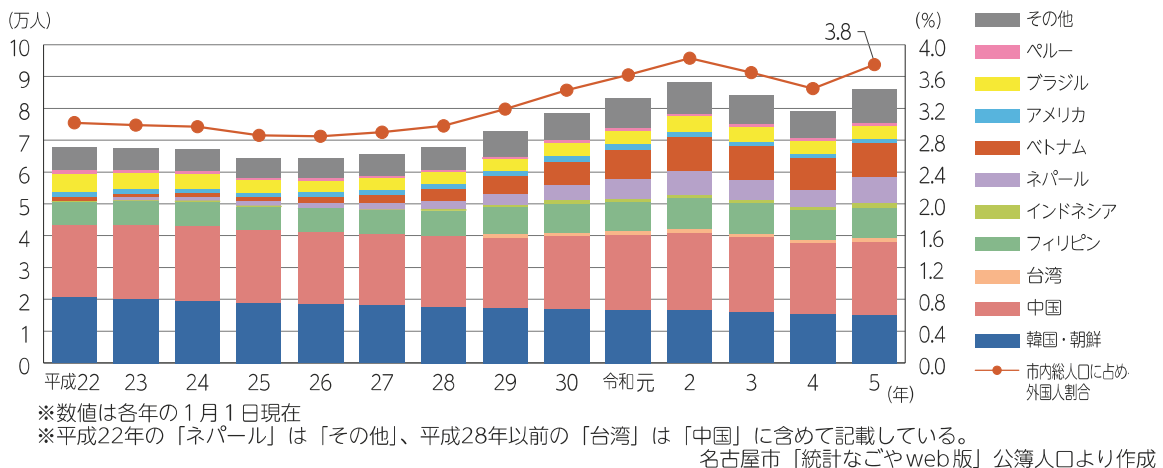
■シェアリング・エコノミーの市場規模の推移と予測



■本市における町内会推計加入率の推移



■本市における外国人住民数の推移、国籍別の内訳

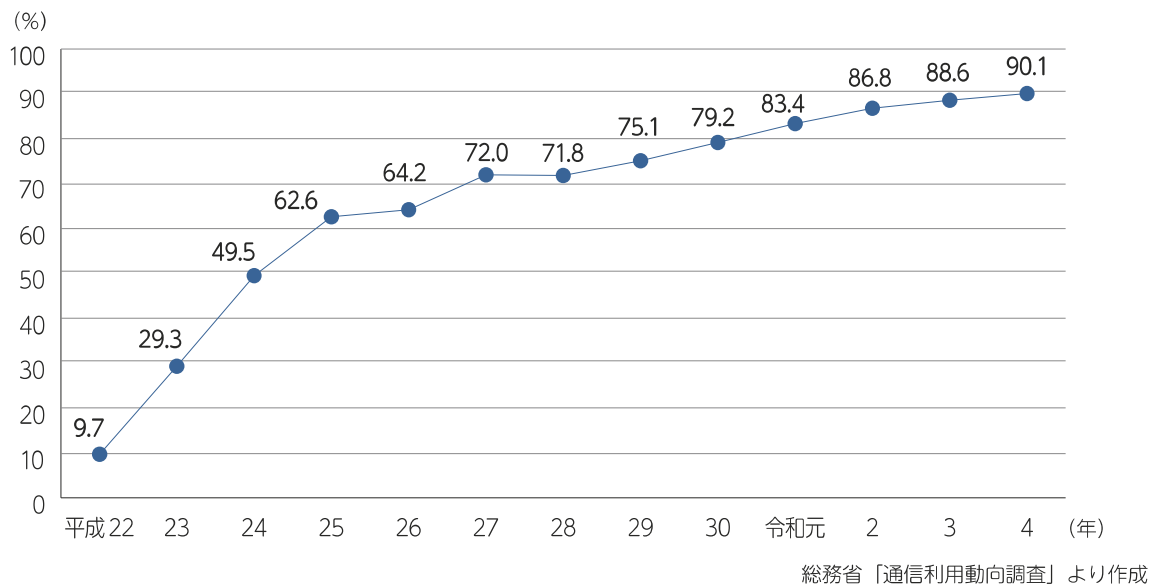


3 デジタル化の進展

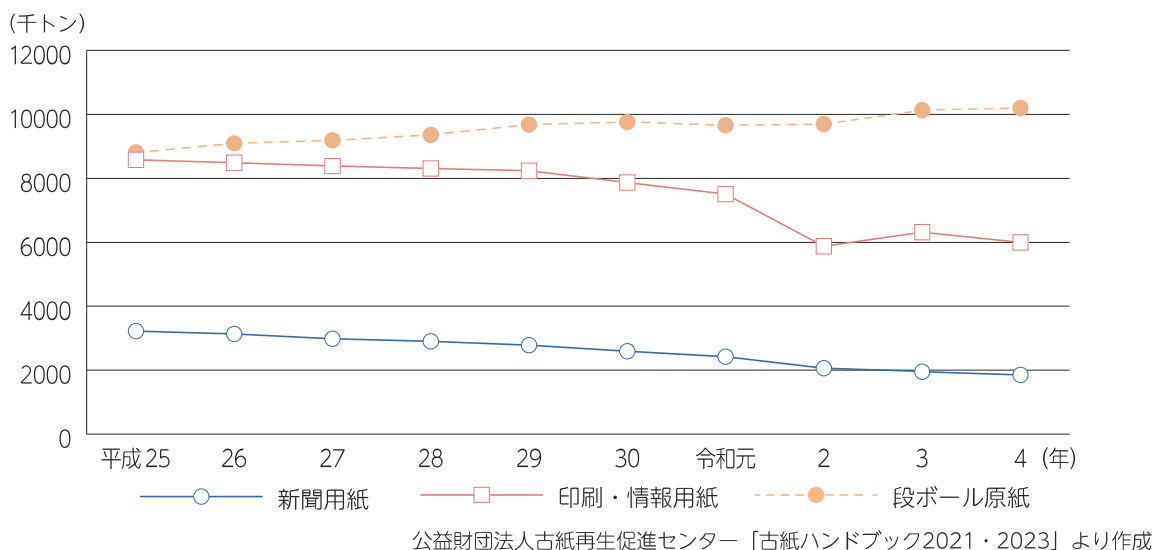
スマートフォンが急速に普及したことなどにより、新聞や雑誌の発生量は減少しています。一方で、インターネット通販の増加などにより、段ボールの発生量は増加しています。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、テレワークやオンライン会議が浸透するなどデジタル化が一層進展したことにより、今後もこの傾向は続く見込まれます。

本市においても令和4（2022）年3月に「名古屋市役所DX推進方針」を策定し、デジタル技術やデータの活用を前提とした変革を進め、さらなる市民サービスの向上につなげていくこととしていることから、ごみ・資源の収集・処理においても、デジタル技術やデータの活用によりDXを推進していく必要があります。

日本におけるスマートフォンの世帯保有率の推移



新聞用紙、印刷・情報用紙、段ボール原紙の生産量の推移



4 災害や感染症への対応

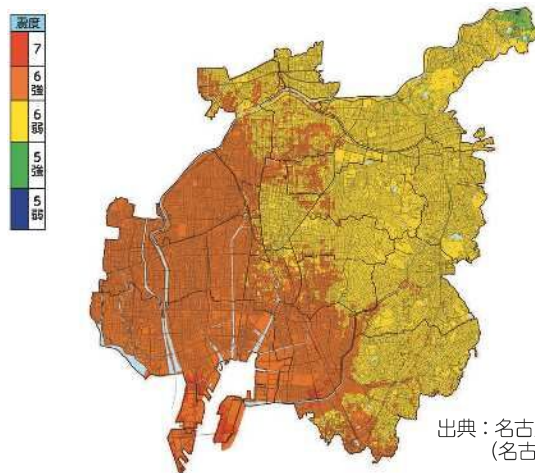
本市では、過去に濃尾地震や伊勢湾台風、東海豪雨などの自然災害により大きな被害が発生しました。

地震については、駿河湾以西の太平洋岸沖合にある南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が今後30年間で70～80%（40年間で90%程度）と切迫度を増し、人的被害・建物被害など大きな被害が想定されています。風水害についても、全国各地で多発しており、平成30（2018）年7月豪雨や令和元（2019）年東日本台風、令和2（2020）年7月豪雨など、記録的な大雨による甚大かつ広域的な災害が発生しています。

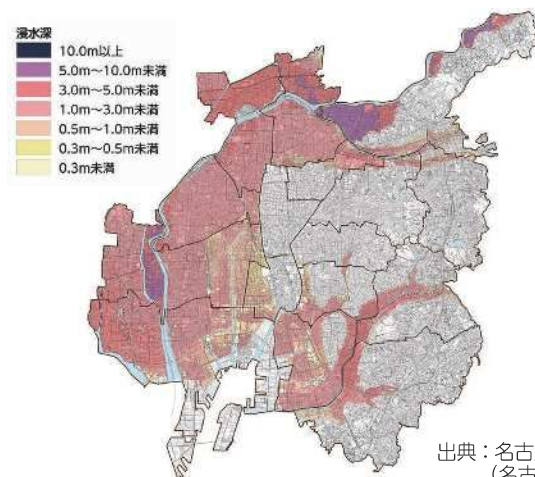
発災時には、市民の健康・安全の確保や速やかな復旧・復興が可能となるよう、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症は世界中に広がり、日本でも感染者の急拡大による医療逼迫に加え、度重なる行動制限、それに伴う経済活動の停滞など、市民生活・経済活動全般にわたり大きな影響を与えました。今後もいつ発生するかわからない感染症に備え、どのような状況でも廃棄物処理を継続できる体制の構築が必要です。

■本市におけるあらゆる可能性を考慮した最大クラスの震度分布



■本市における想定し得る最大規模の降雨に対するハザードマップ（洪水）



5 脱炭素社会の実現、循環経済への移行

平成27（2015）年に採択されたパリ協定を受けて、世界各国において長期的な目標を見据えた地球温暖化対策が進められています。

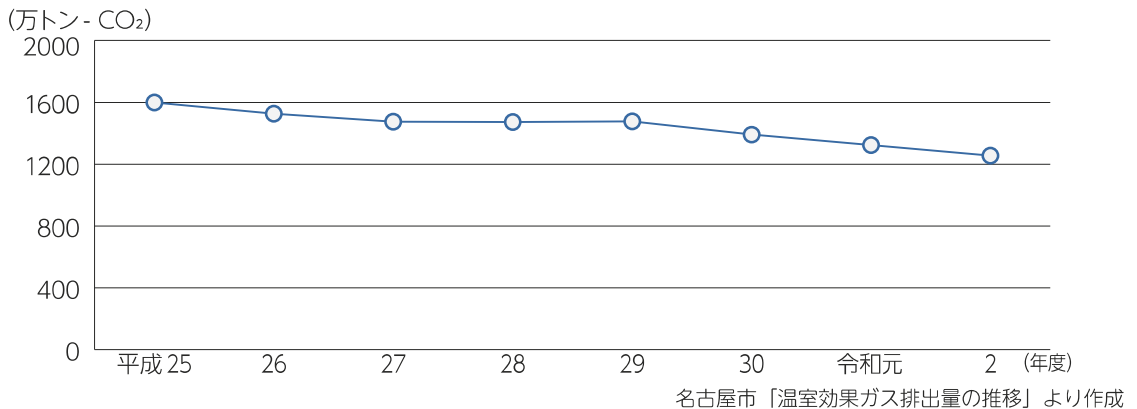
そのような中、国は令和3（2021）年に「地球温暖化対策推進法」を改正するなど、「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念に、令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度から46%削減することなどを目指すこととしています。

本市においてもさらなる地球温暖化対策を推進するため、令和12（2030）年度までに市内の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度から52%削減することを目標とした「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」を令和6（2024）年3月に策定しました。

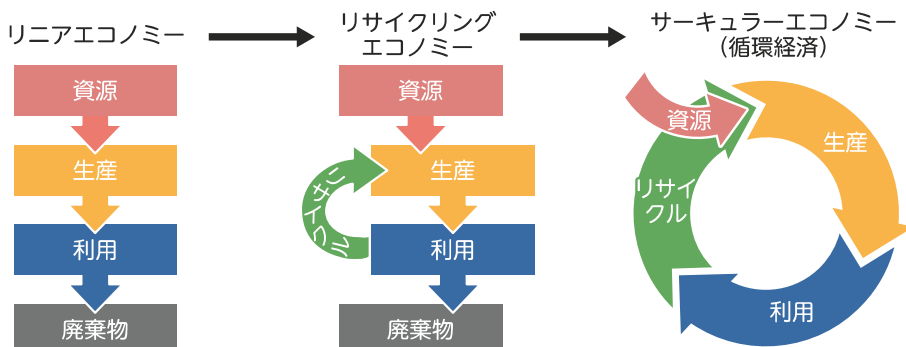
また、これまで当たり前のように享受されてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、人類に豊かさと快適さを与えた一方で、気候変動問題、天然資源の枯渇、生物多様性の損失など様々な環境問題と密接に関係しています。世界全体においては、今後も人口が増加することが見込まれており、資源・エネルギーや食料需要が増大し、プラスチックや食品ロスをはじめとした廃棄物の発生量が増加することが想定されているため、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められています。

このような状況を踏まえ、これまでの廃棄物・環境対策としての3Rに加え、資源循環とビジネスが融合した社会の形成を図り、脱炭素社会の実現、循環経済への移行に取り組んでいく必要があります。

■本市の温室効果ガス排出量の推移



■循環経済（サーキュラーエコノミー）の概念図



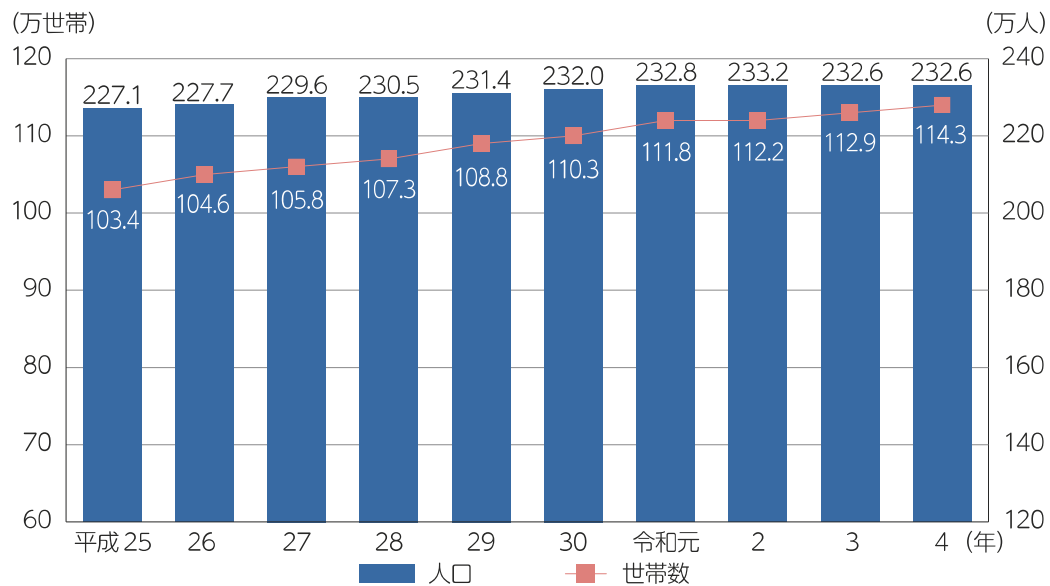
出典：愛知県「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」

1 人口と世帯数等の推移

本市においては、人口・世帯数ともに概ね増加傾向で推移しており、令和4（2022）年10月1日現在の人口は、約232万6千人、世帯数は約114万3千世帯となっています。

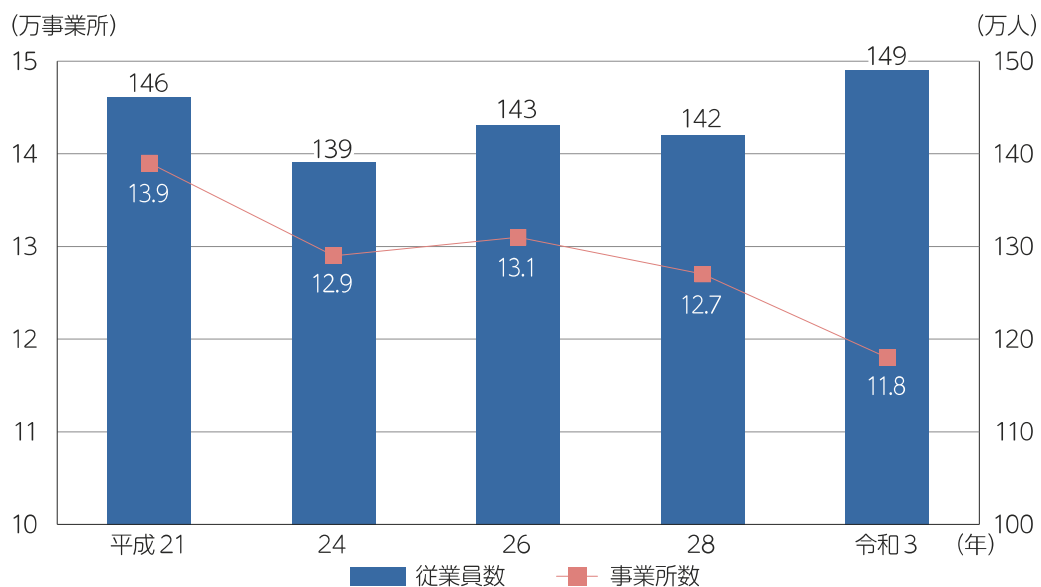
事業所数については、概ね12万事業所前後、従業員数は140万人前後で推移しています。

■人口と世帯数の推移



※数値は各年の10月1日現在

■事業所数と従業員数の推移

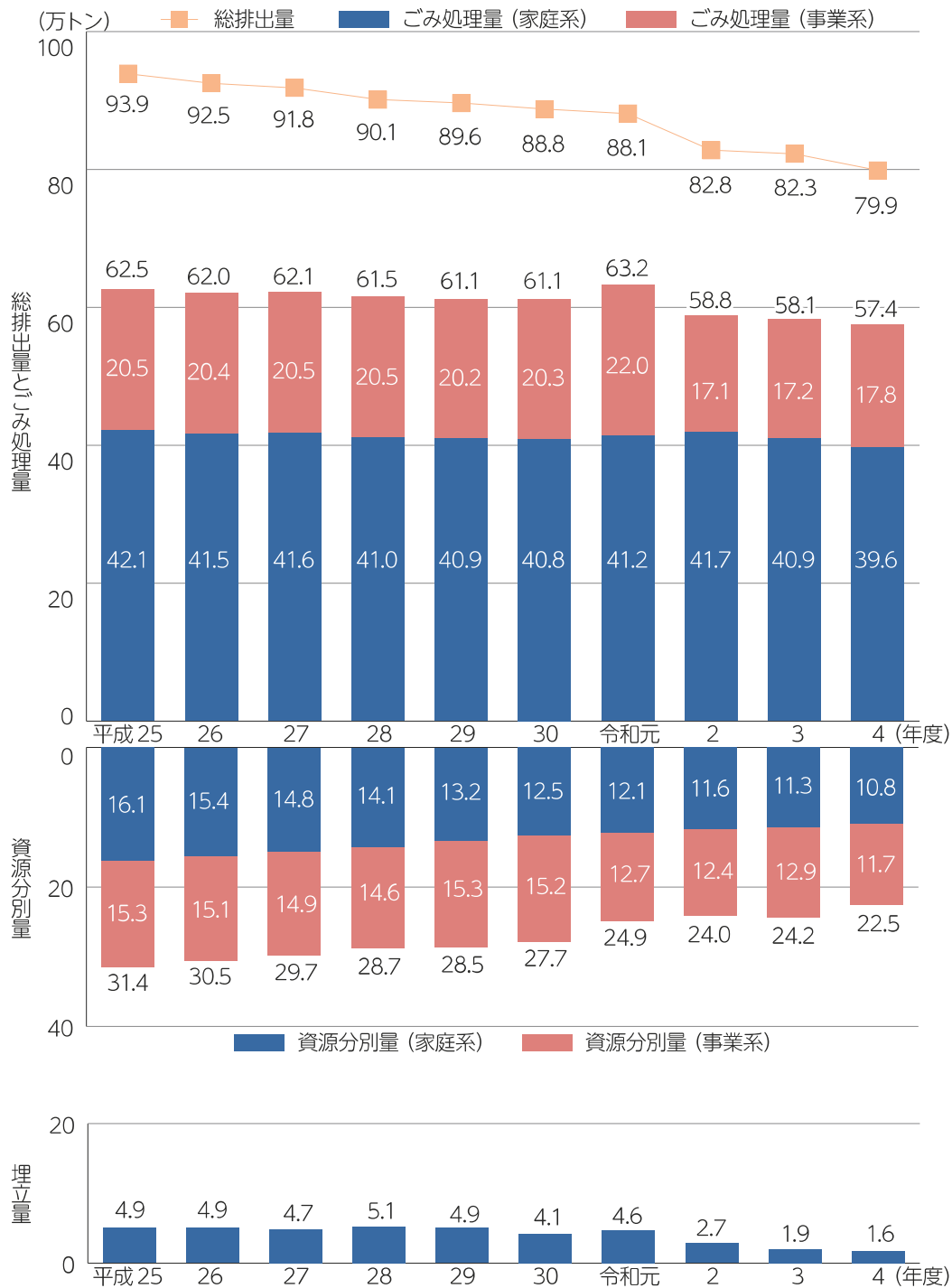


※平成21年、平成26年は「経済センサス-基礎調査」、平成24年、平成28年、令和3年は「経済センサス-活動調査」
 ※「経済センサス-基礎調査」と「経済センサス-活動調査」では調査方法が若干異なるため、単純な比較はできない。

2 ごみ処理量等の推移

総排出量及び資源分別量については、減少が続いています。ごみ処理量については、横ばいの状況が続いておりましたが、令和2（2020）年度以降は減少しています。

埋立量については、令和2（2020）年度に灰の全量資源化を行う北名古屋工場が稼働したことなどにより、減少しています。



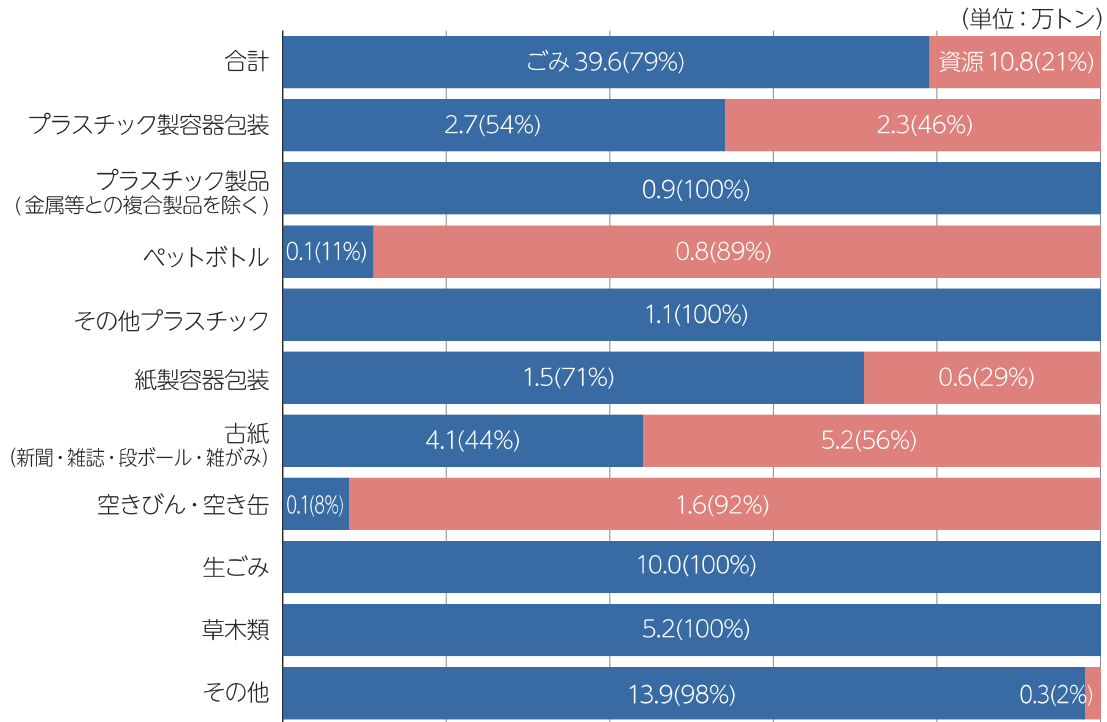
※総排出量=ごみ処理量+資源分別量
 ※資源分別量=市が収集し、再商品化事業者等に引き渡した量+家庭系・事業系の自主回収量
 事業系の自主資源回収量は、事業用大規模建築物(延べ面積3,000㎡以上)の減量計画書の集計をもとに推計
 ※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

3 ごみと資源の内訳

(1) ごみ・資源の分別状況

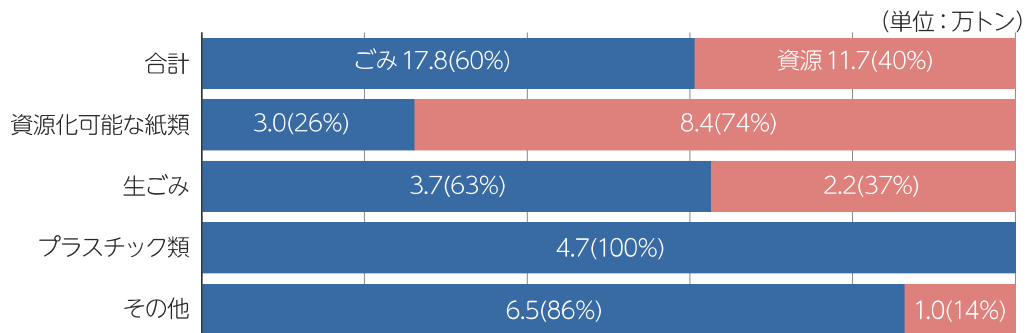
令和4（2022）年度のごみ・資源の内訳は以下のとおりです。

【家庭系】



※ごみの内訳は、「家庭系ごみ細組成調査」により推計
 ※資源の内訳は、市収集分と家庭系自主回収量の合計
 ※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

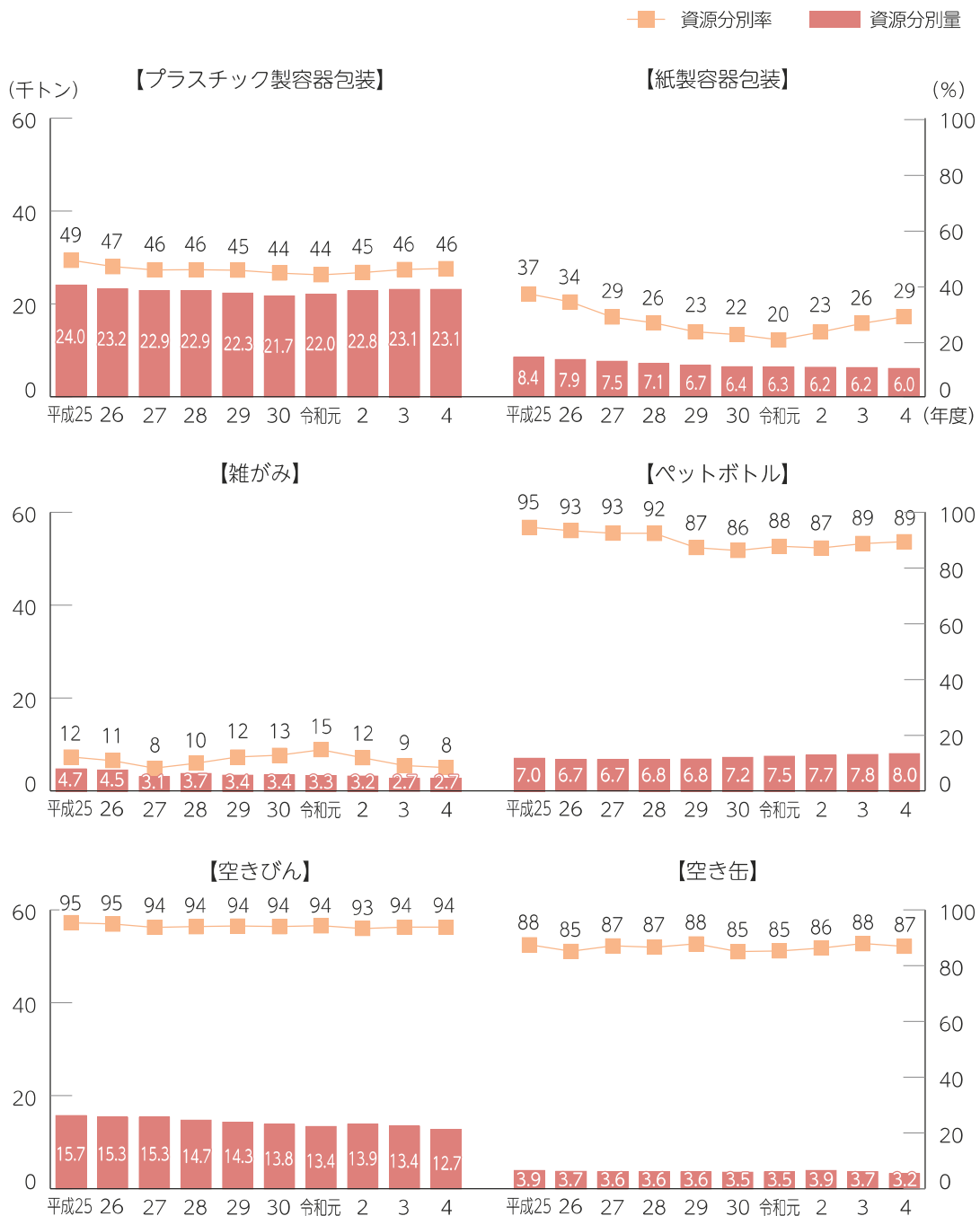
【事業系】

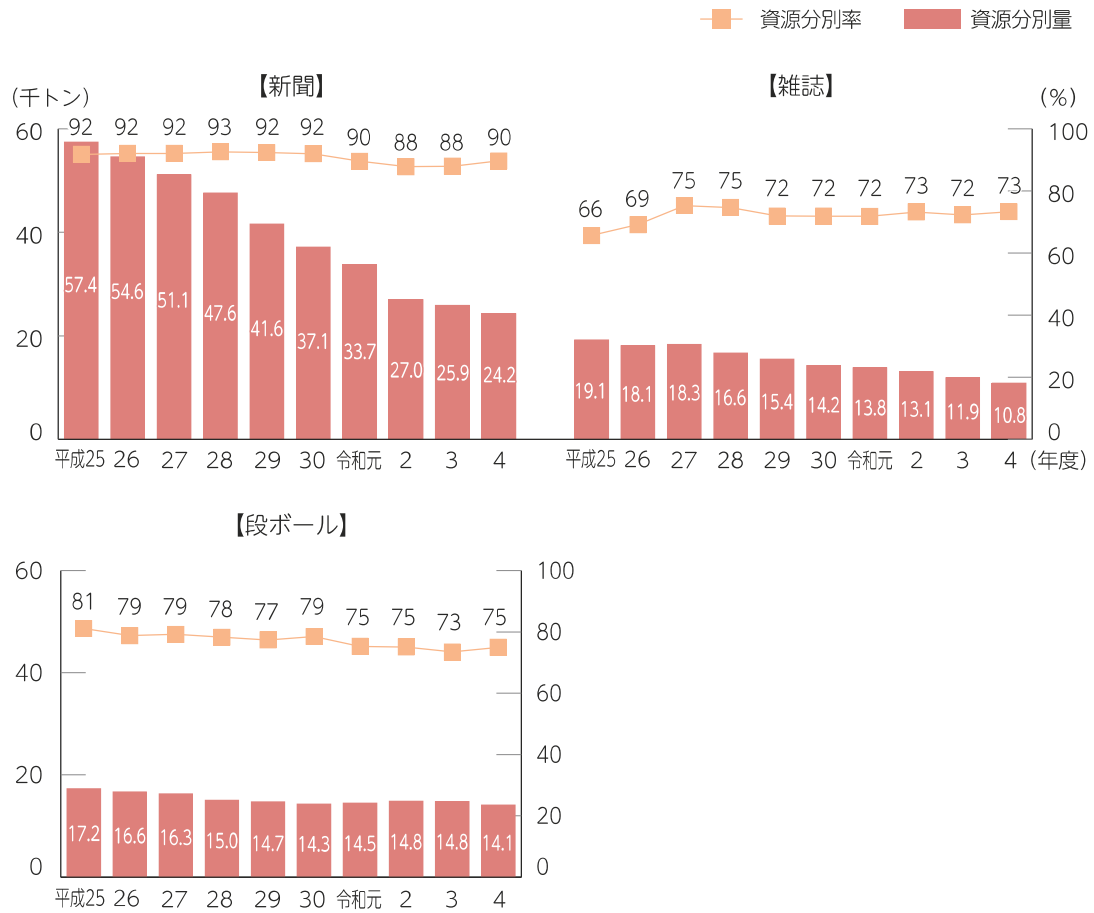


※ごみの内訳は、「事業系ごみ細組成調査」により推計
 ※資源の内訳は、事業用大規模建築物（延べ面積3,000㎡以上）の減量計画書の集計をもとに推計
 ※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(2) 品目別の資源分別率の推移

プラスチック製容器包装・紙製容器包装・雑がみの資源分別率は横ばいの状態が続いています。一方で、ペットボトル・空きびん・空き缶や新聞・雑誌・段ボールは高い資源分別率を維持しています。





※資源分別率は、品目別に「資源分別量 / (資源分別量 + ごみの中に含まれていた資源の推計量)」により算定
 ※ごみの中に含まれていた資源の推計量は、「家庭系ごみ細組成調査」により推計
 ※資源分別量は、市が収集し、再商品化事業者に引き渡した量と家庭系自主回収量の合計
 ※スーパーマーケット等が独自に回収し、資源化した量を含まない。
 ※雑がみ、新聞、雑誌、段ボールには、紙製容器包装として収集し、選別業者が古紙として資源化した量を含む。

4 ごみ処理・資源化体制

(1) 収集区分及び収集方法

本市では、以下の区分で収集し、処理しています。なお、古紙等については、市民等の自主的な活動により回収されています。

区 分		収集回数	収集方法	
市 収 集	可燃ごみ	週2回	指定袋による原則各戸収集	
	発火性危険物			
	不燃ごみ	月1回	事前申込制による原則各戸収集	
	粗大ごみ			
	蛍光管・水銀体温計等	随時	拠点回収	
	環境美化ごみ			
	電池類	週1回	無色透明の袋による原則各戸収集	
	資源		プラスチック資源	指定袋による原則各戸収集
			紙製容器包装・雑がみ	指定袋によるステーション収集
			空きびん	収集容器によるステーション収集
			空き缶	指定袋（一部区は収集容器）によるステーション収集
			ペットボトル	指定袋によるステーション収集
	紙パック		随時	拠点回収
	小型家電・充電式家電			
食用油				
自 主 回 収	古紙（新聞・雑誌・段ボール等）		実施団体による	集団資源回収（各戸・拠点）、リサイクルステーション、古紙リサイクルセンターでの回収、新聞販売店による回収
	衣類・布類			
	金属類等			

令和6年4月1日現在

このほか、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみについては、排出者自ら処理施設に搬入すること（以下、「自己搬入」という。）ができるものとします。

また、引越し・遺品整理等に伴い多量に発生するごみ及び屋内からの運び出しが伴うごみ（一時多量ごみ等）については、市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下、「許可業者」という。）に、収集及び運搬を委託できるものとします。

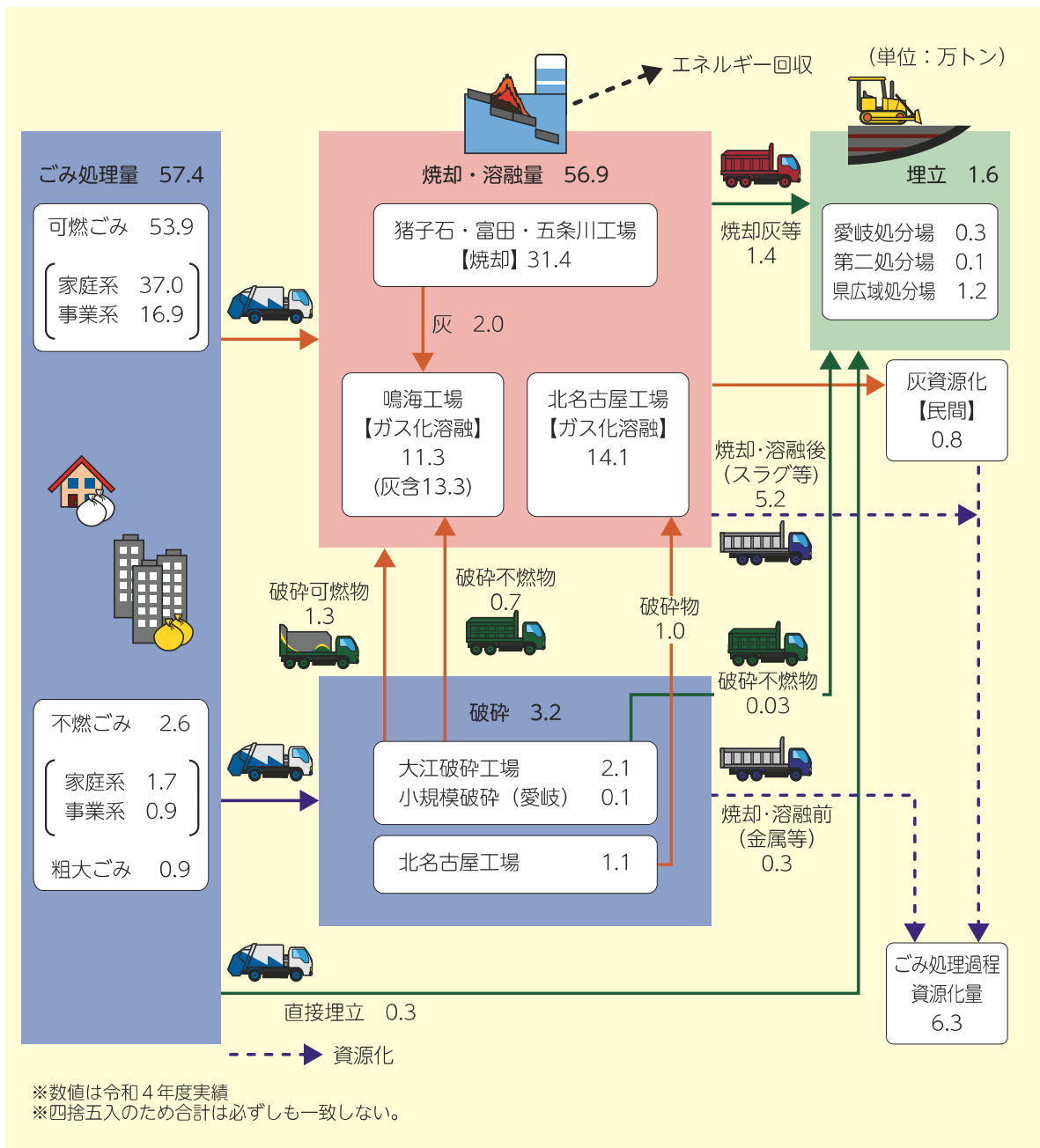
なお、事業活動に伴って排出されるごみについては、自己搬入または許可業者が収集・運搬し、その処理は本市あるいは民間の処理施設で行っています。

(2) ごみ処理の仕組み

可燃ごみは5つの焼却工場で焼却・溶融し、発生した焼却灰は鳴海工場や民間施設で資源化し、一部を埋立しています。

不燃・粗大ごみは破碎施設で破碎し、主に鳴海工場や北名古屋工場で溶融しています。

破碎施設で選別した金属等や、鳴海工場及び北名古屋工場で溶融により発生したスラグ等は、資源として回収しています。

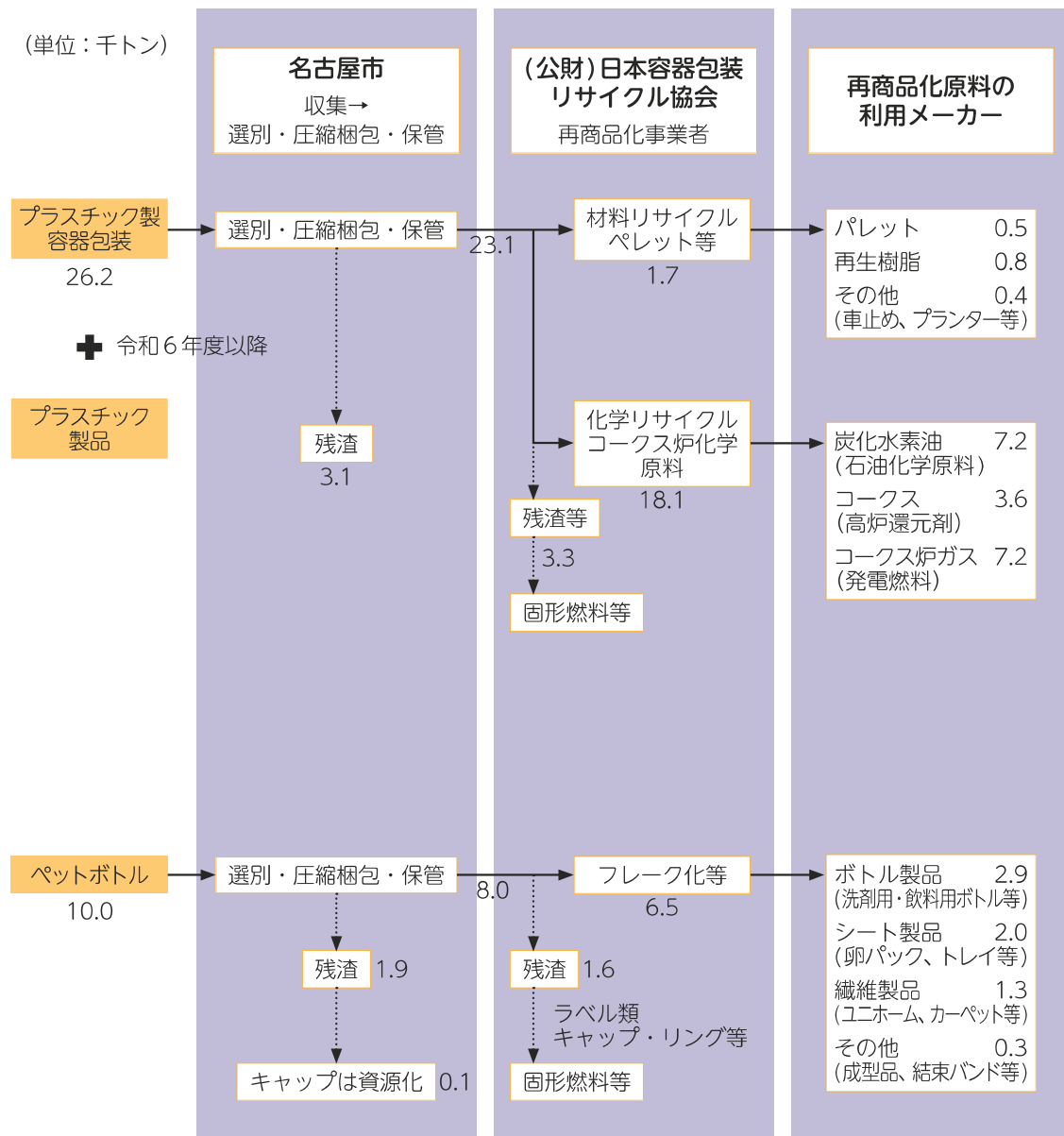


(3) 資源のゆくえ

① プラスチック資源、ペットボトル

市が収集、選別・圧縮梱包・保管し、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化しています。再商品化事業者は、(公財)日本容器包装リサイクル協会が入札で選定しています。

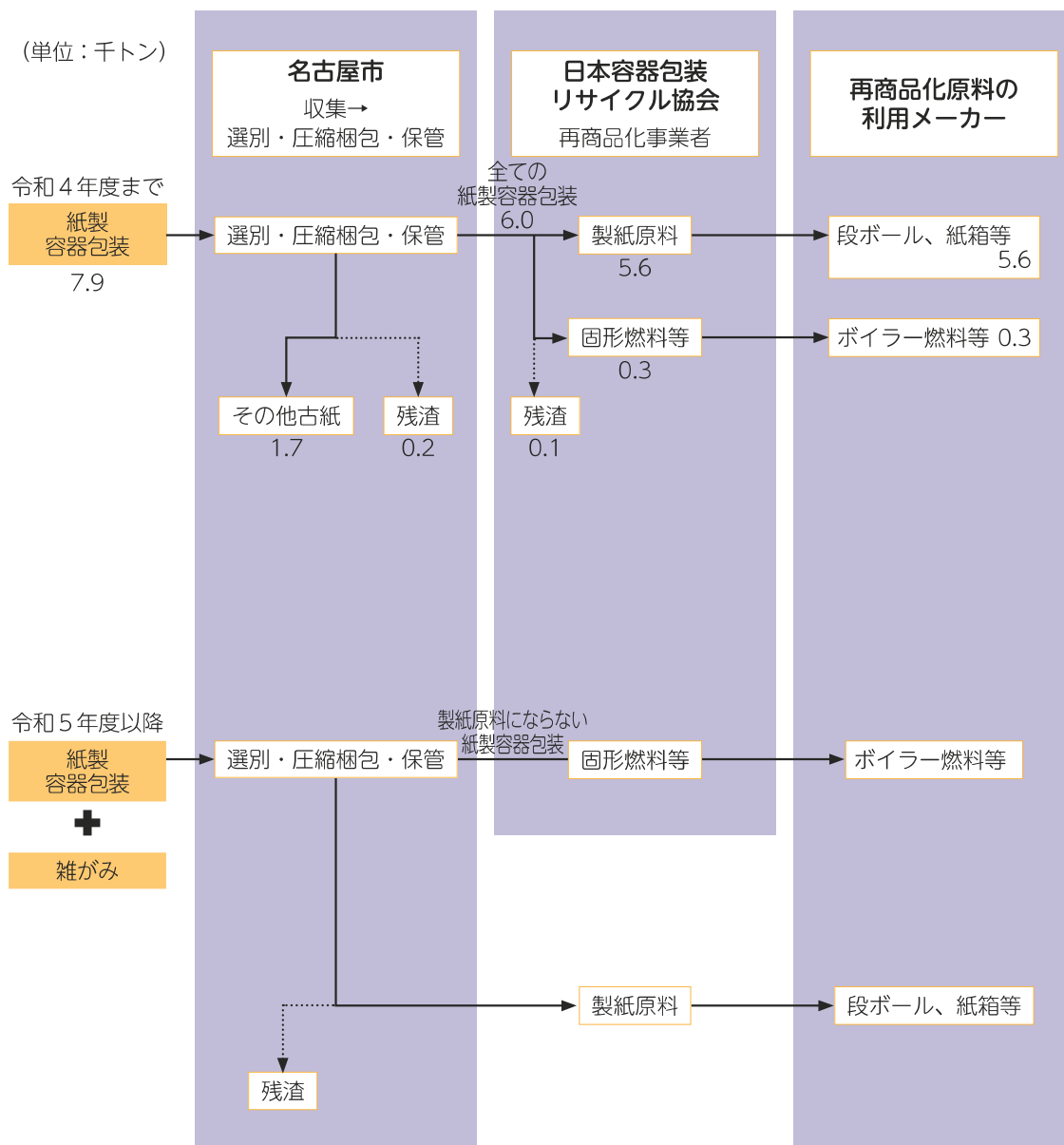
令和6(2024)年度以降は、プラスチック資源の一括収集の実施に伴い、プラスチック製品もプラスチック製容器包装と同様に(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化します。



※数値は令和4年度実績
 ※再商品化事業者の処理量及び再商品化原料の利用メーカーの利用量は、(公財)日本容器包装リサイクル協会資料より推計
 ※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

② 紙製容器包装・雑がみ

令和4（2022）年度までは、市が収集・選別・圧縮梱包・保管し、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化していましたが、令和5（2023）年度以降は製紙原料になるものは民間の古紙ルートに引き渡し、再商品化しています。製紙原料にならないものは、引き続き（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化しています。再商品化事業者は（公財）日本容器包装リサイクル協会が入札で選定しています。



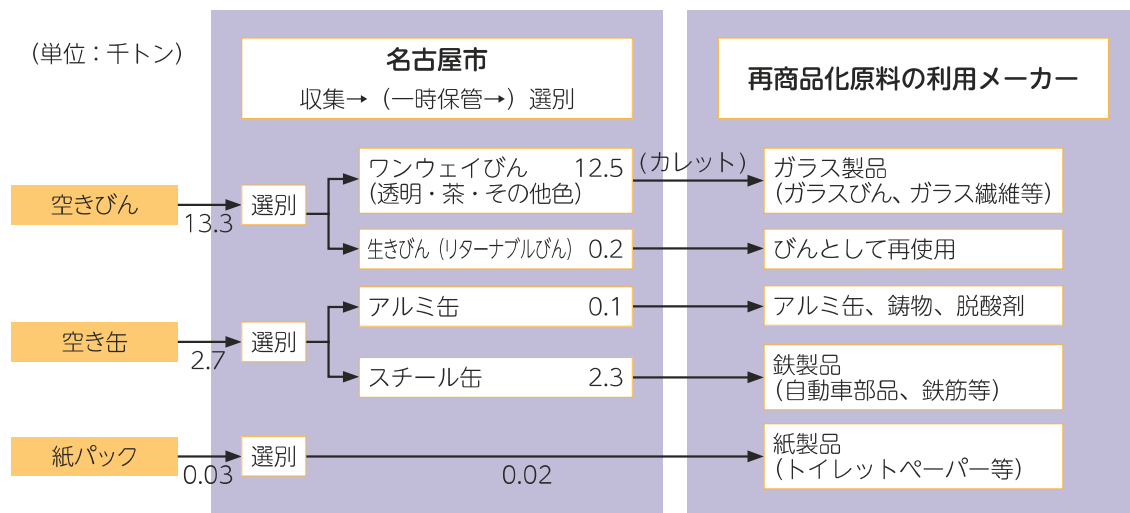
※数値は令和4年度実績

※再商品化事業者の処理量及び再商品化原料の利用メーカーの利用量は、（公財）日本容器包装リサイクル協会資料より推計

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

③ 空きびん、空き缶、紙パック

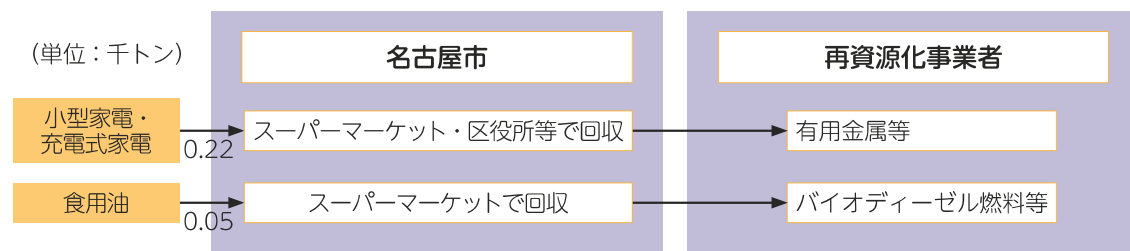
選別等の後、メーカーに出荷され、製品原料として利用されます。



※数値は令和4年度実績

④ 小型家電・充電式家電、食用油

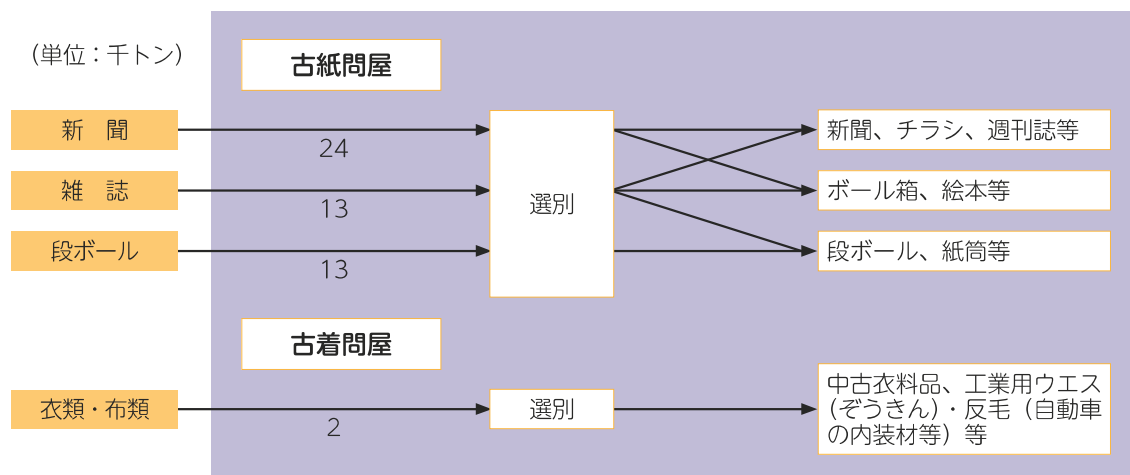
市が回収した後、再資源化事業者により資源化されます。



※数値は令和4年度実績
※充電式家電は環境事業所のみで回収

⑤ 古紙、衣類・布類

集団資源回収、リサイクルステーション等で回収された古紙や衣類・布類の資源化の流れは以下のとおりです。



※数値は令和4年度実績
※雑誌には雑がみを含む。

(4) ごみ処理施設の概要

ア 焼却工場

施設名	設備規模	所在地	完成年月
猪子石工場	600トン/24h	千種区香流橋一丁目101番	平成14年3月
五条川工場	560トン/24h	あま市中萱津奥野	平成16年7月
鳴海工場	530トン/24h (可燃ごみ等450トン/24h) (他工場焼却灰80トン/24h)	緑区鳴海町字天白90番地	平成21年6月
北名古屋工場	660トン/24h	北名古屋市二子四反地15番地1	令和2年6月
富田工場	450トン/24h	中川区吉津四丁目3208番地	令和2年6月
南陽工場(設備更新中)	560トン/24h	港区藤前二丁目101番地	令和9年3月(予定)

イ 破碎施設

施設名	設備規模	所在地	完成年月
愛岐処分場 小規模破碎施設	20トン/5h	岐阜県多治見市愛岐処分場内	平成5年7月
大江破碎工場	400トン/5h	港区本星崎町字南4047番地の13	平成9年3月
北名古屋工場	50トン/5h	北名古屋市二子四反地15番地1	令和2年6月
南陽工場(設備更新中)	100トン/5h	港区藤前二丁目101番地	令和9年3月(予定)

ウ 埋立処分場

施設名	総面積(埋立面積) 埋立容量(残余容量※)	所在地	開設年月
愛岐処分場	1,090千㎡(252千㎡) 444万㎡(38万㎡)	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	昭和57年7月
第二処分場	21千㎡(11千㎡) 9.6万㎡(6万㎡)	港区潮凧町67番地先	平成27年5月

※令和5年4月1日現在

エ 資源選別・保管施設

施設名	設備能力	所在地	完成年月
港資源選別センター	空きびん(選別) 20トン/日 空き缶(選別) 10トン/日	港区正徳町6丁目69番地の1	平成6年3月
西資源センター	空きびん(一時保管) 30トン/日 空き缶(一時保管) 15トン/日 ペットボトル(選別・圧縮保管) 4トン/日	西区新木町61番地及び 十方町36番地の2	平成11年3月
南リサイクルプラザ	空きびん(一時保管) 23トン/日 空き缶(一時保管) 13トン/日 ペットボトル(選別・圧縮保管) 9トン/日 紙パック(選別・保管) 2トン/日	南区元塩町6丁目8番地の5	平成17年3月
鳴海工場内保管施設	空きびん(一時保管) 22トン/日 空き缶(一時保管) 6トン/日	緑区鳴海町字天白90番地	平成21年6月

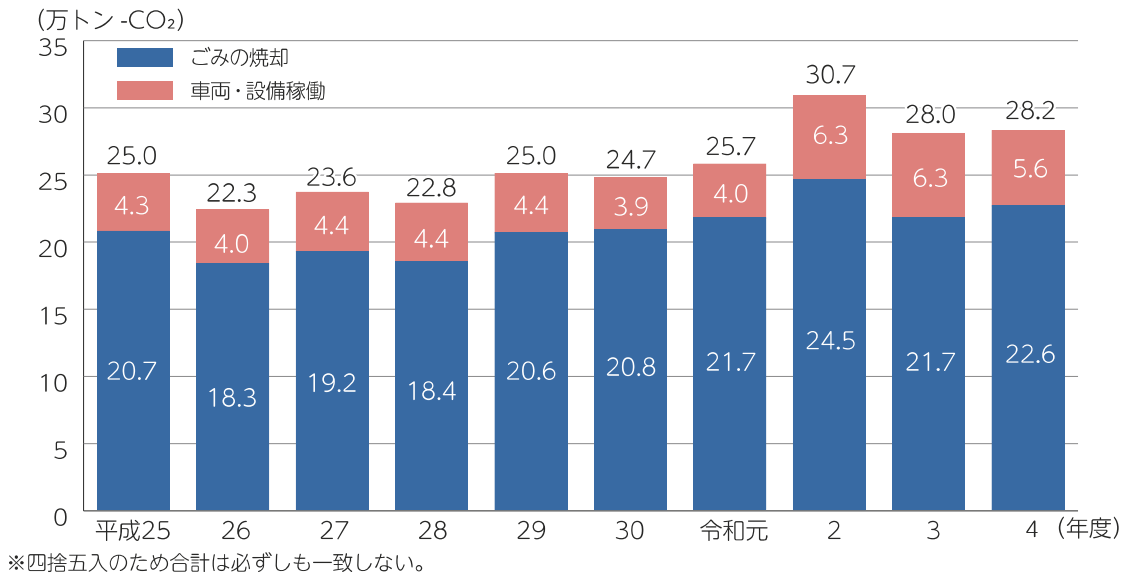
オ ごみ処理施設配置図



5 ごみ処理事業における温室効果ガス排出量等

(1) ごみ処理事業における温室効果ガス排出量

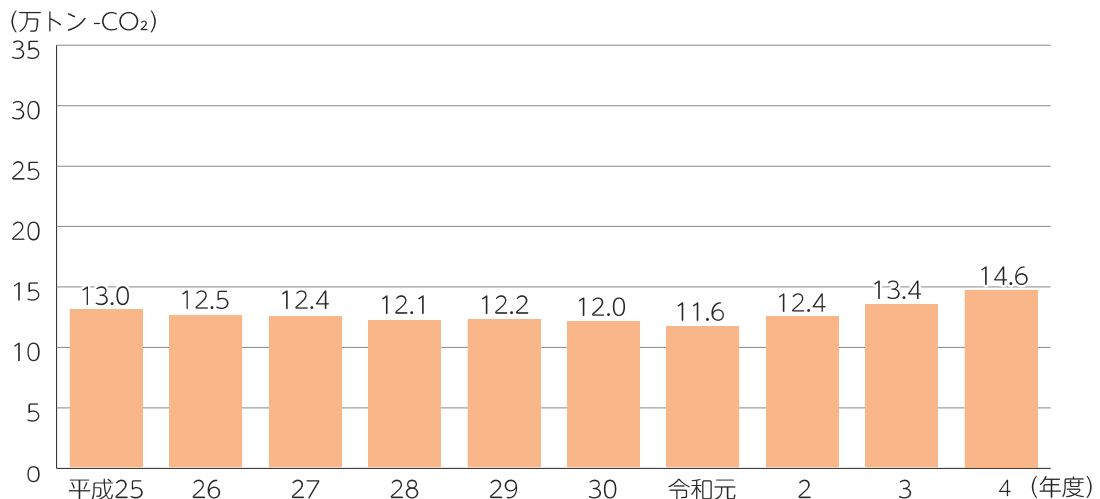
ごみ処理事業における温室効果ガス排出量の推移は以下のとおりです。ごみの焼却や車両・設備稼働に伴い温室効果ガスが排出されており、大半がプラスチック類の焼却に伴い発生する二酸化炭素です。(プラスチックの発生量等についてはP44参照)



(2) 焼却工場における熱エネルギーの有効利用

焼却工場では、ごみを処理するだけでなく、焼却時に発生する熱エネルギーの有効利用により発電しており、この電気は工場内や周辺施設で使用するほか、余剰分は売却しています。

下のグラフは、焼却工場の発電により、電気事業者が発電に伴って排出するはずであった温室効果ガスの抑制に寄与したと考えられる量を表したものです。

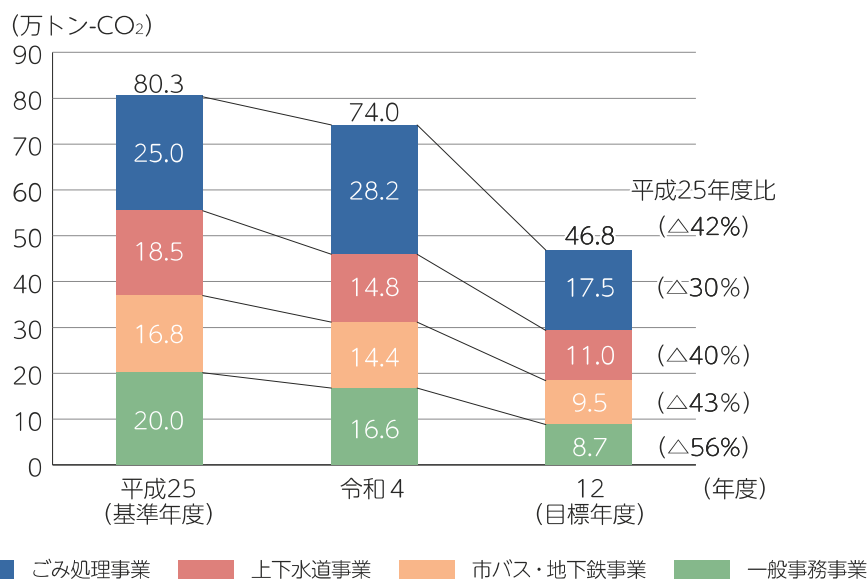


「地球温暖化対策推進法」の改正など脱炭素社会の実現に向けた国の動きを踏まえ、本市においてもさらなる地球温暖化対策を推進するため、令和12（2030）年度までに市域内の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度から52%削減することを目標とした「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」を令和6（2024）年3月に策定しました。

市役所自らも、率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組み、ごみ処理事業においては、本計画（第6次一般廃棄物処理基本計画）に基づき、ごみ処理量を削減することなどにより、温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度から30%削減することを目標としています。

〈市役所の温室効果ガス排出量削減目標〉 (万トン-CO₂)

	平成25年度 (基準年度)	令和4年度	令和12年度目標	
				平成25年度比
一般事務事業	20.0	16.6	8.7	△56%
市バス・地下鉄事業	16.8	14.4	9.5	△43%
上下水道事業	18.5	14.8	11.0	△40%
ごみ処理事業	25.0	28.2	17.5	△30%
全体	80.3	74.0	46.8	△42%

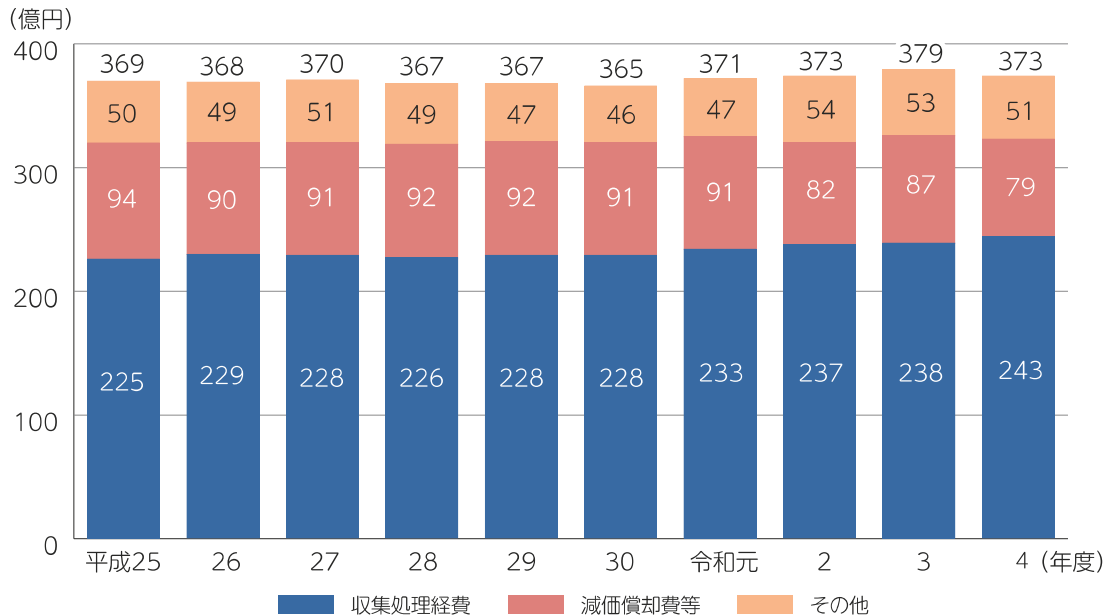


※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

6 ごみ処理・資源化事業に伴う経費

(1) 経費の推移

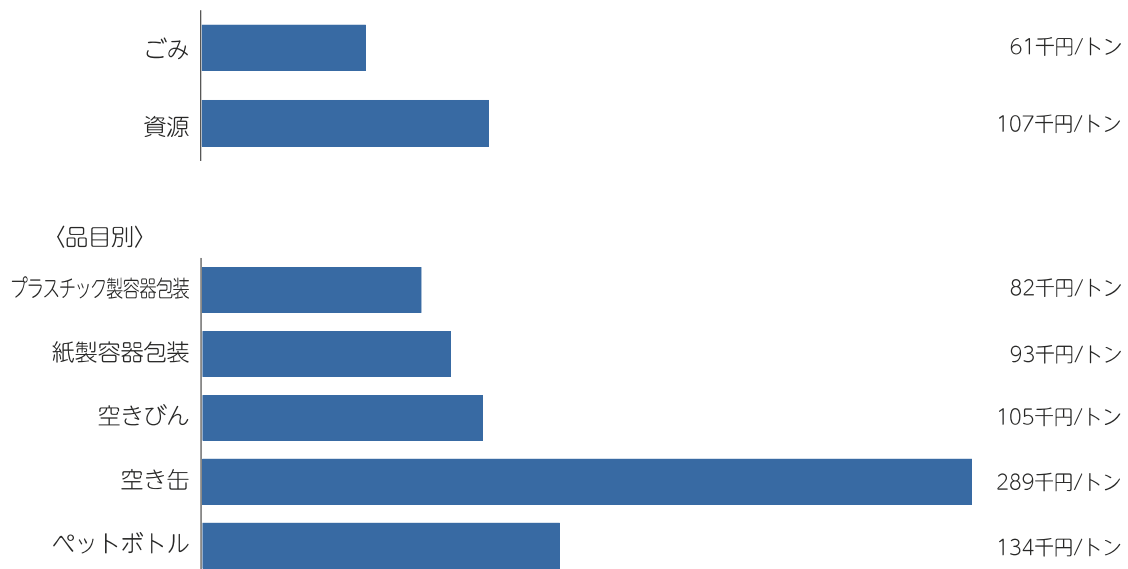
ごみ処理・資源化事業に伴う経費の推移は以下のとおりです。



※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(2) ごみ・資源の処理原価

令和4（2022）年度のごみ・資源の処理原価は以下のとおりです。



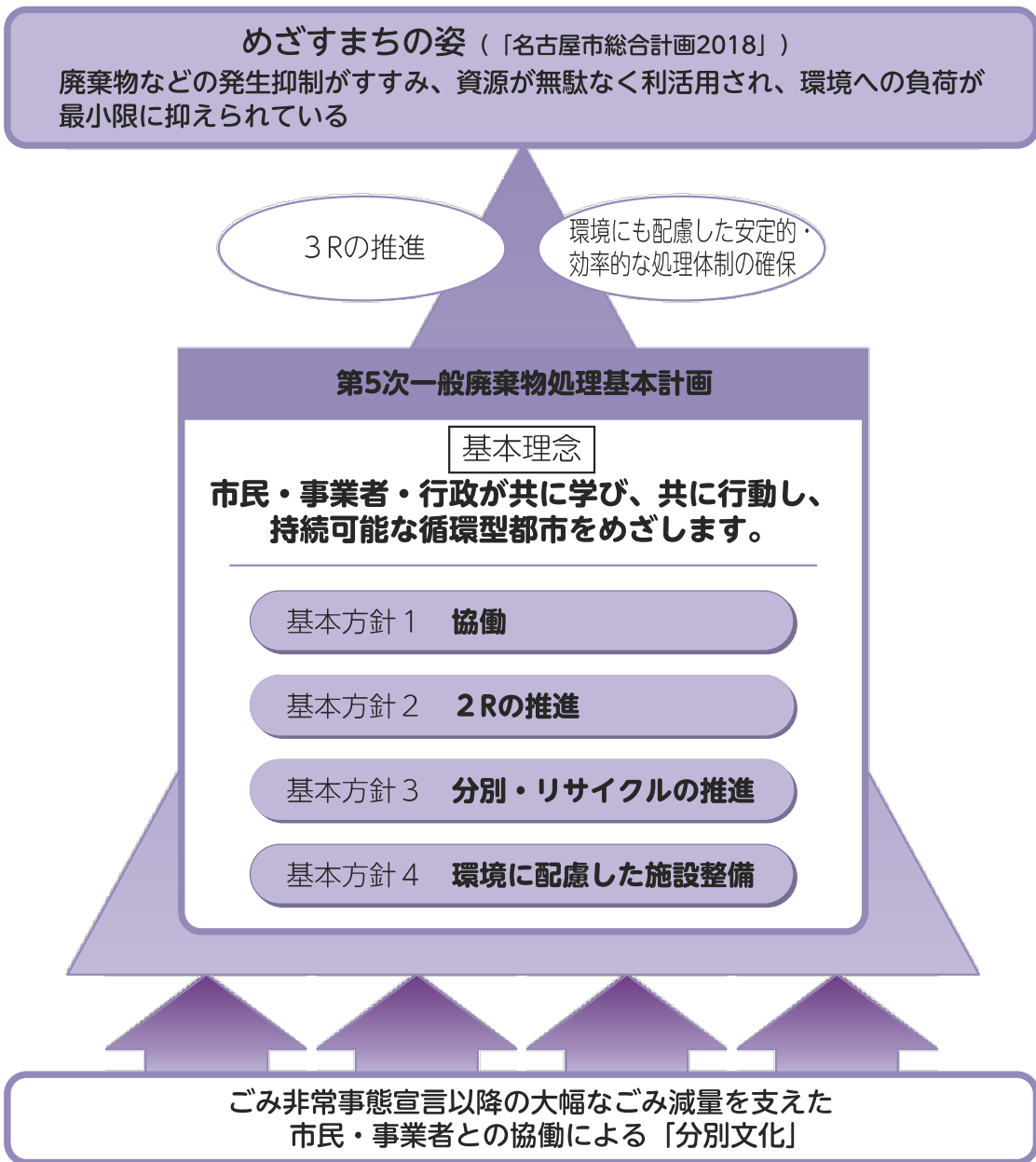
※処理原価とは、1トン当たりの処理経費を算出したもの。
原価要素として、人件費、物件費、減価償却費、起債利子を算出している。

7 5次計画の振り返り

(1) 5次計画の概要

5次計画は、平成11（1999）年2月の「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を達成する原動力となった市民・事業者との協働をベースに、市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、持続可能な循環型都市を目指すことを基本理念に掲げた計画です。

また、「名古屋市総合計画2018」を踏まえた5次計画の目標値を設定し、4つの基本方針に基づいた施策を行い、「廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられているまち」を目指し策定しました。



(2) 5次計画の進捗状況

5次計画の主な指標の進捗状況は以下のとおりです。

指 標	基準年度	現 状	目 標
	平成26年度	令和4年度	令和10年度
総排出量	93万トン	79.9万トン	91万トン
家庭系	57万トン	50.4万トン	56万トン
事業系	36万トン	29.5万トン	35万トン
資源分別量	31万トン	22.5万トン	39万トン
家庭系	15万トン	10.8万トン	20万トン
事業系	15万トン	11.7万トン	19万トン
ごみ処理量	62万トン	57.4万トン	52万トン^{※1}
〈市外分を含む場合〉	〈67万トン〉	〈62.5万トン〉	〈57万トン〉
家庭系	42万トン	39.6万トン	37万トン
事業系	20万トン	17.8万トン	15万トン
埋立量	4.9万トン	1.6万トン	1.5万トン^{※1}
〈市外分を含む場合〉	〈5.2万トン〉	〈2.0万トン〉	〈1.8万トン〉

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

※1 法整備により拡大生産者責任の徹底がなされない場合、ごみ処理量は56万トン、埋立量は2.0万トンとなる。

(3) 5次計画の評価・課題

平成28（2016）年度以降、5次計画の「市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、持続可能な循環型都市をめざします。」という基本理念に基づき、市民・事業者との協働をベースに、3Rの取り組みを推進するとともに、環境に配慮した施設整備に取り組んできました。

(2Rの推進)

平成13（2001）年5月に市民・事業者・学識経験者と名古屋市で構成する「容器・包装3R推進協議会」を設置し、レジ袋の有料化を実施するなど容器包装の削減を中心に進めてきましたが、「ごみも資源も元から減らす」発生抑制の取り組みを推進するため、平成29（2017）年6月に「食品ロス削減推進部会」を設置するとともに、「2R推進実行委員会」に名称変更を行いました。（2R推進実行委員会についてはP41参照）

使い捨てプラスチックの削減については、市民にプラスチック問題の現状を伝え、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促すため、動画配信による啓発を行ったほか、スーパーやコンビニなどで使い捨てスプーン・フォークなどの辞退を呼びかけました。

食品ロスの削減については、家庭での食材の使いきり・料理の食べきり・賞味期限と消費期限の正しい理解などの周知活動を行うとともに、「フードドライブ」の実施、「食べ残しゼロ協力店」の広報などを行ったほか、10月の「食品ロス削減月間」の取り組みとして、食品ロス削減に関する募集キャンペーンや動画配信による啓発を行いました。

また、リユースの推進については、粗大ごみとして排出されたごみのうち再使用可能な家具類の展示・販売を行ったほか、アップサイクルの認知度向上を図るため、事業者等と連携した啓発イベントを実施しました。

こうした発生抑制の取り組みに加え、新聞・雑誌の発生量が減少したことなどにより、総排出量は目標値を大幅に上回って減少しています。今後は、「食品ロス削減推進法」、「プラスチック資源循環促進法」において、食品ロスやプラスチック問題への対応が求められていることから、本市においても食品ロスの削減やプラスチック資源循環を推進するために重点的に取り組んでいく必要があります。

(分別・リサイクルの推進)

分別・リサイクルの取り組みについては、引き続き保健環境委員をはじめとした地域役員の皆様にご協力いただきながら、分別ルールが伝わりにくい、学生、外国人、転入者等を対象とした広報や分別推進員等による適正排出の周知を行いました。

令和2（2020）年度以降は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業系ごみが大幅に減少しているほか、家庭系ごみも令和3（2021）年度以降は減少しており、ごみ処理量は目標値達成に向け順調に減少していますが、未だごみの中に多くの資源が含まれています。

今後は、少子化・高齢化のさらなる進行や外国人住民の増加などが見込まれることから、「分かりやすい・分けやすい」分別区分による分別収集を実施するとともに、ターゲットに応じた広報を実施することなどにより、資源分別率を向上させる必要があります。

(環境に配慮した施設整備)

焼却工場の整備については、南陽工場を休止し、北名古屋工場及び富田工場が稼働したことで、設備規模が平準化し5工場稼働で施設整備を進められる体制となりました。整備にあたっては、高効率発電設備の導入などによりエネルギー回収の推進を図りました。

埋立量については、灰の全量資源化を行う北名古屋工場の稼働で埋立量は大幅に減少し、目標値を達成しました。

しかしながら、埋立処分場を新たに確保することは容易ではなく、長期間を要すことから、今後も処分場の負荷を軽減するとともに、環境に配慮した施設整備を進めていく必要があります。

(拡大生産者責任の徹底)

5次計画では、拡大生産者責任の徹底による削減を見込んだ目標値を設定し、国に対して法整備による拡大生産者責任の徹底についての要望を行ってきましたが、未だ法整備には至っていません。（拡大生産者責任についてはP77参照）

そのような状況の中、令和4（2022）年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」では、プラスチック使用製品設計指針の策定や製造事業者等による自主回収促進等の枠組みが盛り込まれるなど、一定の見直しが図られています。

今後も拡大生産者責任の徹底に向け、第2章で整理した本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況・課題などを踏まえながら、国に対して働きかけを行っていきます。

1 基本理念

パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします

第2章で整理した本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況・課題等を踏まえ、令和22(2040)年頃の名古屋の姿を見据えて「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします」を基本理念として掲げます。

さらに、上述の基本理念を4つの方向性に分類し以下のように示します。この基本理念及び方向性を踏まえながら、総合的かつ計画的に循環型都市の実現に向けた取り組みを進めていきます。

方向性1

「協働」～パートナーシップで支え合うまちをめざします～

平成11(1999)年2月の「ごみ非常事態宣言」以降、名古屋が培ってきた市民・事業者・行政のパートナーシップをベースに、それぞれの持つ強みや得意とすることを生かしながら、皆で協力・連携し持続可能な循環型都市の形成を目指します。

方向性2

「資源循環」～3Rが定着し、資源が循環しているまちをめざします～

これまで進めてきた3R(「発生抑制(リデュース)」「再使用(リユース)」「再生利用(リサイクル)」)の取り組みを発展させ、『「もったいない」のその一歩先へ』を合言葉に、資源の投入量・消費量を抑え、廃棄されるものを最小化しながら資源を効率よく循環させることのできる循環型都市の形成を目指します。

方向性3

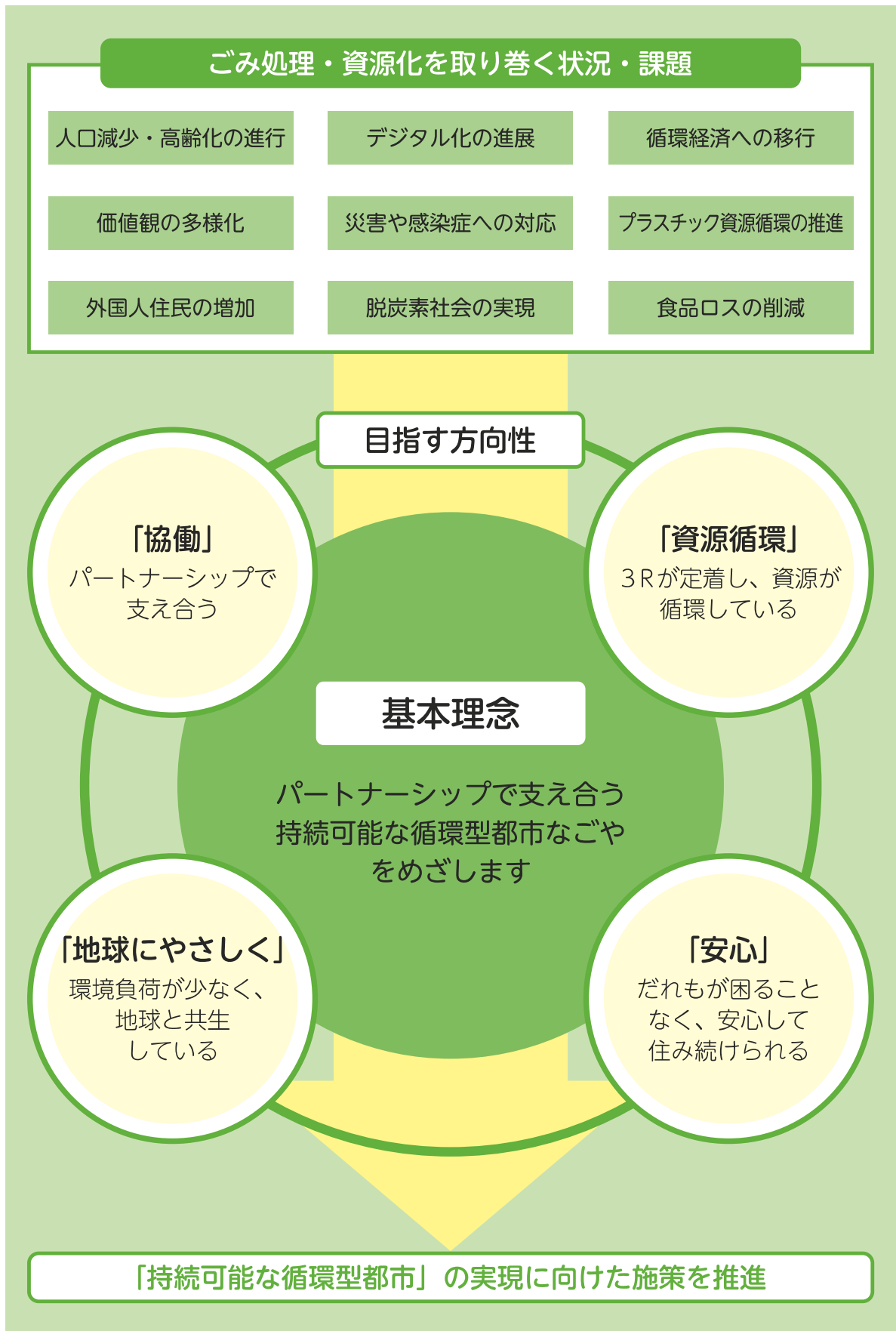
「安心」～だれもが困ることなく、安心して住み続けられるまちをめざします～

人口減少、少子化・高齢化、ライフスタイル・価値観の多様化など社会情勢の変化に対して的確に対応しながら、ごみ・資源の収集・処理を確実に実施するとともに、人と人との支え合いを通して、だれもが困ることなく安心して住み続けられる都市の形成を目指します。

方向性4

「地球にやさしく」～環境負荷が少なく、地球と共生しているまちをめざします～

循環型社会を目指すにあたっては、脱炭素社会や自然共生社会と密接に絡み合っていることを踏まえ、統合的に取り組みを推進していくことが大切であり、将来世代にわたって地球の恵みを享受できるよう、環境負荷が少なく地球と共生した都市の形成を目指します。



2 目標値

(1) 潜在排出量の推計

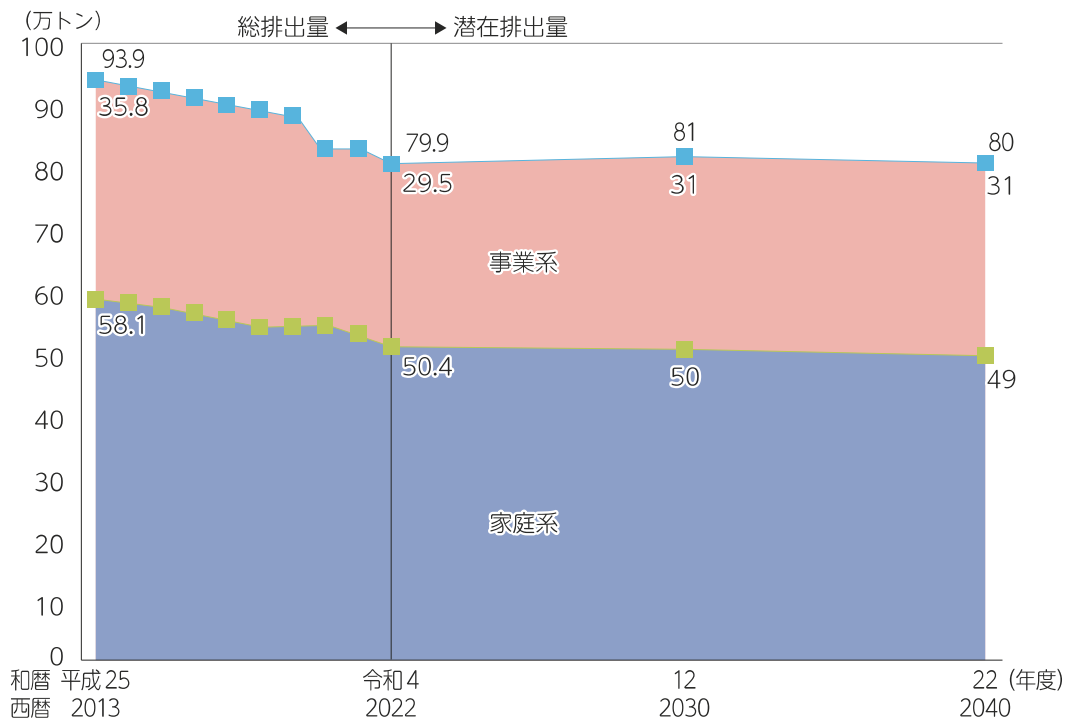
6次計画の目標値を設定するにあたり、第2章で示した人口・世帯数の見通しや社会経済情勢の変化等を踏まえ、潜在排出量を推計しました。

潜在排出量とは、現在実施している施策を維持した場合における市民・事業者から排出される可能性のあるごみ・資源の発生量の合計です。

【増減要素と発生量の見込み】

家庭系	<ul style="list-style-type: none"> ●人口減少により、ごみ・資源の発生量は減少 ●1世帯あたりの人員が減少することにより、1人あたりのごみ・資源の発生量は増加 ●デジタル化の進展等により、新聞・雑誌の発生量は減少、段ボールの発生量は増加 ●高齢化の進行により、紙おむつの発生量は増加
事業系	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことによる社会経済活動の回復に伴い、ごみ・資源の発生量は増加 ●リニア中央新幹線の開業に伴う再開発により、ごみ・資源の発生量は増加 ●高齢化の進行により、紙おむつの発生量は増加

【推計結果】



(2) 目標値

潜在排出量に対し、品目別の発生抑制率と資源分別率（P37）を設定し、令和12（2030）年度と令和22（2040）年度の目標値を以下のとおり示します。

〈総排出量〉

使い捨てプラスチックや食品ロスなどの発生抑制の取り組みを進めることにより、総排出量の削減に努め、令和12（2030）年度に79万トン、令和22（2040）年度に78万トンを目指します。

〈資源分別量〉

資源分別率が高い新聞・雑誌の発生量は今後も減少していく見込みですが、資源分別率が低い品目の分別・リサイクルを進めることにより、資源分別量の増加に努め、令和12（2030）年度、令和22（2040）年度ともに25万トンを目指します。

〈ごみ処理量〉

発生抑制の取り組みに加え、分別・リサイクルの取り組みを進めることにより、ごみ処理量の削減に努め、令和12（2030）年度に55万トン、令和22（2040）年度に53万トンを目指します。

〈埋立量〉

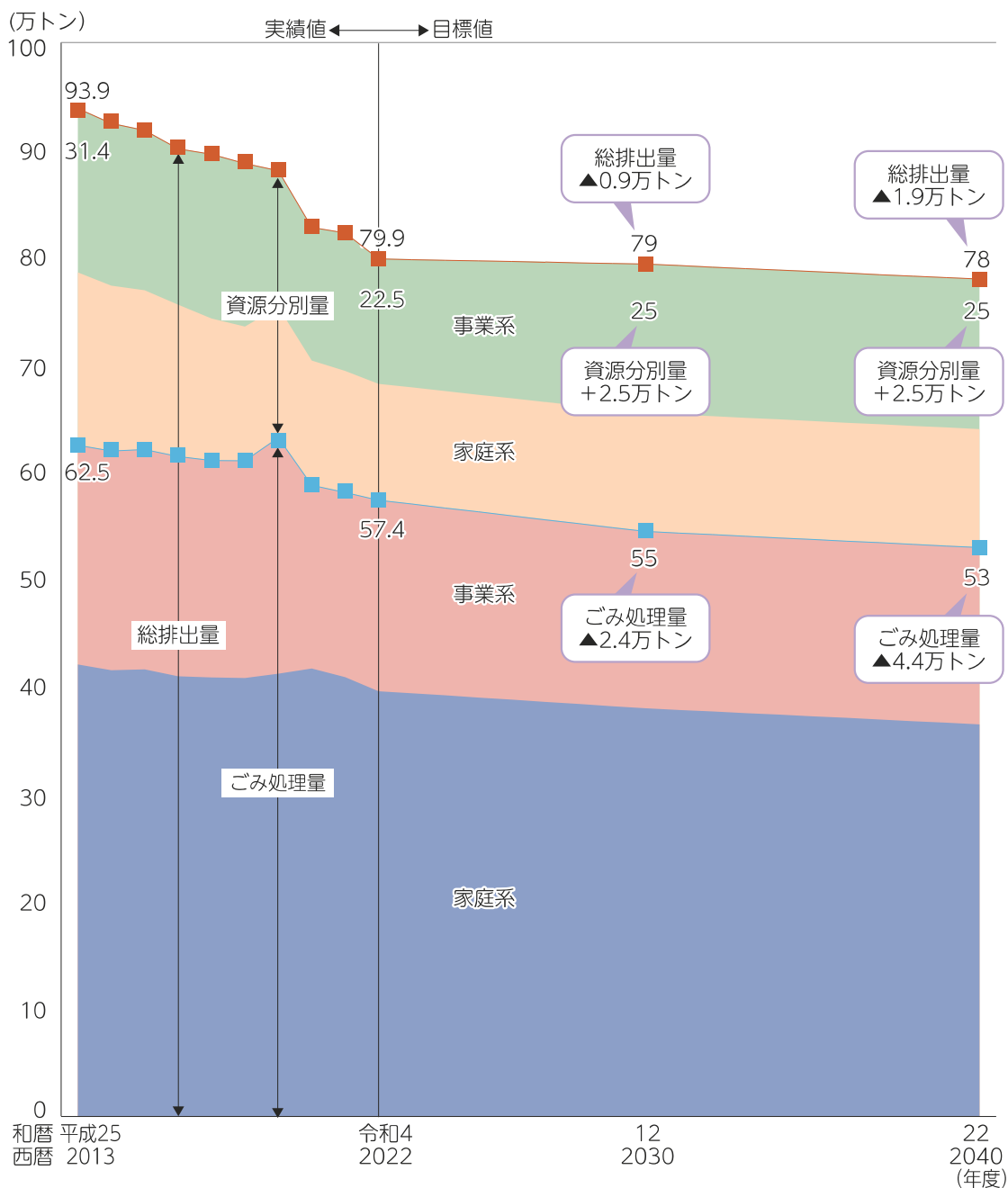
ごみ処理量の削減に加え、焼却灰の資源化を進めることにより、埋立量の削減に努め、令和12（2030）年度に4.8万トン^{※1}、令和22（2040）年度に1.5万トンを目指します。

指 標	基準年度	目標値	
	令和4（2022）年度	令和12（2030）年度	令和22（2040）年度
総排出量	79.9万トン	79万トン	78万トン
家庭系	50.4万トン	49万トン	48万トン
事業系	29.5万トン	30万トン	30万トン
資源分別量	22.5万トン	25万トン	25万トン
家庭系	10.8万トン	11万トン	11万トン
事業系	11.7万トン	14万トン	14万トン
ごみ処理量	57.4万トン	55万トン	53万トン
〈市外分を含む場合〉	〈62.5万トン〉	〈60万トン〉	〈58万トン〉
家庭系	39.6万トン	38万トン	36万トン
事業系	17.8万トン	17万トン	16万トン
埋立量	1.6万トン	4.8万トン ^{※1}	1.5万トン
〈市外分を含む場合〉	〈2.0万トン〉	〈5.1万トン〉	〈1.8万トン〉

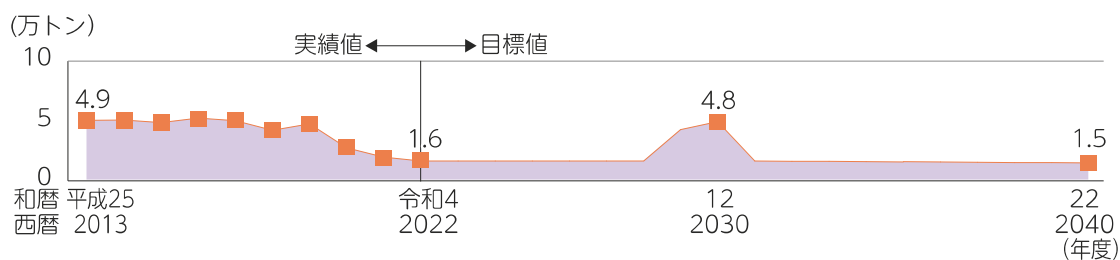
※ 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

※1 令和11（2029）年度から令和12（2030）年度にかけて、埋立量の削減に大きく貢献する鳴海工場が大規模改修により休止するため、目標値には一時的な増加を見込んでいます。鳴海工場休止期間中においては、焼却灰のさらなる資源化と鳴海工場の適正な施工の確保を前提とした休止期間の短縮に努めます。

〈総排出量・資源分別量・ごみ処理量の推移と目標値〉



〈埋立量の推移と目標値〉



〈品目別の発生抑制率・資源分別率〉

	家庭系	事業系																				
プラスチック	<p>発生抑制</p> <p>・使い捨てプラスチック※1</p> <table border="1"> <tr> <th>令和12年度</th> <th>令和22年度</th> </tr> <tr> <td>令和4年度比 10%削減</td> <td>令和4年度比 15%削減</td> </tr> </table> <p>資源分別率</p> <p>・プラスチック製容器包装</p> <table border="1"> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和22年度</th> </tr> <tr> <td>46%</td> <td>60%</td> <td>60%</td> </tr> </table> <p>・プラスチック製品</p> <table border="1"> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和22年度</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>30%</td> <td>60%</td> </tr> </table>	令和12年度	令和22年度	令和4年度比 10%削減	令和4年度比 15%削減	令和4年度	令和12年度	令和22年度	46%	60%	60%	令和4年度	令和12年度	令和22年度	—	30%	60%	<p>発生抑制等</p> <p>・使い捨てプラスチック※1</p> <table border="1"> <tr> <th>令和12年度</th> <th>令和22年度</th> </tr> <tr> <td>令和4年度比 10%削減</td> <td>令和4年度比 15%削減</td> </tr> </table> <p>令和6年4月に開始のプラスチック資源一括収集を進め、令和22年度に同水準の資源分別率を目指します。</p>	令和12年度	令和22年度	令和4年度比 10%削減	令和4年度比 15%削減
	令和12年度	令和22年度																				
令和4年度比 10%削減	令和4年度比 15%削減																					
令和4年度	令和12年度	令和22年度																				
46%	60%	60%																				
令和4年度	令和12年度	令和22年度																				
—	30%	60%																				
令和12年度	令和22年度																					
令和4年度比 10%削減	令和4年度比 15%削減																					
生ごみ（食品ロス）	<p>発生抑制</p> <p>・食品ロス</p> <table border="1"> <tr> <th>令和12年度</th> <th>令和22年度</th> </tr> <tr> <td>令和4年度比 5%削減</td> <td>令和4年度比 10%削減</td> </tr> </table> <p>※食品ロスについては「食品ロス削減推進計画（P56）」において削減目標を掲げています。</p>	令和12年度	令和22年度	令和4年度比 5%削減	令和4年度比 10%削減	<p>発生抑制</p> <p>・食品ロス</p> <table border="1"> <tr> <th>令和12年度</th> <th>令和22年度</th> </tr> <tr> <td>令和4年度比 5%削減</td> <td>令和4年度比 10%削減</td> </tr> </table> <p>資源分別率</p> <p>・生ごみ</p> <table border="1"> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和22年度</th> </tr> <tr> <td>37%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table>	令和12年度	令和22年度	令和4年度比 5%削減	令和4年度比 10%削減	令和4年度	令和12年度	令和22年度	37%	50%	50%						
	令和12年度	令和22年度																				
令和4年度比 5%削減	令和4年度比 10%削減																					
令和12年度	令和22年度																					
令和4年度比 5%削減	令和4年度比 10%削減																					
令和4年度	令和12年度	令和22年度																				
37%	50%	50%																				
紙	<p>資源分別率</p> <p>・紙製容器包装</p> <table border="1"> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和22年度</th> </tr> <tr> <td>29%</td> <td>40%</td> <td>40%</td> </tr> </table> <p>・雑がみ</p> <table border="1"> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和22年度</th> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>20%</td> <td>40%</td> </tr> </table>	令和4年度	令和12年度	令和22年度	29%	40%	40%	令和4年度	令和12年度	令和22年度	8%	20%	40%	<p>資源分別率</p> <p>・資源化可能な紙類</p> <table border="1"> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和22年度</th> </tr> <tr> <td>74%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> </tr> </table> <p>令和5年4月に開始した紙製容器包装・雑がみの一括収集を進め、令和22年度に同水準の資源分別率を目指します。</p>	令和4年度	令和12年度	令和22年度	74%	80%	80%		
	令和4年度	令和12年度	令和22年度																			
29%	40%	40%																				
令和4年度	令和12年度	令和22年度																				
8%	20%	40%																				
令和4年度	令和12年度	令和22年度																				
74%	80%	80%																				

※空きびん・空き缶・ペットボトルや新聞・雑誌・段ボールの資源分別率については、それぞれ高い水準を維持していますので、引き続き数値の維持・向上に努めることとします。

※1 使い捨てプラスチックは、レジ袋やペットボトルなどの容器包装、使い捨てスプーンなどのプラスチック製品を指します。

「持続可能な循環型都市」の実現に向けた 施策の展開

1 施策体系

第4章において掲げた基本理念「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします」と4つの目指す方向性「協働」「資源循環」「安心」「地球にやさしく」を踏まえ、第2章で整理した本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況と課題に対して重点的に展開する2つの施策と5つの基本的な施策を以下のように示します。

〈重点施策〉

重点施策1 プラスチック資源循環の推進

プラスチックは私たちの生活に欠かせないものですが、海洋汚染や地球温暖化などプラスチックが関係する環境問題が世界的な課題となっており、本市においても世界や国の動きに対応しプラスチックの削減をさらに推し進めていく必要があります。そこで、「プラスチック資源循環の推進」を重点施策に位置づけ、プラスチック問題についての環境教育・情報発信を進めるとともに、「減らす」「大切に使う」「循環させる」「置き換える」の4つのアクションに焦点をあてた施策・取り組みを展開します。

重点施策2 食品ロスの削減／食品ロス削減推進計画

食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、その生産から廃棄までの工程に用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながっています。そのような中、「食品ロス削減推進法」が施行され、市町村にもさらなる食品ロス削減の取り組みが求められています。そこで、「食品ロス削減推進計画」を本計画に内包して策定するとともに、「食品ロスの削減」を重点施策に位置づけ、食品ロス削減に向けた目標を設定し、「市民」「事業者」「行政」がそれぞれの立場で主体的に食品ロスの削減を進められるよう施策・取り組みを展開します。

〈基本的な施策〉

施策1 環境にやさしい学びと行動の推進

ごみの減量・資源化を進めるためには、次世代を担う子どもたちをはじめ、あらゆる世代の方々への環境学習を推進し、多様なステークホルダーや媒体を活用した情報発信や環境にやさしい行動に結びつけてもらうための施策が求められています。そこで、「環境にやさしい学びと行動の推進」を施策1として掲げ、以下の施策の柱に基づいた取り組みを進めます。

▶▶▶▶▶ 施策の柱 ◀◀◀◀◀◀

①環境学習の推進

②情報発信と行動の展開

施策2 2R（リデュース・リユース）の推進

ごみも資源も元から減らすためには、暮らしや事業活動において使い捨て・過剰包装のライフスタイル・ビジネススタイルを転換し、『「もったいない」のその一歩先』を意識した施策を展開することが必要です。そこで、「2R（リデュース・リユース）の推進」を施策2として掲げ、以下の施策の柱に基づいた取り組みを進めます。

▶▶▶▶▶ 施策の柱 ◀◀◀◀◀◀

- ③使い捨てプラスチックの削減
- ④食品ロスの削減
- ⑤モノを大切に
する意識の醸成

施策3 分別・リサイクルの推進

市民・事業者の分別意識向上のためには、「分かりやすい・分けやすい」分別区分の設定やそれぞれのライフスタイル・価値観に合わせた広報・啓発を実施することが必要です。また、資源を効率よく循環させるためには、市民・事業者の取り組みを支援し、連携することが求められます。そこで、「分別・リサイクルの推進」を施策3として掲げ、以下の施策の柱に基づいた取り組みを進めます。

▶▶▶▶▶ 施策の柱 ◀◀◀◀◀◀

- ⑥「分かりやすい・分けやすい」
区分による分別収集の実施
- ⑦分別意識のさらなる
向上
- ⑧リサイクルの
さらなる推進

施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保

生活基盤としてのごみ収集・処理を安心かつ安全に継続させるためには、社会課題に的確に対応するとともに、有事に適切に対応できる収集・処理体制を確保することが求められます。また、焼却工場や処分場等の施設整備は、環境負荷に配慮しながら計画的かつ安定的に進めることが必要不可欠です。そこで、「安心・安全で適正な収集・処理体制の確保」を施策4として掲げ、以下の施策の柱に基づいた取り組みを進めます。

▶▶▶▶▶ 施策の柱 ◀◀◀◀◀◀

- ⑨社会課題に対応した
収集・処理の推進
- ⑩計画的かつ環境に
配慮した施設整備
- ⑪長期的かつ安定的な
埋立処分場の確保

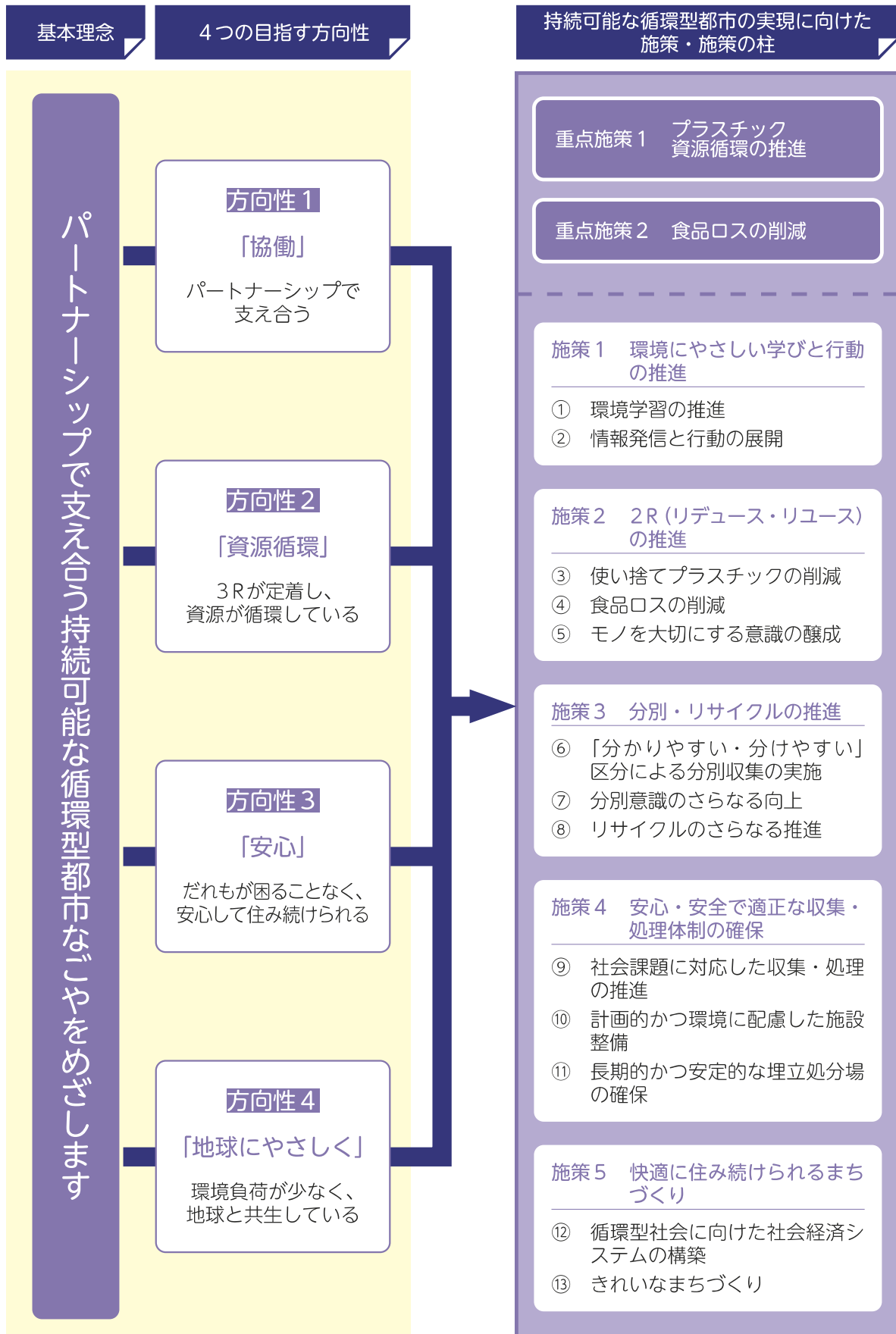
施策5 快適に住み続けられるまちづくり

循環型社会の形成に向けては、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルから脱却し、持続可能な仕組みづくりを進めるなど循環型の社会経済システムの構築が求められています。また、快適に住み続けるためには、不法投棄・ポイ捨てを防止する施策を推進し、きれいなまちづくりを進めることが必要です。そこで、「快適に住み続けられるまちづくり」を施策5として掲げ、以下の施策の柱に基づいた取り組みを進めます。

▶▶▶▶▶ 施策の柱 ◀◀◀◀◀◀

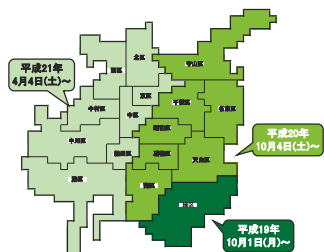
- ⑫循環型社会に向けた
社会経済システムの構築
- ⑬きれいなまちづくり

基本理念・施策の体系図



2R推進実行委員会は、容器・包装の3Rにより、循環型社会へ向けた仕組みづくりを市民（消費者）・事業者（製造・販売事業者）・行政が協力して進めていく手法の検討や基準の設定を行うため、平成13（2001）年5月に「容器・包装3R推進協議会」として、発足したことが始まりです。

平成14（2002）年5月には、「脱レジ袋宣言」を行い、翌年10月に市内共通還元制度「エコクーびょん」を実施するなど、レジ袋の削減に取り組んできました。平成19（2007）年2月には、大幅なレジ袋削減のため、レジ袋有料化の実施を決定し、事業者との協定に基づき、同年10月の緑区でのモデル事業実施を皮切りに、平成20（2008）年10月に東部8区、平成21（2009）年4月に全市へと拡大し、レジ袋有料化を実施しました。



レジ袋有料化の展開



「レジ袋削減協定締結店」マーク

また、「名古屋市におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」により、レジ袋の有料化による収益金を「レジ袋有料化還元基金」に寄附いただくことで、環境保全活動や地域貢献活動に還元してきました。



無料給水スポット（名古屋港水族館）



公園花壇の協賛（名城公園）

現在では、「2R推進実行委員会」へと名称を変更し、「食品ロス削減推進部会」及び「発生抑制推進部会」を設置し、レジ袋有料化還元基金事業のほか、食品ロスや容器包装等の削減を促進する事業を実施しています。



食品ロス削減の啓発



使い捨てプラスチック削減POP

2 重点施策1 プラスチック資源循環の推進

1 趣旨

プラスチックは軽くて丈夫、加工しやすく密閉性が高いといった特徴から、様々な場面で広く使われ、その機能性は食品ロスの削減や輸送時のエネルギー効率の改善をもたらすなど、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

その一方で、世界全体で年間数百万トンを超える海洋へのプラスチックごみの流出があると推計されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。プラスチックの大量生産・大量消費・大量廃棄は資源枯渇のほか、焼却時に二酸化炭素を排出することから地球温暖化にもつながっており、プラスチック対策は世界的に喫緊の課題となっています。

そのような中、国は令和元（2019）年5月に3R+Renewableを基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その方向性を具体的に推進するための枠組みとして、令和4（2022）年4月には「プラスチック資源循環促進法」を施行しました。

本市においては、「持続可能なプラスチックの利用」を実現するために、市民・事業者と行政が一体となって取り組んでいくための基本的な考え方をとりまとめた「名古屋市プラスチック削減指針」を令和5（2023）年3月に策定しました。

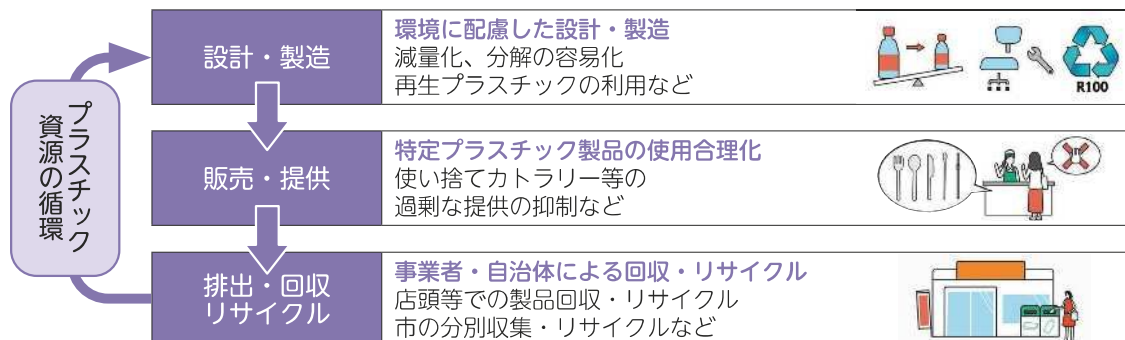
また、世界ではプラスチック汚染を終わらせるため、実効性のある国際条約の策定に向けた動きが加速しています。こうしたプラスチックに係る潮流を見据えながら、本計画においても「プラスチック資源循環の推進」を重点施策に位置づけ、使い捨て・過剰包装のライフスタイル・ビジネススタイルからの転換を目指します。

【プラスチック資源循環戦略におけるマイルストーン】

リデュース	①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
リユース・リサイクル	②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用
再生利用・バイオマスプラスチック	⑤2030年までに再生利用を倍増 ⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

【プラスチック資源循環促進法の枠組み】

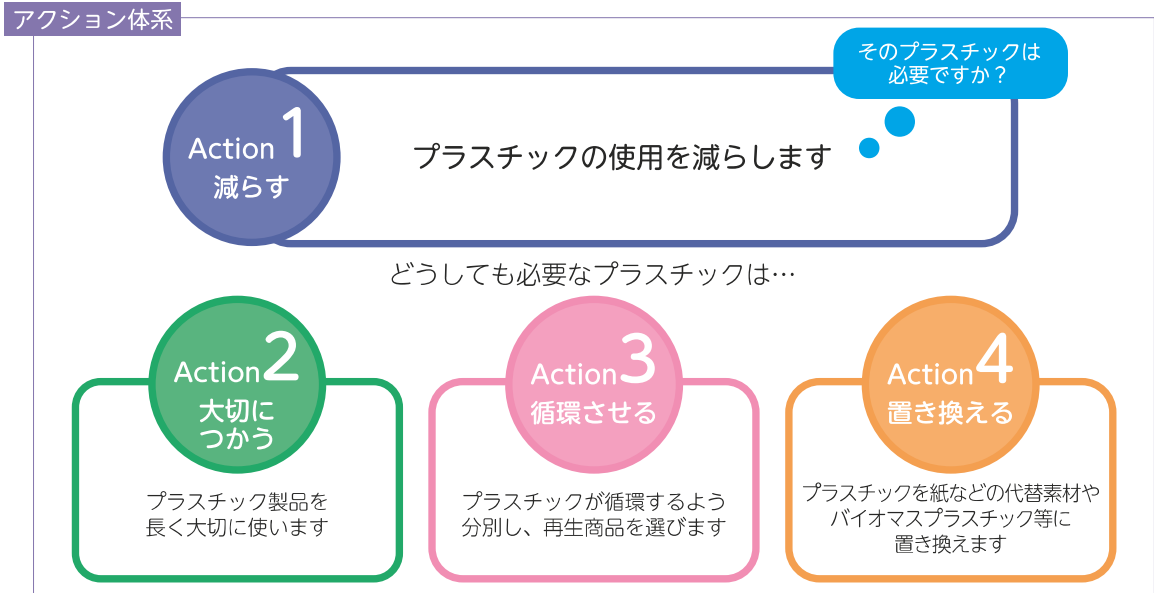
プラスチック製品の設計から廃棄物の処理まで、あらゆる主体（消費者・事業者・行政）がプラスチックの資源循環に取り組むこととされています。



【名古屋市プラスチック削減指針の概要】

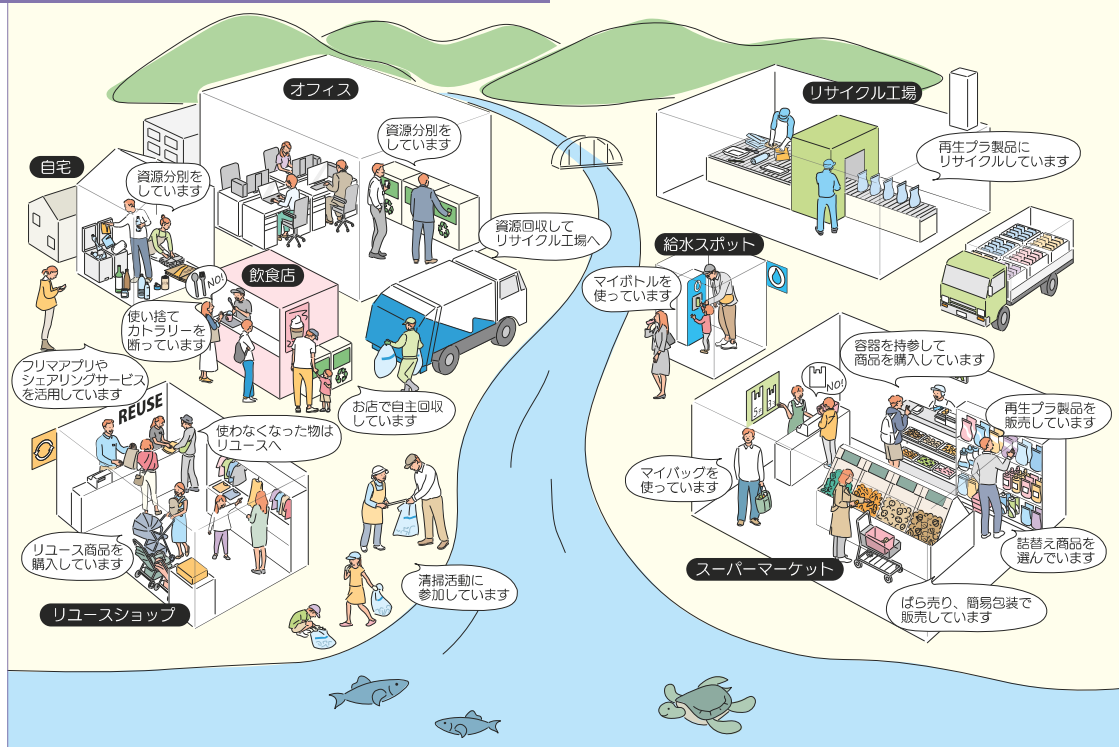
名古屋市プラスチック削減指針は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、持続可能なプラスチックの利用を実現するために、市民・事業者と行政が一体となって取り組んでいくための基本的な考え方などをお示したものです。

Action 1「減らす」を最優先とし、どうしても必要なプラスチックについては、Action 2～4に取り組む必要があるという優先順位をつけています。



【理想の状態】

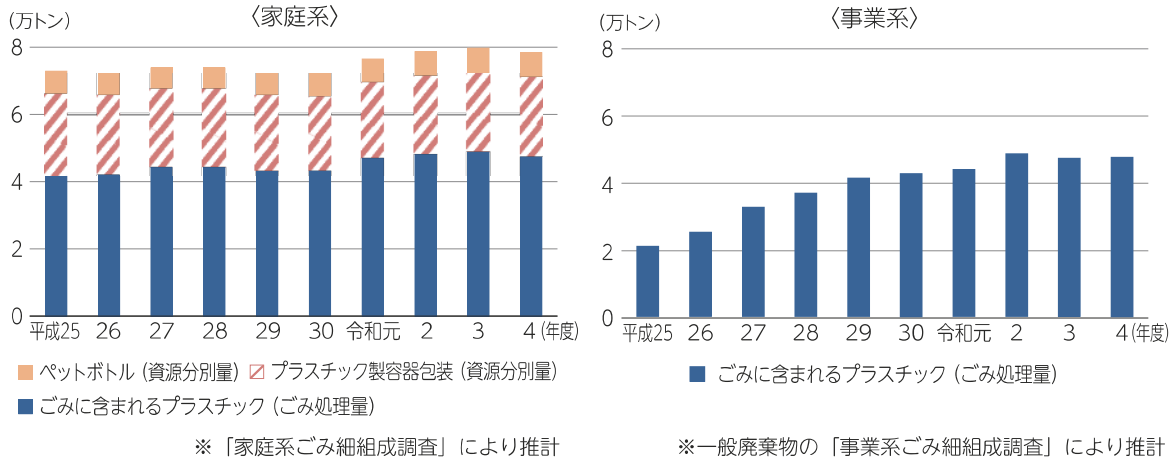
大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、「持続可能なプラスチックの利用」を実現した状態



2 本市の現状と課題

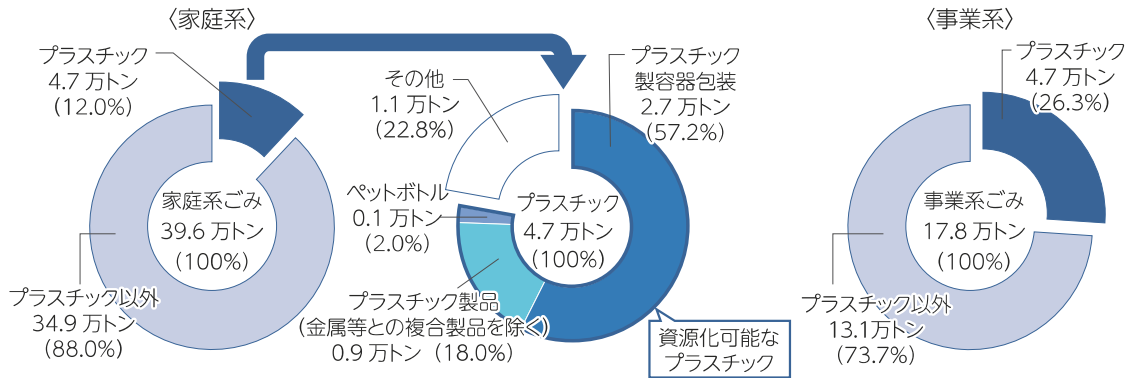
(1) プラスチックの発生量

プラスチックの発生量は家庭系・事業系ともに増加傾向であり、使い捨てプラスチックの削減などプラスチックの発生抑制を進めていく必要があります。



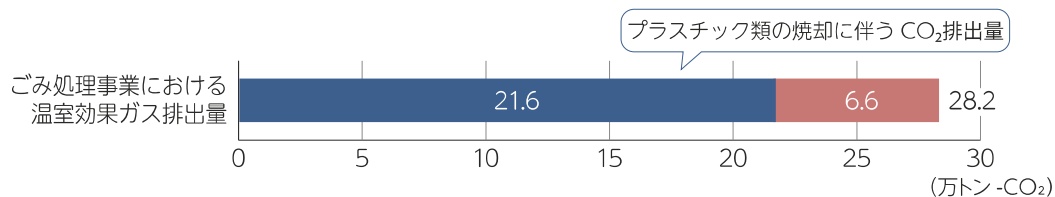
(2) ごみに含まれるプラスチックの量 (令和4年度実績)

家庭系は4.7万トン（家庭系ごみの12.0%）、事業系は4.7万トン（事業系ごみの26.3%）ものプラスチックがごみに含まれており、プラスチックの発生抑制を進めるほか、分別・リサイクルを推進していく必要があります。



(3) プラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素排出量 (令和4年度実績)

本市のごみ処理事業における温室効果ガス排出量は増加傾向にあり、その大半（約8割）はプラスチック類の焼却に伴い発生する二酸化炭素です。ごみに含まれるプラスチック類を減らすことは温室効果ガス排出量の削減にもつながります。



3 プラスチック問題についての環境教育・情報発信

プラスチックは海洋汚染・資源枯渇・地球温暖化といった環境問題につながっており、その根底には大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会があります。こうしたプラスチック問題の構造や持続可能なプラスチックの利用について、小学校での出前講座や大学における講義などを通じて伝えていくほか、市公式ウェブサイトやSNSをはじめ様々な媒体を通じて情報発信を行います。

コラム 藤前干潟のプラスチックごみ

「ラムサール条約」にも登録された藤前干潟は、国内有数の渡り鳥の飛来地であり、本市に残る貴重な自然の一つです。また、この藤前干潟は過去に市のごみ処分場として埋立計画があった場所であり、干潟を守りたいという市民の活動により残すことのできた、本市の環境行政の原点ともいえる場所です。

藤前干潟の沿岸を歩いてみると、岩場に漂着したペットボトルやお菓子の袋などのプラスチックをたくさん見かけます。

また、足元には流木などに混じってマイクロプラスチックと呼ばれる小さなプラスチック片が無数にあることに気づきます。この藤前干潟のプラスチックごみの現状を明らかにするため、漂着ごみの調査を行いました。



【漂着ごみ・マイクロプラスチック調査の結果】

漂着ごみの調査 (令和3年10月)

漂着したごみのほとんどはプラスチックでした。またその多くはペットボトルや商品容器などの容器包装でした。

堤防沿い50m区間の調査で

合計 **49.51kg**
9,368個

ものごみを確認！！



容器包装



硬質プラ破片



ウレタン

マイクロプラスチックの調査 (令和3年11月)

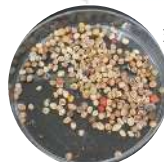
農業で使われる徐放性肥料の殻のほか、プラスチック・発泡スチロール片など、多くのマイクロプラスチックが確認されました。

わずか15cm×15cm

深さ1cmの中で

合計 **1,622個**

ものマイクロプラスチックを確認！！



徐放性肥料の殻



発泡スチロール片



プラスチック片

藤前干潟では地域のボランティアの皆さんによる定期的な清掃活動が行われているほか、毎年5月と10月には市民・企業・行政の協力による藤前干潟クリーン大作戦が実施されています。清掃活動は海への流出を防止する重要な活動ですが、どれだけ拾っても毎回多くのごみが回収されています。漂着ごみをなくすためには、プラスチックの使用量そのものを削減する（蛇口を閉める）ことが必要です。

4 推進する施策

(1) 「減らす」～ Action 1 ～

「減らす」ための行動は、プラスチックの使用量そのものを削減することができ、プラスチックが引き起こす問題全ての解決につながることから、最も優先して取り組む必要があります。

●事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減

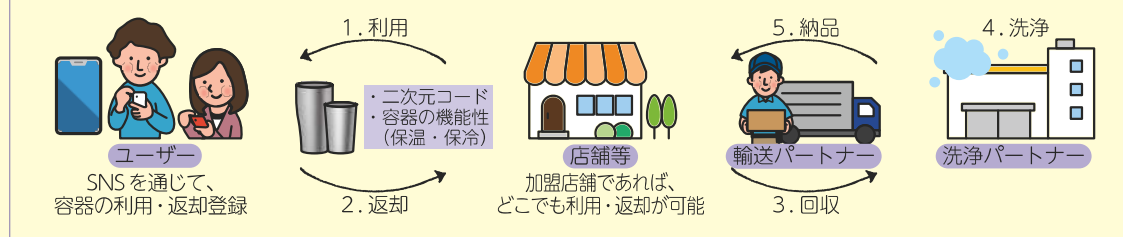
大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、「持続可能なプラスチックの利用」を実現するには、先進的な技術や様々なノウハウを持つ民間事業者の力は欠かすことができません。使い捨てプラスチック削減の仕組みやアイデアを持つ事業者を募集し、市民に実践・体験してもらう実証実験などの支援を行うとともに、取り組み内容や削減効果等を発信・共有することで、使い捨てプラスチックの削減を図ります。

●2R推進実行委員会と連携した新たな仕組みづくりの検討

全国に先駆けて本市独自のレジ袋有料化に取り組んだ2R推進実行委員会というフィールドを活用し、消費者・事業者との連携による協働の力によって、レジ袋有料化に引き続く、新たな使い捨てプラスチック削減の仕組みの検討を進めます。



(参考) 令和5年度採択モデル事業



●マイボトル・マイカップの利用促進

ペットボトルやテイクアウト用カップなどの使い捨て飲料容器を削減するためには、マイボトル・マイカップのより一層の利用促進が必要です。「環境デーなごや」などのイベントや出前講座など様々な機会を捉えてマイボトルの利用について働きかけを行うほか、SNSをはじめ多様な媒体を通じて普及啓発を行います。

給水スポットMAP



また、市民・事業者・学識経験者と名古屋市で構成する2R推進実行委員会において給水機の設置補助を実施しています。これを継続し、マイボトル対応の無料給水スポットを増やすことで、マイボトルの普及につなげていきます。



各所に設置されている無料給水スポット

【プラスチックの使用を減らすための行動例】

市民の行動例
<ul style="list-style-type: none"> ・マイボトルを持ち歩く。 ・お買い物にはマイバッグを持参する。 ・使い捨てスプーンやフォーク等は受け取らない。 ・簡易包装や詰め替え式の商品を購入する。 ・容器を持参して量り売り商品を購入する。

事業者の行動例
<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てスプーンやフォーク等の提供を見直す。 ・製品やサービスで使用する使い捨てプラスチックを見直す。 ・製品やサービスにプラスチック削減に配慮していることを表示する。 ・使い捨てプラスチック提供時に消費者への意思確認をする。 ・使い捨てプラスチック削減商品・サービスの消費者に対してインセンティブを付与する。 ・量り売りで商品を提供する。

(2) 「大切につかう」～ Action 2 ～

「減らす」ことができず、どうしてもプラスチックが必要な場面においては、少しでも長く「大切につかう」ことで廃棄する量を減らし、環境へ与える影響を低減することができます。

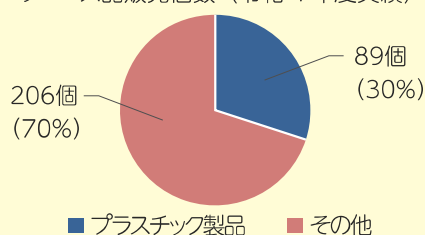
●プラスチック製品のリユースの推進

粗大ごみとして排出された収納ケースなどのプラスチック製品をリユース品として回収するほか、市民から家庭で不要となったがまだ使用できるプラスチック製品を含めたリユース品を市が直接引き取り、それらをフリマアプリなどで販売する取り組みを進め、プラスチック製品のリユースを進めます。(リユース全般についてはP66参照)



リユース品として回収・販売した衣装ケース

リユース品販売個数 (令和4年度実績)



●アップサイクルによる意識の醸成

不要となったプラスチック素材を用いたアップサイクル製品の紹介や、海洋プラスチックからアクセサリやモザイクアートを作製するアップサイクルのワークショップの開催などを通し、貴重な資源であるプラスチックを「捨てる」のではなく「活かす」意識の醸成を目指した取り組みを進めます。(アップサイクルについてはP66参照)



塩化ビニルが使用された高速道路の横断幕をアップサイクルした鞆



藤前干潟等で漂着したプラスチックごみで作製したモザイクアート

【プラスチックを大切につかうための行動例】

市民の行動例

- ・プラスチック製品を大切に使う。
- ・リユース品や長く繰り返し使える製品を購入する。
- ・リユースショップやフリマアプリ等を利用する。
- ・まだ使用できるものは必要としている人に譲る。
- ・一時的な利用にはレンタル用品やシェアリングサービスを活用する。

事業者の行動例

- ・リユース品や長く繰り返し使える製品を提供・活用する。
- ・リユースショップやフリマアプリ等を運営・活用する。
- ・プラスチック製品を大切に使う。
- ・不要となったプラスチック製品をアップサイクルする。
- ・一時的に利用できるレンタル用品やシェアリングサービスを提供・活用する。

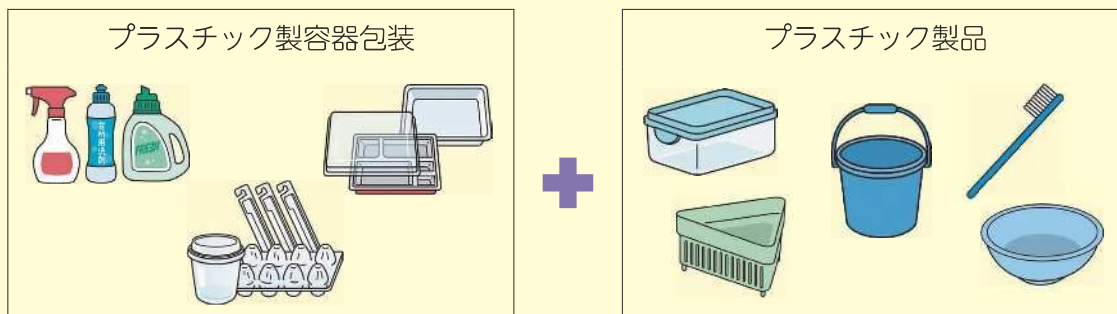
(3) 「循環させる」～ Action 3 ～

使い終わったプラスチックをごみとして単純に焼却してしまっただけでは、資源枯渇や地球温暖化への影響を低減することはできません。きちんと分別し、可能なものはリサイクルを進めるとともに、リサイクルによって生産された商品の購入を選択するなど、プラスチックを「循環させる」ことが大切です。

●プラスチック資源の一括収集

「プラスチック資源循環促進法」に基づき、タッパーや歯ブラシなどのプラスチック製品について、分別区分を可燃ごみから資源に変更し、プラスチック製容器包装と合わせて収集・リサイクルを行います（令和6年4月開始）。

資源分別率の向上を図るとともに、危険物などが混入しないよう、広報を行います。



●事業系ごみの分別・資源化の促進

事業系ごみに占めるプラスチックの割合が増加傾向にあることから、事業系ごみの組成分析によりプラスチックの排出状況を把握し、立入調査等を通じて発生抑制や適正排出、資源化に向けた指導を強化します。

●事業者によるプラスチック資源の自主回収の推進

「プラスチック資源循環促進法」に基づく製造・販売事業者等によるプラスチック製品の自主回収・リサイクルについて、認定手続きに関する助言や広報の協力などを通じて、事業者の取り組みを支援します。

【プラスチックを循環させるための行動例】

市民の行動例
<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルしやすい商品を購入する。 ・再生素材を使用した製品を購入する。 ・プラスチックの分別をしっかりと実践する。 ・販売店等が実施する自主回収を利用する。

事業者の行動例
<ul style="list-style-type: none"> ・設計段階から分別のしやすさに配慮する。 ・再生素材を使用した製品を製造・販売する。 ・製品に再生素材を使用していることを表示する。 ・オフィス等でプラスチックの分別をしっかりと実践する。 ・販売店等で容器包装等を自主回収する。

(4) 「置き換える」～ Action 4 ～

プラスチックを紙・木材などの代替素材やバイオマスプラスチックへ「置き換える」ことで、資源枯渇や地球温暖化などプラスチックが関わる問題への効果が期待されています。

「置き換える」ことによって、どのような効果が得られるのかを正しく理解し、賢く利用していく必要があります。

●代替素材・バイオマスプラスチック等の適切な利用の広報・啓発

製造、流通、販売など様々な場面で、プラスチックから紙・木材やバイオマスプラスチック等への置き換えが進んでいます。これらの代替素材を使用した製品等の利用を促進するとともに、置き換えによって得られる環境負荷低減効果が正しく理解されるよう、広報・啓発を行っていきます。

バイオマスプラスチックとは、サトウキビなど植物由来の再生可能な資源を原料とするプラスチックのことです。原料となる植物は生育の過程で二酸化炭素を吸収するため、焼却時に発生する二酸化炭素は相殺される（カーボンニュートラル）ことから、置き換えによる温室効果ガスの削減が期待されています。

また、バイオマスプラスチックの他に生分解性プラスチックがあります。通常のプラスチックの劣化のようにただ細かくバラバラになるだけでなく、微生物の働きにより水と二酸化炭素に分解される（自然に還る）プラスチックのことです。自然環境に流出したプラスチックによる汚染問題の解決策の一つとして期待されています。

●可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入促進

「プラスチック資源循環戦略」において、焼却せざるを得ない可燃ごみ袋については、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを活用することが求められていることから、バイオマス原料の供給体制やコストなどの動向も踏まえながら、可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入を促進します。

【プラスチックから置き換えるための行動例】

市民の行動例

- ・代替素材やバイオマスマーク等について調べてみる。
- ・素材や利用方法の違いによる環境負荷の差を調べてみる。
- ・代替素材やバイオマスプラスチック等を使用した製品を購入する。
- ・代替素材やバイオマスプラスチック等の使用や開発に熱心なメーカーやお店を率先して利用する。

事業者の行動例

- ・代替素材やバイオマスプラスチック等を使用した製品を製造・販売する。
- ・製品にバイオマスプラスチック等を使用していることを表示する。
- ・製品の環境負荷削減の取り組みをウェブサイト等で紹介する。
- ・代替素材やバイオマスプラスチック等を使用した製品を使用する。

5 市役所による率先行動

本市自らが率先して環境に配慮した行動を実践するために策定した「名古屋市役所環境行動計画2030」の取り組みを推進するため、本市独自の「なごや環境マネジメントシステム(N-EMS)」を運用しています。N-EMSの運用を通じて、ごみの発生抑制や資源化、グリーン購入を推進します。

「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

本市においても「名古屋市グリーン購入ガイドライン」を定め、品目ごとに基準を満たした物品調達に努めています。市が率先してグリーン購入を行うことで、事業者として積極的な姿勢を示すだけでなく、環境に配慮した市場の形成にもつなげていきます。

また、物品の調達時にプラスチックが使用されたものを可能な限り選ばない、会議・イベント等でペットボトル等の使い捨てプラスチックの提供を行わないなど、発生抑制のための取り組みを推進します。

さらに、事業執行に伴う部分だけでなく、職員の個人利用についても、市民・事業者の規範となるよう、一人一人の意識向上を図り、プラスチックの削減に努めます。

本市では、「啓発物品の調達に係るプラスチックごみの削減に関する方針」を定め、使い捨てプラスチックを使用しない啓発物品の調達に努めています。

〈プラスチックを使用しない啓発物品の事例〉



紙製の包装を使用した
ポケットティッシュ



包装を省略した付箋



紙製の水切り袋



紙製のうちわ

3 重点施策2 食品ロスの削減／食品ロス削減推進計画

1 趣旨

本来食べられる食品が、生産、製造、流通、販売、消費の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、その生産から廃棄までの工程に用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながるため、食品ロスを削減することにより、家計負担や廃棄物処理に係る財政支出の軽減、さらには温室効果ガス排出量の削減による気候変動の抑制といった効果が期待できるものです。

そのような中、令和元（2019）年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」の策定に努めることとされました。

また、令和2（2020）年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、地域における食品ロスの削減を推進するため、より生活に身近な地方公共団体において、地域特性を踏まえた取り組みを推進していくことが重要であるとされています。

本市では、「食品ロス削減推進法」に規定される「食品ロス削減推進計画」を本計画に内包して策定するとともに、「食品ロスの削減」を重点施策に位置づけ、本市における食品ロスの削減に向けて一層の取り組みを進めます。

コラム

食文化「なごやめし」から考える食品ロス削減

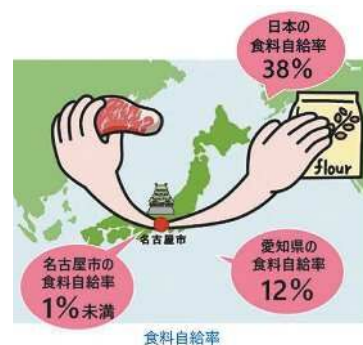
名古屋には「なごやめし」として有名な「ひつまぶし」があります。この料理は、うなぎの蒲焼きを出している店で、身が崩れたためお客に出せなくなった部分を捨てるのが「もったいない」という思いから生まれたものだと言われています。その材料となるうなぎは、世界的に絶滅が危惧されています。このまま資源量に配慮することなく獲り続けてしまえば、将来的にうなぎは絶滅してしまい、名古屋で美味しい「ひつまぶし」を食べることができなくなってしまうかもしれません。他にも味噌をふんだんに使った料理は、「なごやめし」の代表の一つですが、味噌の原材料である大豆は、そのほとんどを海外からの輸入に頼っているのが現状です。

今後、世界人口が増えることが予想されており、食料確保の問題は喫緊の課題となっています。このままだと世界的な食糧不足が原因により、大豆を含む輸入食品が手に入らなくなってしまうかもしれません。このような問題に対し、消費者・事業者・行政のそれぞれができることとして、まずは食品ロス削減に取り組み、貴重な食材を無駄にしないよう適切な行動をとることが、限りある資源を持続可能なものとし、美味しい「なごやめし」を将来にわたって食べられるようにするためにも重要です。

ニホンウナギ



写真提供：鳥居亮一

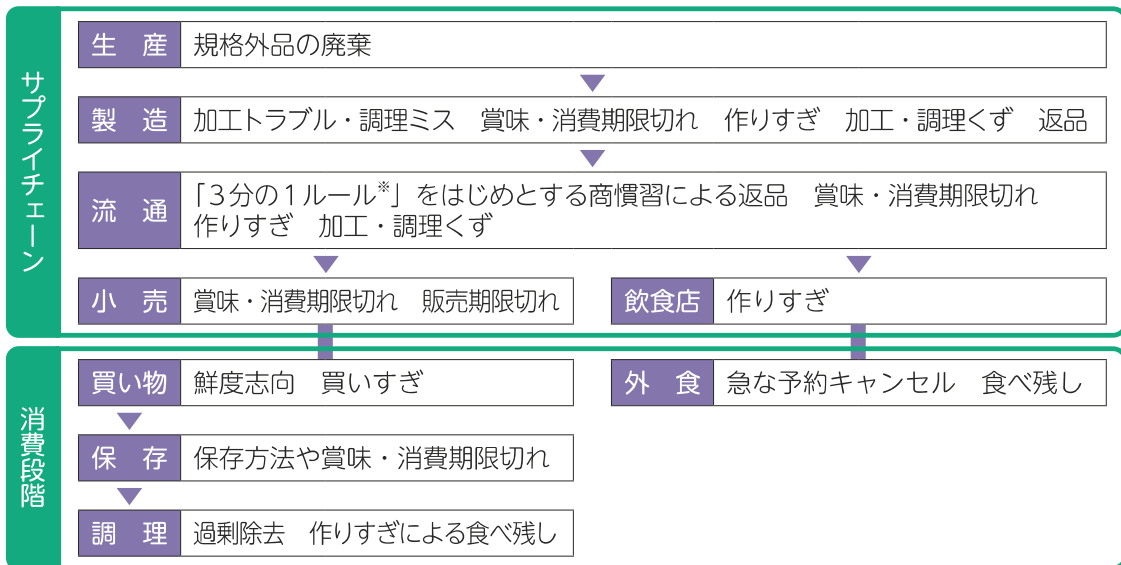


出典：生物多様性なごや戦略実行計画2030

2 食品ロス発生の実況

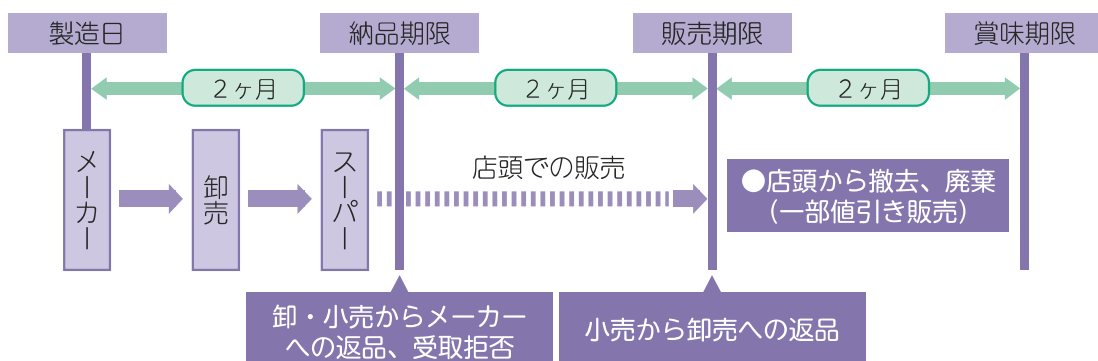
(1) 食品ロスの発生要因

食品ロスは食品のライフサイクルの中でも、生産、製造、流通、販売、消費といったあらゆる段階で発生しています。家庭内における主な食品ロスは、消費段階において発生するものとなっており、食材の買いすぎや、作りすぎ・好き嫌いなどが原因で食べ残されたもの（食べ残し）、冷蔵庫や食品庫に入れたまま賞味・消費期限が切れるなどして、食卓に上らずに廃棄されたもの（手つかず食品）などが食品ロスとして捨てられています。（「市民の行動例」についてはP59参照）



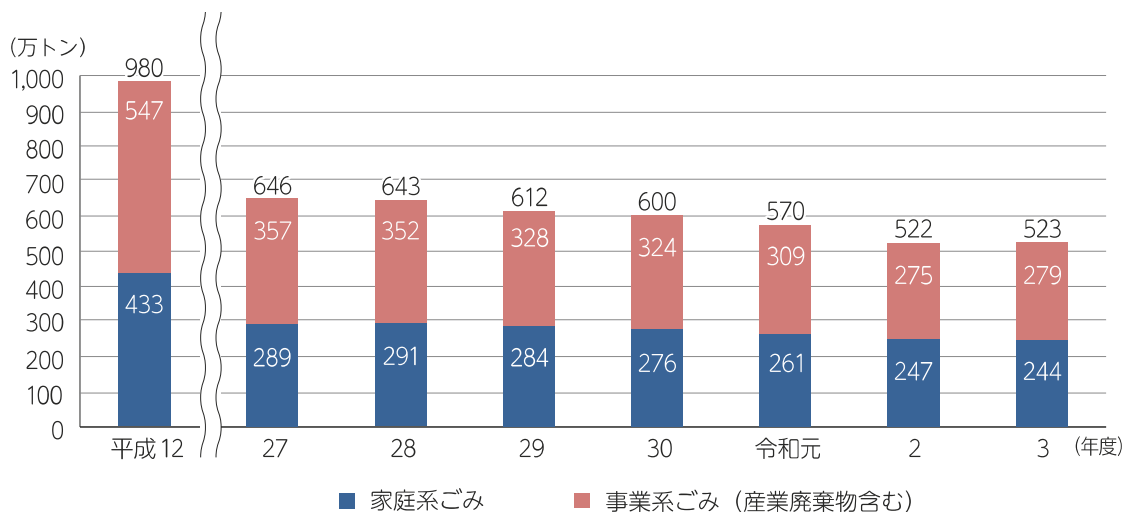
※ 3分の1ルールとは、食品の製造日から賞味期限までの期間を3等分し、最初の3分の1の期限までに食品製造事業者や卸売事業者が小売業者に納品するという、食品流通業界における商慣習の一つです。期限内に納品できず、ほかに販売先がない商品は、そのまま廃棄されることから、食品ロス発生の要因となっています。

3分の1ルールによる期限設定の概念図（賞味期限6ヶ月の場合）



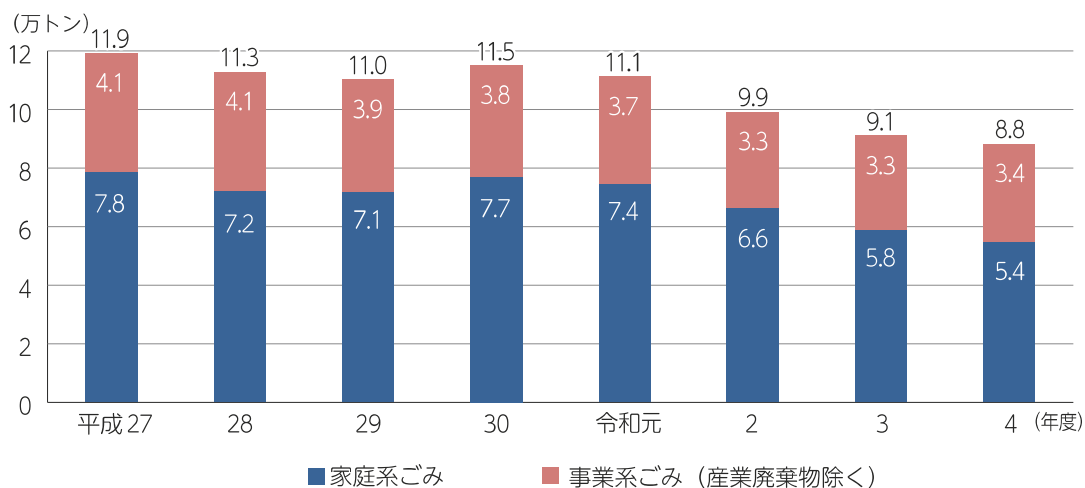
(2) 国の食品ロス発生量

国内における令和3（2021）年度の食品ロス発生量は、家庭系食品ロス量が244万トン、事業系食品ロス量が279万トン、全体で523万トンと推計されています。なお、事業系食品ロス量には食品製造業から排出される産業廃棄物（約125万トン）が含まれています。



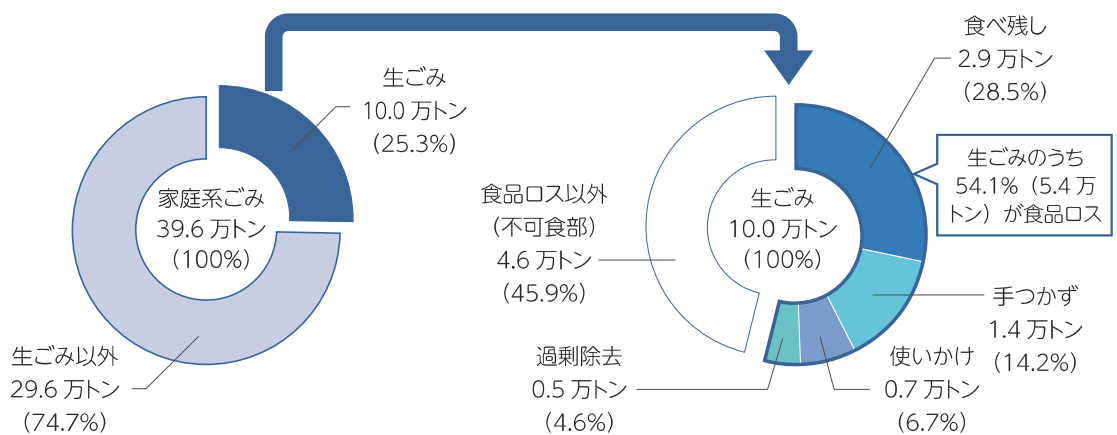
(3) 本市の食品ロス発生量

本市における令和4（2022）年度の食品ロス発生量は、家庭系食品ロス量が5.4万トン、事業系食品ロス量が3.4万トン、全体で8.8万トンと推計しています。なお、事業系食品ロスについては、食品製造業から排出される産業廃棄物は含まれておりません。



【家庭系】

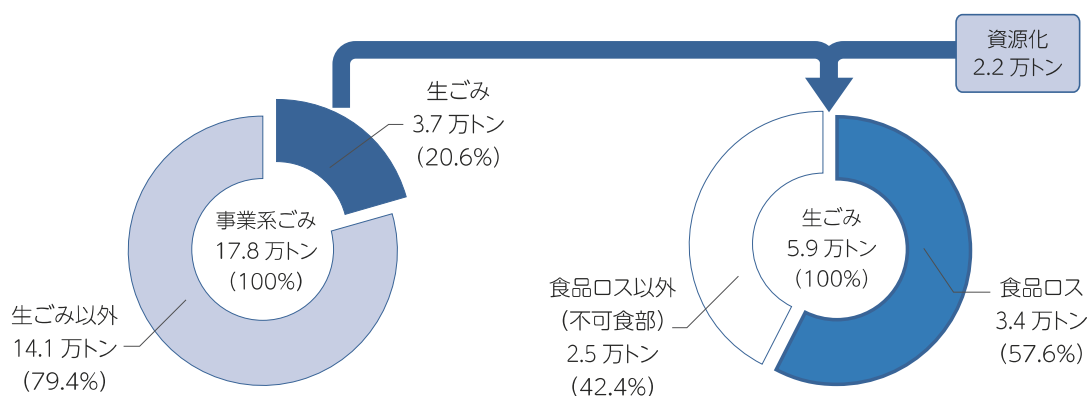
令和4（2022）年度に本市が実施した家庭系ごみ組成調査では、家庭系生ごみ（10万トン）に占める食品ロスの割合は54.1%（5.4万トン）と推計しています。食品ロスの内訳をみると、「食べ残し」が28.5%、「手つかず」が14.2%、「使いかけ」が6.7%、「過剰除去」が4.6%となっています。



【事業系】

令和4（2022）年度に実施した事業系食品ロスの実態調査では、事業系生ごみ（5.9万トン）に占める食品ロスの割合は57.6%（3.4万トン）と推計されています。

なお、事業系生ごみ（5.9万トン）のうち、2.2万トンが資源化（主に飼料化・堆肥化）されていますが、この中には、食べられる部分（食品ロス）が含まれています。



（4）市民意識の調査

「令和4（2022）年度消費者の意識に関する調査（消費者庁実施）」において、「食品ロス問題を知っている、かつ、食品ロスを減らすための取り組みを行っている」と回答した人は76.9%となっており、国は令和12（2030）年度目標として80%を設定しています。

本市においては、令和4（2022）年度に実施した「ごみの減量・分別リサイクルに関する市民アンケート」において、「食品ロス問題を知っている、かつ、食品ロスを減らすための取り組みを行っている」と回答した人は93.7%となっており、国の数値である76.9%を大きく上回る結果となりました。

3 削減目標

(1) 国の食品ロス削減目標

国においては、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに食品ロス量を半減させることとしています。

「食品ロス削減推進法」が施行された令和元（2019）年度においては、平成12（2000）年度と比較して家庭系は39.7%減少、事業系は43.5%減少しており、令和12（2030）年度までにそれぞれ17.2%、11.7%の削減が必要となっています。

（単位：万トン）

区分	平成12年度実績	令和元年度実績		令和12年度目標		
			平成12年度比		平成12年度比	令和元年度比
家庭系	433	261	▲39.7%	216	▲50%	▲17.2%
事業系	547	309	▲43.5%	273	▲50%	▲11.7%
合計	980	570	▲41.8%	489	▲50%	▲14.2%

(2) 本市の食品ロス削減目標

本市においては、国の令和元（2019）年度から、令和12（2030）年度までの目標達成に向けた削減率を踏まえ、目標値を設定します。

家庭系については、令和4（2022）年度実績が令和元（2019）年度比27%減少しており、国の目標達成に向けた削減率（令和12年度までに令和元年度比17.2%削減）を既に上回っていますが、食品ロス削減の一層の取り組みを進めることで、令和12（2030）年度までに令和4（2022）年度比5%削減を目指すものとします。

事業系については、令和4（2022）年度実績が令和元（2019）年度比8%減少しており、国の目標達成に向けた削減率（令和12年度までに令和元年度比11.7%削減）を下回っているため、令和12（2030）年度までに令和4（2022）年度比5%削減を目指すものとします。

また、令和22（2040）年度目標については、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までと同程度の削減を継続する目標値を設定します。

（単位：万トン）

区分	令和元年度実績	令和4年度実績		令和12年度目標		令和22年度目標	
			令和元年度比		令和4年度比		令和4年度比
家庭系	7.4	5.4	▲27%	5.1	▲5%	4.9	▲10%
事業系	3.7	3.4	▲8%	3.2	▲5%	3.1	▲10%
合計	11.1	8.8	▲21%	8.4	▲5%	7.9	▲10%

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

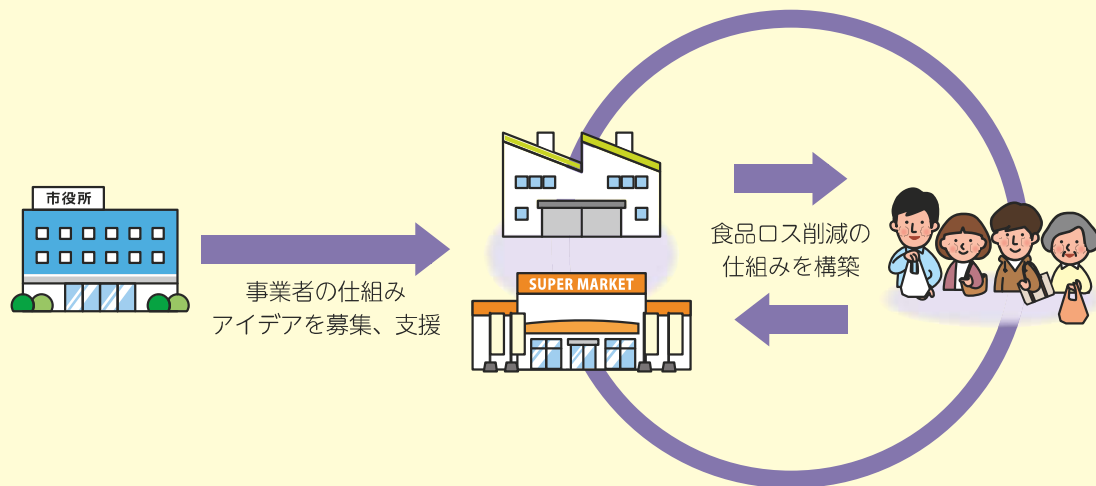
4 推進する施策

(1) 協働による食品ロス削減運動の展開

食品ロス削減を推進するためには、市民・事業者や民間団体・行政の協働による取り組みを進めることが重要です。また、学識経験者を含む2R推進実行委員会との連携により食品ロス削減のための取り組みを検討・実施していきます。

●事業者と連携した食品ロスの削減

食品ロス削減の仕組みやアイデアを持つ事業者を募集し、市民に実践・体験してもらう実証実験などの支援を行うとともに、取り組み内容や削減効果等を発信・共有することで、食品ロスの削減を図ります。



●食品ロス削減月間の取り組み

「食品ロス削減推進法」において、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」とされています。2R推進実行委員会と連携して、市民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるとともに食品ロス削減につながる行動を促すため、「食品ロス削減月間」にキャンペーンなどの取り組みを実施していきます。



●フードドライブの推進

家庭における食品ロスを削減するため、「環境学習センター（エコパルなごや）」や「なごや生物多様性センター」等の市施設に常設のフードドライブ拠点を設置するほか、環境デーなごや等のイベントにおいてフードドライブを実施していきます。

さらに、民間事業者・民間団体におけるフードドライブや各職場において従業員が家庭で余った食品を持ち寄って実施する職場内フードドライブへ、広報のぼりなどの機材の貸し出しや市公式ウェブサイトにおける広報等により、民間事業者・民間団体による自主的な取り組みを支援し、フードドライブ拠点の拡大を図ります。

集まった食品はフードバンク団体を通じて、地域の福祉施設や子ども食堂など、必要な方々へ届くように進めていきます。

フードドライブとは、家庭にある手つかず食品を持ち寄り、まとめてフードバンク活動団体や地域の福祉施設などに寄附する活動です。「いただきものの詰め合わせを消費できない」、「自分の口に合わないけれど、もったいない」といった理由から家庭で消費できない食品などを対象としています。

〈市施設における回収実績の推移〉

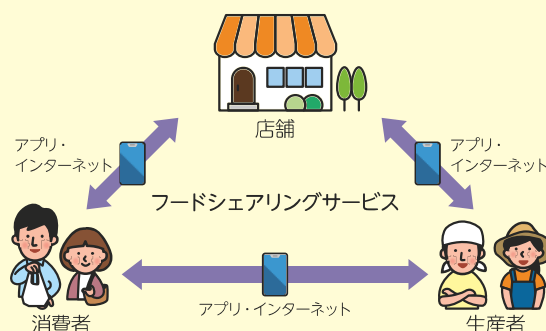
年度	回収点数	回収総重量
令和元年度	3,242点	約1,488kg
令和2年度	3,892点	約1,652kg
令和3年度	4,867点	約1,809kg
令和4年度	4,491点	約2,094kg

●フードシェアリングの推進

そのままでは廃棄されてしまう食品を提供する事業者と購入希望者とのマッチングを行うフードシェアリングサービスの利用を呼び掛けていきます。

フードシェアリングとは、売れ残ってしまいそうな商品を消費者のニーズとマッチングさせる仕組みです。

安価に購入できるほか、購入金額の一部が社会福祉団体等に寄附されるサービスなどもあります。



●組成調査による食品ロスの実態の把握

本市において排出されている、家庭系ごみ及び事業系ごみのそれぞれについて、「ごみ組成分析」を実施しています。これらにより、食品ロス発生量や組成実態を把握するとともに、組成の傾向や変化要因を分析することで、より効果的な施策を検討していきます。

(2) 食品ロス削減行動をする市民の拡大

食品ロスを削減するためには、市民による行動が非常に重要となります。各家庭でできる取り組みや食品ロス削減につながる購買行動などについて、イベントやキャンペーンを通じて呼びかけていくとともに、様々な世代に向けて食品ロス削減に関する環境教育を実施していきます。

●市民への「食品ロス削減行動」の呼びかけ

家庭でできる取り組みなどの周知を目的として、市公式ウェブサイトや広報紙等による周知のほか、環境デーなごや、食材使いきり親子クッキング教室をはじめとしたイベントやキャンペーンによる広報啓発を実施していきます。また、買い物時における「季節商品の予約販売」の利用や「てまえどり」などの購買行動が、食品ロス削減につながることを市民に向けて周知していきます。



●環境教育の推進

環境学習プログラムにおける小学生を対象とした食品ロスを出さないような工夫を紹介する講座や市政出前トークなど食品ロス削減をテーマとした講座・講義などを実施することで、様々な世代に向けて食品ロス削減に関する環境教育を推進していきます。

また、講座・講義・市公式ウェブサイト等において、本市の食品ロスの実態を情報発信することで、食品ロスの現状を市民に向け広報・啓発し、食品ロス削減意識の向上につながるよう進めていきます。

●市関係局等と連携した食品ロス削減の推進

健康福祉局をはじめ関係局と連携し、食育の観点から食の大切さを通じた食品ロス削減に関する啓発の実施、食の安全・安心の観点から賞味期限・消費期限の正しい理解の促進や外食時の持ち帰りについて食品衛生上の留意点等を事業者や消費者に向けて広報を実施します。

さらに、国・県との連携による官庁街フードドライブの実施や、職員に対して食品ロス削減の取り組みを周知することで、行政による食品ロス削減行動を促進します。

【市民が変われば事業者が変わる行動例】

市民の行動例	
<ul style="list-style-type: none"> ・購入時に商品を商品棚の手前から取る。 ・恵方巻、クリスマスケーキなどの季節商品を購入する際は予約販売を活用する。 ・外食時の予約キャンセルマナーを守る。 ・必要以上に食品の鮮度を求めることをやめる。 ・賞味・消費期限について正しく理解する。 	
賞味期限	消費期限
おいしく食べることができる期限。期限が過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではない。	期限を過ぎたら食べない方がよい期限。



生産・製造時の作りすぎや販売時の食品等の返品・廃棄を抑制し、事業者による食品ロスの削減につながります。

(3) 事業者の食品ロス削減に向けた働きかけ

名古屋市全体として取り組みを進めていくため、事業者の食品ロス削減に向けた働きかけが重要です。各事業者に対する広報啓発や、各店舗における食品ロスの削減の促進などを進めていきます。

●食べ残しゼロ協力店の拡大

本市では、食品ロス削減に取り組む市内の飲食店（テイクアウト・デリバリー提供店を含む）や宿泊施設を食べ残しゼロ協力店として登録して情報発信することで、飲食店等の食品ロス削減の取り組みを促進しています。登録店舗にはステッカーを配布し、希望する店舗にはポスター等も配布しています。

さらなる協力店の拡大に向けて、市内飲食店や宿泊施設に対し、引き続き働きかけていくとともに、利用者・協力店の双方にとって、よりメリットのある制度となるよう事業を進めていきます。

食べ残しゼロ協力店とは、宴会時に乾杯後30分と終了前10分を離席せずに食べ残しを減らす30・10（さんまるいちまる）運動や持ち帰りへの対応などを実践する市内の飲食店等を登録する制度です。

本市の専用ホームページ「食べ残しゼロ協力店-お皿ぴかぴか！ごちそうさま！-マップ」に掲載して、利用を呼びかけています。



●商慣習の見直し「販売期限延長」に向けた検討

食品スーパーなど小売業者が、製造業者や卸売業者から商品の仕入れを行う過程において3分の1ルールという商慣習を適用している場合があり、この過程において食品ロスが発生していることも多いため、販売期限の延長など商慣習の見直しに向け、情報収集・実態調査を進めるとともに、小売店等と連携した新たな仕組み等の検討を進めます。（3分の1ルールについてはP53参照）

●未利用食品の再利用に向けた働きかけ

ICT（情報通信技術）を活用し、何もしなければ廃棄され食品ロスとなってしまう商品を、スマートフォンアプリ等で消費者のニーズとマッチングさせて購入を促すフードシェアリングサービスの活用に向けた啓発を進めます。また、市や民間団体・地域が所有する災害備蓄食料品をフードバンク活動団体へ寄附されるよう働きかけていきます。

●講習や訪問などの機会をとらえた事業者への啓発の実施

事業系の食品ロス削減を推進するため、事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者等に対する講習会での周知等に加え、事業者環境推進員による立入指導等の機会を活用することにより、事業者への啓発を進めていきます。

4 施策1 環境にやさしい学びと行動の推進

施策の柱① 環境学習の推進

●「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進

市民・事業者・教育機関・行政が参画する「なごや環境大学」の仕組みを活用し、講座等で学び合いながら、3Rの取り組みに主体的に参画する人づくり・人の輪づくりを推進します。

なごや環境大学は、子どもから大人まで誰もが参加できる学び合いのネットワークです。

市民・事業者・教育機関・行政が、知識や経験、問題意識を持ち寄って、「まちじゅうをキャンパス」に様々な講座を実施しています。



●学習拠点における環境学習の推進

総合的な環境学習拠点である「環境学習センター（エコパルなごや）」において、展示設備などを利用した環境学習や体験型プログラムを実施するなどして、子どもから大人まで幅広く、3Rに取り組むためのきっかけづくりの場を提供します。

環境学習センター（エコパルなごや）は、身近な環境から地球環境まで、環境をテーマに体験学習ができる拠点施設です。

マスコットキャラクター「コパ」とともに、子どもから大人まで体験と対話を通じて楽しみながら深く学べるプログラムを実施しています。



コパ

●幼稚園・保育所・学校等における環境学習の推進

幼稚園・保育所・学校等における環境学習の取り組みを支援するため、3Rについて分かりやすく伝える出前講座等を実施し、家庭における3Rの継続的な実践につなげるとともに、環境サポーター（市民ボランティア）への研修等を行うことで環境学習プログラムの充実を図り、一層の活用を促します。

また、小学4年生社会科副教材として作成する「ごみと資源とわたしたち」の配付を通じて、子どもの頃からごみと資源の処理状況を理解し、3Rに取り組む知識を身に付け、実践行動への契機となるよう促します。

施策の柱② 情報発信と行動の展開

●地域へのSDGsの浸透をはかる取り組みの推進

地域へのSDGsの浸透・定着を図るため、地域団体や企業等と協働した取り組みの実践等を通じて、地域・企業等のSDGsの活動促進・普及啓発に取り組みます。

●環境デーなごや等を活用した3Rの取り組みの呼びかけ

市民・事業者・行政の協働のもとに開催される環境イベント「環境デーなごや」や各種団体の広報ツール等を活用し、3Rの取り組みを呼びかけるほか、イベント開催時には出展者を含めて3Rを意識した運営を行うことで、広く市民に対して具体的な3R行動の実践を促します。



環境デーなごや2023の様子

●3Rの取り組みの意義・成果の発信

ごみ・資源の処理量や処理コスト、分別した資源のゆくえ等が見える化するとともに、焼却・破碎工場や資源化施設等の見学会を行い、3Rに取り組む意義や成果を分かりやすく伝えることで、自らの消費が社会や環境にも影響を与えることを自覚する「消費者市民」としての意識づけや、エシカル消費などの3Rにつながる行動の促進を図ります。

●多様な媒体を活用した情報の発信

紙媒体、ウェブサイトなどに加え、スマートフォン向けアプリ、動画、SNSなど様々な媒体を活用し、発信する内容や対象に応じた広報・啓発を行います。

●事業者・大学等と連携した情報の発信

市民が日常的に利用するスーパーやコンビニなど生活に身近な店舗における広報・啓発を実施するほか、市民目線での新たな行動の展開を図るため、事業者・大学等と連携した情報発信を行います。

●なごやSDGsグリーンパートナーズを活用した事業者による3Rの推進

SDGsや環境に配慮した行動に積極的に取り組む事業所を「登録エコ事業所」「認定エコ事業所」「認定優良エコ事業所」の3段階で登録・認定し、事業者による3Rの推進などSDGsや環境保全の自主的な取り組みを促進します。

なごやSDGsグリーンパートナーズとは、環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業所を認定する制度です。「登録エコ事業所」「認定エコ事業所」「認定優良エコ事業所」の3段階で登録・認定し、支援しています。また、「認定優良エコ事業所」の中で特に優秀で他の模範となる取り組みを実践している事業所を表彰し、事業者の意識の向上と活動の底上げを図ります。



●市役所による率先行動

本市自らが率先して環境に配慮した行動を実践するために策定した「名古屋市役所環境行動計画2030」の取り組みを推進するため、本市独自の「なごや環境マネジメントシステム(N-EMS)」を運用しています。N-EMSの運用を通じて、ごみの発生抑制や資源化、グリーン購入を推進します。

また、プラスチックの削減に向け、物品の調達時にプラスチックが使用されたものを可能な限り選ばない、会議・イベント等でペットボトル等の使い捨てプラスチックの提供を行わないなど、発生抑制のための取り組みを推進するとともに、事業執行に伴う部分だけでなく職員の個人利用についても、市民・事業者の規範となるよう、一人一人の意識向上を図ります。

さらに、食品ロスの削減に向け、官庁街フードドライブを実施し、市役所における職場内フードドライブを推進するとともに、職員に対し、食品ロス削減のための取り組みを周知することで、行政による食品ロス削減行動を促進します。

5 施策2 2R（リデュース・リユース）の推進

施策の柱③ 使い捨てプラスチックの削減

●事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減（再掲）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、「持続可能なプラスチックの利用」を実現するには、先進的な技術や様々なノウハウを持つ民間事業者の力は欠かすことができません。使い捨てプラスチック削減の仕組みやアイデアを持つ事業者を募集し、市民に実践・体験してもらう実証実験などの支援を行うとともに、取り組み内容や削減効果等を発信・共有することで、使い捨てプラスチックの削減を図ります。

●2R推進実行委員会と連携した新たな仕組みづくりの検討（再掲）

全国に先駆けて本市独自のレジ袋有料化に取り組んだ2R推進実行委員会というフィールドを活用し、消費者・事業者との連携による協働の力によって、レジ袋有料化に引き続く、新たな使い捨てプラスチック削減の仕組みを構築します。

●マイボトル・マイカップの利用促進（再掲）

ペットボトルやテイクアウト用カップなどの使い捨て飲料容器を削減するためには、マイボトル・マイカップのより一層の利用促進が必要です。環境デーなどのイベントや出前講座など様々な機会を捉えてマイボトルの利用について働きかけを行うほか、SNSをはじめ様々な媒体を通じて普及啓発を行います。

また、市民・事業者・学識経験者と名古屋市で構成する2R推進実行委員会において給水機の設置補助を実施しています。これを継続し、マイボトル対応の無料給水スポットを増やすことで、マイボトルの普及につなげていきます。

施策の柱④ 食品ロスの削減

●協働による食品ロス削減運動の展開（再掲）

食品ロス削減を推進するためには、市民・事業者や民間団体・行政の協働による取り組みが重要であることから、事業者と連携した食品ロスの削減や、食品ロス削減月間（10月）における民間団体等と連携した市民参加型の企画を実施することで、具体的な行動の実践を促す取り組みを推進します。

また、市施設の拠点やイベントでフードドライブを実施するほか、小売店や百貨店などにおけるフードドライブや職場内フードドライブへの広報用のぼりなど資材の貸し出しや市公式ウェブサイトにおける広報等により、民間団体等の自主的な取り組みを支援し、フードドライブ拠点の拡大を図っていきます。

さらに、ごみの組成調査による食品ロスの実態の把握により、食品ロスの組成の傾向や変化要因を分析することで、より効果的な施策の検討をしていきます。

●食品ロス削減行動をする市民の拡大（再掲）

食品ロスを削減するためには、市民による行動が非常に重要となります。家庭でできる取り組みの周知を目的とした市公式ウェブサイトや広報紙等による広報や、環境デーなごやなどのイベントやキャンペーンによる広報啓発を実施します。

また、様々な世代に向けた食品ロス削減に関する環境教育の推進や、食育の観点から食の大切さを通した食品ロス削減に関する啓発の実施、食の安全・安心の観点から賞味期限・消費期限の正しい理解の促進など食品衛生上の留意点等を事業者や消費者に向けて広報を実施します。

さらに、国・県との連携による官庁街フードドライブの実施や、職員に対して食品ロス削減の取り組みを周知することで、行政による食品ロス削減行動を促進します。

●事業者の食品ロス削減に向けた働きかけ（再掲）

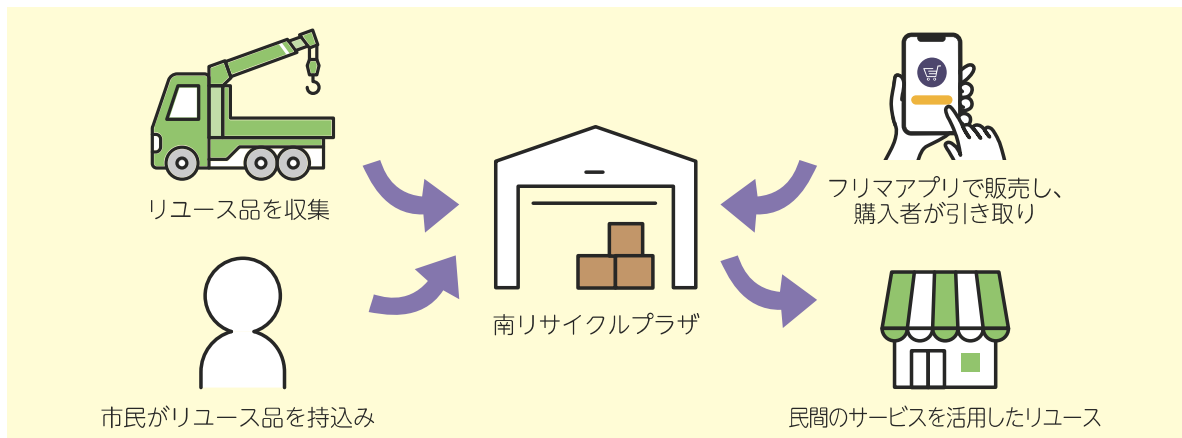
名古屋市全体として取り組みを進めていくため、事業者の食品ロス削減に向けた働きかけが重要です。「食べ残しゼロ協力店」の普及拡大を図ることにより30・10運動や持ち帰り対応など飲食店の取り組みを促進するとともに、販売期限の延長など商慣習の見直しに向けた実態調査など小売店等と連携した取り組みの検討を進めていきます。

また、未利用食品の再利用に向けた取り組みとして、ICT（情報通信技術）を活用したフードシェアリングサービスの利用に向けた啓発の実施、市や民間団体・地域が所有する災害備蓄食料品をフードバンク活動団体へ寄附されるよう働きかけを行っていくほか、講習や立入指導などの機会をとらえた事業者への食品ロス削減に関する啓発を実施します。

施策の柱⑤ モノを大切にする意識の醸成

●事業者と連携したリユース事業の実施

リユースショップやフリマアプリなど様々な形態の取引が広がるなど、拡大・多様化するリユース市場の状況を踏まえ、市民の「モノを大切に長く使う」意識の醸成とごみの発生抑制を目指し、フリマアプリを活用したリユース品の販売や、事業者のインターネットプラットフォームの紹介など、事業者のノウハウを活用したリユース事業を進めます。



●アップサイクルの普及促進

アップサイクルとは、いらなくなったものや捨てられるものに、アイデアやデザインなどの新たな付加価値をつけ、アップグレードして新しい別のものに生まれ変わらせることです。市民の「不要なものは捨てる」から「不要なものも活かす」意識の醸成を目指し、アップサイクルを体験できるワークショップを実施するとともに、アップサイクルに関する情報を発信していきます。



●リユースの啓発と取り組み支援

イベントなどにおいて洗って繰り返し使えるリユース食器を貸し出す事業や、地域の団体等が主体的に行うフリーマーケットへの開催の支援、自転車の海外リユース事業など、市民がリユースをより身近に感じる取り組みを行います。

●長く使う、直して使う意識の醸成

リペア（修理・補修）についての情報を発信するとともに、実践できる講座を開催し、「長く使う、直して使う」意識の醸成に向け、啓発を進めます。

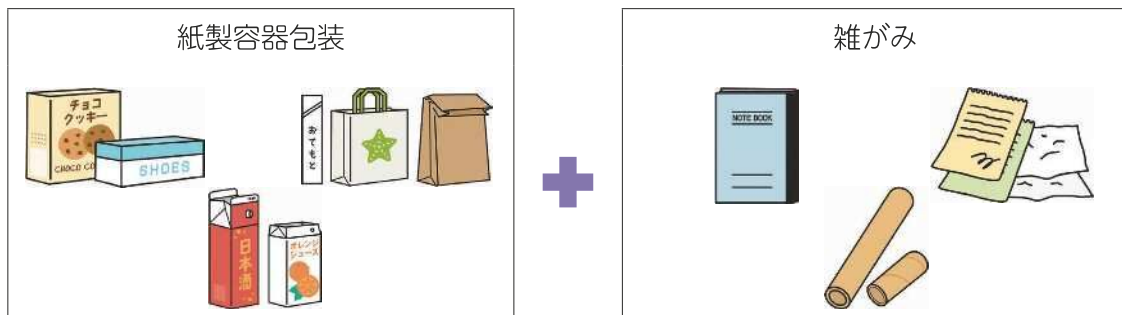
6 施策3 分別・リサイクルの推進

施策の柱⑥ 「分かりやすい・分けやすい」 区分による分別収集の実施

●紙製容器包装と雑がみの一括収集

紙製容器包装と雑がみは、「分別が分かりにくい、まとまった量が出ない」などの理由で資源分別率が低迷していたことから、「紙製容器包装と雑がみの一括収集」を実施しています。

資源分別率の向上を図るとともに、リサイクルできない紙類などが混入しないよう、広報を行います。



●プラスチック資源の一括収集（再掲）

「プラスチック資源循環促進法」に基づき、タッパーや歯ブラシなどのプラスチック製品について、分別区分を可燃ごみから資源に変更し、プラスチック製容器包装と合わせて収集・リサイクルを行います（令和6年4月開始）。

資源分別率の向上を図るとともに、危険物などが混入しないよう、広報を行います。

●その他分別区分の見直しの検討

ごみと資源の分別や適正な排出をより一層推進するため、市民・事業者にとって「分かりやすい・分けやすい」分別区分について、引き続き検討していきます。

施策の柱⑦ 分別意識のさらなる向上

【家庭系】

●ターゲットに応じた効果的な広報

分別ルールが定着しにくい若年層・外国人・短期賃貸マンション入居者・市外からの転入者などに対し、ターゲットの属性に応じた多様な手段による効果的な広報を展開します。

資源・ごみ分別アプリ
さんあ〜る(3R)

ごみ減量・資源化ガイド
(保存版)

ごみ減量・資源化ガイド
(やさしい日本語版)

【対応言語】
日本語・英語・中国語・ハングル・
ポルトガル語・スペイン語・
フィリピン語・ベトナム語・ネパール語

●分別排出の推進

各環境事業所に分別推進員を配置し、分別排出が徹底されていない資源ステーションや共同住宅において、不適正排出者に対する周知・排出指導を行います。

また、分別マナーアップ推進月間を中心に職員による地域の巡回などを実施し、資源・ごみの分別排出を呼びかけます。

そのほか、排出指導を徹底していくため、資源を排出する際は、指定の資源袋を用いることを原則としたうえで、ご家庭で不要になった袋をリユースする場合は、無色透明の袋に限ることを周知します。

●住宅管理会社との連携

分別ルールが徹底されていない共同住宅について、管理会社と連携した周知・排出指導を行います。

また、共同住宅管理会社等と組織する協議会を活用した広報・情報交換等を実施します。

●地域との協働

地域で分別に協力いただいている保健環境委員をはじめとする市民の皆様と連携し、資源・ごみの分別排出をより一層進めるための広報や周知活動を充実させます。

また、資源ステーションの適正管理・公衆衛生保持に努めます。

【事業系】

●事業系ごみ（古紙・生ごみ・プラスチック）の分別・資源化の促進

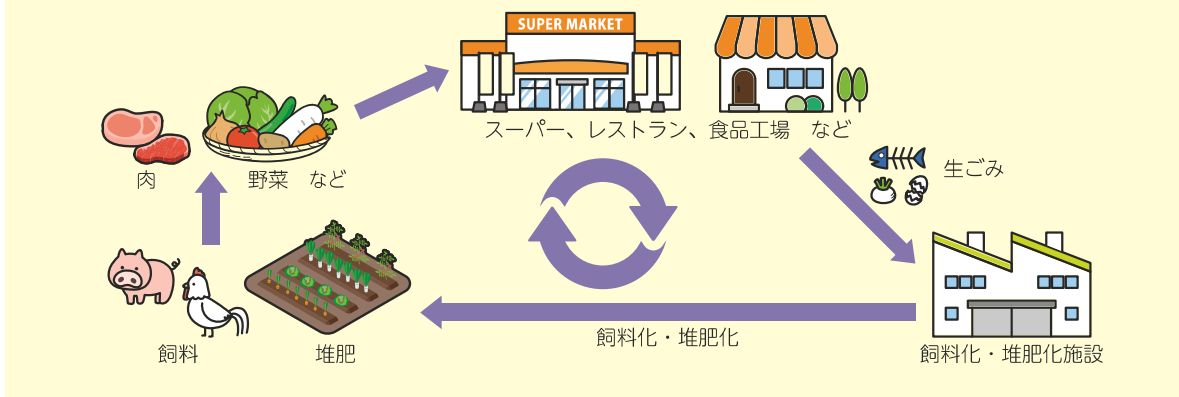
事業系ごみのうち、資源化可能な紙類、生ごみがそれぞれ約2割を占めています。

古紙については、立入調査等において、古紙の分別・資源化の徹底について、発生抑制や再利用も含めた適正排出指導を行います。生ごみについては、引き続き民間資源化施設への誘導を図るとともに、従来の飼料化・堆肥化が困難な生ごみの資源化についても検討・促進します。

また、事業系ごみに占めるプラスチックの割合が増加傾向にあることから、事業系ごみの組成分析によりプラスチックの排出状況を把握し、立入調査等を通じて発生抑制や適正排出、資源化に向けた指導を強化します。

生ごみ（食品廃棄物）のリサイクルは、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」において、食品の売れ残りや食べ残し等により、大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造・流通・外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進することとされています。

名古屋市内においては、民間事業者が運営する飼料化施設、堆肥化施設の2施設が稼働しており、市内事業者から排出される事業系生ごみのリサイクルを進めています。



●条例等に基づく立入調査の実施

事業用大規模建築物等に提出を義務づけている事業系廃棄物減量計画書をもとに、事業所におけるごみ処理の実態を把握し、取り組みの問題点や課題に対して必要な助言・指導を行います。

●中小事業所への啓発

テナントビルのオフィス・店舗等を含め、中小事業所の実態把握に努め、啓発指導に生かします。

●許可業者と連携した排出事業者への働きかけ

事業系ごみ収集の担い手である許可業者と連携し、排出事業者に対して、分別の徹底や再生可能な紙類・生ごみの資源化促進の働きかけを行います。

施策の柱⑧ リサイクルのさらなる推進

● 集団資源回収団体等への支援

集団資源回収やリサイクルステーションを実施する地域団体に対して助成を行い、市民の自主的な取り組みによる古紙リサイクルシステムを支援します。

● 古紙持ち去り防止対策の推進

集団資源回収の円滑な実施を確保するため、「名古屋市集団回収における古紙の持ち去り防止に関する条例」に基づき、古紙回収業者や地域と協力し、古紙持ち去りの根絶に向けた取り組みを進めます。

● アルミ缶等持ち去り防止対策の推進

アルミ缶等の資源・ごみの持ち去りについて、他都市の対応状況を参考に、地域の方々のご意見も伺いながら、本市の実態に応じ、有効な持ち去り防止策を検討し、実施していきます。

● 拠点回収（小型家電・充電式家電、食用油）の実施

携帯電話、デジタルカメラなどに含まれる有用な金属を資源として有効利用するため、小型家電を市内のスーパー、区役所、環境事業所等の拠点で回収するほか、充電式家電を環境事業所で回収します。家庭の使用済み食用油については、バイオディーゼル燃料等として有効利用するため、市内のスーパーで回収を行います。

● 事業者によるプラスチック資源の自主回収の推進（再掲）

「プラスチック資源循環促進法」に基づく製造・販売事業者等によるプラスチック製品の自主回収・リサイクルについて、認定手続きに関する助言や広報の協力などを通じて、事業者の取り組みを支援します。

● 生ごみ堆肥化の促進

家庭や地域での自主的な生ごみ堆肥化の取り組みを推進するため、生ごみ堆肥化講座などを開催するとともに、生ごみ資源化の活動に取り組む団体に対して活動の助成を行います。また、家庭で使いきれず余ってしまった堆肥については、市で引き取りを行い、環境局施設等での利活用を進めます。

● 草木類のリサイクルに向けた検討

ごみ・資源の組成調査の結果によると、家庭から排出される可燃ごみのうち草木類は約1割を占めており、リサイクルを進めることによるごみ減量効果は大きなものとなります。

これまで行ってきた実証実験結果などを踏まえ、本格実施に向けた検討を進めます。

● 新たな品目のリサイクルや処理ルートへの検討

リサイクル技術の進展状況や民間資源化施設の動向、コストやリサイクルによる効果を含めた実現可能性等を見極めながら、新たな品目のリサイクルや処理ルートへの検討を行っていきます。

7 施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保

施策の柱⑨ 社会課題に対応した収集・処理の推進

●高齢者等の排出弱者への支援

本市では、65歳以上の方で構成された世帯など、名古屋市が収集する家庭ごみや資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な方を対象に、市が対象者の自宅前まで出された資源・ごみを直接収集する「なごやか収集」制度を実施しています。

なごやか収集の実施件数は、高齢化の進行や高齢単身世帯の増加等に伴い、年々増加しており今後も増加が見込まれるため、対象者への対応を確実に行うとともに、福祉部門とも情報交換・連携しながら、制度周知に努めます。

〈対象世帯〉

以下の1から5のいずれかに該当し、親族や近所の方の協力を得ることが困難で、お一人でごみや資源を持ち出すことができない方のみで構成された世帯

- 1 65歳以上の方
- 2 要介護者又は要支援者と認定された方
- 3 身体障害者手帳を所持する方
- 4 精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- 5 愛護手帳を所持する方

〈実施件数の推移〉

対象年月	実施件数	前年比
平成14年3月	762件	—
平成15年3月	1,100件	+338件
}		
平成31年3月	4,357件	—
令和2年3月	4,567件	+210件
令和3年3月	4,963件	+396件
令和4年3月	5,108件	+145件
令和5年3月	5,470件	+362件

●一時多量ごみ等への対応

引越し・遺品整理等に伴い多量に発生する一時多量ごみについては、排出にお困りの方も多く、違法な不用品回収業者との間でトラブルになる事例も発生しているため、許可業者による対応を実施しています。引き続き、制度の周知を図るとともに、違法な不用品回収業者を利用しないよう啓発に努めます。

●自己搬入の利便性向上の検討

ライフスタイルが多様化し、通常の収集への排出が難しいケースの増加が予想されるため、工場の混雑を緩和するなど自己搬入の利便性向上について検討を進めます。

●社会情勢の変化を踏まえた収集体制の検討

社会情勢の変化を踏まえ、資源・ごみの排出利便性を高めるため、収集体制のあり方について検討を進めます。

●収集・処理時の火災・発火防止対策の推進

近年増えているリチウムイオン電池等による収集・処理時の火災・発火を防ぐため、電池類の一括収集や小型家電・充電式家電の拠点回収を行っています。

「電池類」やスプレー缶などの「発火性危険物」が誤った分別区分で排出されないよう広報・啓発するとともに、国や業界団体に対しては生産者責任について働きかけていきます。

また、処理施設では火災を未然に防ぐため、監視カメラ、検知器等を設置しており、発火の早期発見と確実な対応に努めます。



リチウムイオン電池による発火実験の様子
写真提供：独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）

●適正処理困難物等への対応

技術進歩などによる新たな素材や製品の開発などに伴い、従来の処理体制では適正処理が困難な廃棄物への対応が懸念されます。国の動向などを踏まえながら分別・処理方法の検討を進めます。

●収集時の環境負荷の低減

作業用自動車の使用に伴う大気汚染防止対策として、最新排出ガス規制適合車への計画的な買替えを進めるとともに、温室効果ガス排出抑制策として、バイオディーゼル燃料の使用などについての検討を進めます。

●可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入促進（再掲）

「プラスチック資源循環戦略」において、焼却せざるを得ない可燃ごみ袋については、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを活用することが求められていることから、バイオマス原料の供給体制やコストなどの動向も踏まえながら、可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入を促進します。

●大規模災害・感染症への備え

大規模地震や風水害の発生時においては、初動で職員が迅速な現場状況の把握を行い、生活ごみの収集を速やかに再開するとともに、災害廃棄物については、「名古屋市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑な処理を実施し、早期の復旧・復興を目指します。

また、今後も感染症拡大時には、「新型インフルエンザ等業務継続計画」に基づき、職員の欠勤率に応じて適切な応援体制を取りながら、ごみ・資源の収集・処理の継続を目指します。

施策の柱⑩ 計画的かつ環境に配慮した施設整備

●焼却工場の整備

【整備方針】

衛生的な環境の維持や環境負荷の低減を図るため、施設の適切な維持管理により良好な環境の保全・確保に努めるとともに、焼却工場で発生する熱エネルギーを発電、給湯、冷暖房等に有効利用しています。施設整備においては、施設の配置状況にも配慮し、持続可能な処理体制を維持することを最優先とし、処分場への負荷軽減を図りつつ、脱炭素社会の実現への貢献にも努めていきます。

(市有資産の有効活用)

- ・施設の長寿命化により財政負担の軽減を図ります。
- ・ごみ処理への影響が小さく、一定の機能向上が見込める大規模改修を整備の基本とし、設備更新も活用しながら15年から25年の長寿命化を図ります。
- ・脱炭素社会の実現など将来の社会的ニーズの変化等も考慮したうえで、建築物の目標耐用年数である60年から80年を見据え、ごみ処理の安定性確保に向けた適切な維持管理を行いながら更なる長寿命化に努めます。

(整備時期の分散化及び規模等の平準化)

- ・各施設の整備時期の分散化と、長期的な視点から設備規模の平準化を図ります。
- ・施設の建て替えの際は、破碎設備を焼却設備の前処理設備として導入を検討していきます。

(運営体制)

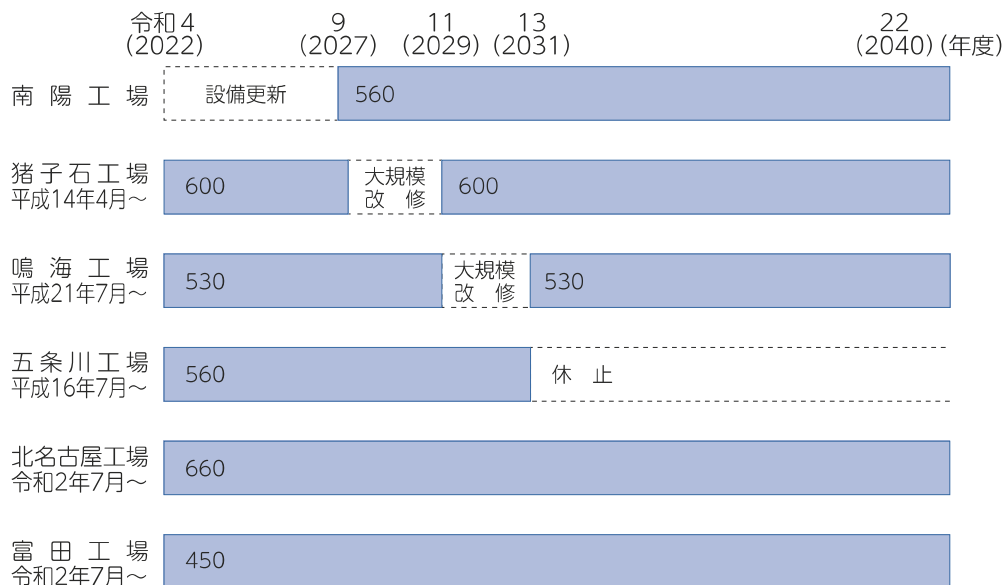
- ・直営3工場、PFI事業2工場の運営体制により、職員の技術力を維持しつつ民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した効率的なごみ処理体制となっていることから、この運営体制を基本としていきます。
- ・PFI事業においては、事業スキームのなかで資源化から利活用まで順調に行われており、埋立量削減に大きく貢献していることから、今後も灰の資源化を含めた事業として実施します。
- ・内閣府においてはPFIに加え、包括的民間委託など官民連携事業（PPP）も含めPPP/PFIを推進していることから、今後はPPP/PFI事業として検討を進めます。

(脱炭素社会の実現への貢献)

- ・省エネ設備や建築資材の積極的な導入を進めるとともに、より多くの熱エネルギーを回収するため、高効率なごみ発電設備の導入に努めるなど、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを検討し、可能な限り実施していきます。
- ・国において、将来的には新たな技術（排ガス中の二酸化炭素を回収し、有効利用するCCUSなどの技術）のごみ処理システムへの導入により脱炭素化を推進することが期待されていることから、新たな技術の導入に向け、今後の技術動向を注視しながら検討を進めていきます。

【整備計画】

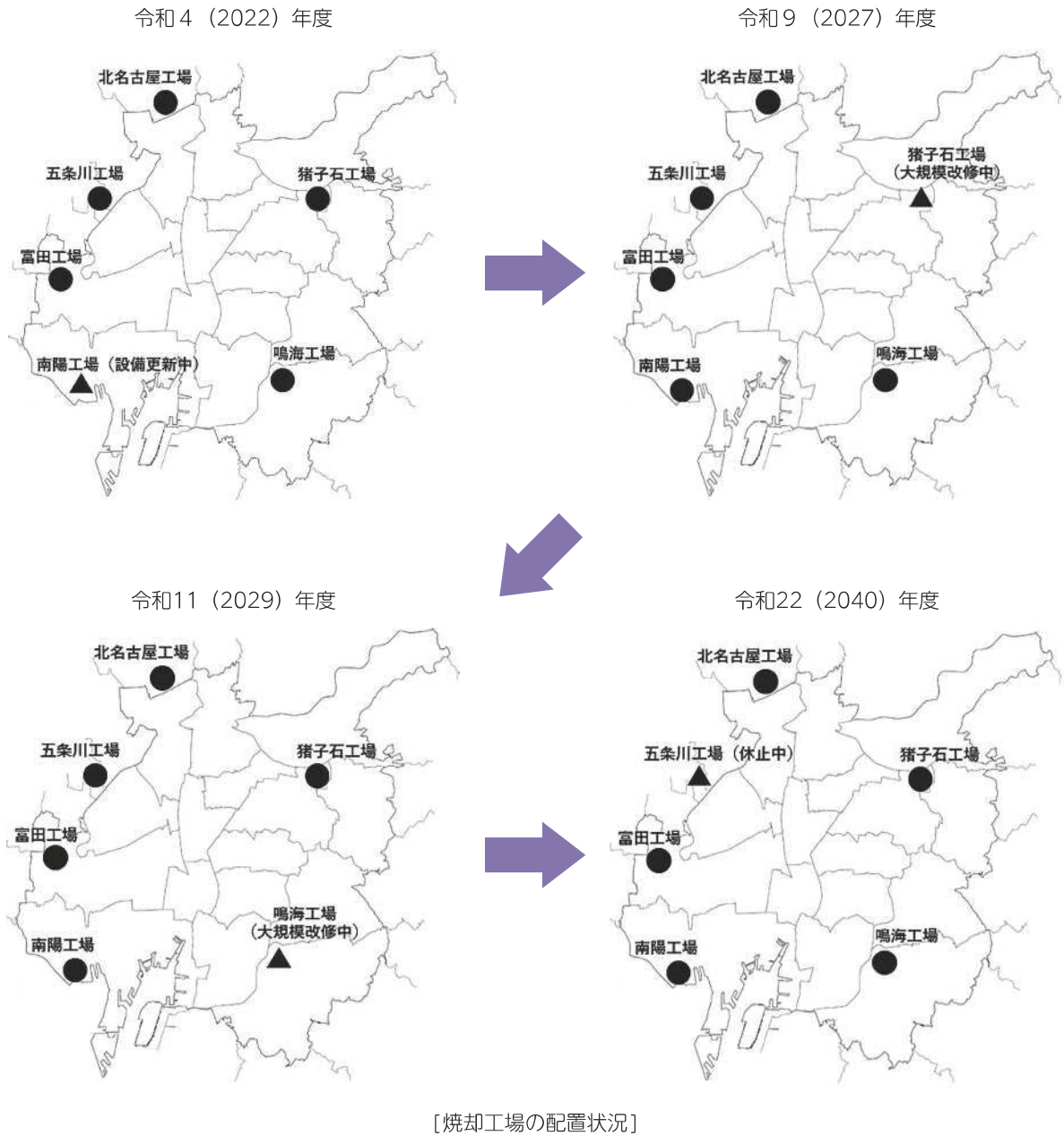
令和2(2020)年度に北名古屋工場及び富田工場が稼働し、設備規模がほぼ平準化された5工場稼働体制となったことから、今後もこの体制を維持して整備を進めます。



(注) 数値は設備規模 (トン/日)

[令和22(2040)年度までの焼却工場の整備計画]

- ・南陽工場の設備更新
設備更新(建屋を有効活用して全ての設備を更新)により設備規模を560トン/日とし、併せて設備規模100トン/5hの破碎設備を併設する整備を進めており、令和9(2027)年3月の稼働を目指します。
- ・猪子石工場の整備
市北東部方面のごみ処理を担う工場であることから、鳴海工場と五条川工場の整備時期も考慮し、整備期間が短く、既設設備の長寿命化を図る大規模改修により整備を行い、令和11(2029)年度の稼働を目指します。
- ・鳴海工場の整備
令和11(2029)年度にPFI事業契約の終了時期を迎えるため、猪子石工場と同様に大規模改修により整備を行います。今後、令和13(2031)年度の稼働を目指し、PPP/PFI事業として検討を進めていきます。
- ・五条川工場の整備
鳴海工場の運営再開に伴い休止し、北名古屋工場や富田工場の整備時期を迎える令和22(2040)年度以降の稼働を目指すとともに、脱炭素化に資するCCUSをはじめとする新たな技術の導入に向けた検討を行っていきます。



●資源選別・保管施設、破砕施設等の整備

資源選別・保管施設については、今後の処理量などを踏まえつつ、補修や設備更新を検討していきます。破砕設備については、焼却工場の建て替えの際に焼却設備の前処理設備として導入を検討していきます。

・愛岐処分場小規模破砕施設

設置から30年が経過しており、老朽化が著しいことから、施設の更新について検討を行い、必要な更新等を行っていきます。

・大江破砕工場

南陽工場破砕設備の稼働により休止し、長期的な視点からごみ処理施設としての活用を検討していきます。

施策の柱⑪ 長期的かつ安定的な埋立処分場の確保

●処分場の負荷軽減

鳴海工場、北名古屋工場及び民間施設において焼却灰などを資源化することで有効活用を図り、処分場の負荷を軽減します。

また、民間施設における資源化については、広域処分場を含めた処分場の状況、民間施設の受け入れ状況や資源化コストなどを総合的に勘案しながら実施します。

●処分場の適正管理

愛岐処分場については、今後も計画的な修繕や改修等を行い、長期的かつ安定的な処分体制が確保できるように適正に管理をしていきます。第二処分場については、他の埋立処分場の状況等を考慮しつつ、埋立期間の延長についての検討を行います。

また、埋立て自体は終了しているものの、当分の間、浸出水処理施設等の管理が必要な処分場についても、改修計画の検討や、必要な修繕等を行い、適正に管理していきます。

●広域処分場の活用

愛知県が中心となって整備した広域処分場である衣浦港3号地廃棄物最終処分場については、本市処分場の負荷を軽減するとともにリスク分散にもつながることから、今後も可能な限り活用していくことが必要です。

また、衣浦港3号地廃棄物最終処分場の終了後も引き続き次期広域処分場が活用できるよう、処分場の確保という同じ課題を持つ市町村等と連携し、関係機関に働きかけていきます。

なお、民間処分場については、災害時など必要に応じて活用します。

●新規処分場の検討

埋立処分場を新たに確保することは容易ではなく、長期間を要します。新規処分場については、自区内処理やリスク分散、建設コスト、焼却灰等の資源化状況等を考慮しつつ検討を行います。

8 施策5 快適に住み続けられるまちづくり

施策の柱⑫ 循環型社会に向けた社会経済システムの構築

●資源循環とビジネスが融合した社会の形成

プラスチックなど資源循環に取り組みやすい品目を皮切りに、消費者である市民の理解の醸成や事業者への支援・連携など、資源循環とビジネスが融合した社会の形成に向けた取り組みを推進します。

また、数ある産業の中でも、ファッション産業は製造にかかるエネルギー使用量やライフサイクルの短さなどから環境負荷が非常に大きい産業として指摘されており、地球環境や人・社会に配慮したサステナブルファッションの考えが広まりつつあるため、これらの推進に向けた取り組みを検討していきます。

- 例) ・サーキュラーエコノミーの視点を取り入れた資源循環の普及・啓発の実施
- ・プラスチックや衣類などの資源循環に向けた事業者支援
- ・市民・事業者・行政の協働の場の構築（プラットフォームの整備、事業検討）

●拡大生産者責任の徹底に向けた国への働きかけ

拡大生産者責任とは、OECD（経済協力開発機構）が提唱した概念で、「製品に対する生産者の物理的および経済的責任が製品ライフサイクルの使用後の段階まで拡大される環境政策上の手法」と定義されています。令和4（2022）年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」では、プラスチック使用製品設計指針のほか、製造事業者等による自主回収促進等について示され、設計段階での環境配慮の促進や素材別リサイクルが記載されるなど、一定程度拡大生産者責任の見直しが図られています。

しかし、「容器包装リサイクル法」に基づく資源化を実施する際には、最も手間とコストがかかる分別収集・選別保管が自治体負担となり、事業者が発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働かないなど、拡大生産者責任の徹底に至るには未だ少なからず課題があります。また、今後、高齢化の進行や外国人住民の増加などにより、素材の判別や適切な分別をすることが難しい市民が増えてくることが想定されており、事業者が製品を製造する段階で分別しやすいデザインを取り入れるなど、課題解決に向けた取り組みが求められています。

本市では、こうした社会経済情勢の変化に的確に対応するためにも、拡大生産者責任の徹底が必要であると考えていることから、引き続き、国に対して働きかけを続けていきます。

●廃棄物処理におけるDX化の推進

持続可能な循環型都市を実現するためには、デジタル技術の活用等によりDXを推進していく必要があります。廃棄物処理においても利便性の向上や業務の効率化に向け、DXの推進に向けた取り組みを検討していきます。

- 例) ・AI等を活用した業務の効率化
- ・オンライン手続等による利便性の向上
- ・キャッシュレス決済の活用

●家庭ごみコスト負担のあり方についての検討

家庭系ごみの有料化については、排出量に応じた負担の公平性が図られ、循環型社会システム構築のための一つ的手段として考えられます。現状では、市民の1人1日あたりの家庭系ごみ量は減少傾向となっており、今後のごみ減量の取り組み状況を見極めながら、他自治体の動向等を調査研究するとともに、適正な負担のあり方について議論と検討を行っていきます。

●事業者の自己処理責任の徹底

事業者の自己処理責任・受益者負担の考えを踏まえ、事業系ごみの減量・資源化誘導の観点について調査研究を行いつつ、自己処理責任等の徹底の一つとして適正なごみ処理手数料について検討を行っていきます。

●脱炭素先行地域における持続可能なまちに向けた仕組みづくり

脱炭素先行地域とは、令和32（2050）年の脱炭素社会の実現に向け、令和12（2030）年度までに家庭や事業所などで消費する電力に伴う二酸化炭素排出を実質ゼロにするとともに、地域の課題を解決し、魅力と質を向上させる地域創生に取り組む区域のことです。

令和4（2022）年度に脱炭素先行地域に選定された名古屋市港区の「みなとアクルス」において、住民の暮らしの質を向上させながら脱炭素社会の実現を目指す中で、循環型なまちづくりに取り組み、環境負荷が抑えられた持続可能な経済・社会の仕組みを構築します。

- ①市内のごみから生じるバイオマス発電電力を地域内へ還元することで、地産地消の循環型エネルギーシステムを構築
- ②地域内の生ごみを肥料・飼料にして市内農家へ提供し、その肥料で食物を育て、その食物を再び地域内で利用する循環型の仕組みを構築
- ③健康な食生活やフードドライブ、省エネな調理方法等を学ぶイベントを開催し、食を通して循環型社会を学ぶ取り組みを実施



施策の柱⑬ きれいなまちづくり

●不法投棄防止対策の推進

廃棄物の不法投棄を防止するため、パトロールの実施や不法投棄の多い地点での監視カメラによる常時監視、通報制度の運用により、不法投棄の早期発見と的確な処理指導を行います。

●ポイ捨て防止対策・クリーン活動の推進

空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てを防止し、快適で住みよいまちづくりを推進するため、「名古屋市空き缶等の散乱の防止に関する条例」を施行しており、市内24地区の美化推進重点区域を中心に、職員によるパトロール及び啓発活動を行うとともに、市民、事業者と行政が協働して町をきれいにする「名古屋クリーンパートナー制度」を実施していきます。

また、市民が美化活動に取り組むきっかけとなるよう、ごみ拾いとジョギングを合わせた新しい市民参加型の環境と健康の両方にやさしいフィットネス「プロギング」などの啓発活動を実施し、市民の機運の醸成に向けて対策を進めていきます。

●カラスによる散乱被害対策の推進

カラスによるごみや資源の散乱被害を防ぐ対策について広報・周知するとともに、散乱被害の大きい箇所について、各被害箇所に応じた対策を講じることで、改善を図ります。

〈対策例〉

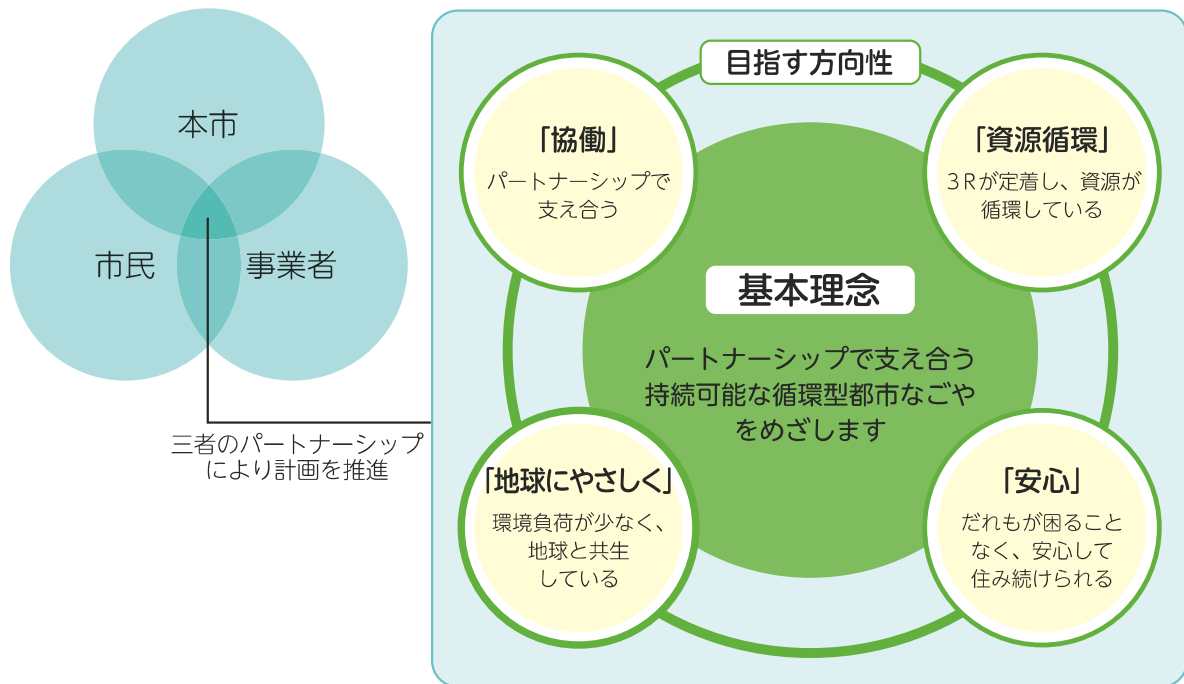
カラスがめくりづらいおもしろいネットにごみを入れる



生ごみを目隠ししてカラスに気づかれないようにする

1 パートナーシップによる計画の推進

「持続可能な循環型都市なごや」の実現に向けては、市民・事業者・本市のパートナーシップによる計画の推進が必要です。ここでは市民・事業者・本市に期待される役割を示します。



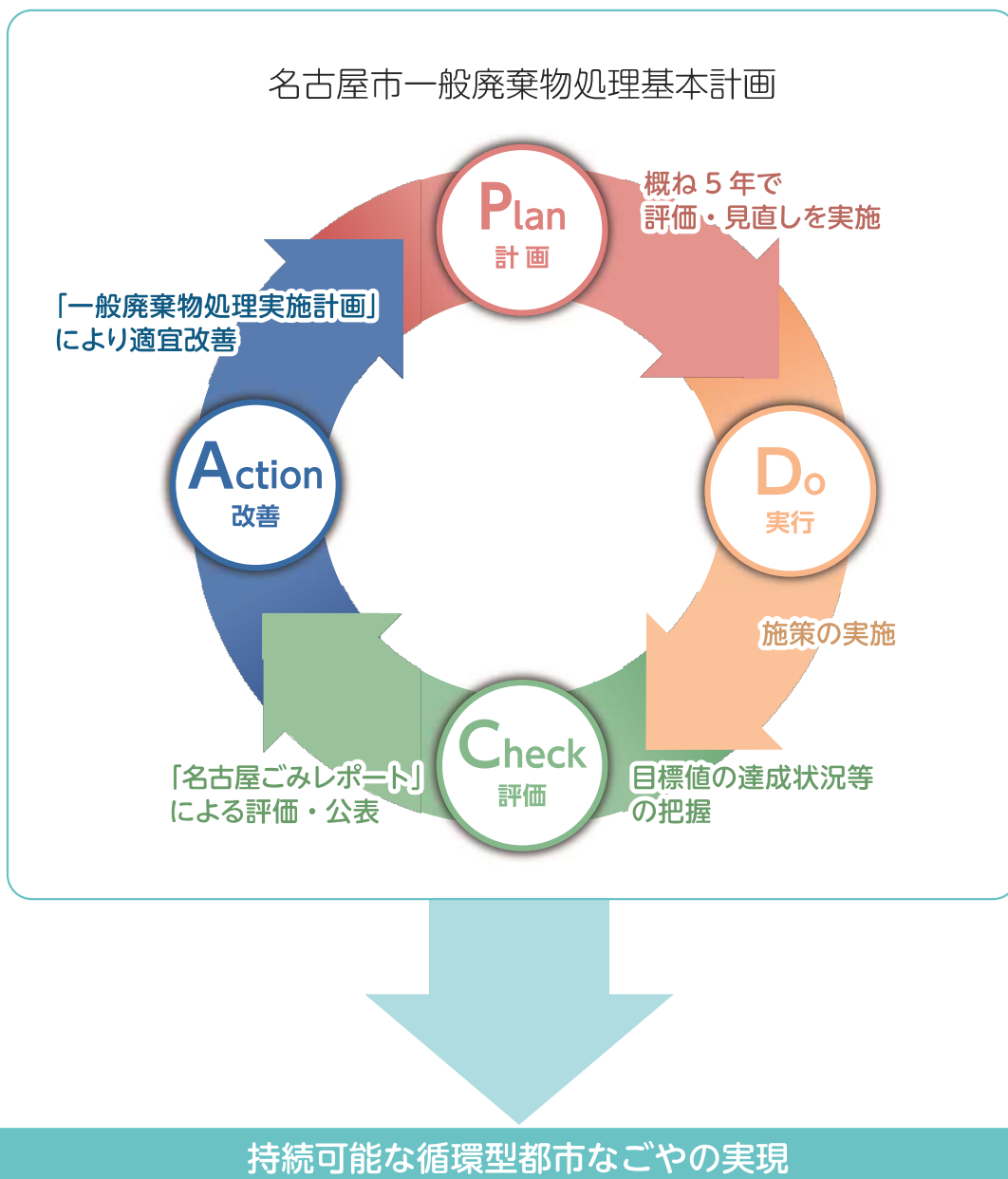
市民の役割	事業者の役割	本市の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ・資源の発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）に積極的に取り組みます。 ●再生利用（リサイクル）を進めるため、ごみ・資源の分別に取り組むとともに、適正排出を行うなどきれいなまちづくりに努めます。 ●集団資源回収など、ごみの減量・資源化を目的とする活動への参加に努めます。 ●環境に配慮された製品を購入するなど、日常生活の中で環境負荷の低減に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ・資源の発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）に積極的に取り組みます。 ●事業活動に伴うごみについては、事業者自らの責任において適正に処理するとともに、資源化の推進に努めます。 ●拡大生産者責任の考え方に基づき、製品の設計から使用後までのライフサイクル全体に配慮した事業活動に努めます。 ●環境にやさしい取り組みや製品の広報を積極的に行うよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・事業者に対して、ごみの減量・資源化に関する効果的な普及啓発や分かりやすい情報提供を実施します。 ●市民・事業者が、ごみの減量・資源化に取り組むやすい環境を創るため仕組みづくりを進めます。 ●市民・事業者の規範となるよう、率先してごみの減量・資源化の取り組みを実施します。 ●ごみ・資源を安全かつ適正に収集・処理する体制を確保するとともに、災害時や感染症拡大時にも収集・処理事業を継続します。

2 計画の進行管理

計画を着実に推進するためには、目標値の達成状況や施策の進捗状況を把握・点検・評価し、改善していくことが重要であり、より多くの市民・事業者の皆様からごみの減量・資源化に対する理解と協力が得られるよう努める必要があります。

本計画では、「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）」の考え方にに基づき、年度ごとに適切に進行管理を進めるとともに、概ね5年で計画の評価・見直しを行います。

また、必要な対応策については、毎年度策定する「名古屋市一般廃棄物処理実施計画」に反映のうえ取り組みを推進するとともに、本市のごみ行政に対する市民・事業者の皆様への理解と関心を深めていただくため、目標値の達成状況や施策の進捗状況をまとめた「名古屋ごみレポート」を作成し公表します。



3 取り組みスケジュール

「持続可能な循環型都市なごや」の実現に向けた各施策における取り組みスケジュールを以下に示します。

なお、「第4次名古屋市環境基本計画」の計画期間である令和12（2030）年までに各施策を集中的に進めるとともに、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、概ね5年で取り組みを点検・評価し、見直しを実施していきます。

重点施策1 プラスチック資源循環の推進

	計画期間		
	R6 (2024)	R12 (2030)	R22 (2040)
1 「減らす」			
●事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減	検討・実施	→	→
●2R推進実行委員会と連携した新たな仕組みづくりの検討	検討・実施	→	→
●マイボトル・マイカップの利用促進	実施	→	→
2 「大切につかう」			
●プラスチック製品のリユースの推進	実施	→	→
●アップサイクルによる意識の醸成	実施	→	→
3 「循環させる」			
●プラスチック資源の一括収集	実施	→	→
●事業系ごみの分別・資源化の促進	実施	→	→
●事業者によるプラスチック資源の自主回収の推進	実施	→	→
4 「置き換える」			
●代替素材・バイオマスプラスチック等の適切な利用の広報・啓発	実施	→	→
●可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入促進	検討・実施	→	→

重点施策2 食品ロスの削減／食品ロス削減推進計画

	計画期間		
	R6 (2024)	R12 (2030)	R22 (2040)
1 協働による食品ロス削減運動の展開			
●事業者と連携した食品ロスの削減	検討・実施	→	→
●食品ロス削減月間の取り組み	実施	→	→
●フードドライブの推進	実施	→	→
●フードシェアリングの推進	実施	→	→
●組成調査による食品ロスの実態の把握	検討・実施	→	→
2 食品ロス削減行動をする市民の拡大			
●市民への「食品ロス削減行動」の呼びかけ	実施	→	→
●環境教育の推進	実施	→	→
●市関係局等と連携した食品ロス削減の推進	実施	→	→
3 事業者の食品ロス削減に向けた働きかけ			
●食べ残しゼロ協力店の拡大	実施	→	→
●商慣習の見直し「販売期限延長」に向けた検討	検討・実施	→	→
●未利用食品の再利用に向けた働きかけ	実施	→	→
●講習や訪問などの機会をとらえた事業者への啓発の実施	実施	→	→

施策1 環境にやさしい学びと行動の推進

	計画期間		
	R6 (2024)	R12 (2030)	R22 (2040)
① 環境学習の推進			
●「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進	実施	→	→
●学習拠点における環境学習の推進	実施	→	→
●幼稚園・保育所・学校等における環境学習の推進	実施	→	→
② 情報発信と行動の展開			
●地域へのSDGsの浸透をはかる取り組みの推進	実施	→	→
●環境デーなごや等を活用した3Rの取り組みの呼びかけ	実施	→	→
●3Rの取り組みの意義・成果の発信	実施	→	→
●多様な媒体を活用した情報の発信	実施	→	→
●事業者・大学等と連携した情報の発信	実施	→	→
●なごやSDGsグリーンパートナーズを活用した事業者による3Rの推進	実施	→	→
●市役所による率先行動	実施	→	→

施策2 2R（リデュース・リユース）の推進

	計画期間		
	R6 (2024)	R12 (2030)	R22 (2040)
③ 使い捨てプラスチックの削減			
●事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減	検討・実施	→	→
●2R推進実行委員会と連携した新たな仕組みづくりの検討	検討・実施	→	→
●マイボトル・マイカップの利用促進	実施	→	→
④ 食品ロスの削減			
●協働による食品ロス削減運動の展開	検討・実施	→	→
●食品ロス削減行動をする市民の拡大	実施	→	→
●事業者の食品ロス削減に向けた働きかけ	検討・実施	→	→
⑤ モノを大切に作る意識の醸成			
●事業者と連携したリユース事業の実施	実施	→	→
●アップサイクルの普及促進	実施	→	→
●リユースの啓発と取り組み支援	実施	→	→
●長く使う、直して使う意識の醸成	実施	→	→

施策3 分別・リサイクルの推進

	計画期間		
	R6 (2024)	R12 (2030)	R22 (2040)
⑥ 「分かりやすい・分けやすい」区分による分別収集の実施			
●紙製容器包装と雑がみの一括収集	実施	→	→
●プラスチック資源の一括収集	実施	→	→
●その他分別区分の見直しの検討	検討	(検討を踏まえ対応)	→
⑦ 分別意識のさらなる向上			
●ターゲットに応じた効果的な広報	実施	→	→
【家庭系】			
●分別排出の推進	実施	→	→
●住宅管理会社との連携	実施	→	→
●地域との協働	実施	→	→
【事業系】			
●事業系ごみ（古紙・生ごみ・プラスチック）の分別・資源化の促進	検討・実施	→	→
●条例等に基づく立入調査の実施	実施	→	→
●中小事業所への啓発	実施	→	→
●許可業者と連携した排出事業者への働きかけ	実施	→	→

	計画期間		
	R6 (2024)	R12 (2030)	R22 (2040)
⑧ リサイクルのさらなる推進			
● 集団資源回収団体等への支援	実施	→	→
● 古紙持ち去り防止対策の推進	実施	→	→
● アルミ缶等持ち去り防止対策の推進	検討・実施	→	→
● 拠点回収（小型家電・充電式家電、食用油）の実施	実施	→	→
● 事業者によるプラスチック資源の自主回収の推進	実施	→	→
● 生ごみ堆肥化の促進	実施	→	→
● 草木類のリサイクルに向けた検討	検討・実施	→	→
● 新たな品目のリサイクルや処理ルートを検討	検討	(検討を踏まえ対応)	→

施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保

	計画期間		
	R6 (2024)	R12 (2030)	R22 (2040)
⑨ 社会課題に対応した収集・処理の推進			
● 高齢者等の排出弱者への支援	実施	→	→
● 一時多量ごみ等への対応	実施	→	→
● 自己搬入の利便性向上の検討	検討・実施	→	→
● 社会情勢の変化を踏まえた収集体制の検討	検討	(検討を踏まえ対応)	→
● 収集・処理時の火災・発火防止対策の推進	実施	→	→
● 適正処理困難物等への対応	検討	(検討を踏まえ対応)	→
● 収集時の環境負荷の低減	検討・実施	→	→
● 可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入促進	検討・実施	→	→
● 大規模災害・感染症への備え	実施	→	→
⑩ 計画的かつ環境に配慮した施設整備			
● 焼却工場の整備	実施	→	→
● 資源選別・保管施設、破碎施設等の整備	実施	→	→
⑪ 長期的かつ安定的な埋立処分場の確保			
● 処分場の負荷軽減	実施	→	→
● 処分場の適正管理	実施	→	→
● 広域処分場の活用	関係機関に働きかけ	→	→
● 新規処分場の検討	調査・検討	→	→

■施策5 快適に住み続けられるまちづくり

	計画期間		
	R6 (2024)	R12 (2030)	R22 (2040)
⑫ 循環型社会に向けた社会経済システムの構築			
●資源循環とビジネスが融合した社会の形成	検討・実施	→	→
●拡大生産者責任の徹底に向けた国への働きかけ	関係機関に働きかけ	→	→
●廃棄物処理におけるDX化の推進	検討・実施	→	→
●家庭ごみコスト負担のあり方についての検討	検討	(検討を踏まえ対応)	→
●事業者の自己処理責任の徹底	検討	(検討を踏まえ対応)	→
●脱炭素先行地域における持続可能なまちに向けた仕組みづくり	実施	→	→
⑬ きれいなまちづくり			
●不法投棄防止対策の推進	実施	→	→
●ポイ捨て防止対策・クリーン活動の推進	実施	→	→
●カラスによる散乱被害対策の推進	実施	→	→

第2部 し尿等処理基本計画

第1章

計画の策定にあたって

し尿の理想的な処理は下水道処理であり、本市においては、明治時代から下水道の整備事業を開始し、途中戦争による中断があったものの、着実に下水道の整備拡大を進めてきました。

その結果、令和5（2023）年3月末現在では、下水処理区域（以下、「処理区域」という。）の面積は、市街化区域の96.4パーセントにあたる29,164ヘクタールとなり、市の総人口の99.4パーセントにあたる230万5,900人の市民が下水道を利用できることとなりました。今後も処理区域を拡大していく予定です。

しかし、今後の下水道の普及率の上昇に伴い、くみ取り便所及び浄化槽の設置数は、徐々に減少するものと予測されますが、処理区域にあっても未水洗化家屋が残存している現状から、今後もくみ取り便所及び浄化槽が残るものと予測されます。

このような状況の下で、市民の衛生的な生活環境の確保のため、くみ取り便所のし尿（以下、「し尿」という。）及び浄化槽清掃時に発生する汚泥（以下、「浄化槽汚泥」という。）の処理については、引き続き、その適正処理体制を確保する必要があり、本市のし尿及び浄化槽汚泥処理の施策の基本事項を「し尿等処理基本計画」として定めます。

なお、災害時のし尿処理については、「名古屋市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑な処理を実施し、早期の復旧・復興を目指します。

第2章

計画の基本方針

1 処理区域内

処理区域においては、し尿及び浄化槽汚泥の収集を行うとともに、その適正処理の確保を図りつつ、水洗化の普及促進に努めていきます。

2 処理区域外

下水処理区域外（以下、「処理区域外」という。）においても同様に、し尿及び浄化槽汚泥の収集を行うとともに、その適正処理の確保を図ります。

3 計画期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和22（2040）年度までとします。
計画期間中に諸条件の大きな変動があった場合は、適切な見直しを行います。

1 し尿等の処理量の将来予測

(1) 下水道整備

下水道未整備地域については、土地区画整理事業などと整合を図りながら整備を進めています。

(2) し尿等の処理量の将来予測

将来のし尿等の処理量は過去の実績をもとに予測しました。(P91「し尿等の処理量の実績と推計値」を参照)

(単位：キロリットル)

	令和4（2022）年度	令和12（2030）年度	令和22（2040）年度
し尿	8,804	8,475	8,301
浄化槽汚泥	20,804	15,114	12,091

2 水洗化等普及促進

(1) 処理区域内

処理区域においては、水洗化促進のため、引き続き戸別訪問による普及活動を進めるとともに、くみ取り便所等の改造のための助成制度をより一層活用し、普及促進を図っていきます。

(2) 処理区域外

処理区域外においては、下水道整備事業の進捗により対象範囲が狭まりつつあることから、くみ取り便所や浄化槽設置家屋のデータ把握に努め、新たに下水管工事を行う地区への事前説明会の開催等で効率的な普及促進に努めていきます。

3 収集・運搬計画

(1) し尿

ア 体制

現在、し尿の収集及び運搬は、3環境事業所（北・中川・緑）で実施しています。

イ 収集回数等

収集回数は、一般家庭においては、今後とも概ね月2回とし、長期にわたりあらかじめ収集日を予定表でお知らせする計画収集を継続します。また、仮設便所の収集においては、現在の収集申込受付時に収集時期を決定する方法を継続します。

(2) 浄化槽汚泥

浄化槽汚泥の収集及び運搬は許可業者によるものとし、これらの許可業者に対し立入検査等を行い、適正な収集及び運搬が行われるよう指導します。

4 処分計画

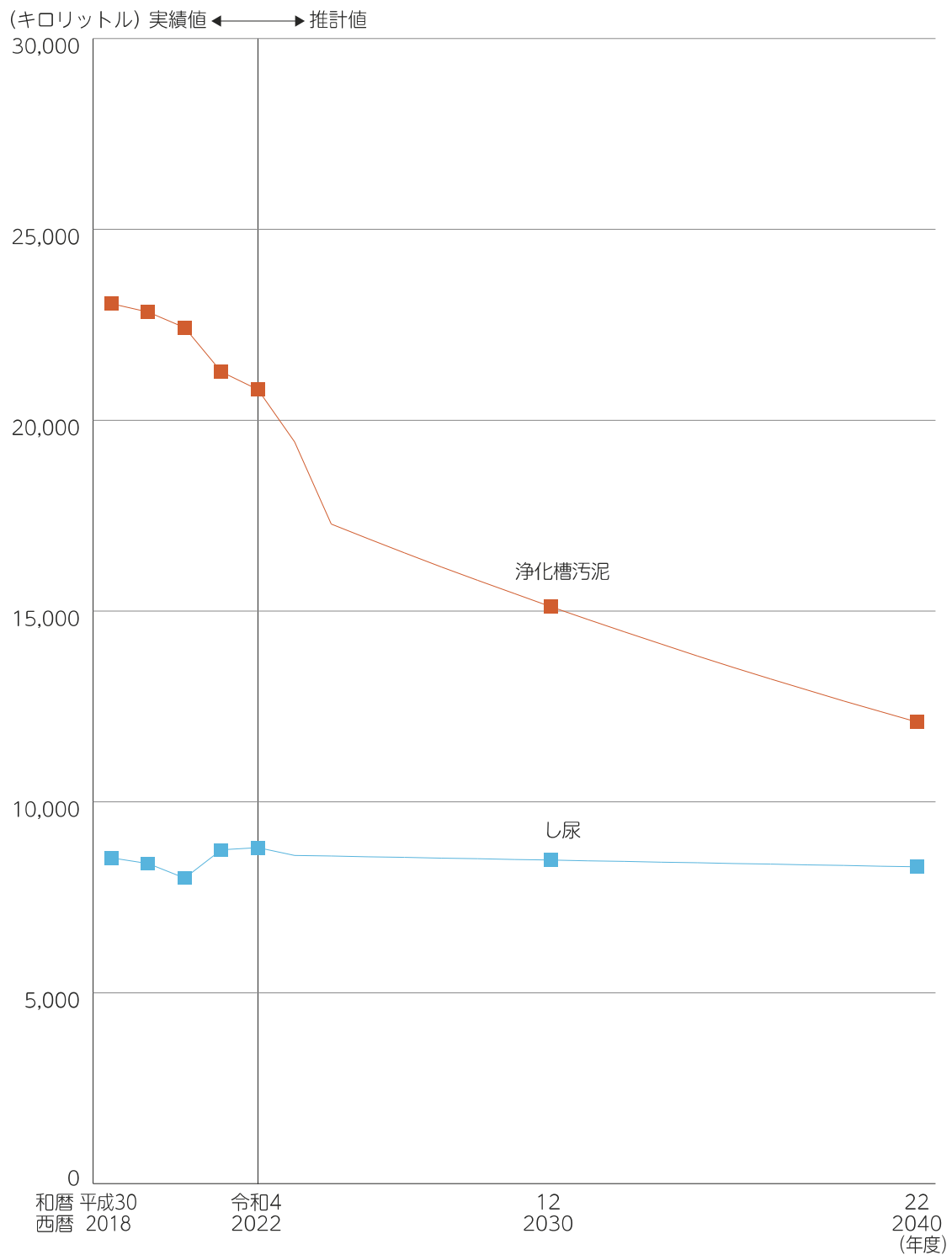
(1) 処分方法

自然環境の保全の観点と市民の衛生的な生活環境の確保のため、全量下水道による処分を継続します。

(2) 施設

現在、し尿及び浄化槽汚泥の処分は、3作業場（下飯田・港・内田橋）で実施しており、引き続き安定的な処分を行うために、適切な施設運営に努めていきます。

〈し尿等の処理量の実績と推計値〉



※令和5年9月まで浄化槽汚泥の比重を1としていましたが、実績に基づき、令和5年10月から比重を1.1に変更しました。

一般廃棄物処理基本計画の改定に関する懇談会

6次計画を策定するにあたり、専門的知見を踏まえた意見を聴取するため、学識経験者等から構成する一般廃棄物処理基本計画の改定に関する懇談会を令和元（2019）年度から令和5（2023）年度にかけて10回開催しました。（令和2年6月までに5回開催した後、新型コロナウイルスの感染拡大による社会情勢の変化などを踏まえるため、約2年間開催を中断しました。）

【一般廃棄物処理基本計画の改定に関する懇談会 構成員名簿】

氏名	役職（令和5（2023）年10月30日時点）
浅井 秀子	名古屋市保健環境委員会 会長
東 珠実	椋山女学園大学 現代マネジメント学部 教授
稲葉 陸太	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域 （資源循環社会システム研究室）主任研究員
宇佐見 孝	愛知中小企業家同友会 理事
小林 富雄	日本女子大学 家政学部家政経済学科 教授
野口 定久	佐久大学 人間福祉学部 教授 日本福祉大学 名誉教授

（50音順、敬称略）



名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室
〈令和6年4月1日から組織名称が変更になります。〉
名古屋市環境局資源循環部資源循環企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話：052-972-2398
FAX：052-972-4133
E-mail：a2378@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市告示第177号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和6年3月21日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和6年3月28日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 令和5年度名古屋市水道事業会計補正予算（第2号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和5年度名古屋水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度名古屋水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度名古屋水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出	千円	千円	千円
第1款 水道経営費	54,333,299	183,334	54,516,633
第2項 営業外費用	6,634,186	183,334	6,817,520

名古屋市告示第178号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和6年3月21日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和6年3月28日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 令和6年度名古屋市一般会計予算
- 2 令和6年度名古屋市国民健康保険特別会計予算
- 3 令和6年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算
- 4 令和6年度名古屋市介護保険特別会計予算
- 5 令和6年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 6 令和6年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算
- 7 令和6年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算
- 8 令和6年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算
- 9 令和6年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算
- 10 令和6年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算
- 11 令和6年度名古屋市用地先行取得特別会計予算
- 12 令和6年度名古屋市公債特別会計予算
- 13 令和6年度名古屋市水道事業会計予算
- 14 令和6年度名古屋市工業用水道事業会計予算
- 15 令和6年度名古屋市下水道事業会計予算
- 16 令和6年度名古屋市自動車運送事業会計予算
- 17 令和6年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算
- 18 令和6年度名古屋市一般会計補正予算（第1号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和6年度名古屋市一般会計予算

令和6年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,485,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		627,631,000
	1 市 民 税	299,040,000
	2 固 定 資 産 税	238,594,000
	3 軽 自 動 車 税	3,269,000
	4 市 た ば こ 税	17,190,000
	5 事 業 所 税	17,138,000
	6 都 市 計 画 税	52,400,000
2 地 方 譲 与 税		6,267,100
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,058,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,495,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	275,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	406,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	100
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	33,000
3 県 税 交 付 金		93,990,000
	1 利 子 割 交 付 金	205,000
	2 配 当 割 交 付 金	3,577,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,837,000
	4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	753,000
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	11,197,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	58,800,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	84,000
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	2,533,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	13,910,000
	10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	94,000

款	項	金額 千円
4 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		9,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	9,000
5 地方特例交付金		16,345,000
	1 地方特例交付金	16,200,000
	2 新型コロナウイルス感染症 対策 地方税減収補填金 特別交付金	145,000
6 地方交付税		3,200,000
	1 地方交付税	3,200,000
7 交通安全対策特別交付金		800,000
	1 交通安全対策特別交付金	800,000
8 使用料及び手数料		39,568,213
	1 使用料	30,390,414
	2 手数料	5,801,074
	3 診療収入	1,903,294
	4 介護収入	728,907
	5 支援収入	744,524
9 国庫支出金		270,391,139
	1 負担金	219,629,187
	2 補助金	50,003,205
	3 委託金	758,747
10 県支出金		79,398,784
	1 負担金	57,188,931
	2 補助金	17,869,118
	3 委託金	4,340,735
11 財産収入		7,515,477
	1 財産運用収入	2,558,465
	2 財産売却収入	4,957,012

款	項	金額 千円
12 寄 附 金		13,172,724
	1 寄 附 金	13,172,724
13 繰 入 金		59,608,549
	1 他 会 計 繰 入 金	21,017,153
	2 基 金 繰 入 金	38,591,396
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		100,170,013
	1 延滞金、加算金及び過料	184,056
	2 預 金 利 子	7,663
	3 他会計貸付金元利収入	372,145
	4 貸 付 金 元 利 収 入	60,323,934
	5 受 託 事 業 収 入	1,711,184
	6 収 益 事 業 収 入	9,015,114
	7 雑 入	28,555,917
16 市 債		167,233,000
	1 市 債	167,233,000
歳 入 合 計		1,485,300,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		1,851,728
	1 議 会 費	1,851,728
2 総 務 費		40,320,038
	1 総 務 管 理 費	7,916,624
	2 財 務 管 理 費	8,711,246
	3 選 挙 費	264,658
	4 統 計 調 査 費	35,641
	5 徴 税 費	8,330,862
	6 防 災 危 機 管 理 費	1,185,007
	7 定 額 減 税 補 足 給 付 金 費 給 付 事 業 費	13,876,000
3 健 康 福 祉 費		380,886,929
	1 社 会 福 祉 費	139,506,067
	2 老 人 福 祉 費	64,103,041
	3 生 活 保 護 費	89,709,063
	4 国 民 年 金 費	717,713
	5 国 民 健 康 保 険 費	25,444,155
	6 介 護 保 険 費	33,942,779
	7 公 衆 衛 生 費	18,716,274
	8 環 境 衛 生 費	2,744,497
	9 保 健 所 費	5,742,398
10 衛 生 研 究 所 費	260,942	
4 子 ども 青 少 年 費		195,069,088
	1 子 ども 青 少 年 費	195,069,088
5 環 境 費		37,988,208
	1 環 境 保 全 費	3,345,142
	2 環 境 事 業 費	34,643,066

款	項	金額 千円
6 スポーツ市民費		44,467,278
	1 市民生活費	1,079,582
	2 区役所費	7,489,837
	3 スポーツ費	35,897,859
7 経済費		70,219,072
	1 産業費	69,821,296
	2 工業研究所費	397,776
8 観光文化交流費		10,036,696
	1 観光交流費	3,550,427
	2 文化交流費	4,313,997
	3 名古屋城費	2,172,272
9 緑政土木費		83,265,872
	1 土木管理費	3,179,472
	2 道路橋りょう費	27,305,346
	3 街路費	6,402,015
	4 治水費	12,563,534
	5 緑政費	32,664,288
	6 農政費	1,151,217
10 住宅都市費		43,697,856
	1 都市計画費	22,419,422
	2 住宅費	21,278,434
11 消防費		11,618,290
	1 消防費	11,618,290
12 教育費		94,778,062
	1 教育総務費	10,195,521
	2 小学校費	16,678,016
	3 中学校費	10,196,231

款	項	金額 千円
	4 高等学校費	2,400,658
	5 幼稚園費	199,508
	6 特別支援学校費	815,214
	7 大学費	41,355,447
	8 私学振興費	5,133,923
	9 生涯学習費	7,803,544
13 職員費		285,260,359
	1 議会職員費	449,299
	2 総務職員費	19,126,868
	3 財政職員費	7,640,548
	4 防災危機管理職員費	573,393
	5 健康福祉職員費	23,099,287
	6 子ども青少年職員費	24,393,560
	7 環境職員費	13,393,495
	8 スポーツ市民職員費	14,523,180
	9 経済職員費	2,020,155
	10 観光文化交流職員費	1,482,465
	11 緑政土木職員費	11,398,168
	12 住宅都市職員費	7,041,370
	13 消防職員費	23,555,144
	14 教育職員費	136,563,427
14 公債費		132,723,715
	1 公債費	132,723,715
15 諸支出金		53,016,809
	1 公営企業会計支出金	53,016,809
16 予備費		100,000
	1 予備費	100,000

款	項	金額
歳	出	1,485,300,000
	合	
	計	

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額	
9 緑政土木費	1 土木管理費	道路の復旧	30,000	
	2 道路橋りよう費	道路及び橋りようの維持・整備	2,700,000	
	3 街路費	街路の整備	2,000,000	
	4 治水費	河川及び排水路の維持・整備	3,000,000	
	5 緑政費		公園の維持・整備	700,000
			東山総合公園の維持・整備	600,000
10 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,100,000	
		土地区画整理事業	800,000	
	2 住宅費	市営住宅の建設	500,000	
		市設建築物の施設営繕	800,000	

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
職員認証システムの開発・保守業務委託	令和 7 年度 から 令和11年度 まで	2,090,000
愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会負担金	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	6,575,000
アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会負担金	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	43,000
市公式ウェブサイトのシステム開発・保守業務委託	令和 7 年度 から 令和12年度 まで	352,000
電子調達システムの開発・保守業務委託	令和 7 年度 から 令和10年度 まで	2,243,000
選挙人名簿等システムの開発・保守業務委託	令和 7 年度 から 令和11年度 まで	121,000
税務総合情報システムの開発業務委託	令和 7 年度	1,216,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
災害時要援護者名簿システムの開発・保守業務委託	令和7年度 から 令和12年度 まで	112,000
厚生院の改修工事	令和7年度	950,000
前津福祉会館の複合化整備	令和7年度 から 令和10年度 まで	392,000
食肉衛生検査所の空調設備更新工事	令和7年度	69,000
八事斎場再整備事業モニタリング支援業務委託	令和7年度 から 令和10年度 まで	58,000
八事霊園・斎場管理事務所の改築	令和7年度	36,000
港保健センター南陽分室仮設庁舎の賃借	令和7年度 から 令和10年度 まで	362,000
児童福祉システムの開発業務委託	令和7年度 から 令和8年度 まで	579,000
公立保育所のリニューアル改修に係る仮設園舎の賃借	令和7年度 から 令和8年度 まで	666,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
公立保育所のリニューアル改修工事	令和7年度	487,000
公立保育所リニューアル改修の設計	令和7年度	80,000
前津児童館の複合化整備	令和7年度 から 令和10年度 まで	725,000
中村児童館のリニューアル改修工事	令和7年度	152,000
名城公園雨庭等の整備	令和7年度	20,000
可燃・不燃・粗大ごみ及びプラスチック資源の収集委託	令和7年度 から 令和11年度 まで	5,793,000
ごみ収集車両等の購入	令和7年度	149,000
愛岐処分場の電気設備改修工事	令和7年度	20,000
戸籍電算システムの開発業務委託	令和7年度	615,000
住民記録システム等のコンビニ交付対応改修業務委託	令和7年度 から 令和8年度 まで	149,000
中村区役所等複合庁舎・地下鉄本陣駅間地下通路の整備	令和7年度 から 令和11年度 まで	4,100,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
南陽支所仮設庁舎の賃借	令和7年度 から 令和10年度 まで	635,000
総合体育館レインボープールの改修工 事	令和7年度	1,089,000
瑞穂公園ラグビー場の改修工事	令和7年度	450,000
稲永スポーツセンターの改修工事	令和7年度	4,043,000
港サッカー場の改修工事	令和7年度	597,000
東山公園テニスセンターの改修工事	令和7年度 から 令和8年度 まで	2,055,000
金城ふ頭アリーナの改修工事	令和7年度	1,692,000
中小企業振興会館の空調設備改修工事	令和7年度	44,000
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策 経営支援資金の貸付利率の引き下げ	令和7年度 から 令和16年度 まで	170,000
国際展示場第2展示館の改築	令和7年度 から 令和11年度 まで	20,812,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
国際展示場第2展示館改築事業モニタリング支援業務委託	令和7年度 から 令和11年度 まで	48,000
国際会議場の改修工事	令和7年度 から 令和8年度 まで	45,082,000
国際会議場整備事業モニタリング支援業務委託	令和7年度 から 令和8年度 まで	49,000
市指定文化財岡家住宅整備基本計画の策定	令和7年度	24,000
中村文化小劇場の舞台設備改修工事	令和7年度	104,000
南文化小劇場の舞台設備改修工事	令和7年度	115,000
県指定文化財伊藤家住宅の改修工事	令和7年度	77,000
名古屋城重要文化財建造物等保存活用計画の策定	令和7年度	16,000
名古屋城所蔵文化財の修復	令和7年度 から 令和8年度 まで	13,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
土木積算システムの開発業務委託	令和7年度	404,000
工事用資材価格調査	令和7年度	15,000
道路維持作業用車両の購入	令和7年度	20,000
天白土木事務所の屋根等改修工事	令和7年度	65,000
久田良木川排水機場の排水樋門更新工事	令和7年度	250,000
文斉橋の改築	令和7年度	202,000
舗装道の補修	令和7年度	1,000,000
道路照明の賃借	令和7年度 から 令和16年度 まで	517,000
街路樹の維持管理	令和7年度	90,000
県道春日井長久手線の整備	令和7年度	100,000
名城公園北園・地下鉄名城公園駅間地下横断歩道の整備	令和7年度	1,425,000
側溝改良	令和7年度	130,000
正木橋の補修	令和7年度	195,000

事 項	期 間	限 度 額	千円
笠寺橋の補修	令和7年度		85,000
喜惣治橋の耐震補強	令和7年度		80,000
名師橋の耐震補強	令和7年度		100,000
大当郎橋の耐震補強	令和7年度		150,000
瓶屋橋の改築	令和7年度		50,000
八熊橋の改築	令和7年度		60,000
柳瀬橋の改築	令和7年度		13,000
両郡橋の改築	令和7年度		170,000
本宮新橋の改築	令和7年度		120,000
瑞穂公園陸上競技場周辺道路の整備	令和7年度		226,000
交通安全施設の整備	令和7年度		210,000
桜山駅自転車駐車場の天井改修工事	令和7年度		44,000
一社南自転車駐車場の屋根等改修工事	令和7年度		14,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
水分橋の改築	令和7年度	80,000
枇杷島橋の改築	令和7年度	211,000
堀川の整備	令和7年度 から 令和8年度 まで	1,050,000
境川の整備	令和7年度	60,000
戸田川排水機場の電気設備改修工事	令和7年度	220,000
排水施設整備	令和7年度	200,000
大江川の盛土工事	令和7年度	2,405,000
公園遊具等の更新工事	令和7年度	111,000
名城公園の整備	令和7年度	440,000
庄内緑地の整備	令和7年度	94,000
若宮大通公園スケート広場の整備	令和7年度	155,000
東山動植物園アジアの熱帯雨林エリア の整備	令和7年度 から 令和8年度 まで	1,663,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
東山動植物園アジアの高地エリアの整備	令和7年度	281,000
東山動植物園アフリカゾーンの整備	令和7年度	145,000
連節バスの製造	令和7年度	260,000
名古屋駅東側駅前広場等の再整備	令和7年度 から 令和8年度 まで	104,000
名古屋駅西側駅前広場等の再整備	令和7年度 から 令和8年度 まで	1,182,000
名古屋競馬場跡地後利用基盤整備	令和7年度	383,000
中志段味特定土地区画整理事業に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償	令和7年度 から 令和30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、7,987,000千円及び利息相当額を限度として補償する。
工事事務処理システムの改修業務委託	令和7年度	27,000
市営住宅の建設	令和7年度 から 令和11年度 まで	12,530,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
市設建築物の機能保全改修	令和7年度 から 令和8年度 まで	3,588,000
中川消防署のリニューアル改修工事	令和7年度 から 令和8年度 まで	1,209,000
千種消防署のメンテナンス改修工事	令和7年度	232,000
消防団詰所の改築	令和7年度	240,000
学校教育情報ネットワークシステムの 整備	令和7年度 から 令和12年度 まで	10,807,000
就学事務システムの開発・保守業務委 託	令和7年度 から 令和10年度 まで	242,000
小学校統合校の整備	令和7年度 から 令和8年度 まで	8,535,000
橘小学校の複合化整備	令和7年度 から 令和10年度 まで	6,211,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
小学校校舎等のリニューアル改修工事	令和7年度	219,000
小学校の給食用エレベーター更新工事	令和7年度	54,000
小学校体育館空調設備整備の設計	令和7年度	111,000
小学校公害対策関係校の空調設備改修工事	令和7年度	137,000
小学校給食調理場空調設備の整備	令和7年度	105,000
小学校の埋設給排水管改修工事	令和7年度	432,000
上志段味中学校の新設	令和7年度	4,577,000
中学校校舎等のリニューアル改修工事	令和7年度	771,000
中学校のスクールランチ用エレベーター更新工事	令和7年度	198,000
中学校公害対策関係校の空調設備改修工事	令和7年度	371,000
中学校埋設給排水管改修の設計	令和7年度	4,000
高等学校空調設備の賃借	令和7年度 から 令和20年度 まで	384,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
天白特別支援学校の増築	令和7年度 から 令和8年度 まで	2,541,000
西特別支援学校新校舎整備の設計	令和7年度	175,000
中生涯学習センターの複合化整備	令和7年度 から 令和10年度 まで	1,961,000
博物館のリニューアル改修工事	令和7年度 から 令和9年度 まで	21,750,000
科学館B 6型蒸気機関車等の展示整備	令和7年度	646,000

(変更分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
大曾根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (令和5年第1号議決)	令和5年度から 令和6年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、264千円を限度として補償する。	令和6年度から 令和7年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、162千円を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (令和5年第1号議決)	令和5年度から 令和26年度まで	270,781,000 外に利息相当額	令和6年度から 令和27年度まで	261,458,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (令和5年第1号議決)	令和5年度から 令和25年度まで	27,535,000	令和6年度から 令和26年度まで	25,284,000

第 4 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備費	1,458,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
老人福祉施設整備費	531,000			
生活保護施設整備費	2,218,000			
公衆衛生施設整備費	300,000			
霊園斎場整備費	423,000			
保健所整備費	67,000			
子ども青少年施設整備費	901,000			
環境保全施設整備費	32,000			
廃棄物処理施設整備費	7,075,000			
区役所整備費	414,000			
地域振興施設整備費	330,000			
スポーツ施設整備費	25,290,000			
産業施設整備費	54,000			
工業研究所整備費	32,000			
文化交流施設整備費	488,000			
名古屋城整備費	290,000			
公共土木事業費	31,867,000			
公園緑地整備費	17,892,000			
農業振興施設整備費	289,000			
住宅建設費	3,042,000			
施設営繕費	2,205,000			
消防施設整備費	5,493,000			
義務教育施設整備費	3,909,000			
高等学校整備費	985,000			
幼稚園整備費	36,000			
生涯学習施設整備費	1,311,000			
国際空港整備資金貸付金	10,000			
都市高速鉄道事業補助金	481,000			
高速道路建設資金貸付金	3,962,000			
高速道路事業出資金	1,528,000			
市立大学施設整備補助金	17,464,000			
市立大学施設整備資金貸付金	6,122,000			
水道事業出資金	21,000			
高速度鉄道事業補助金	1,186,000			
高速度鉄道事業出資金	3,527,000			
臨時財政対策債 調整債	2,000,000 24,000,000			
計	167,233,000			

令和6年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

令和6年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212,904,031千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		187,459,875
	1 保 険 料	45,130,387
	2 手 数 料	1,500
	3 県 支 出 金	141,363,101
	4 諸 収 入	964,887
2 繰 入 金		25,444,155
	1 他 会 計 繰 入 金	25,444,155
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	212,904,031

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		212,884,031
	1 事 業 費	212,884,031
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	212,904,031

令和6年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,296,412千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		36,850,724
	1 保 険 料	35,439,660
	2 手 数 料	1
	3 諸 収 入	1,411,063
2 繰 入 金		34,445,687
	1 他 会 計 繰 入 金	34,445,687
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		71,296,412

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		71,276,412
	1 事 業 費	71,276,412
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		71,296,412

令和6年度名古屋市介護保険特別会計予算

令和6年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ218,388,550千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 險 収 入		179,837,689
	1 保 險 料	46,629,114
	2 手 数 料	35,836
	3 国 庫 支 出 金	47,463,349
	4 支 払 基 金 交 付 金	56,214,760
	5 県 支 出 金	29,305,904
	6 財 産 収 入	1,153
	7 諸 収 入	187,573
2 繰 入 金		35,742,254
	1 他 会 計 繰 入 金	33,942,779
	2 基 金 繰 入 金	1,799,475
3 繰 越 金		2,808,607
	1 繰 越 金	2,808,607
歳 入 合 計		218,388,550

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 險 費		218,368,550
	1 事 業 費	214,624,761
	2 他 会 計 繰 出 金	934,030
	3 基 金 積 立 金	2,809,759
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		218,388,550

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
要介護認定調査の委託	令和 7 年度 から 令和11年度 まで	784,000
介護保険システムの標準化に向けた調査	令和 7 年度	135,000

令和6年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金 貸付金特別会計予算

令和6年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ970,660千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		827,660
	1 事 業 収 入	827,660
2 繰 越 金		143,000
	1 繰 越 金	143,000
歳 入 合 計		970,660

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金		970,660
	1 事 業 費	970,660
歳 出 合 計		970,660

令和6年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

令和6年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,301,538千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸売市場収入		4,739,742
	1 使用料及び手数料	2,641,838
	2 財産収入	10
	3 繰入金	130,260
	4 繰越金	1
	5 諸収入	638,633
	6 市債	1,329,000
2 食肉流通施設収入		4,561,796
	1 使用料及び手数料	446,151
	2 財産収入	480
	3 繰入金	2,584,161
	4 繰越金	1
	5 諸収入	945,003
	6 市債	586,000
歳 入 合 計		9,301,538

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		4,739,742
	1 事 業 費	2,351,524
	2 整 備 費	1,432,499
	3 他 会 計 繰 出 金	955,619
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		4,561,796
	1 市 場 費	2,108,430
	2 と 畜 場 費	1,383,983
	3 他 会 計 繰 出 金	1,069,283
	4 予 備 費	100
歳 出	合 計	9,301,538

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場関連業務棟の消火設備改修工事	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	1,031,000
北部市場エネルギー棟の非常用発電機改修工事	令和 7 年度	432,000
南部市場中央監視装置更新工事	令和 7 年度	542,000
南部市場本館棟の空調設備等更新工事	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	1,890,000

(変更分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (令和5年第6号議決)	令和 5 年度 から 令和 8 年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和 6 年度 から 令和 9 年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	1,329,000 586,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,915,000			

令和6年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

令和6年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ811,544千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業収入		100,304
	1 財 産 収 入	104
	2 寄 附 金	100,000
	3 諸 収 入	200
2 繰 入 金		325,240
	1 他 会 計 繰 入 金	325,240
3 市 債		386,000
	1 市 債	386,000
歳 入	合 計	811,544

歳 出

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業費		811,544
	1 事 業 費	543,057
	2 他 会 計 繰 出 金	168,383
	3 基 金 積 立 金	100,104
歳 出	合 計	811,544

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
名古屋城天守閣事業費	386,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

令和6年度名古屋市土地区画整理組合 貸付金特別会計予算

令和6年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 事業収入		50,000
	1 貸付金収入	50,000
歳 入	合 計	50,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		50,000
	1 他会計繰出金	50,000
歳 出	合 計	50,000

令和6年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

令和6年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ134,517千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		20,305
	1 国庫支出金	3,305
	2 諸収入	17,000
2 繰入金		113,212
	1 他会計繰入金	113,212
3 市債		1,000
	1 市債	1,000
歳入合計		134,517

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		134,517
	1 事業費	97,015
	2 他会計繰出金	37,502
歳出合計		134,517

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
市街地再開発事業費	1,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

令和6年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

令和6年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ734,902千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓地整備事業収入		360,946
	1 使 用 料	360,945
	2 繰 越 金	1
2 公園整備事業収入		373,956
	1 他 会 計 繰 入 金	264,956
	2 市 債	109,000
歳 入	合 計	734,902

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓地整備事業費		360,946
	1 事 業 費	17,301
	2 他 会 計 繰 出 金	343,645
2 公園整備事業費		373,956
	1 事 業 費	154,370
	2 他 会 計 繰 出 金	219,586
歳 出	合 計	734,902

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業費	109,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

令和6年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

令和6年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,270,383千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		7,818,957
	1 繰 入 金	24,952
	2 振 替 収 入	6,972,005
	3 市 債	822,000
2 都市開発用地取得資金収入		13,451,425
	1 繰 入 金	442,669
	2 振 替 収 入	13,008,756
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	21,270,383

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		7,818,758
	1 取 得 費	828,200
	2 他 会 計 繰 出 金	6,990,558
2 都市開発用地取得費		13,451,425
	1 他 会 計 繰 出 金	13,451,425
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出	合 計	21,270,383

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	100,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費	822,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

令和6年度名古屋市公債特別会計予算

令和6年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ541,486,761千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		282,493,000
	1 公 債	282,493,000
2 財 産 収 入		715,607
	1 財 産 運 用 収 入	715,607
3 繰 入 金		258,253,154
	1 他 会 計 繰 入 金	216,521,174
	2 基 金 繰 入 金	41,731,980
4 繰 越 金		25,000
	1 繰 越 金	25,000
歳 入	合 計	541,486,761

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		231,643,000
	1 起 債 額 繰 出	231,643,000
2 公 債 費		309,843,761
	1 公 債 費	309,843,761
歳 出	合 計	541,486,761

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	50,850,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

令和6年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画 給水量 年間 268,640,000 立方メートル
(1日 736,000 立方メートル)

給水戸数 1,400,000 戸

(2) 主要な建設改良事業 水道基幹施設整備及び配水管網整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
				千円
第1款	水道事業収益			52,938,242
第1項	営業収益			51,333,271
第2項	営業外収益			1,591,753
第3項	特別利益			13,218

		支	出	
				千円
第1款	水道経営費			53,888,121
第1項	営業費用			47,299,208
第2項	営業外費用			6,528,913
第3項	特別損失			50,000
第4項	予備費			10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,398,079千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

		収 入
		千円
第1款	資本的収入	15,383,395
第1項	企業債	12,400,000
第2項	出資金	354,000
第3項	他会計貸付金返還金	138,197
第4項	基金収入	1,106
第5項	基金繰入金	759,436
第6項	その他資本収入	1,730,656

		支 出
		千円
第1款	資本的支出	37,781,474
第1項	建設改良費	31,920,239
第2項	償還金	5,860,129
第3項	投資	1,106

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設維持管理	令和7年度	200,000千円
水道施設建設	令和7年度から令和9年度まで	10,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 水道事業建設改良費にあてるため

限度額	12,400,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,700,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、50,886千円、114,183千円及び74,810千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金及び脱炭素化推進事業費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、333,000千円及び21,000千円である。

令和6年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 23,177,500 立方メートル
(1日 63,500 立方メートル)
事業所数 110 カ所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
			千円
第1款	工業用水道事業収益		1,050,276
第1項	営業収益		917,707
第2項	営業外収益		132,069
第3項	特別利益		500

		支 出	
			千円
第1款	工業用水道経営費		1,059,297
第1項	営業費用		976,141
第2項	営業外費用		81,656
第3項	特別損失		500
第4項	予備費		1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額395,121千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	42,201
第1項	出 資 金	2,051
第2項	その他資本収入	40,150

支 出		千円
第1款	資本的支出	437,322
第1項	建設改良費	299,125
第2項	他会計借入金返還金	138,197

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設維持管理	令和7年度	100,000千円
工業用水道施設建設	令和7年度	200,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、440千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,051千円である。

令和6年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,187 ヘクタール(15水処理センター、43ポンプ所)
 処理水量 年間432,890,000 立方メートル
 (1日 1,186,000 立方メートル)
 水洗便所の改造 500 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
			千円
第1款	下水道事業収益	79,130,433	
第1項	営業収益	70,180,564	
第2項	営業外収益	8,276,108	
第3項	特別利益	673,761	
		支 出	
			千円
第1款	下水道経営費	80,562,504	
第1項	営業費用	73,369,078	
第2項	営業外費用	7,153,426	
第3項	特別損失	30,000	
第4項	予備費	10,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 37,142,037 千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額 3,439 千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

		収 入	千円
第1款	資本的収入		39,649,122
第1項	企業債		25,020,000
第2項	国庫補助金		11,000,000
第3項	その他資本収入		3,613,683
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入		15,439

		支 出	千円
第1款	資本的支出		76,787,720
第1項	建設改良費		50,136,412
第2項	償還金		26,639,308
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費		12,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理	令和7年度	400,000 千円
下水道施設建設	令和7年度から令和10年度まで	31,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設改良費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため
限 度 額	25,027,000 千円

	下水道事業建設改良費	25,020,000千円
	水洗便所改造資金貸付金	7,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、4,200,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、30,783,503千円、3,503,046千円、148,435千円、96,597千円、142,058千円、16,000千円及び76,148千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,835千円である。

令和6年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|------|------|-------------------|
| (1) 経営計画 | 車両数 | | 1,014 両 |
| | 運転キロ | 年間 | 35,806,500 キロメートル |
| | | (1日) | 98,100 キロメートル) |
| | 乗車人員 | 年間 | 111,726,500 人 |
| | | (1日) | 306,100 人) |
- (2) 主要な建設改良事業 乗合自動車購入及び停留所施設整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	千円
第1款	自動車運送事業収益		28,835,292
第1項	営業収益		21,376,877
第2項	営業外収益		7,458,415
		支 出	千円
第1款	自動車運送事業費		29,405,720
第1項	営業費用		28,743,583
第2項	営業外費用		115,172
第3項	特別損失		536,965
第4項	予備費		10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,560,334千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	5,281,774
第1項	企業債	5,256,000
第2項	その他資本収入	25,774

支 出		千円
第1款	資本的支出	6,842,108
第1項	建設改良費	5,330,129
第2項	企業債償還金	1,501,979
第3項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
丸の内会館の電気設備等改修工事	令和7年度	15,000千円
停留所施設管理システムの開発	令和7年度	40,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限度額	5,256,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行

利 率 年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法 起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、111,032千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,804,606千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,709,000千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、454,205千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、123,983千円である。
- 5 建設改良費にあてた企業債(脱炭素化推進事業)の利子支払にあてるため、

一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、286 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,400,000 千円と定める。

令和6年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-------------|------|-------------------|
| (1) 経営計画 | 車両数 | | 782両 (135編成) |
| | 運転キロ | 年間 | 64,751,000 キロメートル |
| | | (1日) | 177,400 キロメートル) |
| | 乗車人員 | 年間 | 457,089,500 人 |
| | | (1日) | 1,252,300 人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 車両改良及び駅施設整備 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費 3,181,055 千円の財源の一部にあてるため、企業債(資本費負担緩和分) 1,024,000 千円を借り入れる。

収 入		千円
第1款	高速度鉄道事業収益	94,715,079
第1項	営業収益	86,588,272
第2項	営業外収益	8,126,807
支 出		千円
第1款	高速度鉄道事業費	85,926,575
第1項	営業費用	78,556,796
第2項	営業外費用	7,130,448

	千円
第 3 項 特 別 損 失	229,331
第 4 項 予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 1,092,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 34,426,496 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

	収 入	
		千円
第 1 款 資 本 的 収 入		25,012,599
第 1 項 企 業 債		17,470,000
第 2 項 出 資 金		3,527,000
第 3 項 一 般 会 計 補 助 金		2,273,135
第 4 項 国 庫 補 助 金		1,068,000
第 5 項 県 補 助 金		30,000
第 6 項 そ の 他 資 本 収 入		644,464

	支 出	
		千円
第 1 款 資 本 的 支 出		58,347,095
第 1 項 建 設 改 良 費		18,915,537
第 2 項 企 業 債 償 還 金		39,421,558
第 3 項 予 備 費		10,000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	令和 7 年度から令和 10 年度まで	8,000,000 千円

エスカレーターの部品 交換	令和7年度	220,000千円
東山線可動式ホーム柵 (5駅)の部品交換	令和7年度から令和8年度まで	220,000千円
桜通線可動式ホーム柵 (6駅)の部品交換	令和7年度から令和8年度まで	180,000千円
上飯田線電気設備等の 維持補修に伴う負担金	令和7年度から令和8年度まで	730,000千円
地下鉄電気設備の維持 補修	令和7年度	200,000千円
東山線から桜通線への 利用誘導に向けた調査	令和7年度	5,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費、元金償還及び利子支払にあてるため	
限度額	18,494,000千円	
	高速度鉄道事業建設改良費	12,271,000千円
	高速度鉄道事業資本費平準化債	4,107,000千円
	高速度鉄道事業特例債	1,092,000千円
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債	1,024,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利率	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、37,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、204,342千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,734,000千円である。

2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、875,428千円である。

3 高速度鉄道事業特別減収対策企業債の利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、7,400千円である。

4 建設改良費(建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。)にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,383,087千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、3,527,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

令和6年度名古屋市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度名古屋市一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,485,331,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		項 目	既 提 出 の 額 千 円	補 正 額 千 円	計 額 千 円
13	繰 入 金		59,608,549	31,000	59,639,549
		2	基 金 繰 入 金	38,591,396	31,000
	歳 入	合 計	1,485,300,000	31,000	1,485,331,000

歳 出		項 目	既 提 出 の 額 千 円	補 正 額 千 円	計 額 千 円
7	経 済 費		70,219,072	31,000	70,250,072
		1	産 業 費	69,821,296	31,000
	歳 出	合 計	1,485,300,000	31,000	1,485,331,000

第2表 債務負担行為補正

事 項	既 提 出		補 正		後 度 額 千 円
	期 間	限 度 額 千 円	期 間	限 度 額 千 円	
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策 経営支援資金の貸付利率の引き下げ (令和6年第1号議案提出)	令和7年度から 令和16年度まで	170,000	令和7年度から 令和16年度まで		448,000

名古屋市告示第 179 号

名古屋市場輝荘施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項の規定により、次のように施設の使用料の収納事務を委託しましたので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

令和 6 年 3 月 28 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した相手方

名古屋市千種区池下町 2 丁目 50 番地

公益財団法人古川知足会

代表理事 古川 爲之

2 収納を委託した使用料

名古屋市場輝荘条例（平成24年名古屋市条例第55号）第 3 条に規定する観覧料

3 委託開始期日

令和 6 年 3 月 27 日

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 180 号

令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定め、これを告示します。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 令和 6 年度一般廃棄物排出見込み

区 分	総 量
ごみ及び資源	752,613 t / 年
し尿及び浄化槽汚泥	28,348k1 / 年

2 ごみ処理計画

(1) 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）推進

「名古屋市第 6 次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3 R の取組を推進します。

ア 2 R（リデュース・リユース）の推進施策

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に定める発生抑制、再使用、再生利用、熱回収及び適正処分の優先順位に基づいて取組を進めます。

法整備による拡大生産者責任の強化を求めるため、引き続き国に対し法整備の働きかけを行うとともに、消費者の選択という行動を通し、製造業者や小売業者に働きかけ、2 R の取組を推進します。

(ア) 発生抑制の推進施策

協定方式による独自の「レジ袋有料化」を平成21年4月に全市拡大し、全国に先駆けて取組を進めてきました。レジ袋以外にもペットボトルを始めとした使い捨て飲料容器の削減を進めるため、マイボトル・マイカップの利用を促進するなど、市民の大量生産・大量消費型ライフスタイルの転換を促すための広報等を実施します。

また、近年世界的な問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染を始め、気候変動問題、資源・廃棄物制約問題に対応するために策定した「プラスチック削減指針」に基づき、使い捨てプラスチック削減の広報等を実施します。

食品ロス削減の取組として、家庭での食材の使いきり・料理の食べきり・消費期限と賞味期限の正しい理解を広げるための広報や、家庭で消費しきれない食品の提供を呼びかける「フードドライブ」を推進するとともに、飲食店等の食品ロス削減に向けた「食べ残しゼロ協力店」登録制度を引き続き周知拡大します。

また、10月の食品ロス削減月間には、食品ロスに対する理解と関心を深めるためのキャンペーン等を実施します。

さらに、生ごみの発生抑制の取組としては、生ごみの水切りを広く呼びかけるとともに、個人・地域での生ごみ堆肥化の取組を促進します。

(イ) 再使用の推進施策

フリマアプリ、リサイクルショップ等、民間のリユースの仕組みが広がりを見せていることを踏まえ、市民がリユース品をより身近に感じ利用が促進されるよう、民間事業者と連携したリユース事業を通し、意識啓発に努めます。

また、フリマアプリを利用したリユース家具等の展示・販売やアップサイクルの取り組みを通し、ものを長く大切に使う意識の醸成を図るとともに、定期講座の開催やリユース食器の貸出、地域におけるフリーマーケットの開催支援等、市民のリユースの取組を支援することで、「使い捨て型ライフスタイル」からの転換を図ります。

イ 分別・リサイクルの推進施策

さらなるごみ減量を推進するため、「分かりやすい・分けやすい分別区分の観点から、プラスチック製容器包装にプラスチック製品を加えたプラスチック資源の一括収集を令和6年4月から開始します。

空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製容器包装・雑がみのステーション収集を行うほか、プラスチック資源の各戸収集や、ペットボトル、紙パック、小型家電、充電式家電、食用油、水銀使用製品（蛍光灯及び水銀体温計・水銀温度計）の拠点回収を行います。

さらに、集団資源回収実施団体の登録制度を引き続き実施し、その回収活動の一層の活性化を図るとともに、集団資源回収の円滑な実施のために古紙の持ち去り防止の取組を進め、市民の自主的な資源化の取組を促進します。

また、分別推進の取組みを着実に推進するため、分別ルールが定着しにくい若年層・外国人・短期賃貸マンション入居者・市外からの転入者などに対し、ターゲットの属性に応じた多様な手段による効果的な広報を展開するとともに、各環境事業所に配置する分別推進員による周知・排出指導等を行います。

事業系一般廃棄物については、紙類と生ごみのさらなる資源化を進めるため、大規模事業所に対しては立入調査による指導を中心に、中小事業所に対してはテナントビルのオフィス・店舗等への個別啓発に取り組み、分別・リサイクルを推進します。

(2) ごみ処理計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 家庭廃棄物

市は、次の区分に応じて家庭廃棄物を収集及び運搬するものとします。

古紙類（新聞、雑誌、段ボール等の資源化可能な紙類）、衣類・布類、金属類及び空きびんについては、集団資源回収等の市民の自主的な取組により、資源化を図るものとします。

区 分	内 容
可燃ごみ	紙くず、 ^{ちゅうかい} 厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（他の区分に該当するものを除く。）
発火性危険物	ヘアスプレー、殺虫剤、カセット式ガスボンベ等のスプレー缶類、使い捨てライター、加熱式たばこ・電子たばこ、固形燃料（缶入りのもの）等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（電池類に該当するものを除く。）
不燃ごみ	ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品、焼却灰等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物、蛍光管・水銀体温計等、電池類及び資源の項(1)から(6)までに該当するものを除く。）
粗大ごみ	家具、電気製品、自転車、古材等の大型のごみで、30センチメートル角を超えるもの
蛍光管・水銀体温計等	水銀使用製品のうち、次に掲げるもの (1) 蛍光管 (2) 水銀体温計・水銀温度計
電池類	アルカリ・マンガン乾電池、リチウム電池、ボタン電池、小型充電式電池（モバイルバッテリー含む）
資 源	(1) 空きびん（飲食料用及び化粧品用に限る。） (2) 空き缶（飲食料用に限る。） (3) ペットボトル（ペットボトルマークのついた飲料、酒、みりん類、しょうゆ用、めんつゆ、酢、ノンオイルドレッシング等に使われたものに限る。） (4) 紙パック（原材料にアルミニウムを使用していないものに限る。） (5) プラスチック資源（プラスチック製容器包装及びプラスチックのみでできている30センチメートル角以下の製品に限る。） (6) 紙製容器包装・雑がみ (7) 小型家電（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の対象品目のうち縦15センチメートル、横40センチメートル、奥

	行25センチメートル以下のもの) (8) 充電式家電（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の対象品目のうち充電式電池を使用した小型家電より大型のもの） (9) 食用油（植物性油に限る。）
環境美化ごみ	環境美化上収集が必要なごみで、次に掲げるもの (1) 町美運動により排出されるごみ (2) ボランティア袋の配付対象活動により排出されるごみ (3) 路上等で死んでいる所有者がいない犬・猫等の死体 (4) 自治会、町内会、保健環境委員会、老人会、子ども会、地域女性会、消防団等の地域住民が主催する無料で参加できる行事の開催に伴い排出されるごみ (5) 不法投棄によりやむを得ず収集するごみ

このほか、排出者自ら処理施設に搬入すること（以下「自己搬入」という。）ができるものとしてします。

また、引越し・遺品整理等に伴い多量に発生するごみ及び屋内からの運び出しが伴うごみ（以下「一時多量ごみ等」という。）については、市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に、収集及び運搬を委託できるものとしてします。

(イ) 事業系一般廃棄物

a 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することができない場合は、自己搬入又は許可業者に、次の区分に応じて収集及び運搬を委託するものとしてします。

病院等から排出される感染性一般廃棄物については、感染性産業廃棄物と併せて産業廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとしてします。

研究機関等の実験に伴って生じた実験動物の死体等については、市外の一般廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとしてします。

古紙類等の資源化可能なものについては、資源化事業者に引き渡すなどして資源化するものとしてします。

区 分	内 容
可 燃 ご み	紙くず、 ^{ちゅうかい} 厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（古紙類等の資源化可能なもの及び発火性危険物を除く。また、プラスチック製品、皮革くず、ゴムくずについては、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）
発 火 性 危 険 物	使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）、加熱式たばこ・電子たばこ等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（スプレー缶類を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）
不 燃 ご み	(1) ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で30センチメートル角以下のもの（空きびん、空き缶等の資源化可能なもの、発火性危険物、スプレー缶類及び蛍光管・水銀体温計等を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。） (2) 木製家具等の木くず又はふとん、畳等の繊維くずで30センチメートル角を超えるもの
食 品 廃 棄 物 等	残飯・野菜くずなどの ^{ちゅうかい} 厨芥類等
^{せん} 剪 定 枝 葉 ・ 芝 草 等	^{せん} 剪定枝・刈草・落葉等

- b スプレー缶類、蛍光管・水銀体温計等、空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック資源、紙製容器包装・雑がみ及び小型家電については、市に収集、運搬及び処分を委託することができるものとし、ただし、その性状が家庭廃棄物と同等のものに限り、蛍光管・水銀体温計等及び小型家電については発生量が家庭廃棄物と同等、その他の品目については品目別の発生量が1収集日につき45

リットル（スプレー缶類は1週間につき20リットル）の指定袋1袋相当を限度とします。

(ウ) 動物の死体

家庭等で飼われていた犬・猫等の死体を一般廃棄物として処理する場合は、排出者が市の指示する場所に搬入したものを市が処分する又は市が収集、運搬及び処分することとします。

(エ) 本市が収集しない一般廃棄物

区 分	内 容
排出禁止物	(1) 水銀、硫酸、塩酸、農薬、劇薬、毒性の強い薬品等の有害性のあるもの (2) ガスボンベ、火薬、発煙物等の危険性のあるもの (3) シンナー、ベンジン、ガソリン等の引火性の強いもの (4) 著しく悪臭を発するもの (5) 液状のもの (6) 土砂、ガレキ、鉄塊、鋼製のロープ、自動車用タイヤ、自動二輪車、原動機付自転車、FRP船、消火器、自動車用鉛蓄電池、大型耐火金庫、大型モーター、ピアノ、FRP浴槽、大型電気温水器、自動車等の収集若しくは処理が著しく困難であるもの又は市の処理施設の機能に支障が生ずるもの (7) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器 (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第5条第1項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を目的として収集するものを除く。）
その他収集しないごみ	(1) 火災ごみ (2) 工作物の除去に伴って排出された廃木材

(オ) 収集・運搬計画

区 分		収集・運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法	運搬先 (注6)	年間量			
市収集(注1)	可燃ごみ(注2)	市	全市域	週2回	指定袋による原則各戸収集	焼却・熔融施設	366,521 t			
	不燃ごみ			破碎施設		14,879 t				
	粗大ごみ			月1回	事前申込制による原則各戸収集	破碎施設	8,870 t			
	蛍光管・水銀体温計等			随時	拠点回収	△資源化施設	105 t			
	電池類			週1回	無色透明の袋による原則各戸収集	△資源化施設	292 t			
	環境美化ごみ			随時		破碎施設 埋立処分場	1,324 t 10 t			
	資源			空きびん	市	全市域	週1回	収集容器によるステーション収集	選別施設 一時保管施設	3,503 t 9,730 t
				空き缶				指定袋(一部区は収集容器)によるステーション収集	○選別等施設 一時保管施設	1,206 t 1,477 t
				ペットボトル			週1回	指定袋によるステーション収集	○選別・保管施設	9,924 t
				紙パック			週2回	拠点回収		
				紙製容器包装・雑がみ			週1回	指定袋によるステーション収集	△選別・保管施設	8,031 t
				プラスチック資源				指定袋による原則各戸収集	△選別・保管施設	29,936 t
				小型家電・充電式家電				随時	拠点回収	—
				食用油			—			50 t
許可業者収集		可燃ごみ(注2)	許可業者	全市域			随時	指定袋による収集(注5)	焼却・熔融施設	162,798 t
	不燃ごみ	破碎施設 埋立処分場			2,716 t 52 t					
	実験動物の死体等				△焼却施設	12 t				
	食品廃棄物等(注3)				△資源化施設	25,499 t				

自己搬入	可燃ごみ	排出者				焼却・溶融施設	58,364 t
	不燃ごみ					破砕施設	5,594 t
	せん 剪定枝葉・芝 草等（注4）					埋立処分場	3,094 t
						△資源化施設	30,740 t

（注1）ごみ及び資源の排出（環境美化ごみ及び収集方法が拠点回収を除く。）については、収集日当日の朝、8時（中区は7時（粗大ごみは除く。））までに排出することとします。

発火性危険物及び資源を排出する場合は、家庭で不要になった無色透明の袋も使用できます。

（注2）発火性危険物を含みます。

（注3）一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

（注4）一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

（注5）一時多量ごみ等は除きます。

（注6）運搬先の欄中○の付いている施設は市及び民間の施設を、△の付いている施設は民間の施設を、その他の施設は市の施設を表します。

小型家電、充電式家電及び食用油については、回収拠点で直接、資源化事業者へ引き渡します。

イ 中間処理計画

(ア) 焼却・溶融処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	可燃ごみ	市	365,646 t
	発火性危険物 (使い捨てライター等)		137 t
許可業者収集	可燃ごみ		162,798 t
自 己 搬 入	可燃ごみ		58,364 t
	不燃ごみ		52 t
焼却処理後	焼却灰		20,500 t

破 碎 処 理 後	破碎残渣	31,524 t
-----------	------	----------

(イ) 破碎処理計画

区 分		処理主体	年 間 処 理 量
市 収 集	不燃ごみ	市	15,143 t
	粗大ごみ		9,037 t
	環境美化ごみ		1,349 t
許 可 業 者 収 集	不燃ごみ		2,737 t
自 己 搬 入	不燃ごみ		5,542 t

(ウ) 選別等処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物	市	617 t
	空きびん		13,233 t
	空き缶		2,683 t
	ペットボトル		9,924 t
	紙パック		28 t
	紙製容器包装・雑がみ		8,031 t
	プラスチック資源		29,936 t
	蛍光管・水銀体温計等		105 t
	電池類		292 t

ウ 最終処分計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	環境美化ごみ	市	10 t
許 可 業 者 収 集	不燃ごみ		31 t
自 己 搬 入	不燃ごみ		3,034 t

焼却・溶融処理後	焼却灰	10,703 t
	溶融飛灰	5,402 t
破 碎 処 理 後	破碎不燃物	395 t

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物（スプレー缶類等）	市	480 t
	空きびん		13,023 t
	空き缶		2,512 t
	ペットボトル（キャップ含む）		7,712 t
	紙パック		25 t
	紙製容器包装・雑がみ（その他古紙含む）		7,814 t
	プラスチック資源		27,203 t
	小型家電・充電式家電		216 t
	食用油		50 t
	紙回収		259 t
	蛍光管・水銀体温計等		105 t
	電池類		292 t
許可業者収集 （注1）	食品廃棄物等	許可業者	25,499 t
自 己 搬 入 （注2）	剪定枝葉・芝草等		30,740 t
焼 却 ・ 溶 融 処 理 後	焼却灰	市	8,000 t
	溶融スラグ		39,032 t
	溶融メタル		8,259 t
	溶融飛灰		5,134 t

破 碎 処 理 後	金属回収	1,433 t
-----------	------	---------

(注1) 一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(注2) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(3) 施設の概要

ア 本市が設置する施設の概要

(ア) 焼却・溶融施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
猪子石工場	名古屋市千種区香流橋一丁目101番	ストーカ式	600 t / 24 h
富田工場	名古屋市中川区吉津四丁目3208番地	ストーカ式	450 t / 24 h
五条川工場	愛知県あま市中萱津奥野	ストーカ式	560 t / 24 h
鳴海工場	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	シャフト炉式 ガス化溶融炉	530 t / 24 h
北名古屋工場	愛知県北名古屋市二子四反地15番地1	シャフト炉式 ガス化溶融炉	660 t / 24 h

(イ) 破碎施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
大江破碎工場	名古屋市港区本星崎町字南4047番地の13	横型回転式 破 碎 機	400 t / 5 h
愛岐処分場 小規模破碎施設	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	2軸せん断式 回転破碎機	20 t / 5 h
北名古屋工場	愛知県北名古屋市二子四反地15番地1	2軸せん断式 回転破碎機	50 t / 5 h

(ウ) 埋立処分場

名 称	所 在 地	埋立面積	埋立容量
愛 岐 処 分 場	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	252,590m ²	4,440,000m ³
第 二 処 分 場	名古屋市港区潮風町67番地	11,300m ²	96,000m ³

(エ) 選別・保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
西資源センター	名古屋市西区新木町61番地及び十方町36番地の2	空きびん 30 t / 日 空き缶 15 t / 日 ペットボトル 4 t / 日
港 資 源 選 別 セ ン タ ー	名古屋市港区正徳町6丁目69番地の1	空きびん 20 t / 日 空き缶 10 t / 日
南リサイクル プ ラ ザ	名古屋市南区元塩町6丁目8番地の5	空きびん 23 t / 日 空き缶 13 t / 日 ペットボトル 9 t / 日 紙パック 2 t / 日

(オ) 保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
鳴海工場内 保 管 施 設	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	空きびん 22 t / 日 空き缶 6 t / 日

イ 処理計画にかかる本市以外の者が設置する処理施設の概要

(ア) 焼却灰資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部リサイクル株式会社	名古屋市港区昭和町18番41、42、43、48、49	焼却灰・溶融飛灰
太平洋セメント株式会社	三重県いなべ市藤原町東禅寺1361番地の1	焼却灰
三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	

三池製錬株式会社	福岡県大牟田市新開町2番地1	溶融飛灰
メルテック株式会社	神奈川県横須賀市長坂二丁目2番1号	
	栃木県小山市大字梁2333番地29	

(イ) 食品廃棄物等資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部有機リサイクル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁目1102番	食品廃棄物等
株式会社ケミカルフォース	名古屋市港区潮見町37番10	
双葉興業株式会社	愛知県北名古屋市六ツ師大島131番地1	
オオブユニティ株式会社	愛知県大府市横根町惣作236番1、240番1、240番6、243番1	
株式会社大栄工業	三重県伊賀市真泥字東山5024番地の4 外3筆	
株式会社エイゼン	愛知県半田市鶴ノ池町104番8	
株式会社バイオクラシックス半田	愛知県半田市松堀町60番1	
株式会社小栴屋	愛知県海部郡飛島村木場二丁目80番	

(ウ) 破碎施設

名 称	設 置 場 所	区 分
名古屋港木材倉庫株式会社	名古屋市南区加福町2丁目2番	せん 剪定枝葉・芝草等

(エ) 焼却施設

名 称	設 置 場 所	区 分
株 式 会 社 海 部 清 掃	愛知県あま市西今宿平割二 6 番地	使い捨てライター・ スプリングマットレ ス等
株 式 会 社 美 濃 ラ ボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195番地の 1	実験動物の死体等

(オ) その他（選別・圧縮・梱包・保管等）施設

名 称	設 置 場 所	区 分
コスモリサイク ル 株 式 会 社	愛知県稲沢市福島町沢西95 番地の 1	発火性危険物及び空 き缶
株 式 会 社 ヤマショー金属	愛知県弥富市楠一丁目 8 番	発火性危険物
永 一 産 商 株 式 会 社	愛知県海部郡飛島村木場 2 丁目 106 番地	蛍光管・水銀体温計 等
野 村 興 産 株 式 会 社	大阪府大阪市西淀川区中島 2 丁目 4 番 143 号 北海道北見市留辺蘂町富士 見 217 番地 1	
永 一 産 商 株 式 会 社	愛知県海部郡飛島村木場 2 丁目 106 番地	電池類
野 村 興 産 株 式 会 社	北海道北見市留辺蘂町富士 見 217 番地 1	
有 限 会 社 サイテック	愛知県北名古屋市鍛冶ケ一 色字襟44番地の 2	空きびん
循 環 資 源 株 式 会 社	愛知県豊田市貝津町西向畑 7 番24号	
株式会社中西	愛知県豊明市栄町高根 103 番地	

大成金属株式会社	名古屋市南区忠次一丁目8番15号	空き缶
株式会社石川マテリアル	名古屋市緑区鳴海町字杜若20番地	
朝日金属株式会社	名古屋市北区六が池町555番地	
神鋼環境メンテナンス株式会社	名古屋市港区昭和町13番地	プラスチック資源
東海資源株式会社	名古屋市西区見寄町44番地	ペットボトル
株式会社宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目53番地	
株式会社オノセイ	名古屋市南区弥次エ町2丁目31番地の1	
大幸商事株式会社	名古屋市守山区太田井3番5号	ペットボトル及び紙製容器包装・雑がみ
株式会社宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目10番地	紙製容器包装・雑がみ
	愛知県清須市西堀江2460番地	
株式会社藤川紙業	名古屋市昭和区福江二丁目11番25号	
リメイキング株式会社	名古屋市南区元塩町6丁目16番1	

(カ) 埋立処分場

名称	設置場所	区分
衣浦港3号地廃棄物最終処分場	愛知県知多郡武豊町字三号地1番地	焼却灰等

3 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 処分計画及び担当事業所

ア 収集・運搬及び処分計画

区 分	収 集 ・ 運 搬					処 分
	主 体	収集区域	収集回数	収集方法	年 間 量	
し 尿	市	全市域	月2回 程 度	各戸収集	8,803k1	下 水 道 投 入
浄 化 槽 汚 泥	許可業者		随 時		19,545k1	

(注) ディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体）の排水処理槽の清掃に伴って生じた汚泥は、浄化槽汚泥とみなします。

イ 収集担当事業所

収集担当事業所	収 集 担 当 区
北 環 境 事 業 所	千種、東、北、西、中、守山及び名東
中 川 環 境 事 業 所	中村、熱田、中川及び港
緑 環 境 事 業 所	昭和、瑞穂、南、緑及び天白

(2) 施設の概要

名称	所 在 地	対 象 廃棄物	設 備 能 力	前処理後の 処 分 方 法
下飯田 作業場	名古屋市北区辻本通1丁目 39番地	し 尿	150k1/日	下 水 道 投 入
内田橋 作業場	名古屋市熱田区伝馬二丁目 32番10号		150k1/日	
港 作業場	名古屋市港区竜宮町21番地	し尿・ 浄化槽 汚 泥	200k1/日	

4 参考

(1) 一般廃棄物の市内民間施設での処理（本市委託を除く）

区 分		処理方法	年 間 量	
			市内発生	市外発生
許 可 業 者 収 集	食品廃棄物等 (注1)	飼料化※1	4,300 t	1,700 t
		堆肥化※2	15,330 t	365 t
自 己 搬 入	焼却灰等	溶 融		17,377 t
	プラスチック製 容器包装	圧縮梱包		622 t
	剪定枝葉・芝草等 (注2)	破 砕※3	30,740 t	260 t
	廃エアゾール製品 等	圧縮		13 t

(注1) 一部、自己搬入、他市町村長の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集・運搬及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(注2) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(注3) ※1、※2、※3はそれぞれ「中部有機リサイクル株式会社」、「株式会社ケミカルフォース」、「名古屋港木材倉庫株式会社」において処理します。

(2) 市内で発生した一般廃棄物の市外民間施設での処理

区 分		処理方法	年 間 量
市 収 集	発火性危険物	選別等	617 t
	空きびん		9,730 t
	空き缶		481 t
	紙製容器包装・雑がみ		1,446 t
	蛍光管・水銀体温計等		105 t
	電池類		292 t
市収集・自己搬入	使い捨てライター等	焼 却	189 t
許 可 業 者 収 集	実験動物の死体等	焼 却	12 t

	食品廃棄物等（注）	資源化	5,869 t
焼却・溶融処理後	焼却灰等	埋立	10,000 t
		資源化	8,439 t

（注）一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(3) 市外で発生した一般廃棄物の中間処理物の本市処理施設での最終処分

区 分		処理方法	年 間 量
多 治 見 市	溶融飛灰等	埋 立	1,100 t

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

名古屋市告示第181号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者から名古屋市南陽工場設備更新事業に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
名古屋市南陽工場設備更新事業
廃棄物処理施設の建設
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市港区藤前二丁目101番地
- 4 事後調査結果中間報告書の提出年月日
令和6年3月15日（金）
- 5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市港区春田野三丁目1801番地

港区役所南陽支所 (以下「南陽支所」という。)

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

令和6年3月29日(金)から同年4月12日(金)まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南陽支所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、港区役所及び南陽支所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第182号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者から空見スラッジリサイクルセンター建設事業に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その4）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市上下水道局
名古屋市上下水道局長 横地玉和
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
空見スラッジリサイクルセンター建設事業
下水道終末処理場の建設
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市港区空見町1番地の5
- 4 事後調査結果中間報告書の提出年月日
令和6年3月22日（金）
- 5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策

課」という。)

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号
港区役所

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)
(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

令和 6 年 3 月 29 日 (金) から同年 4 月 12 日 (金) まで。ただし、地域環境対策課及び港区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課及び港区役所
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

イ 環境学習センター
午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 183 号

名古屋市障害者スポーツセンターの臨時開館について

名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時に休館日に開館します。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設の名称

名古屋市障害者スポーツセンター

2 臨時に開館する期日

令和6年5月4日（土・祝）

令和6年5月5日（日・祝）

令和6年11月24日（日）

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興室

名古屋市告示第 184号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

安房公園	東区葵二丁目	図面東56の区 域	平成31年 1 月28日
------	--------	--------------	-----------------

」

を

「

安房公園	東区葵二丁目	図面東56の区 域	平成31年 1 月28日
板屋水筒 先公園	東区葵二丁目	図面東57の区 域	令和 6年 4 月 1日

」

に、

「

松蔭公園	中川区下之一色町字流レ、字干 潟、字松蔭 1丁目、字松蔭 2丁 目	図面中川 1の 6の区域	昭和31年10 月15日
------	---	-----------------	-----------------

」

を

「

松蔭公園	中川区下之一色町字流レ、字干 潟、字松蔭 1丁目、字松蔭 2丁 目	図面中川 1の 7の区域	昭和31年10 月15日
------	---	-----------------	-----------------

」

に、

「

戸田川緑 道	港区大西二丁目、大西三丁目	図面港89の 2 の区域	平成26年 3 月31日
-----------	---------------	-----------------	-----------------

」

を

「

戸田川緑 道	港区大西二丁目、大西三丁目	図面港89の 3 の区域	平成26年 3 月31日
-----------	---------------	-----------------	-----------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 6年 4月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 185号

名古屋市明願土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第45条第 2項の規定により、次の組合の解散について認可しました。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 組合の名称

名古屋市明願土地区画整理組合

2 解散の事由

事業の完成

3 解散認可の年月日

令和 6年 3月29日

4 清算人の氏名及び住所

氏 名	住 所
野 田 昭	名古屋市緑区東陵1011番地
深 谷 信 雄	名古屋市緑区六田二丁目72番地の 1
富 田 夷之助	名古屋市緑区東陵1110番地
深 谷 英 正	名古屋市緑区平子が丘1910番地
阪 野 一 男	名古屋市緑区平子が丘 410番地
深 谷 典 丈	名古屋市緑区東陵1020番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第186号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項、第10条第1項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び廃止並びに道路の区域の決定及び変更を行い、令和6年3月29日から供用の開始及び廃止を行います。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

1 路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	道路の区域			摘要
			区間	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	1	千音寺第61号線	名古屋市 中川区 富田町 大字 千音寺 字 一本松 2214 番地 先 から 名古屋市 中川区 富田町 大字 千音寺 字 一本松 2204 番地 先 まで	0.068	4.00	第 1 附 図
	2	千音寺第62号線	名古屋市 中川区 富田町 大字 千音寺 字 一本松 2215 番地 先 から 名古屋市 中川区 富田町 大字 千音寺 字 一本松 2230 番地 先 まで	0.091	6.00	
	3	千音寺第63号線	名古屋市 中川区 富田町 大字 千音寺 字 平毛 2172 番地 先 から 名古屋市 中川区 富田町 大字 千音寺 字 平毛 2130 番地 先 まで	0.251	6.00 ～ 8.54	

4	千音寺第64号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字一本松2213番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字平毛2003番地先まで	0.207	6.00
5	千音寺第65号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字平毛2110番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字無田居1880番地先まで	0.315	9.00 10.50
6	千音寺第66号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字平毛2082番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字平毛1948番地先まで	0.169	8.00
7	千音寺第67号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字猪ノ木684番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字平毛2083番地先まで	0.115	9.00
8	千音寺第68号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上之坪513番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字猪ノ木609番地先まで	0.172	9.00
9	千音寺第69号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔686番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字猪ノ木683番地先まで	0.048	6.00
10	千音寺第70号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔686番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔757番の2地先まで	0.251	6.00
11	千音寺第71号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔687番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字猪ノ木676番地先まで	0.049	6.00
12	千音寺第72号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔724番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔687番地先まで	0.056	6.00

13	千音寺第73号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔767番の1地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔745番地先まで	0.057	6.00
14	千音寺第74号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字猪ノ木662番の1地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字猪ノ木669番地先まで	0.049	6.00
15	千音寺第75号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔718番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字猪ノ木662番の1地先まで	0.063	6.00
16	千音寺第76号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔762番の1地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔715番地先まで	0.068	6.00
17	千音寺第77号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字猪ノ木641番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字猪ノ木588番地先まで	0.118	6.00
18	千音寺第78号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔758番の1地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔709番地先まで	0.062	6.00
19	千音寺第79号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字下前田畔1106番の1地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔704番地先まで	0.084	6.00
20	千音寺第80号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字猪ノ木634番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字猪ノ木621番地先まで	0.119	6.00
21	千音寺第81号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字下前田畔1157番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字猪ノ木640番地先まで	0.086	6.00

22	千音寺第82号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字下前田畔1103番の1地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字下前田畔1157番地先まで	0.091	6.00
23	千音寺第83号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字下前田畔1106番の1地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字中狭間1215番地先まで	0.281	6.00
24	千音寺第84号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔733番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔710番地先まで	0.129	6.00
25	千音寺第85号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上前田畔703番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字下前田畔1163番地先まで	0.071	6.00
26	千音寺第86号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字上之坪516番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字猪ノ木659番地先まで	0.147	6.00
27	千音寺第87号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字猪ノ木657番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字中狭間1268番地先まで	0.277	9.00
28	千音寺第88号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字猪ノ木591番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字中狭間1265番地先まで	0.120	6.00
29	千音寺第89号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字中狭間1264番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字中狭間1218番地先まで	0.212	6.00 ～ 6.35
30	千音寺第90号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字一本松2211番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺 字平毛2041番地先まで	0.108	6.00

31	千音寺第91号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字一本松2215番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字一本松2195番地先まで	0.104	6.00	
32	千音寺第92号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字一本松2230番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字平毛2035番地先まで	0.055	6.00	
33	千音寺第93号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字一本松2246番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字平毛2011番地先まで	0.042	6.00	
34	千音寺第94号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字三反田1816番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字中地1727番の3地先まで	0.254	9.00	
35	千音寺第95号線	名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字無田居1880番地先から 名古屋市市中川区富田町大字千音寺 字三反田1820番の1地先まで	0.136	6.00 10.50	
1	東茶屋線第1号	名古屋市港区東茶屋一丁目646番 地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目426番 地先まで	0.784	16.00 ~ 17.00	第 2 附 図
2	茶屋新田第38号線	名古屋市港区東茶屋一丁目719番 地先から 名古屋市港区東茶屋一丁目655番 地先まで	0.095	6.00	
3	茶屋新田第39号線	名古屋市港区東茶屋一丁目709番 地先から 名古屋市港区東茶屋一丁目703番 地先まで	0.103	6.00	
4	茶屋新田第40号線	名古屋市港区東茶屋一丁目721番 地先から 名古屋市港区東茶屋一丁目719番 地先まで	0.050	6.00	

5	茶屋新田第41号線	名古屋市港区東茶屋一丁目718番地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目258番地先まで	0.084	6.00
6	茶屋新田第42号線	名古屋市港区東茶屋一丁目712番地先から 名古屋市港区東茶屋一丁目697番地先まで	0.230	6.00
7	茶屋新田第43号線	名古屋市港区東茶屋二丁目254番の1地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目249番の2地先まで	0.135	6.00
8	茶屋新田第44号線	名古屋市港区東茶屋二丁目262番地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目261番の1地先まで	0.073	6.00
9	茶屋新田第45号線	名古屋市港区東茶屋二丁目279番の1地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目284番地先まで	0.133	6.00
10	茶屋新田第46号線	名古屋市港区東茶屋二丁目268番地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目270番の2地先まで	0.050	6.00
11	茶屋新田第47号線	名古屋市港区東茶屋二丁目270番の3地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目273番の2地先まで	0.057	6.00
12	茶屋新田第48号線	名古屋市港区東茶屋二丁目276番の2地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目285番地先まで	0.186	6.00
13	茶屋新田第49号線	名古屋市港区東茶屋二丁目287番の1地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目290番地先まで	0.041	6.00

14	茶屋新田第50号線	名古屋市港区東茶屋二丁目335番地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目350番地先まで	0.327	9.00
15	茶屋新田第51号線	名古屋市港区東茶屋二丁目400番の1地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目387番地先まで	0.187	6.00
16	茶屋新田第52号線	名古屋市港区東茶屋二丁目402番地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目401番の1地先まで	0.065	6.00
17	茶屋新田第53号線	名古屋市港区東茶屋二丁目408番地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目417番の1地先まで	0.189	6.00
18	南秋葉線第2号	名古屋市港区東茶屋二丁目407番地先から 名古屋市港区東茶屋三丁目200番の1地先まで	0.653	17.00 ～ 31.07
19	茶屋新田第54号線	名古屋市港区東茶屋三丁目82番地先から 名古屋市港区東茶屋三丁目83番地先まで	0.046	10.00
20	茶屋新田第55号線	名古屋市港区東茶屋三丁目113番の1地先から 名古屋市港区東茶屋三丁目100番地先まで	0.208	8.00
21	茶屋新田第56号線	名古屋市港区東茶屋四丁目46番地先から 名古屋市港区東茶屋四丁目39番の4地先まで	0.132	6.00
22	茶屋新田第57号線	名古屋市港区東茶屋四丁目52番地先から 名古屋市港区東茶屋四丁目38番地先まで	0.262	9.00 ～ 12.63

23	茶屋新田第58号線	名古屋市港区西茶屋三丁目80番の1地先から 名古屋市港区西茶屋三丁目80番の3地先まで	0.029	11.00
24	西茶屋線第2号	名古屋市港区西茶屋二丁目23番地先から 名古屋市港区西茶屋二丁目171番の1地先まで	0.390	16.00 ~ 17.00
25	茶屋新田第59号線	名古屋市港区西茶屋三丁目68番地先から 名古屋市港区西茶屋三丁目68番地先まで	0.039	6.50
26	茶屋新田第60号線	名古屋市港区西茶屋三丁目58番の1地先から 名古屋市港区西茶屋三丁目58番の1地先まで	0.049	6.00
27	茶屋新田第61号線	名古屋市港区東茶屋一丁目650番の1地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目338番の2地先まで	0.305	7.00
28	茶屋新田第62号線	名古屋市港区東茶屋三丁目32番地先から 名古屋市港区東茶屋三丁目40番地先まで	0.114	10.50
29	茶屋新田第63号線	名古屋市港区東茶屋三丁目77番地先から 名古屋市港区東茶屋三丁目143番地先まで	0.254	8.00
30	茶屋新田第64号線	名古屋市港区東茶屋二丁目401番の1地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目407番地先まで	0.089	9.00
31	茶屋新田第65号線	名古屋市港区東茶屋一丁目658番地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目341番地先まで	0.307	9.00

32	茶屋新田第66号線	名古屋市港区東茶屋二丁目254番の1地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目279番の1地先まで	0.102	6.00	
33	茶屋新田第67号線	名古屋市港区東茶屋一丁目664番の1地先から 名古屋市港区東茶屋一丁目703番地先まで	0.093	6.00	
34	茶屋新田第68号線	名古屋市港区東茶屋四丁目54番地先から 名古屋市港区東茶屋四丁目52番地先まで	0.082	12.00	
35	茶屋新田第69号線	名古屋市港区東茶屋二丁目382番の1地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目422番地先まで	0.095	7.00	
36	茶屋新田第70号線	名古屋市港区東茶屋二丁目245番地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目346番の2地先まで	0.212	6.00	
1	諸の木二丁目第2号線	名古屋市緑区諸の木二丁目3201番の54地先から 名古屋市緑区諸の木二丁目3201番の33地先まで	0.158	6.00	第3 附図

2 路線の認定

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	東味鋤二丁目第5号線	名古屋市北区東味鋤二丁目2201番の2地先から 名古屋市北区東味鋤二丁目17番地先まで	第4 附図

3 路線の一部廃止及び供用廃止

整理符号	路線名	起終点	摘要
ア	万場藤前線第2号	起点 名古屋市港区東茶屋一丁目246番の54地先 終点 名古屋市港区東茶屋一丁目389番の1地先	第5 附図

4 路線の廃止

整理番号	路線名	起 終 点	摘 要
1	耕地整理2号線 支線第1号	起点 名古屋市緑区大高町字鶴田20番の4地先 終点 名古屋市緑区大高町字鶴田17番の2地先	第6 附 図
1	前新田横14号線	起点 名古屋市港区善進町8丁目25番の1地先 終点 名古屋市港区善進町8丁目3番地先	第7 附 図
2	前新田縦2号線	起点 名古屋市港区善進町8丁目29番の5地先 終点 名古屋市港区善進町8丁目29番の5地先	
1	幸心屋敷4号線	起点 名古屋市守山区幸心二丁目255番地先 終点 名古屋市守山区幸心二丁目274番地先	第8 附 図

5 道路の区域変更及び供用開始

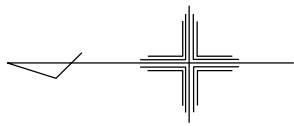
道路 の 種類	整理 符号	路線名	道 路 の 区 域			摘 要	
			区 間	変 更 の 前 後 別	延 長 キ ロ メ ー ト ル		幅 員 メ ー ト ル
市道	A	万場藤前線	名古屋市港区東茶屋一丁目 246番の54地先から	前	0.479	20.00	第2 附 図
			名古屋市港区東茶屋二丁目 335番地先まで	後	0.479	20.00 ~20.03	
	B	戸田荒子線	名古屋市港区川園一丁目86 番の1地先から	前	0.456	20.00	
			名古屋市港区西茶屋二丁目 145番の1地先まで	後	0.456	28.00	
	C	戸田荒子線第4号	名古屋市港区東茶屋三丁目 146番の1地先から	前	0.358	20.00	
			名古屋市港区東茶屋三丁目 200番の1地先まで	後	0.358	28.00	

6 道路の供用開始


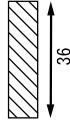
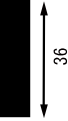
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	36	千音寺線第1号	名古屋市中川区富田町大字千音寺字下前田畔1106番の3地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺字三反田1769番地先まで	第1 附図
	37	南秋葉線第1号	名古屋市港区西茶屋一丁目201番地先から 名古屋市港区東茶屋二丁目407番地先まで	第2 附図
	2	東19号線	名古屋市北区東味鏡二丁目2412番の5地先から 名古屋市北区東味鏡二丁目1318番地先まで	第4 附図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

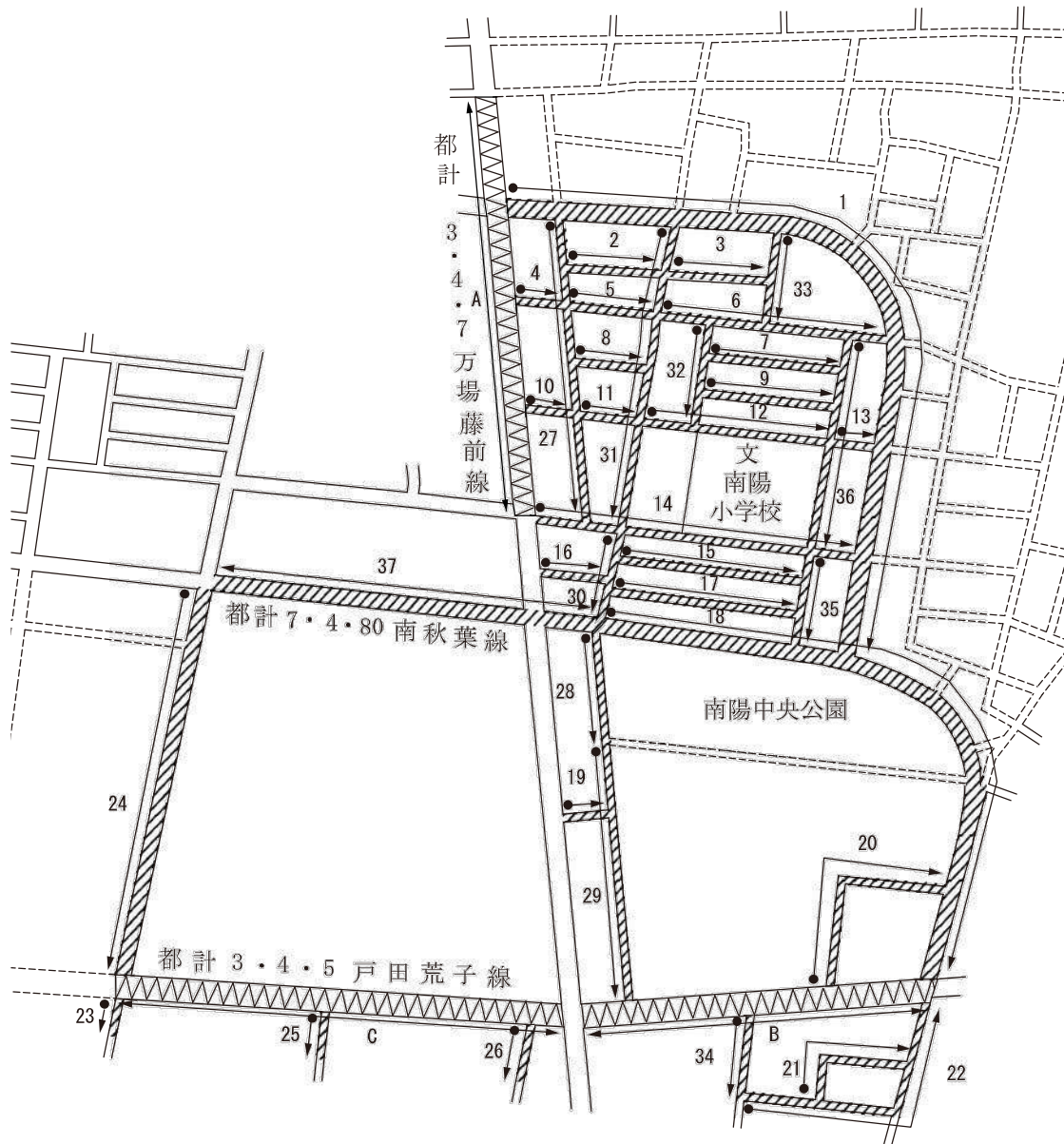
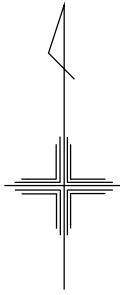
第1 附图



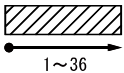
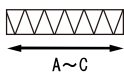
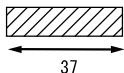
凡例

- 
 市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分
 1~35
- 
 道路の供用を開始する部分
 36
- 
 一部供用を開始しない部分
 36

第2 附図



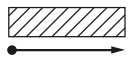
凡 例

- 
市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分
- 
区域変更により道路の幅員
を改め供用開始する部分
- 
道路の供用を開始する部分

第3附図

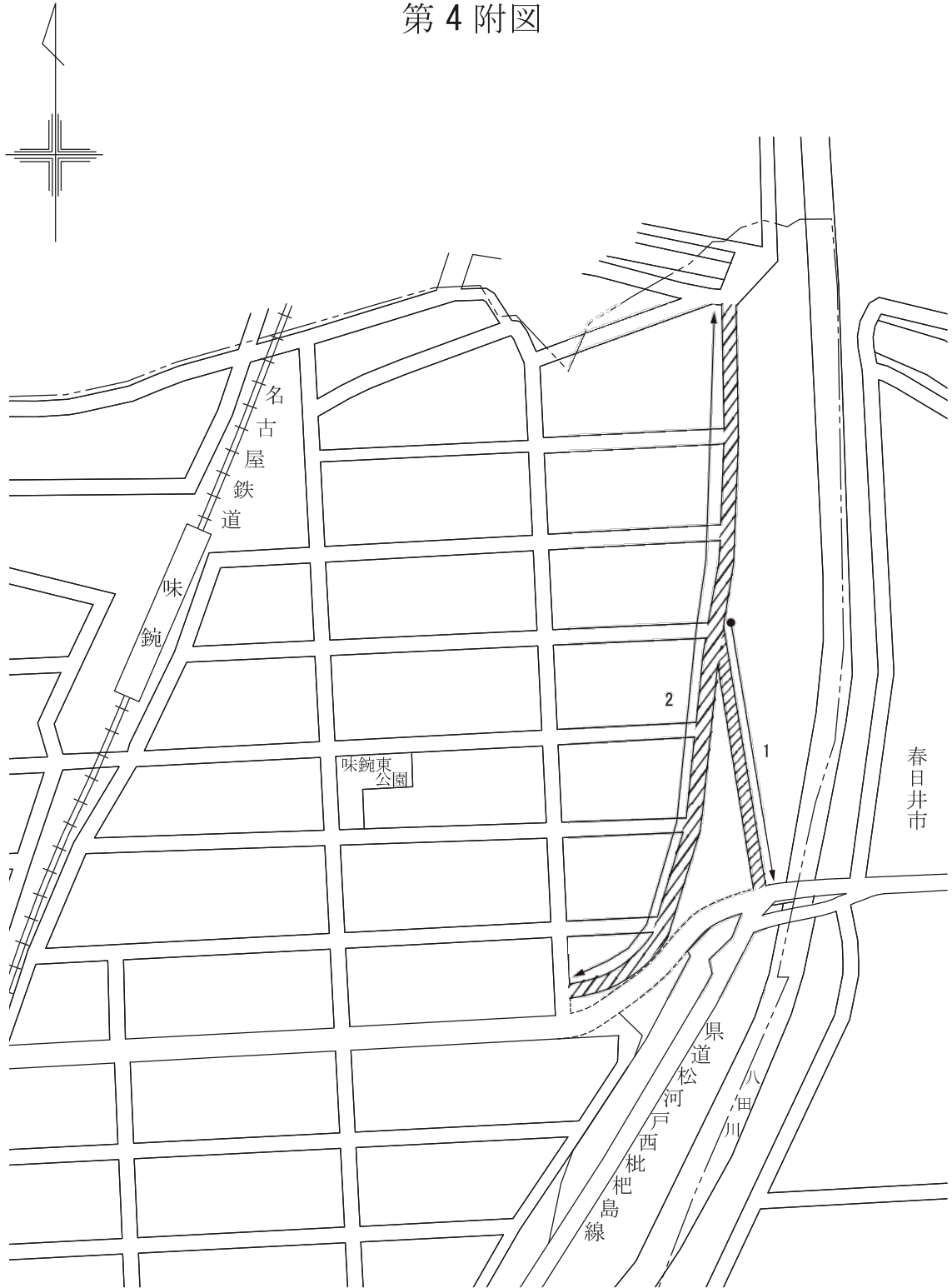


凡例


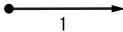

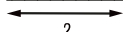


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

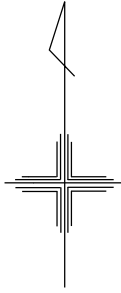
第4附図



凡例

- 
市道に認定する路線
- 
1
- 
道路の供用を開始する部分
- 
2

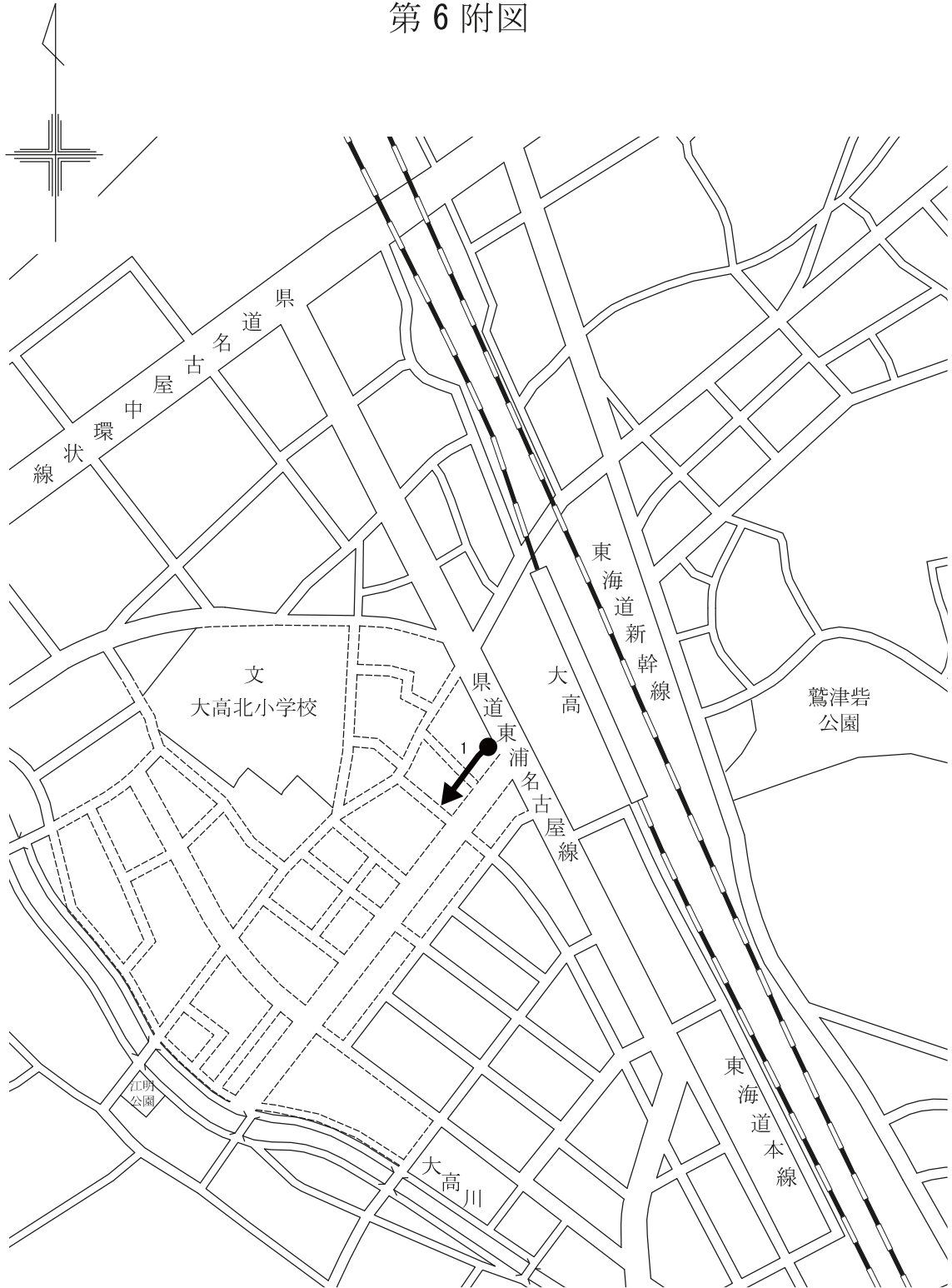
第5附図



凡例

●---> 一部廃止し供用廃止する部分

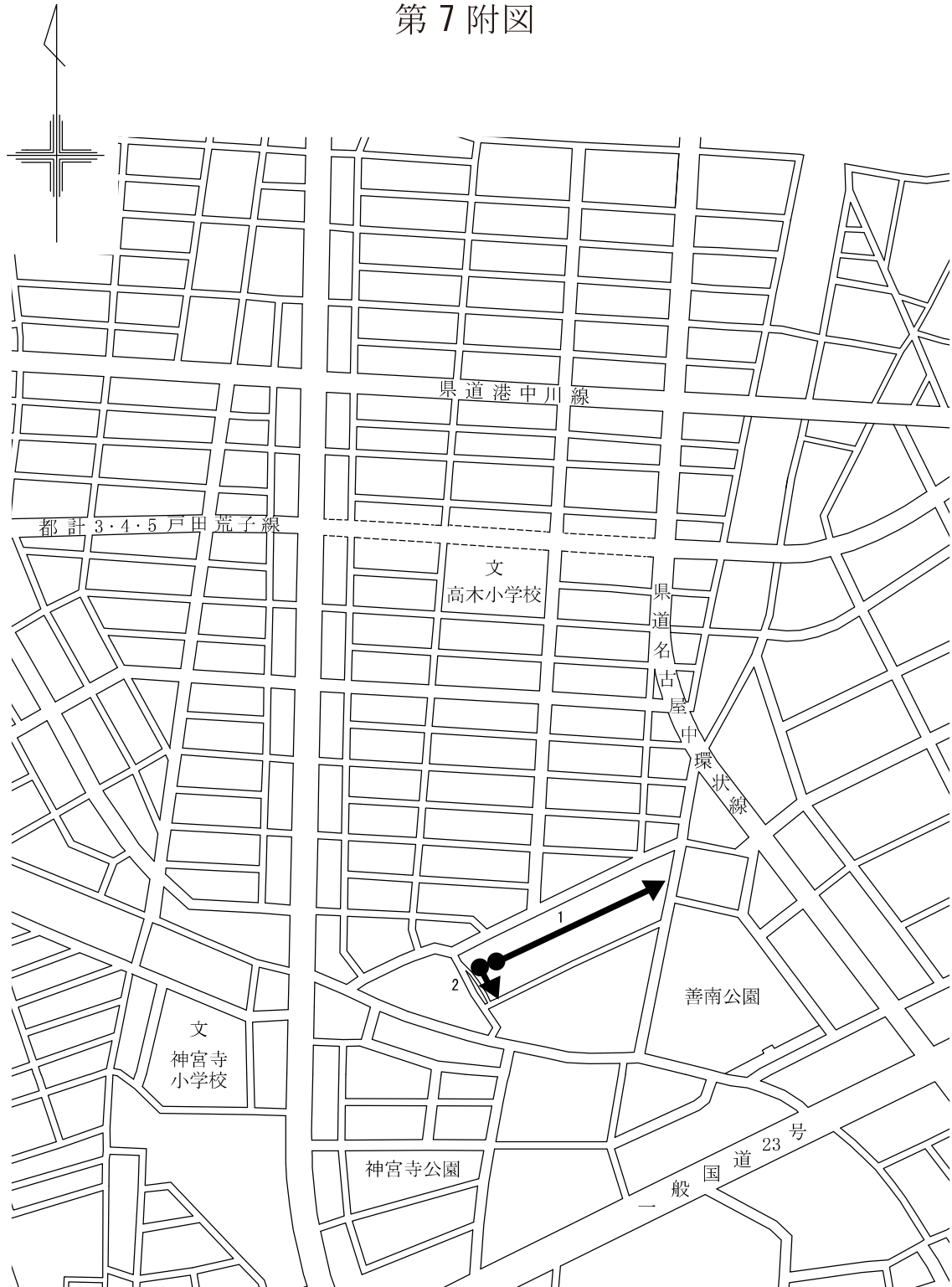
第 6 附図



凡 例

●→ 廃止する路線

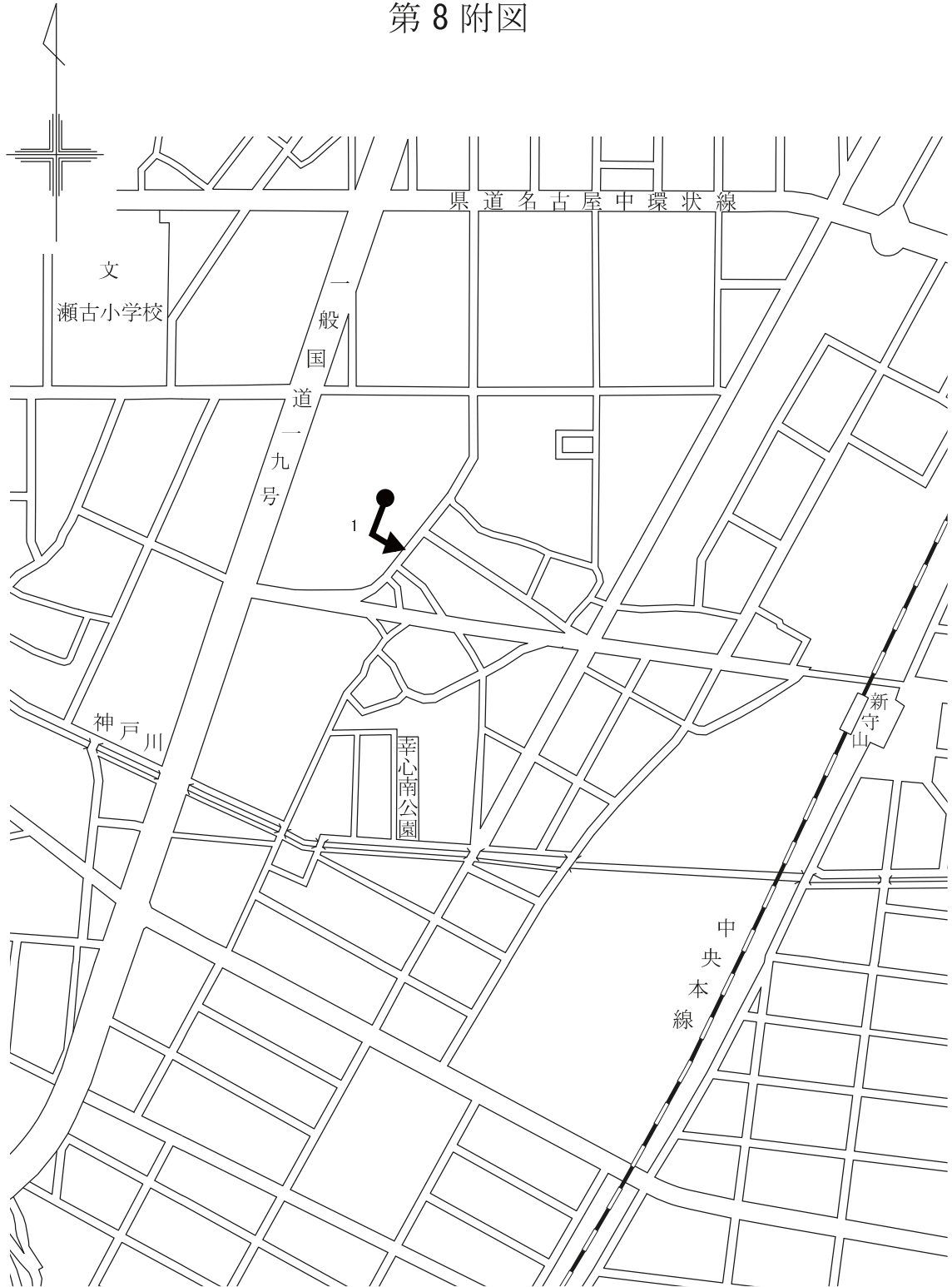
第7附図



凡例

●→ 廃止する路線

第 8 附図



凡 例

 廃止する路線

名古屋市告示第 187号

名古屋市消防団規則第 5条の 2第 2号に規定する教養の課程の指定及び同条第 3号に規定する大学の指定についての一部改正について

平成28年名古屋市告示第 193号（名古屋市消防団規則第 5条の 2第 2号に規定する教養の課程の指定及び同条第 3号に規定する大学の指定について）の一部を次のように改正し、令和 6年 4月 1日から施行する。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

題名中「第 2号に規定する教養の課程の指定及び同条第 3号」を削る。
本則中「第 2号の規定により指定する教養の課程及び同条第 3号」を削る。
第 1項を削り、第 2項中「第 3号」を削り、同項を第 1項とする。

名古屋市消防局総務部消防団課

名古屋市告示第 188号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について

シダレザクラまつりの実施に伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

利用料金を納付しなければならない期間

令和 6年 3月30日（土）から同年 4月14日（日）まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 189号

清純な施設環境を保持すべき施設の指定の一部改正について

平成25年名古屋市告示第 216号（清純な施設環境を保持すべき施設の指定）の一部を次のように改正します。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 表中

「

名古屋市子ども適応 相談センター	西区城西三丁目20番30号	名古屋市
---------------------	---------------	------

を

」

「

名古屋市教育支援セ ンター	西区城西三丁目20番30号	名古屋市
------------------	---------------	------

に、

」

「

名古屋市山田プール	西区五才美町 236番地の 1	名古屋市
名古屋市山田西プー ル	西区長先町 173番地	名古屋市

を

」

「

名古屋市山田プール	西区五才美町 236番地の 1	名古屋市
-----------	-----------------	------

に、

」

名古屋市子ども適応 相談センター鶴舞サ テライト	中区千代田五丁目18番24号	名古屋市	を
--------------------------------	----------------	------	---

なごやフレンドリー ナウ（鶴舞サテライ ト）	中区千代田五丁目18番24号	名古屋市	に、
------------------------------	----------------	------	----

名古屋市子ども適応 相談センター笠寺サ テライト教育相談部	南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16	名古屋市	を
名古屋市子ども適応 相談センター笠寺サ テライト適応指導部	南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の10	名古屋市	

なごやフレンドリー ナウ（笠寺サテライ ト）教育相談部	南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16	名古屋市	に
なごやフレンドリー ナウ（笠寺サテライ ト）子ども支援部	南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の10	名古屋市	

改める。

2 この告示は、令和 6年 4月 1日から施行する。

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 190号

名古屋市東谷山フルーツパークの休所日の開所について

シダレザクラまつりの実施に伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 9条第 3項の規定に基づき、次のとおり休所日に開所します。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

開所する日

令和 6年 4月 8日（月）

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第191号

名古屋市地球温暖化対策指針について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第98条第2項の規定により、名古屋市地球温暖化対策指針を次のように定めるものとする。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市地球温暖化対策指針

第1 目的

この指針は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）第98条第2項の規定に基づき、地球温暖化対策事業者（以下「事業者」という。）が、地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）及び地球温暖化対策実施状況書（以下「実施状況書」という。）を作成及び公表するための方法等に関する事項について定めることを目的とする。

第2 対象となる工場等の単位等

対象となる工場又は事業場（以下「工場等」という。）の単位等は、次に掲げるとおりとする。

- 1 同一の敷地又は建築物において事業活動を行う工場・事業場を、一つの工場等としてとらえる。
- 2 複数の賃借事業者が入居している建築物については、当該建築物全体で一つの工場等としてとらえ、賃貸事業者（建築物の所有者）が計画書を作成し、届け出るものとする。

- 3 複数の賃借事業者が入居している建築物において、賃借事業者の中に単独で市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第117号。以下「規則」という。）で定める規模を上回る事業者がある場合には、当該賃借事業者は、自己の管理権限の及ぶ範囲内について計画書を作成し、届け出るものとする。この場合、賃貸事業者は、当該賃借事業者が作成した以外の部分について計画書を作成し、届け出るものとする。
- 4 輸送事業者が本市の区域内に所有する工場等については、当該工場等において管理している輸送に係る事業の量（旅客輸送事業の場合は乗降客数、貨物輸送事業の場合は取扱い貨物量を指標とする。）のうち本市の区域内における事業の量が2分の1以上を占める場合に限り対象とする。なお、本市の区域内における事業の量の割合が把握できない場合は、この規定にかかわらず対象となるものとする。

第3 地球温暖化対策計画書の作成及び届出

事業者は、条例第98条第1項の規定に基づき、対象となった工場等ごとに地球温暖化対策計画書（指針第1号様式）を作成し、下記の事項について記載することとする。また、作成した計画書は、計画期間の初年度の7月末日までに、地球温暖化対策計画書届出書（規則第34号様式）によって届け出るものとする。

1 計画書の記載事項

- (1) 事業者の概要
- (2) 計画書の内容の公表方法等
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制
- (4) 温室効果ガスの排出の状況
- (5) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標
- (6) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

2 添付書類

- (1) 基準年度におけるエネルギー使用量（原油換算）及び温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の算定結果を添付するものとする。

- (2) 温室効果ガスの排出量の算定に当たり、独自の排出係数を用いた事業者は、その根拠資料を添付するものとする。

第4 計画書作成に当たって実施すべき事項

1 地球温暖化対策の推進に関する方針

事業者は、地球温暖化対策を推進するに当たり、省エネルギー機器の導入や、従業員に対する環境教育の推進など、対象となる工場等に即した地球温暖化対策を推進していくための基本的な方針を定めるものとする。

2 地球温暖化対策の推進体制

事業者は、地球温暖化対策を推進するため、推進責任者を定め、部署ごとに推進員を設置するなど、推進体制を整備するものとする。

3 エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の算定

(1) 算定の対象となる活動範囲

別表1に掲げる活動のうち、対象となった工場等に関する部分について算定するものとする。

なお、その他の具体的な活動の範囲の考え方は次のとおりとする。

ア 輸送用機械における燃料及び電気の使用の取扱い

輸送用機械の種類別に、次に掲げる燃料及び電気の量を算定の対象とする。

(ア) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）であって、当該工場等で運行の管理を行う自動車において使用した燃料及び電気の量とする。

(イ) 鉄道車両

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する車両であって、当該工場等で運行の管理を行う車両において使用した燃料及び電気の量とする。ただし、この規定による算定が困難な場合は、当該鉄道事業者が運行の管理を行う車両全体において使用した燃料及び電気の量とする。

(ウ) 船舶

内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航運送事業又は海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶であって、当該工場等で運航の管理を行う船舶において使用した燃料の量とする。

(エ) 航空機

航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機であって、当該工場等で運航の管理を行う航空機において使用した燃料の量とする。

イ テナント等事業者における活動の取扱い

複数の賃借事業者が入居している建築物について、賃貸事業者（建築物の所有者）が計画書を作成する場合には、個々の賃借事業者が単独で契約をしている燃料、熱及び電気の使用量並びに賃借事業者が運行又は運航の管理を行っている輸送用機械の使用に伴う燃料及び電気の使用量については、算定の対象に含まないものとする。

ウ 住居の用に供する活動の取扱い

同一の敷地内又は建物内に住居の用に供する部分を有している場合、当該部分における活動は、算定の対象に含まないものとする。

(2) 算定方法

ア 原油換算エネルギー使用量

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）及び同施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）に基づき算定するものとする。

イ 二酸化炭素換算温室効果ガス排出量

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に基づき算定するものとする。ただし、算定に用いる二酸化炭素排出係数は名古屋市が別途定めるものとし、また、計画期間内においては基準年度の排出量の算定に使用した排出係数を継続して使用するものとする。

(3) エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの取扱い

上記で算定した温室効果ガスの排出量のうち、エネルギー起源の二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに二酸化炭素換算で3,000トン以上の場合に限り、計画書及び実施状況書において温室効果ガス総排出量の算定に含めるものとする。

4 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の設定

(1) 計画期間

規則第83条に規定する工場等に該当することとなった年度の翌年度から原則3年間を計画期間とする。

(2) 基準年度及び目標年度

事業者は、基準年度を計画期間の初年度の前年度、目標年度を計画期間の最終年度とする。

(3) 排出の抑制に係る目標の単位

抑制に係る目標は、温室効果ガスの総排出量又は原単位当たりの排出量（事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量、その他指標に係る単位量当たりの温室効果ガスの排出量をいう。）について設定するものとする。

(4) 目標設定の考え方

事業者は、当該工場等の排出活動区分ごとの燃料等の使用状況や省エネルギー機器の導入状況とその将来的な見込み、当該工場等を取り巻く社会的な状況などを総合的に判断し、目標年度の排出量について、基準年度と比較して数量的かつ達成可能な目標を設定するものとする。

また、可能な場合には、計画期間の上記の目標とは別に、長期的目標を設定するものとする。

第5 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

1 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

事業者は、温室効果ガスの排出を抑制するために、温室効果ガス排出の状況、取組の現状を踏まえ、効果的かつ実現可能な取組を検討し、その実施に努めるものとする。

2 非化石エネルギーへの転換に関する措置

事業者は、引き続き徹底した省エネに努めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大を進める必要があることから、非化石エネルギーへの転換に関する目標を定め、その目標達成に向けた取組の実施に努めるものとする。

3 その他の地球温暖化対策

事業者は、他の事業者や市民等の温室効果ガスの排出の抑制等への寄与及びその他地球温暖化対策の推進への貢献を図るため、効果的かつ実現可能な取組を検討し、その実施に努めるものとする。

4 テナントビルにおけるエネルギー管理等

複数の賃貸事業者が入居する建築物において、賃貸事業者と賃貸事業者は、共同して省エネルギーを始めとする温室効果ガスの排出の抑制等を推進するとともに、賃貸事業者は、賃貸事業者において温室効果ガスの排出の抑制等の状況が確認できるようにエネルギー使用量等の把握を行い、賃貸事業者への情報提供に努めるものとする。

5 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

本市では、積極的に環境の保全に関する活動の意欲を高めるため、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）に基づき、毎月8日を「環境保全の日」としている。事業者は、毎月8日の「環境保全の日」等特定の日、特に推進すべき取組の内容を定め、実施に努めるものとする。

第6 地球温暖化対策の実施状況の確認

事業者は、計画期間中、定期的に取り組の実施状況等について確認を行い、当該計画書に定めた温室効果ガスの排出の抑制等に係る目標の達成が可能となるよう、必要に応じ、取組の内容の見直しを行うものとする。

第7 実施状況書の作成

事業者は、条例第100条第2項の規定に基づき、毎年度、前年度分について、地球温暖化対策実施状況書（指針第2号様式）を作成するものとする。また、作成した実施状況書については、毎年度7月末日までに、地球温暖化対策実施状況報告書（規則第35号様式）によって報告するものとする。

1 実施状況書の記載事項

- (1) 事業者の概要
- (2) 実施状況書の内容の公表方法等
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制
- (4) 温室効果ガスの排出の状況
- (5) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況
- (6) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況

2 温室効果ガスの「みなし排出量」

次に掲げる環境価値の購入等の措置の実施について、温室効果ガスの量に換算した量を温室効果ガスの削減量とみなし、温室効果ガス総排出量に対し、「みなしの削減量」を調整したものを「温室効果ガスみなし総排出量」とすることができるものとする。同様に、原単位当たりの排出量について調整したものを「原単位当たりのみなし排出量」とすることができるものとする。

(1) クレジットの購入

他のものが自主的に行った地球温暖化対策により削減され、又は吸収された二酸化炭素の量のうち、J-クレジット制度及び前述の制度と同等の信頼性を有する制度と認める制度により認証されたクレジットの購入量を削減量とみなすことができる。

(2) グリーン電力証書等の購入

一般財団法人日本品質保証機構の認証を受けたグリーン電力証書又はグリーン熱証書について、当該工場等における使用量として購入した電力量又は熱量を、次に掲げる方法により二酸化炭素の量に換算した量を削減量とみなすことができる。

ア グリーン電力証書

購入量1キロワット時に、当該工場等で使用する小売電気事業者の二酸化炭素排出係数を乗じる。

イ グリーン熱証書

購入量1ギガジュールに、0.0654を乗じる。

(3) 非化石エネルギー等の利用によるもの

当該工場等にて非化石エネルギー等を利用した場合、次に掲げる方法により二酸化炭素の量に換算した量を、削減量とみなすことができるものとする。

ア 非化石エネルギーの使用

使用量に、それぞれの二酸化炭素排出係数を乗じる。

イ 未利用エネルギー等を利用した電気の他者への供給

供給量1キロワット時に、当該工場等で使用する小売電気事業者の二酸化炭素排出係数を乗じる。

ウ 未利用エネルギー等を利用した熱の他者への供給

産業用に供給した蒸気の場合、供給量1ギガジュールに、0.0654を乗じる。産業用以外に供給した蒸気、温水及び冷水の場合、供給量1ギガジュールに、0.057を乗じる。

3 電気の需要の最適化に資する措置

再エネ出力制御時への電力の需要シフトや、電力の需給ひっ迫時の電力の需要減少を促すため、事業者は、電力の需給状況に応じたディマンド・リスポンス（DR）の実績報告に努めること。

4 添付書類

- (1) 前年度におけるエネルギー使用量（原油換算）及び温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の算定結果を添付するものとする。
- (2) 温室効果ガスの排出量の算定に当たり、独自の排出係数を用いた場合は、その根拠資料を添付するものとする。
- (3) クレジット等の環境価値の購入について記載した場合は、その根拠資料を添付するものとする。

第8 計画書の変更等

1 計画書の変更

事業者は、計画書に記載した内容のうち、次に掲げる事項を変更した場合、地球温暖化対策計画書変更報告書（指針第3号様式）により、その内容を市長に報告するものとする。

- (1) 工場等の名称に変更があったとき。

- (2) 抑制目標に変更があったとき。
- (3) その他計画書に記載した事項について大幅な変更があったとき。

2 工場等の廃止

事業者は、計画書の対象である工場等を廃止したときは、地球温暖化対策計画書廃止報告書（指針第4号様式）により、その旨を市長に報告するものとする。

3 工場等の承継

事業者から計画書の対象である工場等を譲り受けたもの又は計画書の対象である工場等について相続、合併若しくは分割により当該工場等を承継したものは、地球温暖化対策計画書承継報告書（指針第5号様式）により、その旨を市長に報告するものとする。

第9 公表

1 事業者による公表

事業者は、条例第100条第1項及び第2項の規定に基づき、計画書及び実施状況書について、次に掲げる事項を公表するものとする。計画書については提出した日から計画期間の終了日まで、実施状況書については提出した日から90日間、各事業者の実態に応じて、インターネットの利用、工場等における冊子の備え置き、掲示その他市民が容易に閲覧できる場所、時間等に配慮した方法により公表を行うものとする。ただし、添付書類については、公表の内容に含まないものとする。

- (1) 事業者の概要
- (2) 計画書又は実施状況書の内容の公表方法等
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制
- (4) 温室効果ガスの排出の状況
- (5) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標（の達成状況）
- (6) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置（の実施の状況）

2 市長による公表

市長は、条例第100条第3項の規定に基づき、計画書及び報告書の内容について公表するものとし、公表する事項及び公表の方法等は別に定める。

3 非公表の取扱い

1 及び 2 にかかわらず、条例第100条の規定による公表について、事業者は、経営に重大な影響を与える等の正当な理由があるときは、当該理由に係る事項を非公表とするよう市長に求めることができる。

この場合において、市長が非公表とすることに正当な理由があると認めるときは、当該事項を非公表とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針（以下「新指針」という。）は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 名古屋市地球温暖化対策指針（平成24年名古屋市告示第184号）は、令和6年3月31日限り廃止にする。ただし、新指針は、令和6年以後の年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画書を作成すべき地球温暖化対策事業者について適用し、令和5年度までの年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画書を作成した地球温暖化対策事業者については、なお従前の例による。

別表1 算定の対象となる活動

(1) エネルギー起源二酸化炭素（原油換算エネルギー使用量）

燃料の使用
使用した電気の使用
使用した熱の使用

(2) 非エネルギー起源二酸化炭素

石炭の生産
原油又は天然ガスの試掘・生産
原油の輸送
地熱発電施設における蒸気のプロセス
セメントの製造
生石灰の製造
ソーダ石灰ガラスの製造
炭酸塩の使用
ソーダ灰の製造
ソーダ灰の使用
アンモニアの製造
シリコンカーバイドの製造
カルシウムカーバイドの製造
二酸化チタンの製造
エチレン等の製造
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用
電気炉における炭素電極の使用
鉄鋼の製造における鉍物の使用
鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼（フレアリング）
潤滑油等の使用
非メタン揮発性有機化合物（NMVOC）を含む溶剤の焼却
ドライアイスの製造・使用
炭酸ガスの封入・使用
耕地における肥料の使用
廃棄物の焼却

(3) メタン

燃料の使用
コークスの製造
電気炉における電気の使用
石炭の採掘
木炭の製造
原油又は天然ガスの試掘・生産
原油の輸送・精製
天然ガスの輸送
都市ガスの製造・供給
地熱発電施設における蒸気の生産
エチレン等の製造
家畜の飼育
家畜の排せつ物の管理
稲作
農業廃棄物の焼却
廃棄物の埋立処分
堆肥の生産
工場廃水の処理
下水・し尿等の処理
廃棄物の焼却

(4) 一酸化二窒素

燃料の使用
木炭の製造
原油又は天然ガスの試掘・生産
アジピン酸等の製造
麻酔剤の使用
半導体素子等の製造
家畜の排せつ物の管理
耕地又は林地における肥料の使用
耕地における農作物の残さの肥料としての使用
農業廃棄物の焼却
堆肥の生産
工場廃水の処理
下水・し尿等の処理
廃棄物の焼却

(5) ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)

クロロジフルオロメタン (HCFC-22) の製造
HFCの製造
マグネシウム合金の鋳造
半導体素子等の製造におけるHFC又はPFCの使用
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入
業務用冷凍空気調和機器の使用開始におけるHFCの封入
業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用
噴霧器の製造におけるHFCの封入
噴霧器の使用
溶剤等の用途へのHFCの使用

(6) パーフルオロカーボン類 (PFC)

PFCの製造
半導体素子等の製造におけるPFC、HFC又はNF ₃ の使用
光電池の製造におけるPFCの使用
溶剤等の用途へのPFCの使用
鉄道事業又は軌道事業用整流器の廃棄

(7) 六ふつ化硫黄 (SF₆)

マグネシウム合金の鋳造
SF ₆ の製造
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入
変圧器等電気機械器具の使用
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF ₆ の回収
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF ₆ の回収
半導体素子等の製造におけるSF ₆ の使用
粒子加速器の使用

(8) 三ふつ化窒素 (NF₃)

NF ₃ の製造
半導体素子等の製造におけるNF ₃ の使用

名古屋市環境局脱炭素社会推進課

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	
工場等の名称	
工場等の所在地	
業 種	
業務部門における 建築物の主たる用途	
建築物の所有形態	
事業の概要	
計 画 期 間	令和6年4月1日 ~ 令和9年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

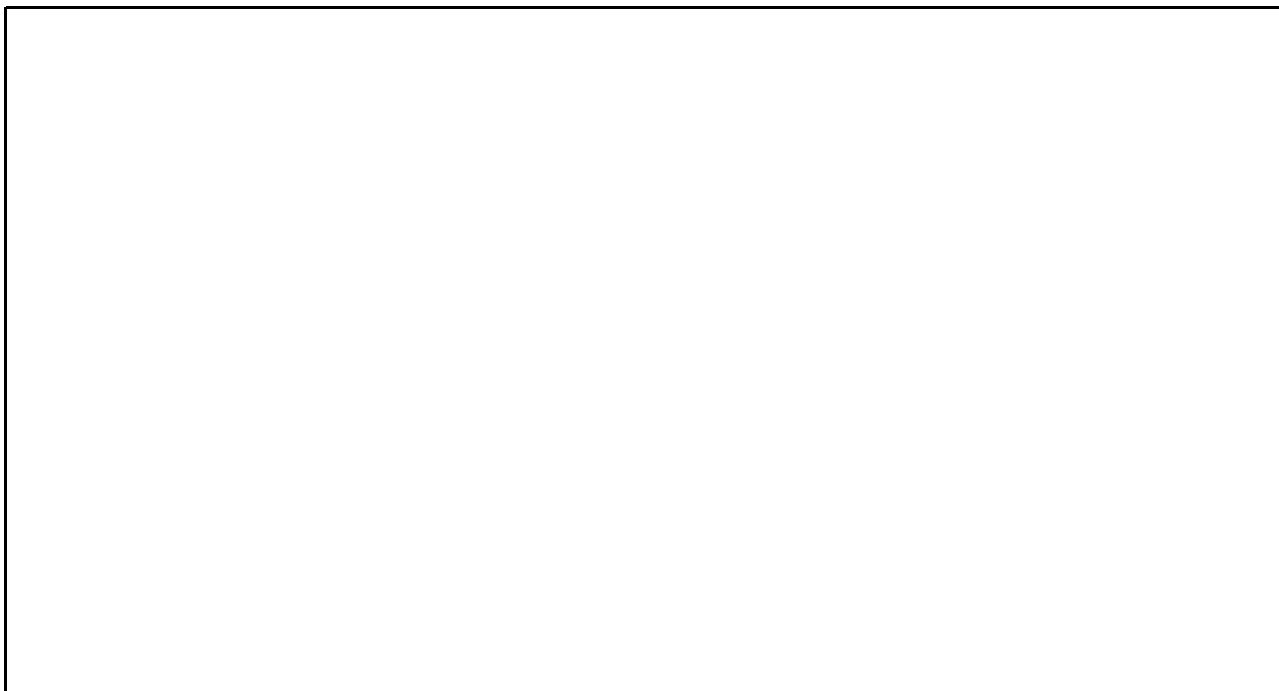
公 表 期 間	~ 令和9年3月31日		
公 表 方 法		掲 示 閲 覧	(場 所)
		ホ ー ム ペ ー ジ	(HPアドレス)
		冊 子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先			

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the main text of section (1).

(2) 地球温暖化対策の推進体制

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the main text of section (2).

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 0 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量			t-CO ₂
①を 除く （温室効果ガス 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふつ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふつ化窒素		t-CO ₂
	⑨エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑨合計）		

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	
------------------	--

項目	基準年度 令和 0 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項目	基準年度 令和 0 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位当たりの 排出量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

--

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	50 %

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

--

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--

地球温暖化対策実施状況書

1 地球温暖化対策事業者の概要

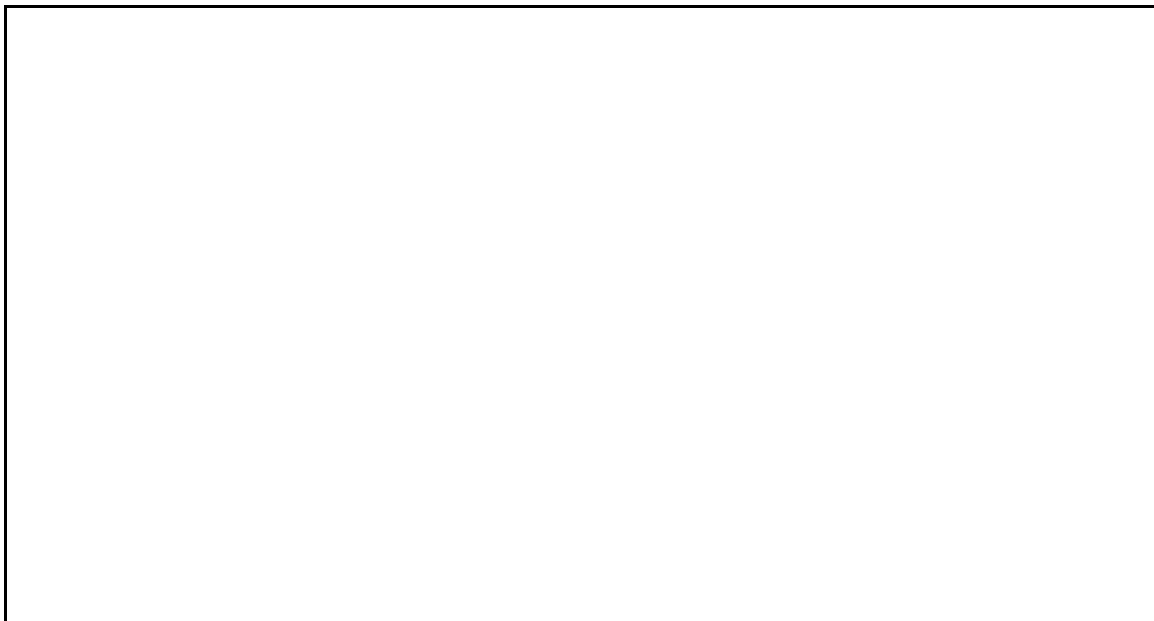
地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	
工場等の名称	
工場等の所在地	
業種	
業務部門における 建築物の主たる用途	
建築物の所有形態	
事業の概要	
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2 地球温暖化対策実施状況書の公表方法等

公表期間	～		
公表方法		掲示 閲覧	(場所)
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先			

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to input the policy regarding the promotion of climate change measures.

(2) 地球温暖化対策の推進体制

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to input the organizational structure for the promotion of climate change measures.

4 温室効果ガスの排出の状況

計画期間 1 年度目（令和 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
（温① 二室を 酸効除 化果く 炭ガ 素排 換出 算）	②非エネルギー起源二酸化炭素	t-CO ₂
	③メタン	t-CO ₂
	④一酸化二窒素	t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類	t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類	t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄	t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素	t-CO ₂
	⑨エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）	t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑨合計）	

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標の達成状況

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標の達成状況

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	
------------------	--

項 目	基準年度の実績		目標		計画期間の実績			
	令和 0 年度		令和 年度		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
温室効果ガス 総 排 出 量		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
削減率（対 基準年度）				%		%		%
温室効果ガス みなし総排出量						t-CO ₂		t-CO ₂
削減率（対 基準年度）						%		%

項 目	基準年度の実績		目標		計画期間の実績			
	令和 0 年度		令和 年度		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
原単位当たりの 排 出 量								
削減率（対 基準年度）				%		%		%
原単位当たりの みなし排出量								
削減率（対 基準年度）						%		%

（2）進捗状況に対する自己評価（目標の達成／非達成の理由）

--

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

備考4 温室効果ガスみなし総排出量とは、温室効果ガス総排出量に対し、クレジット等の環境価値に相当するもの及び非化石エネルギー等の利用による温室効果ガスの削減量を調整したものをいいます。

(2) 非化石エネルギーの利用の状況

ア 非化石電気の使用状況

指標	非化石電気の使用状況						目標 (2030年度)	
	年度		年度		年度			
使用電気全体に占める 非化石電気の比率		%		%		%	50	%

イ 計画期間 1 年度目（令和 年度）における非化石エネルギーの利用状況

非化石エネルギーの使用量	温室効果ガス換算量（みなしの削減量）
k1	t-CO ₂

(3) 未利用エネルギーの利用の状況

ア 計画期間 1 年度目（令和 年度）における未利用エネルギーの利用状況

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ アのうち、他のものに供給した電力及び熱

区分	未利用エネルギーの種類	温室効果ガス換算量（みなしの削減量）	
電力			t-CO ₂
熱			t-CO ₂

(4) 環境価値（クレジット等）の活用状況

計画期間 1 年度目（令和 年度）におけるクレジット等の利用

クレジット等の種類	創出地	温室効果ガス換算量（みなしの削減量）
非化石証書		t-CO ₂
電気由来クレジット		t-CO ₂
グリーン電力証書		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂

(5) みなしの排出量の算定に利用した温室効果ガス換算量（みなしの削減量）の合計

t-CO ₂

(6) 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

日

(7) その他の地球温暖化対策に係る措置の実施状況

--

(8) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組の実施状況

--

地球温暖化対策計画書変更報告書

年 月 日

名古屋市長 様

報告者 住 所
名 称
代表者氏名

地球温暖化対策計画書について内容を変更したので、名古屋市地球温暖化対策指針第8第1項の規定により次のとおり報告します。

工場等の名称			
工場等の所在地			
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更年月日		年 月 日	
変更理由			
連絡先 注	担当部署	会社名・担当部署	
		住所	〒
	担当者氏名		
	電話番号等	電話番号	
		ファクシミリ番号	
電子メールアドレス			

注 連絡先には地球温暖化対策計画書の内容に関する担当部署名等を記入してください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

地球温暖化対策計画書廃止報告書

年 月 日

名古屋市長 様

報告者 住 所
名 称
代表者氏名

地球温暖化対策計画書に係る工場等を廃止したので、名古屋市地球温暖化対策指針第8第2項の規定により次のとおり報告します。

工場等の名称			
工場等の所在地			
廃止年月日		年 月 日	
廃止理由			
連絡先	担当部署	会社名・担当部署	
		住所	〒
	電話番号		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

地球温暖化対策計画書承継報告書

年 月 日

名古屋市長 様

報告者 住 所
名 称
代表者氏名

地球温暖化対策計画書に係る届出者の地位を承継したので、名古屋市地球温暖化対策指針第8第3項の規定により次のとおり報告します。

工場等の名称				
工場等の所在地				
承継者	住 所			
	名称及び代表者氏名			
被承継者	住 所			
	名称及び代表者氏名			
承継年月日		年 月 日		
承継理由				
連絡先 注	担当部署	会社名・担当部署		
		住 所	〒	
	担当者氏名			
	電話番号等	電話番号		
		ファクシミリ番号		
		電子メールアドレス		

注 連絡先には地球温暖化対策計画書の内容に関する担当部署名等を記入してください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

名古屋市達第 4号

庁 中 一 般
精神保健福祉センター

名古屋市自殺対策推進本部規程（平成19年名古屋市達第47号）の一部を次のように改正する。

令和 6年 3月25日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表	別表
(略)	(略)
幹事 (略)	幹事 (略)
(略)	(略)
〃 健康福祉局高齢福祉部地域 ケア推進課長	〃 健康福祉局高齢福祉部地域 ケア推進課長
(略)	<u>〃 健康福祉局高齢福祉部担当 課長（包括的支援の推進に 係る企画調整）</u>
〃 教育委員会事務局 <u>指導部指 導課長</u>	<u>〃 教育委員会事務局教育支援 部義務教育課長</u>
(略)	(略)

附 則

この達は、令和 6年 4月 1日から施行する。

名古屋市達第 5 号

財 政 局
環 境 局
住 宅 都 市 局
緑 政 土 木 局
上 下 水 道 局

名古屋市ため池環境保全協議会規程（昭和49年名古屋市達第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 26 日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前		改 正 後	
別表		別表	
委員	財政局長	委員	財政局長
(略)		(略)	
〃	住宅都市局担当局長（ <u>まちづくり調整</u> ）	〃	住宅都市局担当局長（ <u>都市整備</u> ）
〃	緑政土木局担当局長（ <u>公園緑地・農政</u> ）	〃	緑政土木局担当局長（ <u>道路・河川</u> ）
(略)		(略)	
〃	住宅都市局担当部長（ <u>市街地整備</u> ）	〃	住宅都市局 <u>市街地整備部長</u>
(略)		(略)	
〃	緑政土木局担当部長（ <u>農政</u> ）	〃	緑政土木局 <u>農政部長</u>
(略)		(略)	
幹事	財政局 <u>総務課長</u>	幹事	財政局 <u>財政部財政課長</u>
(略)		(略)	
〃	住宅都市局 <u>都市整備部市街地整備課長</u>	〃	住宅都市局 <u>市街地整備部市街地整備課長</u>

(略)		(略)	
”	緑政土木局都市農業課長	”	緑政土木局農政部都市農業課長
”	緑政土木局担当課長（農業振興）	”	緑政土木局農政部担当課長（農業振興）
(略)		(略)	

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第 6 号

防災危機管理局
 総務局
 財政局
 住宅都市局
 緑政土木局
 上下水道局

名古屋市総合排水計画策定協議会規程（昭和49年名古屋市達第52号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 26 日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前		改正後	
別表		別表	
委員	防災危機管理局長	委員	防災危機管理局長
(略)		(略)	
〃	住宅都市局 <u>担当部長</u> （市街地整備）	〃	住宅都市局 <u>市街地整備部長</u>
(略)		(略)	
〃	緑政土木局 <u>担当部長</u> （農政）	〃	緑政土木局 <u>農政部長</u>
(略)		(略)	
幹事	防災危機管理局危機管理企画課長	幹事	防災危機管理局危機管理企画課長
(略)		(略)	
〃	財政局 <u>総務課長</u>	〃	財政局 <u>財政部財政課長</u>
(略)		(略)	
〃	住宅都市局都市整備部名港開発振興課長	〃	住宅都市局 <u>市街地整備部</u> 市街地
〃	住宅都市局 <u>都市整備部</u> 市街地整	〃	住宅都市局 <u>市街地整備部</u> 市街地

備課長 (略) " 緑政土木局担当課長 (農業振興) (略)	整備課長 " <u>住宅都市局まちづくり企画部名</u> <u>港開発振興課長</u> (略) " 緑政土木局 <u>農政部</u> 担当課長 (農業振興) (略)
---	---

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第7号

庁 中 一 般

名古屋市役所防火防災管理規程（平成22年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前				改 正 後			
別表第3				別表第3			
階	職			階	職		
	本庁舎	東庁舎	西庁舎		本庁舎	東庁舎	西庁舎
地下3階	(略)	住宅都市局営繕部設備課課長補佐（機械）	住宅都市局営繕部設備課課長補佐（機械）	地下3階	(略)	住宅都市局営繕部設備課課長補佐（ <u>機械統括</u> ）	住宅都市局営繕部設備課課長補佐（ <u>機械統括</u> ）
(略)				(略)			
1階	(略)		会計室審査課課長補佐（審査）	1階	(略)		会計室 <u>会計課</u> 課長補佐（審査）
(略)				(略)			
4階	環境局 <u>ごみ減量部減量推進課</u> 課長補佐（減量	(略)		4階	環境局 <u>資源循環部資源循環企画課</u> 課長補佐（	(略)	

	企画)		
(略)			
6 階	住宅都市局営繕部設備課課長補佐 (機械) (屋上部分は、総務局総務課課長補佐 (管理))	(略)	
7 階	住宅都市局総務課課長補佐 (庶務) (屋上部分は、総務局総務課課長補佐 (管理))	消防局消防部指令課課長補佐 (通信)	上下水道局企画経理部経理課課長補佐 (下水道経理)
8 階	(略)	人事委員会事務局審査課課長補佐 (調査)	(略)
9 階	(略)	住宅都市局営繕部設備課課長補佐 (電気) (屋上部分は、総務局総務課課長補佐	上下水道局計画部下水道計画課課長補佐 (基本計画)

	資源循環企画)		
(略)			
6 階	住宅都市局営繕部設備課課長補佐 (機械統括) (屋上部分は、総務局総務課課長補佐 (管理))	(略)	
7 階	総務局総務課課長補佐 (管理)	消防局消防部指令課課長補佐 (情報システム)	上下水道局企画経理部経理課課長補佐 (下水道経理総括)
8 階	(略)	人事委員会事務局審査課課長補佐 (庶務・調査)	(略)
9 階	(略)	住宅都市局営繕部設備課課長補佐 (電気統括) (屋上部分は、総務局総務課	上下水道局計画部下水道計画課課長補佐 (基本計画総括)

		(管 理))	
10階	(略)	住宅都市 局営繕部 設備課課 長補佐 (<u>電 気</u>)	(略)
(略)			
13階	(略)	住宅都市 局営繕部 設備課課 長補佐 (<u>電 気</u>) (屋上部分 は、総務 局総務課 課長補佐 (管 理))	
14階	(略)	住宅都市 局営繕部 設備課課 長補佐 (<u>電 気</u>) (屋上部分 は、総務 局総務課 課長補佐 (管 理))	

別表第 4

事項	点検検査員
(略)	
屋内消火栓設備、 スプリンクラー設 備、泡消火設備、	住宅都市局営繕部 設備課課長補佐 (<u>機 械</u>)

		課長補佐 (管 理))	
10階	(略)	住宅都市 局営繕部 設備課課 長補佐 (<u>電 気統 括</u>)	(略)
(略)			
13階	(略)	住宅都市 局営繕部 設備課課 長補佐 (<u>電 気統 括</u>) (屋上部分 は、総務 局総務課 課長補佐 (管 理))	
14階	(略)	住宅都市 局営繕部 設備課課 長補佐 (<u>電 気統 括</u>) (屋上部分 は、総務 局総務課 課長補佐 (管 理))	

別表第 4

事項	点検検査員
(略)	
屋内消火栓設備、 スプリンクラー設 備、泡消火設備、	住宅都市局営繕部 設備課課長補佐 (<u>機 械統括</u>)

二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、ガス漏れ火災警報設備、排煙設備及び連結送水管の状況		二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、ガス漏れ火災警報設備、排煙設備及び連結送水管の状況	
誘導灯、非常コンセント設備、非常電源用蓄電池設備及び自家発電設備の状況	住宅都市局営繕部設備課課長補佐（電気）	誘導灯、非常コンセント設備、非常電源用蓄電池設備及び自家発電設備の状況	住宅都市局営繕部設備課課長補佐（電気統括）
自動火災報知設備及び非常警報設備の状況	住宅都市局営繕部設備課課長補佐（電気）	自動火災報知設備及び非常警報設備の状況	住宅都市局営繕部設備課課長補佐（電気統括）

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第8号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第8号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

第2条第1項中「又は区」を削る。

別表第1 スポーツ市民局の項中

「

男女平等参画推進室	男女平等参画推進センターにおける相談業務に従事する主査
-----------	-----------------------------

を

男女平等参画推進課	男女平等参画推進センターにおける相談業務に従事する課長補佐
-----------	-------------------------------

に改め、同表経済局中央卸売市

」

場北部市場の項中

午前 8 時40分から 午後 5 時10分まで	を	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	に改め、同表観光文化交流
午前 8 時40分から 午後 0 時30分まで		午前 8 時45分から 午後 0 時35分まで	
午前 8 時40分から 午後 0 時35分まで		午前 8 時45分から 午後 0 時40分まで	
午前 8 時40分から 午後 5 時25分まで		午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	
午前 8 時55分から 午後 5 時25分まで		午前 9 時から午後 5 時30分まで	

局名古屋城総合事務所の項中「係長、主査」を「課長補佐、副所長補佐、主任」に改め、同表環境局環境企画部の項中「主幹、主査」を「担当課長、課長補佐、主任」に改め、同表環境局環境事業所の項中「事務係に勤務する係長」を「所長補佐（事務）、主任（ごみの収集作業に従事する者を除く。）」に、「ごみの収集作業に従事する係長」を「ごみの収集作業に従事する所長補佐、主任」に改め、同表環境局猪子石工場の項及び同表環境局富田工場の項中「係長」を「工場長補佐、主任」に改め、同表健康福祉局厚生院の項中「管理栄養士」を「課長補佐（栄養管理）、主任（管理栄養士の業務に従事する者に限る。）及び管理栄養士」に、「介護係長及び主査（特別養護老人ホーム又は救護施設における業務に従事する者に限る。）」を「課長補佐（介護統括）及び課長補佐（介護）」に、

D	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	45
---	----------------------------	----

を

D	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	45
E	午後 4 時45分から 翌日の午前 1 時15 分まで	45
F	午前 1 時から午前 9 時30分まで	45
G	午後 5 時から翌日 の午前10時まで	90
H	午後 4 時30分から 翌日の午前 1 時15 分まで	60
I	午前 0 時45分から 午前 9 時30分まで	60

に、

「特別養護老人ホーム又は救護施設における業務に従事する介護員」を「介護員」に改め、「特別養護老人ホームにおける業務に従事する」の次に「主任（看護師の業務に従事する者に限る。）及び」を加え、「救護施設における業務に従事する看護師」を「救護施設における業務に従事する主任（看護師の業務に従事する者に限る。）及び看護師」に改め、同表健康福祉局中央看護専門学校の項中「教育主任」の次に「、主任（専任教員の業務に従事する者に限る。）」を加え、「看護第一学科又は」を削り、同表子ども青少年局子育て支援部の項中「主幹、主査」を「担当課長、課長補佐、主任」に改め、同表子ども青少年局児童福祉センターの項中「保護係長」を「課長補佐（一時保護）、主任（保育士、保育員又は児童指導員の業務に従事する者に限る。）」に改め、同表子ども青少年局西部児童相談所の項及び同表子ども青少年局東部児童相談所の項中「保護係長」を「所長補佐（一時保護）、主任（保育士、保育員又は児童指導員の業務に従事する者に限る。）」に改め、同表子ども青少年局

ひばり荘の項中「児童指導員」を「荘長補佐、主任（児童指導員、看護師、准看護師、保育士又は保育員の業務に従事する者に限る。）、児童指導員」に改め、同表子ども青少年局あけぼの学園の項中「係長」を「園長補佐（指導）、主任（児童指導員、保育士又は保育員の業務に従事する者に限る。）」に、

「

S	午後 0 時45分から 午後 9 時20分まで	60
---	----------------------------	----

を

S	午後 0 時45分から 午後 9 時20分まで	60
T	午前10時40分から 午後 7 時まで	45
U	午前11時10分から 午後 7 時30分まで	45
V	午前10時25分から 午後 7 時まで	60
W	午前10時55分から 午後 7 時30分まで	60

に、

「看護師、」を「主任（看護師又は准看護師の業務に従事する者に限る。）、看護師、」に、

「

F	午前11時25分から 午後 8 時まで	60
---	------------------------	----

を

F	午前11時25分から 午後 8 時まで	60
G	午前10時40分から 午後 7 時まで	45
H	午前11時10分から 午後 7 時30分まで	45
I	午前10時25分から 午後 7 時まで	60
J	午前10時55分から 午後 7 時30分まで	60

に、

「児童指導員以外」を「主任（児童指導員、保育士、保育員、看護師、准看護師、管理栄養士又は栄養士の業務に従事する者を除く。）、児童指導員以外」に、

「	E	午前11時15分から	60	を	「	E	午前11時15分から 午後8時まで	60	に改
		F				午前10時30分から 午後7時まで	45		
		G				午前11時から午後 7時30分まで	45		
		H				午前10時15分から 午後7時まで	60		
		I				午前10時45分から 午後7時30分まで	60		
」					」				

め、同表子ども青少年局の項中「子ども未来企画室」を「子ども未来企画課」に改める。

別表第2 スポーツ市民局の項中「スポーツ振興室」を「スポーツ振興課」に改め、同表経済局中央卸売市場北部市場の項中

「	午前8時40分から 午後0時40分まで	を	「	に改め、同表環境局環境企
	午前8時40分から 午後4時10分まで			
」			」	

画課の項中「局付主幹」を「局付担当部長」に、「主事」を「局付担当課長及び局付課長補佐」に、「技師」を「局付担当課長」に改め、同表環境局環境事業所（中環境事業所に限る。）の項中

「

D	午前 9 時30分から 午後 4 時15分まで	45
---	----------------------------	----

」

を

「

D	午前 9 時30分から 午後 4 時15分まで	45
E	午前 6 時50分から 午後 1 時50分まで	60
F	午前 8 時から午後 3 時まで	60
G	午前 8 時30分から 午後 3 時30分まで	60
H	午前 9 時30分から 午後 4 時30分まで	60

」

に改

め、同表環境局環境事業所（中環境事業所以外の環境事業所に限る。）の項中

「

C	午前 9 時30分から 午後 4 時15分まで	45
---	----------------------------	----

」

を

「

C	午前 9 時30分から 午後 4 時15分まで	45
D	午前 8 時から午後 3 時まで	60
E	午前 8 時30分から 午後 3 時30分まで	60
F	午前 9 時30分から 午後 4 時30分まで	60

」

に改

め、同表環境局猪子石工場の項中「技師」を「主任及び技師」に改め、同表環境局富田工場の項中「技師」を「主任（技師の業務に従事する者に限る。）、技師」に改め、同表健康福祉局厚生院の項中「（施設棟 4 階における業務を除く。）」を削り、同表緑政土木局東山総合公園の項中

「

全職員	A	午前 8 時45分から	60	日曜日か	
-----	---	-------------	----	------	--

」

		午後 3 時45分まで		ら土曜日 までのい ずれか 2 日	
--	--	-------------	--	----------------------------	--

を

」

「

東山植 物園以 外に勤 務する 者	A	午前 8 時45分から 午後 3 時45分まで	60	日曜日か ら土曜日 までのい ずれか 2 日	
東山植 物園に 勤務す る者	A	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	60	日曜日か ら土曜日 までのい ずれか 3 日	

に改める。

」

附 則

この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

庁 中 一 般
 区 役 所
 各 公 所

職名及び補職名規程（昭和49年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（補職名）</p> <p>第3条 局、区、室、部、課、<u>公所又は係</u>の長及び職制においてこれらに準ずるものとして定められた職に補せられた職員の補職名は、その所管又は所属する局、区、室、部、課、<u>公所又は係</u>の名を冠した長又は職の名称とする。</p> <p>2 <u>局付理事、区付理事、室付理事、参事、局付参事、区付参事、室付参事、主幹、局付主幹、区付主幹、室付主幹、主査、局付主査、区付主査又は室付主査</u>に補せられた職員の補職名は、その所属する局、区、室、部、課又は公所の名を冠した職の名称とする。</p> <p>3 前2項に規定する者以外の職員の補職名は、事務職員、技術職員、臨時的任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の別に別表の職務欄に掲げる職務のうち、</p>	<p>（補職名）</p> <p>第3条 局、区、室、部、課又は<u>公所の長</u>及び職制においてこれらに準ずるものとして定められた職に補せられた職員の補職名は、その所管又は所属する局、区、室、部、課又は<u>公所</u>の名を冠した長又は職の名称とする。</p> <p>2 <u>局付担当局長、区付担当局長、室付担当局長、担当部長、局付担当部長、区付担当部長、室付担当部長、担当課長、局付担当課長、区付担当課長、室付担当課長、課長補佐、局付課長補佐、区付課長補佐、室付課長補佐又は主任及び職制においてこれらに準ずるものとして定められた職に補せられた職員の補職名は、その所属する局、区、室、部、課又は公所の名を冠した職の名称とする。</u></p> <p>3 前2項に規定する者以外の職員の補職名は、事務職員、技術職員、臨時的任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の別に別表の職務欄に掲げる職務のうち、</p>

その者が上司の命を受けて行う職務に対応する同表の名称欄に掲げる名称に、その所属する局又は区（局、区に属しない室を含む。）の名を冠したものとする。

その者が上司の命を受けて行う職務に対応する同表の名称欄に掲げる名称に、その所属する局又は区（局に属しない室を含む。）の名を冠したものとする。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第10号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

課長代理設置規程（平成8年名古屋市達第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（設置）</p> <p>第1条 職員の士気を高め、増大する行政需要に的確に対応し得る人材を育成し、及び事務事業の簡素効率化等行政改革に係る諸施策を円滑に実施するため、局の総務課、会計室<u>出納課</u>及び市長室秘書課（以下「総務課等」という。）並びに局区の部並びに公所（公所長が職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）別表第2段階別職位表に掲げる部長段階以上の職にある者である公所であって複数の課又は室を置くもの及び保育園に限る。）にそれぞれ若干人の課長代理を置くことができる。</p> <p>（職務）</p> <p>第2条 課長代理は、当該係長等としての職務のほか、部長（総務課等に置かれる課長代理にあつては課長、区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）に置かれる課長代理にあつては区役所保健福祉センター所長、公所（保育園を除く。）に</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 職員の士気を高め、増大する行政需要に的確に対応し得る人材を育成し、及び事務事業の簡素効率化等行政改革に係る諸施策を円滑に実施するため、局の総務課、会計室<u>会計課</u>及び市長室秘書課（以下「総務課等」という。）並びに局区の部並びに公所（公所長が職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）別表第2段階別職位表に掲げる部長段階以上の職にある者である公所であって複数の課又は室を置くもの及び保育園に限る。）にそれぞれ若干人の課長代理を置くことができる。</p> <p>（職務）</p> <p>第2条 課長代理は、当該課長補佐等としての職務のほか、部長（総務課等に置かれる課長代理にあつては課長、区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）に置かれる課長代理にあつては区役所保健福祉センター所長、公所（保育園を除く。）に</p>

置かれる課長代理にあつては公所長。以下同じ。)の命を受けて、次の事項に係る事務を所掌する。

(1) (略)

(2) 所属する局区若しくは室(局又は区に属する室を除く。)若しくは局区の部又は公所の職員(以下「所属職員」という。)の士気を高めるための職場内研修等の企画及び実施

(3)～(5) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次条第3号に掲げる職(総務局長が指定するものに限る。)にある者のうちから任命された課長代理は、当該主査としての職務のほか、区役所保健福祉センター所長(同センター福祉部長の職を兼ねる同センター所長が置かれている同センター(福祉部及び公害対策室を除く。))に置かれる課長代理にあつては、同センター健康安全課長)の命を受けて、専門的な見地から総括的に指導、企画及び調整に係る事務を所掌する。

(任命)

第3条 課長代理は、次の各号のいずれかに該当する職(総務局長が指定するものに限る。)にある者のうちから、市長が任命する。

(1) 相当長期の経験を有する局区の部及び公所における総括的な職務を担当する係長等の職

(2) 総括係長の職

(3) 区役所保健福祉センターの保健管理課の主査(食品衛生・動物愛護)、環境薬務室の主査(営業施設指導)、主査(住居衛生・薬務)若しくは主査(営業薬務)、健康安全課の主査(食品衛生・動物愛護等)、公害対策室の主査(環境活動推進)若しくは主査(規制指導)又は保健予防課の主査(感染症対策等)若しくは主査(保健看護)の職(事務職員を除く。)

く。)に置かれる課長代理にあつては公所長。以下同じ。)の命を受けて、次の事項に係る事務を所掌する。

(1) (略)

(2) 所属する局区若しくは室(局に属する室を除く。)若しくは局区の部又は公所の職員(以下「所属職員」という。)の士気を高めるための職場内研修等の企画及び実施

(3)～(5) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次条第3号に掲げる職(総務局長が指定するものに限る。)にある者のうちから任命された課長代理は、当該課長補佐としての職務のほか、区役所保健福祉センター所長(同センター福祉部長の職を兼ねる同センター所長が置かれている同センター(福祉部及び公害対策課を除く。))に置かれる課長代理にあつては、同センター健康安全課長)の命を受けて、専門的な見地から総括的に指導、企画及び調整に係る事務を所掌する。

(任命)

第3条 課長代理は、次の各号のいずれかに該当する職(総務局長が指定するものに限る。)にある者のうちから、市長が任命する。

(1) 相当長期の経験を有する局区の部及び公所における総括的な職務を担当する課長補佐等の職

(2) 総括課長補佐の職

(3) 区役所保健福祉センターの保健管理課の課長補佐(食品衛生・動物愛護)、環境薬務課の課長補佐(営業施設指導)、課長補佐(住居衛生・薬務)若しくは課長補佐(営業薬務)、健康安全課の課長補佐(食品衛生・動物愛護等)、公害対策課の課長補佐(環境活動推進)若しくは課長補佐(規制指導)又は保健予防課の課長補佐(精神保健・健康づくり)若しくは課長補佐(保健看護)の職(事務職員を除く。)

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第11号

庁 中 一 般
区 役 所

名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程（平成13年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

令和 6年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前		改 正 後	
別表		別表	
本部員	(略)	本部員	(略)
(略)		(略)	
〃	住宅都市局長	〃	住宅都市局長
(略)		<u>〃</u>	<u>緑政土木局長</u>
〃	<u>緑政土木局担当局長（公園 緑地・農政）</u>	(略)	
(略)		(略)	
幹事	会計室 <u>出納課長</u>	幹事	会計室 <u>会計課長</u>
(略)		(略)	
〃	健康福祉局 <u>新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策課長</u>	〃	健康福祉局 <u>健康部感染症対策課長</u>
(略)		(略)	
〃	住宅都市局 <u>企画経理課長</u>	〃	住宅都市局 <u>担当課長（企画調整）</u>
(略)		(略)	
〃	緑政土木局担当課長 <u>（企画）</u>	〃	緑政土木局担当課長 <u>（企画調整）</u>
(略)		(略)	

附 則

この達は、令和 6年 4月 1日から施行する。

名古屋市達第12号

庁 中 一 般
各 公 所

課長補佐設置規程（令和6年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）第1条の課に次の組織を置く。</p> <p>防災危機管理局 （略）</p> <p><u>危機管理企画課</u> 課長補佐（<u>企画</u>）</p> <p>（略）</p> <p>課長補佐（<u>地域強靱化に係る人材育成等</u>）</p> <p>（略）</p> <p>危機対策課 （略）</p> <p>課長補佐（<u>情報・啓発</u>）（2） 課長補佐（<u>新型コロナウイルス感染症対策等に係る総合調整・広報</u>）</p> <p>（略）</p> <p>地域防災課 （略）</p> <p>課長補佐（<u>要配慮者対策</u>）</p>	<p>第1条 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）第1条の課に次の組織を置く。</p> <p>防災危機管理局 （略）</p> <p><u>防災企画課</u> 課長補佐（<u>防災企画統括</u>） 課長補佐（<u>防災企画</u>）</p> <p>（略）</p> <p>課長補佐（<u>防災啓発・人材育成</u>）</p> <p>（略）</p> <p>危機対策課 （略）</p> <p>課長補佐（<u>防災情報システム</u>） 課長補佐（<u>危機管理</u>）</p> <p>（略）</p> <p>地域防災課 （略）</p> <p>課長補佐（<u>災害対策に係る地域</u>）</p>

課長補佐 (災害対策に係る地域活動の推進) (16)

市長室
秘書課
(略)
課長補佐 (秘書) (5)

(略)

広報課
課長補佐 (企画)

(略)

総務局
総務課
(略)
課長補佐 (総務に係る特命事項の処理)

(略)

行政DX推進部
行政改革推進課
(略)
課長補佐 (組織定員)

(略)

法制課
課長補佐 (文書)

課長補佐 (法規) (2)

(略)

デジタル改革推進課
(略)
課長補佐 (システム標準化)

(略)

職員部
人事課
(略)
課長補佐 (人事)
課長補佐 (人事等)
課長補佐 (人事制度等に係る特

活動の推進) (16)

課長補佐 (要配慮者対策)

市長室
秘書課
(略)
課長補佐 (秘書統括)
課長補佐 (秘書) (4)

(略)

広報課
課長補佐 (企画)
課長補佐 (DX広報の推進)

(略)

総務局
総務課
(略)

(略)

行政DX推進部
行政改革推進課
(略)
課長補佐 (組織定員)
課長補佐 (業務改革)

(略)

法制課
課長補佐 (文書)
課長補佐 (文書事務DXの推進)

課長補佐 (法規)
課長補佐 (訟務)

(略)

デジタル改革推進課
(略)
課長補佐 (システム標準化)
(2)

(略)

職員部
人事課
(略)
課長補佐 (人事統括)
課長補佐 (人事)
課長補佐 (人事制度等に係る特

命事項の処理)

(略)
コンプライアンス推進課
(略)
課長補佐(監察等)
(略)
企画部
企画課
課長補佐(企画) (3)
(略)
課長補佐(企画・水に係る施策
の調整) (2)
(略)
総合調整部
総合調整課
課長補佐(調整) (2)

課長補佐(公民連携推進に係る
企画調整) (2)
課長補佐(大学連携等)
アジア・アジアパラ競技大会推進課
課長補佐(推進)
課長補佐(広報・事業調整)
課長補佐(アジア・アジアパラ
競技大会に係る連絡
調整) (14)
課長補佐(アジア・アジアパラ
競技大会の推進に係
る特命事項の処理)
課長補佐(事業調整)
課長補佐(アジア・アジアパラ
競技大会に係る企画
調整) (2)

空港対策課
(略)

命事項の処理)

課長補佐(人材マネジメントの
推進)
(略)
コンプライアンス推進課
(略)
課長補佐(監察)
(略)
企画部
企画課
課長補佐(企画統括)
課長補佐(企画) (2)
(略)
課長補佐(企画・水に係る施策
の調整) (2)
課長補佐(シティプロモーショ
ン推進) (2)
(略)
総合調整部
総合調整課
課長補佐(調整統括)
課長補佐(調整) (3)
課長補佐(万博に係る企画調
整)
課長補佐(公民連携推進に係る
企画調整) (3)
課長補佐(大学連携)

空港対策課
(略)
アジア・アジアパラ競技大会推進部

市立大学部
市立大学課
課長補佐(市立大学) (2)
課長補佐(市立大学に係る特命事項の処理)

財政局
(略)
財政部
財政課
(略)
課長補佐(予算) (2)

(略)
資産経営課
課長補佐(資産経営) (4)

(略)
契約部
契約監理課
(略)
課長補佐(契約事務の総合調整)

(略)
税務部
税制課
(略)
課長補佐(子育て世帯生活支援

アジア・アジアパラ競技大会推進課
課長補佐(推進)
課長補佐(広報・事業調整)
課長補佐(アジア・アジアパラ競技大会に係る連絡調整) (27)
課長補佐(アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る特命事項の処理) (2)
課長補佐(事業調整) (6)
課長補佐(アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整) (2)

市立大学部
市立大学課
課長補佐(市立大学)
課長補佐(市立大学に係る特命事項の処理) (2)

財政局
(略)
財政部
財政課
(略)
課長補佐(予算統括)
課長補佐(予算)

(略)
資産経営課
課長補佐(資産経営統括)
課長補佐(資産経営) (3)

(略)
契約部
契約監理課
(略)
課長補佐(契約事務の総合調整)
課長補佐(電子調達システムの再構築)

(略)
税務部
税制課
(略)

特別給付金の支給に係る調整)

(略)

課長補佐 (低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整) (2)

(略)

収納対策課

(略)

課長補佐 (徴収指導) (3)

(略)

スポーツ市民局

総務課

(略)

課長補佐 (スポーツ市民に係る特命事項の処理)

(略)

地域振興部

区政課

課長補佐 (管理)

課長補佐 (推進)

(略)

地域振興課

(略)

課長補佐 (地域コミュニティ活性化推進)

課長補佐 (地域コミュニティ)

(略)

住民課

課長補佐 (戸籍住民)

(略)

市民生活部

(略)

広聴課

課長補佐 (広聴)

課長補佐 (相談)

市政情報課

(略)

課長補佐 (情報公開) (2)

(略)

課長補佐 (定額減税補足給付金) (3)

(略)

収納対策課

(略)

課長補佐 (徴収指導統括)

課長補佐 (徴収指導) (2)

(略)

スポーツ市民局

総務課

(略)

(略)

地域振興部

区政課

課長補佐 (区政の管理)

課長補佐 (区役所改革)

課長補佐 (区役所整備等に係る企画調整)

(略)

地域振興課

(略)

課長補佐 (地域コミュニティ)

課長補佐 (地域活動活性化)

(略)

住民課

課長補佐 (戸籍・住民記録)

(略)

市民生活部

(略)

広聴課

課長補佐 (広聴統括)

課長補佐 (広聴)

市政情報課

(略)

課長補佐 (情報公開)

(略)
経 済 局
総 務 課
課 長 補 佐 (庶務)

(略)
産 業 労 働 部
産 業 企 画 課
課 長 補 佐 (企画調整)

(略)
課 長 補 佐 (新型コロナウイルス
感染症対策に係る事
業者支援等) (2)

労 働 企 画 課
課 長 補 佐 (労働福祉等)
中 小 企 業 振 興 課
課 長 補 佐 (新型コロナウイルス
感染症対策に係る金
融支援)

商 業 ・ 流 通 部
地 域 商 業 課
課 長 補 佐 (企画)
課 長 補 佐 (推進)

(略)
課 長 補 佐 (プレミアム付商品
券) (2)

(略)
イノベーション推進部
次世代産業振興課
課 長 補 佐 (クリエイティブ産業
振興等)

(略)
スタートアップ支援課
課 長 補 佐 (スタートアップ支援
に係る特命事項の処
理) (2)

産 業 立 地 交 流 課

(略)
経 済 局
総 務 課
課 長 補 佐 (庶務)
課 長 補 佐 (管理)

(略)
産 業 労 働 部
産 業 企 画 課
課 長 補 佐 (企画・クリエイティ
ブ産業振興)

(略)
労 働 企 画 課
課 長 補 佐 (労働福祉)
中 小 企 業 振 興 課
課 長 補 佐 (地域商業企画)
課 長 補 佐 (地域商業推進)

(略)
課 長 補 佐 (プレミアム付商品
券)

(略)
イノベーション推進部
次世代産業振興課
課 長 補 佐 (スタートアップ支援
に係る特命事項の処
理) (3)

産 業 立 地 交 流 課

(略)

課長補佐(海外産業交流等)

観光文化交流局

(略)

観光交流部

観光推進課

(略)

課長補佐(都市魅力の向上に資
するイベント等)

(略)

M I C E 推進課

(略)

課長補佐(国際展示場)

(略)

文化歴史まちづくり部

(略)

歴史まちづくり推進課

(略)

課長補佐(歴史的建造物の整備
推進)

環境局

(略)

環境企画部

環境企画課

(略)

課長補佐(環境施策の国際連携
に係る企画調整)

課長補佐(生物多様性の保全)

課長補佐(生物多様性に係る企
画調整)

脱炭素社会推進課

課長補佐(脱炭素社会推進)

課長補佐(再生可能エネルギ
ー)

(略)

課長補佐(海外産業交流)

課長補佐(企業誘致に係る特命
事項の処理)

観光文化交流局

(略)

観光交流部

観光推進課

(略)

課長補佐(観光推進に資するイ
ベント等) (2)

課長補佐(観光に係る広域連携
等)

(略)

M I C E 推進課

(略)

(略)

文化歴史まちづくり部

(略)

歴史まちづくり推進課

(略)

課長補佐(歴史的建造物の整備
推進)

課長補佐(伊藤家住宅・揚輝荘
の整備)

環境局

(略)

環境企画部

環境企画課

(略)

課長補佐(生物多様性に係る企
画調整)

課長補佐(生物多様性の保全)

脱炭素社会推進課

課長補佐(脱炭素社会推進)

課長補佐(脱炭素社会推進に係
る特命事項の処理)

課長補佐（事業活動推進）	課長補佐（事業活動推進）
(略)	課長補佐（再生可能エネルギー）
<u>ごみ減量部</u>	<u>一)</u>
<u>減量推進課</u>	資源循環部
課長補佐（減量企画）	資源循環企画課
課長補佐（減量推進）	課長補佐（資源循環企画）
(略)	課長補佐（資源循環活動の支援）
<u>資源化推進課</u>	(略)
(略)	資源循環推進課
課長補佐（食品ロス削減の推進・事業所排出指導）	(略)
課長補佐（資源化推進）	課長補佐（食品ロス削減・生ごみ資源化の推進）
(略)	課長補佐（資源循環推進）
健康福祉局	(略)
総務課	健康福祉局
(略)	総務課
課長補佐（健康福祉に係る特命事項の処理）	(略)
(略)	監査課
監査課	(略)
(略)	課長補佐（監査統括）
課長補佐（監査）	課長補佐（監査）(3)
課長補佐（施設監査）(3)	
課長補佐（法人監査）	課長補佐（システム標準化）
課長補佐（システム標準化等）	課長補佐（システム標準化に係る調整）(2)
課長補佐（システム標準化等に係る調整）(2)	課長補佐（DXの推進）(5)
課長補佐（DXの推進に係る調整）	
高齢福祉部	高齢福祉部
(略)	(略)
地域ケア推進課	地域ケア推進課
(略)	(略)
課長補佐（低所得世帯に対する給付金）(2)	課長補佐（低所得世帯に対する給付金）(3)
(略)	(略)
介護保険課	介護保険課
(略)	(略)
課長補佐（認定）	
(略)	(略)

課長補佐（システム標準化等）

（略）

課長補佐（指導）

課長補佐（給付適正化の推進）

課長補佐（厚生院に係る連絡調整）

課長補佐（事業者指導）（2）

障害福祉部

障害企画課

（略）

課長補佐（障害福祉業務に係るDXの推進等）

（略）

課長補佐（難病対策）

（略）

課長補佐（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整）（2）

障害者支援課

（略）

課長補佐（就労支援の推進等）

課長補佐（指定指導）

課長補佐（事業者指導）（3）

課長補佐（認定支払）

生活福祉部

保護課

（略）

課長補佐（システム標準化等に係る調整）

課長補佐（システム標準化等）

課長補佐（システム標準化）

課長補佐（給付）

課長補佐（要介護認定）

課長補佐（厚生院に係る連絡調整）

（略）

課長補佐（居宅指導）

課長補佐（施設指導）

課長補佐（栄養指導）

障害福祉部

障害企画課

（略）

（略）

課長補佐（難病対策）

課長補佐（バリアフリー整備に係る企画調整）（2）

（略）

課長補佐（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整）（3）

障害者支援課

（略）

課長補佐（事業者指定指導統括）

課長補佐（事業者指定）

課長補佐（認定支払）

課長補佐（就労支援の推進）

課長補佐（指導監査体制に係る企画調整）

課長補佐（事業者指導）

課長補佐（栄養指導）

生活福祉部

保護課

（略）

課長補佐（システム標準化に係る調整）

課長補佐（システム標準化）

(略)

保険年金課

(略)

課長補佐 (国民健康保険保健事業)

課長補佐 (保険料)

(略)

課長補佐 (保険年金システム再構築等) (3)

医療福祉課

(略)

課長補佐 (福祉医療)

健康部

保健医療課

(略)

課長補佐 (健康危機管理対応力強化に係る調整)

健康増進課

(略)

課長補佐 (食育推進等)

課長補佐 (精神保健)

課長補佐 (公衆衛生看護)

(略)

(略)

保険年金課

(略)

課長補佐 (保健事業)

課長補佐 (資格賦課・システム基盤)

課長補佐 (保険証廃止に係る調整)

課長補佐 (保険年金システム再構築等) (3)

(略)

医療福祉課

(略)

課長補佐 (福祉医療)

課長補佐 (保険証廃止に係る調整)

健康部

保健医療課

(略)

課長補佐 (健康危機管理対応力強化に係る調整)

課長補佐 (健康危機管理)

課長補佐 (救急対策等)

感染症対策課

課長補佐 (感染症対策)

課長補佐 (特定感染症等対策)

課長補佐 (感染症予防) (2)

課長補佐 (予防接種)

課長補佐 (予防接種健康被害救済)

課長補佐 (新興再興感染症対応力強化に係る調整)

(2)

健康増進課

(略)

課長補佐 (食育推進)

課長補佐 (公衆衛生看護)

課長補佐 (精神保健)

(略)

医療連携推進課	医療連携推進課
(略)	(略)
課長補佐(医療関係施設に係る特命事項の処理) <u>(4)</u>	課長補佐(医療関係施設に係る特命事項の処理) <u>(5)</u>
(略)	(略)
環境薬務課	<u>生活衛生部</u>
(略)	環境薬務課
課長補佐(八事斎場再整備) (2)	課長補佐(八事斎場再整備) (2)
(略)	<u>課長補佐(旅館業等の許可指導に係る企画調整)</u>
(略)	(略)
<u>新型コロナウイルス感染症対策部</u>	
<u>感染症対策課</u>	
<u>課長補佐(感染症)</u>	
<u>課長補佐(特定感染症等対策)</u>	
<u>課長補佐(感染症予防等)</u>	
<u>新型コロナウイルス感染症対策課</u>	
<u>課長補佐(企画)</u>	
<u>課長補佐(推進)</u>	
<u>課長補佐(ワクチン接種推進)</u>	
<u>課長補佐(新型コロナウイルス感染症対策)(8)</u>	
<u>課長補佐(新型コロナウイルスワクチンに係る調整)(3)</u>	
子ども青少年局	子ども青少年局
総務課	総務課
(略)	(略)
<u>課長補佐(業務改善)</u>	
課長補佐(監査指導) <u>(3)</u>	課長補佐(監査指導) <u>(2)</u>
企画経理課	企画経理課
(略)	(略)
課長補佐(情報統計)	課長補佐(情報)
課長補佐(DXの推進に係る調整)	課長補佐(DXの推進) <u>(2)</u>
(略)	(略)
課長補佐(債権管理の推進)	課長補佐(<u>子ども未来応援</u>) <u>(2)</u>
子育て支援部	子育て支援部
子育て支援課	子育て支援課

医療連携推進課	医療連携推進課
(略)	(略)
課長補佐(医療関係施設に係る特命事項の処理) <u>(4)</u>	課長補佐(医療関係施設に係る特命事項の処理) <u>(5)</u>
(略)	(略)
環境薬務課	<u>生活衛生部</u>
(略)	環境薬務課
課長補佐(八事斎場再整備) (2)	課長補佐(八事斎場再整備) (2)
(略)	<u>課長補佐(旅館業等の許可指導に係る企画調整)</u>
(略)	(略)
<u>新型コロナウイルス感染症対策部</u>	
<u>感染症対策課</u>	
<u>課長補佐(感染症)</u>	
<u>課長補佐(特定感染症等対策)</u>	
<u>課長補佐(感染症予防等)</u>	
<u>新型コロナウイルス感染症対策課</u>	
<u>課長補佐(企画)</u>	
<u>課長補佐(推進)</u>	
<u>課長補佐(ワクチン接種推進)</u>	
<u>課長補佐(新型コロナウイルス感染症対策)(8)</u>	
<u>課長補佐(新型コロナウイルスワクチンに係る調整)(3)</u>	
子ども青少年局	子ども青少年局
総務課	総務課
(略)	(略)
<u>課長補佐(業務改善)</u>	
課長補佐(監査指導) <u>(3)</u>	課長補佐(監査指導) <u>(2)</u>
企画経理課	企画経理課
(略)	(略)
課長補佐(情報統計)	課長補佐(情報)
課長補佐(DXの推進に係る調整)	課長補佐(DXの推進) <u>(2)</u>
(略)	(略)
課長補佐(債権管理の推進)	課長補佐(<u>子ども未来応援</u>) <u>(2)</u>
子育て支援部	子育て支援部
子育て支援課	子育て支援課

(略)

課長補佐(母子保健)
子ども福祉課
課長補佐(子ども施設)

(略)

課長補佐(事業者指導・監査等)

(略)

課長補佐(児童虐待対策に係る
企画調整)

(略)

保育部
保育企画課

(略)

課長補佐(教育・保育施設にお
ける多様な保育等の
推進)

課長補佐(給付等)

課長補佐(幼児教育・保育無償
化等)

(略)

保育運営課

(略)

課長補佐(保育事業に係る業務
改善)

(略)

課長補佐(保育指導)

課長補佐(指導監査等)

課長補佐(保育所の民間移管)
(2)

課長補佐(保育所の改修等)

子ども未来企画部

子ども未来企画課

(略)

課長補佐(子育て世帯生活支援
特別給付金)

(略)

課長補佐(母子保健) (2)
子ども福祉課
課長補佐(子ども施設)
課長補佐(DXの推進)

(略)

課長補佐(指定・指導監査)

課長補佐(指導監査に係る企画
調整)

(略)

課長補佐(児童虐待対策に係る
企画調整) (2)

(略)

保育部
保育企画課

(略)

課長補佐(教育・保育施設にお
ける多様な保育等の
推進) (2)

課長補佐(給付)

課長補佐(幼児教育・保育無償
化)

課長補佐(保育事業に係るDX
の推進)

(略)

保育運営課

(略)

課長補佐(エリア支援保育所の
統括)

(略)

課長補佐(保育指導・監査)
(3)

課長補佐(保育指導・監査に係
る企画調整)

課長補佐(保育所の民間移管・
改修等) (4)

子ども未来企画部

子ども未来企画課

(略)

課長補佐(ライフキャリア支援
に係る企画調整)

(略)	課長補佐(児童手当の拡充対応)
(略)	(略)
(略)	(略)
課長補佐(子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理)	課長補佐(青少年育成)
(略)	(略)
青少年家庭課	青少年家庭課
(略)	(略)
課長補佐(子ども育成)	課長補佐(青少年育成)
(略)	(略)
住宅都市局	住宅都市局
(略)	(略)
都市計画部	都市計画部
(略)	(略)
ウォークابل・景観推進課	ウォークابل・景観推進課
(略)	(略)
課長補佐(屋外広告物)	課長補佐(屋外広告)
交通企画課	交通企画・モビリティ都市推進課
(略)	(略)
課長補佐(総合交通計画)	課長補佐(地域公共交通)
(略)	(略)
交通事業推進課	交通事業推進課
(略)	(略)
課長補佐(ガイドウェイバス次期車両更新等)(2)	課長補佐(ガイドウェイバス次期車両更新等)(2)
(略)	課長補佐(ガイドウェイバス走行路改修)
(略)	(略)
営繕部	営繕部
(略)	(略)
営繕課	営繕課
(略)	(略)
課長補佐(民間活力による施設整備の推進)(3)	課長補佐(民間活力による施設整備の推進)(4)
課長補佐(国際展示場整備に係る調整)(2)	課長補佐(国際展示場整備に係る調整)
(略)	(略)
設備課	設備課
課長補佐(機械)(3)	課長補佐(機械統括)
課長補佐(電気)(3)	課長補佐(機械)(2)
	課長補佐(電気統括)
	課長補佐(電気)(2)

(略)

建築指導部

(略)

建築安全推進課

(略)

課長補佐(既存建築ストックの
活用相談等)

(略)

住宅部

住宅企画課

(略)

課長補佐(居住支援の促進等)
課長補佐(マンション管理適正
化等)

住宅整備課

課長補佐(住宅整備)
課長補佐(市営住宅等のアセッ
トマネジメントの推
進)

(略)

課長補佐(民間活力による住宅
整備)

住宅管理課

(略)

課長補佐(居住)
課長補佐(入居に係る企画調
整)

(略)

都市整備部

まちづくり企画課

課長補佐(企画)
課長補佐(金山まちづくり)
(2)

課長補佐(堀川周辺)
課長補佐(開発調整)
課長補佐(公有地開発に係る事
業推進)

課長補佐(港北まちづくり)
課長補佐(金山まちづくりに係
る連絡調整)(2)

名港開発振興課

課長補佐(企画)
課長補佐(中川運河)

(略)

建築指導部

(略)

建築安全推進課

(略)

課長補佐(既存建築ストックの
活用相談)

(略)

住宅部

住宅企画課

(略)

課長補佐(居住支援の促進)
課長補佐(マンション施策の推
進)

住宅整備課

課長補佐(整備)
課長補佐(アセットマネジメン
ト推進)

(略)

課長補佐(民間活力による整
備)

住宅管理課

(略)

課長補佐(収納・調査)
課長補佐(入居企画)

(略)

課長補佐（水辺環境の整備・水上交通）

課長補佐（中川運河周辺活性化）

課長補佐（港関連事業等に係る特命事項の処理）

課長補佐（金城ふ頭開発）（5）

耐震化支援課

課長補佐（企画）

課長補佐（建築物耐震）

課長補佐（木造住宅耐震）

市街地整備課

（略）

課長補佐（補償調整等）

課長補佐（志段味推進）

（略）

アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進課

（略）

課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る基盤整備の調整）（3）

課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進）（2）

市街地整備部

市街地整備課

（略）

課長補佐（補償調整）

課長補佐（志段味統括）

（略）

名古屋競馬場跡地開発推進課

（略）

課長補佐（名古屋競馬場跡地における基盤整備の調整）（3）

課長補佐（名古屋競馬場跡地における民間開発の調整）（2）

耐震化支援課

課長補佐（企画）

課長補佐（建築物耐震）

課長補佐（木造住宅耐震）

まちづくり企画部

まちづくり企画課

課長補佐（企画）

課長補佐（金山まちづくり）（2）

課長補佐（堀川周辺）

課長補佐（熱田・拠点まちづくり）

課長補佐（公有地開発に係る事業推進）

課長補佐（港北まちづくり）

リニア関連都心開発部
都心まちづくり課

(略)

課長補佐(栄再開発)
課長補佐(栄地区の施設に係る
管理・活用)
課長補佐(事業推進)

(略)

名駅ターミナル整備課
課長補佐(整備) (2)
課長補佐(名駅ターミナル機能
強化) (2)

(略)

緑政土木局

(略)

企画経理課
課長補佐(企画) (2)
課長補佐(経理)

(略)

技術指導課
課長補佐(指導検査) (5)

(略)

路政部
道路管理課

課長補佐(まちづくりに係る特
命事項の処理)

課長補佐(金山まちづくりに係
る連絡調整) (2)

名港開発振興課

課長補佐(企画)

課長補佐(中川運河)

課長補佐(水辺環境の整備・水
上交通)

課長補佐(中川運河周辺活性
化)

課長補佐(港関連事業等に係る
特命事項の処理)

課長補佐(金城ふ頭開発) (4)

リニア関連都心開発部
都心まちづくり課

(略)

課長補佐(再開発)
課長補佐(施設管理・活用)

課長補佐(事業推進)
課長補佐(まちづくりに係る特
命事項の処理)

(略)

名駅ターミナル整備課
課長補佐(総括)
課長補佐(名駅ターミナル機能
強化) (2)
課長補佐(事業推進)

(略)

緑政土木局

(略)

企画経理課
課長補佐(企画広報)
課長補佐(経理)
課長補佐(企画調整)

(略)

技術指導課
課長補佐(指導検査)
課長補佐(検査) (4)

(略)

路政部
道路管理課

(略)

課長補佐(リニア関連工事等調整)

道路利活用課

課長補佐(財産総括)

(略)

課長補佐(境界測量総括)

課長補佐(東部方面境界測量)

課長補佐(西部方面境界測量)

課長補佐(道路の利活用に係る
企画調整)

道路維持課

課長補佐(維持計画)

課長補佐(道路保全)

課長補佐(維持)

課長補佐(舗装)

課長補佐(安全対策)

課長補佐(安全対策に係る特命
事項の処理)

課長補佐(施設管理)

課長補佐(県体育館の移転に伴
う横断施設整備)

自転車利用課

課長補佐(駐車対策)

課長補佐(環境整備)

課長補佐(整備)

課長補佐(都心部自転車対策)
(2)

道路建設部

用地管理課

(略)

用地管理課

課長補佐(用地管理)

課長補佐(用地調整)

自転車利用課

課長補佐(駐車対策)

課長補佐(施設)

課長補佐(自転車通行空間)

課長補佐(都心部自転車対策)

道路利活用課

課長補佐(道路財産)

(略)

課長補佐(空間総括)

課長補佐(空間企画)

課長補佐(空間利活用)

課長補佐(リニア関連調整)

測量調査課

課長補佐(境界測量総括)

課長補佐(東部方面境界測量)

課長補佐(西部方面境界測量)

課長補佐(用地測量)

道 路 部

課長補佐（用地管理）

課長補佐（資産活用）

課長補佐（用地企画）

用地補償課

課長補佐（立体交差用地）

課長補佐（橋梁用地）

課長補佐（道路用地）

課長補佐（評価）

道路建設課

（略）

課長補佐（事業調整）

課長補佐（道路）

課長補佐（都市環境整備）

課長補佐（橋梁計画）

課長補佐（橋梁整備）

課長補佐（橋梁保全）

（略）

課長補佐（用地測量）

河川部

（略）

河川工務課

（略）

課長補佐（施設整備）

道路建設課

（略）

課長補佐（道路調査）

課長補佐（道路整備）

課長補佐（電線共同溝）

（略）

橋梁施設課

課長補佐（橋梁計画）

課長補佐（橋梁整備）

課長補佐（橋梁保全）

課長補佐（大規模施設）

課長補佐（名城公園地下横断歩道）

道路維持課

課長補佐（維持計画）

課長補佐（道路保全）

課長補佐（維持）

課長補佐（舗装）

課長補佐（施設管理）

課長補佐（安全対策）

用地補償課

課長補佐（立体交差用地）

課長補佐（橋梁用地）

課長補佐（道路用地）

課長補佐（評価）

河川部

（略）

河川工務課

（略）

課長補佐（施設整備）

農政部

(略) 緑地部 (略) 緑地維持課 課長補佐(維持) 課長補佐(緑化) (略)	(略) 緑地部 (略) 緑地維持課 課長補佐(公園) 課長補佐(街路樹) (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定にかかわらず、第1項の課において筆頭に掲げる課長補佐が複数ある場合には、当該課の長は、当該課における庶務及び経理に関する事務を担当する課長補佐 <u>1名</u> を指定しなければならない。	3 前項の規定にかかわらず、第1項の課において筆頭に掲げる課長補佐が複数ある場合には、当該課の長は、当該課における庶務及び経理に関する事務を担当する課長補佐 <u>1人</u> を指定しなければならない。

附 則

- 1 この達は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市契約事務審議会規程（昭和52年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
別表3 (略) 会計室 <u>出納課長</u> (略) 選挙管理委員会事務局課長補佐(庶務) (略)	別表3 (略) 会計室 <u>会計課長</u> (略) 選挙管理委員会事務局 <u>選挙課長</u> (略)
別表4 会計室 <u>出納課課長補佐</u> (庶務) (略) スポーツ市民局地域振興部区政課課長補佐(管理) (略) 選挙管理委員会事務局課長補佐(庶務) (略)	別表4 会計室 <u>会計課課長補佐</u> (庶務) (略) スポーツ市民局地域振興部区政課課長補佐(区政の管理) (略) 選挙管理委員会事務局 <u>選挙課課長補佐</u> (庶務) (略)

- 3 名古屋市人権施策推進会議規程（平成10年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前		改正後	
別表		別表	
幹事 (略)	会計室 <u>出納課長</u>	幹事 (略)	会計室 <u>会計課長</u>
〃 (略)	選挙管理委員会事務局 <u>次長</u>	〃 (略)	選挙管理委員会事務局 <u>選挙課長</u>

- 4 名古屋市男女平等参画推進協議会規程（昭和52年名古屋市達第39号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前		改正後	
別表		別表	
幹事 (略)	会計室 <u>出納課長</u>	幹事 (略)	会計室 <u>会計課長</u>
〃 (略)	選挙管理委員会事務局 <u>次長</u>	〃 (略)	選挙管理委員会事務局 <u>選挙課長</u>

- 5 名古屋市国際化推進会議規程（昭和62年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前		改正後	
別表		別表	
幹事 (略)	会計室 <u>出納課長</u>	幹事 (略)	会計室 <u>会計課長</u>
〃 (略)	選挙管理委員会事務局 <u>次長</u>	〃 (略)	選挙管理委員会事務局 <u>選挙課長</u>

- 6 名古屋市食の安全・安心対策推進本部規程（平成20年名古屋市達第9号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
（庶務） 第9条 推進本部の庶務は、健康福祉局 <u>健康部</u> 食品衛生課において処理する。	（庶務） 第9条 推進本部の庶務は、健康福祉局 <u>生活衛生部</u> 食品衛生課において処理する。

- 7 名古屋市市営住宅入居者選考審議会規程（昭和43年名古屋市達第36号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
別表 （略） 緑政土木局担当部長（ <u>用地</u> ） （略）	別表 （略） 緑政土木局担当部長（ <u>管理</u> ） （略）

- 8 名古屋市雨水流出抑制推進会議規程（昭和62年名古屋市達第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後																								
別表（第3条及び第6条関係） <table border="1"> <tr> <td>幹事</td> <td>防災危機管理局<u>危機管理企画課長</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>緑政土木局担当課長（<u>企画</u>）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>上下水道局計画部担当課長（<u>雨水対策の総合調整</u>）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </table>	幹事	防災危機管理局 <u>危機管理企画課長</u>	（略）		〃	緑政土木局担当課長（ <u>企画</u> ）	（略）		〃	上下水道局計画部担当課長（ <u>雨水対策の総合調整</u> ）	（略）		別表（第3条及び第6条関係） <table border="1"> <tr> <td>幹事</td> <td>防災危機管理局<u>防災企画課長</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>緑政土木局担当課長（<u>企画調整</u>）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>上下水道局計画部担当課長（<u>流域管理</u>）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </table>	幹事	防災危機管理局 <u>防災企画課長</u>	（略）		〃	緑政土木局担当課長（ <u>企画調整</u> ）	（略）		〃	上下水道局計画部担当課長（ <u>流域管理</u> ）	（略）	
幹事	防災危機管理局 <u>危機管理企画課長</u>																								
（略）																									
〃	緑政土木局担当課長（ <u>企画</u> ）																								
（略）																									
〃	上下水道局計画部担当課長（ <u>雨水対策の総合調整</u> ）																								
（略）																									
幹事	防災危機管理局 <u>防災企画課長</u>																								
（略）																									
〃	緑政土木局担当課長（ <u>企画調整</u> ）																								
（略）																									
〃	上下水道局計画部担当課長（ <u>流域管理</u> ）																								
（略）																									

9 東山動植物園再生推進会議規程（平成17年名古屋市達第36号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（構成）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 会長は緑政土木局主管副市長とし、副会長は<u>緑政土木局担当局長（公園緑地・農政）</u>とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（構成）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 会長は緑政土木局主管副市長とし、副会長は<u>緑政土木局長</u>とする。</p> <p>3 （略）</p>

区 役 所

区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 区役所に次の組織を置く。</p> <p>区 政 部 (略)</p> <p> 企画経理課 課長補佐(企画経理)</p> <p>(略)</p> <p> 地域力推進課 (略)</p> <p> 課長補佐(生涯学習) (中区を除く。)</p> <p> 課長補佐(生涯学習・スポーツの推進) (中区に限る。)</p> <p> 課長補佐(安心・安全で快適なまちづくりの企画) (千種区、東区、<u>西区及び南区</u>に限る。)</p> <p>(略)</p>	<p>第1条 区役所に次の組織を置く。</p> <p>区 政 部 (略)</p> <p> 企画経理課 課長補佐(企画経理) (<u>中区を除く。)</u></p> <p> 課長補佐(<u>企画経理・区役所間総合調整</u>) (<u>中区に限る。)</u></p> <p> 課長補佐(<u>広報企画</u>) (<u>緑区に限る。)</u></p> <p>(略)</p> <p> 地域力推進課 (略)</p> <p> 課長補佐(生涯学習) (<u>西区及び中区を除く。)</u></p> <p> 課長補佐(生涯学習・スポーツの推進) (<u>西区及び中区に限る。)</u></p> <p> 課長補佐(安心・安全で快適なまちづくりの企画) (東区に限る。)</p> <p>(略)</p>

課長補佐（地域の魅力の向上・発信）（昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区及び名東区に限る。）

（略）

保健福祉センター
福祉部
民生子ども課

（略）

課長補佐（子ども家庭支援）

課長補佐（保護）（中村区を除く。）

課長補佐（保護）(3)（中村区に限る。）

課長補佐（生活保護）（西区、昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区及び天白区に限る。）

課長補佐（生活保護）(2)（千種区、北区、中村区、中川区、港区、守山区及び名東区に限る。）

（略）

課長補佐（相談援護）（中村区及び中区に限る。）

（略）

保険年金課

課長補佐（地域の魅力の向上・発信）（千種区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区及び名東区に限る。）

課長補佐（地域の魅力の発信・観光推進）（西区に限る。）

（略）

保健福祉センター
福祉部
民生子ども課

（略）

課長補佐（子ども家庭支援）（中川区、港区及び名東区を除く。）

課長補佐（地域子育て支援）（中川区、港区及び名東区に限る。）

課長補佐（子ども家庭相談支援の統括）（中川区、港区及び名東区に限る。）

課長補佐（生活保護統括）（東区を除く。）

課長補佐（生活保護）（東区、西区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区及び天白区に限る。）

課長補佐（生活保護）(2)（千種区、北区、中川区、港区、守山区及び名東区に限る。）

（略）

課長補佐（生活保護）(5)（中村区に限る。）

（略）

保険年金課

課長補佐(管理)
課長補佐(保険)
(略)
健康安全課(千種区、中村区、中区及び南区を除く。)
(略)
担当課長(医務総括)(東区及び西区に限る。)
(略)
保健予防課
(略)
課長補佐(医務)(東区及び西区を除く。)
(略)
課長補佐(感染症対策等)
(略)
課長補佐(母子保健に係る子ども家庭支援)

(略)

2 (略)

第2条 課の分掌事務並びに担当課長の分掌事項は、次のとおりとする。

(略)

保健福祉センター
福祉部
民生子ども課

(1)～(10) (略)

(11) 児童虐待防止に関すること(児童福祉センター、西部児童相談所及び東

課長補佐(収納・年金)
課長補佐(保険・福祉医療)
(略)
健康安全課(千種区、中村区、中区及び南区を除く。)
(略)
担当課長(医務総括)(東区、西区及び昭和区に限る。)
(略)
保健予防課
(略)
課長補佐(医務)(東区、西区及び昭和区を除く。)
(略)
課長補佐(精神保健・健康づくり)
(略)
課長補佐(母子保健に係る子ども家庭支援)(中川区、港区及び名東区を除く。)
課長補佐(母子保健に係る地域子育て支援)(中川区、港区及び名東区に限る。)
課長補佐(母子保健に係る子ども家庭相談支援の統括)(中川区、港区及び名東区に限る。)

(略)

2 (略)

第2条 課の分掌事務並びに担当課長の分掌事項は、次のとおりとする。

(略)

保健福祉センター
福祉部
民生子ども課

(1)～(10) (略)

(11) 子ども家庭相談及び児童虐待防止に関すること(児童福祉センター、西

<p>部児童相談所の主管に属するものを除く。)</p> <p>(12) 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び<u>指導</u>に関すること。</p> <p>(13)～(26) (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>部児童相談所及び東部児童相談所の主管に属するものを除く。)</p> <p>(12) 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び<u>援助</u>に関すること。</p> <p>(13)～(26) (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>2</u> 前項の課(保健福祉センターに属する課(福祉部に属する課を除く。))を除く。)における庶務及び<u>経理</u>に関する事務は、当該課の長が特に指定する場合を除き、当該課において筆頭に掲げる課長補佐が担当する。ただし、保健福祉センターに属する課(福祉部に属する課を除く。)においては、保健管理課長又は健康安全課長が特に指定する場合を除き、保健管理課又は健康安全課の課長補佐(企画管理)が担当する。</p> <p><u>3</u> (略)</p>
---	--

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第14号

区 役 所
区 役 所 支 所

名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第7号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第3条 支所に次の組織を置く。</p> <p>区民生活課 （略） 課長補佐（<u>市民</u>） （略）</p> <p>区民福祉課 （略） 課長補佐（生活保護）（<u>北区役所楠支所、西区役所山田支所及び中川区役所富田支所に限る。</u>）</p> <p>課長補佐（<u>福祉</u>） 課長補佐（障害） （略） 課長補佐（保険）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略）</p> <p>区民福祉課 （1）～（6） （略） （7）児童虐待防止に関すること（児童福</p>	<p>第3条 支所に次の組織を置く。</p> <p>区民生活課 （略） 課長補佐（<u>戸籍・住民記録</u>） （略）</p> <p>区民福祉課 （略） 課長補佐（生活保護）（<u>港区役所南陽支所及び守山区役所志段味支所を除く。</u>）</p> <p>課長補佐（<u>高齢福祉・介護保険</u>） 課長補佐（<u>障害福祉</u>） （略） 課長補佐（<u>保険・福祉医療・年金</u>）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略）</p> <p>区民福祉課 （1）～（6） （略） （7）<u>子ども家庭相談及び児童虐待防止に</u></p>

<p>祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所の主管に属するものを除く。)</p> <p>(8) 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び<u>指導</u>に関すること。</p> <p>(9)～(55) (略)</p> <p><u>4～7</u> (略)</p>	<p>関すること（児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所の主管に属するものを除く。)</p> <p>(8) 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び<u>援助</u>に関すること。</p> <p>(9)～(55) (略)</p> <p><u>4</u> 前項の課における庶務及び経理に関する事務は、当該課の長が特に指定する場合を除き、当該課において筆頭に掲げる課長補佐が担当する。</p> <p><u>5～8</u> (略)</p>
--	---

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

総 務 局
東京事務所

名古屋市東京事務所処務規程（昭和33年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 事務所に次の組織を置く。 (略) <u>課長補佐</u> （総括） <u>課長補佐</u> （調査） <u>(5)</u>	第3条 事務所に次の組織を置く。 (略) <u>次長補佐</u> （総括） <u>次長補佐</u> （調査） <u>(8)</u> <u>次長補佐</u> （調整）
2 (略)	2 (略)
第4条 (略)	第4条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
	<u>4 事務所における庶務及び経理に関する事務は、次長が特に指定する場合を除き、次長補佐（総括）が担当する。</u>
<u>4 課長補佐</u> は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	<u>5 次長補佐</u> は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
<u>5 (略)</u>	<u>6 (略)</u>

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第16号

財 政 局
収納管理・特別徴収
事務センター

名古屋市収納管理・特別徴収事務センター処務規程（平成22年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第4条（略）	第4条（略）
	<u>2 センターにおける庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（収納管理）が担当する。</u>
2（略）	<u>3（略）</u>

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

財 政 局
市 税 事 務 所

名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第 3 条 事務所に次の組織を置く。 （略） 固定資産税課 （略）</p> <p><u>2～5</u> （略）</p> <p>第 4 条 事務所の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。 （略） 固定資産評価課 (1)～(4) （略） (5) 税務窓口において行う固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に関する相談その他の窓口業務に関すること。</p>	<p>第 3 条 事務所に次の組織を置く。 （略） 固定資産税課 <u>課長補佐（固定資産統括）</u> （略）</p> <p><u>2 前項の課における庶務及び経理に関する事務は、当該課の長が特に指定する場合を除き、当該課において筆頭に掲げる課長補佐が担当する。</u></p> <p><u>3～6</u> （略）</p> <p>第 4 条 事務所の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。 （略） 固定資産評価課 (1)～(4) （略） (5) 税務窓口において行う<u>土地及び家屋に係る固定資産税、都市計画税並びに特別土地保有税に関する相談その他の</u>窓口業務に関すること。</p>

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第18号

スポーツ市民局
市民活動推進センター

名古屋市市民活動推進センター処務規程（平成24年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条（略） 2（略）	第3条（略） 2（略） <u>3 センターにおける庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（市民活動）が担当する。</u>
<u>3</u> （略）	<u>4</u> （略）

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

観光文化交流局
名古屋城総合事務所

名古屋城総合事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第15号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第3条 総合事務所の所務を処理するため、次の組織を置く。</p> <p>管理活用課 (略) 課長補佐（観覧環境の充実）</p> <p>(略)</p> <p>名古屋城調査研究センター (略) <u>副所長補佐（石垣の調査・研究）</u></p>	<p>第3条 総合事務所の所務を処理するため、次の組織を置く。</p> <p>管理活用課 (略) 課長補佐（観覧環境の充実） <u>課長補佐（本丸御殿長期保全計画）</u></p> <p>(略)</p> <p>名古屋城調査研究センター (略)</p>
<p>2 総合事務所の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>管理活用課 (1)～(21) (略)</p> <p><u>(22) (略)</u> (略)</p>	<p>2 総合事務所の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>管理活用課 (1)～(21) (略) <u>(22) 本丸御殿長期保全計画の策定に関すること。</u> (23) (略) (略)</p>
	<p>3 <u>前項の課及び名古屋城調査研究センターにおける庶務及び経理に関する事務は、当該課の長及び名古屋城調査研究セ</u></p>

ンター副所長が特に指定する場合を除
き、当該課又は名古屋城調査研究センタ
ーにおいて筆頭に掲げる課長補佐又は副
所長補佐が担当する。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第20号

経 済 局
 中央卸売市場本場
 中央卸売市場北部市場
 中央卸売市場南部市場

名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程（昭和38年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条（略） 2（略）	第3条（略） 2（略） <u>3 本場における庶務及び経理に関する事務は、本場長が特に指定する場合を除き、本場管理課課長補佐（庶務）が担当する。</u>
第4条（略） 2（略）	第4条（略） 2（略） <u>3 北部市場における庶務及び経理に関する事務は、北部市場長が特に指定する場合を除き、北部市場管理課課長補佐（庶務）が担当する。</u>
第5条（略） 2・3（略）	第5条（略） 2・3（略） <u>4 南部市場における庶務及び経理に関する事務は、南部市場長が特に指定する場合を除き、南部市場管理課課長補佐（業務）が担当する。</u>

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第21号

環 境 局
環境科学調査センター

名古屋市環境科学調査センター処務規程（昭和46年名古屋市達第8号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第5条（略）	第5条（略） <u>2 センターにおける庶務及び経理に関する事務並びに前項(6)に関する事務は、</u> <u>所長補佐（企画管理）が担当する。</u>

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市環境事業所処務規程（昭和23年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第1条（略） ②（略） 第2条（略） ②（略） 第3条 事業所において取り扱う事務の概 目は、次のとおりとする。 <u>(1) 一般廃棄物の処理に関すること。</u> <u>(2) 一般廃棄物の減量化及び資源化事業 の実施に関すること。</u> <u>(3) 所属する廃棄物の処理施設及び作業 用自動車の管理に関すること。</u> <u>(4) 大掃除の実施に関すること。</u> <u>(5) 一般廃棄物処理手数料の徴収に関す ること。</u> <u>(6) 公衆便所の清掃等に関すること。</u> <u>(7) 保健環境委員及び区保健環境委員会 に関すること（健康福祉局の主管に属 するものを除く。）。</u> ② <u>前項の規定にかかわらず、一般廃棄物 のうちし尿の収集作業については、次の 各号に掲げる区に係るものを当該各号に 掲げる事業所において行う。</u></p>	<p>第1条（略） <u>2</u>（略） 第2条（略） <u>2</u>（略）</p>

(1) 千種区、東区、西区、中区、守山区
及び名東区 北の事業所

(2) 中村区、熱田区及び港区 中川の事
業所

(3) 昭和区、瑞穂区、南区及び天白区
緑の事業所

第4条 (略)

② (略)

第5条 第2条の規定にかかわらず、所長は、事業用大規模建築物の所有者等に対する指導に関する事務については、環境局ごみ減量部長の指揮監督を受けるものとする。

第6条 所長は、毎月5日及び毎年1月20

第3条 (略)

2 (略)

第4条 事業所において取り扱う事務の概
目は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物の処理に関すること。

(2) 一般廃棄物の減量化及び資源化事業
の実施に関すること。

(3) 所属する廃棄物の処理施設及び作業
用自動車の管理に関すること。

(4) ごみの散乱防止及び路上禁煙に関す
ること。

(5) 大掃除の実施に関すること。

(6) 一般廃棄物処理手数料の徴収に関す
ること。

(7) 公衆便所の清掃等に関すること。

(8) 保健環境委員及び区保健環境委員会
に関すること（健康福祉局の主管に属
するものを除く。）。

(9) その他清掃事業に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、一般廃棄物
のうちし尿の収集作業については、次の
各号に掲げる区に係るものを当該各号に
掲げる事業所において行う。

(1) 千種区、東区、西区、中区、守山区
及び名東区 北の事業所

(2) 中村区、熱田区及び港区 中川の事
業所

(3) 昭和区、瑞穂区、南区及び天白区
緑の事業所

3 事業所における庶務及び経理に関する
事務は、所長補佐（事務）が担当する。

第5条 第2条の規定にかかわらず、所長は、事業用大規模建築物の所有者等に対する指導に関する事務については、環境局資源循環部長の指揮監督を受けるものとする。

第6条 所長は、毎月5日及び毎年1月20

日までにそれぞれ、その前月分及び前年事務成績を事業部長（事業用大規模建築物の所有者等に対する指導に関する事務については、ごみ減量部長）に報告しなければならない。

日までにそれぞれ、その前月分及び前年分の事務成績を事業部長（事業用大規模建築物の所有者等に対する指導に関する事務については、資源循環部長）に報告しなければならない。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市処分場処務規程（昭和47年名古屋市達第35号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第3条 処分場にその事務を処理するため次の組織を置く。 （略） <u>場長補佐（浸出水処理施設等改築）</u> （略）</p> <p>2 処分場の分掌事務及び担当課長の分掌事項は、次のとおりとする。 （1）～（5） （略） <u>（6）浸出水処理施設等の改築工事の設計及び施工に関すること。</u> （略）</p> <p><u>3・4</u> （略）</p>	<p>第3条 処分場にその事務を処理するため次の組織を置く。 （略） （略）</p> <p>2 処分場の分掌事務及び担当課長の分掌事項は、次のとおりとする。 （1）～（5） （略） （略）</p> <p><u>3 処分場における庶務及び経理に関する事務は、場長補佐（業務）が担当する。</u></p> <p><u>4・5</u> （略）</p>

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第24号

環 境 局
環 境 局 工 場

名古屋市環境局工場処務規程（昭和45年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条（略）	第3条（略）
2（略）	2（略）
	<u>3 工場における庶務及び経理に関する事務は、工場長補佐（事務）が担当する。</u>
<u>3</u> （略）	<u>4</u> （略）

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

健康福祉局
中央看護専門学校

名古屋市立中央看護専門学校処務規程（昭和50年名古屋市達第19号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第3条 学校の事務を処理するため、次の組織を置く。 （略） <u>担当課長（中央看護専門学校に係る企画調整）</u> （略）</p> <p>2 学校の分掌事務及び担当課長の分掌事項は、次のとおりとする。 管理課 （1）～（3）（略） （4）学生の募集、入学、休学、退学等に関すること。 （5）～（10）（略） <u>担当課長（中央看護専門学校に係る企画調整）</u> <u>（1）学校に係る企画及び調整に関すること。</u> （略）</p> <p>第4条 （略）</p>	<p>第3条 学校の事務を処理するため、次の組織を置く。 （略） （略）</p> <p>2 学校の分掌事務は、次のとおりとする。 管理課 （1）～（3）（略） （4）学生の入学、休学、退学等に関すること。 （5）～（10）（略） （略）</p> <p><u>3 学校における庶務及び経理に関する事務は、管理課長が特に指定する場合を除き、課長補佐（事務）が担当する。</u></p> <p>第4条 （略）</p>

2～5 (略)	2～5 (略)
6 担当課長は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の課長補佐その他の職員を指揮監督する。	
7 (略)	6 (略)

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第26号

健 康 福 祉 局
八事霊園・斎場管理事務所

名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第6号）
の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所（以下「事務所」という。）は、健康福祉局 <u>健康部</u> に属し、霊園及び名古屋市立八事斎場（以下「斎場」という。）の管理運営に関する事務をつかさどる。	第1条 名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所（以下「事務所」という。）は、健康福祉局 <u>生活衛生部</u> に属し、霊園及び名古屋市立八事斎場（以下「斎場」という。）の管理運営に関する事務をつかさどる。
2 （略）	2 （略）
第3条 （略）	第3条 （略）
2 （略）	2 （略）
	<u>3 事務所における庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（斎場）が担当する。</u>
<u>3</u> （略）	<u>4</u> （略）
第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までに、それぞれその前月及び前年の事業成績を <u>健康部長</u> に報告しなければならない。	第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までに、それぞれその前月及び前年の事業成績を <u>生活衛生部長</u> に報告しなければならない。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第27号

健康福祉局
食品衛生検査所

名古屋市食品衛生検査所処務規程（昭和43年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第1条 名古屋市食品衛生検査所（以下「検査所」という。）は、健康福祉局 <u>健康部</u> に属し、所長その他必要な職員を置く。	第1条 名古屋市食品衛生検査所（以下「検査所」という。）は、健康福祉局 <u>生活衛生部</u> に属し、所長その他必要な職員を置く。
第3条（略） 2（略）	第3条（略） 2（略） <u>3 検査所における庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（微生物検査）が担当する。</u>
3（略） 4 所長は、特別の必要があると認めるときは、 <u>第2項の規定にかかわらず、事務を処理させることができる。</u>	4（略）
第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までにそれぞれその前月分及び前年分の事業成績を <u>健康部長</u> に報告しなければならない。	第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までにそれぞれその前月分及び前年分の事業成績を <u>生活衛生部長</u> に報告しなければならない。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

健康福祉局
動物愛護センター

名古屋市動物愛護センター処務規程（昭和39年名古屋市達第17号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第1条 名古屋市動物愛護センター（以下「センター」という。）は、健康福祉局健康部に属し、所長その他必要な職員を置く。	第1条 名古屋市動物愛護センター（以下「センター」という。）は、健康福祉局生活衛生部に属し、所長その他必要な職員を置く。
第3条（略）	第3条（略）
2（略）	2（略）
3（略）	3 センターにおける庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（管理指導）が担当する。
4 所長は、特別の必要があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず、事務を処理させることができる。	4（略）
第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までにそれぞれその前月分及び前年分の事業成績を健康部長に報告しなければならない。	第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までにそれぞれその前月分及び前年分の事業成績を生活衛生部長に報告しなければならない。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第29号

健康福祉局
食肉衛生検査所

名古屋市食肉衛生検査所処務規程（昭和40年名古屋市達第23号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第1条 名古屋市食肉衛生検査所（以下「検査所」という。）は、健康福祉局健康部に属し、所長その他必要な職員を置く。	第1条 名古屋市食肉衛生検査所（以下「検査所」という。）は、健康福祉局生活衛生部に属し、所長その他必要な職員を置く。
第3条（略） 2（略）	第3条（略） 2（略） 3 <u>検査所における庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（指導管理）が担当する。</u>
3（略） 4 <u>所長は、特別の必要があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず、事務を処理させることができる。</u>	4（略）
第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績を健康部長に報告しなければならない。	第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績を生活衛生部長に報告しなければならない。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

健康福祉局
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 保健医療課 (略) 課長補佐(健康危機管理対応力強化に係る調整)</p>	<p>第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 保健医療課 (略) 課長補佐(健康危機管理対応力強化に係る調整) <u>担当部長(健康危機管理)</u> <u>担当課長(健康危機管理)(5)</u> <u>課長補佐(健康危機管理)</u> <u>担当課長(救急対策等)</u> <u>課長補佐(救急対策等)</u> <u>感染症対策課</u> <u>課長補佐(感染症対策)</u> <u>課長補佐(特定感染症等対策)</u> <u>課長補佐(感染症予防)(2)</u> <u>担当課長(予防接種)</u> <u>課長補佐(予防接種)</u> <u>課長補佐(予防接種健康被害救済)</u> <u>担当課長(新興再興感染症対応力強化に係る調整)(2)</u> <u>課長補佐(新興再興感染症対応)</u></p>

健康増進課
(略)
課長補佐(精神保健)
(略)
担当課長(精神保健・いのちの支援)

担当部長(生活衛生)
(略)
感染症対策・調査センター
管理課
課長補佐(管理)
業務課
課長補佐(事業)
課長補佐(感染症対策)
課長補佐(感染症予防の推進)
疫学情報部
課長補佐(情報管理)
課長補佐(疫学調査)

(略)
担当局長(新型コロナウイルス感染症
対策)
新型コロナウイルス感染症対策部
感染症対策課
課長補佐(感染症)
課長補佐(特定感染症等対策)
課長補佐(感染症予防等)
新型コロナウイルス感染症対策課
課長補佐(企画)
課長補佐(推進)
課長補佐(ワクチン接種推進)

力強化に係る調整)
(2)

健康増進課
(略)
(略)
担当課長(精神保健・いのちの支援)
課長補佐(精神保健)
感染症対策・調査センター
管理課
課長補佐(管理)
業務課
課長補佐(事業)
課長補佐(感染症対策)
課長補佐(感染症予防の推進)
疫学情報部
課長補佐(情報管理)
課長補佐(疫学調査)

生活衛生部
(略)

(略)

担当課長（新型コロナウイルス感染症対策） (6)

課長補佐（新型コロナウイルス感染症対策） (8)

担当部長（新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整）

担当部長（新型コロナウイルスワクチンに係る調整） (2)

担当課長（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）

(4)

課長補佐（新型コロナウイルスワクチンに係る調整） (3)

子育て支援部

子育て支援課

課長補佐（母子保健）

(略)

保健センター

(略)

保健予防課

(略)

課長補佐（医務）（東及び西の保健センターを除く。）

課長補佐（感染症対策等）

(略)

第4条 保健所の分掌事務並びに担当部長及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。

健康部

保健医療課

(1) 保健所に係る文書及び公印の管守に関すること（他部課並びに保健センター、感染症対策・調査センター及び動物愛護センターの主管に属するものを除く。）。

(2)～(18) (略)

(19) 他部課並びに保健センター、感染症対策・調査センター及び動物愛護セ

子育て支援部

子育て支援課

課長補佐（母子保健） (2)

(略)

保健センター

(略)

保健予防課

(略)

課長補佐（医務）（東、西及び昭和の保健センターを除く。）

課長補佐（精神保健・健康づくり）

(略)

第4条 保健所の分掌事務並びに担当部長及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。

健康部

保健医療課

(1) 保健所に係る文書及び公印の管守に関すること（他部課並びに保健センター及び感染症対策・調査センターの主管に属するものを除く。）。

(2)～(18) (略)

(19) 保健所長の指定する救急対策等に関すること。

(20) 他部課並びに保健センター及び感染症対策・調査センターの主管に属し

センターの主管に属しないこと。

(略)

担当課長（健康危機管理対応力強化に係る調整）

(1) (略)

健康増進課

(略)

担当課長（精神保健・いのちの支援）

ないこと。

(略)

担当課長（健康危機管理対応力強化に係る調整）

(1) (略)

担当部長（健康危機管理）

(1) 保健所長の指定する健康危機管理に関すること。

担当課長（健康危機管理）(5)

(1) 保健所長の指定する健康危機管理に関すること。

担当課長（救急対策等）

(1) 保健所長の指定する救急対策等に関すること。

(2) 保健所長の指定する感染症対策に係る他局室との調整に関すること。

感染症対策課

(1) 感染症の予防及び医療に係る企画及び調整に関すること。

(2) 感染症予防協議会及び感染症診査協議会に関すること。

(3) 予防接種（法令で定めるものに限る。）に係る企画及び調整に関すること。

(4) 試験検査業務の連絡調整に関すること。

(5) 特定感染症等の対策に関すること。

(6) 保健所長の指定する感染症予防に関すること。

(7) 新興再興感染症対応力強化に係る調整に関すること。

担当課長（予防接種）

(1) 予防接種（法令で定めるものに限る。）に係る企画及び調整に関すること。

担当課長（新興再興感染症対応力強化に係る調整）(2)

(1) 新興再興感染症対応力強化に係る調整に関すること。

健康増進課

(略)

担当課長（精神保健・いのちの支援）

(1) (略)

担当部長(生活衛生)

- (1) 環境衛生に関すること。
- (2) 薬務に関すること。
- (3) 食品衛生に関すること。
- (4) 食品表示に関すること。
- (5) 獣医務に関すること。

環境薬務課

(1)～(13) (略)

食品衛生課

- (1)～(3) (略)
 - (4) 総合衛生管理製造過程制度の総括に関すること。
 - (5)～(15) (略)
- (略)

感染症対策・調査センター
管理課

(1) (略)

感染症対策・調査センター
管理課

- (1) 感染症対策・調査センターに係る文書の収受、発送及び公印の管守並びに物品等の管理に関すること。
 - (2) 感染症対策・調査センター内他部課の主管に属しないこと。
- 業務課
- (1) 感染症対策に係る調査、検体搬送等に関すること。
 - (2) 感染症の病原体に汚染された場所、物件等の消毒に関すること。
 - (3) 浸水時の消毒等の実施に関すること。
 - (4) ねずみ族、昆虫等の駆除、調査及び指導に関すること。
 - (5) 感染症患者の移送等に関すること。
 - (6) 感染症予防の推進に関すること。

疫学情報部

- (1) 保健所長の指定する疫学情報の管理に関すること。
- (2) 感染症、食中毒等に係る疫学調査に関すること。

生活衛生部

環境薬務課

(1)～(13) (略)

- (14) 部内他課並びに食品衛生検査所、動物愛護センター及び食肉衛生検査所の主管に属しないこと。

食品衛生課

(1)～(3) (略)

(4)～(14) (略)

(略)

(1) 感染症対策・調査センターに係る文書の收受、発送及び公印の管守並びに物品等の管理に関すること。

(2) 感染症対策・調査センター内他部課の主管に属しないこと。

業 務 課

(1) 感染症対策に係る調査、検体搬送等に関すること。

(2) 感染症の病原体に汚染された場所、物件等の消毒に関すること。

(3) 浸水時の消毒等の実施に関すること。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除、調査及び指導に関すること。

(5) 感染症患者の移送等に関すること。

(6) 感染症予防の推進に関すること。

疫学情報部

(1) 保健所長の指定する疫学情報の管理に関すること。

(2) 感染症、食中毒等に係る疫学調査に関すること。

(略)

(略)

担 当 局 長 (新型コロナウイルス感染症対策)

新型コロナウイルス感染症対策部

感染症対策課

(1) 感染症の予防及び医療に係る企画及び調整に関すること (新型コロナウイルス感染症対策課の主管に属するものを除く。)

(2) 感染症予防協議会及び感染症診査協議会に関すること。

(3) 予防接種 (法令で定めるものに限る。)に係る企画及び調整に関すること (新型コロナウイルス感染症対策課の主管に属するものを除く。)

(4) 試験検査業務の連絡調整に関すること。

(5) 部内他課の主管に属しないこと。

(6) 特定感染症等の対策に関すること。

(7) 保健所長の指定する感染症予防等に関すること。

新型コロナウイルス感染症対策課

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る企画及び調整に関すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る調査に関すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策の推進に関すること。

(4) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。

(5) 保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

担当課長（新型コロナウイルス感染症対策）(6)

(1) 保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

担当部長（新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整）

(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整に関すること。

担当部長（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）(2)

(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。

担当課長（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）

(4)

(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。

(略)

保健センター

(略)

保健予防課

(1)～(15) (略)

(16) 医務に関すること（東及び西の保健センターを除く。）。

(略)

保健センター

(略)

保健予防課

(1)～(15) (略)

(16) 医務に関すること（東、西及び昭和の保健センターを除く。）。

2 前項の課（保健センター及び感染症対策・調査センターの課を除く。）、食品衛生検査所、動物愛護センター及び食肉衛生検査所（以下この項において「食品衛生検査所等」という。）における庶務及び経理に関する事務は、当該課又は食品衛生検査所等の長が特に指定する場合を除き、当該課及び食品衛生検査所等において筆頭に掲げる課長補佐又は所長補

2・3 (略)

4 担当局長（新型コロナウイルス感染症対策）は、上司の命を受けて新型コロナウイルス感染症等の対策に係る重要事項の企画及び調整を行い、その事項に関して所管の部長その他の職員を指揮監督する。

5 担当部長は、上司の命を受けて分担事項を処理し、その事項に関して所管の課長その他の職員を指揮監督する。

6～8 (略)

9 食品衛生検査所長は、特別の必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、所属職員に事務を処理させることができる。

10 動物愛護センター所長は、特別の必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、所属職員に事務を処理させることができる。

11 食肉衛生検査所長は、特別の必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、所属職員に事務を処理させることができる。

第5条 (略)

2 担当局長（新型コロナウイルス感染症対策）は、健康福祉局担当局長（新型コロナウイルス感染症対策）の職にある者をもって充てる。

3～5 (略)

6 前条に規定する職（担当局長（新型コロナウイルス感染症対策）、保健センター所長、保健センター副所長及び感染症対策・調査センター所長を除く。）及びその補助組織には、健康福祉局健康部、新型コロナウイルス感染症対策部及び衛生研究所、子ども青少年局子育て支援部並びに区役所保健福祉センターにおいて

佐が担当する。

3 保健センターにおける庶務及び経理に関する事務は、保健管理課長又は健康安全課長が特に指定する場合を除き、保健管理課又は健康安全課の課長補佐（企画管理）が担当する。

4・5 (略)

6 担当部長は、上司の命を受けて分担事項を処理し、その事項に関して所管の担当課長その他の職員を指揮監督する。

7～9 (略)

第5条 (略)

2～4 (略)

5 前条に規定する職（保健センター所長、保健センター副所長及び感染症対策調査センター所長を除く。）及びその補助組織には、健康福祉局健康部、生活衛生部及び衛生研究所、子ども青少年局子育て支援部並びに区役所保健福祉センターにおいて同一の名称の職にある者及びその補助組織をもって充てる。

同一の名称の職にある者及びその補助組織をもって充てる。	
-----------------------------	--

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

健康福祉局
精神保健福祉センター

名古屋市精神保健福祉センター処務規程（平成12年名古屋市達第81号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第2条 センターに次の組織を置く。</p> <p>（略）</p> <p><u>所長補佐（精神医療）</u></p> <p>2 センターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) （略）</p>	<p>第2条 センターに次の組織を置く。</p> <p><u>担当課長（精神医療）</u></p> <p>（略）</p> <p>2 センターの分掌事務及び担当課長の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p><u>担当課長（精神医療）</u></p> <p><u>(1) センターにおける精神医療に関すること。</u></p> <p>3 <u>センターにおける庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（管理）が担当する。</u></p>
<p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4 担当課長は、上司の命を受けて分掌事項を掌理し、その事項に関しては、関係の所長補佐その他の職員を指揮監督する。</u></p>
<p><u>4</u> （略）</p>	<p><u>5</u> （略）</p>

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

健康福祉局
厚生院

名古屋市厚生院処務規程（昭和28年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第3条 厚生院に院務を処理するため、次の組織を置く。 管理課 (略) 課長補佐（施設管理等） (略) <u>担当課長（厚生院に係る調整）</u> 課長補佐（厚生院に係る調整） (略)</p> <p>2 <u>厚生院の分掌事務及び担当課長の分掌事項は、次のとおりとする。</u> (略) <u>担当課長（厚生院に係る調整）</u> <u>(1) 厚生院に係る調整に関すること。</u> (略)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>第3条 厚生院に院務を処理するため、次の組織を置く。 管理課 (略) 課長補佐（施設管理） (略)</p> <p>2 厚生院の分掌事務は、次のとおりとする。 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>3 厚生院における庶務及び経理に関する事務は、管理課長が特に指定する場合を除き、庶務に関する事務にあつては課長補佐（管理）が、経理に関する事務にあつては課長補佐（施設管理）が、それぞれ担当する。</u></p> <p>第4条 (略)</p>

2～4 (略)	2～4 (略)
5 <u>担当課長は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の課長補佐その他の職員を指揮監督する。</u>	
<u>6</u> (略)	<u>5</u> (略)

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第33号

ス ポ ー ツ 市 民 局
なごや人権啓発センター

なごや人権啓発センター処務規程（平成26年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 （略） 2 （略）	第 3 条 （略） 2 （略） <u>3 センターにおける庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（事業）が担当する。</u>
<u>3</u> （略）	<u>4</u> （略）

附 則

この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

子ども青少年局
児童福祉センター

名古屋市児童福祉センター処務規程（昭和46年名古屋市達第17号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第3条 センターに次の組織を置く。 管 理 課 (略) 課 長 補 佐 (診療支援) <u>(4)</u> 中央児童相談所 相 談 課 (略) 課 長 補 佐 (<u>障害児に係る相談援助等</u>) (略) 課 長 補 佐 (保護) (略) 中央療育センター (略) 所 長 補 佐 (診療) <u>(2)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 センターの分掌事務及び担当課長の分 担事項は、次のとおりとする。 (略) 中央療育センター (1)～(8) (略)</p>	<p>第3条 センターに次の組織を置く。 管 理 課 (略) 課 長 補 佐 (診療支援) <u>(5)</u> 中央児童相談所 相 談 課 (略) 課 長 補 佐 (<u>障害児相談援助</u>) (略) 課 長 補 佐 (<u>一時保護</u>) (略) 中央療育センター (略) 所 長 補 佐 (診療) <u>(3)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 センターの分掌事務及び担当課長の分 担事項は、次のとおりとする。 (略) 中央療育センター (1)～(8) (略)</p>

<p>(略)</p>	<p><u>(9) 中央療育センター所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>4 前項管理課の分掌事務中第1号に掲げる事務及び中央児童相談所相談課の分掌事務中第1号に掲げる事務は、管理課又は中央児童相談所相談課の長が特に指定する場合を除き、管理課にあつては課長補佐(事務管理)が、中央児童相談所相談課にあつては課長補佐(相談調整)が担当する。</u></p>
------------	--

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第35号

子ども青少年局
西部児童相談所

名古屋市西部児童相談所処務規程（平成22年名古屋市達第27号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 相談所に次の組織を置く。 所長補佐（ <u>管理相談</u> ） （略） 所長補佐（保護） （略） 2 （略）	第3条 相談所に次の組織を置く。 所長補佐（ <u>事務管理</u> ） （略） 所長補佐（ <u>一時保護</u> ） （略） 2 （略） <u>3 相談所における庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（事務管理）が担当する。</u>

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

子ども青少年局
東部児童相談所

名古屋市東部児童相談所処務規程（平成30年名古屋市達第27号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 相談所に次の組織を置く。 所長補佐（ <u>管理相談</u> ） （略） 所長補佐（保護） （略） 2 （略）	第3条 相談所に次の組織を置く。 所長補佐（ <u>事務管理</u> ） （略） 所長補佐（ <u>一時保護</u> ） （略） 2 （略） <u>3 相談所における庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（事務管理）が担当する。</u>

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

子ども青少年局
保 育 園

名古屋市児童福祉施設処務規程（昭和24年名古屋市達第21号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第3条 荘長等は、上司（保育園（内山保育園、星ヶ丘保育園、東保育園、北保育園、上飯田保育園、上名古屋保育園、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、正色保育園、中島保育園、港保育園、宝保育園、守山保育園、大森保育園、鳴子保育園、牧野池保育園、藤里保育園、島田第一保育園及び平針原保育園の園長を除く。）の園長の服務については、主管課長を含む。）の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第4条の2 保育園に副園長（内山保育園</p>	<p>第3条 荘長等は、上司（保育園（内山保育園、星ヶ丘保育園、東保育園、北保育園、上飯田保育園、上名古屋保育園、<u>比良西保育園</u>、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、正色保育園、中島保育園、港保育園、<u>南陽第一保育園</u>、宝保育園、守山保育園、大森保育園、<u>東丘保育園</u>、鳴子保育園、<u>のりくら保育園</u>、牧野池保育園、藤里保育園、島田第一保育園及び平針原保育園の園長を除く。）の園長の服務については、主管課長を含む。）の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>ひばり荘における庶務及び経理に関する事務は、荘長が特に指定する場合を除き、荘長補佐（指導）が担当する。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>第4条の2 保育園に副園長（内山保育園</p>

及び高蔵保育園に限る。)及び園長補佐(保育所等に係る企画調整)(内山保育園、星ヶ丘保育園、東保育園、北保育園、上飯田保育園、上名古屋保育園、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、正色保育園、中島保育園、港保育園、宝保育園、守山保育園、大森保育園、鳴子保育園、牧野池保育園、藤里保育園、島田第一保育園及び平針原保育園に限る。)を置く。

2・3 (略)

第5条 (略)

2 (略)

3・4 (略)

及び高蔵保育園に限る。)及び園長補佐(保育所等に係る企画調整)(内山保育園、星ヶ丘保育園、東保育園、北保育園、上飯田保育園、上名古屋保育園、比良西保育園、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、正色保育園、中島保育園、港保育園、南陽第一保育園、宝保育園、守山保育園、大森保育園、東丘保育園、鳴子保育園、のりくら保育園、牧野池保育園、藤里保育園、島田第一保育園及び平針原保育園に限る。)を置く。

2・3 (略)

第5条 (略)

2 (略)

3 園長は、あけぼの学園における庶務及び経理に関する事務を担当する園長補佐を、園長補佐(指導)の職にある者のうちから1人指定しなければならない。

4・5 (略)

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第38号

子ども青少年局
西部地域療育センター

名古屋市西部地域療育センター処務規程（平成5年名古屋市達第31号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条（略） 2（略）	第3条（略） 2（略） <u>3 センターにおける庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（診療相談）が担当する。</u>

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

住宅都市局
大曾根北・筒井
都市整備事務所

名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所処務規程（昭和56年名古屋市達第53号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第1条 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所（以下「事務所」という。）は、住宅都市局<u>都市整備部</u>に属し、大曾根北土地区画整理事業、<u>大曾根北地区住環境整備事業</u>、筒井土地区画整理事業、筒井地区住環境整備事業及び葵土地区画整理事業（以下「事業」と総称する。）の施行等に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第2条 事務所に次の組織を置く。 （略） 担当課長（筒井地区整備） <u>担当課長（葵地区整備）</u></p> <p>2 事務所の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。 （略） 担当課長（筒井地区整備） (1) （略） <u>担当課長（葵地区整備）</u> (1) <u>葵土地区画整理事業の施行等に関する</u></p>	<p>第1条 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所（以下「事務所」という。）は、住宅都市局<u>市街地整備部</u>に属し、大曾根北土地区画整理事業、筒井土地区画整理事業、筒井地区住環境整備事業及び葵土地区画整理事業（以下「事業」と総称する。）の施行等に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第2条 事務所に次の組織を置く。 （略） 担当課長（筒井・<u>葵</u>地区整備）</p> <p>2 事務所の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。 （略） 担当課長（筒井・<u>葵</u>地区整備） (1) （略） (2) <u>葵土地区画整理事業の施行等に関する</u> <u>こと。</u></p>

<p><u>ること。</u></p> <p>第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績を<u>担当部長（市街地整備）</u>に報告しなければならない。</p>	<p>3 <u>事務所における庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（調査設計）が担当する。</u></p> <p>第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績を<u>市街地整備部長</u>に報告しなければならない。</p>
--	--

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

住宅都市局
緑都市整備事務所

名古屋市緑都市整備事務所処務規程（昭和63年名古屋市達第27号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第1条 名古屋市緑都市整備事務所（以下「事務所」という。）は、住宅都市局都市整備部に属し、有松土地区画整理事業、大高駅前土地区画整理事業、有松駅前第1種市街地再開発事業及び鳴海駅前第2種市街地再開発事業並びに臨海部における整備に係る事業（以下「事業」と総称する。）の施行等に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2条 事務所に次の組織を置く。 (略) 所長補佐（補償）<u>(2)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績を<u>担当部長（市街地整備）</u>に報告しなければならない。</p>	<p>第1条 名古屋市緑都市整備事務所（以下「事務所」という。）は、住宅都市局<u>市街地整備部</u>に属し、有松土地区画整理事業、大高駅前土地区画整理事業、有松駅前第1種市街地再開発事業及び鳴海駅前第2種市街地再開発事業並びに臨海部における整備に係る事業（以下「事業」と総称する。）の施行等に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2条 事務所に次の組織を置く。 (略) 所長補佐（補償） (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 事務所における庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（整備推進）が担当する。</u></p> <p>第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績を<u>市街地整備部長</u>に報告しなければならない。</p>

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第41号

住 宅 都 市 局
ささしまライブ24
総合整備事務所

名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所処務規程（平成5年名古屋市達第35号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第2条 事務所に次の組織を置く。 （略） <u>所長補佐（補償）</u> （略） 2 （略）	第2条 事務所に次の組織を置く。 （略） （略） 2 （略） 3 <u>事務所における庶務及び経理に関する 事務は、所長が特に指定する場合を除 き、所長補佐（調査設計）が担当する。</u>

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

緑 政 土 木 局
ポンプ施設管理事務所

名古屋市ポンプ施設管理事務所処務規程（昭和55年名古屋市達第21号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 名古屋市ポンプ施設管理事務所（以下「事務所」という。）は、緑政土木局河川部に属し、ポンプ所（<u>戸田川排水機場</u>を含む。以下同じ。）、遠隔操作水門及び頭首工の維持管理等に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3条 事務所に次の組織を置く。</p> <p><u>事 務 係</u> <u>管理第一係</u> <u>管理第二係</u></p> <p>2 <u>係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>事 務 係</u></p> <p><u>(1) 事務所の庶務及び経理に関すること。</u></p> <p><u>(2) 工事及び作業上の事務手続に関すること。</u></p> <p><u>(3) 排水ポンプの運転操作に係る研修に関すること。</u></p> <p><u>(4) 他係の主管に属しないこと。</u></p> <p><u>管理第一係</u></p>	<p>第1条 名古屋市ポンプ施設管理事務所（以下「事務所」という。）は、緑政土木局河川部に属し、ポンプ所（<u>排水機場</u>を含む。以下同じ。）、遠隔操作水門及び頭首工の維持管理等に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3条 事務所に次の組織を置く。</p> <p><u>所長補佐（事務）</u> <u>所長補佐（管理第一）</u> <u>所長補佐（管理第二）</u></p> <p>2 <u>事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p>

<p>(1) <u>排水ポンプ及び遠隔操作水門の運転操作に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他ポンプ所及び遠隔操作水門の維持管理に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>管理第二係</u></p> <p>(1) <u>局長の指定するポンプ所（以下「係所管のポンプ所」という。）の排水ポンプ及び頭首工の運転操作に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他係所管のポンプ所及び頭首工の維持管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>係所管のポンプ所の新設工事の施行に関すること。</u></p> <p>3 <u>係に係長を置く。</u></p> <p>4 <u>係長は、所長の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u></p>	<p>(1) <u>排水ポンプ、遠隔操作水門及び頭首工の運転操作に関すること。</u></p> <p>(2) <u>ポンプ所、遠隔操作水門及び頭首工の維持管理に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3 <u>事務所における庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（事務）が担当する。</u></p> <p>4 <u>所長補佐は、所長の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u></p>
---	--

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

緑政土木局
土木事務所

名古屋市土木事務所処務規程（昭和28年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第3条 事務所に次の組織を置く。</p> <p><u>管理係</u></p> <p><u>主査(1)</u>（中村の事務所に限る。）</p> <p><u>主査(2)</u>（中の事務所に限る。）</p> <p><u>維持係</u>（千種、東、昭和、瑞穂、熱田、南、名東及び天白の事務所に限る。）</p> <p><u>維持第一係</u>（北、西、中村、中、中川、港、守山及び緑の事務所に限る。）</p> <p><u>維持第二係</u>（北、西、中村、中、中川、港、守山及び緑の事務所に限る。）</p> <p><u>整備係</u></p> <p>2 係の分掌事務及び主査の分担事項は、</p>	<p>第3条 事務所に次の組織を置く。</p> <p><u>所長補佐(管理)</u></p> <p><u>所長補佐(リニア関連工事等調整)</u> （中村の事務所に限る。）</p> <p><u>所長補佐(公園催事指導)</u>（中の事務所に限る。）</p> <p><u>所長補佐(公園適正利用)</u>（中の事務所に限る。）</p> <p><u>所長補佐(維持)</u>（千種、東、昭和、瑞穂、熱田、南、名東及び天白の事務所に限る。）</p> <p><u>所長補佐(道路・河川維持)</u>（北、西、中村、中、中川、港、守山及び緑の事務所に限る。）</p> <p><u>所長補佐(緑地)</u>（北、西、中村、中、中川、港、守山及び緑の事務所に限る。）</p> <p><u>所長補佐(整備)</u></p>

次のとおりとする。

管 理 係

- (1) 人事の事務手続、文書の收受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- (2) 工事及び作業上の事務手続に関すること。
- (3) 道路、河川、公園等の新設、変更及び廃止の事務手続に関すること。
- (4) 道路、河川、公園等の占用及び使用に関すること。
- (5) 道路の占用料その他道路に係る収入金の徴収に関すること。
- (6) 道路、河川、公園等の監察及び監理並びにこれらに関する監督処分の事務的処理に関すること。
- (7) 道路に関する工事及び占用工事の調整に関すること。
- (8) 道路に関する工事の承認に関すること。
- (9) 自転車駐車対策の事務的処理に関すること。
- (10) 放置自動車対策に関すること。
- (11) 公園における行為許可及び公園施設の使用許可並びに使用料徴収事務に関すること。
- (12) その他所長の指定する特命事項の処理に関すること。
- (13) 他係の主管に属しないこと。

主 査（リニア関連工事等調整）
（中村の事務所に限る。）

- (1) 所長の指定する道路に関する工事及び占用工事の調整に関すること。
- (2) 所長の指定する道路の監察及び監理に関すること。
- (3) 所長の指定する道路に関する監督処分の事務的処理に関すること。

主 査（公園催事指導）（中の事務所に限る。）

- (1) 公園催事指導に関すること。
- 主 査（公園適正利用）（中の事務所に限る。）

- (1) 住居のない者に対する公園の適正な

利用の指導に関すること。

維持係

維持第一係

維持第二係

(1) 道路、河川、公園等の新設、変更、
廃止及び維持管理の技術的処理に関する
こと。

(2) 道路、河川、公園等の工事（小規模
のものに限る。）の施行に関するこ
と。

(3) 道路、河川、公園等の監察及び監理
並びにこれらに関する監督処分
の技術的処理に関すること。

(4) 道路、河川、公園等に係る愛護意識
の高揚に関すること。

(5) 自転車駐車対策の技術的処理に
関すること。

(6) 緑化に関する知識の普及及び市民の
意識の高揚に関すること。

(7) 緑化の指導、助成、相談等の民間
緑化に関すること。

(8) 特別緑地保全地区、保存樹、市民
緑地その他の緑の保全に関するこ
と。

(9) 土取り、埋立て等の行為の指導に
関すること。

(10) その他所長の指定する特命事項の
処理に関すること。

整備係

(1) 道路、河川、公園等の工事（小規模
のものを除く。）の施行に関するこ
と。

(2) 受託工事の施行に関すること。

(3) その他所長の指定する特命事項の
処理に関すること。

第4条 事務所に所長、副所長、係長その他必要な職員を置く。

②・③ (略)

④ 係長は、上司の命を受け、所属の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務所における庶務及び経理に関する
事務は、所長が特に指定する場合を除
き、所長補佐（管理）が担当する。

第4条 事務所に所長、副所長、所長補佐その他必要な職員を置く。

2・3 (略)

4 所長補佐は、上司の命を受け、所属の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

⑤ 主査は、上司の命を受け、分担事項を
処理する。

第5条 削除

第6条 所長は、特別又は緊急の必要があ
ると認めるときは、第3条及び第4条の
規定にかかわらず、事務を処理させるこ
とができる。

第7条 所長は、毎月5日及び1月末まで
に、それぞれその前月分及び前年の事業
成績を参事（地域企画）に報告しなけれ
ばならない。

第8条 （略）

第5条 所長は、毎月5日及び1月末まで
に、それぞれその前月分及び前年の事業
成績を担当部長（地域企画）に報告しな
ければならない。

第6条 （略）

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

緑政土木局
東山総合公園

名古屋市東山総合公園処務規程（昭和43年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第3条 総合公園に、その事務を処理するため、次の組織を置く。</p> <p>管理課</p> <p><u>管理係</u></p> <p><u>業務係</u></p> <p><u>維持係</u></p> <p><u>主査(2)</u></p> <p><u>主幹(1)</u></p> <p><u>主査(2)</u></p> <p>再生整備課</p> <p><u>再生整備係</u></p> <p><u>主幹(1)</u></p> <p><u>主査(2)</u></p> <p>東山動物園</p> <p><u>指導衛生係</u></p> <p><u>飼育第一係</u></p> <p><u>飼育第二係</u></p> <p><u>主幹(1)</u></p>	<p>第3条 総合公園に、その事務を処理するため、次の組織を置く。</p> <p>管理課</p> <p><u>課長補佐(管理)</u></p> <p><u>課長補佐(業務)</u></p> <p><u>課長補佐(維持)</u></p> <p><u>課長補佐(東山の森)</u></p> <p><u>課長補佐(施設管理・調整)</u></p> <p><u>課長補佐(脱炭素化の推進)</u></p> <p><u>担当課長(広報・営業)</u></p> <p><u>課長補佐(広報・営業)</u></p> <p><u>課長補佐(営業施設)</u></p> <p>再生整備課</p> <p><u>課長補佐(再生整備)</u></p> <p><u>担当課長(施設整備)</u></p> <p><u>課長補佐(施設整備)(2)</u></p> <p><u>課長補佐(脱炭素化の推進)</u></p> <p>東山動物園</p> <p><u>園長補佐(指導衛生)</u></p> <p><u>園長補佐(飼育第一)</u></p> <p><u>園長補佐(飼育第二)</u></p> <p><u>担当課長(教育普及等)</u></p>

東山植物園
緑地造園係
指導園芸係
主 幹(1)

第4条 前条の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。

管 理 課
管 理 係

(1) 総合公園の庶務及び経理に関すること。

(2) 財産管理並びに物品の取得及び処分に関すること。

(3) 東山公園及び平和公園（以下「公園」という。）における行為、公園の占有及び公園施設の使用の許可の事務手続に関すること。

(4)・(5) (略)

(6) その他総合公園における事務手続及び連絡調整に関すること。

(7) 他課園係の主管に属しないこと。

業 務 係

(1)～(3) (略)

(4) 公園に係る広報及び宣伝に関すること。

(5) 公園利用者の誘致対策に関すること。

(6) 企業協賛に関すること。

(7) (略)

維 持 係

(1) (略)

(2) 公園の占有及び公園施設の使用上の技術的処理に関すること。

(3)・(4) (略)

主 査 (東山の森)

(1) 総合公園長の指定する公園及び公園施設の維持管理に関すること。

(2) 東山の森（動植物園を除く。）の整備推進に関すること。

(3) なごや東山の森づくりに係る市民協働に関すること。

主 査 (施設管理・調整)

担当課長 (動物導入の推進)

東山植物園

園長補佐 (緑地造園)

園長補佐 (指導園芸)

担当課長 (植物園施設整備)

第4条 総合公園の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。

管 理 課

(1) 総合公園の庶務及び経理、財産管理並びに物品の取得及び処分その他事務手続に関すること。

(2) 東山公園及び平和公園（以下「公園」という。）における行為、公園の占有及び公園施設の使用の許可に関すること。

(3)・(4) (略)

(5) 総合公園における連絡調整に関すること。

(6)～(8) (略)

(9) 公園に係る広報及び営業活動に関すること。

(10) (略)

(11) (略)

(12)・(13) (略)

(1) 東山公園の施設の維持管理及び調整に関すること。

(2) その他総合公園長の指定する総合公園の施設に係る特命事項の処理に関すること。

主 幹 (広報・営業)

(1) 公園に係る広報及び宣伝に関すること。

(2) 公園利用者の誘致対策に関すること。

(3) 企業協賛に関すること。

(4)・(5) (略)

主 査 (広報・営業)

(1) 公園に係る広報及び宣伝に関すること。

(2) 公園利用者の誘致対策に関すること。

(3) 企業協賛に関すること。

(4) 総合公園長の指定する総合公園の管理に係る特命事項の処理に関すること。

主 査 (営業施設)

(1) 営業施設に係る計画、調査及び調整に関すること。

再生整備課

再生整備係

(1) 動植物園の再生に係る建設計画に関すること。

(2) 動植物園の再生に係る建設工事の設計及び施工に関すること。

(3) (略)

(14) 総合公園長の指定する動植物園における脱炭素施策の実施に関すること。

(15) 他課園の主管に属しないこと。

担当課長 (広報・営業)

(1) 観覧券の発売及び改札に関すること。

(2) 行催事の企画及び運営に関すること。

(3) 公園内の警備に関すること。

(4) 公園に係る広報及び営業活動に関すること。

(5)・(6) (略)

再生整備課

(1) 動植物園の再生に係る建設計画及び建設工事に関すること。

(2) (略)

(3) 動植物園における脱炭素施策の計画、調整及び実施(管理課の主管に属するものを除く。)に関すること。

主 幹（施設整備）

(1) 総合公園長の指定する動植物園の再生に係る建設計画に関すること。

(2) 総合公園長の指定する動植物園の再生に係る建設工事の設計及び施工に関すること。

主 査（施設整備）(2)

(1) 総合公園長の指定する動植物園の再生に係る建設計画に関すること。

(2) 総合公園長の指定する動植物園の再生に係る建設工事の設計及び施工に関すること。

東山動物園

指導衛生係

(1) 動物に関する知識の普及啓発に関すること。

(2) (略)

(3) 動物に関する知識の普及啓発に協力する諸団体に関すること。

(4) 動物に関する飼育技術の普及指導に関すること。

(5) (略)

(6) 動物に関する教育活動の推進に関すること。

(7) (略)

(8) コアラの飼料確保に関すること。

(9) 他係の主管に属しないこと。

飼育第一係

飼育第二係

(1) 係所管区域（飼育第一係にあつては本園の区域及び子供動物園の区域を、飼育第二係にあつては北園の区域をいう。以下同じ。）内の動物の飼育管理に関すること（コアラの飼料確保に係るものを除く。）。

(2) 係所管区域内の獣舎その他の動物飼育施設の管理保全に関すること。

(3) 動物の飼育技術の調査研究に関すること。

主 幹（教育普及等）

(1) 動物に関する知識の普及啓発に関する

担当課長（施設整備）

(1) 総合公園長の指定する動植物園の再生に係る建設計画及び建設工事に関すること。

(2) 動植物園における脱炭素施策の計画、調整及び実施（管理課の主管に属するものを除く。）に関すること。

東山動物園

(1) 動物に関する知識の普及啓発、飼育技術の普及指導及び教育活動の推進に関すること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 動物の飼育管理に関すること。

(6) 獣舎その他の動物飼育施設の管理保全に関すること。

担当課長（教育普及等）

(1) 動物に関する知識の普及啓発及び教

ること。

(2) 動物に関する調査研究及び資料の収集に関すること。

(3) 動物に関する知識の普及啓発に協力する諸団体に関すること。

(4) 動物に関する教育活動の推進に関すること。

東山植物園

緑地造園係

(1) (略)

(2) 植物園内の植物の栽培管理及び緑地の保全に関すること。

(3) 他係の主管に属しないこと。

指導園芸係

(1)・(2) (略)

(3) 温室その他特殊栽培施設による植物の栽培及び改良に関すること。

(4) 温室その他の栽培施設（暖房の設備を含む。）の保全に関すること。

主 幹（植物園施設整備）

(1) 総合公園長の指定する植物園の再生に係る建設計画に関すること。

(2) 総合公園長の指定する植物園の再生に係る建設工事の設計及び施工に関すること。

2 課に課長、室に室長、園に園長（東山動物園にあつては、園長及び副園長）、係に係長を置く。

3 課長、室長、園長及び係長は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

4 (略)

5 主幹は、上司の命を受けて分担事項を

育活動の推進に関すること。

(2) 動物に関する調査研究（飼育技術に関するものを除く。）及び資料の収集に関すること。

担当課長（動物導入の推進）

(1) 動物の収集に関すること。

(2) 収集した動物に係る動物飼育施設の調整に関すること。

東山植物園

(1) (略)

(2) 植物園内の植物の栽培管理及び改良並びに緑地の保全に関すること。

(3)・(4) (略)

担当課長（植物園施設整備）

(1) 総合公園長の指定する植物園の再生に係る建設計画及び建設工事に関すること。

2 前条の課又は園における庶務及び経理に関する事務は、当該課又は園の長が特に指定する場合を除き、当該課又は園において筆頭に掲げる課長補佐又は園長補佐が担当する。

3 課に課長、園に園長（東山動物園にあつては、園長及び副園長）を置く。

4 課長及び園長並びに課長補佐及び園長補佐は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 (略)

6 担当課長は、上司の命を受けて分担事

掌理し、その事項に関しては、関係の係長その他の職員を指揮監督する。

6 主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

第5条 総合公園長は、毎月5日までに、前月における総合公園の事務処理の状況を公園緑地・農政監に報告しなければならない。

項を掌理し、その事項に関しては、関係の課長補佐、園長補佐その他の職員を指揮監督する。

第5条 総合公園長は、毎月5日までに、前月における総合公園の事務処理の状況を緑政土木局長に報告しなければならない。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 担当局長 前号の局に置く担当局長及び健康福祉局保健所長（以下「保健所長」という。）をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>（副市長等の共通代決権限事項）</p> <p>第5条 副市長の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 180万円を超える地方自治法第243条の2の2第1項の規定による損害の認定に関する事。</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>（主管副市長の個別代決権限事項）</p> <p>第6条 副市長の市長の事務の補助執行に関する個別代決権限事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 担当局長 前号の局に置く担当局長及び健康福祉局保健所長（以下「保健所長」という。）<u>並びにこれに相当する職にある者をいう。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>（副市長等の共通代決権限事項）</p> <p>第5条 副市長の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 180万円を超える地方自治法第243条の2の8第1項の規定による損害の認定に関する事。</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>（主管副市長の個別代決権限事項）</p> <p>第6条 副市長の市長の事務の補助執行に関する個別代決権限事項は、次に掲げる事項とする。</p>

<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保護施設、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）、幼保連携型認定こども園、老人福祉施設及び<u>婦人保護施設</u>の設置、変更（軽易な変更を除く。）及び廃止の認可又は承認、家庭的保育事業等の開始、変更（軽易な変更を除く。）及び廃止の認可又は承認並びに介護老人保健施設及び介護医療院の開設及び変更の許可に関すること。</p> <p>(6)～(13) (略)</p> <p>(会計室長等の代決権限事項)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計室長及び<u>出納課長</u>は、前項に規定するもののほか、別表第3に掲げる事項についてそれぞれ代決することができる。</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保護施設、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）、幼保連携型認定こども園、老人福祉施設及び<u>女性自立支援施設</u>の設置、変更（軽易な変更を除く。）及び廃止の認可又は承認、家庭的保育事業等の開始、変更（軽易な変更を除く。）及び廃止の認可又は承認並びに介護老人保健施設及び介護医療院の開設及び変更の許可に関すること。</p> <p>(6)～(13) (略)</p> <p>(会計室長等の代決権限事項)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計室長及び<u>会計課長</u>は、前項に規定するもののほか、別表第3に掲げる事項についてそれぞれ代決することができる。</p>
--	--

別表第1 人事・サービス関係の表第5号中「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改め、同表中第35号を第36号とし、第30号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、第29号の次に次の1号を加える。

30	<p>職員の定数外指定（代替として任期を定めて採用される職員を配置する必要があると認められる場合を除く。）に関すること。（総務局長）</p>	<p>職員の定数外指定（代替として任期を定めて採用される職員を配置する必要があると認められる場合に限る。）に関すること。（総務局主管課長）</p>
----	--	---

別表第1 財務関係の表第53号中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

別表第 2 健康福祉局担当局長（医務）の項に次の 2 号を加える。

2	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の 7 による勧告、指示及び公表に関すること。
3	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の 5 第 2 項（第44条の 8 において準用する場合を含む。）及び第51条の 4 第 2 項による要請並びに第44条の 5 第 3 項（第44条の 8 及び第51条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）による意見の申出に関すること。

別表第 2 健康福祉局主管部長の項中第28号を第32号とし、第27号を第31号とし、第26号を第28号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

29	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の 3 第 4 項及び第 5 項（第50条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）による報告の請求に関する事務委託の決定に関すること。
30	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条の 3 第 2 項による要請及び同条第 3 項による意見の申出に関すること。

別表第 2 健康福祉局主管部長の項中第25号を第27号とし、第24号の次に次の 2 号を加える。

25	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の 6 第 1 項による検査等措置協定の締結に関すること。
26	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の 8 第 1 項による報告の請求並びに同条第 3 項による都道府県知事への報告及び公表に関すること。

別表第 2 健康福祉局主管課長の項第59号中

「

(4) 法第44条の 3 第 6 項（第50条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）による市町村長への協力の要請に関すること。
--

- (5) 法第44条の3の2第4項及び第50条の3第4項による厚生労働大臣及び都道府県知事への報告に関すること。
- (6) 法第44条の6による厚生労働大臣への報告に関すること。
- (7) 法第51条、第52条及び第56条の規定による厚生労働大臣に対する通報及び報告に関すること。

を

- (4) 法第44条の3第9項（第50条の2第4項において準用する場合を含む。）による市町村长への協力の要請に関すること。
- (5) 法第44条の3の2、第44条の3の3、第50条の3及び第50条の4による医療費負担の決定に関すること。
- (6) 法第44条の3の5第4項及び第50条の6第4項による厚生労働大臣及び都道府県知事への報告に関すること。
- (7) 法第44条の6による厚生労働大臣への報告に関すること。
- (8) 法第51条、第52条及び第56条の規定による厚生労働大臣に対する通報及び報告に関すること。

に改め、同表第2子ども

青少年局主管部長の項第2号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同表住宅都市局担当局長（まちづくり調整）の項中「担当局長（まちづくり調整）」を「担当局長（都市整備）」に改め、同局担当局長（都市活性）の項中「担当局長（都市活性）」を「担当局長（まちづくり推進）」に改め、同局主管課長の項第3号中「、同条例第11条による許可証の交

付等」を削り、同項第11号から第13号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第3中「会計室出納課長」を「会計室会計課長」に改める。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市達第46号

健康福祉局
区役所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

別表第4 保健センター所長の項第54号中「第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項」を「第44条の3の5第6項及び第50条の6第6項」に改め、同項第55号中「第4項及び第5項」を「第7項及び第8項」に改める。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市会計管理者達第 1号

会 計 室

名古屋市会計管理者事務代決規程（平成27年会計管理者達第 1号）の一部を次のように改正する。

令和 6年 3月 29日

名古屋市会計管理者 清水 貴久子

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（この規程の趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、会計事務の適正かつ能率的な処理を図るため、次長、<u>出納課長及び審査課長</u>（以下「次長等」という。）の責任及び代決権限を定めるものとする。</p> <p>（次長等の責任）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（次長等の代決権限事項）</p> <p>第3条 次長等は、会計管理者の権限に属する会計事務のうち、別表に掲げる事項について代決することができる。</p>	<p>（この規程の趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、会計事務の適正かつ能率的な処理を図るため、次長、<u>会計課長及び担当課長</u>（以下「次長等」という。）の責任及び代決権限を定めるものとする。</p> <p>（次長等の責任）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（次長等の代決権限事項）</p> <p>第3条 次長及び<u>会計課長</u>は、会計管理者の権限に属する会計事務のうち、別表に掲げる事項について代決することができる。</p> <p><u>2 担当課長は、別表に掲げる会計課長の代決権限事項のうち、会計管理者補助組織規則（昭和39年名古屋市規則第35号。以下「補助組織規則」という。）第4条及び第5条の規定により担当課長が分担を受けた事務（以下、「担当課長分担事務」という。）に係るものに限り、会計課長に代わって代決することができる。</u></p>

(臨時代決)
第4条 (略)

2 課長に事故があるときは、課長の代決権限事項について、次長が代決することができる。

3 次長は、第1項の規定により代決した事項については、事後直ちに会計管理者に報告しなければならない。

(異例又は特に重要な事項の処理)
第5条 (略)

別表

	次長	出納課長	審査課長
1		名古屋市会計規則(昭	規則第9条に規定する

(臨時代決)
第4条 (略)

2 前項の場合において、次長に事故があるときは、会計課長又は担当課長がその事項を代決することができる。ただし、担当課長は、担当課長分担事務に係るものに限り、会計課長に代わって代決することができる。

3 次長の代決権限事項について、会計管理者及び次長に事故があるときで急施を要する場合には、会計課長又は担当課長がその事項を代決することができる。ただし、担当課長は、担当課長分担事務に係るものに限り、会計課長に代わって代決することができる。

4 会計課長に事故があるときは、会計課長の代決権限事項について、次長が代決することができる。ただし、担当課長分担事務に係るものについては、担当課長にも事故があるときに限り代決することができる。

5 前項の場合において、会計管理者及び次長に事故があるときは、担当課長がその事項を代決することができる。

6 次長等は、第1項又は第2項の規定により代決した事項については、事後直ちに会計管理者に報告しなければならない。

7 会計課長又は担当課長は、第3項の規定により代決した事項については、事後直ちに次長に報告しなければならない。

8 担当課長は、第5項の規定により代決した事項については、事後直ちに会計課長に報告しなければならない。

(異例又は特に重要な事項の処理)
第5条 (略)

別表

	次長	会計課長	
1		名古屋市会計規則(昭	

		和 39 年名 古屋市規則 第 5 号。以 下「規則」 という。)) 第 9 条に規 定する出納 員等(審査 出納員を除 く。)の任 命及び更迭 の通知に関 すること。	出納員等 (審査出納 員に限 る。)の任 命及び更迭 の通知に関 すること。			和 39 年名 古屋市規則 第 5 号。以 下「規則」 という。)) 第 9 条に規 定する出納 員等の任命 及び更迭の 通知に関す ること。	
(略)				(略)			
14			規則第 54 条第 2 項に 規定する戻 入通知の受 理に関する こと。	14		規則第 54 条第 2 項に 規定する戻 入通知の受 理に関する こと。	
15		(略)		15		(略)	
16	規則第 62 条第 1 号に 規定する支 出負担行為 の事前合議 に関するこ と(執行の 決定に係る 代決権限が 局長、監、 区長及び部 長にあるも のに限 る。)		規則第 62 条第 1 号に 規定する支 出負担行為 の事前合議 に関するこ と(執行の 決定に係る 代決権限が 課長にある ものに限 る。)				
17	規則第 62 条第 2 号に 規定する支 出負担行為 のうち、前 年度から契 約金額、契 約期間その			16	規則第 62 条に規定す る支出負担 行為のうち 、前年度 から契約金 額、契約期 間その他軽		

	他輕易な事項のみを変更する契約を行うものの事前合議に関すること。				易な事項のみを変更する契約を行うものの事前合議に関すること。		
18			<u>報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、賃金並びに定例的な謝金及び旅費の支出命令の審査に関すること。</u>	17			<u>報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、賃金並びに定例的な謝金及び旅費の支出命令の審査に関すること。</u>
19			<u>電灯電力料、ガス料、電話料、水道料、保険料等の定例的な支出の命令の審査に関すること。</u>	18			<u>電灯電力料、ガス料、電話料、水道料、保険料等の定例的な支出の命令の審査に関すること。</u>
20			<u>国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金又は愛知県後期高齢者医療広域連合に対する負担金等の支出命令の審査に関すること。</u>	19			<u>国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金又は愛知県後期高齢者医療広域連合に対する負担金等の支出命令の審査に関すること。</u>

21			<u>医療機関に支払う国民健康保険高額療養費、事業者に支払う配食サービス費、公害医療機関に支払う医療費、事業者に支払う障害者自立支援給付費等、事業者に支払う教育・保育給付等又は施設に支払う措置費等の定例的な支出命令の審査に関すること。</u>
20			<u>医療機関に支払う国民健康保険高額療養費、事業者に支払う配食サービス費、公害医療機関に支払う医療費、事業者に支払う障害者自立支援給付費等、事業者に支払う教育・保育給付等又は施設に支払う措置費等の定例的な支出命令の審査に関すること。</u>
22	(略)		<u>規則第 64 条第 5 項に規定する定期支払の登録の審査（支払時期毎の支払金額が 500 万円以下のものに限る。）及び規則第 70 条に規定する定期支払に係る支出命令の審査に関すること。</u>
21	(略)		<u>規則第 64 条第 5 項に規定する定期支払の登録の審査（支払時期毎の支払金額が 500 万円以下のものに限る。）及び規則第 70 条に規定する定期支払に係る支出命令の審査に関すること。</u>
23	(略)		<u>1 件 500 万円以下(規</u>
22	(略)		<u>1 件 500 万円以下(規</u>

			則第 68 条 に規定する 同一時期に 多数の債権 者に支払う 経費にあつ ては、債権 者ごとの金 額。)の経 費の支出の 命令(第 18 号から前号 までの場合 を除く。)の 審査に関 すること。			則第 68 条 に規定する 同一時期に 多数の債権 者に支払う 経費にあつ ては、債権 者ごとの金 額。)の経 費の支出の 命令(第 18 号から前号 までの場合 を除く。)の 審査に関 すること。	
24			振替命令、 還付命令及 び更正命令 の審査に関 すること。	23		振替命令、 還付命令及 び更正命令 の審査に関 すること。	
25	(略)			24	(略)		
26			規則第 79 条第 5 項及 び第 82 条 第 3 項に規 定する精算 書の確認に 関すること。 と。	25		規則第 79 条第 5 項及 び第 82 条 第 3 項に規 定する精算 書の確認に 関すること。 と。	
27	(略)		規則第 91 条第 4 項に 規定する支 出命令等取 消通知書の 受理及び同 条第 6 項に 規定する通 知に関する こと(命令 の審査につ いて代決権 限を有する	26	(略)	規則第 91 条第 4 項に 規定する支 出命令等取 消通知書の 受理及び同 条第 6 項に 規定する通 知に関する こと(命令 の審査につ いて代決権 限を有する	

			<u>ものに限</u> <u>る。)</u> 。			<u>ものに限</u> <u>る。)</u> 。	
<u>28</u> ～ <u>34</u>	(略)				<u>27</u> ～ <u>33</u>	(略)	
<u>35</u>			<u>歳入歳出外</u> <u>現金の払出</u> <u>しの通知の</u> <u>審査に關す</u> <u>ること。</u>	<u>34</u>		<u>歳入歳出外</u> <u>現金等の払</u> <u>出しの通知</u> <u>の審査に關</u> <u>すること。</u>	
<u>36</u> ～ <u>39</u>	(略)			<u>35</u> ～ <u>38</u>	(略)		
<u>40</u>		(略)		<u>39</u>		(略)	
<u>41</u>		<u>規則第 142</u> <u>条第 2 項に</u> <u>規定する重</u> <u>要物品の不</u> <u>用の決定の</u> <u>協議に關す</u> <u>ること。</u>					
<u>42</u> ～ <u>44</u>	(略)			<u>40</u> ～ <u>42</u>	(略)		
<u>45</u>	(略)	(略)	<u>前各号に準</u> <u>ずる定例又</u> <u>は軽易な事</u> <u>項にかかる</u> <u>意思決定に</u> <u>關するこ</u> <u>と。</u>	<u>43</u>	(略)	(略)	

附 則

この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市会達第 1 号

名古屋市会事務局課長補佐設置規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市会議長 成 田 たかゆき

名古屋市会事務局課長補佐設置規程

名古屋市会事務局の課に次の組織を置く。

総 務 課

課長補佐（庶務）

課長補佐（経理・情報）

課長補佐（秘書）（2）

議 事 課

課長補佐（議事）

課長補佐（委員会）

調 査 課

課長補佐（調査）

課長補佐（法制）

課長補佐（図書広報）

附 則

- 1 この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 名古屋市会事務局係及び主査設置規程（昭和 25 年市会達第 3 号）は、廃止する。

名古屋市会達第 2 号

名古屋市会事務局処務規程（昭和25年名古屋市会達第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市会議長 成 田 たかゆき

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 2 条 （略） 2 事務局長は、議長の承認を得て課に <u>係及び主査</u> を置くことができる。 附 則 3 事務局長は、当分の間、必要があるときは、その事務を分担させるため、議長の承認を得て事務局に <u>主幹</u> を置くことができる。 4 前項に規定する <u>主幹</u> は、上司の命を受けて分担事項を処理する。	第 2 条 （略） 2 事務局長は、議長の承認を得て課に <u>課長補佐</u> を置くことができる。 附 則 3 事務局長は、当分の間、必要があるときは、その事務を分担させるため、議長の承認を得て事務局に <u>担当課長</u> を置くことができる。 4 前項に規定する <u>担当課長</u> は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

附 則

この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市会達第 3 号

市会事務局職員の職名及び補職名規程（昭和34年名古屋市会達第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市会議長 成 田 たかゆき

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規程は、名古屋市職員定数条例施行細則（昭和33年名古屋市規則第73号）第<u>5</u>条の規定に基づき、事務局職員の職名及び補職名を定めることを目的とする。</p> <p>（書記の補職名）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 課<u>又は係</u>の長に補せられた書記の補職名は、事務局及びその<u>所管又は所属する課又は係</u>の名を冠した長の名称とする。</p> <p>3 <u>主幹</u>に補せられた書記の補職名は、事務局<u>主幹</u>とする。</p> <p>4 <u>主査</u>に補せられた書記の補職名は、事務局及びその所属する課の名を冠した<u>主査</u>の名称とする。</p> <p>5 前 4 項に規定する者以外の書記の補職名は、事務局の名を冠した次の名称とする。</p> <p>主事、運転士</p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規程は、名古屋市職員定数条例施行細則（昭和33年名古屋市規則第73号）第<u>4</u>条の規定に基づき、事務局職員の職名及び補職名を定めることを目的とする。</p> <p>（書記の補職名）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 課の長に補せられた書記の補職名は、事務局及びその所属する課の名を冠した長の名称とする。</p> <p>3 <u>担当課長</u>に補せられた書記の補職名は、事務局<u>担当課長</u>とする。</p> <p>4 <u>課長補佐</u>に補せられた書記の補職名は、事務局及びその所属する課の名を冠した<u>課長補佐</u>の名称とする。</p> <p>5 前 4 項に規定する者以外の書記の補職名は、事務局の名を冠した次の名称とする。</p> <p><u>主任</u>、<u>主事</u>、運転士</p>

附 則

この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市会達第 4 号

市会事務局事務局長以下代決規程（平成12年名古屋市会達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市会議長 成 田 たかゆき

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（この規程の趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、市会事務局における事務の適正かつ能率的な運営を図るため、事務局長、次長、課長（<u>主幹</u>を含む。以下同じ。）及び<u>係長</u>の責任及び代決権限を定めるものとする。</p> <p>（事務局長の代決権限事項）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、事務局長は、副市長以下代決規程第10条第 2 項の規定による代決権限事項のうち、同規程別表第 1（財務関係の表に限る。）中局長の欄及び<u>監</u>の欄に掲げる事項について代決するものとする。</p> <p>（共通代決権限事項）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 <u>係長</u>の共通代決権限事項は、別表第 1 の 2 のとおりとする。</p> <p>（臨時代決）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 この規程による<u>係長</u>の代決権限事項については、<u>係長</u>が欠けたとき又は<u>係長</u>に事故があるときは、主管の課長が代決することができる。</p> <p>5 （略）</p>	<p>（この規程の趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、市会事務局における事務の適正かつ能率的な運営を図るため、事務局長、次長、課長（<u>担当課長</u>を含む。以下同じ。）及び<u>課長補佐</u>の責任及び代決権限を定めるものとする。</p> <p>（事務局長の代決権限事項）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、事務局長は、副市長以下代決規程第10条第 2 項の規定による代決権限事項のうち、同規程別表第 1（財務関係の表に限る。）中局長の欄及び<u>担当局長</u>の欄に掲げる事項について代決するものとする。</p> <p>（共通代決権限事項）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 <u>課長補佐</u>の共通代決権限事項は、別表第 1 の 2 のとおりとする。</p> <p>（臨時代決）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 この規程による<u>課長補佐</u>の代決権限事項については、<u>課長補佐</u>が欠けたとき又は<u>課長補佐</u>に事故があるときは、主管の課長が代決することができる。</p> <p>5 （略）</p>

別表第1第1号中「係長（主査を含む。以下この表において同じ。）」を「課長補佐」に改め、同表第3号、第5号、第10号及び第18号中「係長」を「課長補佐」に改める。

別表第1の2中「係長」を「課長補佐」に改める。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市会達第 5 号

市会事務局情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市会達第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市会議長 成 田 たかゆき

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（行政文書の閲覧区分）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2 文書管理システム（規則第 2 条第 6 号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 3 項に規定する要配慮個人情報又は秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、<u>係内又は回議者のみ</u>としなければならない。</p> <p>第11条 （略）</p> <p>2 <u>課の庶務を担当する係の長</u>（これに準ずる者を含む。第25条において同じ。）は、所管課長の指示を受け、課における文書事務を処理する。</p> <p>（浄書及び照合）</p> <p>第25条 施行を要する行政文書の浄書及び原議との照合は、<u>係の長</u>の責任において、誤りのないよう慎重に行わなければならない。</p>	<p>（行政文書の閲覧区分）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2 文書管理システム（規則第 2 条第 6 号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 3 項に規定する要配慮個人情報又は秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、<u>回議者のみ</u>としなければならない。</p> <p>第11条 （略）</p> <p>2 <u>庶務担当の課長補佐</u>（これに準ずる者を含む。第25条において同じ。）は、所管課長の指示を受け、課における文書事務を処理する。</p> <p>（浄書及び照合）</p> <p>第25条 施行を要する行政文書の浄書及び原議との照合は、<u>課長補佐</u>の責任において、誤りのないよう慎重に行わなければならない。</p>

別表第 1 行政文書分類表第 3 分類の項中「係」を「名古屋市会事務局課長補佐設置規程第 1 条に規定する課長補佐の名称の括弧内に表示する担当業務」

に改め、同表第4分類の項中「係」を「課」に改める。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市監査委員規程第1号

名古屋市監査事務局規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和6年3月29日

名古屋市監査委員	小 出 昭 司
同	うえぞの 晋 介
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

名古屋市監査事務局規程の一部を改正する規程

名古屋市監査事務局規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（組織）</p> <p>第2条 局に次の組織を置く。</p> <p>監査管理課</p> <p> <u>庶務係</u></p> <p> <u>監査企画係</u></p> <p> <u>主査(2)</u></p> <p><u>主幹(1)</u></p> <p>事務監査課</p> <p> <u>監査第一係</u></p> <p> <u>監査第二係</u></p> <p> <u>主査(1)</u></p> <p><u>工事監査室</u></p> <p> <u>工事監査係</u></p> <p> <u>主査(1)</u></p> <p>（役職者）</p> <p>第3条 局に事務局長、次長を置く。</p> <p>2 課に課長、室に室長、係に係長を置く。</p>	<p>（組織）</p> <p>第2条 局に次の組織を置く。</p> <p>監査管理課</p> <p> <u>課長補佐（庶務）</u></p> <p> <u>課長補佐（監査）(3)</u></p> <p><u>担当課長（特別監査等）</u></p> <p>事務監査課</p> <p> <u>課長補佐（監査）(3)</u></p> <p><u>工事監査課</u></p> <p> <u>課長補佐（工事監査）(2)</u></p> <p>（役職者）</p> <p>第3条 局に事務局長、次長を置く。</p> <p>2 課に課長を置く。</p>

<p>(職務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 課長、<u>室長及び係長</u>は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 <u>主幹及び主査</u>は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</p> <p>(代理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 事務局長及び次長ともに事故があるときは、<u>主管の課長、室長又は主幹</u>がその職務を代理する。</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 <u>課室及び係の事務分掌並びに主幹及び主査の分担事項は、別表のとおりとする。</u></p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>別表</p> <p>監査管理課</p> <p><u>庶務係</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 局内他課室係の主管に属しないこと。</u></p> <p><u>監査企画係</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 住民監査請求に基づく監査に関すること。</u></p> <p><u>(3) 公営企業会計に係る事務事業の監査に関すること。</u></p> <p><u>(4) 公営企業会計の決算審査に関すること。</u></p> <p><u>(5) 例月出納検査(公営企業会計に係るものに限る。)に関すること。</u></p> <p><u>(6) 財政援助団体等監査に関すること。</u></p> <p><u>(7) 特定のテーマを定めて実施する監査に関すること。</u></p> <p><u>(8) 外部監査に関すること。</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 課長及び<u>課長補佐</u>は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 <u>担当課長</u>は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</p> <p>(代理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 事務局長及び次長ともに事故があるときは、<u>主管の課長又は担当課長</u>がその職務を代理する。</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 課の事務分掌並びに<u>担当課長の分担事項は、別表のとおりとする。</u></p> <p>第7条 <u>課における庶務に関する事務は、当該課の長が指定する課長補佐が担当する。</u></p> <p>第8条～第9条 (略)</p> <p>別表</p> <p>監査管理課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 公営企業会計に係る事務事業の監査に関すること。</u></p> <p><u>(8) 公営企業会計の決算審査に関すること。</u></p> <p><u>(9) 例月出納検査(公営企業会計に係るものに限る。)に関すること。</u></p> <p><u>(10) 実査当日に通知して実施する監査に関すること。</u></p> <p><u>(11) 特定のテーマを定めて実施する監査に関すること。</u></p> <p><u>(12) 財政援助団体等監査に関すること。</u></p> <p><u>(13) 住民監査請求に基づく監査に関すること。</u></p>
---	--

<p>(9) <u>実査当日に通知して実施する監査に関すること。</u></p> <p>(10) <u>健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。</u></p> <p>(11) (略)</p> <p><u>主査（公営企業監査等）</u></p> <p>(1) <u>公営企業会計に係る事務事業の監査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公営企業会計の決算審査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>例月出納検査（公営企業会計に係るものに限る。）に関すること。</u></p> <p>(4) <u>財政援助団体等監査に関すること。</u></p> <p>(5) <u>特定のテーマを定めて実施する監査に関すること。</u></p> <p>(6) <u>健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。</u></p> <p><u>主査（外部監査等）</u></p> <p>(1) <u>外部監査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>実査当日に通知して実施する監査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>内部統制評価報告書審査に関すること。</u></p> <p><u>主幹（特別監査等）</u></p> <p>(1) <u>住民監査請求に基づく監査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>財政援助団体等監査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>外部監査に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>事務監査課 監査第一係</p>	<p>(14) <u>外部監査に関すること。</u></p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) <u>局内他課の主管に属しないこと。</u></p> <p><u>担当課長（特別監査等）</u></p> <p>(1) <u>公営企業会計に係る事務事業の監査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公営企業会計の決算審査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>例月出納検査（公営企業会計に係るものに限る。）に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>特定のテーマを定めて実施する監査に関すること。</u></p> <p>(6) <u>財政援助団体等監査に関すること。</u></p> <p>(7) <u>住民監査請求に基づく監査に関すること。</u></p> <p>(8) <u>外部監査に関すること。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>事務監査課</p>
---	---

<p><u>監査第二係</u> (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 他係の主管に属しないこと (監査第一係に限る。)</u>。 <u>主査 (事務監査)</u> (1) <u>事務局長の指定する一般会計及び特別会計に係る事務事業の監査に関する</u> <u>こと。</u> (2) <u>事務局長の指定する一般会計及び特別会計の決算審査に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>工事監査室</u> <u>工事監査係</u> <u>主査 (工事監査)</u> (1) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>工事監査課</u></p> <p>(1) (略)</p>
--	---

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市監査委員規程第2号

事務局長以下代決規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和6年3月29日

名古屋市監査委員	小 出 昭 司
同	う え ぞ の 晋 介
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

事務局長以下代決規程の一部を改正する規程

事務局長以下代決規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、名古屋市監査事務局規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第1号）第3条に規定する事務局長、次長、課長（<u>室長及び主幹</u>を含む。以下同じ。）及び係長（<u>主査</u>を含む。次条において同じ。）の代決権限を定めるものとする。</p> <p>（事務局長代決権限事項）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) 所属員（<u>係長</u>以上を除く。）の任免に関すること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 所属員（<u>係長</u>以上を除く。）の分限及び懲戒に関すること。</p> <p>(4)～(13) （略）</p> <p>(14) 所属員（<u>係長</u>以上を除く。）の配置決定に関すること。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、名古屋市監査事務局規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第1号）第3条に規定する事務局長、次長、課長（<u>担当課長</u>を含む。以下同じ。）及び課長補佐の代決権限を定めるものとする。</p> <p>（事務局長代決権限事項）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) 所属員（<u>課長補佐</u>以上を除く。）の任免に関すること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 所属員（<u>課長補佐</u>以上を除く。）の分限及び懲戒に関すること。</p> <p>(4)～(13) （略）</p> <p>(14) 所属員（<u>課長補佐</u>以上を除く。）の配置決定に関すること。</p>

<p>(15) (略)</p> <p>(16) 予算の執行（副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）第14条の2第1項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及び物品の管理に関する事務並びに外部監査に関する事務については、同規程別表第1中、局長及び監の欄に掲げる事項に関する事。</p> <p>(17)～(18) (略) （課長共通代決権限事項）</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 所属員の日帰りの旅行命令並びに係長の在勤地及び附近地の出張命令に関する事。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>（係長共通代決権限事項）</p> <p>第5条 係長の代決権限事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 課又は室に所属する一般職員の在勤地及び附近地の出張命令に関する事（当該課又は室に所属する主査に限る。）。</p>	<p>(15) (略)</p> <p>(16) 予算の執行（副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）第14条の2第1項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及び物品の管理に関する事務並びに外部監査に関する事務については、同規程別表第1中、局長及び担当局長の欄に掲げる事項に関する事。</p> <p>(17)～(18) (略) （課長共通代決権限事項）</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 所属員（担当課長の場合は分担事項の執行について指揮監督する職員。以下同じ。）の日帰りの旅行命令並びに課長補佐の在勤地及び附近地の出張命令に関する事。</p> <p>(2)～(10) (略) （課長補佐共通代決権限事項）</p> <p>第5条 課長補佐の代決権限事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>
---	--

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市監査委員規程第3号

名古屋市監査事務局職員の職名及び補職名規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和6年3月29日

名古屋市監査委員	小 出 昭 司
同	うえぞの 晋 介
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

名古屋市監査事務局職員の職名及び補職名規程の一部を改正する規程

名古屋市監査事務局職員の職名及び補職名規程（昭和49年名古屋市監査委員規程第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（補職名） 第3条（略） 2 次長に補せられた書記の補職名は、監査事務局次長とし、<u>課、室又は係の長</u>に補せられた書記の補職名は局及びその所管又は所属する<u>課、室又は係の名</u>を冠した長の名称とする。 3 <u>主幹</u>に補せられた書記の補職名は、監査事務局<u>主幹</u>とする。 4 <u>主査</u>に補せられた書記の補職名は、<u>局及びその所属する課又は室の名</u>を冠した<u>主査</u>の名称とする。</p>	<p>（補職名） 第3条（略） 2 次長に補せられた書記の補職名は、監査事務局次長とし、<u>課の長</u>に補せられた書記の補職名は局及びその所管又は所属する<u>課の名</u>を冠した長の名称とする。 3 <u>担当課長</u>に補せられた書記の補職名は、監査事務局<u>担当課長</u>とする。 4 <u>課長補佐</u>に補せられた書記の補職名は、局及びその所属する<u>課の名</u>を冠した<u>課長補佐</u>の名称とする。 5 <u>主任</u>に補せられた書記の補職名は、<u>監査事務局主任</u>とする。</p>

5 前3項に規定する者以外の書記の補職名は、その者の職務に応じ、局の名を冠した次の名称とする。	6 前4項に規定する者以外の書記の補職名は、その者の職務に応じ、局の名を冠した次の名称とする。
---	---

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市監査委員規程第 4 号

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市監査委員	小 出 昭 司
同	うえぞの 晋 介
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程（平成16年名古屋市監査委員規程第 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>(1) 課 事務局に属する課及び室をいう。</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>（行政文書の閲覧区分）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2 文書管理システム（規則第 2 条第 6 号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項に規定する要配慮個人</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>(1) 課 事務局に属する課をいう。</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>（行政文書の閲覧区分）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2 文書管理システム（規則第 2 条第 6 号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項に規定する要配慮個人</p>

情報又は秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、係内又は回議者のみとしなければならない。
 (行政文書の管理体制)
 第 11 条 (略)
 2 課の庶務を担当する係の長は、所管課長の指示を受け、課における文書事務を処理する。
 (課における文書の收受)
 第 15 条 前条の規定により配布された文書は、課の庶務を担当する係において、次の各号に定める手続により処理しなければならない。
 (1) (略)
 (2) 担当者が明らかでないもの 直ちに 課の庶務を担当する係の長が閲覧し、担当者を定め、配布する。
 (3) (略)
 (文書記号及び文書番号)
 第 21 条 (略)
 (1)～(2) (略)
 (3) 工事監査室所管の文書 「年度」 監工第 号
 (浄書及び照合)
 第 26 条 施行を要する行政文書の浄書及び原議との照合は、係の長の責任において、誤りのないよう慎重に行わなければならない。
 (契印)
 第 28 条 行政文書の施行に当たっては、施行文書と原議を契印するものとする。ただし、施行文書又は原議が電子情報である場合は、この限りでない。

別表第 1 行政文書分類表

第 1 分類	第 2 分類	第 3 分類	第 4 分類
共 通	市長部局の例による。		
監査事務局	第 2 分類は、原則として課相当の名称と	第 3 分類は、原則として係相当の名称と	第 4 分類は、係の分掌事務又は個別事業等

情報又は秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、回議者のみとしなければならない。
 (行政文書の管理体制)
 第 11 条 (略)
 2 庶務担当の課長補佐(これに準ずる者を含む。以下同じ。)は、所管課長の指示を受け、課における文書事務を処理する。
 (課における文書の收受)
 第 15 条 前条の規定により配布された文書は、課において、次の各号に定める手続により処理しなければならない。
 (1) (略)
 (2) 担当者が明らかでないもの 直ちに 庶務担当の課長補佐が閲覧し、担当者を定め、配布する。
 (3) (略)
 (文書記号及び文書番号)
 第 21 条 (略)
 (1)～(2) (略)
 (3) 工事監査課所管の文書 「年度」 監工第 号
 (浄書及び照合)
 第 26 条 施行を要する行政文書の浄書及び原議との照合は、課長補佐の責任において、誤りのないよう慎重に行わなければならない。
 (契印)
 第 28 条 行政文書の施行に当たっては、特に必要があるときは、施行文書と原議を契印することができる。

別表第 1 行政文書分類表

第 1 分類	第 2 分類	第 3 分類	第 4 分類
共 通	市長部局の例による。		
監査事務局	第 2 分類は、原則として課相当の名称と	第 3 分類は、原則として監査事務局規程第	第 4 分類は、課の分掌事務又は個別事業等

	し、事務局長が定める。	し、所管課長と監査管理課長が協議して定める。	の名称とし、所管課長が監査管理課長と協議して定める。		し、事務局長が定める。	<u>2条に規定する課長補佐の名称の括弧内に表示する担当業務相当の名称とし、所管課長が監査管理課長と協議して定める。</u>	の名称とし、所管課長が監査管理課長と協議して定める。
--	-------------	------------------------	----------------------------	--	-------------	--	----------------------------

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 1 号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）
の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 2 条 事務局に次の部、 <u>課及び室</u> を置く。 総務部 （略） <u>人権教育室</u> （略） 新しい学校づくり推進部 <u>新しい学校づくり推進室</u> <u>子ども応援室</u> <u>指導部</u> <u>指導室</u>	第 2 条 事務局に次の部 <u>及び課</u> を置く。 総務部 （略） <u>人権教育課</u> （略） 新しい学校づくり推進部 <u>新しい学校づくり推進課</u> <u>子ども応援課</u> <u>教育支援部</u> <u>義務教育課</u>

(略)

生涯学習部

(略)

部活動振興室

文化財保護室

第3条 前条の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

総務課

(1)～(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、事務局の主管事務で他の部課室の主管に属しないこと。

(略)

人権教育室

(1) (略)

教育環境整備課

(1) 学校教育における子どもの学習環境及び施設のあり方に係る総合的な計画の立案に関すること（他の部課室の主管に属することを除く。）。

(2)～(10) (略)

(略)

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進室

(1)～(5) (略)

(6) 子ども適応相談センターに関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の室の主管に属しない事務に関すること。

子ども応援室

(1)・(2) (略)

(3) 児童生徒の支援（他の部室の主管に属するものを除く。）に関すること。

(4) 児童生徒の支援体制の調査研究（他の部室の主管に属するものを除く。）

高等学校教育課

特別支援教育課

(略)

生涯学習部

(略)

部活動振興課

文化財保護課

第3条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

総務課

(1)～(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、事務局の主管事務で他の部課の主管に属しないこと。

(略)

人権教育課

(1) (略)

教育環境整備課

(1) 学校教育における子どもの学習環境及び施設のあり方に係る総合的な計画の立案に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。

(2)～(10) (略)

(略)

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進課

(1)～(5) (略)

(6) 教育支援センターに関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

子ども応援課

(1)・(2) (略)

(3) 児童生徒の支援（他の部課の主管に属するものを除く。）に関すること。

(4) 児童生徒の支援体制の調査研究（他の部課の主管に属するものを除く。）

に関すること。

指導部

指導室

- (1) 学校教育の指導に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (2) 教科書その他の教材の取扱に関すること。
- (3) 教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

(4) 産業教育審議会及びいじめ対策検討会議に関すること。

(5)・(6) (略)

に関すること。

教育支援部

義務教育課

- (1) 学校教育の指導に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。
- (2) 教科書その他の教材の取扱に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。
- (3) 教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。
- (4) いじめの防止等のための対策の推進に関すること。
- (5) いじめ対策検討会議に関すること。

(6) キャリア教育の推進に関すること。

(7)・(8) (略)

高等学校教育課

- (1) 高等学校教育の指導に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (2) 高等学校の教科書その他の教材の取扱に関すること。
- (3) 高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (4) 高等学校の入学者選抜に関すること。
- (5) 産業教育審議会に関すること。

特別支援教育課

- (1) 特別支援教育の指導に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (2) 特別支援学校の教科書その他の教材の取扱に関すること。
- (3) 特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (4) 特別支援学校の入学者選抜に関すること。

学校DX推進課

- (1) (略)
- (2) 学校における情報化の専門的及び技術的な調査研究に関すること（他の部室の主管に属することを除く。）。
- (3) (略)
- (4) 情報教育等に関する研修の企画に関すること（他の室の主管に属することを除く。）。
- (5) 情報教育ネットワークの運用管理に関すること。

学校保健課

- (1)・(2) (略)
- (3) 学校安全に関すること（他の部課室の主管に属することを除く。）。
- (4)～(6) (略)

生涯学習部

生涯学習課

- (1)～(4) (略)
- (5) 社会教育施設（他の室の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (6)・(7) (略)
- (8) 社会教育関係団体（他の室の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (9) (略)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の室の主管に属しない事務に関すること。

部活動振興室

- (1)～(3) (略)

文化財保護室

- (1)～(7) (略)

第5条 課及び室には教育長の定めるところにより、係を置くことができる。

第6条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長、室に室長、係に係長を置く。

2 第9条に規定するところにより、事務局に監若しくは参事、部に主幹又は教育

学校DX推進課

- (1) (略)
- (2) 学校における情報化の専門的及び技術的な調査研究に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。
- (3) (略)
- (4) 情報教育等に関する研修の企画に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。
- (5) 教育情報システムの運用管理に関すること。

学校保健課

- (1)・(2) (略)
- (3) 学校安全に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。
- (4)～(6) (略)

生涯学習部

生涯学習課

- (1)～(4) (略)
- (5) 社会教育施設（他の課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (6)・(7) (略)
- (8) 社会教育関係団体（他の課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (9) (略)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

部活動振興課

- (1)～(3) (略)

文化財保護課

- (1)～(7) (略)

第5条 削除

第6条 事務局に教育次長、学校づくり推進監、部に部長、課に課長、別に定めるところにより課に課長補佐を置く。

2 第9条に規定するところにより、事務局に担当局長又は担当部長、部に担当課

長の定めるところにより、課若しくは室に主査を置く。

3 前項に定めるもののほか、施設開設準備その他の臨時的事務を分担させるため部に主幹又は課若しくは室に主査を置くことができる。

4 特に必要があるときは、事務局に事務局付理事、事務局付参事、事務局付主幹又は事務局付主査を置くことができる。

第7条 教育次長、部長、課長、室長及び係長は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第9条 第6条第2項に規定する監の名称、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

名称	分担事項	監の数
<u>学校づくり推進監</u>	1 <u>学校教育に関する施策に係る重要事項の企画及び調整に関すること。</u>	1

2 監は、上司の命を受けて分担事項を総括し、教務部、新しい学校づくり推進部及び指導部並びに教育センター及び学校

長を置く。

3 前2項に定めるもののほか、施設開設準備その他の臨時的事務を分担させるため部に担当課長又は課に課長補佐を置くことができる。

4 特に必要があるときは、事務局に事務局付担当局長、事務局付担当部長、事務局付担当課長又は事務局付課長補佐を置くことができる。

第7条 教育次長、部長、課長及び課長補佐は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 学校づくり推進監は、上司の命を受けて学校教育に関する施策に係る重要事項の企画及び調整を行い、教務部、新しい学校づくり推進部及び教育支援部並びに教育センター及び学校の所属職員を指揮監督する。

第9条 第6条第2項に規定する担当局長の分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

表示する分担事項	分担事項の細目	担当局長の数
<u>学校教育調整</u>	1 <u>学校教育に係る調整に関すること。</u> 2 <u>教育長の指定する学校教育に係る特命事項の処理に関すること。</u>	1

2 担当局長は、上司の命を受けて分担事項を総括し、教育長の指定する職員を指揮監督する。

の所属職員を指揮監督する。

3 第6条第2項に規定する参事の分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

表示する 分担事項	分担事項の細目	参事 の 数
(略)		

4 参事は、上司の命を受けて分担事項を処理し、その事項に関して所管の課長その他の職員を指揮監督する。

5 第6条第2項に規定する主幹を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

<u>主幹</u> を 置く部	表示す る分担 事項	分担事項の細目	主幹 の 数
(略)			
新しい 学校づ くり推 進部	教育相 談体制	(略)	
		1 <u>教育長の指定する 学校教育の指導に係 る企画及び調整に関 すること。</u>	1

3 第6条第2項に規定する担当部長の分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

表示する 分担事項	分担事項の細目	担 当 部 長 の 数
<u>学校教育調 整</u>	1 <u>学校教育に係る調 整に関すること。</u>	2
	2 <u>教育長の指定する 学校教育に係る特命 事項の処理に関する こと。</u>	
(略)		

4 担当部長は、上司の命を受けて分担事項を処理し、その事項に関して所管の課長その他の職員を指揮監督する。

5 第6条第2項に規定する担当課長を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

<u>担当課 長</u> を置 く部	表示す る分担 事項	分担事項の細目	担 当 課 長 の 数
(略)			
新しい 学校づ くり推 進部	教育相 談体制	(略)	
		1 <u>夜間中学校に關す ること。</u>	1

	危機管理等	(略)	
	生徒指導に係る調整	1 生徒指導の調整に係る特命事項の処理に関すること。	1
指導部	キャリア教育	1 キャリア教育の推進に関すること。	1
	高等学校・幼稚園教育	1 高等学校教育及び幼稚園教育の指導に関すること。 2 高等学校教育及び幼稚園教育に係る連絡調整及びその他の特命事項の処理に関すること。	1
	特別支援教育	1 特別支援教育の指導に関すること。	1
	生徒指導に係る特命事項の処理	1 生徒指導に係る特命事項の処理に関すること。	1
	学校教育に係る特命事項の処理	1 学校教育に係る特命事項の処理に関すること。	1
	(略)		
(略)			

6 主幹及び主査は、上司の命を受けて分

		2 安全安心な居場所づくりに関すること。	
	一貫教育の推進に係る特命事項の処理	1 一貫教育の推進に係る特命事項の処理に関すること。	1
	危機管理等	(略)	
教育支援部	キャリア教育	1 キャリア教育の推進に関すること。	2
	高等学校改革の推進	1 高等学校改革の推進に関すること。	1
	(略)		
(略)			

6 担当課長は、上司の命を受けて分担事

<p>担事項を処理する。</p> <p>第11条 事務局に首席指導主事、首席管理主事、体育指導監、主任指導主事、主任管理主事、主任社会教育主事及び管理主事を置くことができる。</p> <p>2 首席指導主事、首席管理主事、体育指導監、主任指導主事、主任管理主事及び管理主事は指導主事をもって、主任社会教育主事は社会教育主事をもってそれぞれ充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>項を処理する。</p> <p>第11条 事務局に首席指導主事、首席管理主事、<u>いじめ防止対策監</u>、体育指導監、主任指導主事、主任管理主事、主任社会教育主事及び管理主事を置くことができる。</p> <p>2 首席指導主事、首席管理主事、<u>いじめ防止対策監</u>、体育指導監、主任指導主事、主任管理主事及び管理主事は指導主事をもって、主任社会教育主事は社会教育主事をもってそれぞれ充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>いじめ防止対策監は、いじめの防止等のための対策の推進に係る企画及び連絡調整を行う。</u></p> <p>5～7 (略)</p>
---	---

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市野外教育センター処務規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>(所属)</p> <p>第1条 野外教育センター（以下「センター」という。）は、<u>指導部</u>に属する。</p> <p>（勤務時間の特例等）</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員の勤務時間及び週休日の割振りは、副所長にあつては<u>指導部長</u>、その他の職員にあつては副所長が定める。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(所属)</p> <p>第1条 野外教育センター（以下「センター」という。）は、<u>教育支援部</u>に属する。</p> <p>（勤務時間の特例等）</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員の勤務時間及び週休日の割振りは、副所長にあつては<u>教育支援部長</u>、その他の職員にあつては副所長が定める。</p> <p>4・5 (略)</p>

公所と称する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 2 号

公所と称する規則等の一部を改正する規則

(公所と称する規則の一部改正)

第 1 条 公所と称する規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
次に掲げるものを公所と称する。 (略)	次に掲げるものを公所と称する。 (略)
<u>子ども適応相談センター</u> (略)	<u>教育支援センター</u> (略)

(名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部改正)

第 2 条 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p><u>名古屋市子ども適応相談センター</u>処務規則</p> <p>(所属)</p> <p>第1条 <u>名古屋市子ども適応相談センター</u> (以下「センター」という。)は、新しい学校づくり推進部に属する。</p> <p>(所長その他の職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 所長に事故があるときは、<u>事務係長</u>がその職務を代理する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 センターに次の組織を置く。</p> <p><u>事務係</u></p> <p>教育相談部</p> <p><u>適応指導部</u></p> <p>2 <u>部及び係</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>事務係</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 部の主管に属しないこと。</u></p> <p><u>教育相談部</u></p> <p><u>(1) 不登校児の教育相談に関すること。</u></p> <p><u>(2) 不登校児の心理療法による治療に関すること。</u></p> <p><u>(3) 不登校児の相談に関する調査研究に関すること。</u></p> <p><u>適応指導部</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 不登校児の指導に関する調査研究に関すること。</u></p> <p>(部長等)</p> <p>第4条 部に<u>部長、係に係長</u>を置く。</p>	<p><u>名古屋市教育支援センター</u>処務規則</p> <p>(所属)</p> <p>第1条 <u>名古屋市教育支援センター</u> (以下「センター」という。)は、新しい学校づくり推進部に属する。</p> <p>(所長その他の職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 所長に事故があるときは、<u>所長補佐(事務)</u>がその職務を代理する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 センターに次の組織を置く。</p> <p><u>所長補佐(事務)</u></p> <p>教育相談部</p> <p><u>子ども支援部</u></p> <p>2 <u>センター</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 不登校児及びその保護者の教育相談に関すること。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 不登校児の相談及び指導に関する調査研究に関すること。</u></p> <p>(部長等)</p> <p>第4条 部に部長を置く。</p>

2 部長及び係長は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	2 部長及び所長補佐（事務）は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---	---

（名古屋市子ども適応相談センター条例施行規則の一部改正）

第3条 名古屋市子ども適応相談センター条例施行規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p><u>名古屋市子ども適応相談センター条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>名古屋市子ども適応相談センター条例</u>（昭和63年名古屋市条例第57号）の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（休所日）</p> <p>第2条 <u>名古屋市子ども適応相談センター</u>（以下「センター」という。）の休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休所日を設けることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><u>名古屋市教育支援センター条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>名古屋市教育支援センター条例</u>（昭和63年名古屋市条例第57号）の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（休所日）</p> <p>第2条 <u>名古屋市教育支援センター</u>（以下「センター」という。）の休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休所日を設けることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市学校事務センター規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市教育委員会規則第3号

名古屋市学校事務センター規則等の一部を改正する規則

(名古屋市学校事務センター規則の一部改正)

第1条 名古屋市学校事務センター規則(平成29年名古屋市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
(組織) 第4条 センターに次の組織を置く。 <u>事務支援係</u> <u>主査(11)</u> <u>給与係</u> 2 <u>係の分掌事務及び主査の分担事項は、</u> 次のとおりとする。 <u>事務支援係</u> (1)～(4) (略)	(組織) 第4条 センターに次の組織を置く。 <u>所長補佐(事務支援)</u> <u>所長補佐(学校事務改善に係る企画調</u> <u>整)</u> <u>所長補佐(学校事務改善)(10)</u> <u>所長補佐(給与)</u> 2 <u>センターの分掌事務は、次のとおりと</u> する。 (1)～(4) (略)

<p><u>(5) 他の係の主管に属しないこと。</u> <u>主査（学校事務改善に係る企画調整）</u> <u>(1) 学校事務改善に係る総合的な企画及び調整に関すること。</u> <u>(2) 名古屋市立の小学校及び中学校間における学校事務の連携に係る企画及び調整に関すること。</u> <u>(3) 学校事務に係る指導、支援及び助言の調整に関すること。</u> <u>主査（学校事務改善）</u> <u>(1) 学校事務に係る指導、支援及び助言に関すること。</u> <u>(2) 学校事務改善に係る企画及び連絡調整に関すること。</u> <u>(3) 名古屋市立の小学校及び中学校間における学校事務の連携に関すること。</u> <u>給与係</u> <u>(1) （略）</u></p>	<p><u>(5) （略）</u></p>
<p><u>3 係に係長を置く。</u></p>	<p><u>3 センターにおける庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（事務支援）が担当する。</u></p>
<p><u>4 係長は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u> <u>5 主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</u></p>	<p><u>4 所長補佐は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u></p>

別表第1 所長、事務支援係及び給与係の職員の項中「所長、事務支援係及び給与係の職員」を「所長補佐（学校事務改善に係る企画調整）及び所長補佐（学校事務改善）以外の職員」に改め、同表主査（学校事務改善に係る企画調整）及び主査（学校事務改善）の項中「主査（学校事務改善に係る企画調整）及び主査（学校事務改善）」を「所長補佐（学校事務改善に係る企画調整）及び所長補佐（学校事務改善）」に改める。

（上汐田教育集会所処務規則の一部改正）

第2条 上汐田教育集会所処務規則（平成30年名古屋市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>(所長その他の職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育集会所に、所務を処理するため、<u>主査</u>(上汐田教育集会所) 其他必要な職員を置く。</p> <p>4 <u>主査</u>は、上司の命を受けて所管事務を処理する。</p> <p>5 所長に事故があるときは、<u>主査</u>がその職務を代理する。</p>	<p>(所長その他の職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育集会所に、所務を処理するため、<u>所長補佐</u>(上汐田教育集会所) 其他必要な職員を置く。</p> <p>4 <u>所長補佐</u>は、上司の命を受けて所管事務を処理する。</p> <p>5 所長に事故があるときは、<u>所長補佐</u>がその職務を代理する。</p>

別表第1主査の項中「主査」を「所長補佐」に改める。

(名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部改正)

第3条 名古屋市見晴台考古資料館処務規則(昭和54年名古屋市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(館長その他の職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副館長は、生涯学習部<u>文化財保護室長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(館長その他の職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副館長は、生涯学習部<u>文化財保護課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4・5 (略)</p>

(名古屋市図書館処務規則の一部改正)

第4条 名古屋市図書館処務規則(昭和39年名古屋市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(中央図書館の組織)</p> <p>第3条 中央図書館に次の組織を置く。</p>	<p>(中央図書館の組織)</p> <p>第3条 中央図書館に次の組織を置く。</p>

庶務係
主幹(1)
主査(2)
 整理課
収集整理係
情報システム係
 奉仕課
奉仕第一係
奉仕第二係

2 前項の課及び係の分掌事務並びに主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。

庶務係
 (1)～(9) (略)
主幹(図書館改革)
 (1)・(2) (略)
主査(図書館改革)
(1) 図書館の管理運営に係る企画及び調整に関すること。
(2) 施設の整備並びに施設及び設備の管理に関すること。
 整理課
収集整理係
 (1)～(8) (略)
(9) 他の係の主管に属しないこと。
情報システム係
(1)～(3) (略)
 奉仕課
奉仕第一係
 (1) 中央図書館の一般成人向け又は児童向け資料(奉仕第二係の項第1号に規定する主題別参考資料以外の資料。以下「一般成人向け資料等」という。)の選択、収集、供用、相互貸借、保管及び廃棄に関すること。
 (2) 一般成人向け資料等に係る読書案内、読書相談及び参考調査に関すること。
 (3)～(8) (略)
(9) 他の係の主管に属しないこと。
奉仕第二係
 (1) 中央図書館の主題別参考資料(主題別部門に属する資料をいう。以下同じ。)の選択、収集、供用、相互貸借、

副館長補佐(庶務)
担当課長(図書館改革)
課長補佐(図書館改革)(2)
 整理課
課長補佐(収集整理)
課長補佐(情報システム)
 奉仕課
課長補佐(奉仕)(2)

2 中央図書館の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) (略)
担当課長(図書館改革)
 (1)・(2) (略)

整理課
 (1)～(8) (略)
(9)～(11) (略)
 奉仕課
 (1) 中央図書館の資料の選択、収集、供用、相互貸借、保管及び廃棄に関すること。
 (2) 中央図書館の資料に係る読書案内、読書相談及び参考調査に関すること。
 (3)～(8) (略)

保管及び廃棄に関すること。

(2) 主題別参考資料に係る参考調査に関すること。

(3)～(5) (略)

(分館の組織)

第4条 分館に、館務を処理するため、奉仕係を置く。

2 前項の規定にかかわらず、東図書館、守山図書館、志段味図書館及び名東図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは千種図書館奉仕係において、中村図書館及び富田図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは中川図書館奉仕係において、緑図書館、徳重図書館及び天白図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは瑞穂図書館奉仕係において処理する。

(課長等)

第5条 課に課長、係に係長を置く。

2 課長及び係長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 主幹及び主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

4 分館の館長に事故があるときは、その分館の奉仕係長がその職務を代理する。

(9)～(11) (略)

3 中央図書館における庶務及び経理に関する事務は、館長が特に指定する場合を除き、副館長補佐(庶務)が担当する。

(分館の組織)

第4条 分館に、館務を処理するため、館長補佐(奉仕)を置く。

2 前項の規定にかかわらず、東図書館、守山図書館、志段味図書館及び名東図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは千種図書館において、中村図書館及び富田図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは中川図書館において、緑図書館、徳重図書館及び天白図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは瑞穂図書館において処理する。

(課長等)

第5条 課に課長を置く。

2 課長及び課長補佐は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 担当課長は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

4 分館の館長に事故があるときは、その分館の館長補佐(奉仕)がその職務を代理する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

名称	職員の範囲	勤務時間		休憩時間	週休日
中央図書館	館長	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
		B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
	副館長、副館長補	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において	1日について1時間とす	1週間について1日及び

佐（庶務）、主事（整理課に勤務する職員を除く。）、司書（整理課及び奉仕課に勤務する職員を除く。）及び業務士		て7時間45分とする。	る。	4週間を通じて4日とする。	
	B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。		
奉仕課及び整理課に勤務する職員	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	1週間について1日及び4週間を通じて4日とする。	
	B	1日について午前10時30分から午後7時15分までの間において7時間45分とする。			
	C	1日について午前11時30分から午後8時15分までの間において7時間45分とする。			
	D	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。		
	E	1日について午前10時45分から午後7時15分までの間において7時間45分とする。			
	F	1日について午前11時45分から午後8時15分までの間において7時間45分とする。			
	G	1日について午前7時45分から午後4時30分までの間において7時間45分とする。		1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	H	1日について午前8時15分から午後5時までの間において7時間45分とする。			
	I	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。			
	J	1日について午前9時15分から午後6時までの間において7時間45分とする。			
	K	1日について午前9時45分から午後6時30分までの間において7時間45分とする。			
	L	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。		

		M	1日について午前9時30分から午後6時までの間において7時間45分とする。		
		N	1日について午前10時から午後6時30分までの間において7時間45分とする。		
分館	全職員	A	1日について午前8時30分から午後5時15分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	1週間について1日及び4週間を通じて4日とする。
		B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。		
		C	1日について午前10時30分から午後7時15分までの間において7時間45分とする。		
		D	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
		E	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。		
		F	1日について午前10時45分から午後7時15分までの間において7時間45分とする。		

別表第2 中央図書館の項中「整理課収集整理係」を「整理課」に改める。

(名古屋市博物館処務規則の一部改正)

第5条 名古屋市博物館処務規則(昭和52年名古屋市教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
(組織) 第3条 博物館(分館を除く。)に次の組織を置く。 総務課 <u>庶務係</u> <u>主査(1)</u> 主幹(1) <u>主査(1)</u> 学芸課 <u>学芸係</u>	(組織) 第3条 博物館(分館を除く。)に次の組織を置く。 総務課 <u>課長補佐(庶務)</u> <u>課長補佐(施設)</u> <u>担当課長(博物館の魅力向上)</u> <u>課長補佐(博物館の魅力向上)</u> 学芸課 <u>課長補佐(学芸)</u>

<p><u>主査(2)</u></p> <p>2 <u>課及び係の分掌事務並びに主幹及び総務課の主査の分担事項は、次のとおりとする。</u> 総務課 <u>庶務係</u> (1)～(13) (略) <u>主査(施設)</u> (1) <u>施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持に関すること。</u> (2) <u>施設の使用の許可に関すること。</u> (3) <u>入館者の受付、案内その他のサービスに関すること。</u> (4) <u>分館に関すること。</u> <u>主幹(博物館の魅力向上)</u> (1) (略) <u>主査(博物館の魅力向上)</u> (1) <u>博物館の魅力向上の推進に関すること。</u> 学芸課 <u>学芸係</u> (1)～(10) (略)</p> <p>3 <u>学芸課の主査の分担事項は、学芸課の分掌事務のうち上司が命じた事務とする。</u></p> <p>(分館の組織)</p> <p>第4条 蓬左文庫に、館務を処理するため、<u>学芸係</u>を置く。</p> <p>2 秀吉清正記念館に、館務を処理するため、<u>主査</u>を置く。 (課係長等)</p> <p>第5条 課に課長、<u>係に係長</u>を置く。</p> <p>2 課長及び係長は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 <u>主幹及び主査</u>は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</p> <p>4 文庫長等に事故があるときは、その分館の<u>主査</u>又は上席の職員がその職務を代理する。</p>	<p><u>課長補佐(広報普及)</u> <u>課長補佐(収集保管)</u></p> <p>2 <u>博物館の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。</u> 総務課 (1)～(13) (略)</p> <p><u>担当課長(博物館の魅力向上)</u> (1) (略)</p> <p>学芸課 (1)～(10) (略)</p> <p>3 <u>博物館における庶務及び経理に関する事務は、副館長が特に指定する場合を除き、課長補佐(庶務)が担当する。</u> (分館の組織)</p> <p>第4条 蓬左文庫に、館務を処理するため、<u>文庫長補佐(学芸)</u>を置く。</p> <p>2 秀吉清正記念館に、館務を処理するため、<u>館長補佐</u>を置く。 (課長等)</p> <p>第5条 課に課長を置く。</p> <p>2 課長及び課長補佐は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 <u>担当課長</u>は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</p> <p>4 文庫長等に事故があるときは、その分館の<u>館長補佐</u>又は上席の職員がその職務を代理する。</p>
---	---

(名古屋市美術館処務規則の一部改正)

第6条 名古屋市美術館処務規則(昭和63年名古屋市教育委員会規則第24号)

の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
<p>(組織)</p> <p>第3条 美術館に次の組織を置く。</p> <p>総務課 <u>庶務係</u> 学芸課 <u>学芸係</u> <u>主査(1)</u></p> <p>2 <u>課及び係の分掌事務並びに主査の分担事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>総務課 <u>庶務係</u> (1)～(11) (略)</p> <p>学芸課 <u>学芸係</u> (1)～(11) (略)</p> <p><u>主査(普及)</u> (1) (略)</p> <p><u>(2) 広報及び宣伝に関すること。</u></p> <p>(課長等)</p> <p>第4条 <u>課に課長、係に係長を置く。</u></p> <p>2 課長及び係長は、それぞれ上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 <u>主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 美術館に次の組織を置く。</p> <p>総務課 <u>課長補佐(庶務)</u> 学芸課 <u>課長補佐(学芸)</u> <u>課長補佐(普及)</u></p> <p>2 <u>美術館の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>総務課 (1)～(11) (略)</p> <p>学芸課 (1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p>3 <u>美術館における庶務及び経理に関する事務は、副館長が特に指定する場合を除き、課長補佐(庶務)が担当する。</u></p> <p>(課長等)</p> <p>第4条 課に課長を置く。</p> <p>2 課長及び課長補佐は、それぞれ上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>

(名古屋市科学館処務規則の一部改正)

第7条 名古屋市科学館処務規則(昭和55年名古屋市教育委員会規則第4号)

の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 科学館に次の組織を置く。</p> <p>総務課</p> <p>庶務係</p> <p><u>主査(1)</u></p> <p><u>主幹(1)</u></p> <p>主査(1)</p> <p>学芸課</p> <p>学芸係</p> <p><u>主査(1)</u></p> <p>天文係</p> <p><u>主幹(1)</u></p> <p>第4条 <u>課及び係の分掌事務並びに主幹及び主査</u>の分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>庶務係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 観覧券の発売及び改札等に関すること。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p><u>主査(経営)</u></p> <p>(1) <u>観覧券の発売及び改札等並びにこれに伴う会計事務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>広報、宣伝及び催物の実施に関すること。</u></p> <p>(3) <u>入館者への案内、説明その他のサービスに関すること。</u></p> <p><u>主幹(科学館の魅力向上)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>主査(科学館の魅力向上)</u></p> <p>(1) <u>科学館の魅力向上の推進に関すること。</u></p> <p>学芸課</p> <p>学芸係</p> <p>(1) <u>科学に関する展示品(他の係の主管に属するものを除く。次号において同じ。)</u>に係る企画及び展示その他の供用に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>科学知識(他の係の主管に属するものを除く。)</u>の普及啓発及び指導に関すること。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 科学館に次の組織を置く。</p> <p>総務課</p> <p><u>課長補佐(庶務)</u></p> <p><u>課長補佐(経営)</u></p> <p><u>担当課長(科学館の魅力向上)</u></p> <p><u>課長補佐(科学館の魅力向上)</u></p> <p>学芸課</p> <p><u>課長補佐(学芸)</u></p> <p><u>課長補佐(普及)</u></p> <p><u>課長補佐(天文)</u></p> <p><u>担当課長(天文)</u></p> <p>第4条 <u>科学館の分掌事務及び担当課長の</u>分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>観覧券の発売及び改札等並びにこれに伴う会計事務</u>に関すること。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p><u>担当課長(科学館の魅力向上)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>学芸課</p> <p>(1) 科学に関する展示品に係る企画及び展示その他の供用に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 科学知識の普及啓発及び指導に関すること。</p>

すること。

(4) 科学技術に関する情報（他の係の主管に属するものを除く。）の収集及び提供並びに出版に関すること。

(5) 展示室（他の係の主管に属するものを除く。）の運営に関すること。

(6) （略）

(7) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動（他の係の主管に属するものを除く。）の推進に関すること。

(8) その他学芸事務（他の係の主管に属するものを除く。）に関すること。
主査（普及）

(1) 科学知識の普及啓発及び指導に関すること。

(2) 展示室の運営に関すること。

天文係

(1) （略）

(2) 天文に関する展示品に係る企画及び展示その他の供用に関すること。

(3) 天文に関する展示品に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。

(4) 天文に関する知識の普及啓発及び指導に関すること。

(5) 天文に関する情報の収集及び提供並びに出版に関すること。

(6) 天文に関する展示室の運営に関すること。

(7) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動（天文に関するものに限る。）の推進に関すること。

主幹（天文）

(1) （略）

（課長等）

第5条 課及び係に、それぞれ課長及び係長を置く。

2 課長及び係長は、それぞれ上司の命を

(4) 科学技術に関する情報の収集及び提供並びに出版に関すること。

(5) 展示室の運営に関すること。

(6) （略）

(7) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。

(8) （略）

(9) その他学芸事務に関すること。

担当課長（天文）

(1) （略）

2 科学館における庶務及び経理に関する事務は、副館長が特に指定する場合を除き、課長補佐（庶務）が担当する。

（課長等）

第5条 課に課長を置く。

2 課長及び課長補佐は、それぞれ上司の

<p>受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 <u>主幹及び主査</u>は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</p>	<p>命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 <u>担当課長</u>は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</p>
--	--

(名古屋市教育センター処務規則の一部改正)

第8条 名古屋市教育センター処務規則(昭和56年名古屋市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 センターに次の組織を置く。</p> <p>総務課</p> <p><u>庶務係</u></p> <p><u>主査(1)</u></p> <p>(略)</p> <p>2 <u>部、課及び係の分掌事務並びに主査の分担事項</u>は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p><u>庶務係</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>主査(施設)</u></p> <p>(1) <u>施設及び設備の維持管理並びに所内の秩序維持に関すること。</u></p> <p>(2) <u>施設の使用の許可に関すること。</u></p> <p>(3) <u>使用料の徴収に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(部長等)</p> <p>第3条 部に部長、課に課長、<u>係に係長</u>を置く。</p> <p>2 部長、課長及び<u>係長</u>は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 <u>主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 センターに次の組織を置く。</p> <p>総務課</p> <p><u>課長補佐(庶務)</u></p> <p><u>課長補佐(施設)</u></p> <p>(略)</p> <p>2 <u>センターの分掌事務</u>は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>センターにおける庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、課長補佐(庶務)が担当する。</u></p> <p>(部長等)</p> <p>第3条 部に部長、課に課長を置く。</p> <p>2 部長、課長及び<u>課長補佐</u>は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>

(教育長等専決規則の一部改正)

第9条 教育長等専決規則(昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
第1条 (略) 2・3 (略) 4 教育長は、専決事項の一部を教育次長、 <u>監</u> 、部長、課長、 <u>室長</u> 、公所の長その他の職員に代決させることができる。	第1条 (略) 2・3 (略) 4 教育長は、専決事項の一部を教育次長、 <u>学校づくり推進監</u> 、部長、課長、公所の長その他の職員に代決させることができる。
第2条 (略) 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の教育次長について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「教育長」とあるのは「教育次長」と、「教育次長、 <u>監</u> 、部長、課長、 <u>室長</u> 、公所の長その他の職員」とあるのは「 <u>監</u> 、部長、課長、 <u>室長</u> 、公所の長その他の職員」と読み替えるものとする。	第2条 (略) 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の教育次長について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「教育長」とあるのは「教育次長」と、「教育次長、 <u>学校づくり推進監</u> 、部長、課長、公所の長その他の職員」とあるのは「 <u>学校づくり推進監</u> 、部長、課長、公所の長その他の職員」と読み替えるものとする。
第3条 前条第1項の場合において、教育次長が欠けたとき又は教育次長に事故があるときは、専決事項について、 <u>監</u> が専決することができる。 2 第1条第2項から第4項までの規定は、前項の <u>監</u> について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「教育長」とあるのは「 <u>監</u> 」と、「教育次長、 <u>監</u> 、部長、課長、 <u>室長</u> 、公所の長その他の職員」とあるのは「部長、課長、 <u>室長</u> 、公所の長その他の職員」と読み替えるものとする。	第3条 前条第1項の場合において、教育次長が欠けたとき又は教育次長に事故があるときは、専決事項について、 <u>学校づくり推進監</u> が専決することができる。 2 第1条第2項から第4項までの規定は、前項の <u>学校づくり推進監</u> について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「教育長」とあるのは「 <u>学校づくり推進監</u> 」と、「教育次長、 <u>学校づくり推進監</u> 、部長、課長、公所の長その他の職員」とあるのは「部長、課長、公所の長その他の職員」と読み替えるものとする。

(名古屋市教育委員会公印規則の一部改正)

第10条 名古屋市教育委員会公印規則(昭和45年名古屋市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

課・室長印	やまと 古字	方21	名古屋市 教育委員 会事務局 (何)課長	一般公文書用	課長	
	やまと 古字	方21	名古屋市教育 委員会事務局 (何)部 (何)課(室)長	一般公文書用	課・室長	

」

を

「

課長印	やまと 古字	方21	名古屋市教育 委員会事務局 (何)部 (何)課長	一般公文書用	課長	
-----	-----------	-----	-----------------------------------	--------	----	--

」

に改める。

(名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第11条 名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則(平成13年名古屋市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(校務を分担する主任等)</p> <p>第15条 高等学校に校務を分担する主任等(以下「主任等」という。)として、総務主任、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事及び事務長を置く。</p>	<p>(校務を分担する主任等)</p> <p>第15条 高等学校に校務を分担する主任等(以下「主任等」という。)として、総務主任、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、<u>事務長及び副事務長</u>を置く。</p>

2～7 (略)	2～7 (略)
8 事務長は、校長の監督を受け、事務を <u>つかさどる。</u>	8 事務長は、校長の監督を受け、事務を <u>総括する。</u>
	9 <u>副事務長は、校長の監督を受け、事務を整理する。</u>
第16条 事務長は、事務職員のうちから、委員会が命ずる。	第16条 <u>事務長及び副事務長</u> は、事務職員のうちから、委員会が命ずる。
2 事務長以外の主任等は、当該高等学校の教諭（保健主事にあつては教諭又は養護教諭）のうちから、校長が命ずる。	2 <u>事務長及び副事務長</u> 以外の主任等は、当該高等学校の教諭（保健主事にあつては教諭又は養護教諭）のうちから、校長が命ずる。
3 (略)	3 (略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 4 号

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則（昭和49年名古屋市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
(補職名) 第 3 条 教育次長並びに教育委員会事務局に属する部、 <u>課、室</u> 若しくは係又は公所若しくは公所に属する課若しくは係（係に相当する部を含む。以下同じ。）の長及び職制においてこれらに準ずるものとして定められた職に補せられた職員の補職名は、教育次長及びその所管又は所属する教育委員会事務局に属する部、 <u>課、室</u> 若しくは係又は公所若しくは公所に属する課若しくは係の名を冠した長又は職	(補職名) 第 3 条 教育次長並びに教育委員会事務局に属する部若しくは課又は公所若しくは公所に属する部若しくは課の長及び職制においてこれらに準ずるものとして定められた職に補せられた職員の補職名は、教育次長及びその所管又は所属する教育委員会事務局に属する部若しくは課又は公所若しくは公所に属する部若しくは課の名を冠した長又は職の名称とする。

<p>の名称とする。</p> <p>2 <u>事務局付理事、参事、事務局付参事、主幹、事務局付主幹、主査又は事務局付主査</u>に補せられた職員の補職名は、その所属する教育委員会事務局又は教育委員会事務局に属する部、課若しくは室の名を冠した職の名称とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 <u>事務局付担当局長、担当部長、事務局付担当部長、担当課長、事務局付担当課長、課長補佐、事務局付課長補佐又は主任及び職制においてこれらに準ずるもの</u>として定められた職に補せられた職員の補職名は、その所属する教育委員会事務局若しくは教育委員会事務局に属する部若しくは課又は公所若しくは公所に属する部若しくは課の名を冠した職の名称とする。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市教育委員会規則第5号

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則(平成23年名古屋市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
(勤務時間の特例等) 第2条 (略) 2～5 (略) 6 第1項から第3項までの規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、その者の所属する課又は室の長が定める。	(勤務時間の特例等) 第2条 (略) 2～5 (略) 6 第1項から第3項までの規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、その者の所属する課の長が定める。

別表第1中「新しい学校づくり推進部子ども応援室」を「新しい学校づくり

推進部子ども応援課」に改め、同表備考中「新しい学校づくり推進部子ども応援室」を「新しい学校づくり推進部子ども応援課」に、「新しい学校づくり推進部子ども応援室長」を「新しい学校づくり推進部子ども応援課長」に改める。

別表第2中「総務部人権教育室」を「総務部人権教育課」に、「総務部学校整備課」を「総務部学校施設課」に、「新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室」を「新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進課」に、「新しい学校づくり推進部子ども応援室」を「新しい学校づくり推進部子ども応援課」に、

「

指導部指導室に所属する職員のうち、グローバル・エデュケーション・センターに係る運営事業者の指導、監督、企画運営等に関する業務に従事する者		1日について午前8時45分から午後5時までの間において7時間30分とする。	1日について45分とする。	4週間を通じて12日とする。
指導部指導室に所属する職員のうち、日本語教育及び国際理解教育の指導に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
指導部指導室に所属する職員のうち、初期日本語集中教室における指導及び企画に関する業務に従事する者		1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。

」

を

「

教育支援部 義務教育課 に所属する 職員のうち、 日本語教育 及び国際理 解教育の指 導に関する 業務に従事 する者	A	1日について午前8時30分 から午後3時30分までの間 において6時間とする。	1日につい て1時間とす る。	日曜日及び土 曜日とする。
	B	1日について午前10時から午 後5時までの間において6時 間とする。		
教育支援部 義務教育課 に所属する 職員のうち、 初期日本語 集中教室に おける指導 及び企画に 関する業務 に従事する 者		1日について午前8時30分 から午後3時30分までの間 において6時間とする。	1日につい て1時間とす る。	日曜日及び土 曜日とする。
教育支援部 高等学校教 育課に所属 する職員 のうち、グ ローバル・エ デュケーシ ョン・セン ターに係る 運営事業者 の指導、監 督、企画運 営等に関す る業務に従 事する者	A	1日について午前8時15分 から午後4時30分までの間 において7時間30分とする。	1日につい て45分とす る。	4週間を通じ て12日とする。
	B	1日について午前8時45分 から午後5時までの間にお いて7時間30分とする。		

」

に、「指導部学校DX推進課」を「教育支援部学校DX推進課」に、「指導部
学校保健課」を「教育支援部学校保健課」に、「生涯学習部部活動振興室」を
「生涯学習部部活動振興課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 6 号

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立高等学校学則（平成11年名古屋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋市立桜台高等学校の項中「920 人」を「960 人」に改め、同表名古屋市立緑高等学校の項中「1,000 人」を「1,040 人」に改め、同表名古屋市立山田高等学校の項中「880 人」を「920 人」に改め、同表名古屋市立名東高等学校の項中「920 人」を「960 人」に改め、同表名古屋市立西陵高等学校の項中「680 人」を「720 人」に改め、同表名古屋市立名古屋商業高等学校の項を次のように改める。

名古屋市立名古屋商業高等学校	全日制	オフィスビジネス	480人
		ITビジネス	240人
		グローバルビジネス	120人

別表名古屋市立若宮商業高等学校の項を次のように改める。

名古屋市立若宮商業 高等学校	全日制	未来ビジネス	480人
-------------------	-----	--------	------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 7 号

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
(部の設置及び児童生徒の定員) 第 2 条 名古屋市立西特別支援学校、名古屋市立南特別支援学校、名古屋市立天白特別支援学校及び名古屋市立守山特別支援学校に小学部、中学部及び高等部を置く。	(部の設置及び児童生徒の定員) 第 2 条 名古屋市立西特別支援学校、名古屋市立南特別支援学校、名古屋市立天白特別支援学校及び名古屋市立守山特別支援学校に小学部、中学部及び高等部を、 <u>名古屋市立若宮高等特別支援学校に高等部を置く。</u>
2 (略)	2 (略)

別表中

名古屋市立西特別支援学校	高等部	普通科	161 人	を
名古屋市立南特別支援学校	高等部	普通科	297 人	
名古屋市立天白特別支援学校	高等部	普通科	118 人	
名古屋市立守山特別支援学校	高等部	普通科	163 人	
		産業科	81 人	

名古屋市立西特別支援学校	高等部	普通科	153 人	に
名古屋市立南特別支援学校	高等部	普通科	278 人	
名古屋市立天白特別支援学校	高等部	普通科	118 人	
名古屋市立守山特別支援学校	高等部	普通科	158 人	
		産業科	75 人	
名古屋市立若宮高等特別支援学校	高等部	産業科	40 人	

改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 8 号

名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改
正する規則

名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教
育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第13条 （略）	第13条 （略） <u>（共同学校事務室）</u>
	<u>第13条の2 教育長が別に定める学校に、 共同学校事務室を置く。</u>
	<u>2 共同学校事務室の分掌事務は、教育長 が別に定める。</u>
第10章 雑則	第10章 雑則 <u>（夜間中学）</u>
	第30条の2 この規則の規定にかかわらず、

	<u>夜間その他特別な時間において授業を行う中学校の管理運営の基本的事項は、教育長が別に定める。</u>
--	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市教育委員会規則第9号

名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員の職の設置に関する規則（昭和54年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
(事務職員の職の設置) 第2条 市立学校に、事務職員の職として <u>主査又は事務長を置くことができる。</u>	(事務職員の職の設置) 第2条 市立学校に、事務職員の職として <u>共同学校事務室長又は事務長を置くこと</u> <u>ができる。</u>
2 <u>主査は、校長の監督を受け、事務を改</u> <u>善する。</u>	2 <u>共同学校事務室長は、上司の命を受け</u> <u>て所管事務を掌理し、所属職員を指揮監</u> <u>督する。</u>
3 <u>事務長は、校長の監督を受け、事務を</u> <u>つかさどる。</u>	3 <u>事務長は、上司の命を受けて所管事務</u> <u>を総括し、又は事務を改善する。</u>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第10号

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則

名古屋市就学援助規則（平成15年名古屋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（就学援助の給付） 第8条 就学援助は、 <u>校長を経由して</u> 、金 銭又は現物を給付することにより行う。	（就学援助の給付） 第8条 就学援助は、金銭又は現物を給付 することにより行う。

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第11号

名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則

名古屋市学校施設使用規則（昭和25年名古屋市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第1号様式

学校施設使用許可申請書																	
(宛先) 名古屋市教育委員会		年 月 日															
(申請者) 住 所 (団体は主たる事務所の所在地及び名称) <small>(ふりがな)</small> 氏 名 (団体は代表者氏名) 生年月日 (団体は代表者生年月日) 電 話 ー																	
次のとおり学校施設の使用を許可してくださるよう申請します。																	
使 用 施 設	名古屋市立 学校 (幼稚園)	1 体育館兼講堂 2 普通教室 (室) 3 特別活動室 4 武道場 5 その他の施設 ()	体育館の冷暖房設備 使用する・しない														
使 用 目 的																	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: right;">午前</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分から</td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">時間 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">午前</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分まで</td> </tr> </table>			午前	時	分から	{	時間 分	午後	時	分まで	午前	時	分まで	午後	時	分まで
午前	時	分から	{	時間 分													
午後	時	分まで															
午前	時	分まで															
午後	時	分まで															
参 集 者	人	会費又は料金	徴収しない・する 1人 円 合計 円														
参 集 者 及 び 火 気 取 締 方 法																	
使 用 時 間 中 の 責 任 者	住所 氏名 電話 ー																
そ の 他																	

ここから下は申請者において記入の必要がありません。

学校の長の意見	上記申請による使用の許可は、当学校において支障が ^{ある} _{ない} ことを副申します。 年 月 日 名古屋市立 学校 (幼稚園) 長
---------	---

使 用 料	円	徴 収 年 月 日	年 月 日
納入通知書番号	No.	許可書交付年月日	年 月 日

備考 1 名古屋市暴力団排除条例第6条の規定に基づく措置について記載する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式

学校施設使用許可（不許可通知）書			
年 月 日			
(申請者) 住 所 (団体は主たる事務所の所在地及び名称) 氏 名 (団体は代表者氏名) 電 話 ー			
使用施設	名古屋市立 学校 (幼稚園)	1 体育館兼講堂 2 普通教室 (室) 3 特別活動室 4 武道場 5 その他の施設 ()	体育館の冷暖房設備 使用する・しない
使用目的			
使用日時	年 月 日 (曜日)	午前 時 分から 午後 時 分まで 午前 時 分まで 午後 時 分まで	時間 分
参集者	人	会費又は料金	徴収しない・する 1人 円 合計 円
参集者及び 火気取締方法			
使用時間中の 責任者	住所 氏名	電話	ー
条 件			

上記のことについては、使用を許可 { します。 { しないので、通知します。 }
年 月 日
名古屋市教育委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市学校施設使用規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市学校施設使用規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第12号

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1 スポーツ開放の表中「名古屋市立大森中学校」の次に「、名古屋市立守山西中学校」を加える。

別表第2 スポーツ開放の表中「名古屋市立山田中学校」の次に「、名古屋市立豊正中学校」を加える。

別表第3 スポーツ開放の表中

「

体育館	600 円	600 円	600 円	600 円	1,500 円
-----	-------	-------	-------	-------	---------

」

を

「

体 育 館	冷暖房設備を使用する場合	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	2,700円
	冷暖房設備を使用しない場合	600円	600円	600円	600円	1,500円

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市学校施設開放に関する規則の規定に基づく許可の申請その他名古屋市立守山西中学校の武道場を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。

名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第13号

名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会公告式規則（昭和25年名古屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第2条（略） 2 規則の公布は、 <u>市役所の掲示場に掲示して行う。</u>	第2条（略） 2 規則の公布は、 <u>名古屋市公報に掲載して行う。ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により名古屋市公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。</u>

附 則

この規則は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第14号

名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則

(名古屋市博物館条例施行規則の一部改正)

第 1 条 名古屋市博物館条例施行規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(観覧料の減免) 第 8 条 条例第13条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。 (1)～(5) (略) (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証	(観覧料の減免) 第 8 条 条例第13条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳、 <u>受給者証等</u> のいずれかの交付を受けている者とする。 (1)～(5) (略) (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。 <u>以下「難病法」という。</u> ）第 7 条第 4 項に規定

	する医療受給者証 <u>(7) 難病法第28条第2項に規定する指定 難病要支援者証明事業により発行され る登録者証</u>
<u>(7)～(9)</u> (略)	<u>(8)～(10)</u> (略)
2 (略)	2 (略)

(名古屋市美術館条例施行規則の一部改正)

第2条 名古屋市美術館条例施行規則(昭和63年名古屋市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
(観覧料の減免) 第5条 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。 (1)～(5) (略) (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証	(観覧料の減免) 第5条 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳、 <u>受給者証等</u> のいずれかの交付を受けている者とする。 (1)～(5) (略) (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。 <u>以下「難病法」という。</u>)第7条第4項に規定する医療受給者証 <u>(7) 難病法第28条第2項に規定する指定 難病要支援者証明事業により発行され る登録者証</u>
<u>(7)～(9)</u> (略)	<u>(8)～(10)</u> (略)
2 (略)	2 (略)

(名古屋市科学館条例施行規則の一部改正)

第3条 名古屋市科学館条例施行規則(昭和55年名古屋市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
-----	-----

<p>(観覧料の減免)</p> <p>第9条 条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>(7)～(9)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(観覧料の減免)</p> <p>第9条 条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳、<u>受給者証等</u>のいずれかの交付を受けている者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。<u>以下「難病法」という。</u>）第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証</u></p> <p><u>(8)～(10)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

(名古屋市図書館館則の一部改正)

第4条 名古屋市図書館館則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>第27条 条例第2条第2項の規定による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとし、減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。 使用料の全額 ア～オ (略)</p> <p>カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証</p>	<p>第27条 条例第2条第2項の規定による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとし、減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる手帳、<u>受給者証等</u>（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。 使用料の全額 ア～オ (略)</p> <p>カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。<u>以下「難病法」という。</u>）第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>キ 難病法第28条第2項に規定する指</u></p>

<u>キ～ケ</u> (略) (2) (略)	<u>定難病要支援者証明事業により発行される登録者証</u> <u>ク～コ</u> (略) (2) (略)
---------------------------	---

(名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第5条 名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 条例第5条の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>キ～ケ</u> (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 条例第5条の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる手帳、<u>受給者証等</u>（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号、<u>以下「難病法」という。</u>）第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証</u></p> <p><u>ク～コ</u> (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(名古屋市女性会館条例施行規則の一部改正)

第6条 名古屋市女性会館条例施行規則（昭和53年名古屋市教育委員会規則第

13号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第6条の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる手帳又は受給者証(以下「手帳等」という。)のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p>キ～ケ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第6条の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる手帳、<u>受給者証等</u>(以下「手帳等」という。)のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。<u>以下「難病法」という。</u>)第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証</u></p> <p>ク～コ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則の一部改正)

第7条 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則(平成30年名古屋市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 条例第6条第1項第2号に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる手帳<u>又は受給者証</u>のいずれかの交付</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 条例第6条第1項第2号に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる手帳、<u>受給者証等</u>のいずれかの交付</p>

<p>を受けている者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>(7)～(9)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>を受けている者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。<u>以下「難病法」という。</u>）第7条第4項に規定する医療受給者証</p> <p><u>(7) 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証</u></p> <p><u>(8)～(10)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和6年3月25日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市教育委員会規則第15号

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改
正する規則

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則（昭和47年名古屋市教
育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
(指定同意書) 第2条 条例第2条第3項又は第7項の規 定による同意をした者は、指定同意書（ 第1号様式）を <u>すみやかに</u> 教育委員会に 提出するものとする。 (台帳)	(指定同意書) 第2条 条例第2条第3項の規定による同 意をした者は、指定同意書（第1号様式） を <u>速やかに</u> 教育委員会に提出するもの とする。 (台帳)
第5条 教育委員会は、名古屋市指定有形 文化財台帳、名古屋市指定無形文化財台 帳、名古屋市指定有形民俗文化財台帳、 名古屋市指定無形民俗文化財台帳、名古	第5条 教育委員会は、名古屋市指定有形 文化財台帳、名古屋市指定無形文化財台 帳、名古屋市指定有形民俗文化財台帳、 名古屋市指定無形民俗文化財台帳、名古

<p>屋市指定史跡台帳、名古屋市指定名勝台帳<u>及び</u>名古屋市指定天然記念物台帳を備えるものとする。</p> <p>(文化財調査委員会)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 委員長及び副委員長の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>屋市指定史跡台帳、名古屋市指定名勝台帳、<u>名古屋市指定天然記念物台帳及び名古屋市登録無形民俗文化財台帳</u>を備えるものとする。</p> <p>(文化財調査委員会)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 委員長及び副委員長の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3・4 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第 7号

名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号）第 3条第 2項ただし書の規定により、名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場を使用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間として教育委員会が指定する期間は、次のとおりとします。

令和 6年 3月28日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

利用料金を納付しなければならない期間

令和 6年 5月 6日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名古屋市教育委員会告示第8号

名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について

名古屋市立あおなみ小学校の通学区域の設定及び名古屋市立港南中学校の通学区域の変更の実施について次のように定め、令和9年4月1日から施行します。

令和6年3月28日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

- 1 名古屋市立あおなみ小学校の通学区域の設定
次の区域を名古屋市立あおなみ小学校の通学区域とする。
名古屋市立稲永小学校及び名古屋市立野跡小学校の通学区域
- 2 名古屋市立港南中学校の通学区域の変更
次の区域を名古屋市立港南中学校の通学区域とする。
名古屋市立あおなみ小学校及び大手小学校の通学区域

名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課

名古屋市教育委員会告示第9号

名古屋市立中学校の通学区域の設定及び変更について

名古屋市立上志段味中学校の通学区域の設定及び名古屋市立志段味中学校の通学区域の変更の実施について次のように定め、令和8年4月1日から施行します。

令和6年3月28日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

- 1 名古屋市立上志段味中学校の通学区域の設定
次の区域を名古屋市立上志段味中学校の通学区域とする。
名古屋市立志段味中学校の通学区域の内、名古屋市立上志段味小学校の通学区域
- 2 名古屋市立志段味中学校の通学区域の変更
次の区域を名古屋市立志段味中学校の通学区域から除く。
名古屋市立上志段味中学校の通学区域

名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課

名教委訓令第1号

事 務 局
各 公 所

名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名教委訓令第3号）
の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 事務局の課及び室並びに公所の課（これに準じた内部組織及び鶴舞中央図書館庶務係を含む。）（<u>係のみを置く公所及び内部組織を置かない公所</u>）にあつては、公所）をいう。</p> <p>(2)～(9) （略）</p> <p>（行政文書の閲覧区分）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 文書管理システム（規則第2条第6号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する要配慮個人情報又は</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 事務局の課及び公所の課（これに準じた内部組織を含む。）（内部組織を置かない公所にあつては、公所）をいう。</p> <p>(2)～(9) （略）</p> <p>（行政文書の閲覧区分）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 文書管理システム（規則第2条第6号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する要配慮個人情報又は</p>

<p>秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、<u>係内又は回議者のみ</u>としなければならない。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 <u>課の庶務を担当する係の長</u>（これに準ずる者を含む。<u>第16条第1項第2号及び第28条において同じ。</u>）は、所管課長の指示を受け、課における文書事務を処理する。</p> <p>(課における庁外文書の収受)</p> <p>第16条 第14条（前条において準用する場合を含む。）の規定により配布された文書は、<u>課の庶務を担当する係</u>において、<u>次の各号に定める</u>手続により処理しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 担当者が明らかでないもの 直ちに <u>課の庶務を担当する係の長</u>が閲覧し、担当者を定め、配布する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(浄書及び照合)</p> <p>第28条 施行を要する行政文書の浄書及び原議との照合は、<u>係の長の責任</u>において、誤りのないよう慎重に行わなければならない。</p>	<p>秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、<u>回議者のみ</u>としなければならない。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 <u>庶務担当の課長補佐</u>（これに準ずる者を含む。<u>以下同じ。</u>）は、所管課長の指示を受け、課における文書事務を処理する。</p> <p>(課における庁外文書の収受)</p> <p>第16条 第14条（前条において準用する場合を含む。）の規定により配布された文書は、<u>所管課</u>において、<u>次に定める</u>手続により処理しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 担当者が明らかでないもの 直ちに <u>庶務担当の課長補佐</u>が閲覧し、担当者を定め、配布する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(浄書及び照合)</p> <p>第28条 施行を要する行政文書の浄書及び原議との照合は、<u>課長補佐の責任</u>において、誤りのないよう慎重に行わなければならない。</p>
---	--

別表第1行政文書分類表中「係相当」を「名古屋市教育委員会事務局課長補佐設置規程（令和6年名教委教訓令第1号）に規定する課長補佐の名称の括弧内に表示する担当業務相当」に、「係の分掌事務」を「課の分掌事務」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名教委訓令第2号

各 学 校

名古屋市立学校文書管理規程（平成12年名教委訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>第30条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p><u>第6章 雑則（第31条）</u></p> <p>附則</p> <p>第30条（略）</p> <p><u>第6章 雑則</u></p> <p><u>（教育長の定める学校における学校文書の処理）</u></p> <p><u>第31条 第13条の規定にかかわらず、名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第1号）第13条の2の規定により教育長が別に定める学校における学校文書の処理に当たっては、起案文書を文書管理システム（条例施行規程第9条第2項に規定する文書管理システムをいう。）に登録して起案することができる。この場合における学校文書の処理については、条例施行規程の例による。</u></p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会事務局課長補佐設置規程を次のように定める。

令和6年3月29日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会事務局課長補佐設置規程

- 1 名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第9号）
第2条の課に次の組織を置く。

総務部

総務課

- 課長補佐（庶務）
- 課長補佐（総合教育会議等）
- 課長補佐（人事）
- 課長補佐（調査）

企画経理課

- 課長補佐（企画経理）（2）

人権教育課

- 課長補佐（人権教育）
- 課長補佐（同和教育）

教育環境整備課

- 課長補佐（計画）

- 課長補佐（市立幼稚園のあり方検討）
- 課長補佐（学校整備）
- 課長補佐（学校施設リフレッシュプランの推進）
- 課長補佐（子どもいきいき学校づくり）（4）
- 課長補佐（橘小学校等複合化整備事業の推進）
- 課長補佐（給食調理場の環境整備の推進）

学校施設課

- 課長補佐（管理）
- 課長補佐（営繕）
- 課長補佐（学校施設の環境整備の推進）
- 課長補佐（学校体育館の空調整備）
- 課長補佐（学校施設のバリアフリー化の推進）

教務部

教職員課

- 課長補佐（管理）（2）
- 課長補佐（学校事務の改革に係る連絡調整）
- 課長補佐（服務等）
- 課長補佐（高等学校に係る連絡調整）
- 課長補佐（特別支援学校等に係る連絡調整）
- 課長補佐（安全衛生）
- 課長補佐（教職員のメンタルヘルス・保健指導）

学事課

- 課長補佐（学校財務）
- 課長補佐（就学援助）
- 課長補佐（就学等に係る企画調整）（2）
- 課長補佐（就学奨励等）
- 課長補佐（私学助成）

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進課

- 課長補佐（学びの改革推進）

課長補佐（安全安心な居場所づくり・教育相談体制）

課長補佐（安全安心な居場所づくり）

課長補佐（学校における働き方改革）（2）

課長補佐（夜間中学校）

子ども応援課

課長補佐（子ども応援）

課長補佐（企画調整）

課長補佐（システム・制度改革）

課長補佐（危機管理等）

教育支援部

義務教育課

課長補佐（管理・調整）

課長補佐（企画）

課長補佐（いじめ防止対策）

課長補佐（市立幼稚園のあり方検討）

課長補佐（キャリア教育）（2）

高等学校教育課

課長補佐（企画）

特別支援教育課

課長補佐（企画）

学校D X推進課

課長補佐（推進）

課長補佐（学校情報化に係る企画調整）

課長補佐（D Xの推進）

学校保健課

課長補佐（保健体育）

課長補佐（小学校給食）

課長補佐（小学校給食調理業務の効率化）

課長補佐（中学校給食）

課長補佐（給食調理場の環境改善）

生涯学習部

生涯学習課

- 課長補佐（管理）
- 課長補佐（社会教育）
- 課長補佐（生涯学習）
- 課長補佐（女性教育）
- 課長補佐（図書館改革の推進）（2）

部活動振興課

- 課長補佐（部活動振興）
- 課長補佐（部活動に係る企画調整）（3）

文化財保護課

- 課長補佐（文化財保存活用）
- 課長補佐（埋蔵文化財）
- 課長補佐（文化財活用推進）

- 2 前項の課における庶務及び経理に関する事務は、当該課の長が特に指定する場合を除き、当該課において筆頭に掲げる課長補佐が担当する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の課において筆頭に掲げる課長補佐が複数ある場合には、当該課の長は、当該課における庶務及び経理に関する事務を担当する課長補佐1名を指定しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程（昭和24年教育長訓令第1号）は、廃止する。

名教委教訓令第 2 号

事 務 局
各 公 所

名古屋市教育委員会課長代理設置規程（平成 9 年名教委教訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（職務）</p> <p>第 2 条 課長代理は、当該<u>係長</u>としての職務のほか、部長（公所にあつては公所長。以下同じ。）の命を受けて、次の事項を所掌する。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>（任命）</p> <p>第 3 条 課長代理は、相当長期の経験を有する教育委員会事務局に属する部及び公所における総括的な職務を担当する<u>係長</u>並びに<u>総括係長</u>の職（教育長が指定するものに限る。）にある者のうちから、教育委員会が任命する。</p>	<p>（職務）</p> <p>第 2 条 課長代理は、当該<u>課長補佐</u>としての職務のほか、部長（公所にあつては公所長。以下同じ。）の命を受けて、次の事項を所掌する。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>（任命）</p> <p>第 3 条 課長代理は、相当長期の経験を有する教育委員会事務局に属する部及び公所における総括的な職務を担当する<u>課長補佐</u>並びに<u>総括課長補佐</u>の職（教育長が指定するものに限る。）にある者のうちから、教育委員会が任命する。</p>

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（この規程の趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、教育次長、<u>監</u>、部長、公所の長、課長及び<u>係長</u>の責任及び代決権限を定めるものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 課長 部に属する課及び室並びに公所に属する課及び教育センターに属する部の長並びにこれに相当する職にある者（公所の長を除く。）をいう。</p> <p>(4) <u>係長</u> 部又は公所に属する<u>係</u>（以下「<u>係</u>」という。）の長及びこれに相当する職にある者をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>（共通代決権限事項等）</p>	<p>（この規程の趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、教育次長、<u>学校づくり推進監</u>（以下「<u>監</u>」という。）、部長、公所の長、課長及び<u>課長補佐</u>の責任及び代決権限を定めるものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 課長 部に属する課並びに公所に属する課及び教育センターに属する部の長並びにこれに相当する職にある者（公所の長を除く。）をいう。</p> <p>(4) <u>課長補佐</u> 部又は公所に属する<u>課長補佐</u>及びこれに相当する職にある者をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>（共通代決権限事項等）</p>

<p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>係長</u>の共通代決権限事項は、別表第1の2のとおりとする。</p> <p>(臨時代決)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>係長</u>(公所に属する<u>係長</u>を除く。以下この項において同じ。)が欠けたとき又は<u>係長</u>に事故があるときは、その代決権限事項について、主管の課長が代決することができる。</p> <p>10 公所に属する<u>係長</u>が欠けたとき又は公所に属する<u>係長</u>に事故があるときは、その代決権限事項について、代決権者の直近上位の職にある者が代決することができる。</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>課長補佐</u>の共通代決権限事項は、別表第1の2のとおりとする。</p> <p>(臨時代決)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>課長補佐</u>(公所に属する<u>課長補佐</u>を除く。以下この項において同じ。)が欠けたとき又は<u>課長補佐</u>に事故があるときは、その代決権限事項について、主管の課長が代決することができる。</p> <p>10 公所に属する<u>課長補佐</u>が欠けたとき又は公所に属する<u>課長補佐</u>に事故があるときは、その代決権限事項について、代決権者の直近上位の職にある者が代決することができる。</p>
--	--

別表第1 人事・服務関係の表第5号公所の長(鶴舞中央図書館長を除く。)の欄中「係長のある場合にあつては係長」を「課長補佐(事務長を除く。)のある場合にあつては課長補佐」に改め、同号課長の欄中「係長」を「課長補佐」に改め、同表第9号中「教育次長等」を「教育次長及び監」に改め、同表第10号中「課長に限る」を「課長に限り、共同学校事務室が事務を共同処理する学校の学校長にあつては共同学校事務室長の所属員を除く」に改める。

別表第1 財務関係の表第24号中「財政局契約監理監」を「財政局担当局長(契約監理)」に改め、同表第31号中「係長」を「課長補佐」に改める。

別表第1 事業執行関係の表第4号中「総務部主幹(調査)」を「総務部担当課長(調査)」に改める。

別表第1 備考中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- 3 公所の長の共通代決権限事項(財務関係の表第1号、第5号、第15号、第21号から第25号まで、第27号から第30号まで、第33号及び第34号に限る。)は、共同学校事務室が事務を共同処理する学校にあつては共同学校事務室長の代決権限事項とする。この場合において、同表第1号中「学校長及び幼稚園長(以下「校長等」という。以下この欄において同じ。)」

とあるのは「共同学校事務室長」と、同表第5号及び第15号中「校長等」とあるのは「共同学校事務室長」と読み替えるものとする。

別表第1の2中「係長」を「課長補佐」に改める。

別表第2 総務部長の項第2号中「係長」を「課長補佐」に、同項第3号中「学校整備課長」を「学校施設課長」に改め、同表指導部長の項中「指導部長」を「教育支援部長」に改め、同表指導室長の項を次のように改める。

義務教育課長	1	教材の取扱いに関する事。ただし、高等学校教育課長及び特別支援教育課長の代決権限に属するものを除く。
	2	教科書センターの運営に関する事。ただし、高等学校教育課長及び特別支援教育課長の代決権限に属するものを除く。
	3	研究指定校及び研究集会の運営に関する事。ただし、高等学校教育課長及び特別支援教育課長の代決権限に属するものを除く。
高等学校教育課長	1	高等学校の教材の取扱いに関する事。
	2	教科書センターの運営に関する事。（高等学校に係るものに限る。）
	3	研究指定校及び研究集会の運営に関する事。（高等学校に係るものに限る。）
特別支援教育課長	1	特別支援学校の教材の取扱いに関する事。
	2	教科書センターの運営に関する事。（特別支援学校に係るものに限る。）
	3	研究指定校及び研究集会の運営に関する事。（特別支援学校に係るものに限る。）

別表第2 生涯学習部長の項第1号中「文化財保護室長」を「文化財保護課長」に改め、同表文化財保護室長の項中「文化財保護室長」を「文化財保護課長」に改め、同項第3号中「別表第3 4の項、7の項及び8の項」を「別表第3 5の項、9の項及び10の項」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第 6 号

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 条例第14条第 3 号に規定する特別休暇は時間単位で受けることができるものとし、時間単位で受ける場合にあつては、1 日をもって当該職員の 1 日あたりの正規の勤務時間（1 時間に満たない端数があるときは、1 時間に切り上げる。）とする。この場合における特別休暇を受けることができる期間は、1 回につき最初に勤務を免除される時から起算して48時間以内とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

編入市町村職員の採用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 27 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第 7 号

編入市町村職員の採用に関する規則の一部を改正する規則

編入市町村職員の採用に関する規則（昭和38年名古屋市人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「係長段階」を「課長補佐段階」に、「係員」を「主任」に、「係長試験」を「昇任選考」に改める。

第 6 条第 1 項中「係長」を「課長補佐」に改め、同条第 2 項中「係長試験」を「昇任選考」に改める。

第 8 条第 1 項中「係長試験」を「昇任選考」に改める。

別表一般職員選考基準表中「係長以上換算在職年数」を「課長補佐以上換算在職年数」に、係長の項中「係長」を「課長補佐」に、係長試験合格者の項中「係長試験」を「昇任選考」に、「係長以上」を「課長補佐以上」に改め、同表の備考第 6 項中「係員」を「主任以下」に、「係長」を「課長補佐」に改め、「係制」の次に「その他これに類する組織体系」を加え、同表の備考第 7 項中「係長」を「課長補佐」に改め、同項表中「係制」の次に「その他これに類

する組織体系」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

試験企画委員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 27 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第 8 号

試験企画委員等に関する規則の一部を改正する規則

試験企画委員等に関する規則（昭和28年9月8日人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「係長」を「課長補佐」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等の承認に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 27 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第 9 号

一般職の任期付職員の採用等の承認に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等の承認に関する規則（平成15年名古屋市人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1、様式第 2、様式第 3 及び様式第 4 中「補職名は、」の次に「主任段階及び」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第10号

名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則の一部を改
正する規則

名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則（昭和34年名古屋市人
事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「又は係」を削り、同条第 4 項中「主査に」を「課長補佐又
は主任に」に、「主査の」を「職の」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第11号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 7 号までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木典行

名古屋市人事委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 議会関係の表事務局の項中「主幹 総務課庶務係長」を「担当課長 総務課課長補佐（庶務）」に改める。

別表第2 を次のように改める。

別表第2 市長事務部局関係

機関	職
会計室	会計管理者 室長 次長 課長 担当課長 会計課課長補佐（庶務）
防災危機管理局	局長 次長 担当部長 課長 担当課長 総務課課長補佐（庶務）
市長室	室長 次長 課長 担当課長 秘書課課長補佐（庶務） 秘書課課長補佐（秘書統括） 秘書課課長補佐（秘書）

		秘書課課長補佐（秘書事務に係る特命事項の処理）
総務局	本庁	局長 担当局長 部長 担当部長 課長 担当課長 総務課課長補佐（庶務） 総務課課長補佐（管理） 行政改革推進課課長補佐（行政改革推進） 行政改革 推進課課長補佐（組織定員） 行政改革推進課課長補 佐（業務改革） 法制課課長補佐（法規） 法制課課 長補佐（訟務） 法制課課長補佐（行政不服審査） 人事課課長補佐（調査） 人事課課長補佐（定年延長 に係る調整） 人事課課長補佐（職員情報システムの 再構築・人事事務改善） 人事課課長補佐（服務） 人事課課長補佐（人事統括） 人事課課長補佐（人事） 人事課課長補佐（人事制度等に係る特命事項の処理） 人事課課長補佐（人材マネジメントの推進） 人事課 課長補佐（人材育成） 人事課主任及び主事（専ら職 員の任免、分限、懲戒若しくは服務に関する事務を担 当する者に限る。） コンプライアンス推進課課長補 佐（推進） コンプライアンス推進課課長補佐（監察） コンプライアンス推進課主任及び主事 給与課課長補 佐（給与） 給与課課長補佐（職員情報システムの再 構築・給与事務改善） 給与課課長補佐（労政） 給 与課主任及び主事（専ら職員の給与その他の勤務条件 を担当する者に限る。） 安全衛生課課長補佐（安全 衛生）
	市政資料館	副館長
	東京事務所	所長 次長 担当課長
財政局	本庁	局長 担当局長 部長 担当部長 課長 担当課長 総務課課長補佐（庶務） 総務課課長補佐（管理） 財政課課長補佐（財政調査） 財政課課長補佐（予算

		統括) 財政課課長補佐(予算) 財政課課長補佐(予算に係る企画調整等) 財政課課長補佐(財政健全化等)
	収納管理 ・特別徴 収事務セ ンター	所長
	市税事務 所	所長 課長 担当課長
スポー ツ市民 局	本庁	局長 部長 課長 担当課長 総務課課長補佐(庶務) 区政課課長補佐(区政の管理) 区政課課長補佐(区役所改革)
	市民活動 推進セン ター	所長
	なごや人 権啓発セ ンター	所長
	文化セン ター	館長
経済局	本庁	局長 部長 担当部長 課長 担当課長 総務課課長補佐(庶務)
	中央卸売 市場	場長 課長 担当課長
	工業研究 所	所長 副所長 部長 担当部長 課長 担当課長
観光文 化交流 局	本庁	局長 部長 担当部長 課長 担当課長 総務課課長補佐(庶務)
	名古屋城 総合事務	所長 課長 担当課長 名古屋城調査研究センター副 所長

	所	
環境局	本庁	局長 担当局長 部長 担当部長 課長 担当課長 職員課課長補佐（管理）
	環境科学 調査セン ター	所長 副所長 室長
	環境事業 所	所長
	処分場	場長 担当課長
	工場	工場長
健康福 祉局	本庁	局長 担当局長 部長 担当部長 課長 担当課長 職員課課長補佐（管理） 職員課課長補佐（労務厚 生）
	知的障害 者更生相 談所	所長
	身体障害 者更生相 談所	所長
	精神保健 福祉セン ター	所長 副所長 担当課長
	厚生院	院長 次長 課長 診療科部長
	中央看護 専門学校	校長 課長 研修センター所長
	八事霊園 ・斎場管 理事務所	所長
	食品衛生 検査所	所長

	動物愛護センター	所長
	食肉衛生検査所	所長
	衛生研究所	所長 副所長 課長 担当課長 部長
子ども青少年局	本庁	局長 担当局長 部長 課長 担当課長 総務課課長 補佐（管理）
	児童福祉センター	所長 課長 中央児童相談所長 担当課長 中央療育センター所長 中央療育センター副所長 発達障害者支援センター所長 くすのき学園長
	西部児童相談所	所長 担当課長
	東部児童相談所	所長 担当課長
	ひばり荘	荘長
	玉野川学園	園長
	あけぼの学園	園長
	地域療育センター	所長 副所長
	保育園	園長（内山、星ヶ丘、東、北、上飯田、上名古屋、比良西、荒輪井、中、白金、軍水、高蔵、正色、中島、港、南陽第一、宝、守山、大森、東丘、鳴子、のりくら、牧野池、藤里、島田第一保育園及び平針原保育園に限る。）
住宅都市局	本庁	局長 担当局長 部長 担当部長 課長 担当課長 総務課課長補佐（管理）
	都市整備	所長 担当課長

	事務所	
	総合整備事務所	所長
緑政土木局	本庁	局長 担当局長 部長 担当部長 課長 担当課長 総務課課長補佐（管理）
	土木事務所	所長 副所長
	ポンプ施設管理事務所	所長
	東山総合公園	総合公園長 次長 課長 担当課長 東山動物園長 東山動物園副園長 東山植物園長
区役所		区長 部長 担当部長 課長 担当課長 区会計管理者 総務課課長補佐（庶務） 保健福祉センター所長 支所長

別表第3 教育委員会関係の表事務局の項中「監」を「学校づくり推進監」に、「参事」を「担当部長」に、「室長 主幹 総務部総務課人事係長 教務部教職員課管理第一係長 教務部教職員課管理第二係長」を「担当課長 総務課課長補佐（人事） 教職員課課長補佐（管理）」に改め、同表図書館の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表博物館の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表科学館の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表小学校の項中「教頭」を「教頭 共同学校事務室長」に改め、同表中学校の項中「教頭」を「教頭 共同学校事務室長」に改める。

別表第4 選挙管理委員会関係の表事務局の項中「庶務係長」を「課長 選挙課課長補佐（庶務）」に改める。

別表第5 人事委員会関係の表事務局の項中「係長 主査」を「審査課課長補佐（庶務・調査） 審査課課長補佐（審査） 任用課課長補佐（任用） 任用課課長補佐（任用に係る企画調整） 任用課課長補佐（試験） 任用課課長補佐（人材確保）」に改める。

別表第6 監査委員関係の表事務局の項中「室長 主幹 監査管理課庶務係

長」を「担当課長 監査管理課課長補佐（庶務）」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木典行

名古屋市人事委員会規則第13号

名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋競輪組合の項中「参事」を「担当部長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第7号

名古屋市上下水道局安全衛生管理規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第3条第1項中「（室を含む。以下同じ。）」を削る。

第6条第1項中「主幹及び係長」を「担当課長又は担当公所長及び課長補佐又は公所長補佐」に改める。

第7条の2第4項中「報酬」を「給料」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 前2項の規定に基づく給料及び費用弁償（以下「給料等」という。）は、現金で支払うものとする。ただし、産業医等から申出があったときは、給料等の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

第7条の2第7項中「産業医等の報酬」を「産業医等の給料等」に、「報酬期間」を「対象期間」に、「報酬を支給する」を「給料等を支給する」に改め、同条第8項前段中「報酬」を「給料等」に改め、同項後段中「報酬期間」を「対象期間」に、「報酬」を「給料等」に改める。

第18条第3号中「営業センター副センター長又は同部営業所に属する副所長」を「営業所に属する副所長」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「名古屋水道労働組合」を「労働組合」に、「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第4号とする。

第20条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 課又は公所に属する副公所長及び担当課長又は担当公所長

(3) 課又は公所に属する課長補佐又は公所長補佐（課又は公所の長が職務の実態を考慮し必要と認める者に限る。）

第21条第1項中「庶務担当係長」を「庶務担当課長補佐若しくは庶務担当公

所長補佐」に、「庶務担当係」を「当該課公所」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第8号

名古屋市上下水道局会計規程等の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

(名古屋市上下水道局会計規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局会計規程(平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「企画経理部主幹(資金・財政計画担当)」を「企画経理部担当課長(資金・財政計画担当)」に改め、同条第3項中「企画経理部経理課主査(水道決算担当)」を「企画経理部経理課課長補佐(水道決算担当)」に改め、同条第6項中「営業部給排水設備課量水器係長」を「営業部給排水設備課課長補佐(量水器総括担当)」に改める。

第4条第1項中「(室を含む。以下同じ。)」を削り、同条第3項中「課又は公所の庶務担当係長」を「課及び公所の庶務担当課長補佐又は庶務担当公所長補佐」に改め、同条第4項中「庶務担当係長」を「庶務担当課長補佐又は庶務担当公所長補佐」に改める。

第42条中「の規定に基づき収入の収納事務の一部を委託した私人」を「において準用する地方自治法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者(以下「指定公金事務取扱者」という。)」に改める。

第44条及び第46条第1項中「法第33条の2の規定に基づき」を削り、「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

(名古屋市上下水道局契約規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局契約規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第47号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第21条の14第1項第2号から第9号まで」を「第21条の13第1項第2号から第9号まで」に改める。

第9条の2中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

第51条第1項中「（室を含む。以下同じ。）」を削る。

（名古屋市上下水道局水道料金等徴収事務の委託に関する規程の一部改正）

第3条 名古屋市上下水道局水道料金等徴収事務の委託に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条の2及び」を「第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2から第243条の2の5まで並びに」に、「第26条の4」を「第26条の4第2項において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条及び第173条の2第2項」に改める。

第7条第4項中「第26条の4」を「第26条の4第2項において読み替えて準用する地方自治法施行令第173条の2第2項」に改める。

第10条第1項中「を委託」を「の委託、委託の内容の変更又は地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の3第1項の規定による取消しを」に改め、同条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日の前日において現に地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）附則第7条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により公金の徴収又は収納に関する事務（以下「従前の公金事務」という。）を行わせている者（改正法による改正後の地方公営企業法第33条の2において準用する改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）については、第1条の規定による改正後の名古屋市上下水道局会計規程及び第3条の規定による改正後の名古屋市上下水道局水道料金等徴収事務の委託に関する規程の規定にかかわらず、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により、当該従前の公

金事務を行わせることができる。

名古屋市上下水道局管理規程第9号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月27日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第1条中「、部長」の次に「、担当部長」を加え、「（室長を含む。以下同じ。）」を削り、「及び係長」を「、担当課長、担当公所長、課長補佐及び公所長補佐」に改める。

第3条第1項中「及び課（室を含む。以下同じ。）」を「、担当部長、課」に改め、「という。）」の次に「並びに担当課長及び担当公所長（以下「担当課長」という。）」を加え、同条第2項中「係長」を「課長補佐及び公所長補佐（以下「課長補佐」という。）」に改める。

第4条第2項中「及び」を「、担当部長、」に改め、「課公所長」の次に「及び担当課長」を加える。

第5条第1項中「主管の部長」の次に「又は担当部長」を加え、同条第2項中「部長が」を「部長若しくは担当部長が」に、「部長に」を「部長若しくは担当部長に」に、「部長の」を「部長又は担当部長の」に、「又は公所長」を「、公所長又は担当課長」に改め、同条第3項中「若しくは公所長」を「、公所長若しくは担当課長」に、「又は公所長」を「、公所長又は担当課長」に改め、「部長」の次に「又は担当部長」を加え、同条第6項中「係長」を「課長補佐」に、「又は公所長」を「、公所長又は担当課長」に改める。

別表第1人事・サービス関係の表課公所長の欄第1号中「係長又は主査」を「課長補佐」に、「副係長」を「副課長補佐」に改め、同表本部長の欄第1号の2中「参事」を「担当部長」に改め、同表部長の欄第1号の2中「主幹」を「担当課長」に改め、同表本部長の欄及び部長の欄第2号中「人材育成推進室」を「人材育成推進課」に、「情報企画推進課」を「情報システム課」に改め、同

表課公所長の欄第2号中「人材育成推進室が所管」を「人材育成推進課が所管」に、「総務部人材育成推進室長（以下「人材育成推進室長」という。）」を「総務部人材育成推進課長（以下「人材育成推進課長」という。）」に、「情報企画推進課が所管」を「情報システム課が所管」に、「企画経理部情報企画推進課長（以下「情報企画推進課長」という。）」を「企画経理部情報システム課長（以下「情報システム課長」という。）」に改め、同表部長の欄第3号中「主幹」を「担当課長」に改め、同表課公所長の欄第3号中「所属の係長及び主査」を「所属の課長補佐」に、「主幹、係長及び主査」を「担当課長及び課長補佐」に改める。

別表第1財務関係の表課公所長の欄第4号中「情報企画推進課長」を「情報システム課長」に改め、同表部長の欄第6号の3中「主管部長」の次に「又は主管担当部長」を加え、同表本部長の欄及び部長の欄第8号の2中「総務部長」を「担当部長（契約監理・内部統制担当）」に改め、同表次長の欄第8号の2の2中「総務部長及び参事（契約監理・内部統制担当）」を「担当部長（契約監理・内部統制担当）」に改め、同表部長の欄第8号の2の2中「主管部長」の次に「又は主管担当部長」を加え、「総務部長及び参事（契約監理・内部統制担当）」を「担当部長（契約監理・内部統制担当）」に改める。

別表第1事業執行関係の表中

「			を	「	
部長	課公所長			部長又は担当部長	課公所長又は担当課長
」				」	

に改め、同表部長の欄第7号中「部長」の次に「又は担当部長」を加え、同表課公所長の欄第7号中「課公所長」の次に「又は担当課長」を加える。

別表第2中 「

係長

」 を 「

課長補佐

」 に改め、同表係長の欄

第2号中「又は公所長」を「、公所長又は担当課長」に改める。

別表第4人事・サービス関係の表主管部長の欄第1号中「係長又は主査」を「課長補佐」に改め、同表主管部長の欄第3号中「副係長」を「副課長補佐」に改

め、同表主管部長の欄第4号中「参事」を「担当部長」に改める。

別表第4財務関係の表中 「

主管部長

」 を 「

主管部長又は 主管担当部長

」 に改

め、同表主管課公所長の欄第10号中「情報企画推進課長」を「情報システム課長」に改め、同表主管課公所長の欄第11号中「情報企画推進課長」を「情報システム課長」に、「計画部下水道計画課長」を「下水道計画課長」に改め、同表主管課公所長の欄第12号中「情報企画推進課長」を「情報システム課長」に改め、同表主管課公所長の欄第13号中「別表第1事業執行関係の表課公所長」の次に「又は担当課長」を、「主管課公所長」の次に「又は主管担当課長」を、「主管部長」の次に「又は主管担当部長」を加え、同表主管部長の欄第14号中「ただし、」の次に「担当部長（契約監理・内部統制担当）及び」を加え、同表主管課公所長の欄第16号中「人材育成推進室長」を「人材育成推進課長」に、「情報企画推進課長」を「情報システム課長」に改め、同表主管部長の欄第25号中「総務部長」を「担当部長（契約監理・内部統制担当）」に改め、同表主管部長の欄第27号中「主管部長」の次に「又は主管担当部長」を加え、「総務部長」を「担当部長（契約監理・内部統制担当）」に改め、同表主管部長の欄第28号中「総務部長」を「担当部長（契約監理・内部統制担当）」に改め、同表主管課公所長の欄第28号中「主管部長」の次に「又は主管担当部長」を加える。

別表第4事業執行関係の表中 「

主管部長	主管課公所長
------	--------

」 を

「

主管部長又は 主管担当部長	主管課公所長又は 主管担当課長
------------------	--------------------

」 に改め、同表主管部長の欄第10号

の3中「総務部長」を「担当部長（契約監理・内部統制担当）」に改め、同表

主管課公所長の欄第10号の6中「人材育成推進室長」を「人材育成推進課長」に改め、同号の次に次のように加える。

10 の 6 の 2	職務発明等に係る 特許権等に関するこ と。（経営本部長）		
------------------------	------------------------------------	--	--

別表第4事業執行関係の表主管部長の欄第10号の7中「企画経理部長」を「担当部長（広報・連携推進・国際協力担当）」に改め、同表主管部長の欄第15号の2及び第15号の3中「総務部長」を「担当部長（契約監理・内部統制担当）」に改め、同表主管課公所長の欄第19号中「料金課長」の次に「、営業部担当課長（普及促進・汚水排出量調査担当）（以下「担当課長（普及促進・汚水排出量調査担当）」という。）」を加え、同表主管課公所長の欄第20号及び第21号中「料金課長」を「担当課長（普及促進・汚水排出量調査担当）」に改め、同表主管課公所長の欄第22号及び第22号の2中「料金課長」の次に「、担当課長（普及促進・汚水排出量調査担当）」を加え、同表主管部長の欄第22号の3中「総務部長」を「担当部長（契約監理・内部統制担当）」に改め、同表主管課公所長の欄第26号中「主管課公所長」の次に「又は主管担当課長」を加え、同表主管課公所長の欄第32号中「給排水設備課長」の次に「、営業センター長、営業所長」を加え、同表主管課公所長の欄第33号中「料金課長」を「担当課長（普及促進・汚水排出量調査担当）」に改め、同表主管課公所長の欄第34号中「こと。（」の次に「給排水設備課長、」を加え、同表主管課公所長の欄第41号中「主管課公所長」の次に「又は主管担当課長」を加え、同表第43号の4を次のように改める。

43 の 4	削除		
--------------	----	--	--

別表第4事業執行関係の表主管部長の欄第44号及び第45号中「施設部長」を「担当部長（施設整備・管理調整担当）」に改め、同表主管課公所長の欄第47号中「施設部浄水管理調整室長（以下「浄水管理調整室長」という。）」を「

施設部担当課長（工業用水担当）（以下「担当課長（工業用水担当）」という。）」に改め、同表主管課公所長の欄第49号及び第50号中「浄水管理調整室長」を「担当課長（工業用水担当）」に改め、同表主管課公所長の欄第52号及び第53号の2中「主管課公所長」の次に「又は主管担当課長」を加え、同表主管本部長の欄及び主管部長の欄第54号中「総務部長」を「担当部長（契約監理・内部統制担当）」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第10号

名古屋市上下水道局分課規程を次のように定める。

令和6年3月29日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

名古屋市上下水道局分課規程

名古屋市上下水道局分課規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第13号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 経営本部（第6条—第22条）

第3章 技術本部（第23条—第40条）

附則

第1章 総則

（分課）

第1条 名古屋市上下水道局（以下「局」という。）に次の本部、部、課及び公所を置く。

経営本部

総務部

総務課

防災課

労務課

安全衛生課

調査課

契約監理課

人材育成推進課

企画経理部

経営企画課
連携推進課
経理課
広報サービス課
資産活用課
情報システム課

営業部

営業課
料金課
給排水設備課
営業センター
営業所

技術本部

計画部

下水道計画課
水道計画課
技術管理課

建設部

工務課
施設課
建設工事事務所

管路部

配水課
保全課
管路工事調整課
配水設計課
下水設計課
管路センター

施設部

施設管理課

浄水管理課
水質管理課
施設整備課
浄水場
水処理事務所

(役職)

第2条 局に次長、本部に本部長、部に部長、課に課長及び課長補佐、公所に公所長及び公所長補佐を置く。

- 2 公所に副公所長を置くことができる。
- 3 本部に担当部長、部に担当課長又は公所に担当公所長を置くことができる。
- 4 特に必要があるときは、局に局付担当局長、局付担当部長、局付担当課長又は局付課長補佐を置くことができる。
- 5 前2項の規定に定めるもののほか、施設開設準備その他の臨時的事務を分担させるため、担当課長、担当公所長、課長補佐又は公所長補佐を置くことができる。
- 6 第1項に定める課長補佐及び公所長補佐（以下「課長補佐等」という。）を置く組織及び課長補佐等の数は、別に定める。
- 7 第2項に定める副公所長並びに第3項に定める担当部長、担当課長及び担当公所長（以下「担当部長等」という。）を置く組織、その分担事項及び担当部長等の数は、別に定める。

(職務)

第3条 次長は、局内重要事項について上下水道局長（以下「局長」という。）の命を受けて職員を指揮監督する。

- 2 本部長、部長、課長、公所長及び課長補佐等は、各々上司の命を受けて所管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 副公所長は、公所長を補佐し、上司の命を受けて所属職員を指揮監督する。

第4条 担当部長、担当課長及び担当公所長は、上司の命を受けて別に定める分担事項を処理する。

- 2 第2条第4項の職員は、特に命ぜられた事務を処理する。

(代理)

第5条 局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、次長がその職務を代理する。

2 前項の場合において、次長に事故があるとき、又は次長が欠けたときは、経営本部長が局長の職務を代理する。

3 前項の場合において、経営本部長に事故があるとき、又は経営本部長が欠けたときは、技術本部長が局長の職務を代理する。

4 前項の場合において、技術本部長に事故があるとき、又は技術本部長が欠けたときは、総務部長が局長の職務を代理する。

第2章 経営本部

(経営本部総務部総務課)

第6条 経営本部総務部総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 部庶務事務に関すること。
- (2) 市議会に関すること。
- (3) 儀式及び交際に関すること。
- (4) 関係団体に関すること。
- (5) 職員寮に関すること。
- (6) 局内の人事に関すること。
- (7) 職員の選考及び考課に関すること。
- (8) 他本部、本部内他部課公所及び部内他課公所の主管に属しないこと。

(経営本部総務部防災課)

第7条 経営本部総務部防災課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防災及び危機管理業務の企画調整に関すること。
- (2) 防災及び危機管理についての連絡調整等に関すること。
- (3) 災害時における相互応援体制についての調査研究に関すること。

(経営本部総務部労務課)

第8条 経営本部総務部労務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 給与及び職員の児童手当の支払に関すること。
- (2) 職員の共済組合に関すること。
- (3) 健康保険、雇用保険及び厚生年金保険に関すること。
- (4) 職員の労働条件及び団体交渉に関すること。

- (5) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (6) 労働事情の調査及び統計に関する事。
- (7) 旅費に関する事。ただし、予算執行に係るものを除く。

(経営本部総務部安全衛生課)

第9条 経営本部総務部安全衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 局の安全管理及び衛生管理に関する事。
- (2) 車両の安全運転管理に関する事。
- (3) 安全衛生教育に関する事。
- (4) 職員の公務災害補償に関する事。
- (5) 職員の職務遂行上の交通事故の処理に関する事。
- (6) 職員の福利厚生及び互助会に関する事。
- (7) 局の厚生事業に関する事。

(経営本部総務部調査課)

第10条 経営本部総務部調査課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文書に関する事。
- (2) 公印に関する事。
- (3) 監査（工事監査を除く。）に関する事。
- (4) 内部統制に関する事。
- (5) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (6) 法令に関する事。
- (7) 訴訟、調停等に関する事。

(経営本部総務部契約監理課)

第11条 経営本部総務部契約監理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 工事及び製造の請負契約に関する事。
- (2) 委託契約に関する事。ただし、局長が別に定めるものについては、課又は公所において分掌する。
- (3) 物品の調達及び賃貸借の契約に関する事。ただし、局長が別に定めるものについては、課又は公所において分掌する。
- (4) 不用品の売却契約に関する事。
- (5) 入札の参加資格の技術的な審査及び技術資料の審査に関する事。

(経営本部総務部人材育成推進課)

第12条 経営本部総務部人材育成推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員としての資質及び能力の向上に係る施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 研修計画の策定及び研修実施上の総括に関すること。
- (3) 研修（他課公所が自ら実施するものを除く。）の実施に関すること。
- (4) 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「局事業」をいう。）に係る知識及び技術の共有環境の整備に関すること。
- (5) 局事業に係る新技術の採用に伴う知識及び技術の習得に関すること。
- (6) 外部からの研修員の受入れ（第14条第5号に規定するものを除く。）に関すること。

(経営本部企画経理部経営企画課)

第13条 経営本部企画経理部経営企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 部庶務事務に関すること。
- (2) 局内重要事項の総合調整及び複数の局室区にわたる重要事項の連絡調整に関すること。
- (3) 事業経営に関する事項の企画及び調査に関すること。
- (4) アセットマネジメントの総合調整に関すること。
- (5) 経営改革の推進に関すること。
- (6) 事務改善に関すること。
- (7) 組織及び職員の定数に関すること。
- (8) 名古屋上下水道総合サービス株式会社に関すること。
- (9) D Xの推進に関すること。
- (10) G Xの推進に関すること。
- (11) 部内他課公所の主管に属しないこと。

(経営本部企画経理部連携推進課)

第14条 経営本部企画経理部連携推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 官民連携に関すること。
- (2) 広域化の推進に関すること。
- (3) 地域との連携推進に関する事項の企画調整に関すること。

- (4) 流域連携事業の企画調整に関すること。
- (5) 国際協力業務の企画調整に関すること。
- (6) 局事業に関連する高度技術に関すること。
- (7) 局事業に係る技術的な支援に関すること。

(経営本部企画経理部経理課)

第15条 経営本部企画経理部経理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (3) 計理状況の報告に関すること。
- (4) 企業債に関すること。
- (5) 補助金の請求及び受入れに関すること。
- (6) 基金に関すること。
- (7) 金銭の出納に関すること。
- (8) 資金運用及び一時借入金に関すること。
- (9) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (10) 有価証券の取得、処分及び保管に関すること。
- (11) 債権管理の総括に関すること。
- (12) 財務会計システムの運用及び開発に関すること。

(経営本部企画経理部広報サービス課)

第16条 経営本部企画経理部広報サービス課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) お客さまサービス向上施策の総括に関すること。
- (2) 広聴の総括に関すること。
- (3) 広報の総括に関すること。
- (4) 報道機関等との連絡調整による広報に関すること。
- (5) 図書刊行物、催事その他による広報に関すること。

(経営本部企画経理部資産活用課)

第17条 経営本部企画経理部資産活用課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産及び物品の総括に関すること。
- (2) 事務用固定資産及び工事用固定資産の取得及び処分に関すること。
- (3) 固定資産台帳に関すること。

- (4) 車両、被服及び電話設備（賃借に関することに限る。）に関する事。
- (5) 不動産等（土地及び建物並びにこれらに固着するものをいう。）の有効活用、取得、管理、処分及び賃借に関する事。
- (6) 附帯事業に関する事。

（経営本部企画経理部情報システム課）

第18条 経営本部企画経理部情報システム課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報ネットワーク（専用ネットワークを除く。）及びサーバ統合環境等の情報基盤に係る企画、管理及び運用に関する事。
- (2) 所管する情報システム及び電子計算機の管理及び運用に関する事。
- (3) データセンターの保守及び運用の管理に関する事。
- (4) 電話設備に関する事（賃借に関する事を除く。）。
- (5) 情報化施策の企画、推進及び総合調整に関する事。
- (6) 情報システムに係る業務の調整並びに情報システムの開発及び導入時等における各種審査に関する事。
- (7) 電子情報の保護対策の企画調整及びこれに付随する監査等に関する事。
- (8) 技術情報システムに係る業務の企画調整に関する事。
- (9) 設計積算システム、施設総合管理システム及び単価契約システムに関する事。
- (10) 配水管等施設の図面等及び下水道台帳の調製及び管理に関する事。
- (11) 上下水道マッピングシステム及びなごや上下水道埋管まっぷに関する事。

（経営本部営業部営業課）

第19条 経営本部営業部営業課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 部庶務事務に関する事。
- (2) 工事関係事務に関する事。
- (3) 給水装置関係書類及び排水設備関係書類（局長が別に定めるものに限る。）の受付及び処理に関する事。
- (4) 指定給水装置工事事業者、指定排水設備工事店等に関する事。ただし、第21条第5号に規定するものを除く。
- (5) 愛知県下水道協会試験等運営委員会の運営等に関する事。

- (6) 給水管、給水用具及び量水器の調達に関する事。
- (7) 営業事務の企画、立案及び総合調整に関する事。
- (8) 受付センターに関する事。
- (9) 営業システムの管理等に関する事。
- (10) 部内他課公所の主管に属しない事。

(経営本部営業部料金課)

第20条 経営本部営業部料金課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の調定及び収計に関する事。
- (2) 営業システムの事務処理に関する事。
- (3) 集合住宅等に係る業務の総括に関する事。
- (4) 水道使用水量の検針業務及び水道料金等の未納管理業務等の総括に関する事。
- (5) 水道料金等、手数料、弁償金等の債権の管理及び放棄に関する事。
- (6) 破産その他の倒産手続に係る水道料金等の債権の届出等に関する事。
- (7) 下水道の利用促進の企画及び実施の総合調整に関する事。
- (8) 汚水排出量の認定並びに下水道の使用者の調査及び確認に関する事。
- (9) 水洗便所の普及及び下水道の利用促進に係る補助金の交付手続及び工事資金の貸付けに関する事。

(経営本部営業部給排水設備課)

第21条 経営本部営業部給排水設備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 給水装置及び給水用具等並びに排水設備の企画、調査及び施策の立案に関する事。
- (2) 直接工事費及び関連工事費の徴収基準並びに関連工事費の積算に関する事。
- (3) 上下水道取付管の技術基準に関する事。
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第1項及び第2項に規定する開発行為についての協議及び同意に関する事。
- (5) 指定給水装置工事事業者、指定排水設備工事店等に係る技術的事項の指導等に関する事。

- (6) 貯水槽水道等の管理の指導に関する事。
- (7) 給水装置工事及び排水設備工事（経営本部営業部営業課で受け付けた書類に係るものに限る。）の設計審査並びに排水設備工事の検査に関する事。
- (8) 下水道取付管工事（局長が別に定めるものに限る。）の設計に関する事。
- (9) 給水装置工事に伴う配水管受託工事の設計に関する事。
- (10) 分水契約、受水契約及び未給水区域に関する事。
- (11) 下水道の供用開始等の公示に関する事。
- (12) 量水器に係る企画及び管理に関する事。
- (13) 量水器の取替えに関する事。ただし、次条第2項第10号に規定するものを除く。
- (14) 局事業に係る器具の制作、改良及び修理に関する事。
（経営本部営業部営業センター及び同部営業所）

第22条 経営本部営業部営業センター及び同部営業所の名称及び所管区域は、別表第1のとおりとする。

2 経営本部営業部営業センター及び同部営業所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水道料金等、手数料、弁償金等の調定及び収納に関する事。
- (2) 水道料金等の減免に関する事。
- (3) 水道使用水量の計量及び認定並びに下水道に排除された汚水の計測及び認定に関する事。
- (4) 水道の不正使用の取締りに関する事。
- (5) 給水の停止に関する事。
- (6) 給水装置関係書類及び排水設備関係書類の受付及び処理に関する事。
ただし、第19条第3号に規定するものを除く。
- (7) 給水装置工事及び排水設備工事（前号の規定により受け付けた書類に係るものに限る。）の設計審査並びに給水装置工事の施行及び検査に関する事。
- (8) 下水道取付管工事の設計（前条第8号に規定するものを除く。）及び施

行に関する事。

- (9) 給水装置工事の施行に伴う断水及び給水制限に関する事。
- (10) 給水装置及び排水設備の維持管理並びに量水器の取替えに係る事務及び作業（局長が別に定めるものに限る。）に関する事。
- (11) 給水装置の修繕に関する事。ただし、道路取付管（給水装置のうち道路の敷地に存する部分をいう。以下同じ。）の修繕に係ることを除く。
- (12) 防災業務の実施及び災害時の応急給水業務等の統括に関する事。

第3章 技術本部

（技術本部計画部下水道計画課）

第23条 技術本部計画部下水道計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 部庶務事務に関する事。
- (2) 工事関係事務に関する事。
- (3) 国庫補助事業等（水道事業及び下水道事業に係るものに限る。）の申請及び報告に関する事。
- (4) 下水道事業の計画に関する調査及び研究に関する事。
- (5) 下水道事業の基本計画その他の関連計画に関する事。
- (6) 下水道事業の事業計画に関する事。
- (7) 下水道事業の実施計画に関する事。
- (8) 下水道事業の実施に係る関係機関、他部、部内他課等との調整に関する事。
- (9) 名古屋市雨水流出抑制推進会議に関する事。
- (10) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に係る雨水浸透阻害行為の技術的な調整に関する事。
- (11) 雨水流出抑制施設の助成制度に関する事。
- (12) 本部内他部課公所及び部内他課公所の主管に属しないこと。

（技術本部計画部水道計画課）

第24条 技術本部計画部水道計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水道事業等（水道事業及び工業用水道事業をいう。以下同じ。）の長期計画の策定及び事業調整に関する事。
- (2) 水道事業等の計画に関する調査及び研究に関する事。

- (3) 水道施設の整備計画に関すること。
- (4) 水道事業の実施計画に関すること。
- (5) 水道事業の実施に係る関係機関、他部、部内他課等との調整に関すること。
- (6) 水道事業等の水源の調査及び研究並びに水源開発施設に関すること。
- (7) 水道事業等の利水調整及び水源地域調整に関すること。
- (8) 水道技術管理者の職務に係る局内調整に関すること。

(技術本部計画部技術管理課)

第25条 技術本部計画部技術管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 局事業に係る工事（以下「上下水道工事」という。）の設計積算及び施行に係る基準に関すること。
- (2) 上下水道工事（局長が別に定めるものに限る。）の検査、成績評定及び監理指導に関すること。
- (3) 上下水道工事の監査に関すること。
- (4) 上下水道工事に用いる資機材に係る企画調整、検査及び改良に関すること。
- (5) 上下水道工事に係る設計の技術審査に関すること。
- (6) 上下水道工事の設計及び工事監理に係る技術向上の施策の企画調整に関すること。

(技術本部建設部工務課)

第26条 技術本部建設部工務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 部庶務事務に関すること。
- (2) 工事関係事務に関すること。
- (3) 水道基幹施設等の新設、増設及び改造工事の設計に関すること。
- (4) 下水道事業に係る管渠^{きよ}及び附属施設等（以下「下水管等」という。）の拡張工事及び改良工事（大規模工事に係るものに限る。）の設計及び検査に関すること。ただし、前条第2号に規定するものを除く。
- (5) 下水道事業に係る水処理センター、ポンプ所及び汚泥処理場（以下「水処理センター等」という。）の土木構造物等の新設、増設及び改造工事の設計及び検査に関すること。ただし、前条第2号に規定するものを除く。

(6) 部内他課公所の主管に属しないこと。

(技術本部建設部施設課)

第27条 技術本部建設部施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 水道事業及び下水道事業用建築物の新築、増築及び改築工事の調査、設計、施行及び検査に関すること。ただし、第25条第2号に規定するものを除く。

(2) 電気設備及び機械設備（研修用設備に係るものを除く。以下同じ。）の新設、増設及び改造工事（設備系改良、補修及び修繕工事（以下「設備系改良等工事」という。）を除く。）の調査、設計及び検査に関すること。ただし、第25条第2号に規定するものを除く。

(3) 電気設備及び機械設備の新設、増設及び改造工事（浄水施設における浄水機能、配水施設における配水機能、処理施設における下水若しくは汚泥の処理機能又はポンプ施設における排水機能の全面的な停止（以下「機能の全面停止」という。）を伴うものに限る。）の施行に関すること。

(技術本部建設部建設工事事務所)

第28条 技術本部建設部建設工事事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 工事関係事務に関すること。

(2) 工事に起因する補償に関すること。

(3) 福江ビルの建物管理に関すること。

(4) 水道基幹施設等の新設、増設及び改造工事の施行に関すること。ただし、第34条第2項第8号に規定するものを除く。

(5) 下水道の拡張工事及び改良工事の施行に関すること。ただし、下水管等の拡張工事及び改良工事にあつては、大規模工事に係るものに限る。

(技術本部管路部配水課)

第29条 技術本部管路部配水課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 部庶務事務に関すること。

(2) 工事関係事務に関すること。

(3) 工事費の精算に関すること。

(4) 配水管及び道路取付管（以下「配水管等」という。）の調査、研究及び計画に関すること。

- (5) 配水ブロックの整備に関する事。
- (6) 配水管等の地震対策及びストックマネジメントに関する事。
- (7) 配水管等の管理の総括に関する事。
- (8) 配水管等の維持工事及び維持作業の実施計画の策定及び設計に関する事。
- (9) 管路センター（下水部門を除く。）の体制及び管路業務の効率化に係る企画調整に関する事。
- (10) 名古屋市上下水道局配水管施工士に関する事。
- (11) 部内他課公所の主管に属しない事。
（技術本部管路部保全課）

第30条 技術本部管路部保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 下水管及び下水道取付管の管理の総括に関する事。
- (2) 下水管及び下水道取付管の調査及び改築の実施計画（ストックマネジメントに係るものを含む。）に関する事。
- (3) 下水管及び下水道取付管の維持工事及び維持作業の実施計画の策定に関する事。
- (4) 下水管及び下水道取付管の維持工事（局長が別に定めるものを除く。）に係る設計及び検査に関する事。ただし、第25条第2号に規定するものを除く。
- (5) 管路センター（下水部門に限る。）の体制及び管路業務の効率化に係る企画調整に関する事。
（技術本部管路部管路工事調整課）

第31条 技術本部管路部管路工事調整課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 管路工事の施工管理に係る総合調整に関する事。
- (2) 管路工事が起因となった事故対応の総括及び調整に関する事。
- (3) 管路工事の事故防止及び施工管理の改善に係る他部及び部内他課公所との連絡調整に関する事。
- (4) 管路工事の施工管理に係る研修及び事故防止に係る講習会に関する事。
- (5) 水道工事及び下水道工事の道路占有調整に関する事。
- (6) 水道工事及び下水道工事の道路占有に関連する事項の連絡調整に関する事。

こと。

(7) 建設発生土の有効利用に関する関係部局との協議及びそれに伴う局内調整に関すること。

(8) リニア関連工事に関する局内及び関係部局との調整に関すること。

(技術本部管路部配水設計課)

第32条 技術本部管路部配水設計課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 配水管等の新設、改良、維持及び復旧工事の設計に関すること。

(2) 送水管布設工事の設計（水道建設工事に係るものを除く。）に関すること。

(3) 設計業務の効率化推進における企画調整に関すること。

(4) 管路センター（下水部門を除く。）の施工管理に係る企画調整に関すること。

(5) 配水管受託工事の設計に関すること。ただし、第21条第9号に規定するものを除く。

(6) 単価契約方式によって契約が締結される配水管移設等工事及び道路掘削跡復旧工事の設計に関すること。

(技術本部管路部下水設計課)

第33条 技術本部管路部下水設計課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 下水管及び下水道取付管の拡張工事及び改良工事（大規模工事に係るものを除く。）、維持工事（局長が別に定めるものに限る。）並びに受託工事等の設計に関すること。

(2) 下水道取付管工事（局長が別に定めるものに限る。）の設計に関すること。

(3) 下水管の工事及び下水道取付管工事（局長が別に定めるものに限る。）の検査に関すること。ただし、第25条第2号に規定するものを除く。

(技術本部管路部管路センター)

第34条 技術本部管路部管路センターの名称及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

2 技術本部管路部管路センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 工事関係事務に関すること。

- (2) 工事費の精算に関する事。
- (3) 配水管（小口径の配水管並びに工業用水道事業に係る配水管及び連絡管を含む。以下この項において同じ。）及び附属設備の新設、維持管理、改良及び復旧工事に関する事。
- (4) 道路取付管の維持管理に関する事。
- (5) 配水管の水圧調整に関する事。
- (6) 漏水防止工事の施行に関する事。
- (7) 断水及び給水制限に関する事。ただし、第22条第2項第9号に規定するものを除く。
- (8) 水道建設工事のうち、給水区域（名古屋市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第58号）第3条第2項第1号に定める本市の市域内及び必要と認める周辺地域をいう。以下同じ。）における送水管の布設工事の施行に関する事。
- (9) 下水管及び下水道取付管の維持工事、維持作業及び承認工事の施行に関する事。
- (10) 下水管及び下水道取付管の拡張工事及び改良工事（大規模工事に係るものを除く。）の施行に関する事。
- (11) 下水道取付管工事の施行（局長が別に定めるものに限る。）に関する事。
- (12) 下水道取付管工事に係る直接工事費の徴収（局長が別に定めるものに限る。）に関する事。

（技術本部施設部施設管理課）

第35条 技術本部施設部施設管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 部庶務事務に関する事。
- (2) 工事関係事務に関する事。
- (3) 工業用水の供給契約に関する事。
- (4) 工業用水道使用水量の計量及び認定並びに料金等の調定及び収計に関する事。
- (5) 補助事業（工業用水道事業に係るものに限る。）の申請、報告及び精算に関する事。

- (6) 水処理センター等の管理の総括及び連絡調整に関すること。
 - (7) 水処理センター等の水質管理に係る総合的な企画調整及び下水道事業における水質に係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (8) 水処理センター等の環境対策に関すること。
 - (9) 汚泥輸送管の維持管理に関すること。
 - (10) 下水汚泥等の処分に関すること。
 - (11) 鳴海改良土センターの運営（局長が別に定めるものを除く。）及び宝神リサイクルセンターの運営に関すること。
 - (12) 部内他課公所の主管に属しないこと。
- （技術本部施設部浄水管理課）

第36条 技術本部施設部浄水管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 浄水場の管理の総括及び連絡調整に関すること。
 - (2) 浄水場の水質管理に係る総合的な企画調整及び水道事業等における水質に係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 浄水場の環境対策に関すること。
 - (4) 浄水の技術的調査に関すること。
 - (5) 取水及び浄水に係る統計資料の作成に関すること。
 - (6) 浄水汚泥等の処分に関すること。
 - (7) 工業用水道の調査及び企画に関すること。
 - (8) 工業用水道の拡張、改造及び復旧工事の実施に関する技術上の調整に関すること。
- （技術本部施設部水質管理課）

第37条 技術本部施設部水質管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 局事業における水質管理及び水質試験に関すること。
- (2) 局事業における水質管理に係る総合的な企画及び連絡調整の総括に関すること。
- (3) 局事業における水質情報の管理に関すること。
- (4) 局事業における水質試験の精度の管理に関すること。
- (5) 工場排水その他の悪質下水の排除の規制及び当該規制に関する届出の受理に関すること。

- (6) 特定施設及び除害施設の設置等の指導監督に関すること。
- (7) 汚水の濃度の算定及びこれに伴う使用料の増徴額の算出に関すること。
- (8) 局事業における水質の向上及び下水汚泥の処理の改善に関する調査、研究及び技術的指導に関すること。

(技術本部施設部施設整備課)

第38条 技術本部施設部施設整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 浄水場及び水処理センター等の施設等（施設又は設備をいう。以下同じ。）の整備の総括に関すること（当該施設等の改良補修計画の策定を含む。）。
- (2) 浄水場及び水処理センター等の施設等の改造工事（設備系改良等工事（小規模な設備系改良等工事を除く。）に限る。）及び維持工事（小規模な維持工事を除く。）の検査に関すること。ただし、第25条第2号に規定するものを除く。
- (3) 浄水場及び水処理センター等の施設等の改造工事（施設系改良等工事に限る。）の調査、設計及び施行に関すること。
- (4) 浄水場及び水処理センター等における土木構造物及び建築物の保全（ストックマネジメントに係るものを含む。）の総括に関すること。
- (5) 汚泥輸送管の改良等工事の設計及び検査に関すること。ただし、第25条第2号に規定するものを除く。
- (6) 浄水場及び水処理センター等の新設、増設、改造及び維持工事の施工管理に係る手引き、研修等に関すること。
- (7) 浄水場及び水処理センター等の建築物の改造工事（設備系改良等工事に限る。）並びに電気設備及び機械設備の改造工事（設備系改良等工事（小規模な設備系改良等工事を除く。）に限る。）の調査、設計及び施行に関すること。
- (8) 浄水場及び水処理センター等における電気設備及び機械設備の保全（ストックマネジメントに係るものを含む。）の総括及び支援に関すること。
- (9) 伝馬町水処理センター、熱田水処理センター及び熱田ポンプ所（以下「伝馬町水処理センター等」という。）の下水の排除及び処理並びに下水汚泥等の処理に関すること。

- (10) 伝馬町水処理センター等の施設等の改造工事（小規模な設備系改良等工事に限る。第12号において同じ。）及び維持工事の設計に関すること。
- (11) 伝馬町水処理センター等の施設等の新設、増設及び改造工事（設備系改良等工事並びに機能の全面停止を伴わない電気設備及び機械設備の新設、増設及び改造工事に限る。）並びに維持工事の施行に関すること。
- (12) 伝馬町水処理センター等の施設等の改造工事及び維持工事（小規模な維持工事に限る。）の検査に関すること。

（技術本部施設部浄水場）

第39条 技術本部施設部浄水場の名称及び所管は、別表第3のとおりとする。

2 技術本部施設部浄水場の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 工事関係事務に関すること。
- (2) 原水、浄水等の水質試験及び浄水の処理に関すること。
- (3) 所管（別表第3に定める所管をいう。以下この項において同じ。）の浄水場の施設等（別に定める施設に限る。以下この項において同じ。）の取水、導水、浄水、送水及び配水作業に関すること。
- (4) 所管の浄水場の施設等の改造工事（小規模な設備系改良等工事に限る。第6号において同じ。）及び維持工事の設計に関すること。
- (5) 所管の浄水場の施設等の新設、増設及び改造工事（設備系改良等工事並びに機能の全面停止を伴わない電気設備及び機械設備の新設、増設及び改造工事に限る。）並びに維持工事の施行に関すること。
- (6) 所管の浄水場の施設等の改造工事及び維持工事（小規模な維持工事に限る。）の検査に関すること。
- (7) 配水ブロック情報管理システムの維持管理等に関すること（鍋屋上野浄水場に限る。）。

（技術本部施設部水処理事務所）

第40条 技術本部施設部水処理事務所の名称及び所管は、別表第4のとおりとする。

2 技術本部施設部水処理事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 工事関係事務に関すること。
- (2) 下水の排除及び処理並びに下水汚泥等の処理に関すること。

- (3) 所管（別表第4に定める所管をいう。以下この項において同じ。）の水処理センター等の施設等の改造工事（小規模な設備系改良等工事に限る。第5号において同じ。）及び維持工事の設計に関すること。
- (4) 所管の水処理センター等の施設等の新設、増設及び改造工事（設備系改良等工事並びに機能の全面停止を伴わない電気設備及び機械設備の新設、増設及び改造工事に限る。）並びに維持工事の施行に関すること。
- (5) 所管の水処理センター等の施設等の改造工事及び維持工事（小規模な維持工事に限る。）の検査に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局分課規程（以下「改正前分課規程」という。）に規定する次表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている職員については、別に勤務場所決定が発せられた場合を除き、この規程の施行の日に、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

経営本部総務部防災危機管理室防災危機管理係	経営本部総務部防災課
経営本部総務部人材育成推進室育成総括係	経営本部総務部人材育成推進課
経営本部企画経理部情報企画推進課情報企画係	経営本部企画経理部情報システム課
経営本部企画経理部情報企画推進課情報基盤係	経営本部企画経理部情報システム課
経営本部営業部瑞穂営業所営業係	経営本部営業部南部営業センター
経営本部営業部瑞穂営業所工事係	経営本部営業部南部営業センター
経営本部営業部緑営業所営業係	経営本部営業部南部営業センター
経営本部営業部緑営業所工事係	経営本部営業部南部営業センター

技術本部計画部技術管理課技術システム管理係	経営本部企画経理部情報システム課
技術本部計画部技術管理課管路情報係	経営本部企画経理部情報システム課
技術本部計画部技術開発室技術開発係	経営本部企画経理部連携推進課
技術本部管路部管路工事統括室管路工事調整係	技術本部管路部管路工事調整課
技術本部施設部浄水管理調整室浄水管理係	技術本部施設部浄水管理課

- 3 令和6年3月31日現在、改正前分課規程第6条から第40条までに規定する係に勤務を命ぜられている職員については、前項の規定の適用を受ける場合及び別に勤務場所決定が発せられた場合を除き、令和6年3月31日現在において当該係を所管する課及び公所に勤務を命ぜられたものとする。

別表第1（第22条関係）

名称	所管区域
東部営業センター	千種区 東区 中区 守山区 名東区
西部営業センター	熱田区 中川区 港区 南区
南部営業センター	昭和区 瑞穂区 緑区 天白区
北営業所	北区 西区 北名古屋市
中村営業所	中村区 清須市 あま市 海部郡大治町

別表第2（第34条関係）

名称	所管区域
東部管路センター	千種区 東区 中区 守山区 名東区
北部管路センター	北区 西区 中村区 本市の区域外における給水区域
西部管路センター	熱田区 中川区 港区 南区
南部管路センター	昭和区 瑞穂区 緑区 天白区

別表第3（第39条関係）

名称	所管
春日井浄水場	犬山取水場から鳥居松沈でん池を経て庄内川右岸及び春日井分水点から春日井浄水場を経て庄内川右岸に至るまでの取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設
鍋屋上野浄水場	1 庄内川右岸から鍋屋上野浄水場を経て東山配水池及び庄内川右岸から猪高配水場に至るまでの導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設並びに東山配水池 2 水道事業等に係る配水場及びポンプ所
大治浄水場	1 朝日取水場から大治浄水場に至るまでの取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設 2 工業用水道大治浄水場の取水施設、浄水施設及び配水施設 3 辰巳浄水場の取水施設、浄水施設及び配水施設

4 児玉浄水場の取水施設、浄水施設及び配水施設

別表第4（第40条関係）

名称	所管
北部水処理事務所	名城水処理センター 守山水処理センター 平田水処理センター内ポンプ所 福德ポンプ所 三階橋ポンプ所 宮前ポンプ所 城北ポンプ所 中小田井ポンプ所 川北ポンプ所 守西ポンプ所 落合ポンプ所 喜惣治ポンプ所 大曾根雨水調整池
東部水処理事務所	柴田水処理センター 鳴海水処理センター 植田水処理センター 西山水処理センター 柴田汚泥処理場 鳴尾ポンプ所 大江ポンプ所 汐田ポンプ所 大高ポンプ所 笠寺ポンプ所 弥富ポンプ所 菅田ポンプ所 六条ポンプ所 野並ポンプ所
西部水処理事務所	打出水処理センター 露橋水処理センター 堀留水処理センター 岩塚水処理センター 富田ポンプ所 福田ポンプ所 篠原ポンプ所 藤前ポンプ所 戸田ポンプ所 水里ポンプ所 伏屋ポンプ所 助光ポンプ所 中村ポンプ所 名駅前ポンプ所 若宮大通調節池内合流対策施設
南部水処理事務所	宝神水処理センター 山崎水処理センター 千年水処理センター 空見スラッジリサイクルセンター 山崎汚泥処理場 八剣ポンプ所 名港ポンプ所 港北ポンプ所 大手ポンプ所 当知ポンプ所 内浜ポンプ所 呼続ポンプ所 土市ポンプ所 白鳥橋ポンプ所 中島ポンプ所 道徳ポンプ所 高蔵ポンプ所 牛巻ポンプ所 小碓雨水調整池 八幡雨水調整池（北） 南郊雨水滞水池 高辻雨水滞水池 福江雨水滞水池

名古屋市上下水道局管理規程第11号

名古屋市上下水道局課長代理設置規程等の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

(名古屋市上下水道局課長代理設置規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局課長代理設置規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「係長」を「課長補佐」に改める。

(名古屋市上下水道局工務長設置規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局工務長設置規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(設置)

第2条 工務長を置く組織及び工務長の数は、次表のとおりとする。

工務長を置く組織	工務長の数
経営本部総務部人材育成推進課	2
経営本部営業部給排水設備課	1
経営本部営業部東部営業センター	2
経営本部営業部西部営業センター	2
経営本部営業部南部営業センター	2
経営本部営業部北営業所	1
経営本部営業部中村営業所	1
技術本部建設部建設工事事務所	1
技術本部管路部東部管路センター	3
技術本部管路部北部管路センター	3
技術本部管路部西部管路センター	3

技術本部管路部南部管路センター	3
技術本部施設部施設整備課	1
技術本部施設部春日井浄水場	1
技術本部施設部鍋屋上野浄水場	1
技術本部施設部大治浄水場	1
技術本部施設部北部水処理事務所	1
技術本部施設部東部水処理事務所	2
技術本部施設部西部水処理事務所	2
技術本部施設部南部水処理事務所	3

2 前項の規定にかかわらず、上下水道局長が特に必要と認める場合には、経営本部総務部人材育成推進課（以下「人材育成推進課」という。）の工務長の数を増加することができる。

第4条第7号中「育成総括係」を「人材育成推進課」に改める。

附則第2項中「経営本部営業部給排水設備課量水器係、経営本部営業部北営業所工事係、技術本部施設部春日井浄水場浄水係、技術本部施設部鍋屋上野浄水場浄水係及び技術本部施設部大治浄水場浄水係」を「経営本部営業部給排水設備課、同部北営業所、技術本部施設部春日井浄水場、同部鍋屋上野浄水場及び同部大治浄水場」に改める。

（名古屋市上下水道局事務委任規程の一部改正）

第3条 名古屋市上下水道局事務委任規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（室を含む。以下同じ。）」を削る。

（名古屋市上下水道局公印規程の一部改正）

第4条 名古屋市上下水道局公印規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項中「（室を含む。以下同じ。）」を削る。

別表中

課（室）（公所）長印	やま と古 字	方 21	<table border="1"> <tr><td>名</td><td>古</td><td>屋</td><td>市</td></tr> <tr><td>上</td><td>下</td><td>水</td><td>道</td></tr> <tr><td>局</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>（</td><td>何</td><td>）</td><td>本</td></tr> <tr><td>部</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>（</td><td>何</td><td>）</td><td>部</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>（</td><td>何</td><td>）</td><td>課（室）（公所）長</td></tr> </table>	名	古	屋	市	上	下	水	道	局				（	何	）	本	部				（	何	）	部					（	何	）	課（室）（公所）長	一般 公文 書用	課又 は公 所の 長	
名	古	屋	市																																			
上	下	水	道																																			
局																																						
（	何	）	本																																			
部																																						
（	何	）	部																																			
（	何	）	課（室）（公所）長																																			

を

課（公所） 長印	やま と古 字	方 21	<table border="1"> <tr><td>名</td><td>古</td><td>屋</td><td>市</td></tr> <tr><td>上</td><td>下</td><td>水</td><td>道</td></tr> <tr><td>局</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>（</td><td>何</td><td>）</td><td>本</td></tr> <tr><td>部</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>（</td><td>何</td><td>）</td><td>部</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>（</td><td>何</td><td>）</td><td>課（公所）長</td></tr> </table>	名	古	屋	市	上	下	水	道	局				（	何	）	本	部				（	何	）	部					（	何	）	課（公所）長	一般 公文 書用	課又 は公 所の 長	
名	古	屋	市																																			
上	下	水	道																																			
局																																						
（	何	）	本																																			
部																																						
（	何	）	部																																			
（	何	）	課（公所）長																																			

に改める。

（名古屋市上下水道局情報あんしん条例施行規程の一部改正）

第5条 名古屋市上下水道局情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「（室を含む。以下同じ。）」を削る。

第3条第2項中「総務部長」を「参事（契約監理・内部統制担当）」に、「企画経理部情報企画推進課長（以下「情報企画推進課長」という。）」を「企画経理部情報システム課長（以下「情報システム課長」という。）」に改め、同条第4項及び第5項中「情報企画推進課長」を「情報システム課長」に改める。

第11条第2項中「係内又は」を削る。

第12条第3項中「係の長」を「課長補佐」に改める。

第16条第1項中「当該課公所の庶務担当の係」を「当該課公所」に改める。

第30条中「係の長」を「課長補佐」に改める。

別表第1行政文書分類表第3分類の欄中「係」を「名古屋市上下水道局分課規程の運用について（令和6年局長通達第10号）第1第4項の表に掲げる課長補佐及び公所長補佐の分担事項」に改め、同表第4分類の欄中「係」を「課公所」に改める。

第6号様式中

「

部長	課（公所）長	係長

を

」

「

に改める。

」

（名古屋市上下水道局職員き章規程の一部改正）

第6条 名古屋市上下水道局職員き章規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「（室を含む。）」を削る。

（名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正）

第7条 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第7条中「（室を含む。以下同じ。）」を削る。

（名古屋市上下水道局職員の職務発明等に関する規程の一部改正）

第8条 名古屋市上下水道局職員の職務発明等に関する規程（平成17年名古屋市上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（室を含む。）」を削る。

第1号様式から第3号様式までの様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、備考を削る。

第4号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、同様式備考中第2項を削り、第1項の項番号を削る。

第5号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、備考を削る。

(名古屋市上下水道局職員研修規程の一部改正)

第9条 名古屋市上下水道局職員研修規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「課室公所研修」を「課公所研修」に改め、「(室を含む。)」を削り、同条第3項第1号及び第4項中「人材育成推進室長」を「人材育成推進課長」に改める。

第3条第1項中「人材育成推進室長」を「人材育成推進課長」に改める。

第9条第2項中「課室公所研修」を「課公所研修」に、「人材育成推進室長」を「人材育成推進課長」に改める。

第10条の見出し中「係長」を「課長補佐等」に改め、同条中「係長」を「課長補佐及び公所長補佐」に、「所属する係」を「所属する課公所」に改める。

(名古屋市上下水道局職員表彰規程の一部改正)

第10条 名古屋市上下水道局職員表彰規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「課(室を含む。)、公所若しくは係」を「課若しくは公所」に改める。

(名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程の一部改正)

第11条 名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「局付部長」を「局付担当部長」に改め、同条第3号中「参事」を「担当部長」に改め、同条第4号中「及び室長」を削り、同条第6号中「主幹及び局付主幹」を「担当課長、管路センター担当センター長、水処理事務所担当所長及び局付担当課長」に改める。

附則第2項中「局付部長」を「局付担当部長」に改める。

附則第3項中「局付主幹」を「局付担当課長」に改める。

(名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正)

第12条 名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「（室を含む。）」を削る。

(名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程の一部改正)

第13条 名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（室を含む。以下同じ。）」を削り、同条第2項第1号中「副公所長又は主幹（以下本項において「副公所長等」という。）」を「副公所長又は担当課長若しくは担当公所長（以下「副公所長等」という。）」に、「係長又は主査」を「課長補佐又は公所長補佐（以下「課長補佐等」という。）」に改め、同項第2号中「、係長又は主査」を「又は課長補佐等」に改め、同条第3項中「課又は公所の庶務担当係長」を「課の庶務担当課長補佐又は公所の庶務担当公所長補佐」に、「当該局用自動車の使用本拠を勤務地とする副公所長又は主幹」を「副公所長等」に、「当該副公所長又は当該主幹」を「当該副公所長等」に、「庶務担当係長等」を「庶務担当課長補佐等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第4条関係）

局用自動車の使用の本拠	安全運転管理補助者を置く事業場	安全運転管理補助者に充てる者
経営本部総務部総務課	経営本部総務部総務課	課長補佐（庶務総括担当）
経営本部総務部調査課	経営本部総務部調査課	課長補佐（事務管理総括担当）
経営本部総務部人材育成推進課（本部）	船附研修会館	課長補佐（人材育成総括担当）
	技術教育センター	課長補佐（土木系研修担当）
	山崎実習所	課長補佐（設備系研修担当）
経営本部企画経理部連携推進課	経営本部企画経理部連携推進課	課長補佐（技術開発担当）
経営本部企画経理部資産活用課	経営本部企画経理部資産活用課	課長補佐（資産管理総括担当） 課長補佐（活用推進総括担当）
経営本部営業部料金課（中分室）	経営本部営業部料金課（中分室）	課長補佐（利用促進総括担当）
経営本部営業部給排水設備課（本庁）	経営本部営業部給排水設備課（本庁）	課長補佐（給排水総括担当） 課長補佐（審査総括担当）
経営本部営業部給排水設備課（量水器）	経営本部営業部給排水設備課（量水器）	課長補佐（量水器管理体制の整備担当）
経営本部営業部東部営業センター	経営本部営業部東部営業センター	センター長補佐（営業総括担当） センター長補佐（給排水工事総括担当） センター長補佐（地域サービス総括担当）

		括担当)
経営本部営業部西部営業センター	経営本部営業部西部営業センター	センター長補佐（営業総括担当） センター長補佐（給排水工事総括担当） センター長補佐（地域サービス総括担当）
経営本部営業部南部営業センター	経営本部営業部南部営業センター	センター長補佐（営業総括担当） センター長補佐（給排水工事総括担当） センター長補佐（地域サービス総括担当）
経営本部営業部北営業所（本部）	経営本部営業部北営業所（本部）	所長補佐（営業総括担当） 所長補佐（工事総括担当）
経営本部営業部北営業所（西サービスステーション）		
経営本部営業部中村営業所	経営本部営業部中村営業所	所長補佐（営業総括担当） 所長補佐（工事総括担当）
技術本部計画部技術管理課	技術本部計画部技術管理課	課長補佐（土木基準総括担当） 課長補佐（施設基準総括担当）
技術本部建設部施設課	技術本部建設部施設課	課長補佐（建築総括担当） 課長補佐（電気総括担当） 課長補佐（機械総括担当）
技術本部建設部建設工	技術本部建設部建設工	所長補佐（事務総括担

事事務所	事事務所	当) 所長補佐(水道工事総括担当) 所長補佐(下水北部工事総括担当) 所長補佐(下水南部工事総括担当)
技術本部管路部下水設計課	技術本部管路部下水設計課	課長補佐(拡張設計総括担当) 課長補佐(東部設計総括担当) 課長補佐(西部設計総括担当)
技術本部管路部東部管路センター	技術本部管路部東部管路センター	センター長補佐(事務総括担当) センター長補佐(配水維持総括担当) センター長補佐(配水工事総括担当) センター長補佐(下水維持総括担当) センター長補佐(下水工事総括担当)
技術本部管路部北部管路センター(本部)	技術本部管路部北部管路センター(本部)	センター長補佐(事務総括担当) センター長補佐(配水維持総括担当) センター長補佐(配水工事総括担当)
技術本部管路部北部管路センター(稲西事務所)	技術本部管路部北部管路センター(稲西事務所)	センター長補佐(下水工事総括担当)
技術本部管路部西部管	技術本部管路部西部管	センター長補佐(事務

路センター	路センター	総括担当) センター長補佐 (配水維持総括担当) センター長補佐 (配水工事総括担当) センター長補佐 (下水維持総括担当) センター長補佐 (下水工事総括担当)
技術本部管路部南部管路センター	技術本部管路部南部管路センター	センター長補佐 (事務総括担当) センター長補佐 (配水維持総括担当) センター長補佐 (配水工事総括担当) センター長補佐 (下水維持総括担当) センター長補佐 (下水工事総括担当)
技術本部施設部施設管理課	技術本部施設部施設管理課	課長補佐 (事務総括担当) 課長補佐 (処理管理総括担当)
技術本部施設部浄水管理課	技術本部施設部浄水管理課	課長補佐 (浄水管理総括担当)
技術本部施設部水質管理課 (本部)	技術本部施設部水質管理課 (本部)	課長補佐 (管理指導総括担当) 課長補佐 (処理水質管理総括担当)
	技術本部施設部水質管理課 (鍋屋上野浄水場)	課長補佐 (水道水質管理総括担当)
技術本部施設部施設整	技術本部施設部施設整	課長補佐 (整備計画総

備課（本部）	備課（本部）	括担当） 課長補佐（ 建築整備総括担当） 課長補佐（電気整備総 括担当） 課長補佐（ 機械整備総括担当）
技術本部施設部施設整 備課（伝馬町水処理セ ンター）	伝馬町水処理センター	課長補佐（設備保全総 括担当）
技術本部施設部春日井 浄水場	技術本部施設部春日井 浄水場	場長補佐（事務総括担 当） 場長補佐（水質 総括担当） 場長補佐 （浄水総括担当）
技術本部施設部鍋屋上 野浄水場	技術本部施設部鍋屋上 野浄水場	場長補佐（事務総括担 当） 場長補佐（水質 総括担当） 場長補佐 （浄水総括担当）
技術本部施設部大治浄 水場	技術本部施設部大治浄 水場	場長補佐（事務総括担 当） 場長補佐（水質 総括担当） 場長補佐 （浄水総括担当）
技術本部施設部北部水 処理事務所（本部）	名城水処理センター	所長補佐（事務総括担 当） 所長補佐（名城 処理総括担当）
技術本部施設部北部水 処理事務所（守山水処 理センター）	守山水処理センター	所長補佐（守山処理総 括担当）
技術本部施設部東部水 処理事務所（本部）	柴田水処理センター	所長補佐（事務総括担 当） 所長補佐（柴田 処理総括担当）
技術本部施設部東部水	鳴海水処理センター	所長補佐（鳴海処理総

処理事務所（鳴海水処理センター）		括担当）
技術本部施設部東部水処理事務所（植田水処理センター）		
技術本部施設部西部水処理事務所（本部）	打出水処理センター	所長補佐（事務総括担当） 所長補佐（打出処理総括担当）
	露橋水処理センター	所長補佐（露橋処理担当）
技術本部施設部西部水処理事務所（岩塚水処理センター）	岩塚水処理センター	所長補佐（岩塚処理総括担当）
技術本部施設部南部水処理事務所（本部）	宝神水処理センター	所長補佐（事務総括担当） 所長補佐（宝神処理総括担当）
	空見スラッジリサイクルセンター	所長補佐（空見スラッジリサイクルセンター管理調整担当）
技術本部施設部南部水処理事務所（山崎水処理センター）	山崎水処理センター	所長補佐（山崎処理総括担当）

(名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程の一部改正)

第14条 名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程(平成29年名古屋市上下水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第3項中「係長」を「課長補佐」に改める。

第4条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 建設部施設課課長補佐(電気総括担当)

(3) 建設部施設課課長補佐(電気担当)

第7条第2項中「(室を含む。)」を削る。

別表第1水道事業電気主任技術者の部総務部の款人材育成推進室の項中「人材育成推進室」を「人材育成推進課」に改め、同部営業部の款営業課の項中

「

西部営業センター港分室

を

「

西部営業センター港分室
南部営業センター
南部営業センター瑞穂分室

に、

「

中村営業所
瑞穂営業所
緑営業所

を

「

中村営業所

に改める。」

(名古屋市上下水道局被服貸与規程の一部改正)

第15条 名古屋市上下水道局被服貸与規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「（室を含む。以下同じ。）」を削る。

別表中

「 経営本部営業部料金課（以下「料金課」という。）（利用促進係に限る。）に勤務する者及び料金課主査（普及促進担当）に限る。 」	「 経営本部営業部料金課（以下「料金課」という。）に勤務する者（下水道の利用促進に関する業務に従事する者に限る。）に限る。 」 を に、
「 括弧書きは、経営本部総務部人材育成推進室（以下「人材育成推進室」という。）、技術本部建設部工務課（下土木設計係に限る。）、同部施設課（以下「施設課」という。）、技術本部施設部施設整備課（以下「施設整備課」という。）又は水処理事務所に勤務する者に適用する。 」	「 括弧書きは、経営本部総務部人材育成推進課（以下「人材育成推進課」という。）、技術本部建設部施設課（以下「施設課」という。）、技術本部施設部施設整備課（以下「施設整備課」という。）若しくは水処理事務所に勤務する者又は技術本部建設部工務課に勤務する者のうち、下土木設計に関する業務に従事する者に適用する。 」 を に、
「 施設整備課の長及び技術本部施設部主幹（設備保全管理の総合調整担当）並びに水処理事務所の長、副所長及び主幹に限る。 」	「 施設整備課の長及び技術本部施設部担当課長（設備保全管理の総合調整担当）並びに水処理事務所の長、副所長及び担当所長に限る。 」 を に、

「
 括弧書きは、技術本部計画部の課（同部技術管理課（以下「技術管理課」という。）（土木基準係及び施設基準係に限る。）及び同部技術開発室（以下「技術開発室」という。）を除く。以下同じ。）に勤務する者に適用する。
 」

「
 括弧書きは、技術本部計画部の課（同部技術管理課（以下「技術管理課」という。）を除く。以下同じ。）に勤務する者に適用する。
 」
 を
 に、

「
 経営本部総務部契約監理課、技術管理課、技術開発室、施設課又は技術本部施設部の課若しくは公所に勤務する者（現場監督及びその補助作業に従事する者並びに水質試験に従事する者に限る。）に限る。
 」

「
 経営本部総務部契約監理課、経営本部企画経理部連携推進課、技術管理課、施設課又は技術本部施設部の課若しくは公所に勤務する者（現場監督及びその補助作業に従事する者並びに水質試験に従事する者に限る。）に限る。
 」
 を
 に、

「

乗用 自動 車運 転者	作業服	上衣	2	4	3	10月1日から翌年の5月31日まで	
		ズボン	2	4	3	10月1日から翌年の5月31日まで	
	ズボン（夏）		2	4	3	6月1日から9月30日まで	
	作業用	半袖	2	4	3	7月1日から8	

」

	シャツ					月31日まで	
		長袖 (甲)	2	3	3	5月1日から6 月30日まで及び 9月1日から10 月31日まで	
貨物 自動 車運 転者	作業服	上衣	2	3	3	10月1日から翌 年の5月31日ま で	
		ズボン	2	3	3	10月1日から翌 年の5月31日ま で	
	ズボン(夏)		2	3	3	6月1日から9 月30日まで	
	作業用 シャツ	半袖	2 (2)	2 (3)	3	7月1日から8 月31日まで	括弧書き は、経営 本部総務 部調査課 (以下「 調査課」 という。) に勤務す る者に適 用する。
		長袖 (甲)	2 (2)	2 (3)	3	5月1日から6 月30日まで及び 9月1日から10 月31日まで	括弧書き は、調査 課に勤務 する者に 適用す る。

」

を

「

貨物 自動 車運 転者	作業服	上衣	2	3	3	10月1日から翌 年の5月31日ま で	
		ズボン	2	3	3	10月1日から翌 年の5月31日ま で	
	ズボン（夏）		2	3	3	6月1日から9 月30日まで	
	作業用 シャツ	半袖	2	3	3	7月1日から8 月31日まで	
		長袖 （甲）	2	3	3	5月1日から6 月30日まで及び 9月1日から10 月31日まで	

」

に、

「

人材育成推進室、経営本部営業部給排水設備課（以下「給排水設備課」という。）、営業センター等、建設工事事務所、技術本部管路部配水課（以下「配水課」という。）又は技術本部管路部管路センター（以下「管路センター」という。）に勤務する者に限る。

」

「

人材育成推進課、経営本部営業部給排水設備課（以下「給排水設備課」という。）、営業センター等、建設工事事務所、技術本部管路部配水課（以下「配水課」という。）又は技術本部管路部管路センター（以下「管路センター」という。）に勤務する者に限る。

に、

」

を

人材育成推進室、給排水設備課、営業センター等、建設工事事務所、配水課、管路センター、施設整備課、浄水場又は水処理事務所に勤務する者に限る。ただし、括弧書きは、施設整備課、浄水場又は水処理事務所に勤務する者に適用する。

人材育成推進課、給排水設備課、営業センター等、建設工事事務所、配水課、管路センター、施設整備課、浄水場又は水処理事務所に勤務する者に限る。ただし、括弧書きは、施設整備課、浄水場又は水処理事務所に勤務する者に適用する。

を

に、

管路センター（配水維持係及び配水工事係に限る。）に勤務する者（布靴の貸与を受ける者を除く。）に限る。

管路センターに勤務する者のうち、配水維持又は配水工事に関する業務に従事する者（布靴の貸与を受ける者を除く。）に限る。

を

に、

人材育成推進室、給排水設備課、営業センター等、配水課又は管路センターに勤務する者（地下たびの貸与を受ける者を除く。）に限る。

人材育成推進課、給排水設備課、営業センター等、配水課又は管路センターに勤務する者（地下たびの貸与を受ける者を除く。）に限る。

を

に、

現場作業に従事する者に限る。ただし、括弧書きは、人材育成推進室、営業センター等及び管路センターにおいて

現場作業に従事する者に限る。ただし、括弧書きは、人材育成推進課、営業センター等及び管路センターにおいて

現場作業に従事する者（倉庫整理業務に従事する者を除く。）に適用し、半長靴及び編上靴を貸与するものとする。

を

現場作業に従事する者（倉庫整理業務に従事する者を除く。）に適用し、半長靴及び編上靴を貸与するものとする。

に

改める。

（名古屋市債権管理条例施行規程の一部改正）

第16条 名古屋市債権管理条例施行規程（平成24年名古屋市上下水道局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（別表）中

「

課長	係長
----	----

」を「

--	--

」に改める。

（名古屋市上下水道局公有財産規程の一部改正）

第17条 名古屋市上下水道局公有財産規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第49号）の一部を次のように改正する。

第5条の5中「（室を含む。）」を削る。

（名古屋市上下水道局水道技術管理者等設置規程の一部改正）

第18条 名古屋市上下水道局水道技術管理者等設置規程（平成13年名古屋市上下水道局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「（室を含む。）」を削る。

別表中「技術本部施設部浄水管理調整室」を「技術本部施設部浄水管理課」に改める。

（名古屋市上下水道局水道メータ第1類及び第2類検査規程の一部改正）

第19条 名古屋市上下水道局水道メータ第1類及び第2類検査規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「営業部給排水設備課量水器係長」を「営業部給排水設備課課長補佐（量水器総括担当）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の各規程（以下「改正前各規程」という。）の規定に基づいて提出されている届出書等は、この規程による改正後の各規程（以下「改正後各規程」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に改正前各規程の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後各規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市上下水道局管理規程第12号

名古屋市上下水道局副係長設置規程及び名古屋市上下水道局職員の服務の宣誓の実施に関する規程等の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

(名古屋市上下水道局副係長設置規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局副係長設置規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市上下水道局副課長補佐設置規程

第1条中「係等の」を「課又は公所(以下「課公所」という。)等の」に、「係等におおむね2名以内の副係長」を「課公所等に副課長補佐」に改める。

第2条中「副係長」を「副課長補佐」に改める。

第3条中「副係長」を「副課長補佐」に、「係長等」を「課長補佐等」に改める。

(名古屋市上下水道局職員の服務の宣誓の実施に関する規程等の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局職員の服務の宣誓の実施に関する規程等の一部を改正する規程(令和4年名古屋市上下水道局管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

附則別表第3の5級の項及び6級の項中「係長又は主査」を「課長補佐」に改め、同表7級の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表8級の項中「参事」を「担当部長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第13号

名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程及び名古屋市上下水道局職員の名札着用に関する規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

(名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、課(室を含む。以下同じ。)又は課に置かれる係」及び「、課(室にあっては、室)又は係」を「又は課」に改め、同条第4項中「又は公所に置かれる係」及び「又は係」を削り、同条第6項中「参事」を「担当部長」に、「部に置かれる主幹」を「部に置かれる担当課長」に、「公所に置かれる主幹」を「公所に置かれる担当公所長」に、「課に置かれる主査」を「課に置かれる課長補佐」に改め、「(室にあっては、室)」を削り、「公所に置かれる主査」を「公所に置かれる公所長補佐」に、「とする」を「とし、課に置かれる主任の職に補せられた職員の補職名は局並びにその所属する部及び課の名を冠した職の名称とし、公所に置かれる主任の職に補せられた職員の補職名は局及びその所属する公所の名を冠した職の名称とする」に改め、同条第7項中「局付理事の職」を「局付担当局長の職」に、「上下水道局付理事」を「上下水道局付担当局長」に、「局付部長の職」を「局付担当部長の職」に、「上下水道局付部長」を「上下水道局付担当部長」に、「局付主幹の職」を「局付担当課長の職」に、「上下水道局付主幹」を「上下水道局付担当課長」に、「局付主査の職」を「局付課長補佐の職」に、「上下水道局付主査」を「上下水道局付課長補佐」に改める。

第4条中「名古屋市上下水道局副係長設置規程」を「名古屋市上下水道局副課長補佐設置規程」に、「副係長を命ぜられた者にあつては」を「副課長

補佐を命ぜられた者にあつては」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 副課長補佐を命ぜられた者 上下水道局副課長補佐

(名古屋市上下水道局職員の名札着用に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局職員の名札着用に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び姓名」を「並びに姓及びその振り仮名（平仮名及びローマ字で表記するものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「又は室」を削り、同条第3項中「及び姓名」を「並びに姓及びその振り仮名」に改める。

第5条第2項中「（室を含む。）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において、名古屋市上下水道局副係長設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第3号）の規定に基づき副係長を命ぜられている職員の補職名は、別段の辞令が発せられた場合を除き、局の名を冠した副課長補佐とする。

(旧名札の返納)

3 この規程の施行の際、現に第2条の規定による改正前の名古屋市上下水道局職員の名札着用に関する規程（以下「改正前規程」という。）の規定に基づき名札の貸与を受けている職員は、第2条の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の名札着用に関する規程の規定による新たな名札の貸与を受けた際に改正前規程の規定により貸与を受けている名札を返納しなければならない。

名古屋市上下水道局管理規程第14号

名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第15条第3項中「勤務時間」の次に「（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。）」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第3号に規定する特別休暇は時間単位で受けることができるものとし、時間単位で受ける場合にあつては、1日をもって当該職員の1日当たりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。）とする。この場合における特別休暇を受けることができる期間は、1回につき勤務を免除される期間の始まりから48時間以内とする。

第20条第1項中「（室を含む。）」を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第15号

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

目次中「第8条」を「第8条の2」に改める。

第2章中第8条の次に次の1条を加える。

（営利企業への従事等の制限）

第8条の2 局長は、短時間勤務職員を任用しようとする場合は、営利企業への従事等により法第33条の規定に違反する恐れがないとき及び勤務時間について次の各号に掲げる要件を満たすときに、任用することができる。

(1) 営利企業への従事等による1週間の労働時間及び本市における各任命権者が定める1週間の勤務時間の合計が、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第1号に規定する時間以内であり、かつ、営利企業への従事等による1日の労働時間及び本市における各任命権者が定める1日の勤務時間の合計が、労働基準法第32条第2号に規定する時間以内であること。

(2) 本市における各任命権者が定める1週間の勤務時間の合計が、38時間45分以内であり、かつ、本市における各任命権者が定める1日の勤務時間の合計が、7時間45分以内（複数の職を兼ねる場合に限る。）であること。

2 局長は、短時間勤務職員の任期中においても、前項各号に掲げる勤務時間の要件を満たすように任用しなければならない。

第12条第2項ただし書を削る。

第18条第3項中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

別記様式第1及び別記様式第2を次のように改める。

勤務条件通知書

		年 月 日		
様		名古屋市上下水道局長		
職名	(会計年度)			
任用期間	(年 月 日～ 年 月 日, 又は被代替職員が復職するとき) ※ 任用の更新はありません。ただし、地方公務員法第22条の2第4項の規定により、局長が任用を更新する場合の通算任用期間は当該任用期間が属する会計年度内が上限となります。			
勤務場所				
従事すべき業務の内容				
勤務時間、休憩時間、超過勤務の有無に関する事項	週あたりの勤務時間	(時間 分)		
	勤務時間	(時 分～ 時 分)		
	休憩時間	(時 分～ 時 分 (分), 無)		
	超過勤務の有無	(有, 無)		
週休日・休日	週休日	(毎週 曜日, 週間を通じて 日)		
	休日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日		
年次休暇	付与時期	(任用されたとき, 任期が更新されたとき, 1月以上継続勤務したとき)		
	付与日数	(日, 任期及び週あたりの勤務時間による)		
	時間単位休暇	(年度内で5日分を上限として, 1日を 時間に分割)		
	代日休暇	有		
	その他の休暇	有給	産前産後休暇、健康サポート休暇（生理）、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇	
		無給	介護休暇、無給休暇	
※ 各休暇の利用・日数（時間）には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年上下水道局管理規程第10号）				
休暇・職免等	職務に専念する義務の免除	有給	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難の場合 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避の場合 ・風水震災火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 ・健康診断の結果に代える受診 ・公務外傷病の療養の場合 ・満12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護、疾病の予防を図るために必要な当該子の世話又は在籍する学校等の臨時休業等に伴い必要となる当該子の世話の場合 ・要介護者の介護その他の世話の場合 ・配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育 ・配偶者の分べんの看護 ・不妊治療に係る通院等 ・妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 ・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 ・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・選挙権その他公民としての権利の行使の場合 ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合 ・その他局長が承認した場合 	
	無給	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳6月までの子の保育の場合 ・公務上傷病の療養の場合 ・要介護者の介護の場合 ・骨髄バンク事業への協力の場合 	
<p>※ 各職免の利用・日数（時間）には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年上下水道局管理規程第10号）</p>			
欠勤	無給	<p>通院欠勤</p> <p>※ 通院欠勤の承認・日数（時間）には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局通院欠勤の取扱いについて（平成26年4月1日局長通達）</p>	
給与（給料・手当）	給料	（月額，日額，時間給 円）	
	地域手当	（月額，日額，時間給 円）	
	通勤手当	通勤経路及び通勤方法による （※通勤経路及び通勤方法により、6か月定期券代の支給となる場合があります。）	
	特殊勤務手当	対象業務に従事した場合に1回60円～1,500円	
	夜勤手当の支給割合	100分の25	
	超過勤務手当の支給割合	週休日・休日	100分の135
		それ以外	100分の125（正規の勤務時間と合わせて7時間45分までは、100分の100）
		※ 午後10時～翌日の午前5時の間は、それぞれの割合に100分の25を加算	
	締切日	毎月末日	
	支給日	（当月17日。ただし、超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給日は、翌月17日，翌月17日） ※ 当該日が休日等であるときは、16日～19日。	
	支払方法	銀行振込	
	支払時の控除	（有（厚生会費，親睦会費，組合費），無）	
	昇給	無	
	期末手当及び奨励手当	（有（6月，12月），無）	
退職手当	（有，無）		
退職に関する事項	自己都合退職の手続き	退職する14日以上前に届け出ること	
	懲戒免職	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項による	
社会保険等	年金保険の適用	厚生年金，無	
	健康保険の適用	共済組合，無	
	雇用保険の適用	（有，無）	

※ 以上のほかは、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の運用について（令和2年局長通達第17号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の運用について（令和2年局長通達第19号）、名古屋市上下水道局職員給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の運用について（平成12年局長通達第36号）その他関係規程のとおりとする。

なお、勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、改正後の条例等の勤務条件が適用される。

勤務条件確認書

		年 月 日		
様		名古屋市上下水道局長		
職名	(会計年度)			
任用期間	(年 月 日～ 年 月 日, 又は被代替職員が復職するとき) ※ 任用の更新はありません。ただし、地方公務員法第22条の2第4項の規定により、局長が任用を更新する場合の通算任用期間は当該任用期間が属する会計年度内が上限となります。			
勤務場所				
従事すべき業務の内容				
勤務時間、休憩時間、超過勤務の有無に関する事項	週あたりの勤務時間	(時間 分)		
	勤務時間	(時 分～ 時 分)		
	休憩時間	(時 分～ 時 分 (分), 無)		
	超過勤務の有無	(有, 無)		
週休日・休日	週休日	(毎週 曜日, 週間を通じて 日)		
	休日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日		
年次休暇	付与時期	(任用されたとき, 任期が更新されたとき, 1月以上継続勤務したとき)		
	付与日数	(日, 任期及び週あたりの勤務時間による)		
	時間単位休暇	(年度内で5日分を上限として、1日を 時間に分割)		
	代日休暇	有		
	その他の休暇	有給	産前産後休暇、健康サポート休暇（生理）、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇	
		無給	介護休暇、無給休暇	
※ 各休暇の利用・日数（時間）には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年上下水道局管理規程第10号）				
休暇・職免等	職務に専念する義務の免除	有給	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難の場合 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避の場合 ・風水震災火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 ・健康診断の結果に代える受診 ・公務外傷病の療養の場合 ・満12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護、疾病の予防を図るために必要な当該子の世話又は在籍する学校等の臨時休業等に伴い必要となる当該子の世話の場合 ・要介護者の介護その他の世話の場合 ・配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育 ・配偶者の分べんの看護 ・不妊治療に係る通院等 ・妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 ・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 ・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・選挙権その他公民としての権利の行使の場合 ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合 ・その他局長が承認した場合 	
	無給	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳6月までの子の保育の場合 ・公務上傷病の療養の場合 ・要介護者の介護の場合 ・骨髄バンク事業への協力の場合 	
<p>※ 各職免の利用・日数（時間）には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年上下水道局管理規程第10号）</p>			
欠勤	無給	<p>通院欠勤</p> <p>※ 通院欠勤の承認・日数（時間）には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局通院欠勤の取扱いについて（平成26年4月1日局長通達）</p>	
給与（給料・手当）	給料	（月額，日額，時間給 円）	
	地域手当	（月額，日額，時間給 円）	
	通勤手当	通勤経路及び通勤方法による （※通勤経路及び通勤方法により、6か月定期券代の支給となる場合があります。）	
	特殊勤務手当	対象業務に従事した場合に1回60円～1,500円	
	夜勤手当の支給割合	100分の25	
	超過勤務手当の支給割合	週休日・休日	100分の135
		それ以外	100分の125（正規の勤務時間と合わせて7時間45分までは、100分の100）
		※ 午後10時～翌日の午前5時の間は、それぞれの割合に100分の25を加算	
	締切日	毎月末日	
	支給日	（当月17日。ただし、超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給日は、翌月17日，翌月17日） ※ 当該日が休日等であるときは、16日～19日。	
	支払方法	銀行振込	
	支払時の控除	（有（厚生会費，親睦会費，組合費），無）	
	昇給	無	
	期末手当及び奨励手当	（有（6月，12月），無）	
退職手当	（有，無）		
退職に関する事項	自己都合退職の手続き	退職する14日以上前に届け出ること	
	懲戒免職	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項による	
社会保険等	年金保険の適用	厚生年金，無	
	健康保険の適用	共済組合，無	
	雇用保険の適用	（有，無）	

※ 以上のほかは、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の運用について（令和2年局長通達第17号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の運用について（令和2年局長通達第19号）、名古屋市上下水道局職員給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の運用について（平成12年局長通達第36号）その他関係規程のとおりとする。

なお、勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、改正後の条例等の勤務条件が適用される。

<p>上記勤務条件について確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>署名（自署）</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程による改正後の名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市上下水道局管理規程第16号

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第3条第3項第2号中「55号給（47号給）」を「56号給（48号給）」に改める。

第4条第3項中「同規程」を「初任給規程」に改める。

第5条第1項中「100円」を「1円」に改める。

第7条第2項中「同規程」を「給与規程」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（奨励手当）

第7条の2 基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（別に定める者に限る。）には、奨励手当を支給する。

2 前項の規定により支給する奨励手当の額は、給与規程第37条、第39条及び第40条の規定を準用して算定する。この場合において、給与規程第37条第2項中「扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは、「これに対する地域手当の月額の合計額（時給制短時間勤務職員にあっては、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）第5条第2項の規定による1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額に、1日の正規の勤務時間数及び平均1月当たりの通勤所要回数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、基準日前1月以内に退職等した会計年度任用職員（別に定める者に限る。）には、奨励手当を支給する。

4 前項の規定により支給する奨励手当の額は、退職等規程第8条第1項から

第3項まで、第10条、第11条第2項、第11条の2及び第13条の規定を準用して算定する。この場合において、退職等規程第8条第1項中「基準条例第11条後段」とあるのは「名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号。以下「会計年度給与規程」という。）第7条の2第3項」と、同条第3項中「扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあり、第11条第2項中「扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「これに対する地域手当の月額の合計額（時給制短時間勤務職員にあつては、会計年度給与規程第5条第2項の規定による1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額に、1日の正規の勤務時間数及び平均1月当たりの通勤所要回数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」と、同項中「基準条例第11条後段」とあるのは「会計年度給与規程第7条の2第3項」と、第13条中「第7条」とあるのは「会計年度給与規程第7条の2第3項」と読み替えるものとする。

第8条第1項、第12条及び第14条中「期末手当」の次に「及び奨励手当」を加える。

附則第2項を次のように改める。

（経過措置）

- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における会計年度任用職員（第3条第3項第5号に規定する者を除く。）の給料の額については、第3条から第5条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、給料及びこれに対する地域手当に1,000分の1,025を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。ただし、第6条第1項に規定する手当（超過勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当を除く。）、第7条第1項に規定する期末手当及び第7条の2第1項に規定する奨励手当の額の算定の基礎となる給料の額は、第3条から第5条までの規定により定められる額とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第17号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第3条第10項中「100円」を「1円」に改める。

第17条第3項中「名古屋市上下水道局分課規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第13号）」を「名古屋市上下水道局分課規程（令和6年名古屋市上下水道局管理規程第10号）」に改め、「（室を含む。以下同じ。）」を削る。

第40条第2項中「、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては」を削る。

別表第3の1 企業職給料表(1)級別基準職務表5級の項中「係長又は主査」を「課長補佐」に改め、同表6級の項中「係長」を「課長補佐」に改め、同表7級の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表8級の項中「参事」を「担当部長」に改める。

別記様式第2中「規程第31条に規定する課及び公所の長並びに係長」を「所属長及び課長補佐（公所長補佐を含む。以下同じ。）」に、「所属長及び係長」を「所属長及び課長補佐」に改める。

別記様式第3中 「

所属長印	係長印
------	-----

」 を 「

--	--

」 に改め、別記

様式第4及び別記様式第5中 「

所属長印	係長印
------	-----

」 を 「

--	--

」 に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の規定に基づいて作成された用紙でなお残量のあるものは、この規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市上下水道局管理規程第18号

名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

附則第2条年齢別最低給料表中

「	「	を	「	に、
34歳	211,400円		34歳	212,300円
」	」		」	」
「	「	を	「	に、
35歳	211,400円		35歳	213,200円
」	」		」	」
「	「	を	「	に、
36歳	211,400円		36歳	214,000円
」	」		」	」
「	「	を	「	に、
37歳	213,200円		37歳	214,700円
」	」		」	」
「	「	を	「	に改める。
38歳	214,000円		38歳	215,400円
」	」		」	」

別表第6昇格時号給対応表ア企業職給料表(1)の表中

「	「																								
<table border="1"><tr><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th><th>7級</th></tr><tr><td>1</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>1</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	4級	5級	6級	7級	1	4	2	1	1	4	2	2	<table border="1"><tr><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th><th>7級</th></tr><tr><td>1</td><td>5</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>1</td><td>5</td><td>2</td><td>3</td></tr></table>	4級	5級	6級	7級	1	5	2	2	1	5	2	3
4級	5級	6級	7級																						
1	4	2	1																						
1	4	2	2																						
4級	5級	6級	7級																						
1	5	2	2																						
1	5	2	3																						

1	4	2	3
1	4	2	4
1	4	2	5
2	5	2	6
3	6	2	7
4	7	2	8
5	8	2	9
6	9	2	10
7	10	2	11
8	11	2	12
9	12	2	13
10	13	3	14
11	14	4	15
12	15	5	16
13	16	6	17
14	17	7	18
15	18	8	19
16	19	9	20
17	20	10	21
18	21	11	22
19	22	12	23
20	23	13	24
21	24	14	25
22	25	15	26
23	26	16	27
24	27	17	28
25	28	18	29
26	29	19	30
27	30	20	31
28	31	21	32

1	5	2	4
1	5	2	5
1	5	2	6
2	6	2	7
3	7	2	8
4	8	2	9
5	9	2	10
6	10	2	11
7	11	2	12
8	12	2	13
9	13	2	14
10	14	3	15
11	15	4	16
12	16	5	17
13	17	6	18
14	18	7	19
15	19	8	20
16	20	9	21
17	21	10	22
18	22	11	23
19	23	12	24
20	24	13	25
21	25	14	26
22	26	15	27
23	27	16	28
24	28	17	29
25	29	18	30
26	30	19	31
27	31	20	32
28	32	21	33

29	32	22	33
30	33	23	34
31	34	24	35
32	35	25	36
33	36	26	37
34	37	27	38
35	38	28	39
36	39	29	40
37	40	30	41
38	41	31	42
39	42	32	43
40	43	33	44
41	44	34	45
42	45	35	46
43	46	36	47
44	47	37	48
45	48	38	49
46	49	39	50
47	50	40	51
48	51	41	52
49	52	42	53
50	53	43	54
51	54	44	55
52	55	45	56
53	56	46	57
54	57	47	58
55	58	48	59
56	59	49	60
57	60	50	61
58	61	50	62

29	33	22	34
30	34	23	35
31	35	24	36
32	36	25	37
33	37	26	38
34	38	27	39
35	39	28	40
36	40	29	41
37	41	30	42
38	42	31	43
39	43	32	44
40	44	33	45
41	45	34	46
42	46	35	47
43	47	36	48
44	48	37	49
45	49	38	50
46	50	39	51
47	51	40	52
48	52	41	53
49	53	42	54
50	54	43	55
51	55	44	56
52	56	45	57
53	57	46	58
54	58	47	59
55	59	48	60
56	60	49	61
57	61	50	62
58	62	50	63

59	62	51	63
60	63	51	64
61	64	52	65
62	65	52	66
63	66	53	67
64	67	53	68
65	68	54	69
66	69	54	70
67	70	55	71
68	71	55	72
69	72	56	73
70	72	56	74
71	73	57	75
72	73	57	76
73	74	58	77
74	74	58	78
75	75	59	79
76	75	59	80
77	76	60	81
78	77	60	82
79	78	61	83
80	79	61	84
81	80	62	85
82	81	62	86
83	82	63	87
84	83	63	88
85	84	64	89
86	85	64	
87	86	65	
88	87	65	

を

59	63	51	64
60	64	51	65
61	65	52	66
62	66	52	67
63	67	53	68
64	68	53	69
65	69	54	70
66	70	54	71
67	71	55	72
68	72	55	73
69	73	56	74
70	73	56	75
71	74	57	76
72	74	57	77
73	75	58	78
74	75	58	79
75	76	59	80
76	76	59	81
77	77	60	82
78	78	60	83
79	79	61	84
80	80	61	85
81	81	62	86
82	82	62	87
83	83	63	88
84	84	63	89
85	85	64	90
86	86	64	
87	87	65	
88	88	65	

に改

89	88	66	
90	89	67	
91	90	68	
92	91	69	
93	92	70	
94	93	71	
95	94	72	
96	95	73	
97	96	74	
98	97	75	
99	98	76	
100	99	77	
100	100	78	
101	100	79	
102	101	80	
103	101	81	
104	102	82	
105	102	83	
106	103	84	
107	103	85	
108	104	86	
109	105	87	
110	106	88	
111	107	89	
112	108	90	
113	109	91	
114	110	92	
115	111	93	
116	112	94	
	113	95	

89	89	66	
90	90	67	
91	91	68	
92	92	69	
93	93	70	
94	94	71	
95	95	72	
96	96	73	
97	97	74	
98	98	75	
99	99	76	
100	100	77	
101	101	78	
102	101	79	
103	102	80	
104	102	81	
105	103	82	
106	103	83	
107	104	84	
108	104	85	
109	105	86	
110	106	87	
111	107	88	
112	108	89	
113	109	90	
114	110	91	
115	111	92	
116	112	93	
117	113	94	
117	114	95	

	114	96	
	115	97	
	116	98	
	117	99	
	118	100	
	119	101	
	120	102	
	121	103	
	122	104	
	123	105	
	124	106	
	124		
	125		
	125		
	126		
	126		
	127		
	127		
	128		
	129		
	130		
	131		
	132		
	133		
	133		
	133		
	133		

118	115	96	
118	116	97	
119	117	98	
119	118	99	
120	119	100	
120	120	101	
121	121	102	
122	122	103	
123	123	104	
124	124	105	
124	125	106	
125	125		
126	126		
127	126		
128	127		
129	127		
130	128		
131	128		
132	129		
133	130		
134	131		
135	132		
136	133		
137	133		
138	133		
139	133		
140	133		

める。

別表第6昇格時号給対応表イ企業職給料表(2)の表4級の欄中

[

1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

[

2
2
2
2
2
2
2
2
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52

52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81

を

53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82

に改める。

81
82
82
83
83
84
84
85
86
87
88
89
89
90
90
91
91
92
92
93
93
94
94
95
95
96
96
97
97
98

82
83
83
84
84
85
85
86
87
88
89
90
90
91
91
92
92
93
93
94
94
95
95
96
96
97
97
98
98
99

98	99
99	100
99	100
100	101
100	101
101	102
102	103
103	104
104	105
105	106
105	106
106	107
106	107
107	108

」 」

別表第6の2降格時号給対応表ア企業職給料表(1)の表中

「

2級	3級	4級	5級	6級
29	5	5	13	1
30	6	5	13	2
31	7	5	14	3
32	8	5	15	4
33	9	6	16	5
34	10	7	17	6
35	11	8	18	7
36	12	9	19	8
37	13	10	20	9
38	14	11	21	10
39	15	12	22	11
40	16	13	23	12

2級	3級	4級	5級	6級
29	5	5	13	1
30	6	5	13	1
31	7	5	14	2
32	8	5	15	3
33	9	5	16	4
34	10	6	17	5
35	11	7	18	6
36	12	8	19	7
37	13	9	20	8
38	14	10	21	9
39	15	11	22	10
40	16	12	23	11

41	17	14	24	13
42	18	15	25	14
43	19	16	26	15
44	20	17	27	16
45	21	18	28	17
46	22	19	29	18
47	23	20	30	19
48	24	21	31	20
49	25	22	32	21
50	26	23	33	22
51	27	24	34	23
52	28	25	35	24
53	29	26	36	25
54	30	27	37	26
55	31	28	38	27
56	32	29	39	28
57	33	30	40	29
58	34	31	41	30
59	35	32	42	31
60	36	33	43	32
61	37	34	44	33
62	38	35	45	34
63	39	36	46	35
64	40	37	47	36
66	41	38	48	37
68	42	39	49	38
70	43	40	50	39
72	44	41	51	40
74	45	42	52	41
76	46	43	53	42

41	17	13	24	12
42	18	14	25	13
43	19	15	26	14
44	20	16	27	15
45	21	17	28	16
46	22	18	29	17
47	23	19	30	18
48	24	20	31	19
49	25	21	32	20
50	26	22	33	21
51	27	23	34	22
52	28	24	35	23
53	29	25	36	24
54	30	26	37	25
55	31	27	38	26
56	32	28	39	27
57	33	29	40	28
58	34	30	41	29
59	35	31	42	30
60	36	32	43	31
61	37	33	44	32
62	38	34	45	33
63	39	35	46	34
64	40	36	47	35
66	41	37	48	36
68	42	38	49	37
70	43	39	50	38
72	44	40	51	39
74	45	41	52	40
76	46	42	53	41

78	47	44	54	43
80	48	45	55	44
82	49	46	56	45
84	50	47	57	46
86	51	48	58	47
88	52	49	59	48
91	53	50	60	49
94	54	51	62	50
97	55	52	64	51
100	56	53	66	52
104	57	54	68	53
108	58	55	70	54
112	59	56	72	55
116	60	57	74	56
121	61	58	76	57
126	62	59	78	58
136	63	60	80	59
141	64	61	82	60
145	65	62	84	61
145	66	63	86	62
145	67	64	88	63
145	68	65	90	64
145	69	66	92	65
145	70	67	93	66
145	71	68	94	67
145	72	69	95	68
145	73	70	96	69
145	74	71	97	70
145	75	72	98	71
145	76	74	99	72

78	47	43	54	42
80	48	44	55	43
82	49	45	56	44
84	50	46	57	45
86	51	47	58	46
88	52	48	59	47
91	53	49	60	48
94	54	50	62	49
97	55	51	64	50
100	56	52	66	51
104	57	53	68	52
108	58	54	70	53
112	59	55	72	54
116	60	56	74	55
121	61	57	76	56
126	62	58	78	57
136	63	59	80	58
141	64	60	82	59
145	65	61	84	60
145	66	62	86	61
145	67	63	88	62
145	68	64	90	63
145	69	65	92	64
145	70	66	93	65
145	71	67	94	66
145	72	68	95	67
145	73	69	96	68
145	74	70	97	69
145	75	71	98	70
145	76	72	99	71

145	77	76	100	73
145	78	78	101	74
145	79	80	102	75
145	80	81	103	76
145	81	82	104	77
145	82	83	105	78
145	83	84	106	79
145	84	85	107	80
145	85	86	108	81
145	86	87	109	82
145	87	88	110	83
145	88	89	111	84
145	89	90	112	85
145	90	91	113	86
145	91	92	114	87
145	92	93	115	88
145	93	94	116	89
145	94	95	117	89
145	95	96	118	89
145	96	97	119	89
145	97	98	120	89
145	98	99	121	89
145	99	100	122	89
145	100	101	123	89
145	101	102	124	89
145	102	103	125	
145	103	104	126	
145	105	106	127	
145	106	108	128	
145	107	110	129	

を

145	77	74	100	72
145	78	76	101	73
145	79	78	102	74
145	80	80	103	75
145	81	81	104	76
145	82	82	105	77
145	83	83	106	78
145	84	84	107	79
145	85	85	108	80
145	86	86	109	81
145	87	87	110	82
145	88	88	111	83
145	89	89	112	84
145	90	90	113	85
145	91	91	114	86
145	92	92	115	87
145	93	93	116	88
145	94	94	117	89
145	95	95	118	89
145	96	96	119	89
145	97	97	120	89
145	98	98	121	89
145	99	99	122	89
145	100	100	123	89
145	101	101	124	89
145	102	102	125	
145	103	103	126	
145	104	104	127	
145	105	106	128	
145	106	108	129	

145	108	112	130	
145	109	113	131	
145	110	114	132	
145	111	115	133	
145	112	116	133	
145	113	117	133	
145	114	118	133	
145	115	119	133	
145	116	120	133	
145	117	121	133	
145	118	122	133	
145	119	123		
145	120	124		
145	121	125		
145	121	126		
145	121	127		
145	121	128		
145	121	129		
145	121	130		
	121	131		
	121	132		
	121	134		
	121	136		
	121	138		
	121	140		
	121	141		
	121	142		
	121	143		
	121	144		
	121	145		

145	107	110	130	
145	108	112	131	
145	109	113	132	
145	110	114	133	
145	111	115	133	
145	112	116	133	
145	113	117	133	
145	114	118	133	
145	115	119	133	
145	116	120	133	
145	117	121	133	
145	118	122		
145	119	123		
145	120	124		
145	122	125		
145	124	126		
145	126	127		
145	128	128		
145	129	129		
145	130	130		
145	131	131		
145	133	132		
145	134	134		
145	135	136		
145	136	138		
145	137	140		
145	138	141		
145	139	142		
145	140	143		
145	141	144		

11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40

10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39

41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70

を

40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69

に改める。

71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
90
92
94
96
97
98
99
100
102
104
106
108

70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
90
92
94
96
97
98
99
100
102
104
106

110	108
112	110
114	112
116	114
118	116
120	118
122	120
124	122
125	124
126	125
127	126
128	127
130	128
132	130
133	132

」 」

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（令和5年名古屋市上下水道局管理規程第24号）附則第4項の規定の適用を受ける職員の昇給の号給数及び号給の調整については、他の職員との権衡を考慮して、別に定めるところにより、調整することができる。

（名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

- 3 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「1（）」の次に「改正後規程第15条第1項第1号に定める勤務成績を昇給区分として決定された者及び」を加える。

附則別表第1の5級の欄中

3	4
3	4
3	4
3	4
3	4
4	5
5	6
6	7
7	8
8	9
9	10
10	11
11	12
12	13
13	14
14	15
15	16
16	17
17	18
18	19
19	20
20	21
21	22
22	23
23	24
24	25

25	26
26	27
27	28
28	29
29	30
30	31
31	32
32	33
33	34
34	35
35	36
36	37
37	38
38	39
39	40
40	41
41	42
42	43
43	44
44	45
45	46
46	47
47	48
48	49
49	50
50	51
51	52
52	53
53	54
54	55

55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75
76
77
78
79
80

を

56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
72
73
73
74
74
75
75
76
77
78
79
80
81

に改める。

81	82
82	83
83	84
84	85
85	86
86	87
87	88
88	89
89	90
90	91
91	92
92	93
93	94
94	95
95	96
96	97
97	98
98	99
99	100
99	100
100	101
100	101
101	102
101	102
102	103
102	103
103	104
104	105
105	106
106	107

107	108
108	109
109	110
110	111
111	112
112	113
113	114
114	115
115	116
116	117
117	118
118	119
119	120
120	121
121	122
122	123
123	124
123	124
124	125
124	125

」 」

附則別表第2の4級の欄中

6	5
7	6
8	7
9	8
10	9
11	10
12	11

13	12
14	13
15	14
16	15
17	16
18	17
19	18
20	19
21	20
22	21
23	22
24	23
25	24
26	25
27	26
28	27
29	28
30	29
31	30
32	31
33	32
34	33
35	34
36	35
37	36
38	37
39	38
40	39
41	40
42	41

43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72

42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71

を

に改める。

74	72
76	74
78	76
80	78
81	80
82	81
83	82
84	83
85	84
86	85
87	86
88	87
89	88
90	89
91	90
92	91
93	92
94	93
95	94
96	95
97	96
98	97
99	98
100	99
101	100
102	101
103	102
104	103
106	104
108	106

110
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
134
136
137

」

108
110
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
134
135

」

名古屋市上下水道局管理規程第19号

名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第1条 名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1号中「支給する時期ごとに」を「6月に支給する場合においては」に改め、「まで）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の94から100分の106まで（管理職員にあっては、1,000分の1,065から1,000分の1,395まで）」を加え、同条第2号中「支給する時期ごとに」を「6月に支給する場合においては」に改め、「まで）」の次に「、12月に支給する場合においては1,000分の445から1,000分の505まで（管理職員にあっては、100分の51から100分の67まで）」を加える。

第2条 名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア及びイを次のように改める。

ア 基準条例の適用を受ける職員（基準条例第14条に規定する職員（会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員をいう。以下同じ。）のうち一の会計年度（6月に支給する場合においては、当該年度の前年度の12月2日から3月31日までの期間を含む。）内における任期（第6条第1項に掲げる職員及び同条第3項に掲げる職員として在職した期間を含む。）が6月以上である者（会計年度短時間勤務職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。））にあっては、基準日にそれぞれ在職する1週間当たりの

正規の勤務時間が15時間30分以上である者（局長が定める者を除く。）に限る。）を除く。）を除く。）

イ 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（会計年度任用職員のうち一の会計年度（6月に支給する場合においては、当該年度の前年度の12月2日から3月31日までの期間を含む。）内における任期（第6条第1項に掲げる職員及び同条第3項に掲げる職員として在職した期間を含む。）が6月未満である者を除く。）

第2条第3号に次のように加える。

ウ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号。以下「非常勤条例」という。）第8条第1項の規定の適用を受ける職員

第6条第1項中「基準条例の適用を受ける職員」を「基準条例第2条第1項に掲げる職員又は基準条例の適用を受ける会計年度任用職員（会計年度短時間勤務職員にあっては、1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上の者（局長が定める者を除く。）に限る。）」に改め、同条第2項第1号中「基準条例第14条に規定する職員又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第3項中「、第2条第3号イに掲げる職員（フルタイム勤務職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）を除く。）」を削り、「適用を受けるフルタイム勤務職員」を「適用を受ける職員若しくは非常勤条例の適用を受ける職員（1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）」に改め、「（第1項に掲げる期間から前項に掲げる期間を除算した期間に相当する期間に限る。）」を削り、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の期間の算定については、第2項に掲げる期間に相当する期間を除算する。

第9条第1項中「基準条例の適用を受ける職員」を「基準条例第2条第1項に掲げる職員又は基準条例の適用を受ける会計年度任用職員（会計年度短時間勤務職員にあっては、1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上の者（局長が定める者を除く。）に限る。）」に改め、同条第2項第1号中

「基準条例第14条に規定する職員又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同項第4号中「第2条第8号」の次に「又は名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号。以下「会計年度勤務時間規程」という。）第22条第5号」を加え、同項第7号中「第2条第10号の2」の次に「又は会計年度勤務時間規程第22条第8号」を加え、同項第8号中「第16条」の次に「又は会計年度勤務時間規程第20条」を加え、同条第4項中「第6条第3項の」を「第6条第3項及び第4項の」に、「第1項に掲げる期間から前項に掲げる期間」を「同条第4項中「第2項」」に、「同項に掲げる期間から同条第2項に掲げる期間」を「第9条第2項」に改める。

第11条の2第1号中「6月に支給する場合には100分の89から100分の101まで」を「支給する時期ごとに1,000分の875から1,000分の1,060までに、「1,000分の1,015から1,000分の1,345まで）、12月に支給する場合には100分の94から100分の106まで（管理職員にあっては、1,000分の1,065から1,000分の1,395まで）」を「100分の104から100分の137まで）」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の42から100分の48まで」を「支給する時期ごとに10,000分の4,175から10,000分の5,025までに、「1,000分の485から1,000分の645まで）、12月に支給する場合には1,000分の445から1,000分の505まで（管理職員にあっては、100分の51から100分の67まで）」を「10,000分の4,975から10,000分の6,575まで）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の規定は、令和5年12月1日から適用する。

名古屋市交通局告示第2号

料金等徴収事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の規定に基づき、名古屋市交通事業の料金等徴収事務を次のとおり委託しましたので告示します。

なお、平成23年8月1日交通局告示第20号（料金等徴収事務の委託について）は、令和6年3月31日限り廃止します。

令和6年3月29日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

委託の相手方	徴収を委託した料金等
名古屋鉄道株式会社 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号 指定をした日 令和6年4月1日 委託をした日 令和6年4月1日	(1) 乗車料金 ア 乗合自動車乗車料条例（昭和22年名古屋市条例第2号。以下「乗合条例」という。）に規定する定期券の料金 イ 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号。以下「乗合規程」という。）に規定する一日乗車券、高年齢者割引全線定期券及び割引定期券の料金 ウ ガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程（平成13年名古屋市交通局管理規程第5号。以下「ガイドウェイバス規程」という。）に規定する定期券、学生定期券及び割引定期券の料金

	<p>エ 高速電車乗車料条例（昭和32年名古屋市条例第35号。以下「高速条例」という。）に規定する普通券及び定期券の料金</p> <p>オ 高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号。以下「高速規程」という。）に規定する割引普通券、割引定期券、団体乗車券、24時間乗車券及び臨時普通券の料金</p> <p>カ 割引連絡定期券等の料金等を定める規程（昭和49年名古屋市交通局管理規程第15号。以下「割引連絡規程」という。）に規定する割引連絡定期券、共通一日乗車券及び共通全線定期券の料金</p> <p>キ ICカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第1号。以下「ICカード規程」という。）に規定するICカード乗車券の料金</p> <p>ク 連絡運輸規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第14号）に規定する連絡特定普通券、学生通学定期券、割引学生通学定期券及び第17条の2第1項の定期券の料金</p> <p>(2) 手数料 前号に係る還付等の手数料</p> <p>(3) 増料金等 無札又は乗車券不正使用の乗客から收受する乗車料金及び増料金</p>
<p>日本通運株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番</p>	<p>(1) 乗車料金 ア 乗合条例に規定する定期券の料金</p>

<p>3号 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>イ 乗合規程に規定する一日乗車券、高年齢者割引全線定期券及び割引定期券の料金 ウ ガイドウェイバス規程に規定する定期券、学生定期券及び割引定期券の料金 エ 高速条例に規定する普通券及び定期券の料金 オ 高速規程に規定する割引普通券、割引定期券、団体乗車券、24時間乗車券及び臨時普通券の料金 カ 割引連絡規程に規定する割引連絡定期券、共通一日乗車券及び共通全線定期券の料金 キ ICカード規程に規定するICカード乗車券の料金 ク 連絡運輸規程に規定する学生通学定期券、割引学生通学定期券及び第17条の2第1項の定期券の料金 (2) 手数料 前号に係る還付等の手数料 (3) 増料金等 無札又は乗車券不正使用の乗客から収受する乗車料金及び増料金</p>
<p>縁エキスパート株式会社 名古屋市名東区亀の井三丁目 189番地 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>(1) 乗車料金 ア 乗合条例に規定する定期券の料金 イ 乗合規程に規定する一日乗車券、高年齢者割引全線定期券及び割引定期券の料金 ウ ガイドウェイバス規程に規定する定期券、学生定期券及び割引定期券の料金</p>

	<p>エ 高速条例に規定する普通券及び定期券の料金</p> <p>オ 高速規程に規定する割引普通券、割引定期券、団体乗車券、24時間乗車券及び臨時普通券の料金</p> <p>カ 割引連絡規程に規定する割引連絡定期券、共通一日乗車券及び共通全線定期券の料金</p> <p>キ ICカード規程に規定するICカード乗車券の料金</p> <p>ク 連絡運輸規程に規定する学生通学定期券、割引学生通学定期券及び第17条の2第1項の定期券の料金</p> <p>(2) 手数料 前号に係る還付等の手数料</p> <p>(3) 増料金等 無札又は乗車券不正使用の乗客から收受する乗車料金及び増料金</p>
<p>株式会社名古屋交通開発機構 名古屋市千種区覚王山通七丁目11番地 指定をした日 令和6年4月1日 委託をした日 令和6年4月1日</p>	<p>(1) 乗車料金</p> <p>ア 乗合条例に規定する普通券及び定期券の料金</p> <p>イ 乗合規程に規定する一日乗車券、高齢者割引全線定期券、臨時普通券、割引券及び割引定期券の料金</p> <p>ウ ガイドウェイバス規程に規定する定期券、学生定期券及び割引定期券の料金</p> <p>エ 高速条例に規定する定期券の料金</p> <p>オ 高速規程に規定する割引定期券、24時間乗車券及び臨時普通券の料金</p> <p>カ 割引連絡規程に規定する割引連絡定期</p>

	<p>券、共通一日乗車券及び共通全線定期券の料金</p> <p>キ ICカード規程に規定するICカード乗車券の料金</p> <p>ク 連絡運輸規程に規定する学生通学定期券、割引学生通学定期券及び第17条の2第1項の定期券の料金</p> <p>ケ 乗合規程第23条第2項並びに高速規程第19条第5項及び第43条第3項の規定に基づき発売するSHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticket（以下「昇龍道一日乗車券」という。）の料金</p> <p>(2) 手数料 前号に係る還付等の手数料</p> <p>(3) 賃料及び共益費 交通局賃貸ビルの賃料及び共益費</p> <p>(4) 交通局関連商品の販売代金</p> <p>(5) 広告料金</p> <p>(6) マナカ電子マネーに係る徴収金</p> <p>(7) マナカチャージ券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第5号）に規定するマナカチャージ券の販売代金</p>
<p>名古屋ガイドウェイバス株式会社 名古屋市守山区竜泉寺二丁目301番地 指定をした日 令和6年4月1日 委託をした日 令和6年4月</p>	<p>(1) 乗車料金 ガイドウェイバス規程に規定する普通券、定期券、学生通学定期券、学生定期券、割引普通券及び割引定期券の料金</p> <p>(2) 増料金等 無札又は乗車券不正使用の乗客から收受する乗車料金及び増料金</p>

<p>1 日</p> <p>名鉄バス株式会社 名古屋市 中村区 名駅四丁目 2 6 番 2 5 号 指定をした日 令和 6 年 4 月 1 日 委託をした日 令和 6 年 4 月 1 日</p>	<p>(1) 乗車料金</p> <p>ア 乗合条例に規定する普通券の料金</p> <p>イ 乗合規程に規定する一日乗車券、家族割引普通券、臨時普通券及び割引券の料金並びに乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程（昭和 5 0 年名古屋市交通局管理規程第 1 3 号）附則に規定する貸切自動車の運賃及び料金並びに同規程附則の規定による乗客が負担すべき料金</p> <p>ウ 深夜バス系統に係る乗車券の料金等を定める規程（平成 2 年名古屋市交通局管理規程第 9 号）に規定する普通券及び割引券の料金</p> <p>エ ガイドウェイバス規程に規定する普通券、臨時普通券及び割引普通券の料金</p> <p>オ 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p> <p>カ ICカード規程に規定する ICカード乗車券の料金</p> <p>(2) 手数料</p> <p>前号に係る還付等の手数料</p> <p>(3) 増料金等</p> <p>無札又は乗車券不正使用の乗客から収受する乗車料金及び増料金</p>
<p>三重交通株式会社 三重県津市中央 1 番 1 号 指定をした日 令和 6 年 4 月 1 日</p>	<p>(1) 乗車料金</p> <p>ア 乗合条例に規定する普通券の料金</p> <p>イ 乗合規程に規定する一日乗車券、家族割引普通券、臨時普通券及び割引券の料</p>

<p>委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>金並びに乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程附則に規定する貸切自動車の運賃及び料金並びに同規程附則の規定による乗客が負担すべき料金</p> <p>ウ 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p> <p>エ ICカード規程に規定するICカード乗車券の料金</p> <p>(2) 手数料 前号に係る還付等の手数料</p> <p>(3) 増料金等 無札又は乗車券不正使用の乗客から收受する乗車料金及び増料金</p>
<p>東海旅客鉄道株式会社 名古屋市中村区名駅一丁目 1番4号JRセントラルタ ワーズ</p> <p>指定をした日 令和6年4月 1日</p> <p>委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>(1) 乗車料金</p> <p>ア 高速条例に規定する定期券の料金</p> <p>イ 高速規程に規定する割引定期券の料金</p> <p>ウ 連絡運輸規程に規定する学生通学定期券及び割引学生通学定期券の料金</p> <p>エ 高速規程に規定する臨時普通券の料金</p> <p>(2) 増料金等 無札又は乗車券不正使用の乗客から收受する乗車料金及び増料金</p>
<p>愛知高速交通株式会社 愛知県長久手市茨ヶ廻間15 33番地736</p> <p>指定をした日 令和6年4月 1日</p> <p>委託をした日 令和6年4月</p>	<p>(1) 乗車料金</p> <p>ア 高速条例に規定する定期券の料金</p> <p>イ 高速規程に規定する割引定期券の料金</p> <p>ウ 連絡運輸規程に規定する学生通学定期券及び割引学生通学定期券の料金</p>

1日	(2) 増料金等 無札又は乗車券不正使用の乗客から収受する乗車料金及び増料金
名古屋臨海高速鉄道株式会社 名古屋市港区十一屋一丁目46番地 指定をした日 令和6年4月1日 委託をした日 令和6年4月1日	無札又は乗車券不正使用の乗客から収受する乗車料金及び増料金
公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー 名古屋市中区栄二丁目10番19号名古屋商工会議所ビル1階 指定をした日 令和6年4月1日 委託をした日 令和6年4月1日	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金 (4) 乗合規程第23条第2項の規定に基づき発売するなごや観光ルートバス メーグル1DAYチケットの料金 (5) 昇龍道一日乗車券の料金
アールエヌティーホテルズ株式会社 名古屋市中区栄一丁目2番7号 指定をした日 令和6年4月1日 委託をした日 令和6年4月1日	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
WILLER ACROSS	乗車料金

<p>株式会社 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号 指定をした日 令和6年4月1日 委託をした日 令和6年4月1日</p>	<p>(1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p>
<p>株式会社エイチ・アイ・エス 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 指定をした日 令和6年4月1日 委託をした日 令和6年4月1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p>
<p>株式会社エスクリ 東京都中央区日本橋小網町6番1号山万ビル4階 指定をした日 令和6年4月1日 委託をした日 令和6年4月1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p>
<p>近畿日本ツーリスト株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 指定をした日 令和6年4月1日 委託をした日 令和6年4月1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p>
<p>近畿日本鉄道株式会社</p>	<p>乗車料金</p>

<p>大阪府大阪市天王寺区上本町 六丁目1番55号 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>(1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>株式会社グリーンズ 三重県四日市市浜田町5番3 号 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>株式会社グリーンホテル・ズ コーポレーション 福岡県久留米市日吉町12番 35号 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>株式会社呉竹荘 静岡県浜松市中区東伊場一丁 目1番26号 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>国家公務員共済組合連合会名</p>	<p>乗車料金</p>

<p>古屋共済会館 名古屋市中区三の丸一丁目5番1号 指定をした日 令和6年4月1日 委託をした日 令和6年4月1日</p>	<p>(1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p>
<p>有限会社壽 名古屋市中区平和一丁目3番1号 指定をした日 令和6年4月1日 委託をした日 令和6年4月1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p>
<p>有限会社三晃イノベーション 名古屋市中村区太閤三丁目10番6号 指定をした日 令和6年4月1日 委託をした日 令和6年4月1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p>
<p>株式会社三交イン 名古屋市中村区名駅三丁目21番7号名古屋三交ビル6階 指定をした日 令和6年4月1日 委託をした日 令和6年4月1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p>
<p>株式会社JTB</p>	<p>乗車料金</p>

<p>東京都品川区東品川二丁目3番11号</p> <p>指定をした日 令和6年4月1日</p> <p>委託をした日 令和6年4月1日</p>	<p>(1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金</p> <p>(2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金</p> <p>(3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p>
<p>株式会社城野</p> <p>名古屋市中区栄二丁目2番26号</p> <p>指定をした日 令和6年4月1日</p> <p>委託をした日 令和6年4月1日</p>	<p>乗車料金</p> <p>(1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金</p> <p>(2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金</p> <p>(3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p>
<p>株式会社相鉄ホテルマネジメント</p> <p>神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号</p> <p>指定をした日 令和6年4月1日</p> <p>委託をした日 令和6年4月1日</p>	<p>乗車料金</p> <p>(1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金</p> <p>(2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金</p> <p>(3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p>
<p>東武トップツアーズ株式会社</p> <p>東京都墨田区押上一丁目1番2号</p> <p>指定をした日 令和6年4月1日</p> <p>委託をした日 令和6年4月1日</p>	<p>乗車料金</p> <p>(1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金</p> <p>(2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金</p> <p>(3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p>
<p>株式会社ナカモサルート</p>	<p>乗車料金</p>

<p>名古屋市中村区名駅二丁目3 5番24号</p> <p>指定をした日 令和6年4月 1日</p> <p>委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>(1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金</p> <p>(2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金</p> <p>(3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>ナゴヤグランドホテル</p> <p>名古屋市中村区椿町17番2 1号</p> <p>指定をした日 令和6年4月 1日</p> <p>委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>乗車料金</p> <p>(1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金</p> <p>(2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金</p> <p>(3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>西鉄旅行株式会社</p> <p>福岡県福岡市中央区薬院三丁 目16番26号</p> <p>指定をした日 令和6年4月 1日</p> <p>委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>乗車料金</p> <p>(1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金</p> <p>(2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金</p> <p>(3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>日本私立学校振興・共済事業 団</p> <p>東京都千代田区富士見一丁目 10番12号</p> <p>指定をした日 令和6年4月 1日</p> <p>委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>乗車料金</p> <p>(1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金</p> <p>(2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金</p> <p>(3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>株式会社日本旅行</p>	<p>乗車料金</p>

<p>東京都中央区日本橋一丁目1 9番1 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>(1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>株式会社阪急交通社 大阪府大阪市北区梅田二丁目 5番25号 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>株式会社平成エンタープライ ズ 埼玉県志木市本町五丁目22 番26号 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>有限会社星野観光 名古屋市中村区椿町13番1 2号 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>ホテルウィングインターナシ</p>	<p>乗車料金</p>

<p>ヨナル名古屋 名古屋市中区錦一丁目4番1 1号 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>(1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>ホテルリソル名古屋 名古屋市中村区名駅三丁目2 5番6号 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>堀場産業株式会社 名古屋市中区栄一丁目8番3 3号 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>名鉄観光サービス株式会社 名古屋市中村区名駅南二丁目 14番19号 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料 金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券 の料金</p>
<p>モトヤマジエム株式会社</p>	<p>乗車料金</p>

<p>名古屋市中村区椿町5番5号 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>(1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p>
<p>ルートインジャパン株式会社 東京都品川区大井一丁目35番3号 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p>
<p>ワシントンホテル株式会社 名古屋市中村区千種区内山三丁目23番5号 指定をした日 令和6年4月 1日 委託をした日 令和6年4月 1日</p>	<p>乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金</p>

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局告示第3号

共通乗車区間の運転系統について

乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）別表に規定する「共通乗車区間の一部を運行する系統で別に定めるもの」については、令和6年3月31日から次のとおりとします。

なお、平成18年名古屋市交通局告示第3号（共通乗車区間の運転系統について）は、令和6年3月30日限り廃止します。

令和6年3月29日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

運転系統	幹名駅2、幹栄2、名駅16、名駅17、名駅18、名駅20、名駅21、名駅23、名駅24、名駅29、栄13、栄22、栄24、C-758、中村14、中村巡回、中巡回
------	--

名古屋市交通局営業本部自動車部路線計画課

名古屋市交通局告示第4号

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発売及び なごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について

乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケット（以下「1DAYチケット」という。）を次のように発売します。

なお、なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発売並びになごや観光ルートバス及びなごや歴史満喫バスに乗車できる乗車券の種類について（令和5年名古屋市交通局告示第18号。以下「旧告示」という。）は、令和6年3月31日限り廃止します。

令和6年3月29日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

1 料金

- (1) 大人 500円
- (2) 小児 250円

2 有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（なごや観光ルートバスの運行日に限ります。）

3 発売場所

なごや観光ルートバス車内とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

4 使用条件

1DAYチケットは、1枚で1人が有効期間内の使用日1日に限り、なごや観光ルートバス及び都心ループバスに限って使用することができ、その使用回数を制限しません。

5 発売期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

6 料金の還付

料金の還付は行いません。

7 不正使用

1 DAYチケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、バス全線一日乗車券の例によります。

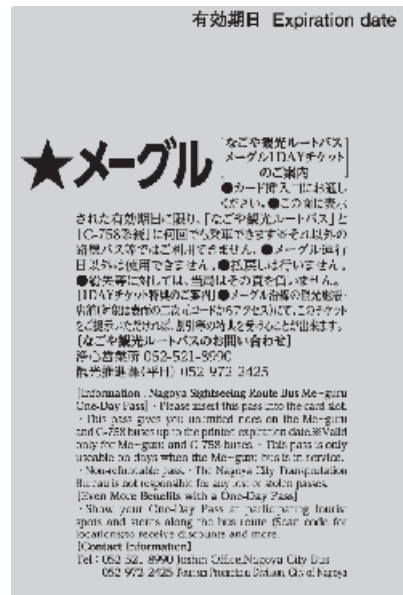
8 様式

(1) 大人券

(表)



(裏)

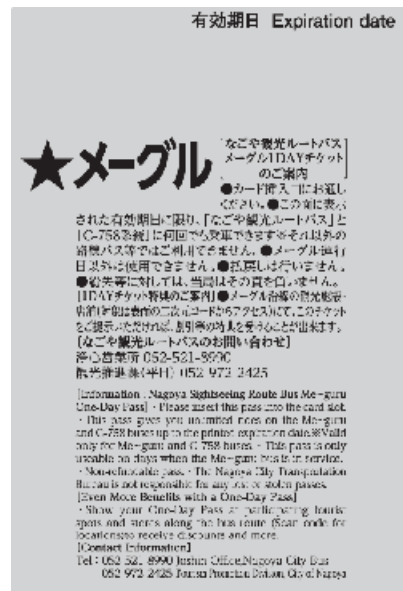


(2) 小児券

(表)



(裏)



9 乗車券の種類

前各項に定める乗車券のほか、なごや観光ルートバスに乗車できる乗合自動車の乗車券は、次表のとおりとします。

区 分	乗車できる乗合自動車の乗車券
普通券	普通券
カード乗車券	ICカード乗車券
特別の乗車券	共通一日乗車券、ドニチエコきっぷ及び一日乗車券
割引乗車券	割引券
無料乗車券	福祉特別乗車券、敬老パス及び中学3年生応援きっぷ

なお、定期券及び家族割引普通券では、なごや観光ルートバスに乗車することはできません。

10 その他

旧告示により発売した乗車券は、この告示により発売された1DAYチケットとみなします。

名古屋市交通局営業本部自動車部路線計画課

名古屋市交通局管理規程第8号

高速電車運転取扱規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第210条中「環形黄色灯」の次に「又は環形黄緑色灯」を加える。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第9号

ICカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第4条第1項第3号中「TOICA」の次に「（障がい者用TOICAを除く。）」を加え、同項第4号中「Kitaca」の次に「（障がい者用Kitacaを除く。）」を加え、同項第5号中「含む」を「含み、障がい者用PASMOを除く」に改め、同項第6号中「含む」を「含み、障がい者用Suicaを除く」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行し、この規程による改正後の第4条第1項第5号及び第6号の規定は令和5年3月18日から、同項第4号の規定は令和6年3月16日から適用する。

名古屋市交通局管理規程第10号

高速電車安全管理規程等の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

(高速電車安全管理規程の一部改正)

第1条 高速電車安全管理規程(平成18年名古屋市交通局管理規程第37号)
の一部を次のように改正する。

「参事」を「担当部長」に改める。

第35条第2項中「、首席助役」を削る。

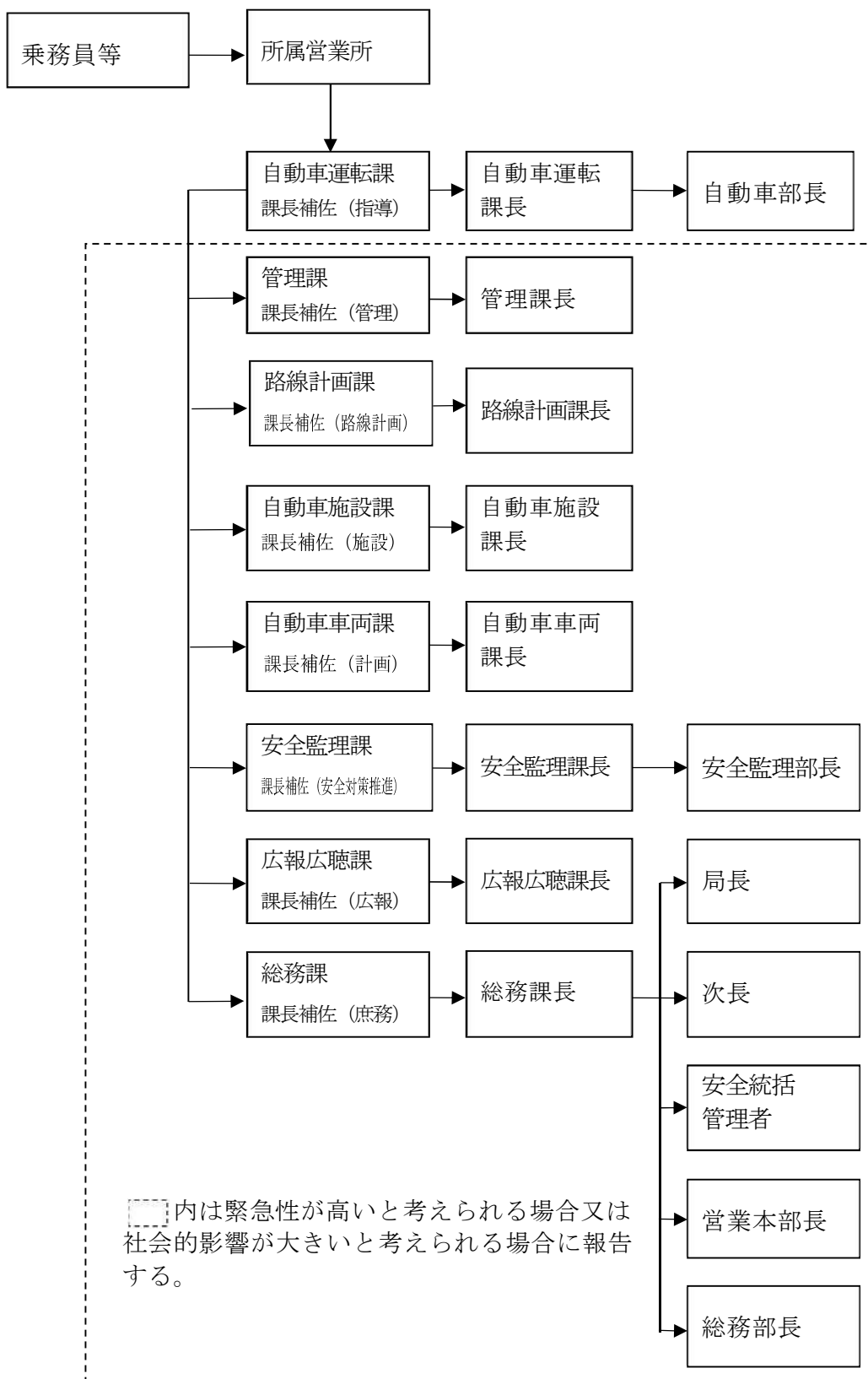
(自動車安全管理規程の一部改正)

第2条 自動車安全管理規程(平成18年名古屋市交通局管理規程第38号)
の一部を次のように改正する。

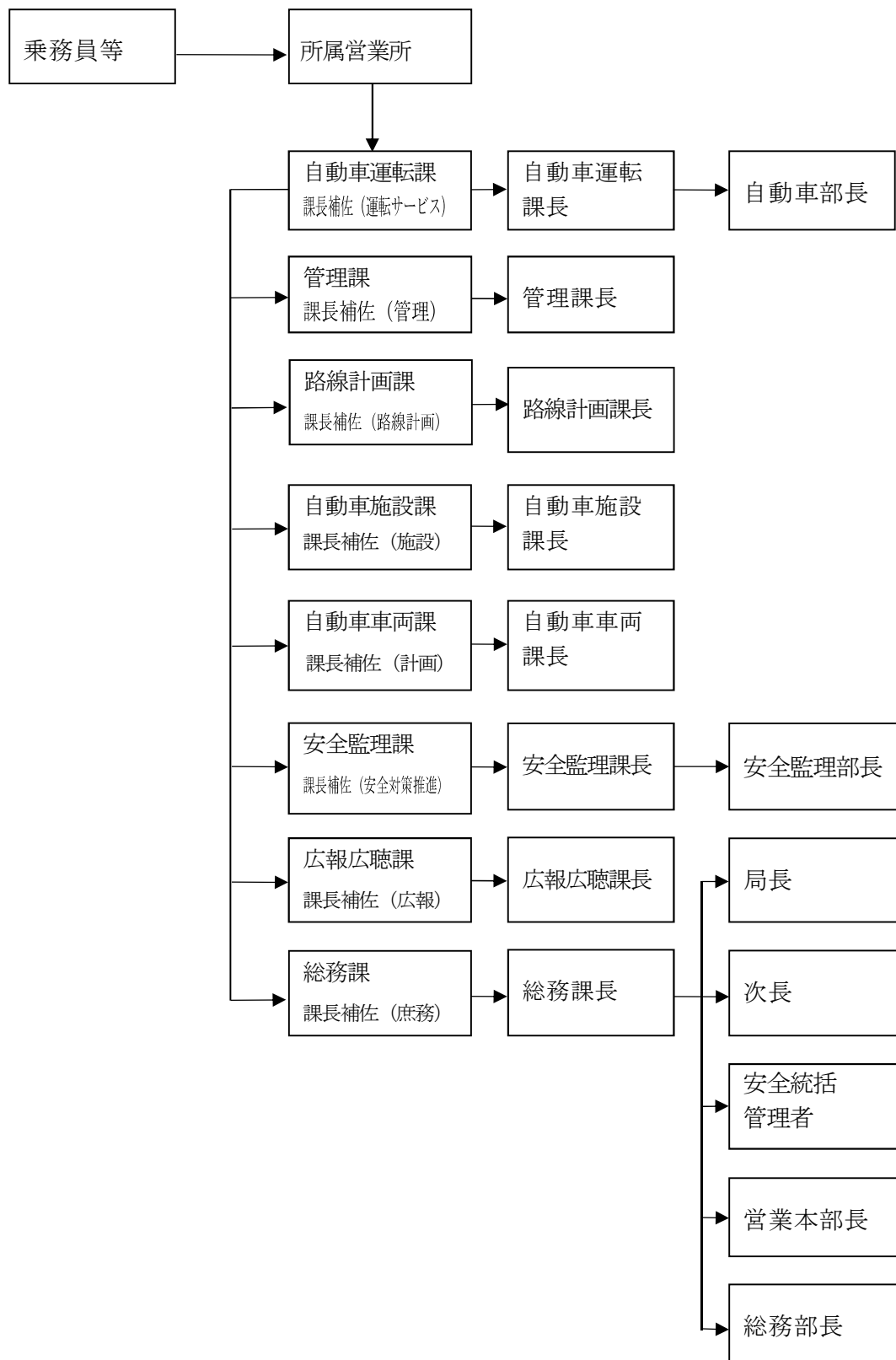
別図2を次のように改める。

別図2 報告連絡体制図（第11条関係）

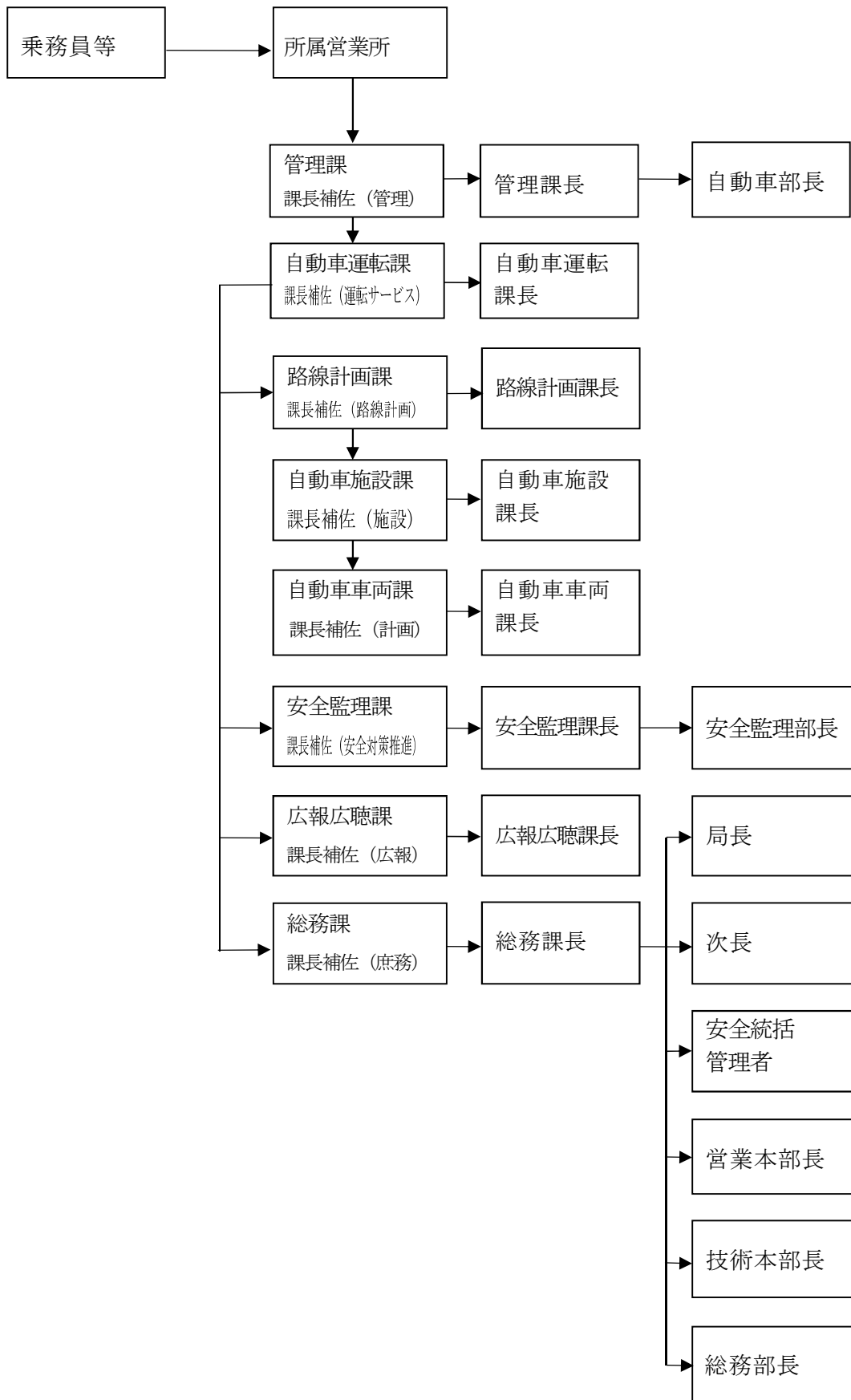
(1) 事故が発生した場合



(2) 運行障害が発生した場合



(3) テロ・バスジャック、その他の事件が発生した場合



(高速電車係員規程の一部改正)

第3条 高速電車係員規程(昭和32年名古屋市交通局管理規程第40号)の一部を次のように改正する。

「計画係長」を「課長補佐(計画)」に、「計画係員」を「計画担当」に、「技術係長」を「所長補佐(技術)」に、「工事係長」を「所長補佐(工事)」に、「保線第一係長」を「所長補佐(東山線保線)」に、「保線第二係長」を「所長補佐(名城線保線)」に、「保線第三係長」を「所長補佐(鶴舞線保線)」に、「保線第四係長」を「所長補佐(桜通線保線)」に、「施設係長」を「所長補佐(施設)」に、「施設改良係長」を「所長補佐(施設改良)」に、「設備第一係長」を「所長補佐(設備)」に、「設備第二係長」を「所長補佐(設備改良)」に、「管理係長」を「工場長補佐(管理)」に、「検車係長」を「工場長補佐(検車)」に、「検車第二係長」を「工場長補佐(徳重検車)」に、「修車係長」を「工場長補佐(修車)」に、「変電係長」を「所長補佐(変電)」に、「電気指令室長」を「所長補佐(電気指令)」に、「電路第一係長」を「所長補佐(東山線電路)」に、「電路第二係長」を「所長補佐(名城線電路)」に、「電路第三係長」を「所長補佐(鶴舞線電路)」に、「電路第四係長」を「所長補佐(桜通線電路)」に、「信号通信第一係長」を「所長補佐(東山線信号通信)」に、「信号通信第二係長」を「所長補佐(名城線信号通信)」に、「信号通信第三係長」を「所長補佐(鶴舞線信号通信)」に、「信号通信第四係長」を「所長補佐(桜通線信号通信)」に改める。

第3条中「指導係長」を「課長補佐(指導)」に、「指導係員」を「指導担当」に、「運転係長」を「課長補佐(運転)」に、「運転係員」を「運転担当」に改め、「首席助役」を削る。

第5条の4中「指導係長」を「課長補佐(指導)」に改める。

第5条の5中「指導係員は、指導係長」を「指導担当は、課長補佐(指導)」に改める。

第6条の4中「運転係長」を「課長補佐(運転)」に改める。

第6条の5中「運転係員は、運転係長」を「運転担当は、課長補佐(運転)」に改める。

第12条の2を次のように改める。

第12条の2 削除

第13条中「首席助役（首席助役の置かれていない場合には管区駅長）」を「管区駅長」に改める。

第18条の2を次のように改める。

第18条の2 削除

第18条の3中「首席助役」を「副長」に改める。

第28条中「技術係員」を「技術担当」に、「工事係員」を「工事担当」に、「保線第一係員」を「東山線保線担当」に、「保線第二係員」を「名城線保線担当」に、「保線第三係員」を「鶴舞線保線担当」に、「保線第四係員」を「桜通線保線担当」に改める。

第33条中「技術係員、工事係員、保線第一係員、保線第二係員、保線第三係員及び保線第四係員」を「技術担当、工事担当、東山線保線担当、名城線保線担当、鶴舞線保線担当及び桜通線保線担当」に改める。

第49条中「施設係員」を「施設担当」に、「施設改良係員」を「施設改良担当」に、「設備第一係員」を「設備担当」に、「設備第二係員」を「設備改良担当」に改める。

第54条中「施設係員及び施設改良係員」を「施設担当及び施設改良担当」に改める。

第57条中「設備第一係員及び設備第二係員」を「設備担当及び設備改良担当」に改める。

第58条中「整備係長」を「課長補佐（整備）」に、「整備係員」を「整備担当」に、「管理係員」を「管理担当」に、「検車係員」を「検車担当」に改め、

「検車第一係長

検車主任 を削り、「検車第二係員」を「徳重検車担当」に、「修車
検車第一係員」

係員」を「修車担当」に改める。

第63条中「整備係長」を「課長補佐（整備）」に改める。

第64条中「整備係員は、整備係長」を「整備担当は、課長補佐（整備）」

に改める。

第68条中「管理係員」を「管理担当」に改める。

第69条中「、検車第一係長」を削る。

第70条中「、検車第一係長」を削り、「検車第二係にあつては」を「徳重検車担当にあつては」に改める。

第71条中「検車係員、検車第一係員及び検車第二係員」を「検車担当及び徳重検車担当」に改め、「、検車第一係長」を削り、「検車第二係員にあつては」を「徳重検車担当にあつては」に改める。

第74条中「修車係員」を「修車担当」に改める。

第75条中「変電係員」を「変電担当」に、「電路第一係員」を「東山線電路担当」に、「電路第二係員」を「名城線電路担当」に、「電路第三係員」を「鶴舞線電路担当」に、「電路第四係員」を「桜通線電路担当」に、「信号通信第一係員」を「東山線信号通信担当」に、「信号通信第二係員」を「名城線信号通信担当」に、「信号通信第三係員」を「鶴舞線信号通信担当」に、「信号通信第四係員」を「桜通線信号通信担当」に改める。

第80条中「変電係員」を「変電担当」に改める。

第86条中「電路第一係員、電路第二係員、電路第三係員及び電路第四係員」を「東山線電路担当、名城線電路担当、鶴舞線電路担当及び桜通線電路担当」に改める。

第89条中「信号通信第一係員、信号通信第二係員、信号通信第三係員及び信号通信第四係員」を「東山線信号通信担当、名城線信号通信担当、鶴舞線信号通信担当及び桜通線信号通信担当」に改める。

(交通局次長以下代決規程の一部改正)

第4条 交通局次長以下代決規程(昭和40年名古屋市交通局管理規程第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「参事」を「担当部長」に、「主幹」を「担当課長」に、「係長」を「課長補佐」に、「営業所副所長及び電気指令室長」を「所長補佐及び工場長補佐」に改める。

第3条第1項中「参事及び主幹」を「担当部長及び担当課長」に改め、同条第3項中「係長」を「課長補佐」に改める。

第5条第6項中「係長」を「課長補佐」に改める。

別表第1次長の欄第1号から第4号までの規定中「参事」を「担当部長」に改め、同表部長の欄第2号から第4号までの規定中「主幹」を「担当課長」に改め、同表主管部長の欄第1号中「係長」を「課長補佐」に改め、同表課長の欄第1号及び第4号中「係長及び主査」を「課長補佐」に改め、同表主管課長の欄第24号、第31号及び第35号中「主幹」を「担当課長」に改める。

別表第2第2号中「係長、首席助役及び主査」を「課長補佐」に改め、同表第5号中「係長、首席助役、主査」を「課長補佐」に改める。

別表第3中「係長」を「課長補佐」に改め、「（首席助役を除く。）」を削る。

（名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正）

第5条 名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「係内又は」を削る。

第11条第2項中「課の庶務を担当する係の長」を「庶務担当の課長補佐」に、「事務管理係長」を「課長補佐（事務管理）」に改める。

第15条中「課の庶務を担当する係」を「所管課」に改め、同条第2号中「課の庶務を担当する係の長」を「庶務担当の課長補佐」に改める。

第26条中「係の長」を「課長補佐」に改める。

別表第1行政文書分類表第3分類の欄中「係」を「交通局課長補佐等設置規程（令和6年名古屋市交通局管理規程第 号）に規定する課長補佐等の名称の括弧内に表示する担当業務」に改め、同表第4分類の欄中「係」を「課」に改める。

（名古屋市交通局局内誌発行規程の一部改正）

第6条 名古屋市交通局局内誌発行規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「広報係長」を「課長補佐（広報）」に、「主査」を「課長補佐（広報業務に関する総合調整）」に改める。

第5条第1項中「係長級」を「課長補佐級」に改める。

第6条中「庶務担当係長」を「庶務担当の課長補佐」に改める。

(高速度鉄道自主保安監査規程の一部改正)

第7条 高速度鉄道自主保安監査規程(平成9年名古屋市交通局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

監査機構

監査責任者	監査員	監査補助員	担当範囲
電車部長	駅務課長	駅務課 課長補佐(指導)	旅客業務
		駅務課 課長補佐(施設管理)	旅客施設
	電車運転 課長	電車運転課 課長補佐(計画)	運転取扱い
施設部長	工務課長	工務課 課長補佐(工務)	土木施設及び 軌道施設
	営繕課長 設備課長	営繕課 課長補佐(営繕) 設備課 課長補佐(設備)	建築施設
車両電気 部長	電車車両 課長	電車車両課 課長補佐(整備)	車両及び 車両検査修繕施設
	電気課長	電気課 課長補佐(計画)	電気施設

(名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程の一部改正)

第8条 名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程(昭和49年名古屋市交通

局管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、公所又は係」を「又は公所」に改め、同条第3項中「とし、駅務区に所属する首席助役の補職名は局、所属する駅務区及び所管する管区駅の名を冠した名称とし、運転区に所属する首席助役の補職名は局及び所属する運転区の名を冠した名称とし、副所長の補職名は局及び所属する公所の名を冠した名称とし、営業所に所属する首席助役の補職名は局及び所属する公所の名を冠した名称」を削り、同条第4項中「参事」を「担当部長」に、「主幹」を「担当課長」に、「主査の補職名」を「課長補佐又は主任及び職制においてこれらに準ずるものとして定められた職(前項に定める職を除く。)に補せられた職員の補職名」に、「主査の名称」を「職の名称」に改め、同条第5項中「理事」を「担当局長」に、「参事」を「担当部長」に、「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「課長補佐」に改める。

(職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部改正)

第9条 職務に専念する義務の免除基準に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2中 「

係	長	係

 を 「

課長補佐	担	当

 」

に改める。

(勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第10条 勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

様式第3中 「

係	長	係

 を 「

課長補佐	担	当

 」

に改める。

(自動車係員服務規程の一部改正)

第11条 自動車係員服務規程(平成17年名古屋市交通局管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

「副所長」を「副長」に、「整備係長」を「副長(整備)」に改める。

第2条第1号中「運転サービス係長」を「課長補佐（運転サービス）」に、「運転サービス係員」を「運転サービス担当」に、「指導係長」を「課長補佐（指導）」に、「指導係員」を「指導担当」に改め、「首席助役」を削り、同条第2号中「計画係長」を「課長補佐（計画）」に、「計画係員」を「計画担当」に、「車庫係長」を「課長補佐（車庫）」に、「車庫係員」を「車庫担当」に、「整備係員」を「整備担当」に改める。

第18条の見出しを「（課長補佐（運転サービス））」に改め、同条中「運転サービス係長」を「課長補佐（運転サービス）」に改める。

第19条の見出しを「（運転サービス担当）」に改め、同条中「運転サービス係員は、運転サービス係長」を「運転サービス担当は、課長補佐（運転サービス）」に改める。

第20条の見出しを「（課長補佐（指導））」に改め、同条中「指導係長」を「課長補佐（指導）」に改める。

第21条の見出しを「（指導担当）」に改め、同条中「指導係員は、指導係長」を「指導担当は、課長補佐（指導）」に改める。

第25条の2を次のように改める。

第25条の2 削除

第26条及び第27条中「又は首席助役」を削る。

第32条の見出しを「（課長補佐（計画））」に改め、同条中「計画係長」を「課長補佐（計画）」に改める。

第33条の見出しを「（計画担当）」に改め、同条中「計画係員は、計画係長」を「計画担当は、課長補佐（計画）」に改める。

第34条の見出しを「（課長補佐（車庫））」に改め、同条中「車庫係長」を「課長補佐（車庫）」に改める。

第35条の見出しを「（車庫担当）」に改め、同条中「車庫係員は、車庫係長」を「車庫担当は、課長補佐（車庫）」に改める。

第42条の見出しを「（整備担当）」に改め、同条中「整備係員」を「整備担当」に改める。

（高速電車係員サービス規程の一部改正）

第12条 高速電車係員サービス規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第41

号)の一部を次のように改正する。

「計画係長」を「課長補佐(計画)」に、「計画係員」を「計画担当」に、「指導係長」を「課長補佐(指導)」に、「指導係員」を「指導担当」に、「運転係長」を「課長補佐(運転)」に、「運転係員」を「運転担当」に改める。

目次中「首席助役(第39条の2・第39条の3)」及び「首席助役(第73条の2・第73条の3)」を「削除」に改める。

第2章第6節の2を次のように改める。

第6節の2 削除

第39条の2及び第39条の3 削除

第40条中「首席助役(首席助役の置かれていない場合には管区駅長)」を「管区駅長」に改める。

第2章第12節の2を次のように改める。

第12節の2 削除

第73条の2及び第73条の3 削除

第73条の4中「首席助役」を「副長」に改める。

(技術係員服務規程の一部改正)

第13条 技術係員服務規程(平成17年名古屋市交通局管理規程第29号)の一部を次のように改正する。

「技術係長」を「所長補佐(技術)」に、「工事係長」を「所長補佐(工事)」に、「保線第一係長」を「所長補佐(東山線保線)」に、「保線第二係長」を「所長補佐(名城線保線)」に、「保線第三係長」を「所長補佐(鶴舞線保線)」に、「保線第四係長」を「所長補佐(桜通線保線)」に、「技術係員」を「技術担当」に、「工事係員」を「工事担当」に、「施設係長」を「所長補佐(施設)」に、「施設係員」を「施設担当」に、「設備第一係長」を「所長補佐(設備)」に、「設備第一係員」を「設備担当」に、「設備第二係員」を「設備改良担当」に、「管理係長」を「工場長補佐(管理)」に、「検車係員」を「検車担当」に、「修車係長」を「工場長補佐(修車)」に、「修車係員」を「修車担当」に、「変電係長」を「所長補佐(変電)」に、「変電係員」を「変電担当」に、「電気指令室長」を「所長

補佐（電気指令）」に、「電路第一係長」を「所長補佐（東山線電路）」に、「電路第一係員」を「東山線電路担当」に、「信号通信第一係長」を「所長補佐（東山線信号通信）」に、「信号通信第一係員」を「東山線信号通信担当」に改める。

目次中「保線第一係員、保線第二係員、保線第三係員及び保線第四係員」を「東山線保線担当、名城線保線担当、鶴舞線保線担当及び桜通線保線担当」に、「施設改良係長」を「所長補佐（施設改良）」に、「施設改良係員」を「施設改良担当」に、「設備第二係長」を「所長補佐（設備改良）」に、「管理係員」を「管理担当」に、「検車係長、検車第一係長及び検車第二係長」を「工場長補佐（検車）及び工場長補佐（徳重検車）」に、「検車第一係員及び検車第二係員」を「及び徳重検車担当」に、「電路第二係長、電路第三係長及び電路第四係長」を「所長補佐（名城線電路）、所長補佐（鶴舞線電路）及び所長補佐（桜通線電路）」に、「電路第二係員、電路第三係員及び電路第四係員」を「名城線電路担当、鶴舞線電路担当及び桜通線電路担当」に、「信号通信第二係長、信号通信第三係長及び信号通信第四係長」を「所長補佐（名城線信号通信）、所長補佐（鶴舞線信号通信）及び所長補佐（桜通線信号通信）」に、「信号通信第二係員、信号通信第三係員及び信号通信第四係員」を「名城線信号通信担当、鶴舞線信号通信担当及び桜通線信号通信担当」に改める。

第3章第5節の節名中「保線第一係員、保線第二係員、保線第三係員及び保線第四係員」を「東山線保線担当、名城線保線担当、鶴舞線保線担当及び桜通線保線担当」に改める。

第55条中「保線第一係員、保線第二係員、保線第三係員及び保線第四係員」を「東山線保線担当、名城線保線担当、鶴舞線保線担当及び桜通線保線担当」に、「所属係長」を「所属所長補佐」に改める。

第56条、第57条及び第59条から第61条までの規定中「所属係長」を「所属所長補佐」に改める。

第5章第3節の節名中「施設改良係長」を「所長補佐（施設改良）」に改める。

第129条中「施設改良係長」を「所長補佐（施設改良）」に改める。

第138条中「所属係長」を「所属所長補佐」に改める。

第5章第5節の節名中「施設改良係員」を「施設改良担当」に改める。

第140条中「施設改良係員」を「施設改良担当」に、「所属係長」を「所属所長補佐」に改める。

第141条及び第143条から第145条までの規定中「所属係長」を「所属所長補佐」に改める。

第5章第6節の節名中「設備第二係長」を「所長補佐（設備改良）」に改める。

第146条中「設備第二係長」を「所長補佐（設備改良）」に改める。

第148条及び第150条中「所属係長」を「所属所長補佐」に改める。

第6章第5節の節名を次のように改める。

第5節 管理担当

第161条中「管理係員」を「管理担当」に改める。

第6章第6節の節名を次のように改める。

第6節 工場長補佐（検車）及び工場長補佐（徳重検車）

第162条中「検車係長、検車第一係長及び検車第二係長」を「工場長補佐（検車）及び工場長補佐（徳重検車）」に、「検車第二係長にあつては」を「工場長補佐（徳重検車）にあつては」に改める。

第163条中「所属係長」を「所属工場長補佐」に、「検車第二係」を「徳重検車担当」に改める。

第6章第8節の節名中「、検車第一係員及び検車第二係員」を「及び徳重検車担当」に改める。

第164条中「、検車第一係員及び検車第二係員」を「及び徳重検車担当」に、「所属係長」を「所属工場長補佐」に、「検車第二係員にあつては」を「徳重検車担当にあつては」に改める。

第165条中「及び検車第一係員」を削る。

第200条中「関係係長」を「関係所属」に改める。

第7章第9節の節名中「電路第二係長、電路第三係長及び電路第四係長」を「所長補佐（名城線電路）、所長補佐（鶴舞線電路）及び所長補佐（桜通線電路）」に改める。

第210条中「電路第二係長、電路第三係長及び電路第四係長」を「所長補佐（名城線電路）、所長補佐（鶴舞線電路）及び所長補佐（桜通線電路）」に、「電路第三係長にあつては」を「所長補佐（鶴舞線電路）にあつては」に改める。

第220条中「所属係長」を「所属所長補佐」に、「電路第三係」を「鶴舞線電路担当」に改める。

第7章第11節の節名中「電路第二係員、電路第三係員及び電路第四係員」を「名城線電路担当、鶴舞線電路担当及び桜通線電路担当」に改める。

第222条中「電路第二係員、電路第三係員及び電路第四係員」を「名城線電路担当、鶴舞線電路担当及び桜通線電路担当」に、「所属係長」を「所属所長補佐」に、「電路第三係員にあつては」を「鶴舞線電路担当にあつては」に改める。

第223条、第224条、第226条及び第228条中「所属係長」を「所属所長補佐」に改める。

第7章第12節の節名中「信号通信第二係長、信号通信第三係長及び信号通信第四係長」を「所長補佐（名城線信号通信）、所長補佐（鶴舞線信号通信）及び所長補佐（桜通線信号通信）」に改める。

第229条中「信号通信第二係長、信号通信第三係長及び信号通信第四係長」を「所長補佐（名城線信号通信）、所長補佐（鶴舞線信号通信）及び所長補佐（桜通線信号通信）」に改める。

第231条中「所属係長」を「所属所長補佐」に改める。

第7章第14節の節名中「信号通信第二係員、信号通信第三係員及び信号通信第四係員」を「名城線信号通信担当、鶴舞線信号通信担当及び桜通線信号通信担当」に改める。

第233条中「信号通信第二係員、信号通信第三係員及び信号通信第四係員」を「名城線信号通信担当、鶴舞線信号通信担当及び桜通線信号通信担当」に、「所属係長」を「所属所長補佐」に改める。

第234条、第235条、第237条及び第239条中「所属係長」を「所属所長補佐」に改める。

（交通局被服規程の一部改正）

第14条 交通局被服規程（昭和46年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)中「係長職」を「課長補佐職」に改める。

別表第2(2)備考第4項中「係長職」を「課長補佐職」に改め、同表備考第5項中「車庫係」を「車庫担当」に改め、同表備考第7項を次のように改める。

7 安全靴の貸与対象者については、技術本部長、担当部長（リニア関連工事等調整）、営業統括部担当課長（乗車券機器）、電車部担当課長（施設管理）、営業課課長補佐（乗車券機器）、駅務課課長補佐（バリアフリー等）、技術管理課・営業課事業推進担当（乗車券機器業務に従事する係員に限る。）・自動車施設課工事担当・自動車車両課・営業所整備担当・施設部（施設計画課は工事担当に限る。）・車両電気部の技術職員・運輸主事、別に定める業務に従事する人材育成課技術研修担当・駅務課（指導担当を除く。）・自動車運転課（停留所標識の保守管理業務に従事する職員に限る。）・自動車施設課施設担当・資産活用課・施設計画課（工事担当を除く。）の職員及び技術現場において安全靴を貸与されていない職員のうち現場作業に従事するため必要があると所属長が認める職員とする。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3

(1) 運輸制服関係

職 種 区 分	対 象 職 員
運輸制服1種	局長、次長、技術本部長、電車部長、自動車部長、運輸課長、駅務課長、電車運転課長、自動車運転課長、駅務課課長補佐（計画）、電車運転課課長補佐（計画）、電車運転課課長補佐（運転）、自動車運転課課長補佐（運転サービス）、駅務課課長補佐（指導）、自動車運転課（指導）、運輸課課長補佐（地下鉄運輸業務に関する総合調整）、自動車運転課課長補佐（接遇・安全対策）
運輸制服2種	運転指令室長、駅務区長、運転区長、営業所長、人材育成課課長補佐（電車研修）、人材育成課課長補佐（自動車研修）、管区駅長、副長、人材育成課の運輸主事、駅務課・電車運転課・運転指令室の運輸主事、管理課・路線計画課・自動車施設課・自動車運転課の運輸主事、駅務区・運転区・営業所の助役、駅務員、電車乗務員、自動車運転士

(2) 技術制服関係

職 種 区 分	対 象 職 員
技術制服1種	人材育成課技術研修担当・技術管理課・駅務課（指導担当を除く。）・自動車施設課・自動車車両課（車庫担当を除く。）・施設計画課・工務課・営繕課・設備課・電車車両課・電気課の職員のうち課長補佐職以上の職にある者、営業統括部担当課長（乗車券機器）、電車部担当課長（施設管理）、営業課課長補佐（乗車券機器）、別に定める業務に従事する資産活用課の職員のうち課長補佐職以上の職にある者

技術制服 2 種	軌道・施設・電気事務所（以下「事務所」という。）の長、藤が丘・名港・日進工場（以下「工場」という。）の長、電気事務所副所長、自動車車両課課長補佐（車庫）、営業所副長（整備）、事務所の所長補佐、工場の工場長補佐、課長補佐、人材育成課技術研修担当・技術管理課・営業課事業推進担当（乗車券機器業務に従事する係員に限る。）・駅務課（指導担当を除く。）・自動車施設課・自動車車両課（車庫担当を除く。）・施設計画課・工務課・営繕課・設備課・電車車両課・電気課の技術職員・運輸主事、別に定める業務に従事する資産活用課の職員、業務士（技術制服 3 種に定める職員を除く。）
技術制服 3 種	自動車車両課車庫担当・営業所整備担当・事務所・工場の技術職員、業務技師・業務士（電車車両清掃業務、営業所・電車工場の雑役業務に従事する職員に限る。）、別に定める業務に従事する自動車運転課運転サービス担当の職員
技術制服 4 種	メールカー乗務職員、公所の事務職員

(3) 監視員制服関係

職 種 区 分	対 象 職 員
監視員制服 1 種	違法駐停車等監視業務従事者

別表第4

(1) 周章貸与対象職員

局長、次長、技術本部長、電車部長、自動車部長、運輸課長、駅務課長、電車運転課長、運転指令室長、自動車運転課長、人材育成課課長補佐（電車研修）、人材育成課課長補佐（自動車研修）、駅務課課長補佐（計画）、電車運転課課長補佐（計画）、電車運転課課長補佐（運転）、運転指令室副長、自動車運転課課長補佐（運転サービス）、駅務課課長補佐（指導）、自動車運転課課長補佐（指導）、運輸課課長補佐（地下鉄運輸業務に関する総合調整）、自動車運転課課長補佐（接遇・安全対策）、人材育成課の運輸主事、駅務課・電車運転課・運転指令室の運輸主事、管理課・自動車施設課・自動車運転課の運輸主事、駅務区長、運転区長、営業所長、管区駅長、運転区副長、営業所副長、駅務区・運転区・営業所の助役、指導駅務員、地下鉄指導運転士、自動車兼任指導運転士、自動車指導運転士

(2) 外とう貸与対象職員

東山線駅務区の区長・管区駅長・助役・指導駅務員・駅務員、東山線運転区の区長・副長・助役・指導運転士・電車乗務員、鶴舞線運転区の区長・副長・助役・指導運転士・電車乗務員、営業所の所長・副長・助役、自動車運転課の運輸主事（別に定める業務に従事する職員に限る。）

(名古屋市交通局職員研修規程の一部改正)

第15条 名古屋市交通局職員研修規程（平成7年名古屋市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ウ中「係長昇任選考」を「課長補佐昇任選考」に改め、同号エ中「係長段階」を「課長補佐段階」に改める。

(名古屋市交通局職員懲戒規程の一部改正)

第16条 名古屋市交通局職員懲戒規程（平成17年名古屋市交通局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「係長」を「課長補佐」に改める。

(名古屋市交通局職員訓戒規程の一部改正)

第17条 名古屋市交通局職員訓戒規程（平成17年名古屋市交通局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「係長」を「課長補佐」に改める。

第4条第1項第2号ア中「係長級」を「課長補佐級」に改める。

(名古屋市交通局労働安全衛生管理規程の一部改正)

第18条 名古屋市交通局労働安全衛生管理規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

部	主任総括 安全衛生 管理者	事業場	総括 安全衛生 管理者	安全管理者	部安全衛生 管理者
電 車 部	電車部長	名古屋管区駅	駅務区長	管区駅長	運輸課 課長補佐 (管理)
		栄管区駅	駅務区長	管区駅長	
		金山管区駅	駅務区長	管区駅長	
		上前津管区駅	駅務区長	管区駅長	
		八事管区駅	駅務区長	管区駅長	

		今池管区駅	駅務区長	管区駅長	
		東山線運転区	区長	副長	
		名城線運転区	区長	副長	
		鶴舞線運転区	区長	副長	
		桜通線運転区	区長	副長	
自動車部	自動車部長	如意営業所	所長	副長	管理課 課長補佐 (管理)
		中川営業所	所長	副長	
		稲西営業所	所長	副長	
		鳴尾営業所	所長	副長	
		緑営業所	所長	副長	
		猪高営業所	所長	副長	
		御器所営業所	所長	副長	
施設部	施設部長	軌道事務所	所長	所長補佐 (技術)	施設計画課 課長補佐 (管理)
		施設事務所	所長	所長補佐 (施設)	
車両電気部	車両電気部長	藤が丘工場	工場長	工場長補佐 (管理)	電車車両課 課長補佐 (管理)
		名港工場	工場長	工場長補佐 (管理)	
		日進工場	工場長	工場長補佐 (管理)	
		電気事務所	所長	所長補佐 (変電)	

本 局 部	総務部長	本 局	労務課長	課長補佐 (安全衛生)	労務課 課長補佐 (安全衛生)
-------------	------	--------	------	----------------	-----------------------

備考 本局は、名古屋市交通局事務分掌規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第9号）第2条に定める課及び室とする。

（名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正）

第19条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第7を次のように改める。

別表第7 級別基準職務表

1 企業職給料表(1)

1 級	定型的な業務を行う職員の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
3 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
4 級	主任の職務
5 級	1 課長補佐、副長、管区駅長、工場長補佐、所長補佐の職務 2 副課長補佐の職務
6 級	1 課長代理の職務 2 総括課長補佐又はこれに相当するものとして別に指定する職の職務
7 級	課長（運転指令室長を含む。）又は課長に相当するものとして別に指定する職の職務
8 級	

部長、担当部長及び局付担当部長の職務

9 級

次長、本部長及び局付担当局長の職務

2 企業職給料表(3)

1 級

1 運輸主事、電車運輸主事、自動車運輸主事及び精算運輸主事（本表において「運輸職員」という。）で自動車の運転業務に従事する者のうち平成25年4月1日以降に採用される職員（本表において「3種運輸職員」という。）及び運輸職員で自動車の運転業務に従事する者を除く職員（本表において「2種運輸職員」という。）の職務

2 運輸技師、電車運輸技師、自動車運輸技師、工務運輸技師、電気運輸技師又は営繕運輸技師（本表において「技術職員」という。）の職務

2 級

1 運輸職員で自動車の運転業務に従事する者のうち3種運輸職員を除く職員（本表において「1種運輸職員」という。）の職務

2 相当高度の経験を必要とする業務に従事する2種運輸職員、3種運輸職員又は技術職員の職務

3 級

高度の経験を必要とする業務に従事する運輸職員又は技術職員の職務

4 級

技能主任の職務

5 級

技能長又は副課長補佐の職務

3 企業職給料表(4)

1 級

業務技師及び業務士の職務

別記様式第1号から別記様式第1号の3までの様式中

「

課長	係長
----	----

」を「

課長	課長補佐
----	------

」に改める。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程の一部改正)
 第20条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「総括係長」を「総括課長補佐」に改める。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)
 第21条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第15条の表中「係長」を「課長補佐」に改める。

第18条第2項中「係長段階」を「課長補佐段階」に、「係長昇任選考」を「課長補佐昇任選考」に改め、同条第3項中「係長若しくは」を「課長補佐若しくは」に、「副係長」を「副課長補佐」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1

企業 職 給 料 表 (1)	1 級	地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち、退職時においてその者の属する職務の級が1級であった職員
	2 級	1 1級の在級期間大学卒1年以上、短大卒3年以上、高校卒以下4年以上で勤務成績良好な職員 2 任用規則第6条第1項第4号に規定する職務経験者採用試験(以下単に「職務経験者採用試験」という。)により採用した職員 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が2級であった職員
	3 級	1 課長補佐昇任選考に合格し、勤務成績良好な職員 2 2級の在級期間8年以上で勤務成績良好な職員 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が3級であった職員

4 級	<p>1 課長補佐昇任選考合格後1年を経過し、勤務成績良好な職員</p> <p>2 3級の在級期間5年以上で年齢38歳（大学卒にあつては39歳）以上の職員（在職期間が大学卒17年以上、短大卒18年以上、高校卒以下20年以上である者に限る。）のうち別に定める選考に合格したもの</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が4級であつた職員又は副課長補佐の職にあつた職員</p>
5 級	<p>職務表1 5級の項第2号の副課長補佐の職務とは、次のとおりとする。</p> <p>年齢40歳以上で在職期間17年以上の者で別に定める選考に合格したもの又は課長補佐昇任選考に合格し、副課長補佐の職を命ぜられたもの</p>
6 級	<p>1 局全般の庶務又は予算その他これらに類する総括的業務に従事する課長補佐のうち特に局長が指定するもの</p> <p>2 課長補佐又はこれに相当する職の在職期間7年から9年まで又は年齢56歳以上の職員のうち別に定める選考に合格したもの</p>
7 級	<p>別に指定する職の職務とは、次のとおりとする。</p> <p>駅務区長、運転区長、営業所長、軌道事務所長、施設事務所長、工場長、電気事務所長、電気事務所副所長、担当課長及び局付担当課長</p>

企 業 職 給 料 表 (3)	1 級	定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が1級であった職員
	2 級	職務表3 2級の項第2号の相当高度の経験を必要とする業務を行う2種運輸職員、3種運輸職員又は技術職員の職務とは、次のとおりとする。 1 1級の実勤務期間8年以上で勤務成績良好な2種運輸職員又は技術職員 2 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が2級であった職員
	3 級	職務表3 3級の項の高度の経験を必要とする業務を行う運輸職員又は技術職員の職務とは、次のとおりとする。 1 課長補佐昇任選考に合格し、勤務成績良好な運輸職員又は技術職員 2 2級の実勤務期間10年以上で勤務成績良好な別に定める運輸職員又は技術職員 3 2級の実勤務期間12年以上で勤務成績良好な別に定める運輸職員又は技術職員 4 2級の実勤務期間14年以上で勤務成績良好な運輸職員（駅務業務に従事する者を除く。）又は技術職員 5 2級の実勤務期間19年以上で勤務成績良好な別に定める運輸職員 6 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が3級であった職員
	4 級	1 課長補佐昇任選考合格後1年を経過し、勤務成績良好な職員 2 3級の在級期間5年以上（1種運輸職員として採用された者にあつては10年以上）で年齢38歳以上の別に定める職員（在職期間が20年以上である者に限る。）のうち別に定める選考に合格したもの 3 3級の在級期間10年以上（1種運輸職員として採用さ

	<p>れた者にあつては15年以上)で年齢38歳以上の別に定める職員(在職期間が20年以上である者に限る。)のうち別に定める選考に合格したもの</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が4級であった職員</p>
5 級	<p>職務表3 5級の項の技能長の職務とは、次のとおりとする。</p> <p>4級の在級期間5年以上で年齢40歳以上の別に定める職員(在職期間が17年以上である者に限る。)のうち別に定める選考に合格し、技能長の職を命ぜられたもの</p> <p>職務表3 5級の項の副課長補佐の職務とは、次のとおりとする。</p> <p>年齢40歳以上で在職期間17年以上の者で別に定める選考に合格したもの又は課長補佐昇任選考に合格し、副課長補佐の職を命ぜられたもの</p>

(管理職手当支給規程の一部改正)

第22条 管理職手当支給規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1職の欄中「理事」を「担当局長」に、「参事」を「担当部長」に、「主幹」を「担当課長」に改める。

(名古屋市交通局特殊勤務手当支給規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第23条 名古屋市交通局特殊勤務手当支給規程の実施細目に関する規程(平成13年名古屋市交通局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第3条の表支給対象職員の欄を次のように改める。

支給対象職員	
1	工場の検車担当(日進工場の徳重検車担当を含む)及び修車担当の技術職員
2	営業所の整備担当の技術職員
3	自動車運転課運転サービス担

<p>当の技術職員</p> <p>4 1、2及び3に準じ特殊健康診断の対象となる業務に従事する職員</p>

(期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正)

第24条 期末手当及び奨励手当に関する規程(昭和39年名古屋市交通局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第2項第4号中「係長段階」を「課長補佐段階」に、「長期経験係長」を「長期経験課長補佐」に改め、同条第3項中「長期経験係長」を「長期経験課長補佐」に改める。

(名古屋市交通局会計規程の一部改正)

第25条 名古屋市交通局会計規程(昭和31年名古屋市交通局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第30条中「出納係長」を「課長補佐(出納)」に改める。

第32条第3項を次のように改める。

3 金銭収納員に事故があるときは、広報広聴課にあつては課長補佐(広報)、経営企画課にあつては課長補佐(企画)、乗客誘致推進課にあつては課長補佐(事業)、営業課にあつては課長補佐(営業)、資産活用課にあつては課長補佐(資産活用)、運輸課にあつては課長補佐(管理)、駅務課にあつては課長補佐(計画)、電車運転課にあつては課長補佐(計画)、自動車運転課にあつては課長補佐(指導)、営繕課にあつては課長補佐(営繕)、営業所にあつては副長がその職務を代行し、金銭収納員に事故がある場合においてこれらの者にも事故があるときは、金銭収納員があらかじめ局長の承認を得て指定する職員がその職務を代行する。

第76条中「契約係長」を「課長補佐(契約)」に改める。

様式第29号中

「

会 計 課			事 業 主 管 課		
課 長	係 長	係	課 長	係 長	係

を」

会 計 課			事 業 主 管 課		
課 長	課長補佐	担 当	課 長	課長補佐	担 当

改める。

様式第30号中 「

出納係長	出納係
------	-----

」 を 「

課長補佐	出納担当
------	------

」

に改める。

様式第34号、様式第34号の2及び様式第38号中

会計課長	出納係長	出納係		課長	係長	係	公所長	係長	係
------	------	-----	--	----	----	---	-----	----	---

を

会計課長	課長補佐	出納担当		課長	課長補佐	担当	公所長	課長補佐	担当
------	------	------	--	----	------	----	-----	------	----

に改める。

様式第39号中

会計課長	出納係長	出納係		課長	係長	係
------	------	-----	--	----	----	---

を

会計課長	課長補佐	出納担当		課長	課長補佐	担当
------	------	------	--	----	------	----

に

改める。

様式第41号及び様式第44号中

会計課長	出納係長	出納係		課長	係長	係	公所長	係長	係
------	------	-----	--	----	----	---	-----	----	---

を

会計課長	課長補佐	出納担当		課長	課長補佐	担当	公所長	課長補佐	担当
------	------	------	--	----	------	----	-----	------	----

に改める。

様式第53号、様式第54号、様式第55号及び様式第56号中

会 計 課			事 業 主 管 課			を
課 長	係 長	係	課 長	係 長	係	

会 計 課			事 業 主 管 課			に
課 長	課長補佐	担 当	課 長	課長補佐	担 当	

改める。

様式第58号中「係」を「担当」に改める。

(高速電車運転取扱規程の一部改正)

第26条 高速電車運転取扱規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「、首席助役（駅務区勤務）」を削り、同条第3号中「、首席助役（運転区勤務）」を削り、同条第4号中「技術係長、工事係長、保線第一係長、保線第二係長、保線第三係長、保線第四係長」を「所長補佐（技術）、所長補佐（工事）、所長補佐（東山線保線）、所長補佐（名城線保線）、所長補佐（鶴舞線保線）、所長補佐（桜通線保線）」に改め、同条第5号中「施設係長、施設改良係長、設備第一係長、設備第二係長」を「所長補佐（施設）、所長補佐（施設改良）、所長補佐（設備）、所長補佐（設備改良）」に改め、同条第6号中「検車係長、検車第一係長、検車第二係長、修車係長」を「工場長補佐（検車）、工場長補佐（徳重検車）、工場長補佐（修車）」に改め、同条第7号中「変電係長、電気指令室長、電路第一係長、電路第二係長、電路第三係長、電路第四係長」を「所長補佐（変電）、所長補佐（電気指令）、所長補佐（東山線電路）、所長補佐（名城線電路）、所長補佐（鶴舞線電路）、所長補佐（桜通線電路）」に、「信号通信第一係長、信号通信第二係長、信号通信第三係長、信号通信第四係長」を「所長補佐（東山線信号通信）、所長補佐（名城線信号通信）、所長補佐（鶴舞線信号通信）、所長補佐（桜通線信号通信）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市交通局会計規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程による改正後の名古屋市交通局会計規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

(勤務時間及び休暇に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

- 3 勤務時間及び休暇に関する規程の一部を改正する規程（平成19年名古屋市交通局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「係の長」を「課長補佐」に改める。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正)

- 4 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

附則別表第2を次のように改める。

附則別表第2

1 級	地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち、退職時においてその者の属する職務の級が1級であった職員
2 級	職務表3 2級の項第2号の相当高度の経験を必要とする業務を行う2種運輸職員、3種運輸職員又は技術職員の職務とは、次のとおりとする。 1 1級の実勤務期間5年以上で勤務成績良好な2種運輸職員、3種運輸職員又は技術職員 2 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が2級であった職員
3 級	職務表3 3級の項の高度の経験を必要とする業務を行う運輸職員又は技術職員の職務とは、次のとおりとする。

	<ol style="list-style-type: none"> 1 課長補佐昇任選考に合格し、勤務成績良好な運輸職員又は技術職員 2 平成23年4月1日において職務の級1級又は2級であるもののうち2級の実勤務期間10年以上で勤務成績良好な別に定める運輸職員又は技術職員 3 平成23年4月1日において職務の級1級又は2級であるもののうち2級の実勤務期間12年以上で勤務成績良好な別に定める運輸職員又は技術職員 4 2級の実勤務期間14年以上で勤務成績良好な運輸職員（駅務業務に従事する者を除く。）又は技術職員 5 2級の実勤務期間19年以上で勤務成績良好な別に定める運輸職員 6 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が3級であった職員
4 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 課長補佐昇任選考合格後1年を経過し、勤務成績良好な職員 2 3級の在級期間5年以上で年齢38歳以上の別に定める職員（在職期間が20年以上（1種運輸職員として採用された者にあつては19年以上）である者に限る。）のうち別に定める選考に合格したもの 3 3級の在級期間10年以上で年齢38歳以上の別に定める職員（在職期間が20年以上（1種運輸職員として採用された者にあつては19年以上）である者に限る。）のうち別に定める選考に合格したもの 4 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が4級であった職員
5 級	<p>職務表3 5級の項の技能長の職務とは、次のとおりとする。</p> <p>4級の在級期間8年以上で年齢40歳以上の別に定める職員（在職期間が17年以上である者に限る。）のうち別に定める選考に合格し、技能長の職を命ぜられたもの</p> <p>職務表3 5級の項の副課長補佐の職務とは、次のとおりとする。</p>

年齢40歳以上で在職期間17年以上の者で別に定める選考に合格したもの又は課長補佐昇任選考に合格し、副課長補佐の職を命ぜられたもの
--

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正)

- 5 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和5年名古屋市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「係長段階」を「課長補佐段階」に改める。

附則別表第3を次のように改める。

附則別表第3

1 級
1 定型的な業務を行う職員の職務
2 業務技師及び業務士の職務
2 級
相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
3 級
高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
4 級
主任の職務
5 級
1 課長補佐、副長、管区駅長、所長補佐及び工場長補佐の職務
2 高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任の職務又は別に指定する職の職務
6 級
総括課長補佐又はこれに相当するものとして別に指定する職の職務
7 級
課長（運転指令室長を含む。）又はこれに相当するものとして別に指定する職の職務
8 級
部長、担当部長及び局付担当部長の職務
9 級
次長、本部長及び局付担当局長の職務

名古屋市交通局管理規程第11号

名古屋市交通局事務分掌規程を次のように定める。

令和6年3月29日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

名古屋市交通局事務分掌規程

名古屋市交通局事務分掌規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、名古屋市交通局（以下「局」という。）の業務を運営するために必要な分課及び事務分掌を定めることを目的とする。

（分課）

第2条 局に次の本部、部、課、室及び公所を設ける。

営業本部

総務部

総務課

広報広聴課

人事課

労務課

安全監理部

安全監理課

人材育成課

企画財務部

経営企画課

デジタル推進課

財 務 課

会 計 課

技術管理課

営業統括部

乗客誘致推進課

營 業 課

資産活用課

電 車 部

運 輸 課

駅 務 課

電車運転課

運転指令室

自 動 車 部

管 理 課

路線計画課

自動車施設課

自動車運転課

自動車車両課

技術本部

施 設 部

施設計画課

工 務 課

營 繕 課

設 備 課

車両電気部

電車車両課

電 気 課

(公 所)

駅 務 区

運 転 区

営業所

軌道事務所

施設事務所

藤が丘工場

名港工場

日進工場

電気事務所

(分掌事務)

第3条 前条に掲げる課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

営業本部

総務部

総務課

- (1) 市会に関する事。
- (2) 秘書に関する事。
- (3) 渉外事項の処理に関する事。
- (4) 外客の案内接遇に関する事。
- (5) 職務乗車券の発行に関する事。
- (6) 乗用自動車の管理に関する事。
- (7) 防災及び危機管理の総括に関する事。
- (8) 諸規程類の制定、改廃、解釈及び例規の編さんに関する事。
- (9) 業務の改善及び能率増進に関する事。
- (10) 行政評価に係る企画及び総括に関する事。
- (11) 事務事業の監査に関する事。
- (12) 市会議案に関する事。
- (13) 契約書案その他の法規文書の審査に関する事。
- (14) 訴訟、調停等に関する事。
- (15) 公印の管守に関する事。
- (16) 文書の受発、集配、保存及び管理に関する事。
- (17) 情報公開の総括に関する事。
- (18) 組織及び事務分掌に関する事。

- (19) 部の収支予算の整理に関する事。
- (20) 部内の連絡調整に関する事。
- (21) 部の庶務に関する事。
- (22) 他部課室に属しない事。

広報広聴課

- (1) 広報事務の総括に関する事。
- (2) 局事業の紹介に関する事。
- (3) 図書刊行物及び電子媒体による広報に関する事。
- (4) 報道機関との連絡その他広報に関する事。
- (5) お客さまのご意見の調査及び総合調整に関する事。
- (6) テレホンセンターの管理運営に関する事。
- (7) その他広聴に関する事。

人事課

- (1) 職員の進退、賞罰、その他身分取扱い並びに表彰に関する事。
- (2) 職員の出張命令に関する事。
- (3) 職務乗車証及び身分証の発行に関する事。
- (4) 人事統計資料の整備に関する事。
- (5) 職員の定数管理に関する事。
- (6) 現業職員の募集に関する事。
- (7) その他人事に関する事。

労務課

- (1) 給与計算事務に関する事。
- (2) 給与統計資料の整備に関する事。
- (3) 名古屋市職員共済組合の事務の連絡に関する事。
- (4) 社会保険に関する事。
- (5) 交通局職員互助会に関する事。
- (6) 職員の福利、厚生に関する事。
- (7) 労働組合に関する事。
- (8) 職員の労働条件に関する事。
- (9) 労働事情の調査に関する事。

- (10) 労働統計の総括に関する事。
- (11) 事業の経営の基本計画に基づく業務の見直しに関する事。
- (12) その他職員の労務管理の連絡調整に関する事。
- (13) 職員及び施設の安全管理に関する事。
- (14) 職員の保健衛生に関する事。
- (15) 職員の公傷病に関する事。

安全監理部

安全監理課

- (1) 職員の倫理の保持に係る企画、指導及び連絡調整に関する事。
- (2) 職員の公正な職務の執行の確保の総括に関する事。
- (3) 事務及びサービスの監察に関する事。
- (4) その他コンプライアンスの推進に関する事。
- (5) 輸送の安全の確保に係る企画、指導、連絡調整、監査計画の策定、監査の実施、調査及び研究に関する事。
- (6) 部の収支予算の整理に関する事。
- (7) 部内の連絡調整に関する事。
- (8) 部の庶務に関する事。
- (9) 部内他課に属しない事。

人材育成課

- (1) 職員の教養、資質向上及び能力開発に関する事。
- (2) 職員の研修に関する事。
- (3) 研修所の管理運営に関する事。
- (4) 電車現業職員及び自動車現業職員の再教育及び追指導に関する事。
- (5) 電車現業職員及び自動車現業職員の養成に関する事。
- (6) 技術職員（電車現業職員及び自動車現業職員を除く。）の技術習得に関する事。
- (7) 前号に定める職員の安全管理教育に関する事。

企画財務部

経営企画課

- (1) 事業の経営の基本計画に関する事。

- (2) 重要な事業計画の総合調整に関すること。
- (3) 運賃、料金に関すること。
- (4) 業務の進行管理に関すること。
- (5) 交通網整備に関する各種協議機関との連絡に関すること。
- (6) 出資団体その他関係団体に関すること。
- (7) その他重要事項の企画及び総合調整に関すること。
- (8) 事業経営の資料収集、統計、調査及び分析に関すること。
- (9) 事業経営の改善に係る総合調整に関すること。
- (10) 都市交通の調査及び研究に関すること。
- (11) 部の収支予算の整理に関すること。
- (12) 部内の連絡調整に関すること。
- (13) 部の庶務に関すること。
- (14) 部内他課に属しないこと。

デジタル推進課

- (1) 事務の電算化の企画、指導及び連絡調整に関すること。
- (2) 電算処理システムの開発及び運用に関すること。
- (3) DXの推進に関すること。
- (4) 電子情報の保護及び管理の総括に関すること。

財 務 課

- (1) 予算の見積書及び附属書類の作成に関すること。
- (2) 予算の配当及び執行の審査に関すること。
- (3) 企業債に関すること。
- (4) 財政計画に関すること。
- (5) 資金計画及び資金調達に関すること。
- (6) 事業用資産の保険契約に関すること。
- (7) 固定資産台帳の管理に関すること。
- (8) 原価計算及び経営分析に関すること。
- (9) その他財務に関すること。

会 計 課

- (1) 現金、預金、有価証券及び担保証券の出納に関すること。

- (2) 資金の運用に関すること。
- (3) 出納取扱金融機関に関すること。
- (4) 支払準備金の総括に関すること。
- (5) 収支承認書の審査に関すること。
- (6) 金銭収支証拠書類の整理に関すること。
- (7) 委託された各種団体の会計に関すること。
- (8) 物件の買入れ等の契約に関すること。
- (9) 工事その他の請負の契約に関すること。
- (10) 物件の借入れの契約及びその他の契約に関すること。
- (11) 競争入札参加者の資格審査に関すること。
- (12) 物資の需給、管理の総合調整に関すること。
- (13) 契約の検査事務の総括及び収支手続に関すること。
- (14) 契約に伴う保証金及び違約金の収支手続に関すること。
- (15) その他会計に関すること。

技術管理課

- (1) 工事の検査（他部課室の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 工事の設計及び積算基準の総括に関すること。
- (3) 工事に係る技術的事項の総括管理及び指導に関すること。
- (4) 工事に係る技術的事項の調査及び研究に関すること。
- (5) 工事に係る技術的事項の情報化及び電子化に関すること。
- (6) 建設コストの管理及び縮減に関すること。
- (7) 建設副産物の対策に関すること。

営業統括部

乗客誘致推進課

- (1) 利用促進施策の企画及び総括に関すること。
- (2) 利用者増加戦略に関すること。
- (3) 利用促進のための刊行物に関すること。
- (4) 乗車券の販売促進に関すること。
- (5) マーケティングに関すること。
- (6) タイアップ企画乗車券等に関すること。

- (7) イベント及びキャンペーンの企画及び実施に関すること。
- (8) 企画商品等に関すること。
- (9) 市営交通資料センター及び市電・地下鉄保存館の管理運営に関すること。
- (10) その他乗客誘致に関すること。
- (11) 部の収支予算の整理に関すること。
- (12) 部内の連絡調整に関すること。
- (13) 部の庶務に関すること。
- (14) 部内他課に属しないこと。

営業課

- (1) 乗車券の発行事務の総括に関すること。
- (2) 乗車券の委託発行に関すること。
- (3) 利用案内のための刊行物に関すること。
- (4) 遺留品の取扱いに関すること。
- (5) 乗車料収入の審査及び調定に関すること。
- (6) 乗車人員及び乗車料収入データの収集及び管理に関すること。
- (7) ICカードシステムに関すること。
- (8) マナカ電子マネー事業及びこれに関連する事項に関すること。
- (9) 乗車券機器等の開発及び維持管理に関すること。

資産活用課

- (1) 局資産の総括に関すること。
- (2) 局資産の有効活用の企画及び実施に関すること。
- (3) 建物の維持管理（他部課室の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 土地の処分の企画に関すること。
- (5) 附帯事業（他部課室の主管に属するものを除く。）の企画及び実施に関すること。
- (6) 土地建物の取得（地上権の設定を含む。）及び借入れに関すること。
- (7) 土地建物の取得に伴う損失補償に関すること。
- (8) 土地建物の管理（他部課室の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (9) 土地建物の貸付け及び使用許可（他部課室の主管に属するものを除く。）に関すること。

- (10) 土地建物の処分（地上権の設定を含む。）に関する事。
- (11) 有料広告事業の企画及び実施に関する事。
- (12) 有料広告物の掲出審査に関する事。
- (13) 広告料金に関する事。
- (14) その他広告の取扱いに関する事。

電 車 部

運 輸 課

- (1) 部の経営計画の立案及び調整に関する事。
- (2) 部の現業部門の人事調整及び服務に関する事。
- (3) 部の現業部門の事務の総括に関する事。
- (4) その他部の現業部門に関する事（部内他課室の主管に属するものを除く。）。
- (5) 他の鉄道機関との運輸調整の総括に関する事。
- (6) 乗客の誘致及び宣伝に関する事。
- (7) 部の収支予算の整理に関する事。
- (8) 部内の連絡調整に関する事。
- (9) 部の庶務に関する事。
- (10) 部内他課室に属しない事。

駅 務 課

- (1) 駅業務の計画に関する事。
- (2) 駅の案内表示に関する事。
- (3) 料金及び乗車券機器等の使用方法の案内表示に関する事。
- (4) 駅務現業職員の業務指導に関する事。
- (5) 乗客の接遇に関する事。
- (6) 高速電車の営業事故の調査及び防止対策に関する事。
- (7) 高速電車の運輸統計に関する事。
- (8) 駅務区の事務の連絡調整に関する事。
- (9) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備計画及び維持管理に関する事。
- (10) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備に係る連絡調整

に關すること。

電車運転課

- (1) 高速電車の運行計画に關すること。
- (2) 高速電車の運転保安施設の計画に關すること。
- (3) 高速電車の運転及び營業事故の審査及び損害賠償に關すること。
- (4) 關係法規による申請、報告及び届出等に關すること。
- (5) 高速電車の運転取扱いに關すること。
- (6) 高速電車の運転業務計画に關すること。
- (7) 高速電車の臨時運行に關すること。
- (8) 運転現業職員の業務指導に關すること。
- (9) 高速電車の運転事故の調査及び防止対策に關すること。
- (10) 乗客の案内及び接遇に關すること。
- (11) 運転区の事務の連絡調整に關すること。

運転指令室

- (1) 高速電車の運転指令に關すること。
- (2) 列車の集中制御に關すること。
- (3) 高速電車の運行状況等の情報提供に關すること。
- (4) その他高速電車の運転整理に關すること。

自動車部

管理課

- (1) 部の経営計画の立案及び調整に關すること。
- (2) 部の現業部門の人事調整及び服務に關すること。
- (3) 部の現業部門の事務の総括に關すること。
- (4) その他部の現業部門に關すること（部内他課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 精算業務に關すること。
- (6) 乗車券の取扱いに關すること。
- (7) 貸切料金の設定、届出等に關すること。
- (8) 部の収支予算の整理に關すること。
- (9) 部内の連絡調整に關すること。

- (10) 部の庶務に関すること。
- (11) 部内他課に属しないこと。

路線計画課

- (1) 自動車路線の新設、変更及び廃止に関すること。
- (2) 自動車の運輸統計に関すること。
- (3) 自動車路線のダイヤの設定に関すること。
- (4) 自動車の運行状況の資料収集に関すること。

自動車施設課

- (1) 自動車事業施設の整備計画、建設改良及び維持管理に関すること。
- (2) 自動車停留所標識の整備に関すること。
- (3) 自動車事業用地（自動車事業に併用している高速度鉄道事業用地を含む。）の整備及び舗装に関すること。
- (4) 自動車事業施設の整備による道路の改修及び復旧に関すること。
- (5) 広告付き上屋に関すること。

自動車運転課

- (1) 乗客案内及び乗客の接遇に関すること。
- (2) 乗客の誘致及び宣伝に関すること。
- (3) 自動車の運転、配車及び保安に関すること。
- (4) 自動車乗務員の業務及び安全運転に係る指導に関すること。
- (5) 自動車の臨時運行に関すること。
- (6) 貸切自動車の運転及び配車並びに特殊取扱いに関すること。
- (7) 自動車の走行環境の改善の要望、調整及び対策に関すること。
- (8) 違法駐停車等の対策に関すること。
- (9) 自動車停留所標識の保守管理に関すること。
- (10) バス運行総合情報システムに関すること。
- (11) 自動車の運転事故の調査、審査及び損害賠償等に関すること。
- (12) 自動車の運転事故の統計及び防止対策に関すること。

自動車車両課

- (1) 自動車車両の新造及び改造計画に関すること。
- (2) 自動車車両の整備業務の企画調整に関すること。

- (3) 自動車車両の整備用資材の需給計画及び運用に関すること。
- (4) 自動車車両の車庫施設及び設備の新設、改造計画並びに維持管理計画に関すること。
- (5) 自動車の車両台帳に関すること。
- (6) 自動車損害賠償保障法による責任保険契約の締結に関すること。
- (7) 各種統計に関すること。
- (8) 自動車車両の保守業務の連絡調整に関すること。
- (9) 自動車車両の整備の実施計画に関すること。
- (10) 自動車車両の整備作業標準の決定に関すること。
- (11) 関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。
- (12) その他自動車車庫に関すること。

技術本部

施設部

施設計画課

- (1) 部の経営計画の立案及び調整に関すること。
- (2) 部の現業部門の人事調整及び服務に関すること。
- (3) 事業の基本計画に基づく高速度鉄道建設路線の総合計画及び総合調整に関すること。
- (4) 高速度鉄道に関する都市計画に必要な調査及び届出等に関すること。
- (5) 高速度鉄道建設に必要な調査及び資料の収集に関すること。
- (6) 高速度鉄道構築物と建築施設との接続に係る総合調整に関すること。
- (7) 鉄道事業法に基づく認定鉄道事業者制度に係る連絡調整に関すること。
- (8) 鉄道土木設計管理に関すること。
- (9) 駅のエレベーターの整備計画及び設置に係る土木工事施行に関すること。
- (10) 高速度鉄道構築物及び関連施設の土木工事施行に伴う損失補償に関すること。
- (11) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅施設整備に係る総合計画及び総合調整に関すること。
- (12) 躯体変更を伴う高速度鉄道構築物及び関連施設の改良計画及び施行に関すること。

- (13) 高速度鉄道構築物の耐震補強工事計画及び施行並びに施行に伴う渉外に関すること。
- (14) 関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。
- (15) 部の収支予算の整理に関すること。
- (16) 部内の連絡調整に関すること。
- (17) 部の庶務に関すること。
- (18) 部内他課に属しないこと。

工 務 課

- (1) 軌道用資材の需給計画に関すること。
- (2) 軌道の保線業務の計画に関すること。
- (3) 高速度鉄道構築物及び関連施設の維持管理（躯体変更を伴わない改良を含む。）に関すること。
- (4) 高速度鉄道構築物に接続又は接近する工事の審査に関すること。
- (5) 軌道の建設、改良計画及び施行に関すること。
- (6) 鉄道台帳に関すること。
- (7) 関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。
- (8) 軌道事務所の事務の連絡調整に関すること。

営 繕 課

- (1) 事業用施設（高速度鉄道事業に係るものを除く。）及び関連施設の建設、改良計画（他部課室の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (2) 高速度鉄道事業の建築施設及び関連施設の改良計画（他部課室の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (3) 建築施設及び関連施設の保守業務の総合調整に関すること。
- (4) 営繕用資材の需給計画に関すること。
- (5) 関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。
- (6) 施設事務所の事務の連絡調整に関すること。

設 備 課

- (1) 事業用施設（高速度鉄道事業に係るものを除く。）及び関連施設の付帯設備の建設、改良計画（他部課室の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。

- (2) 高速度鉄道事業の建築施設及び関連施設の付帯設備の改良計画（他部課室の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (3) 建築施設及び関連施設の付帯設備の保守業務の総合調整に関すること。
- (4) 施設の付帯設備の営繕用資材の需給計画に関すること。
- (5) 関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。

車両電気部

電車車両課

- (1) 部の経営計画の立案及び調整に関すること。
- (2) 部の現業部門の人事調整及び服務に関すること。
- (3) 高速電車車両の新造、改造計画に関すること。
- (4) 高速電車車両の保守業務の企画調整に関すること。
- (5) 高速電車車両の整備用資材の需給計画及び運用に関すること。
- (6) 高速電車の工場、車庫施設及び設備の新設、改造計画に関すること。
- (7) 高速電車車両の整備及び検修設備の維持管理計画に関すること。
- (8) 鉄道車両設計管理に関すること。
- (9) 高速電車の車両台帳に関すること。
- (10) 上飯田線に使用する電車車両の検査、修理及び保守、管理に関すること。
- (11) 関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。
- (12) 藤が丘工場、名港工場及び日進工場の事務の連絡調整に関すること。
- (13) 部の収支予算の整理に関すること。
- (14) 部内の連絡調整に関すること。
- (15) 部の庶務に関すること。
- (16) 部内他課に属しないこと。

電 気 課

- (1) 高速度鉄道事業に係る電線路及び電気設備（以下「電路設備」という。）、信号設備、通信設備並びに変電所の建設、改良計画及び施行に関すること。
- (2) 自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の建設、改良計画及び施行に関すること。
- (3) 高速度鉄道事業に係る電路設備、信号設備、通信設備及び変電所の総合

計画に関すること。

- (4) 電気用資材の需給計画に関すること。
- (5) 電力の需要計画に関すること。
- (6) 鉄道電気設計管理に関すること。
- (7) 関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。
- (8) 電気事務所の事務の連絡調整に関すること。

(特別又は緊急事務)

第4条 特別又は緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、事務を処理させることがある。

(次長、本部長、部長、課長、室長、課長補佐、副長、担当部長、担当課長、主任)

第5条 局に次長、本部に本部長、部に部長、課に課長及び課長補佐、室に室長、運転指令室に副長を置く。

- 2 本部に担当部長、部に担当課長を置くことができる。
- 3 特に必要があるときは、局に局付担当局長、局付担当部長、局付担当課長又は局付課長補佐を置くことができる。
- 4 特に必要があるときは、課に主任を置くことができる。

第5条の2 前条第2項に規定する担当部長を置く組織、その分担事項及び担当部長の数は、次表のとおりとする。

担当部長を置く組織	表示する分担事項	分担事項の細目	数
営業本部	経営改善	1 事業経営の改善に関すること。 2 DXの推進に関すること。	1
技術本部	リニア関連工事等調整	1 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅施設整備に係る調整に関すること。	1

第5条の3 第5条第2項に規定する担当課長を置く組織、その分担事項及び担当課長の数は、次表のとおりとする。

担当課長を	表示する分	分担事項の細目	数
-------	-------	---------	---

置く組織	担事項		
企画財務部	企画調整・ 外郭団体	1 出資団体その他関連団体に関する こと。 2 局長の指定するその他重要事項の 企画及び総合調整に関すること。	1
	経営改善	1 事業経営の資料収集、統計、調査 及び分析に関すること。 2 事業経営の改善に係る総合調整に 関すること。	8
営業統括部	利用者増加 戦略	1 利用者増加戦略施策に係る企画及 び調整に関すること。	1
	乗車券機器	1 局長の指定する乗車券機器等の開 発及び維持管理に関すること。	1
	資産管理等	1 局長の指定する建物の維持管理 (他部課室の主管に属するものを除 く。)に関すること。 2 局長の指定する土地建物の取得 (地上権の設定を含む。)及び借入 れに関すること。 3 局長の指定する土地建物の取得に 伴う損失補償に関すること。 4 土地建物の管理(他部課室の主管 に属するものを除く。)に関するこ と。 5 局長の指定する土地建物の貸付け 及び使用許可(他部課室の主管に属 するものを除く。)に関すること。 6 局長の指定する土地建物の処分 (地上権の設定を含む。)に関する	1

		こと。	
	広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 有料広告事業の企画及び実施に関すること。 2 有料広告物の掲出審査に関すること。 3 広告料金に関すること。 4 局長の指定するその他広告の取扱いに関すること。 	1
電車部	施設管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備計画及び維持管理に関すること。 2 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備に係る連絡調整に関すること。 	1
	運転管理	1 高速電車の運行の管理、運転士及び車掌の資質の保持その他の運転に関すること。	1
	運行計画調整	1 局長の指定する高速電車の運行計画に関すること。	1
施設部	鉄道土木設計管理	1 鉄道土木設計管理に関すること。	1
	リニア関連工事等調整	1 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅施設整備に係る総合計画及び総合調整に関すること。	1
	耐震対策等	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速度鉄道構築物の耐震補強工事施行に伴う渉外に関すること。 2 高速度鉄道構築物の耐震補強工事計画及び施行に関すること。 3 高速度鉄道構築物と建築施設との 	1

		接続に係る総合調整に関すること。	
車両電気部	鉄道車両設計管理	1 局長の指定する鉄道車両設計管理に関すること。	1
	鉄道電気設計管理	1 局長の指定する鉄道電気設計管理に関すること。	1

(担任意務)

第6条 次長、本部長、部長、課長、室長、課長補佐及び副長は、おののおの上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、前項の規定に定めるもののほか、局内重要事項について局長を補佐する。

3 第5条第2項の職員は、上司の命を受けて前2条に規定する担任意務を処理する。

4 第5条第3項の職員は、特に命ぜられた事務を行う。

5 第5条第4項の職員は、上司の命を受け、所管の事務を処理する。

(局長の代理)

第6条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第1項の規定により、局長の職務を代理する職員及びその順序は、次のとおりとする。

(1) 次長

(2) 営業本部長

(3) 技術本部長

(4) 総務部長

第7条から第12条まで 削除

(駅務区)

第13条 駅務区は、電車部に属し、高速電車の輸送に関し、次の事務をつかさどる。

(1) 乗客の輸送、案内及び誘致に関すること。

(2) 駅構内及び営業路線上の保安並びに警備に関すること。

(3) 乗車券の発行及び保管並びに乗車料金の収納及び保管に関すること。

(4) 駅構内における運転事故及びその他の事故の応急処理並びに防止対策に関すること。

- (5) 高速電車の信号に関すること。
- (6) 駅付属業務の管理に関すること。
- (7) 所属職員の服務指導に関すること。
- (8) 所属職員の労務管理に関すること。
- (9) 所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。
- (10) その他駅務に関すること。

(駅務区長、管区駅長、主任、助役)

第14条 駅務区に駅務区長、管区駅長、主任、助役その他必要な職員を置く。

第14条の2 駅務区の名称、駅務区に置く管区駅長並びに駅務区及び管区駅長の所掌する駅は、次のとおりとする。

駅務区	管区駅長	駅名
東山線 駅務区	名古屋管区駅担当	八田、中村公園、中村日赤、本陣、亀島、名古屋、新栄町、千種、覚王山、東山公園、一社、上社、本郷
名城線北部 駅務区	栄管区駅担当	東別院、矢場町、栄、名城公園、黒川、志賀本通、茶屋ヶ坂、自由ヶ丘
名城線南部 駅務区	金山管区駅担当	金山、本山、名古屋大学、八事日赤、総合リハビリセンター、妙音通、堀田、熱田神宮伝馬町、熱田神宮西、西高蔵、日比野、六番町、東海通、港区役所、築地口
鶴舞線 駅務区	上前津管区駅担当	上小田井、庄内通、浅間町、伏見、大須観音、上前津、鶴舞、荒畑
	八事管区駅担当	川名、いりなか、八事、塩釜口、植田、原、平針
桜通線 駅務区	今池管区駅担当	国際センター、久屋大通、高岳、車道、今池、吹上、御器所、瑞穂区役所、瑞穂運動場西、桜本町、鶴里、鳴子北、相生山、神沢

(担任事務)

第15条 駅務区長及び管区駅長は、上司の命を受け、駅務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主任及び助役は、上司の命を受け、所管の事務を処理する。

(担任事務の特例)

第15条の2 駅務区長は、所掌事務に関し、各関係部課室長の指示に従わなければならない。

(駅務区長の代理)

第16条 駅務区長に事故があるときは、所属管区駅長のうち、駅務区長の定める者がその職務を代理する。

(運転区)

第17条 運転区は、電車部に属し、高速電車の運転に関し、次の事務をつかさどるほか、高速電車の輸送に関し、第13条各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 乗客の輸送、案内及び誘致に関すること。
- (2) 所属乗務員の運転指導に関すること。
- (3) 高速電車の運転事故の応急処理に関すること。
- (4) 遺留品の車内取扱に関すること。
- (5) 所属職員のサービス指導に関すること。
- (6) 所属職員の労務管理に関すること。
- (7) 所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。
- (8) その他運転に関すること。

2 運転区の名称並びに運転区が所掌する路線及び駅は、次のとおりとする。

名 称	路 線	駅 名
東山線運転区	第1号線	高畑、岩塚、池下、星ヶ丘、藤が丘
名城線運転区	第2号線	名古屋城、平安通、大曾根、ナゴヤ
	第4号線	ドーム前矢田、砂田橋、瑞穂運動場
	上飯田線	東、新瑞橋、名古屋港、上飯田

鶴舞線運転区	第3号線	庄内緑地公園、浄心、丸の内、赤池
桜通線運転区	第6号線	太閤通、桜山、野並、徳重

(運転区長、副長、主任、助役)

第18条 運転区に運転区長、副長、主任、助役その他必要な職員を置く。

(担当事務)

第19条 運転区長及び副長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主任及び助役は、上司の命を受け、所管の事務を処理する。

(担当事務の特例)

第19条の2 運転区長は、所掌事務に関し、各関係部課室長の指示に従わなければならない。

(運転区長の代理)

第20条 運転区長に事故があるときは、所属副長のうち、運転区長が定める者がその職務を代理する。

(営業所)

第21条 営業所は、自動車部に属し、自動車の運輸に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 乗客の輸送、案内及び誘致に関すること。
- (2) 所属乗務員の運転指導に関すること。
- (3) 乗車券の発行及び保管並びに乗車料金の収納及び保管に関すること。
- (4) 所管運転系統内の運転調整に関すること。
- (5) 自動車の運転事故の応急処理に関すること。
- (6) 車内遺留品に関すること。
- (7) 所属する車両の保守管理に関すること。
- (8) 所属する車両による運転障害の応急処理に関すること。
- (9) 所属職員の服務指導に関すること。
- (10) 所属職員の労務管理に関すること。
- (11) 所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。
- (12) その他運輸に関すること。

2 営業所の名称は、次のとおりとする。

如 意営業所
中 川営業所
稲 西営業所
鳴 尾営業所
緑 営業所
猪 高営業所
御器所営業所

(所長、副長、主任、助役)

第 2 2 条 営業所に所長、副長、主任、助役その他必要な職員を置く。

(担当事務)

第 2 3 条 所長及び副長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主任及び助役は、上司の命を受け、所管の事務を処理する。

(担当事務の特例)

第 2 4 条 所長は、所掌事務に関し、各関係部課長の指示に従わなければならない。

(所長の代理)

第 2 5 条 所長に事故があるときは、所属副長のうち、所長が定める者がその職務を代理する。

第 2 6 条から第 3 6 条まで 削除

(軌道事務所)

第 3 7 条 軌道事務所は、施設部に属し、高速度鉄道軌道等に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 高速度鉄道軌道及び構築物の検査、検測に関すること。
- (2) 高速度鉄道軌道及び構築物関係の資材備品等の管理に関すること。
- (3) 高速度鉄道軌道及び構築物関係の障害対策及び総合調整に関すること。
- (4) 作業用自動車の管理に関すること。
- (5) 安全管理に関すること。
- (6) 各種統計に関すること。
- (7) 高速度鉄道軌道及びその付帯設備並びに高速度鉄道構築物の改修計画及

び施行に関すること。

- (8) 高速度鉄道事業用地（自動車部自動車施設課の主管に属するものを除く。）の整備に関すること。
- (9) その他土木工事（他部課室公所の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 高速度鉄道軌道及びその付帯設備の保修計画及び施行に関すること。
- (11) 高速度鉄道軌道及びその付帯設備の保守、管理に関すること。
- (12) 高速度鉄道構築物の保修計画及び施行に関すること。
- (13) 高速度鉄道関係の資材備品等の管理に関すること。
- (14) 所属職員の服務指導に関すること。
- (15) 所属職員の労務管理に関すること。
- (16) 所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。

第38条 削除

（所長、所長補佐、主任）

第39条 軌道事務所に所長、所長補佐及び主任その他必要な職員を置く。

（担当事務）

第40条 所長及び所長補佐は、おのおの上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主任は、所長補佐の命を受け、所管事務を処理する。

（担当事務の特例）

第41条 所長は、所掌事務に関し、各関係部課長の指示に従わなければならない。

（所長の代理）

第42条 所長に事故があるときは、所属所長補佐のうち、所長の定める者が、その職務を代理する。

第43条から第48条まで 削除

（施設事務所）

第49条 施設事務所は、施設部に属し、建築施設等に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 建築施設及び関連施設の改良、保修計画及び施行に関すること。

- (2) 建築施設及び関連施設の保守、管理に関すること。
- (3) 建築施設及び関連施設の付帯設備の改良、保修計画及び施行に関すること。
- (4) 建築施設及び関連施設の付帯設備の保守、管理に関すること。
- (5) 営繕用資材備品等の管理に関すること。
- (6) 作業用自動車の管理に関すること。
- (7) 所属職員の服務指導に関すること。
- (8) 所属職員の労務管理に関すること。
- (9) 所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。

第50条 削除

(所長、所長補佐、主任)

第51条 施設事務所に所長、所長補佐及び主任その他必要な職員を置く。

(担当事務)

第52条 所長及び所長補佐は、おのおの上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主任は、所長補佐の命を受け、所管の事務を処理する。

(担当事務の特例)

第53条 所長は、所掌事務に関し、各関係部課長の指示に従わなければならない。

(所長の代理)

第54条 所長に事故があるときは、所属所長補佐のうち、所長の定める者がその職務を代理する。

(藤が丘工場)

第55条 藤が丘工場は、車両電気部に属し、第1号線に使用する高速電車車両に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 工場の安全管理に関すること。
- (2) 各種統計に関すること。
- (3) 工場内の取締に関すること。
- (4) 車両の整備計画に関すること。
- (5) 車両の整備用資材備品等の管理に関すること。

- (6) 作業用自動車の管理に関する事。
- (7) 車両の検査、修理、保守及び管理に関する事。
- (8) 車両の入換作業及び清掃に関する事。
- (9) 車両による運転障害の応急処理に関する事。
- (10) 所属職員の服務指導に関する事。
- (11) 所属職員の労務管理に関する事。
- (12) 所属職員の人事及び公傷病手続に関する事。

第56条 削除

(名港工場)

第57条 名港工場は、車両電気部に属し、第2号線及び第4号線に使用する高速電車車両に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 工場の安全管理に関する事。
- (2) 各種統計に関する事。
- (3) 工場内の取締に関する事。
- (4) 車両の整備計画に関する事。
- (5) 車両の整備用資材備品等の管理に関する事。
- (6) 作業用自動車の管理に関する事。
- (7) 車両の検査、修理、保守及び管理に関する事。
- (8) 車両の入換作業及び清掃に関する事。
- (9) 車両による運転障害の応急処理に関する事。
- (10) 所属職員の服務指導に関する事。
- (11) 所属職員の労務管理に関する事。
- (12) 所属職員の人事及び公傷病手続に関する事。

第58条 削除

(日進工場)

第59条 日進工場は、車両電気部に属し、第3号線及び第6号線に使用する高速電車車両に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 工場の安全管理に関する事。
- (2) 各種統計に関する事。
- (3) 工場内の取締に関する事。

- (4) 車両の整備計画に関すること。
- (5) 車両の整備用資材備品等の管理に関すること。
- (6) 作業用自動車の管理に関すること。
- (7) 車両の検査、修理、保守及び管理に関すること。
- (8) 車両の入換作業及び清掃に関すること。
- (9) 車両による運転障害の応急処理に関すること。
- (10) 所属職員の服務指導に関すること。
- (11) 所属職員の労務管理に関すること。
- (12) 所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。

第60条 削除

(工場長、工場長補佐、主任)

第61条 藤が丘工場、名港工場及び日進工場にそれぞれ工場長、工場長補佐、主任その他必要な職員を置く。

(担当事務)

第62条 工場長及び工場長補佐は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主任は、工場長補佐の命を受け、所管の事務を処理する。

(担当事務の特例)

第62条の2 工場長は、所掌事務に関し、各関係部課長の指示に従わなければならない。

(工場長の代理)

第63条 工場長に事故があるときは、所属工場長補佐のうち、工場長の定める者がその職務を代理する。

(電気事務所)

第64条 電気事務所は、車両電気部に属し、電路設備、信号設備及び通信設備等に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 高速度鉄道事業に係る電路設備、信号設備、通信設備及び変電所の保修計画、保守、管理並びに建設、改良及び保修工事の施行に関すること。
- (2) 高速度鉄道事業に係る電路設備、信号設備、通信設備及び変電所関係の資材備品等の管理に関すること。

- (3) 高速度鉄道事業に係る電力指令に関すること。
- (4) 変電所の受電及び配電に関すること。
- (5) 高速度鉄道事業に係る変電所設備、電路設備、信号設備及び通信設備の障害対策、総合調整及び各種統計に関すること。
- (6) 自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の保修計画、保守、管理並びに建設、改良及び保修工事の施行に関すること。
- (7) 自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の保守、管理に関すること。
- (8) 自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の建設、改良及び保修工事の施行に関すること。
- (9) 自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備関係の資材備品等の管理に関すること。
- (10) その他関連する電路設備、信号設備、通信設備及び変電所の保守、管理に関すること。
- (11) 作業用自動車の管理に関すること。
- (12) 所属職員の服務指導に関すること。
- (13) 所属職員の労務管理に関すること。
- (14) 所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。

第65条 削除

(所長、副所長、所長補佐、主任)

第66条 電気事務所に所長、副所長、所長補佐及び主任その他必要な職員を置く。

(担当事務)

第67条 所長、副所長及び所長補佐は、おのおの上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主任は、所長補佐の命を受け、所管の事務を処理する。

(担当事務の特例)

第68条 所長は、所掌事務に関し、各関係部課長の指示に従わなければならない。

第68条の2 副所長は、所掌事務に関し、所長及び各関係部課長の指示に従わなければならない。

(所長の代理)

第69条 所長に事故があるときは副所長、所長及び副所長ともに事故があるときは、所属所長補佐のうち、所長の定める者がその職務を代理する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第12号

名古屋市交通局課長補佐等設置規程を次のように定める。

令和6年3月29日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

名古屋市交通局課長補佐等設置規程

(課長補佐等の設置)

第1条 名古屋市交通局事務分掌規程（令和6年名古屋市交通局管理規程第11号。以下「規程」という。）第2条に規定する課に次の組織を置く。

営業本部

総務部

総務課

課長補佐（庶務）

課長補佐（防災危機管理）

課長補佐（事務管理）

広報広聴課

課長補佐（広報）

課長補佐（広報業務に関する総合調整）

課長補佐（お客さまご意見）

人事課

課長補佐（人事）

課長補佐（定員管理）

課長補佐（人材確保等）

労務課

課長補佐（給与）

課長補佐（労務）

課長補佐（労働事情調査）

課長補佐（安全衛生）

課長補佐（健康管理）

安全監理部

安全監理課

課長補佐（監理）

課長補佐（安全対策推進）

課長補佐（安全対策推進）

課長補佐（安全対策推進）

課長補佐（安全対策推進）

課長補佐（安全対策推進）

課長補佐（安全対策推進）

人材育成課

課長補佐（研修企画）

課長補佐（電車研修）

課長補佐（自動車研修）

課長補佐（技術研修）

企画財務部

経営企画課

課長補佐（企画）

課長補佐（運賃制度等）

課長補佐（企画調整・外郭団体）

課長補佐（交通関連情報調査）

課長補佐（調査）

課長補佐（経営改善）

課長補佐（経営改善）

課長補佐（経営改善）

課長補佐（経営改善）

課長補佐（経営改善）

課長補佐（経営改善）

課長補佐（経営改善）

課長補佐（経営改善）

デジタル推進課

課長補佐（情報管理）

課長補佐（D X推進）

財 務 課

課長補佐（予算）

課長補佐（決算）

課長補佐（資金・財政計画）

会 計 課

課長補佐（出納）

課長補佐（契約）

技術管理課

課長補佐（土木・建築）

課長補佐（電気・設備）

課長補佐（技術管理の総合調整）

営業統括部

乗客誘致推進課

課長補佐（企画）

課長補佐（事業）

課長補佐（利用者増加戦略）

営 業 課

課長補佐（営業）

課長補佐（審査統計）

課長補佐（事業推進）

課長補佐（I Cカードシステム）

課長補佐（乗車券機器）

課長補佐（乗車券販売の利便性向上）

資産活用課

課長補佐（資産活用）

課長補佐（事業開発）
課長補佐（資産管理）
課長補佐（不動産管理に係る企画調整）
課長補佐（広告）
課長補佐（媒体開発）

電 車 部

運 輸 課

課長補佐（管理）
課長補佐（現業）
課長補佐（地下鉄運輸業務に関する総合調整）

駅 務 課

課長補佐（計画）
課長補佐（指導）
課長補佐（施設管理）
課長補佐（バリアフリー等）

電車運転課

課長補佐（計画）
課長補佐（運転）

運転指令室

副長

自 動 車 部

管 理 課

課長補佐（管理）
課長補佐（現業）
課長補佐（自動車運輸業務に関する総合調整）

路線計画課

課長補佐（路線計画）
課長補佐（運行計画）

自動車施設課

課長補佐（施設）

課長補佐（工事）

自動車運転課

課長補佐（運転サービス）

課長補佐（指導）

課長補佐（接遇・安全対策）

自動車車両課

課長補佐（計画）

課長補佐（車庫）

技術本部

施設部

施設計画課

課長補佐（管理）

課長補佐（計画）

課長補佐（工事）

課長補佐（リニア関連工事等調整）

工務課

課長補佐（工務）

課長補佐（軌道）

営繕課

課長補佐（営繕）

課長補佐（営繕改良）

設備課

課長補佐（設備）

課長補佐（設備改良）

車両電気部

電車車両課

課長補佐（管理）

課長補佐（計画）

課長補佐（整備）

課長補佐（車両検査周期延伸）

電 気 課

課長補佐（計画）

課長補佐（電力）

課長補佐（信号通信）

第2条 規程第14条の2に規定する駅務区に次の組織を置く。

東山線駅務区

名古屋管区駅長

名古屋管区駅長

名古屋管区駅長

名古屋管区駅長

名城線北部駅務区

栄管区駅長

栄管区駅長

栄管区駅長

名城線南部駅務区

金山管区駅長

金山管区駅長

金山管区駅長

鶴舞線駅務区

上前津管区駅長

上前津管区駅長

八事管区駅長

八事管区駅長

桜通線駅務区

今池管区駅長

今池管区駅長

今池管区駅長

第3条 規程第17条第2項に規定する運転区に次の組織を置く。

東山線運転区

副長

副長

副長

副長

名城線運転区

副長

副長

副長

副長

鶴舞線運転区

副長

副長

副長

桜通線運転区

副長

副長

副長

第4条 規程第21条第2項に規定する営業所に次の組織を置く。

如意営業所

副長

副長

副長（整備）

中川営業所

副長

副長

副長（整備）

稲西営業所

副長

副長

副長（整備）

鳴尾営業所

副長
副長
副長（整備）

緑営業所

副長
副長
副長（整備）

猪高営業所

副長
副長
副長（整備）

御器所営業所

副長
副長
副長（整備）

第5条 規程第37条に規定する軌道事務所に次の組織を置く。

軌道事務所

所長補佐（技術）
所長補佐（工事）
所長補佐（東山線保線）
所長補佐（名城線保線）
所長補佐（鶴舞線保線）
所長補佐（桜通線保線）

第6条 規程第49条に規定する施設事務所に次の組織を置く。

施設事務所

所長補佐（施設）
所長補佐（施設改良）
所長補佐（設備）
所長補佐（設備改良）

第7条 規程第55条に規定する藤が丘工場に次の組織を置く。

藤が丘工場

工場長補佐（管理）

工場長補佐（検車）

工場長補佐（修車）

第 8 条 規程第 5 7 条に規定する名港工場に次の組織を置く。

名港工場

工場長補佐（管理）

工場長補佐（検車）

工場長補佐（修車）

第 9 条 規程第 5 9 条に規定する日進工場に次の組織を置く。

日進工場

工場長補佐（管理）

工場長補佐（検車）

工場長補佐（徳重検車）

工場長補佐（修車）

第 1 0 条 規程第 6 4 条に規定する電気事務所に次の組織を置く。

電気事務所

所長補佐（変電）

所長補佐（電気指令）

所長補佐（東山線電路）

所長補佐（名城線電路）

所長補佐（鶴舞線電路）

所長補佐（桜通線電路）

所長補佐（東山線信号通信）

所長補佐（名城線信号通信）

所長補佐（鶴舞線信号通信）

所長補佐（桜通線信号通信）

（庶務及び経理の担当）

第 1 1 条 規程第 2 条に規定する課又は公所における庶務及び経理に関する事務は、当該所属の長が特に指定する場合を除き、当該所属について前各条に

規定する課長補佐等のうち所属名の次に掲げる課長補佐等が担当するものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第13号

職務に専念する義務の免除基準に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

(職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部改正)

第1条 職務に専念する義務の免除基準に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「専念義務免除承認簿(別記様式第1)、専念義務免除承認申請書(別記様式第2)若しくは別に定める承認簿に必要な事項を記載し、又は別に定める方法」を「別に定める方法又は別に定める特段の事情がある場合に限って専念義務免除承認簿(別記様式第1)、専念義務免除承認申請書(別記様式第2)若しくは別に定める承認簿に必要な事項を記載すること」に改め、同条第2項第1号中「専念義務免除承認簿、専念義務免除承認申請書若しくは別に定める承認簿を提出し、又は別に定める方法による」を「前項に規定する方法による」に改める。

(勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正)

第2条 勤務時間及び休暇に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考を同表備考第2項とし、同表に備考第1項として次の1項を加える。

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる

(勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第3条 勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第1条の5中「振替命令簿(別記様式第1)若しくは別に定める命令簿又は別に定める方法」を「別に定める方法又は別に定める特段の事情がある場

合に限って振替命令簿（別記様式第1）若しくは別に定める命令簿」に改める。

第3条第3項中「休日勤務免除簿（別記様式第1の2）若しくは別に定める承認簿を作成し、又は別に定める手続きをする」を「別に定める手続き又は別に定める特段の事情がある場合に限って休日勤務免除簿（別記様式第1の2）若しくは別に定める承認簿の作成を行う」に改める。

第4条第2項中「代日休暇簿（別記様式第2）、休暇請求書（別記様式第3）若しくは別に定める承認簿又は別に定める方法」を「別に定める方法又は別に定める特段の事情がある場合に限って代日休暇簿（別記様式第2）、休暇請求書（別記様式第3）若しくは別に定める承認簿」に改める。

第5条第5項中「年次休暇簿（別記様式第4又は別記様式第4の2）、休暇請求書若しくは休暇等承認簿（別記様式第5又は別記様式第5の2）又は別に定める方法」を「別に定める方法又は別に定める特段の事情がある場合に限って年次休暇簿（別記様式第4又は別記様式第4の2）、休暇請求書若しくは休暇等承認簿（別記様式第5又は別記様式第5の2）」に改め、同条第8項中「休暇等整理簿（別記様式第6）又は別に定める方法」を「別に定める方法又は別に定める特段の事情がある場合に限って休暇等整理簿（別記様式第6）」に改める。

第5条の3を第5条の4とし、第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 規程第15条第2項に規定する「別に定める日数」は、規程第15条第1項に規定する日数とする。

第6条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「特別休暇簿（別記様式第7又は別記様式第7の2）、休暇請求書若しくは別に定める承認簿又は別に定める方法」を「別に定める方法又は別に定める特段の事情がある場合に限って特別休暇簿（別記様式第7又は別記様式第7の2）、休暇請求書若しくは別に定める承認簿」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 規程第16条第3号に規定する特別休暇は時間単位で受けることができ

るものとし、時間単位で受ける場合にあっては、1日をもって当該職員の1日あたりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。）とする。この場合における特別休暇を受けることができる期間は、1回につき勤務を免除される期間の始まりから48時間以内とする。

第6条の7第1項中「無給休暇簿（別記様式第9又は別記様式第10）又は別に定める方法」を「別に定める方法又は別に定める特段の事情がある場合に限り無給休暇簿（別記様式第9又は別記様式第10）」に改める。

様式第7備考第1項中「妊障」を「健康サポート1」に、「生理」を「健康サポート2」に改め、同様式備考第3項中「第16条第4号」を「第16条第1号、第4号及び第6号」に改め、同様式備考第4項中「抹消後の戸籍謄本及び職員との関係を示す戸籍抄本」を「死亡診断書の写し、戸籍等抄本、会葬礼状又はこれに準ずるもの」に改める。

（出勤簿処理規程の一部改正）

第4条 出勤簿処理規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第16号アを次のように改める。

ア 妊娠障害 サ1

第7条第1項第16号ウを次のように改める。

ウ 生理 サ2

第9条中「庶務事務システムにより出勤簿の処理を行う職員の出勤簿の処理」を「職員の出勤簿の処理については、別に定める特段の事情がある場合を除き庶務事務システムにより行うものとし、当該処理」に改める。

（交通局被服規程の一部改正）

第5条 交通局被服規程（昭和46年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)中「ワンタッチ式」を「結びネクタイ型」に改める。

別表第2(2)備考第4項中「職にある者」の次に「及び業務技師・業務士」を加え、同表備考第5項中「所属する職員」の次に「並びに電気事務所の雑役業務に従事する職員」を加え、同表備考第7項中「営業課課長補佐（乗車

券機器)」の次に「、駅務課課長補佐（施設管理）」を加え、「自動車施設課工事担当」の次に「・自動車運転課（バス運行総合情報システムの保守管理業務に従事する職員に限る。）」を加え、「（施設計画課は工事担当に限る。）」及び「・施設計画課（工事担当を除く。）」を削る。

別表第3(1)運輸制服1種の項中「技術本部長」の次に「、安全監理部長」を加え、同表運輸制服2種の項中「運転指令室長」を「人材育成課長、運転指令室長」に改める。

別表第3(2)技術制服1種の項中「従事する」の次に「営業統括部担当課長・」を加え、同表技術制服2種の項中「軌道」を「人材育成課長、軌道」に改め、「自動車施設課」の次に「・自動車運転課」を、「資産活用課の職員」の次に「、業務技師・」を加え、同表技術制服3種の項中「電車工場」の次に「・電気事務所」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

2 この規程による改正前の交通局被服規程の定めるところにより貸与されているネクタイについては、施行日以後においても着用することができるものとし、貸与期間は、なお従前の例による。

(名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程等の一部を改正する規程の一部改正)

3 名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程等の一部を改正する規程（令和5年名古屋市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「であり、かつ、名古屋市交通局労働安全衛生管理規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第3号）第31条に規定する健康診断の結果が良好」を削る。

名古屋市交通局管理規程第14号

会計年度任用職員就業規程（令和2年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第4条中「であり、かつ、名古屋市交通局労働安全衛生管理規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第3号。以下「安全衛生規程」という。）第31条に規定する健康診断の結果が良好」を削る。

第24条中「及び期末手当」を「、期末手当及び奨励手当」に改める。

第31条第1項第1号中「一会計年度内」の次に「（6月に支給する場合においては、当該年度の前年度の12月2日から3月31日までの期間を含む。次条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（奨励手当）

第31条の2 奨励手当は、次のいずれにも該当しない者に限り支給するものとする。

(1) 一会計年度内における任期（期末手当及び奨励手当に関する規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第12号）第11条第1項に掲げる職員として在職した期間を含む。）が6月未満である者

(2) 第5条に規定する1週間平均の勤務時間が15時間30分未満である者

2 会計年度任用職員に支給する奨励手当に関しては、前項に定めるもののほか、給与規程第36条、第37条の2及び第37条の3に定める方法に準じ決定する。

第32条第1項中「期末手当」の次に「及び第31条の2に規定する奨励手当」を加える。

第35条中「期末手当」の次に「及び第31条の2に規定する奨励手当」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 第31条に規定する期末手当及び第31条の2に規定する奨励手当の支給日は、給与規程第37条に規定する常勤職員の例による。

附則第3項を次のように改める。

(経過措置)

- 3 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における第23条に規定する給料（以下「給料」という。）の額については、庶務事務職員及び業務補助員を除き、第23条及び別表第1にかかわらず、これらの規定により定められる額に、給料及びこれに対する地域手当に、1,000分の1,025を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。ただし、第24条に規定する手当（第28条に規定する休日勤務手当及び夜勤手当並びに第29条に規定する超過勤務手当を除く。）の額の算定の基礎となる給料の額は、第23条及び別表第1により定められる額とする。

別表第1部分休業等対応員、整理員、監視員及び電車清掃業務監督員の項中「100円」を「1円」に改め、同表保健指導員の項中「47号給」を「48号給」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間における会計年度任用職員就業規程附則第3項の規定の適用を受ける職員の奨励手当の支給において名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号）第36条を準用する場合は、奨励手当基礎額に乗じる割合を10,000分の5,125とする。

名古屋市交通局管理規程第15号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正)

第1条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第9項中「100円」を「1円」に改める。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「第1号ア」を「第1号」に改める。

第3条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「勤労所得」を「給与所得」に改め、「108,330円」の次に「相当」を加える。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正)

第4条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

附則第7項の表中

「

34	211,400	204,000
35	211,400	204,600
36	211,400	205,200
37	213,200	206,800
38	214,000	206,800
39	216,100	206,800

を

」

「

34	212,300	204,600
35	213,200	206,000
36	214,000	207,500
37	214,700	208,200
38	215,400	208,200
39	216,100	208,200

に改める。

」

別表第6及び別表第6の2を次のように改める。

別表第6 昇格時号給対応表

1 企業職給料表(1)

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	3	1	1	5	2	2	1	1
2	3	1	1	5	2	3	2	2
3	3	1	1	5	2	4	3	3
4	3	1	1	5	2	5	4	4
5	3	1	1	5	2	6	5	5
6	3	1	2	6	2	7	6	6
7	3	1	3	7	2	8	7	7
8	3	1	4	8	2	9	8	8
9	3	1	5	9	2	10	9	9
10	4	1	6	10	2	11	10	10
11	5	1	7	11	2	12	11	11
12	6	1	8	12	2	13	12	12
13	7	1	9	13	2	14	13	13
14	8	1	10	14	3	15	14	14
15	9	1	11	15	4	16	15	15
16	10	1	12	16	5	17	16	16
17	11	1	13	17	6	18	17	17
18	12	1	14	18	7	19	17	18
19	13	1	15	19	8	20	18	19
20	14	1	16	20	9	21	18	20
21	15	1	17	21	10	22	19	21
22	16	1	18	22	11	23	19	22
23	17	1	19	23	12	24	20	23
24	18	1	20	24	13	25	20	24
25	19	1	21	25	14	26	21	25
26	20	1	22	26	15	27	21	26
27	21	1	23	27	16	28	21	27
28	22	1	24	28	17	29	22	28
29	23	1	25	29	18	30	22	29
30	24	2	26	30	19	31	22	29
31	25	3	27	31	20	32	23	30
32	26	4	28	32	21	33	23	30
33	27	5	29	33	22	34	23	31
34	28	6	30	34	23	35	24	31
35	29	7	31	35	24	36	24	32
36	30	8	32	36	25	37	24	32
37	31	9	33	37	26	38	25	33
38	32	10	34	38	27	39	25	33
39	33	11	35	39	28	40	25	34
40	34	12	36	40	29	41	26	34
41	35	13	37	41	30	42	26	35
42	36	14	38	42	31	43	26	35
43	37	15	39	43	32	44	27	36
44	38	16	40	44	33	45	27	36

45	39	17	41	45	34	46	27	37
46	39	18	42	46	35	47	28	37
47	40	19	43	47	36	48	28	37
48	40	20	44	48	37	49	28	38
49	41	21	45	49	38	50	29	38
50	41	22	46	50	39	51	29	38
51	42	23	47	51	40	52	29	39
52	42	24	48	52	41	53	29	39
53	43	25	49	53	42	54	30	39
54	43	26	50	54	43	55	30	40
55	44	27	51	55	44	56	30	40
56	44	28	52	56	45	57	30	40
57	45	29	53	57	46	58	31	41
58	45	30	54	58	47	59	31	41
59	46	31	55	59	48	60	31	42
60	46	32	56	60	49	61	31	42
61	47	33	57	61	50	62	32	43
62	47	34	58	62	50	63	32	
63	48	35	59	63	51	64	32	
64	48	36	60	64	51	65	32	
65	49	37	61	65	52	66	33	
66	49	37	62	66	52	67	33	
67	50	38	63	67	53	68	33	
68	50	38	64	68	53	69	34	
69	51	39	65	69	54	70	34	
70	51	39	66	70	54	71	34	
71	52	40	67	71	55	72	35	
72	52	40	68	72	55	73	35	
73	53	41	69	73	56	74	35	
74	53	41	70	73	56	75	36	
75	54	42	71	74	57	76	36	
76	54	42	72	74	57	77	36	
77	55	43	73	75	58	78	37	
78	55	43	74	75	58	79	37	
79	56	44	75	76	59	80	37	
80	56	44	76	76	59	81	38	
81	57	45	77	77	60	82	38	
82	57	45	78	78	60	83		
83	58	46	79	79	61	84		
84	58	46	80	80	61	85		
85	59	47	81	81	62	86		
86	59	47	82	82	62	87		
87	59	48	83	83	63	88		
88	60	48	84	84	63	89		
89	60	49	85	85	64	90		
90	60	49	86	86	64			
91	61	49	87	87	65			

92	61	50	88	88	65
93	61	50	89	89	66
94	62	50	90	90	67
95	62	51	91	91	68
96	62	51	92	92	69
97	63	51	93	93	70
98		52	94	94	71
99		52	95	95	72
100		52	96	96	73
101		53	97	97	74
102		53	98	98	75
103		53	99	99	76
104		53	100	100	77
105		54	101	101	78
106		54	102	101	79
107		54	103	102	80
108		54	104	102	81
109		55	105	103	82
110		55	106	103	83
111		55	107	104	84
112		55	108	104	85
113		56	109	105	86
114		56	110	106	87
115		56	111	107	88
116		56	112	108	89
117		57	113	109	90
118		57	114	110	91
119		57	115	111	92
120		57	116	112	93
121		57	117	113	94
122		58	117	114	95
123		58	118	115	96
124		58	118	116	97
125		58	119	117	98
126		58	119	118	99
127		59	120	119	100
128		59	120	120	101
129		59	121	121	102
130		59	122	122	103
131		59	123	123	104
132		59	124	124	105
133		59	124	125	106
134		59	125	125	
135		59	126	126	
136		59	127	126	
137		60	128	127	
138		60	129	127	

139		60	130	128			
140		60	131	128			
141		60	132	129			
142		61	133	130			
143		61	134	131			
144		61	135	132			
145		61	136	133			
146			137	133			
147			138	133			
148			139	133			
149			140	133			
150				133			
151				133			
152				133			
153				133			
154				133			
155				133			
156				133			
157				133			

3 企業職給料表(3)

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	2
2	1	1	1	3
3	1	1	1	4
4	1	1	1	5
5	1	1	1	6
6	1	1	1	7
7	1	1	1	8
8	1	1	1	9
9	1	1	1	10
10	1	1	1	11
11	1	1	1	12
12	1	1	1	13
13	1	1	1	14
14	1	1	1	15
15	1	1	1	16
16	1	1	1	17
17	1	1	1	18
18	1	1	1	19
19	1	1	1	20
20	1	1	1	21
21	1	1	1	22
22	2	2	1	23
23	3	3	1	24
24	4	4	1	25
25	5	5	1	26
26	6	6	1	26
27	7	7	1	27
28	8	8	1	27
29	9	9	1	28
30	10	10	1	28
31	11	11	1	29
32	12	12	1	29
33	13	13	1	30
34	14	14	1	30
35	15	15	1	31
36	16	16	1	31
37	17	17	1	32
38	18	18	2	32
39	19	19	3	33
40	20	20	4	33
41	21	21	5	34
42	22	22	6	35
43	23	23	7	36
44	24	24	8	37

4 5	2 5	2 5	9	3 8
4 6	2 6	2 6	1 0	3 8
4 7	2 7	2 7	1 1	3 9
4 8	2 8	2 8	1 2	3 9
4 9	2 9	2 9	1 3	4 0
5 0	3 0	3 0	1 4	4 0
5 1	3 1	3 1	1 5	4 1
5 2	3 2	3 2	1 6	4 1
5 3	3 3	3 3	1 7	4 2
5 4	3 3	3 4	1 8	4 2
5 5	3 4	3 5	1 9	4 3
5 6	3 4	3 6	2 0	4 3
5 7	3 5	3 7	2 1	4 4
5 8	3 5	3 8	2 1	4 4
5 9	3 6	3 9	2 2	4 5
6 0	3 6	4 0	2 2	4 5
6 1	3 7	4 1	2 3	4 6
6 2	3 8	4 2	2 3	4 6
6 3	3 9	4 3	2 4	4 7
6 4	4 0	4 4	2 4	4 7
6 5	4 1	4 5	2 5	4 8
6 6	4 2	4 6	2 6	4 8
6 7	4 3	4 7	2 7	4 9
6 8	4 4	4 8	2 8	4 9
6 9	4 5	4 9	2 9	5 0
7 0	4 6	5 0	2 9	5 0
7 1	4 7	5 1	3 0	5 1
7 2	4 8	5 2	3 0	5 1
7 3	4 9	5 3	3 1	5 2
7 4	5 0	5 4	3 1	5 2
7 5	5 1	5 5	3 2	5 3
7 6	5 2	5 6	3 2	5 3
7 7	5 3	5 7	3 3	5 4
7 8	5 4	5 8	3 3	5 4
7 9	5 5	5 9	3 4	5 5
8 0	5 6	6 0	3 4	5 5
8 1	5 7	6 1	3 5	5 6
8 2	5 8	6 2	3 5	5 6
8 3	5 9	6 3	3 6	5 7
8 4	6 0	6 4	3 6	5 7
8 5	6 1	6 5	3 7	5 8
8 6	6 2	6 6	3 8	5 8
8 7	6 3	6 7	3 9	5 9
8 8	6 4	6 8	4 0	5 9
8 9	6 5	6 9	4 1	6 0
9 0	6 6	7 0	4 1	6 0
9 1	6 7	7 1	4 2	6 1

92	68	72	42	61
93	69	73	43	62
94	70	74	43	63
95	71	75	44	64
96	72	76	44	65
97	73	77	45	66
98	74	77	45	67
99	75	78	45	68
100	76	78	46	69
101	77	79	46	70
102	78	79	46	71
103	79	80	47	72
104	80	80	47	73
105	81	81	47	74
106	81	82	48	74
107	81	83	48	75
108	82	84	48	75
109	82	85	49	76
110	82	85	49	76
111	83	86	49	77
112	83	86	50	77
113	83	87	50	78
114	84	87	50	79
115	84	88	51	80
116	84	88	51	81
117	85	89	51	82
118	85	89	52	83
119	85	90	52	84
120	86	90	52	85
121	86	91	53	86
122	86	91	53	87
123	87	92	54	88
124		92	54	89
125		93	55	90
126		94	55	90
127		95	56	91
128		96	56	91
129		97	57	92
130		97	57	92
131		98	57	93
132		98	58	93
133		99	58	94
134		99	58	95
135		100	59	96
136		100	59	97
137		101	59	98
138		102	60	

139		103	60	
140		104	60	
141		105	61	
142		105	61	
143		106	62	
144		106	62	
145		107	63	
146		107	63	
147		108	64	
148		108	64	
149		109	65	
150		110	65	
151		111	66	
152		112	66	
153		113	67	
154			67	
155			68	
156			68	
157			69	

備考 職務の級2級の最高号給を含む上位17号給から職務の級3級に昇格する場合に決定される号給は、別に定める者を除き、この表の昇格後の号給欄に定める号給より1号給下位の号給とする。

別表第6の2 降格時号給対応表

1 企業職給料表(1)

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	29	5	5	13	1	1	1
2	9	30	6	5	13	1	2	2
3	9	31	7	5	14	2	3	3
4	10	32	8	5	15	3	4	4
5	11	33	9	5	16	4	5	5
6	12	34	10	6	17	5	6	6
7	13	35	11	7	18	6	7	7
8	14	36	12	8	19	7	8	8
9	15	37	13	9	20	8	9	9
10	16	38	14	10	21	9	10	10
11	17	39	15	11	22	10	11	11
12	18	40	16	12	23	11	12	12
13	19	41	17	13	24	12	13	13
14	20	42	18	14	25	13	14	14
15	21	43	19	15	26	14	15	15
16	22	44	20	16	27	15	16	16
17	23	45	21	17	28	16	18	17
18	24	46	22	18	29	17	20	18
19	25	47	23	19	30	18	22	19
20	26	48	24	20	31	19	24	20
21	27	49	25	21	32	20	27	21
22	28	50	26	22	33	21	30	22
23	29	51	27	23	34	22	33	23
24	30	52	28	24	35	23	36	24
25	31	53	29	25	36	24	39	25
26	32	54	30	26	37	25	42	26
27	33	55	31	27	38	26	45	27
28	34	56	32	28	39	27	48	28
29	35	57	33	29	40	28	52	30
30	36	58	34	30	41	29	56	32
31	37	59	35	31	42	30	60	34
32	38	60	36	32	43	31	64	36
33	39	61	37	33	44	32	67	38
34	40	62	38	34	45	33	70	40
35	41	63	39	35	46	34	73	42
36	42	64	40	36	47	35	76	44
37	43	66	41	37	48	36	79	47
38	44	68	42	38	49	37	81	50
39	46	70	43	39	50	38	81	53
40	48	72	44	40	51	39	81	56
41	50	74	45	41	52	40	81	58
42	52	76	46	42	53	41	81	60
43	54	78	47	43	54	42	81	61
44	56	80	48	44	55	43	81	61

45	58	82	49	45	56	44	81	61
46	60	84	50	46	57	45	81	61
47	62	86	51	47	58	46	81	61
48	64	88	52	48	59	47	81	61
49	66	91	53	49	60	48	81	61
50	68	94	54	50	62	49	81	61
51	70	97	55	51	64	50	81	61
52	72	100	56	52	66	51	81	61
53	74	104	57	53	68	52	81	61
54	76	108	58	54	70	53	81	61
55	78	112	59	55	72	54	81	61
56	80	116	60	56	74	55	81	61
57	82	121	61	57	76	56	81	61
58	84	126	62	58	78	57	81	61
59	87	136	63	59	80	58	81	61
60	90	141	64	60	82	59	81	61
61	93	145	65	61	84	60	81	61
62	96	145	66	62	86	61		
63	97	145	67	63	88	62		
64	97	145	68	64	90	63		
65	97	145	69	65	92	64		
66	97	145	70	66	93	65		
67	97	145	71	67	94	66		
68	97	145	72	68	95	67		
69	97	145	73	69	96	68		
70	97	145	74	70	97	69		
71	97	145	75	71	98	70		
72	97	145	76	72	99	71		
73	97	145	77	74	100	72		
74	97	145	78	76	101	73		
75	97	145	79	78	102	74		
76	97	145	80	80	103	75		
77	97	145	81	81	104	76		
78	97	145	82	82	105	77		
79	97	145	83	83	106	78		
80	97	145	84	84	107	79		
81	97	145	85	85	108	80		
82	97	145	86	86	109	81		
83	97	145	87	87	110	82		
84	97	145	88	88	111	83		
85	97	145	89	89	112	84		
86	97	145	90	90	113	85		
87	97	145	91	91	114	86		
88	97	145	92	92	115	87		
89	97	145	93	93	116	88		
90	97	145	94	94	117	89		
91	97	145	95	95	118	89		

92	97	145	96	96	119	89
93	97	145	97	97	120	89
94	97	145	98	98	121	89
95	97	145	99	99	122	89
96	97	145	100	100	123	89
97	97	145	101	101	124	89
98	97	145	102	102	125	
99	97	145	103	103	126	
100	97	145	104	104	127	
101	97	145	105	106	128	
102	97	145	106	108	129	
103	97	145	107	110	130	
104	97	145	108	112	131	
105	97	145	109	113	132	
106	97	145	110	114	133	
107	97	145	111	115	133	
108	97	145	112	116	133	
109	97	145	113	117	133	
110	97	145	114	118	133	
111	97	145	115	119	133	
112	97	145	116	120	133	
113	97	145	117	121	133	
114	97	145	118	122		
115	97	145	119	123		
116	97	145	120	124		
117	97	145	122	125		
118	97	145	124	126		
119	97	145	126	127		
120	97	145	128	128		
121	97	145	129	129		
122	97	145	130	130		
123	97	145	131	131		
124	97	145	133	132		
125	97	145	134	134		
126	97	145	135	136		
127	97	145	136	138		
128	97	145	137	140		
129	97	145	138	141		
130	97	145	139	142		
131	97	145	140	143		
132	97	145	141	144		
133	97	145	142	145		
134	97	145	143			
135	97	145	144			
136	97	145	145			
137	97	145	146			
138	97	145	147			

139	97	145	148					
140	97	145	149					
141	97	145	149					
142	97	145	149					
143	97	145	149					
144	97	145	149					
145	97	145	149					
146		145	149					
147		145	149					
148		145	149					
149		145	149					
150			149					
151			149					
152			149					
153			149					
154			149					
155			149					
156			149					
157			149					

2 企業職給料表(3)

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	2 1	2 1	3 7	1
2	2 2	2 2	3 8	1
3	2 3	2 3	3 9	2
4	2 4	2 4	4 0	3
5	2 5	2 5	4 1	4
6	2 6	2 6	4 2	5
7	2 7	2 7	4 3	6
8	2 8	2 8	4 4	7
9	2 9	2 9	4 5	8
1 0	3 0	3 0	4 6	9
1 1	3 1	3 1	4 7	1 0
1 2	3 2	3 2	4 8	1 1
1 3	3 3	3 3	4 9	1 2
1 4	3 4	3 4	5 0	1 3
1 5	3 5	3 5	5 1	1 4
1 6	3 6	3 6	5 2	1 5
1 7	3 7	3 7	5 3	1 6
1 8	3 8	3 8	5 4	1 7
1 9	3 9	3 9	5 5	1 8
2 0	4 0	4 0	5 6	1 9
2 1	4 1	4 1	5 8	2 0
2 2	4 2	4 2	6 0	2 1
2 3	4 3	4 3	6 2	2 2
2 4	4 4	4 4	6 4	2 3
2 5	4 5	4 5	6 5	2 4
2 6	4 6	4 6	6 6	2 6
2 7	4 7	4 7	6 7	2 8
2 8	4 8	4 8	6 8	3 0
2 9	4 9	4 9	7 0	3 2
3 0	5 0	5 0	7 2	3 4
3 1	5 1	5 1	7 4	3 6
3 2	5 2	5 2	7 6	3 8
3 3	5 4	5 3	7 8	4 0
3 4	5 6	5 4	8 0	4 1
3 5	5 8	5 5	8 2	4 2
3 6	6 0	5 6	8 4	4 3
3 7	6 1	5 7	8 5	4 4
3 8	6 2	5 8	8 6	4 6
3 9	6 3	5 9	8 7	4 8
4 0	6 4	6 0	8 8	5 0
4 1	6 5	6 1	9 0	5 2
4 2	6 6	6 2	9 2	5 4
4 3	6 7	6 3	9 4	5 6
4 4	6 8	6 4	9 6	5 8

45	69	65	99	60
46	70	66	102	62
47	71	67	105	64
48	72	68	108	66
49	73	69	111	68
50	74	70	114	70
51	75	71	117	72
52	76	72	120	74
53	77	73	122	76
54	78	74	124	78
55	79	75	126	80
56	80	76	128	82
57	81	77	131	84
58	82	78	134	86
59	83	79	137	88
60	84	80	140	90
61	85	81	142	92
62	86	82	144	93
63	87	83	146	94
64	88	84	148	95
65	89	85	150	96
66	90	86	152	97
67	91	87	154	98
68	92	88	156	99
69	93	89	157	100
70	94	90	157	101
71	95	91	157	102
72	96	92	157	103
73	97	93	157	104
74	98	94	157	106
75	99	95	157	108
76	100	96	157	110
77	101	98	157	112
78	102	100	157	113
79	103	102	157	114
80	104	104	157	115
81	107	105	157	116
82	110	106	157	117
83	113	107	157	118
84	116	108	157	119
85	119	110	157	120
86	122	112	157	121
87	123	114	157	122
88	123	116	157	123
89	123	118	157	124
90	123	120	157	126
91	123	122	157	128

92	123	124	157	130
93	123	125	157	132
94	123	126	157	133
95	123	127	157	134
96	123	128	157	135
97	123	130	157	136
98	123	132	157	137
99	123	134	157	137
100	123	136	157	137
101	123	137	157	137
102	123	138	157	137
103	123	139	157	137
104	123	140	157	137
105	123	142	157	137
106	123	144	157	137
107	123	146	157	137
108	123	148	157	137
109	123	149	157	137
110	123	150	157	137
111	123	151	157	137
112	123	152	157	137
113	123	153	157	137
114	123	153	157	137
115	123	153	157	137
116	123	153	157	137
117	123	153	157	137
118	123	153	157	137
119	123	153	157	137
120	123	153	157	137
121	123	153	157	137
122	123	153	157	137
123	123	153	157	137
124	123	153	157	137
125	123	153	157	137
126	123	153	157	
127	123	153	157	
128	123	153	157	
129	123	153	157	
130	123	153	157	
131	123	153	157	
132	123	153	157	
133	123	153	157	
134	123	153	157	
135	123	153	157	
136	123	153	157	
137	123	153	157	
138	123	153		

1 3 9	1 2 3	1 5 3		
1 4 0	1 2 3	1 5 3		
1 4 1	1 2 3	1 5 3		
1 4 2	1 2 3	1 5 3		
1 4 3	1 2 3	1 5 3		
1 4 4	1 2 3	1 5 3		
1 4 5	1 2 3	1 5 3		
1 4 6	1 2 3	1 5 3		
1 4 7	1 2 3	1 5 3		
1 4 8	1 2 3	1 5 3		
1 4 9	1 2 3	1 5 3		
1 5 0	1 2 3	1 5 3		
1 5 1	1 2 3	1 5 3		
1 5 2	1 2 3	1 5 3		
1 5 3	1 2 3	1 5 3		
1 5 4		1 5 3		
1 5 5		1 5 3		
1 5 6		1 5 3		
1 5 7		1 5 3		

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)
 第5条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第15条の表中

「	「	を	」	に改める。
課長補佐 又はこれ に相当す る職	その他の 職員の職		課長補佐 又はこれ に相当す る職	主任 その他の 職員の職
」			」	

第18条第2項中「合格した職員」の次に「(企業職給料表(3)の適用を受ける者に限る。)」を加え、「企業職給料表(1)4級の項第2号又は同表」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第3項中「課長補佐若しくはこれに相当する職以上の職、副課長補佐」を「主任以上の職」に改め、同項ただし書中「企業職給料表(1)又は」を削る。

別表第1中

「	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">3級</td> <td> 1 課長補佐昇任選考に合格し、勤務成績良好な職員 2 2級の在級期間8年以上で勤務成績良好な職員 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が3級であった職員 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">4級</td> <td> 1 課長補佐昇任選考合格後1年を経過し、勤務成績良好な職員 2 3級の在級期間5年以上で年齢38歳(大学卒にあつては39歳)以上の職員(在職期間が大学卒17年以上、短大卒18年以上、高校卒以下20年以上である者に限る。)のうち別に定める選考に合格したもの 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が4級であった職員又は副課長補佐の職にあつた職員 </td> </tr> </table>	3級	1 課長補佐昇任選考に合格し、勤務成績良好な職員 2 2級の在級期間8年以上で勤務成績良好な職員 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が3級であった職員	4級	1 課長補佐昇任選考合格後1年を経過し、勤務成績良好な職員 2 3級の在級期間5年以上で年齢38歳(大学卒にあつては39歳)以上の職員(在職期間が大学卒17年以上、短大卒18年以上、高校卒以下20年以上である者に限る。)のうち別に定める選考に合格したもの 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が4級であった職員又は副課長補佐の職にあつた職員	」
3級	1 課長補佐昇任選考に合格し、勤務成績良好な職員 2 2級の在級期間8年以上で勤務成績良好な職員 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が3級であった職員					
4級	1 課長補佐昇任選考合格後1年を経過し、勤務成績良好な職員 2 3級の在級期間5年以上で年齢38歳(大学卒にあつては39歳)以上の職員(在職期間が大学卒17年以上、短大卒18年以上、高校卒以下20年以上である者に限る。)のうち別に定める選考に合格したもの 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が4級であった職員又は副課長補佐の職にあつた職員					

を
「

3級	1 課長補佐昇任選考に合格し、勤務成績良好な職員 2 2級の在級期間8年以上で勤務成績良好な職員 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が3級であった職員
----	---

に改める。

別表第1備考第6項中「10月30日」を「10月31日」に改め、「4級の項及び」を削り、同表備考第14項中「企業職給料表(1)又は」及び「企業職給料表(1)4級の項第2号に規定する3級の在級期間又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

(管理職手当支給規程の一部改正)

第6条 管理職手当支給規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100円」を「1円」に改める。

(通勤手当規程の一部改正)

第7条 通勤手当規程(昭和51年名古屋市交通局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

(名古屋市交通局特殊勤務手当支給規程の一部改正)

第8条 名古屋市交通局特殊勤務手当支給規程(平成13年名古屋市交通局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号」の次に「。以下「勤務時間規程」という。」を、「隔日交代制勤務」の次に「(1回の勤務の全部又は1回の勤務を2分した場合における前半若しくは後半に相当する勤務を勤務時間規程第10条に定める超過勤務により従事させる場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程及び第8条の規定による改正後の名古屋市交通局特殊勤務手当支給規程は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程は、令和5年10月20日から適用する。

(経過措置)

- 4 会計年度任用職員就業規程等の一部を改正する規程（令和5年名古屋市交通局管理規程第18号）附則第5項の適用を受ける職員の昇給の号給数及び号給の調整については、他の職員との権衡を考慮して、別に定めるところにより、調整することができる。
- 5 令和13年度までの間に職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋市条例第1号）第3条に規定する年齢（以下「定年年齢」という。）に達する職員のうち、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第3項又は第4項により採用された職員の給与との均衡を著しく失することとなるものについては、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日から定年年齢に達する日の属する年度の末日までの間、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
（名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正）
- 6 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。
附則別表第1及び附則別表第1の2を次のように改める。

附則別表第1

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
138				99
139				100
140				101
141				102
142				102
143				103
144				103
145				104
146				104
147				105
148				105
149				106
150				107
151				108
152				109
153				110
154		114		111
155		115		112
156		116		113
157		117		114
158		118	69	115
159		119	69	116
160		120	70	117
161		121	70	118
162		122	70	119
163		123	71	120
164		124	71	121
165		125	71	122
166		125	72	122
167		126	72	123
168		126	72	123
169		127	73	124
170		127	74	124
171		128	75	125
172		128	76	125
173		129	77	126
174		130	78	127
175		131	79	128
176		132	80	129
177		133	81	130
178		134	81	131
179		135	82	132
180		136	82	133
181		137	83	133
182		138	83	133
183		139	84	133
184		140	84	133

2 3 4
2 3 5
2 3 6
2 3 7
2 3 8
2 3 9
2 4 0
2 4 1
2 4 2
2 4 3
2 4 4
2 4 5
2 4 6
2 4 7
2 4 8
2 4 9
2 5 0
2 5 1
2 5 2
2 5 3
2 5 4
2 5 5
2 5 6
2 5 7
2 5 8
2 5 9
2 6 0
2 6 1
2 6 2
2 6 3
2 6 4
2 6 5
2 6 6
2 6 7
2 6 8
2 6 9
2 7 0
2 7 1
2 7 2
2 7 3
2 7 4
2 7 5
2 7 6
2 7 7
2 7 8
2 7 9
2 8 0
2 8 1
2 8 2

186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234

122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
133
134
134
135
135
136
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
145
146
146
147
147
148
148
149
150
151
152
153
153
154
154
155
155
156
156
157
158

2 8 3
2 8 4
2 8 5
2 8 6
2 8 7
2 8 8
2 8 9
2 9 0
2 9 1
2 9 2
2 9 3
2 9 4
2 9 5
2 9 6
2 9 7
2 9 8
2 9 9
3 0 0
3 0 1
3 0 2
3 0 3
3 0 4
3 0 5
3 0 6
3 0 7
3 0 8
3 0 9
3 1 0
3 1 1
3 1 2
3 1 3
3 1 4
3 1 5
3 1 6
3 1 7
3 1 8
3 1 9
3 2 0
3 2 1
3 2 2
3 2 3
3 2 4
3 2 5
3 2 6
3 2 7
3 2 8
3 2 9
3 3 0
3 3 1

235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
253
254
254
255
255
256
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279

159
160
161
162
163
164
165
165
166
166
167
167
168
168
169
170
171
172
173
173
174
174
175
175
176
176
177
178
179
180
181
181
182
182
183

3 3 2	280
3 3 3	281
3 3 4	282
3 3 5	283
3 3 6	284
3 3 7	285
3 3 8	286
3 3 9	287
3 4 0	288
3 4 1	289
3 4 2	290
3 4 3	291
3 4 4	292
3 4 5	293
3 4 6	294
3 4 7	295
3 4 8	296
3 4 9	297
3 5 0	298
3 5 1	299
3 5 2	300
3 5 3	301
3 5 4	302
3 5 5	303
3 5 6	304
3 5 7	305
3 5 8	305
3 5 9	306
3 6 0	306
3 6 1	307
3 6 2	307
3 6 3	308
3 6 4	308
3 6 5	309
3 6 6	310
3 6 7	311
3 6 8	312
3 6 9	313

備考

1 職務の級の最高の号給の額を超える給料月額適用を受ける職員が昇格した場合における昇格後の号給については、次の各号に掲げる昇格前の職務の級に応じて、当該各号に定める号給とする。

(1) 2級 3 1 3

(2) 3級 1 8 3

(3) 4級 1 3 3

2 職務の級 2級の最高号給を含む上位 1 7 号給から職務の級 3 級に昇格する場合に決定される号給は、別に定める者を除き、この表の昇格後の号給欄に定める号給より 1 号給下位の号給とする。

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	21	37	1
2	22	22	38	1
3	23	23	39	2
4	24	24	40	3
5	25	25	41	4
6	26	26	42	5
7	27	27	43	6
8	28	28	44	7
9	29	29	45	8
10	30	30	46	9
11	31	31	47	10
12	32	32	48	11
13	33	33	49	12
14	34	34	50	13
15	35	35	51	14
16	36	36	52	15
17	37	37	53	16
18	38	38	54	17
19	39	39	55	18
20	40	40	56	19
21	41	41	58	20
22	42	42	60	21
23	43	43	62	22
24	44	44	64	23
25	45	45	65	24
26	46	46	66	26
27	47	47	67	28
28	48	48	68	30
29	49	49	70	32
30	50	50	72	34
31	51	51	74	36
32	52	52	76	38
33	54	53	78	40
34	56	54	80	41
35	58	55	82	42
36	60	56	84	43
37	61	57	85	44
38	62	58	86	46
39	63	59	87	48
40	64	60	88	50
41	65	61	90	52
42	66	62	92	54
43	67	63	94	56

4 4	68	64	96	58
4 5	69	65	99	60
4 6	70	66	102	62
4 7	71	67	105	64
4 8	72	68	108	66
4 9	73	69	111	68
5 0	74	70	114	70
5 1	75	71	117	72
5 2	76	72	120	74
5 3	77	73	122	76
5 4	78	74	124	78
5 5	79	75	126	80
5 6	80	76	128	82
5 7	81	77	131	84
5 8	82	78	134	86
5 9	83	79	137	88
6 0	84	80	140	90
6 1	85	81	142	92
6 2	86	82	144	93
6 3	87	83	146	94
6 4	88	84	148	95
6 5	89	85	150	96
6 6	90	86	152	97
6 7	91	87	154	98
6 8	92	88	156	99
6 9	93	89	159	100
7 0	94	90	162	101
7 1	95	91	165	102
7 2	96	92	168	103
7 3	97	93	169	104
7 4	98	94	170	106
7 5	99	95	171	108
7 6	100	96	172	110
7 7	101	98	173	112
7 8	102	100	174	113
7 9	103	102	175	114
8 0	104	104	176	115
8 1	107	105	178	116
8 2	110	106	180	117
8 3	113	107	182	118
8 4	116	108	184	119
8 5	119	110	185	120
8 6	122	112	186	121
8 7	123	114	187	122
8 8	123	116	188	123

8 9	123	118	190	124
9 0	123	120	192	126
9 1	123	122	194	128
9 2	123	124	196	130
9 3	123	125	197	132
9 4	123	126	198	133
9 5	123	127	199	134
9 6	123	128	200	135
9 7	123	130	201	136
9 8	123	132	202	137
9 9	123	134	203	138
1 0 0	123	136	204	139
1 0 1	123	137	206	140
1 0 2	123	138	208	142
1 0 3	123	139	210	144
1 0 4	123	140	212	146
1 0 5	123	142	213	148
1 0 6	123	144	214	149
1 0 7	123	146	215	150
1 0 8	123	148	216	151
1 0 9	123	149	217	152
1 1 0	123	150	218	153
1 1 1	123	151	219	154
1 1 2	123	152	220	155
1 1 3	123	153	222	156
1 1 4	123	154	224	157
1 1 5	123	155	226	158
1 1 6	123	156	228	159
1 1 7	123	157	229	160
1 1 8	123	158	230	161
1 1 9	123	159	231	162
1 2 0	123	160	232	163
1 2 1	123	161	233	164
1 2 2	123	162	234	166
1 2 3	123	163	235	168
1 2 4	123	164	236	170
1 2 5	123	166	237	172
1 2 6	123	168	238	173
1 2 7	123	170	239	174
1 2 8	123	172	240	175
1 2 9	123	173	241	176
1 3 0	123	174	242	177
1 3 1	123	175	243	178
1 3 2	123	176	244	179
1 3 3	123	177	246	180

1 3 4	123	178	248
1 3 5	123	179	250
1 3 6	123	180	252
1 3 7	123	181	253
1 3 8	123	182	254
1 3 9	123	183	255
1 4 0	123	184	256
1 4 1	123	185	257
1 4 2	123	186	258
1 4 3	123	187	259
1 4 4	123	188	260
1 4 5	123	189	262
1 4 6	123	190	264
1 4 7	123	191	266
1 4 8	123	192	268
1 4 9	123	194	269
1 5 0	123	196	270
1 5 1	123	198	271
1 5 2	123	200	272
1 5 3	123	201	274
1 5 4	123	202	276
1 5 5	123	203	278
1 5 6	123	204	280
1 5 7	123	205	281
1 5 8	123	206	282
1 5 9	123	207	283
1 6 0	123	208	284
1 6 1	123	209	285
1 6 2	123	210	286
1 6 3	123	211	287
1 6 4	123	212	288
1 6 5	123	213	290
1 6 6	123	214	292
1 6 7	123	215	294
1 6 8	123	216	296
1 6 9	123	217	297
1 7 0	123	218	298
1 7 1	123	219	299
1 7 2	123	220	300
1 7 3	123	221	302
1 7 4	123	222	304
1 7 5	123	223	306
1 7 6	123	224	308
1 7 7	123	225	309
1 7 8	123	226	310

1 7 9	123	227	311
1 8 0	123	228	312
1 8 1	123	229	314
1 8 2	123	230	316
1 8 3	123	231	317
1 8 4	123	232	317
1 8 5	123	233	317
1 8 6	123	234	317
1 8 7	123	235	317
1 8 8	123	236	317
1 8 9	123	237	317
1 9 0	123	238	
1 9 1	123	239	
1 9 2	123	240	
1 9 3	123	241	
1 9 4	123	242	
1 9 5	123	243	
1 9 6	123	244	
1 9 7	123	245	
1 9 8	123	246	
1 9 9	123	247	
2 0 0	123	248	
2 0 1	123	249	
2 0 2	123	250	
2 0 3	123	251	
2 0 4	123	252	
2 0 5	123	253	
2 0 6	123	254	
2 0 7	123	255	
2 0 8	123	256	
2 0 9	123	257	
2 1 0	123	258	
2 1 1	123	259	
2 1 2	123	260	
2 1 3	123	261	
2 1 4	123	262	
2 1 5	123	263	
2 1 6	123	264	
2 1 7	123	265	
2 1 8	123	266	
2 1 9	123	267	
2 2 0	123	268	
2 2 1	123	269	
2 2 2	123	270	
2 2 3	123	271	

2 2 4	123	272
2 2 5	123	273
2 2 6	123	274
2 2 7	123	275
2 2 8	123	276
2 2 9	123	277
2 3 0	123	278
2 3 1	123	279
2 3 2	123	280
2 3 3	123	281
2 3 4	123	282
2 3 5	123	283
2 3 6	123	284
2 3 7	123	285
2 3 8	123	286
2 3 9	123	287
2 4 0	123	288
2 4 1	123	289
2 4 2	123	290
2 4 3	123	291
2 4 4	123	292
2 4 5	123	293
2 4 6	123	294
2 4 7	123	295
2 4 8	123	296
2 4 9	123	297
2 5 0	123	298
2 5 1	123	299
2 5 2	123	300
2 5 3	123	302
2 5 4	123	304
2 5 5	123	306
2 5 6	123	308
2 5 7	123	309
2 5 8	123	310
2 5 9	123	311
2 6 0	123	312
2 6 1	123	313
2 6 2	123	314
2 6 3	123	315
2 6 4	123	316
2 6 5	123	317
2 6 6	123	318
2 6 7	123	319
2 6 8	123	320

2 6 9	123	321
2 7 0	123	322
2 7 1	123	323
2 7 2	123	324
2 7 3	123	325
2 7 4	123	326
2 7 5	123	327
2 7 6	123	328
2 7 7	123	329
2 7 8	123	330
2 7 9	123	331
2 8 0	123	332
2 8 1	123	333
2 8 2	123	334
2 8 3	123	335
2 8 4	123	336
2 8 5	123	337
2 8 6	123	338
2 8 7	123	339
2 8 8	123	340
2 8 9	123	341
2 9 0	123	342
2 9 1	123	343
2 9 2	123	344
2 9 3	123	345
2 9 4	123	346
2 9 5	123	347
2 9 6	123	348
2 9 7	123	349
2 9 8	123	350
2 9 9	123	351
3 0 0	123	352
3 0 1	123	353
3 0 2	123	354
3 0 3	123	355
3 0 4	123	356
3 0 5	123	358
3 0 6	123	360
3 0 7	123	362
3 0 8	123	364
3 0 9	123	365
3 1 0	123	366
3 1 1	123	367
3 1 2	123	368
3 1 3	123	369

3 1 4	123	369
3 1 5	123	369
3 1 6	123	369
3 1 7	123	369
3 1 8	123	
3 1 9	123	
3 2 0	123	
3 2 1	123	
3 2 2	123	
3 2 3	123	
3 2 4	123	
3 2 5	123	
3 2 6	123	
3 2 7	123	
3 2 8	123	
3 2 9	123	
3 3 0	123	
3 3 1	123	
3 3 2	123	
3 3 3	123	
3 3 4	123	
3 3 5	123	
3 3 6	123	
3 3 7	123	
3 3 8	123	
3 3 9	123	
3 4 0	123	
3 4 1	123	
3 4 2	123	
3 4 3	123	
3 4 4	123	
3 4 5	123	
3 4 6	123	
3 4 7	123	
3 4 8	123	
3 4 9	123	
3 5 0	123	
3 5 1	123	
3 5 2	123	
3 5 3	123	
3 5 4	123	
3 5 5	123	
3 5 6	123	
3 5 7	123	
3 5 8	123	

3 5 9	123		
3 6 0	123		
3 6 1	123		
3 6 2	123		
3 6 3	123		
3 6 4	123		
3 6 5	123		
3 6 6	123		
3 6 7	123		
3 6 8	123		
3 6 9	123		

備考 職務の級の最高の号給の額を超える給料月額を適用を受ける職員が降格した場合における降格後の号給については、次の各号に掲げる降格前の職務の級に応じて、当該各号に定める号給とする。

- (1) 2級 1 2 3
- (2) 3級 3 6 9
- (3) 4級 3 1 7
- (4) 5級 1 8 1

7 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和5年名古屋市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「100円」を「1円」に改める。

名古屋市交通局管理規程第16号

ドニチエコきっぷの特例に関する規程（令和5年名古屋市交通局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

附則第5項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第17号

乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

附則第7項各号列記以外の部分を次のように改める。

一部改正条例附則第5項に規定する別に定める額は、附則別表に掲げる運賃及び車種の区分に応じ、同表右欄に掲げる運賃額以上一部改正条例附則第4項各号に定める運賃額未満の範囲内において別に定める額とし、次の各号に定める場合に適用することができる。

附則第8項第2号ア中「3,300円」を「3,450円」に、「2,310円」を「2,410円」に改め、同号イ中「20円」を「30円」に改める。

附則第10項中「一部改正条例附則第5項」を「附則別表」に、「2,310円」を「2,410円」に改める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表（附則第7項関係）

運賃	車種	運賃額
時間制運賃	大型車	6,820円
	中型車	5,760円
距離制運賃	大型車	140円
	中型車	120円

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第18号

認定鉄道事業者制度業務実施規程（平成14年名古屋市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第9条第4項中「担当課長」を「この章において「担当の課長」」に改める。

第10条第2項及び第3項中「担当課長」を「担当の課長」に改め、同条第5項中「確認を行ったことを証する書類（以下「設計確認書」という。）」を「設計確認書」に改める。

第11条第1項中「担当課長」を「担当の課長」に改める。

第12条第3項中「担当課長」を「工事を担当した各課又は公所の長」に改め、同条第10項中「確認を行ったことを証する書類（以下「竣工確認書」という。）」を「竣工確認書」に改める。

第13条第5項中「各課又は公所」の次に「（以下「担当課所」という。）」を加える。

第16条第2項中「設計業務又は竣工確認業務を担当する各課又は公所」を「担当課所」に改める。

第18条第1項中「箇所」を「課又は公所」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市志段味古墳群歴史の里の利用料金の公告

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号）第3条第2項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和11年3月31日までに適用される名古屋市志段味古墳群歴史の里の利用料金の額について、次のとおり承認しましたので公告します。

令和6年3月25日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

別表第1

区分	利用料金の額
個人（1人1回につき）	200円
20人以上の団体（1人1回につき）	120円
定期観覧券（1年券）	800円
備考 小学校就学の始期に達するまでの者及び中学校若しくは小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者は、無料とする。	

別表第2

使用区分	利用料金の額
大型自動車（1台1回につき）	1,200円
普通自動車（1台1回につき）	300円
備考 歴史の里における催物その他の行事の開催期間のうち委員会が指定する期間に利用する場合に限る。	

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年3月28日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アスナル金山・ループ金山

名古屋市中区金山一丁目31番 ほか 6筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
名古屋市	名古屋市交通局長 小林 史郎	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	変更なし	名古屋市交通局長 折戸 秀郷	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)ストライプインターナショナル	代表取締役 立花 隆央	岡山市北区幸町2番8号	変更なし	代表取締役 川部 将士	変更なし	令和5年2月1日
2	(株)オールハーツ・カンパニー	代表取締役 鈴木 基生	名古屋市中区栄二丁目4番18号	変更なし	代表取締役 四方田 豊	変更なし	令和3年10月1日

3	(株)コーエン	代表取締役 藤澤 光徳	東京都港区 赤坂八丁目 1番19号	変更なし	代表取締役 木村 竜哉	変更なし	令和 4年 5月 11日
4	(株)メニコン	代表執行役 田中 英成	名古屋市中 区葵三丁目 21番19号	変更なし	代表執行役 川浦 康嗣	変更なし	令和 5年 4月 1日
5	(株)ファッショ ンクロス	代表取締役 西川 信一	東京都中央 区晴海一丁 目 8番10号	(株)ライフス タイルイノ ベーション	変更なし	東京都港区 北青山三丁 目 5番10号	令和 6年 3月 1日
6	(株)イークロ ージング	代表取締役 赤木 政一	名古屋市中 区錦二丁目 15番20号	変更なし	変更なし	名古屋市名 東区一社三 丁目 100番 地	令和 4年 3月 14日
7	(株)ウェルカ ム	代表取締役 横川 正紀	東京都渋谷 区神宮前二 丁目 4番11 号	変更なし	変更なし	東京都目黒 区碑文谷 5 丁目11番11 号	令和 3年 2月 1日
8	(株)ジーフッ ト	代表取締役 木下 尚久	東京都中央 区新川一丁 目23番 5号	変更なし	変更なし	東京都中央 区新川一丁 目14番 1号	令和 6年 1月 29日
9	(株)スタイル フォース	代表取締役 飯高 宏	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1	(株)アルカス インターナ ショナル	代表取締役 阪本 敏之	変更なし	令和 5年 6月 1日
10	名鉄産業(株)	代表取締役 林 裕二	名古屋市南 区前浜通 7 丁目28番地	(株)名鉄生活 創研	代表取締役 足立 洋平	名古屋市 村区名駅一 丁目 2番 4 号	令和 4年 7月 1日
11	(有)バナナレ コード	代表取締役 田中 秀一	名古屋市中 区栄二丁目 4番11号	(株)ナニワ商 会	代表取締役 塩山 知之	大阪市中央 区心斎橋筋 一丁目 4番 29号	令和 4年 4月 1日
12	(株)ワンダー コーポレー ション	代表取締役 内藤 雅義	茨城県土浦 市蓮河原新 町4181	R E X T H o l d i n g s (株)	代表取締役 塩田 徹	東京都新宿 区西新宿八 丁目17番 1 号	令和 4年 6月 1日
13	—	—	—	(株)アキュー	代表取締役 長田 泰幸	浜松市西区 坪井町4183 番地	令和 5年 12月 22日
14	(株)芋銀	代表取締役 小出 崇博	名古屋市熱 田区川並町 2番22号	—	—	—	令和 5年 6月 30日

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 5年 4月 1日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1からNo. 4までの小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 5の小売業者については、名称及び住所変更のため
- (4) No. 6からNo. 8までの小売業者については、住所変更のため
- (5) No. 9の小売業者については、名称及び代表者変更のため
- (6) No.10からNo.12までの小売業者については、事業承継による名称及び住所並びに代表者の変更のため
- (7) No.13の小売業者については、入店のため
- (8) No.14の小売業者については、退店のため

5 届出の日

令和 6年 3月18日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 3月28日から同年 7月29日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 7月29日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により、次の者を令和6年3月28日懲戒処分に付した。

令和6年3月28日

名古屋市長 河村 たかし

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
子ども青少年局主事	停職4月	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
経済局主任研究員	停職1月	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号